

近代東京の水車

—明治・大正期における多摩川流域の水車分布—

1992年

鈴木芳行

調布学園女子短期大学

はじめに

一九八八（昭和六三）年八月に「明治初年多摩川流域の諸産業と在来技術の究明にむけて」（『地方史研究』第二一四号所収）で在来技術のひとつであった水車伸銅の技術的究明を表明し、つづいて、一九九〇（平成二）年には「在来産業である膝折村水車伸銅業の技術史的考察―元伸銅工への聞き取りを中心に―」（『都市周辺の地方史』雄山閣出版所収）で、東京との境界ま近にあった埼玉県北足立郡膝折村の水車伸銅について技術史的考察を行ない、水車伸銅技術の沿革と内容の一端を明らかにした。

本研究の目的は主にこうした研究成果を受け継ぎ、なおかつ研究過程でみ出した明治・大正期東京府の夥しい数の水車に関する申請書の類（東京都公文書館所蔵）を台帳形式に集約することと、集約した『水車台帳』を基本にして水車を動力とする諸産業の地域分布を明らかにするところにある。

作成する『水車台帳』の元になった水車行政文書は総数一万二〇〇〇点を超え、これを本書独自の様式にまとめるまでには少なからざる時間と、緻密な名寄せの作業を要した。

『水車台帳』の作成経過、水車行政文書、水車行政、および水車産業の地域分布などについては、解説で言及した。もとより水車産業の地域分布は本研究の趣旨に沿った解析結果であり、今後は全面的な解析とその成果の公表を期するところである。

申請書類の所在調査、資料の収集にあたっては、東京都公文書館の方々に大変お世話になった。また、とうきゅう環境浄化財団の研究助成なくしては本研究をなしえなかったことも事実である。ここに記して、深く感謝申しあげたい。

筆 者

一九九三年三月

目次

はじめに

解説 一

凡例 一五

『水車台帳』 一七

(参考) 欄登載資料一覧 五二一

水車所在地索引 五三三

解説

一 水車業規則

一八九七(明治三〇)年二月二十四日、東京府では府令第一二五号を以て、「水車業規則」を制定し、同日づけで実施に移した。当時の東京府の基本的な水車行政を知るためにもやや長文ではあるが、全文一四か条、付則三か条を掲げて置く。

第一条 水車業ヲ経営セントスルモノハ左ノ事項ヲ具シ、当庁ニ願出免許ヲ請クヘシ。

一 水車及付屬物設置ノ位置及其地目。

二 水車ノ種類。

三 車輪ノ数及尺度若クハ力量。

四 使用ノ目的、使用器械ノ種類、数及力量。

五 水路、堰、樋等ノ位置、構造ヲ示ス図面及設計仕様書。

六 水路關係者及接続地主ノ承諾書。

七 起工竣工ノ予定期限。

第二条 河川溝渠其他公共用ノ水路ニ水車ヲ設置セントスルトキハ、別ニ之力使用ノ免許ヲ請クヘシ。

キハ、別ニ之力使用ノ免許ヲ請クヘシ。

水車又ハ其水路ノ為メ官有地ヲ使用セントスルトキハ、貸下ノ許可ヲ請クヘシ。

第三条 既ニ免許ヲ請ケタルモノニシテ、第一条若クハ第二条

ノ事項ヲ変更セントスルトキハ、更ニ其手続ヲ為スヘシ。

第四条 工事ニ着手セントスルトキ及工事竣成シタルトキハ、其旨届出ヘシ。

第五条 設計仕様書ニ違フト認ムル工事ハ、日限ヲ定メテ之ヲ改築ヲ為サシムヘシ。

前項ノ場合ニ於テ改築ヲ拒ミ又ハ示定期限内ニ改築セザルモノハ、免許ヲ取消スコトアルヘシ。

第六条 予定ノ期限内ニ起工若クハ竣工セサルモノハ、免許ノ効ヲ失フモノトス。

第七条 水車業ノ為メ設ケタル河川堤塘道路等ノ堰樋水路等ハ、免許人ニ於テ其維持保存ノ責ニ任スヘシ。

第八条 水車業免許後ト雖モ治水其他公益ニ害アリト認ムルトキハ、免許人ノ自費ヲ以テ之力予防ヲ為サシメ又ハ設計ヲ変更セシメ、若クハ無償ニテ免許ヲ取消スコトアルヘシ。

第九条 免許人ニ於テ水車業ヲ廃止シタルトキハ、七日以内ニ其旨届出ヘシ。

第十条 水車業ノ免許権ヲ売買譲与セントスルトキハ、免許人並ニ讓受買受人連署ノ上、認可ヲ請クヘシ。若シ其手続ヲ為

サル場合ニ於テハ、其行為ハ無効トス。

第十一条 第三条第七条ニ違背シタルトキハ、免許ノ効ヲ失フモノトス。

第十二条 第五条第六条第八条第十一条ノ場合ニ於テ生スル損害ニ対シテハ、当庁ハ一切其責ニ任セス。

第十三条 第五条第八条ニ依リ免許ヲ取消シ、若クハ第六条第十
一条ニ依リ免許ノ効ヲ失ヒタル場合ニ於テ、先キニ河川堤塘道
路等ノ原形ヲ変更シタルトキハ、日限ヲ定メテ之ヲ復旧セシム
ヘシ。若シ示定ノ期限内ニ復旧セサルトキハ、当庁ニ於テ之ヲ
施行シ免許人ヨリ其費用ヲ徴収スヘシ。

第十四条 免許ノ際特ニ下付シタル命令書、及免許後公益上其他
ノ必要ニ依リ該命令書ノ条項ヲ変更増減シタルトキハ、總テ之
ヲ遵守スヘシ。

但之レカ為メニ生スル損害ニ付テハ、当庁ハ其責ニ任セス。

付則

第十五条 従来免許ヲ請ケタルモノハ、第二条土地使用ニ係ルモ
ノヲ除クノ外、別ニ命令ヲ用キス本則ヲ適用ス。

第十六条 神田上水路及神田上水助水路ニ設置スル水車ニハ、当
分ノ内本則ヲ適用セス。

第十七条 本則ハ発布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

すなわち、新設の際は勿論のこと、水車営業者は売買、譲与（譲渡・
相続を含む）などにより所有権を委譲するとき、および水車器械を交
更する際にも東京府の許可を必要とし、水車を廃止する際は、届け出
る義務があつた。^(注二)

(注一) この一八九七年「水車業規制」とほぼ同内容の水車に関
する規則は、これ以前にも既に施行されていた。その内容は今の
ところ明確にはできないが、施行の事実は従来の規則では免許期

間を五年間とし更新手続きにより営業延長を許可していたが、
「水車業規則」では免許期限を無期限とし、東京府が各水車営業
者にその旨の徹底を図るよう各郡区長に発した「水車業規則」と
同日づけの、つぎの通達案に明らかである。

各郡区長へ通達案

二発二九六号

水車営業之義、従来有期限之處、本月二十四日府令第二百二十五
号ヲ以テ水車業規則発布ニ付テハ、無期限ニ相成候間、心得ノ
為メ其旨当業者へ示達方御取計有之度、此段為念申入候也。

年月日

内務部長

各郡区長宛

(理由) 水車営業ハ従来五ケ年間ノ處、無期限ニ相成候間、
本文ノ通達案ヲ草ス。

(東京都公文書館蔵『明治三十年第二課文書類別
水車ニ関スル書類一』所収)

それでは東京府が水車の行政事務を始めたのがいつからかとい
えば、一八七七(明治一〇)年のつぎの布達から判断すると、同
年三月から、警視庁が行なっていた事務を引き継いだと理解した
い。

甲第三十二号 三月十四日

水車願ノ義是迄警視本署へ差出来候処、自今本庁ニ於テ取扱候
条、此旨布達候事。

(東京都公文書館蔵『東京府布達全書』明治十年所収)

二 水車行政 — 水車税、河川法と製造所取締規則 —

江戸幕府は一七七二（安永元）年に「水車等ノ営業ヲ為スモノハ少分ト雖モ冥加金ヲ上納スヘキ理タリ」と、水車運上を創始した。幕末の幕府調査によれば幕領四二か国で水車運上を賦課していたのは三六か国にものぼり、水車業の全国的な展開を確認できた。明治維新後、当分の間旧幕の税制度を継承した新政府は、一八七三（明治六）年から本格的な地租改正事業に着手するとともに、七五年にはそれまでの雑税一五五三種類の廃止を宣言した。しかしこれは国税としての廃止であって、雑税のうちの多くはつぎのように地方税の営業税や雑種税として継承されたのである。

一八七四（明治七）年一月、東京府は「各府県限取立候諸税之分は賦金と相唱可申趣」という太政官布告を受けて、東京府下の一五種の諸税を賦金と呼称することにしたが、この賦金の中には「上水水車税」があった。また、七九（明治二二）年六月、東京府は営業税雑種税賦課規則を定め、水車税については「雑種税賦課規則」第九章でつぎのように規定した。

紡織製作等総て機関ヲ運転スル水車、並ニ米穀其他ヲ擣精シ又ハ粉砕スル水車ニテ、挽臼五白以上・搗臼二十五白以上ハ地方税トシテ一ヶ年金五円ヲ課シ、其未滿ハ挽臼一白ニ付一ヶ年金一円、搗臼一白ニ付一ヶ年金二十銭ヲ課スヘシ（第三十四条）。

水車税金前半年分ハ一月三十一日限、後半分ハ七月三十一日限其郡区役所へ納ムヘシ。但開業又ハ増臼六月以前ニ在ル者ハ一ヶ年

分、七月以後ニ在ル者ハ半ヶ年分、廃業又ハ減臼六月以前ニ在ル者ハ半ヶ年分、七月以後ニ在ル者ハ一ヶ年分徴収スヘシ（第三十五条）。

水車営業ノ者ハ郡区役所ノ鑑札ヲ所持スヘシ。白数ニ依リ納税スル水車営業人ハ白数ヲ増減スル毎ニ郡区役所へ届出ヘシ（第三十六条）。

一八七八（明治一一）年に郡区役所が成立すると、郡区役所が町村戸長役場と府県庁との間にあって国税と地方税の徴収を行なうことになり、地方税としての水車税も東京府では翌七九年から各郡区役所と各町村役場が徴収することにした。

一八九六（明治二九）年、法律第七一号により「河川法」が成立した。近代最初の本格的な河川立法であり、内務省が河川行政を管掌することになった。河川法によると、「河川ノ区域内ニ於テ敷地ニ固著シテ施設スル工作物又ハ河川ニ沿ヒ若ハ河川ヲ横過シ若ハ其ノ床下ニ於イテ施設スル工作物」（同法第一七条三項）、「河川ノ敷地若ハ流水ヲ占用セムトスル者ハ地方行政庁ノ許可ヲ受クヘシ」（同法第一八条）とし、工作物のひとつである水車も河川法の適用を受けることになった。同法の「地方行政庁」には、東京府の場合、「東京府知事」が、とくに「警視總監」が含まれることになったが、じつはさきの「水車業規則」は、こうした河川法の成立を受けた東京府の低位立法だったのである。

したがって、河川法が適用ないしは準用される河川に水車を新設したり、既設の水車に変更を加える場合には、「公有水面使用願」「川

敷使用願」などを提出し、水利管理者である東京府知事の許可を必要とした。許可期限は五年間で、毎年定額の水面使用料や川敷使用料の支払い義務があり、また五年間を超えて使用する場合には、更新手続きを必要とした。もっとも、河川法の適用や準用を受けられない河川も東京府の管轄下にあったことは、指摘するまでもないであろう。

一八七六(明治九)年一〇月、甲第一二八号を以て、東京府は管内の営業および民費に関する事業について、「自今警視庁ニ於テ取扱候様正院ヨリ被相達候」とし、「新タニ規則ヲ施行シ又ハ之ヲ更生スルトキ」は「警視長官ト府知事トノ両名ヲ以頒布スヘシ」「税金ヲ賦課スルニ係ル件ハ当庁ニ於テ徴収スヘク候」と、諸営業については東京府と警視庁が、営業税については東京府が取り扱う旨を布達した。この場合、営業とは製造所をさすとみてよい。同号の施行細則にあたる乙第七〇号では、警視庁が取り扱う製造所のひとつに、「蒸気機関ヲ設置スル危険ナル製造所又ハ水車等ノ取締規則ヲ施行シ又ヒ之ヲ許可スル事」(第一三条)と、水車を動力とする製造所の取締もあげていた。水車業は製造所取締りの面で、警視庁の管轄に属したのである。しかし警視庁が一八八一(明治一四)年に制定した製造所に関する取締り規則では、水車業についてはならぬと触れるところがなかったし、一九〇六(明治三九)年の同規則改正でも言及はなかった。この時期、水車を動力とする製造所にたいして、危険な事業を除き警視庁の直接的な取締行政は希薄であったと指摘できよう。

一九二〇(大正九)年の警視庁令「製造所其ノ他ニ関スル取締規則」では、従来の汽罐、汽機、電動機、瓦斯機関、石油機関を動力とする

製造所の新設のほかに、「空気又ハ水ノ力ヲ使用スル原動機」を使用する製造所の新設は警視庁の許可を必要とする条項を新たに加え、水車を動力とする既設工場も同様とし、廃業の際は警視庁への届け出を義務づけた。のちに述べる水車に関する申請類はただの一件の例外を別にして一九二一(大正一〇)年以降皆無となるがその背景には、こうした製造所取締法の改正と取締行政機関の変更があったものと理解したい。つまり水車は大正期後半以降石油発動機や電力、電動機の普及などにより急速に衰退していくが、その際当然廃業届けが差し出されるわけで、二一年からはその提出先は東京府ではなく警視庁へと変化したのである。勿論、新設の場合も同様であった。

明治・大正期の東京の水車はこのように税目や河川、製造業種などの面で、東京府や警視庁の行政下にあった。

三 東京府の水車行政文書

一八九七年「水車業規制」施行後の新設水車を例にして、東京府の水車行政文書を指摘してみよう。

水車を新しく設けたいとする当事者は、まず関係地主と水利管理者の承諾書や許可書を必要とした。水利管理者は用水ならば用水組合や町村議会でその承諾書、河川法が適用ないしは準用される河川ならば水利管理者は東京府知事での許可書である。つぎに当事者は、当事者の住所、水車の位置・形態・車輪数・寸法・予定馬力数・使用目的、使用器械の種類、使用水路や堰樋の位置・寸法、起工・竣工の予定期

限など諸事項を記載した新設許可願を作成し、水車や使用器械・堰樋の設計仕様書と構造図・現況図などを添付して、これらを町村役場や区役所に提出する。町村役場では関係地主や水利管理者に確認したうえで写しを作成し、本文を郡役所に差し出す。郡区役所では主要事項を確認し、この書類を東京府に差し出す。東京府では土木課が中核となつて、水車取締り当局の警視庁、あるいは水道会社や関係行政機関の承諾書をえただうえで、新設許可案を起案し、関係部局課の決済をえたのち、東京府知事名の許可書を下付するのである。この段階で東京府では許可済みとなつた書類の中から必要事項を選び出し、水車台帳用紙に転記して水車台帳とし、書類は簿冊に編綴し、そのほかの水車行政を進めるうえでの関連文書も作成した。

水車台帳は郡区役所でも作成され、東京府と同様な転記、編綴作業も行なわれた。さて許可をえた当事者は新設許可願記載の期限内に工事に着手するわけだが、着手に際しては着手届けを、竣工に際しては竣工届けを町村役場・郡区役所を経て東京府に提出しなければならなかつたし、工事を延期する場合には延期届けが必要であつた。竣工届けを受けて東京府土木課では地方土木事務所^(注二)の土木技師を現場に派遣し、問題の有無や馬力を検定し、帰庁後、土木技師は復命書と馬力検定書を作成し、視察報告としたわけである。

このようにみてくると新設に伴つて、「新設許可願」「設計仕様書」「構造図」「現況図」「関係地主承諾書」「水利管理者許可書」「新設許可案」「新設許可書」「着手届」「竣工届」「延期届」「復命書」「馬力検定書」と「水車台帳」などが、当事者や行政機関によつて作

成されたことになる。

このほか、水車の売買や譲渡、相続に伴つては「名義変更願」や「代替り許可願」が、水車を移動したり水車器械の増設、減少や修復、堰や樋口を修繕する際にもそれぞれ「移動願」「増設願」「減耗願」「堰樋修繕願」などが作成され、新設水車と同様な添付書類、添付図および関係行政機関などの書類も作成された。一八九八(明治三一)年以前では五年ごとに「継年期願」という書類を作成し、更新手続きを取らなければならなかつた。また水車営業をやめたり、水車小屋が焼失、流失した場合にはそれぞれ「廃車届」「焼失届」「流失届」を出したが、これは届け出だけで済んだのである。

こうした一連の申請書文書は一件ごとにまとめられ、さらに各年ごとに検索のための文書番号・文書名・申請人名の一覧表とともに編綴され、東京府土木課内に備え置かれた。各年の編綴簿冊数と編綴済み文書件数は、表一のとおりである。

新設の場合是一件当たり少なくとも九通の書類が必要であつたが、現実これらが全部揃つている例は少なく、また新設許可願の文面も各種各様であつて、所要の水車諸事項を総て記載している例も多くない。売買などの変更文書に至つてはなおのこと多様である。それとこうした一連の申請書類は、必ずしもここに記載したとおりの名称が用いられてはいなかつた。申請人が作成する文書はむしろ多くのばらつきがあつて、統一性はあまりみ受けられない。

(注二) 東京府の水車に関する規制が一八九七(明治三〇)年が

表1. 水車資料整理表

	簿冊数	編綴件数
1886 (明治19) 年	2	149
1887 (" 20)	1	144
1888 (" 21)	1	119
1889 (" 22)	1	79
1890 (" 23)	1	60
1891 (" 24)	2	85
1892 (" 25)	1	58
1893 (" 26)		
1894 (" 27)	2	120
1895 (" 28)	2	78
1896 (" 29)	2	124
1897 (" 30)	2	112
1898 (" 31)	2	75
1899 (" 32)	2	76
1900 (" 33)	1	69
1901 (" 34)	3	90
1902 (" 35)	2	103
1903 (" 36)	2	116
1904 (" 37)	2	75
1905 (" 38)	1	74
1906 (" 39)	1	55
1907 (" 40)	1	75
1908 (" 41)	2	99
1909 (" 42)	2	79
1910 (" 43)	2	65
1911 (" 44)	2	39
1912 (大正元)	1	38
1913 (" 2)	1	32
1914 (" 3)		
1915 (" 4)	1	19
1916 (" 5)	1	35
1917 (" 6)	1	32
1918 (" 7)	1	40
1919 (" 8)		
1920 (" 9)	1	9
1921 (" 10)		
1922 (" 11)		
1923 (" 12)	1	1
合計	50	2424

最初でないのと同様に、水車行政文書のうちこの編綴簿冊と類似の簿冊についても、つぎの引き継ぎ目録に明らかのように一八八六（明治一九）年以前のものがかつては東京府土木課内に備え置かれていたのである。

水車書類目録

一	水車願綴込	甲乙	自明治四年至九年	二冊	一	同	同	十四年	一冊
一	水車回議録		明治十年	一冊	一	同		十九年	綴込中一
一	同	乾坤	同	一冊	一	同	同	七月ヨリ	綴込中一
一	同	同	同	二冊	一	水車台帳	甲乙丙	同	三冊
一	同	同	同	一冊	一	人名簿	同	同	一冊
一	同	同	同	一冊	一	同	同	同	一冊
一	同	同	同	一冊	一	同	同	同	一冊
一	同	同	同	一冊	一	同	同	同	一冊
一	同	同	同	一冊	一	同	同	同	一冊
一	同	同	同	一冊	一	同	同	同	一冊
一	同	同	同	一冊	一	同	同	同	一冊
一	同	同	同	一冊	一	同	同	同	一冊
一	同	同	同	一冊	一	同	同	同	一冊
一	同	同	同	一冊	一	同	同	同	一冊
一	同	同	同	一冊	一	同	同	同	一冊
一	同	同	同	一冊	一	同	同	同	一冊
一	同	同	同	一冊	一	同	同	同	一冊
一	同	同	同	一冊	一	同	同	同	一冊

- 一 回議件名簿 二冊
- 一 一覽件名簿 一冊
- 一 巡視件名簿 一冊
- 一 定例文書回議簿 一冊

ノ二十三冊

外二水車台帳用紙 水車二関スル端物書類等

右及引継候也。

明治十九年八月

調査掛

治水掛

御中

(東京都公文書館蔵『明治三十年第二課文書類別

水車二関スル書類一』所収)

四 『水車台帳』の作成

水車の申請類には、定まった文書様式はなかったし、東京府の水車台帳自体も台帳様式すらもみ出すことができなかった。したがって、時期を隔てて異なる申請が繰り返される水車を統一的に掌握するためには整理用の個票が必要であり、図一のような水車カードを作成した。これが水車の台帳に相当することになる。

水車カードへの記入にあたっては申請人の氏名を頼りにし、一度記入後の水車所有主の移動や水車器械の変更などの事項は、既記入項目に追記するようにして沿革が一見できるようにした。総てを記入した

のちは、無申請あるいは申請書の欠落などによる水車の移動も数多くみ出されたことから、水車の所在地を頼りに確認の名寄せ作業を行ない、所在の水車について記入済みカードの重複がないようにした。

本文の『水車台帳』の作成にあたっては、まづ記入済みカードを水車所有主の姓名にしたがって五〇音順に配列し、水車名の上部に通し番号をつけた。これが、各水車の水車番号である。つぎに台帳への記入項目を左記のようにきめ、記入済みカードからの転記作業を行なった。転記の場合、各種の単位と引用水路名などの用語を統一するようにした。「郡区名」は水車所在地の郡区である。

姓名 「郡区名」

所有主住所

水車所在地

地目・面積

水車場

【規模】

【業種】

【引用】

【沿革】

本来の東京府備えつけの水車台帳には申請書のうち必要事項だけが転記され、その他は記入されなかった。つまり水車台帳からは問題点の所在がみ出しにくいわけで、本文の『水車台帳』には、問題点の所在など、水車研究のうえで重要とみられる申請類、あるいは水車器械構造図、現況図などを、(参考)欄を設け収録するようにした。

図1. 水車力一ト

カードNo		頭文字		分類	番	号	年	代	史料番号	絵	図	面			
新設 譲渡 他 氏名		屋号		群	区	町	村	(大字)	字	番	地	地	目	面	積
許可年月日		明治 大正 ()年 ()月 ()日		創業年月日		()年 ()月 ()日		明治 大正 ()年 ()月 ()日		No		有		無	
起工届	有	無	免許期限	()年()月~()年()月()年間	水車所在地		町		番		地		面		積
竣工届	有	無	事業科目	製粉 精米 紡績 糸繰	水車小屋		型		柱		礎		輪		径
延期届	有	無	水路	川	馬		力		備		考		料		目
工事日数	()日間	本	川	川	標		高		計		計		計		計
設置理由等															
継続年月日	明治	大正	()年	()月	()日	口径		縦		横		丈		尺	
継続年月日	明治	大正	()年	()月	()日	口径		縦		横		丈		尺	
継続年月日	明治	大正	()年	()月	()日	口径		縦		横		丈		尺	
裏面参照(設計仕様書、その他)備考															
分水車															
前															
後															
増設等															
増設等															
増設等															
増設等															

五 水車の経年変化

『水車台帳』から掌握しえた水車総数は一一九五台。このうち近世に設置の淵源が求められるのは、つぎの二四か所の水車であり、設置年月（焼失含）、明治期の所有主名・所在地・業種の順序で示そう。

元禄年中	文政年間	天明三年八月	天明六年三月	文化元年八月	文化年間	文政五年二月	文政一二年二月
元禄二年 (一六八八)~(一七〇三)	天保一〇年三月 (一八三三)	天明三年八月 (一七八〇)	天明六年三月 (一七八六)	文化元年八月 (一八〇四)	文化年間 (一八〇四)~(一七一七)	文政五年二月 (一八三三)	文政一二年二月 (一八八八)
玉川金三郎	安藤信吉	水村亦右衛門	野口浅次郎	山田義房	栗原金蔵	加藤正作	加藤米吉
豊多摩郡渋谷町下渋谷字町田一 六六七番地(精米業)	宿谷忠次	西多摩郡成木村下成木下分子末 四七一番地(精穀業 製粉業)	西多摩郡大久野村字落合三番地 成三七番地(精穀業 製粉業)	南多摩郡小宮村西中野字金子田 一四一四・一四一五番地(精穀業)	北多摩郡石神井村上石神井一八 九三番地(精穀業 伸銅業)	南多摩郡鶴川村大蔵字住吉三二 七〇番地()	豊多摩郡渋谷町下渋谷一〇三六番地(精穀業)
大野久兵衛	増田丈之助	西多摩郡成木村下成木下分子末 四七一番地(精穀業 製粉業)	西多摩郡大久野村字落合三番地 成三七番地(精穀業 製粉業)	南多摩郡小宮村西中野字金子田 一四一四・一四一五番地(精穀業)	北多摩郡石神井村上石神井一八 九三番地(精穀業 伸銅業)	南多摩郡鶴川村大蔵字住吉三二 七〇番地()	豊多摩郡渋谷町下渋谷一〇三六番地(精穀業)
北多摩郡板橋町下板橋字東宿裏 一三一番地(精穀業 製粉業)	天保一〇年二月 (一八三九)	天保一〇年二月 (一八三九)	天保一〇年二月 (一八三九)	天保一〇年二月 (一八三九)	天保一〇年二月 (一八三九)	天保一〇年二月 (一八三九)	天保一〇年二月 (一八三九)
北多摩郡砧村大蔵字本村四七〇・ 四七一番地(精穀業 製粉業)	小林市太郎	弘化元年一〇月 (一八四四)	嘉永六年七月 (一八五三)	元治元年三月 (一八六四)	元治元年九月 (一八六四)	慶応二年焼失 (一八六六)	慶応三年二月 (一八八八)
北多摩郡砧村大蔵字本村四七〇・ 四七一番地(精穀業 製粉業)	木崎元吉	嘉永六年七月 (一八五三)	嘉永六年七月 (一八五三)	元治元年三月 (一八六四)	元治元年九月 (一八六四)	慶応二年焼失 (一八六六)	慶応三年二月 (一八八八)
西多摩郡成木村下成木下分子末 道一一〇七番地イ号	安藤兵庫	安藤兵庫	安藤兵庫	富岡文治郎	富岡文治郎	川崎平左衛門	石川得太郎
西多摩郡成木村下成木下分子末 道一一〇七番地イ号	西多摩郡吉野村日影和田(三四番地)	北多摩郡砧村大蔵字本村二六一番地(精米業 製粉業)	北多摩郡砧村大蔵字本村二六一番地(精米業 製粉業)	西多摩郡大久野村字玉之内八七五三番地(精穀業)	西多摩郡大久野村字長井五〇六九番地(精穀業)	北多摩郡多磨村押立字宮ノ前二五二・二五三番地(精穀業 製粉業)	西多摩郡吉野村日影和田(三四番地)
西多摩郡吉野村日影和田(三四番地)	西多摩郡吉野村日影和田(三四番地)	北多摩郡砧村大蔵字本村二六一番地(精米業 製粉業)	北多摩郡砧村大蔵字本村二六一番地(精米業 製粉業)	西多摩郡大久野村字玉之内八七五三番地(精穀業)	西多摩郡大久野村字長井五〇六九番地(精穀業)	北多摩郡多磨村押立字宮ノ前二五二・二五三番地(精穀業 製粉業)	西多摩郡吉野村日影和田(三四番地)

表2. 水車台数の経年変化

	既設台数	新設台数	小計	廃業台数	差引	累計
1867年以前		24	24		24	24
1968(明治元)年		2	2		2	26
1869(" 2)年						26
1870(" 3)年		3	3		3	29
1871(" 4)年		2	2		2	31
1872(" 5)年		3	3		3	34
1873(" 6)年						34
1874(" 7)年		3	3		3	37
1875(" 8)年		6	6		6	43
1876(" 9)年	1	6	7		7	50
1877(" 10)年		4	4		4	54
1878(" 11)年		6	6		6	60
1879(" 12)年	1	6	7		7	67
1880(" 13)年	2	5	7		7	74
1881(" 14)年	34	9	43		43	117
1882(" 15)年	25	3	28		28	145
1883(" 16)年	23	3	26		26	171
1884(" 17)年	23	10	33		33	204
1885(" 18)年	16	10	26	1	25	229
1886(" 19)年	11	11	22	4	18	247
1887(" 20)年	2	10	12	1	11	258
1888(" 21)年	2	5	7	1	6	264
1889(" 22)年	3	9	12	1	11	275
1890(" 23)年	1	5	6	1	5	280
1891(" 24)年	2	7	9		9	289
1892(" 25)年	6	6	12		12	301
1893(" 26)年	1	3	4		4	305
1894(" 27)年	77	15	92	23	69	374
1895(" 28)年	17	10	27	8	19	393
1896(" 29)年	27	22	49	4	45	438
1897(" 30)年	17	10	27	4	23	461
1898(" 31)年	16	17	33	2	31	492
1899(" 32)年	21	16	37	7	30	522
1900(" 33)年	25	13	38	5	33	555
1901(" 34)年	20	50	70		70	625
1902(" 35)年	27	54	81	8	73	698
1903(" 36)年	28	27	55	7	48	746
1904(" 37)年	12	15	27	10	17	763
1905(" 38)年	11	8	19	8	11	774
1906(" 39)年	11	13	24	1	23	797
1907(" 40)年	17	21	38	4	34	831
1908(" 41)年	29	33	62	11	51	882
1909(" 42)年	15	26	41	2	39	921
1910(" 43)年	2	21	23	6	17	938
1911(" 44)年	2	28	30	2	28	966
1912(大正元)年	1	22	23	6	17	983
1913(" 2)年	2	17	19	6	13	996
1914(" 3)年		5	5		5	1001
1915(" 4)年	1	13	14	11	3	1004
1916(" 5)年	2	10	12	12	0	1004
1917(" 6)年		20	20	3	17	1021
1918(" 7)年	3	4	7	18	-11	1010
1919(" 8)年		1	1	1	0	1010
1920(" 9)年		6	6	1	5	1015
1921(" 10)年						1015
1922(" 11)年						1015
1923(" 12)年		1	1		1	1016
合計	536	659	1195	179	1016	1016

- 1) 既設台数には、売買、譲渡、相続、移転、廃業などの申請が行なわれてはじめて掌握された水車を収めた。
- 2) 新設台数には、新設申請書のある水車だけでなく、申請類の記載内容から新設年月が判明した水車、および免許を受けた年月を新設年と判断した「(新設許可)」の水車も含めた。
- 3) 新設年に明治初期とある場合は1868年に、明治維新前とある場合は1867年以前に入れた。また再設は既設台数に入れた。
- 4) 累計は、いわば稼働水車を示す。

(一八六七)
慶応三年三月
(一八六七)
旧幕之際

石井熊次郎
上野鎌吉

二番地 (精米業 製粉業)
北多摩郡砧村大蔵字石井戸九一
六・一〇〇四番地 (——)
四谷区四谷霞ヶ岳町三三番地
(精穀業)

明治維新前
明治維新前
明治・大正期の水車について、その経年変化を追ってみよう(表二参照)。

榎戸鯛吉
河野貞次郎

西多摩郡三田村沢井上分子平石
五一五番地 (精米業 製粉業)
西多摩郡三田村沢井下分二〇五番地 (精米業 製粉業)

一八九四（明治二七）年に既設、新設、廃業の各水車台数が急増しているのは、この前年にそれまで神奈川県に属した北・南・西の三多摩郡が東京府に移管された影響である。この移管により水車の累計は二〇〇台からいっきに三〇〇台に突入、以降の累計は急激な増加を示し、一九一四（大正三）年には一〇〇〇台を超えた。もっとも、既設台数の合計五三六台のうち三多摩移管前までに設置を確認できる水車があり、これは少なくとも三多摩郡移管前に遡って累計に算入することが可能であるから、一八九二（明治二五）年の東京府の水車は三〇〇台あまりということが出来る。

年間の新設台数が最も多いのは一九〇二年の五四台、ついでその前年の五〇台であった。この時期を第一のピークとみるならば、第二のピークは一九〇八年であり、三三台を示した。このふたつのピークの間には日露戦争があった。つまり新設台数は日露戦争の前に第一の急増期があり、日露戦争の後に第二の増設期が訪れ、第一次大戦直前まではなだらかないわば高原状態を保ちながら、同大戦終了とともに急減していくという傾向を示した。

水車の大敵は洪水による流失であり、流失のために廃業に追い込まれることがかなりの数にのぼった。ことに一九〇七（明治四〇）年、一九一〇年と相ついで関東の各地は大洪水に襲われ、この両年の水車廃業理由は大部分が出水による水車流失であった。こうした自然的理由による廃業と一八九四年の三多摩移管時の影響を別にすれば、一九一八（大正七）年の廃業台数は一八台の多くを数えた。これを第一次大戦終了とともに止まる経済恐慌の影響とみることも可能である。

が、むしろこの時期は電動機や石油機関の普及が急激で、動力変更に伴う従来の水車の廃止という傾向が強かったこと、それと大正期から昭和戦前期にかけては東京の区部の過密化と東京郊外の都市化が急激に進行しており、土地と水利および水車業種の面で社会的規制を受けやすい水車はこうした都市化進行の影響を受けて廃業に追い込まれることが多かったのである。

六 水車産業の分布

業種調査の過程でごく少数しか確認できなかった業種を列記すると、つきようになる。水車を動力とする業種の多様性をみる事ができよう。

コンデンスミルク製造業	烟草製造業
屋根板製造業	座繰製糸業
糸捲業	タドン製造業
硝子磨切業	硝子磨業
片栗粉製造業	ビール製造業
眼鏡製造業	製糸機械製作所
洪木皮切業	セメント製造業
石灰製造業	鍛冶屋
電線用糸製造業	電灯業
木綿総糸製造業	洋式綿布製造業
製紙原質製造業	製綿業
鉛丹製造業	印刷業

時計製造業

一八七八(明治二年)一月、郡区町村編制法に基づいて東京府はそれまでの大区小区制をやめ、新たに一五区六郡制をした。この新しい行政区画を示すと、つぎようになる。

麴町区、神田区、日本橋区、京橋区、芝区、麻布区、赤坂区、四谷区、牛込区、小石川区、本郷区、下谷区、浅草区、本所区、深川区、荏原郡、南豊島郡、北豊島郡、東多摩郡、南足立郡、南葛飾郡。

一八九三(明治二六)年に神奈川県から北多摩・南多摩・西多摩の三郡が移管され、一八九六(同二九)年には南豊島郡と東多摩郡が合併して豊多摩郡が新置された。

この行政区別に横軸に郡区を配列し、縦軸に主な業種を配列して、その地域分布をみよう(表三参照)。

まづ、南足立郡・南葛飾郡と下谷区、浅草区、本所区、深川区といった地理的には東京の東部低地に属する地域には一台の水車も確認できなかった。荒川、江戸川、中川などの大中河川が流下する低地には、つまり水が多過ぎて水車産業の立地には適さないであろう。こうした低地には同じ水車と書いても「みずぐるま」と読む農業用の揚水水車、別名踏車の存在が一般的であった。また、東京の水車といってもその八割あまりは三多摩郡に集中し、とりわけ南多摩郡・西多摩郡に多かったのである。

業種別では、精米・精麦とこの両様を兼ね行なう精穀業が区部、郡部に万遍なく広がっており、同一郡区内の業種の割り合いからすると、区部と豊多摩郡の精米業、北多摩郡の製粉業の存在が顕著であった。

表3. 主な業種の地域分布

	区	北豊島郡	豊多摩郡	荏原郡	北多摩郡	南多摩郡	西多摩郡	合計	
水車台数	22	55	64	123	168	419	344	1195	
主 な 業 種	精米	12	8	25	16	4	15	12	92
	精麦				1			16	17
	精穀	5	42	31	96	121	201	266	762
	製粉	1	25	6	34	70	66	84	286
	紡績			1		3	140	4	148
	紡績燃糸					1	27	1	29
	製綿			2	4				6
	製紐			1	4	1	2		8
	紡織			1		1	8	1	11
	製糸業			2	3	5	7	2	19
	燃糸			2	1	17	29	7	56
	生糸揚返					11	10	5	26
	組糸	1			1				2
	製材					1	2	28	31
	伸銅		4		1	3			8
製麵						1	1	2	
業種細末	2	1		2				5	

- 1). 区部には、牛込(1)・四谷(4)・小石川(9)・麻布(3)の各区と、伊豆国(1)の合計数。()内は水車台数。
- 2). 南多摩郡には八王子市(9)を含む。
- 3). 豊多摩郡には南豊島郡(22)と東豊島郡(5)を含む。
- 4). 自家用は一業種とし、兼業も総て一業種ずつに分けて計算した。したがって業種の合計数は水車台数とは合致しない。
またこの表の業種数は各水車の最終的な業種である。

この北多摩郡の製粉業の成立が近世後期にあることは、既に指摘されている。また、南多摩郡には紡績業をはじめとして紡績撚糸業・製糸業・同撚糸業・同撚返業、紡織などの繊維業種が突出して多く、北多摩郡にも生糸関連の業種が確認できた。組糸業とはレース編業とみられ、これは区部と荏原郡にのみ確認できた。製材業は西多摩郡に集中しており、同郡の成木川や多摩川辺りの諸村に散在していた。さきのごく少数しか確認できない業種のセメント製造業と石灰製造業も、西多摩郡の業種である。葉種細末業は区部と荏原郡にあり、さきの組糸

業とあわせ都市部の水車産業として注目される業種であった。表三にある伸銅業は、水車を動力にした銅線製造業をさす。埼玉県北足立郡膝折村の黒目川河畔の水車伸銅技術は、近世天保期の目黒川河畔にあった伸銅技術に淵源があり、明治期になって黒目川や白子川の流域に広がっていったという指摘がなされていたが、この地域分布表からも北豊島郡・北多摩郡などの石神井川や白子川沿いの伸銅業を確認できる。つまり水車伸銅業の地域的普及が実証できるのである。

参考文献

・主な文献に限った

- 郷田谷子・増田淑美 『水車屋の女たち 水車聞書帖①』(クオリ 一九七八年)
 皆木繁宏 『幻のほっこ抜き水車 水車聞書帖②』(クオリ 一九七九年)
 幸手市教育委員会編 『唐箕・水車(とうみ・みずぐるま)』(『幸手の職人芸』所収 一九八七年)
 流山市立博物館編 『ミズグルマ(水車)』(『流山の農業』所収 一九九〇年)
 季家正文 『水車史考』(雪華社 一九八五年)
 肥留間博 『玉川上水』(たましん地域文化財団 一九九一年)
 小坂克信 『砂川村の水車数などについて』(『新立川市史研究』第七集 一九九一年)
 赤坂六郎 『田無の水車』(『田無地方史研究会紀要』二二 一九九二年)
 末尾至行 『願出文書から見た栃木県水車の盛衰―大正期・昭和戦前期を中心に―』(『関西大学文学論集(創立百周年記念特輯)』下 一九八六年)
 鈴木芳行 『在来産業である膝折村水車伸銅業の技術史的考察』(『都市周辺の地方史』雄山閣出版所収 一九九〇年)
 伊藤好一 『武蔵野と水車屋―江戸近郊製粉事情―』(クオリ 一九八四年)

T・S・レイノルズ

野中準等監修

明治財政史編纂会編纂

埼玉県編

朝霞市編

出水 力

白根記念郷土文化館編

『水車の歴史―西欧の工業化と水力利用―』（平凡社 一九八九年）

『大日本租税志』卷之二九（大蔵省 一八八七年）

『明治財政史』第六卷（吉川弘文館 一九七二年第三版）

『荒川 人文Ⅱ―荒川総合調査報告書―』（一九八八年）

『朝霞市史』通史編（一九八九年）

『水車の技術史』（思文閣出版 一九八八年）

『渋谷の水車業史』（渋谷区教育委員会 一九八七年）

凡 例

水車に関する各種、各時期にわたる申請書などを水車所有主ごとに名寄せして所有主姓名の五〇音順に配列し、判明しえた事項に限って原則的につきの要領で列記した。

水車番号 姓名〔郡区名〕

所有主住所

水車所在地

地目・面積

水車場

【規模】

【業種】

【引用】

【沿革】

(参考)

一 水車番号は、各水車につけた通し番号である。一所有主が複数の水車を所有する場合には適宜一番水車、二番水車……などとし、その上部に通し番号をつけた。

一 姓名では、水車所有主の姓名を掲げ、法人格の名称もここに掲げた。共有水車は惣代人の姓名を掲げ、共有人の人数を併記した。

一 〔郡区名〕は、水車所在地の郡区を示す。

一 所有主住所は原則的に郡区、大字、地番を掲げ、水車の所有主は勿論、惣代人や法人格の代表人などの住所もここに記した。法人格

の代表者の肩書と姓名もここに掲げた。なお、同一人の水車所有主住所およびつぎの水車所在地は、時期を隔てて行なわれた申請のうち最終的の住所、所在地を記すことにした。

一 水車所在地では、判明する限りでの郡区、大字、小字、地番を掲げ、申請類に水車所在地の郡区などが不記載の場合には水車主の住所と同じとし、() を付すことにした。水車所在地とその水車を動力とする工場所在地などが異なる地番の場合には、工場所在地を別に掲げた。

一 地目・面積は、水車所在地の地目とその所在地の面積である。

一 水車場には、水車小屋や水車工場の間口×奥行、ないしは建坪、それと建物の形態などを記した。

一 〔規模〕欄には、水車自体の水輪径、同幅、滝落の計測値、材質、水車型式などと、樋口の縦・横の長さ、水路、分水口の計測値、検定馬力数や馬力数などを記すことにした。

一 〔業種〕は、水車を動力とする事業の種類であり、業種で使う道具名や器械名、あるいは機械名とその個数などを併記した。

搗臼、挽臼はその下部に() を付してそれらの容積や直径値を記入したが、この搗臼や挽臼の個数・直径値などから業種を推断したのもも多い。その際、搗臼は精米か、精麦かを分別できないので精穀業に入れた。

また、精穀業や製粉業で営業用、自家用の語句がある場合には、業種名の下に() で示した。

一 〔引用〕は、動力源となる水路の名称である。水路名を筆者が適

宜簡略に記した場合には、() を付してその根拠となった資料中の文言を掲げるようにし、引用水路名が不明の水車ではかの近在の水車から推定できる場合には、() 中にその推定水路名を掲げることにした。

一 【引用】欄に水路引用や水車稼働のうえて参考となる文言がある場合には、それを一 間に掲げた。

一 【沿革】欄の前までは、申請類から判明しえた最終的な事項を掲げることにした。

それと【沿革】では、まづ異同の年月を元号と西暦を併記して掲げ、その下部に新設、継年期、売買、譲渡、相続、転居、改名、共有権移動、水車移転、水車器機変更、堰修繕、頭書人相続などの異同を示す用語を年月の経過順に記し、そのつぎに異同の内容を簡略に表記した。その際売主や買主などの住所は異同が行なわれた時点のものとし、異同前の事項が判明する場合には、(前) の下にそれを記した。手続きを経ないで水車所有主が替わるなどならかの事情で水車所有主の系統が追えない場合には、申請、申請人という用語を記入することで、前主と後主との断絶がわかるようにした。

なお【沿革】中の「(新設) 許可」とは、申請類の記載内容から、免許を受けた年月を新設と推断したことを示す。また継年期とは、一八九七(明治三〇)年まで行われた五年ごとの更新手続きをさすが、継年期手続きが水車の異同を追ううえでほかの異同事項よりも最初に掌握される場合と、最終に掌握される場合にのみ継年期を表示することにした。

【沿革】欄に(前)とあるのは、異同が生じる前の事項である。それと申請類から廃業などが推定できる場合には、(カ)として表記することにした。

【沿革】欄では、その水車の初見の場合、頭書の諸事項を認めた場合、廃業・再設の場合などをゴシックで表わした。

一 (参考) 欄には、申請書の類のうち規範的な文書や、あるいは該当の水車文書の中に水車研究に資するとみられる文書を収めた。収めた文書の句読点はすべて筆者が付したものであり、原則として常用漢字を用いた。各文書中の決裁印欄や決裁文言、奥書などはすべて省略した。また文章中の() を付した年月日は筆者が記したものである。

『水車台帳』

あ

1 相川誠一 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡小宮村大和田一〇四五番地

水車所在地 南多摩郡小宮村大和田字通宅地添一〇三〇番地

地目・面積 田 一畝二七步

水車場 間口六間×奥行三間 木造板葺平屋建

[規模] 水輪径一丈 幅二尺 木製

樋口横一尺五寸 長二間

検定馬力〇・二〇〇七

[業種] 紡績業

八丁一台

糸操台一六台

下夕卷一挺

[引用] 浅川大和田分水路(南多摩郡小宮村大和田字通宅地

添一〇八七番地先ノ分水)

[沿革] 明治四一年(一九〇八)五月新設

相沢甚太郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡小宮村西中野二〇三七番地

2 一番水車

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字金子田一〇〇三番地

地目・面積 芝地 一町四反

水車場 間口五間三尺×奥行三間 木造板葺建

[規模] 水輪径一丈

樋口竖五間 横一尺五寸

平常水深二寸

水路深五寸 幅二尺五寸

木堰高三尺

検定馬力〇・二七一二

[業種] 紡績業

八丁二台

糸操台一六台

下夕卷一挺

[引用] 小宮村金子田用水路(小宮村西中野字金子田ヨリ湧

出シ流末ハ浅川ニ至ル)

[沿革] 明治三五年(一九〇二)一〇月新設

3 二番水車

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字金子田一〇〇三番地

地目・面積 芝地 一町四反

水車場 間口五間三尺×奥行三間 木造板葺建

〔規模〕 水輪径一丈

樋口竪二間 横一尺五寸

平常水深二寸

水路深五寸 幅二尺五寸

木堰高三尺

検定馬力〇・四二六一

〔業種〕 紡績業

八丁三台

糸操台二四台

下夕卷一挺

〔引用〕 小宮村金子田用水路（小宮村西中野字金子田ヨリ湧

出シ流末ハ浅川ニ至ル）

〔沿革〕 明治三五年（一九〇二）一〇月新設

4 三番水車

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字根付屋敷通二〇三七番地

地目 宅地

水車場 間口二間×奥行三間 木造板葺建

〔規模〕 水輪径六尺 幅一尺二寸 木製

樋口横一尺二寸 長六尺

検定馬力〇・〇三六

〔業種〕 紡績業

八丁一台

糸操台二〇台

〔引用〕 小宮村仲田田用水路（南多摩郡小宮村西中野字根付

屋敷森林ヨリ湧出スル）

〔沿革〕 明治四二年（一九〇九）六月新設

5 相原広吉 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡南村高ヶ坂六七八番地

水車所在地 南多摩郡南村高ヶ坂字四号六七八番地

地目・面積 宅地 四畝六步

〔規模〕 水輪径九尺

樋口竪一尺五寸 横一尺五寸

平常水深五寸

検定馬力〇・〇八三

〔業種〕 製糸業

〔引用〕 瀬戸川高ヶ坂田分水路―南村高ヶ坂ヨリ水発スル―

〔沿革〕 明治二八年（一八九五）六月新設

6 青木丑之助 水車 〔荏原郡〕

所有主住所 荏原郡大井町六四番地

水車所在地 荏原郡大崎町下大崎六番地

水車場 建坪三二坪七合五勺 木造草葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈八尺

無堰

〔業種〕 精米業

搗臼(四斗張) 九台

〔引用〕 玉川上水三田用水大崎分水路

〔沿革〕 明治一九年(一八八六) 二月業種変更

搗臼(四斗張) 一八台

(前) 搗臼(四斗張) 一五台

明治二二年(一八八九) 二月売買

買主 秋本善兵衛(荏原郡下蛇窪二三番地)

売主 林三次郎(荏原郡下大崎村六番地)

明治二三年(一八九〇) 二月業種変更

搗臼(四斗張) 二四台

明治二三年(一八九〇) 八月業種変更

搗臼(四斗張) 一八台

明治二四年(一八九一) 八月業種変更

搗臼(四斗張) 一二台

明治三〇年(一八九七) 一〇月売渡

買主 高橋林之助(荏原郡大崎村下大崎五六番地)

明治三七年(一九〇四) 九月頭書人買受

明治四五年(一九一二) 四月頭書業種に変更

(参考)

(明治十九年十一月二十四日)

水車営業継年期及器械増願

荏原郡下大崎村六番地

林三次郎

指令 按

書面願之趣聞届。来ル明治二十四年十一月迄更ニ営業差許候。尤モ他ニ妨碍ヲ生スルコトアルトキハ年期中ト雖トモ自費ヲ以為取除候条、此旨予テ可相心得事。

但器械増設落成ノ上ハ当斤土木課へ届出検査ヲ受クベシ。

(理由) 本文水車ハ三田用水分水路ニ於テ從來許可ノモノニ有之候処、該水路ハ水力多量ナルカ故平常余水有之ニ付、從來杵数十五本ノ処今回三本増都合十八本之杵数ニ致シ度段願出、取調候処差支モ無之、且是迄不都合之間ヘモ無之ニ付前書之通指令按ヲ草シ候也。

青木喜十郎 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡小平村小川新田六一番地

水車所在地 北多摩郡小平村小川新田六一番地

〔業種〕 精穀業

搗臼(三斗張未滿) 三台

〔沿革〕 明治四〇年(一九〇七) 八月頭書人相続、頭書業種に変更

被相続人 青木宮吉(父)

(前) 搗臼(三斗張未滿) 二台

8 青木長十郎 水車〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡浅川村上長房一四七〇番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上長房一四七〇番地

地目・面積 宅地 五畝二七步

〔規模〕 水輪径一丈二尺

樋口 縦五寸 横一尺三寸 長三三間

平常水深三寸

無堰

〔業種〕 紡績撚糸業

撚糸和製器械三台

〔引用〕 〔小仏川〕

〔沿革〕 明治三五年（一九〇二）五月新設

青木伝七 水車〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡拝島村一八三五番地

9 一番水車

水車所在地 北多摩郡拝島村字多摩辺一九九九番地

地目・面積 宅地 三畝二六步

〔規模〕 水輪径五尺八寸

樋口 縦四寸 横一尺六寸

平常水深四寸

〔業種〕 紡績業

紡績器械三台

〔引用〕 〔玉川上水拝島分水路〕

〔沿革〕 明治二七年（一八九四）七月譲受

譲主 大沢勝右衛門（北多摩郡拝島村一九九九番地）

10 二番水車

水車所在地 北多摩郡拝島村字山王向一三八六〜一三八八番地

地目・面積 田 二畝歩

〔規模〕 水輪径九尺五寸

樋口 縦八寸 横二尺二寸

〔業種〕 紡績業

紡績器械二台

〔引用〕 玉川上水拝島分水路

〔沿革〕 明治二七年（一八九四）一〇月新設

11 青木直次郎 水車〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡砂川村三三三六番地

水車所在地 北多摩郡砂川村三五六番地

地目 宅地

水車場 間口二間三尺×奥行一間三尺 プリキ板葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈二尺 幅一尺八寸 木製 下射（押掛）

樋口 縦五寸 横二尺

水深五寸

水路幅五尺

堰高一尺 幅一尺五寸

検定馬力〇・四一〇

〔業種〕

生糸揚返業

木製生糸繰返台一二台

揚杵三十六個

〔引用〕

玉川上水砂川村外七ヶ村普通水利組合用水路

〔沿革〕

明治四四年（一九一）五月新設

（参考）

水車設計仕様書

一 水車一輛 木製ニシテ差渡シ一丈二尺、内幅一尺八寸。

一 水路樋口 組合水路幅五尺ノ内二尺ヲ使用シ水路ニ木材ヲ以テ

柱ヲ建テ、松板ニテ一尺堰上ケ水深五寸水落ち二尺

ヲ作り押掛トス。

一 器械 繰返シ台十二台、揚杵三十六個ヲ運転ス。動力ハ凡

馬力ノ二分ノ一位トス。

一 事業 各戸ニテ製造シタル生糸ヲ持集メ繰返シ結束スル共

同揚杵所ナリ。

一 家屋 桁行十一間半、梁間二間半、長四間半二三尺ノ下家

ヲ付ス。此坪数三十一坪ナリ。内二十坪工場、三坪

宿直部屋、戸棚ニヶ所一坪、乾燥室一坪半、台所二

坪、便所半坪ナリ。工場板張り、床上二尺五寸二三

尺ノ硝子戸、并ニ雨戸十六間ヲ開ク。腰ハ板羽目、上ハ塗壁、事務室、宿直部屋幅三尺、長六尺ノ硝子戸、并ニ雨戸三間、台所口雨戸六間ヲ開ク。屋根ハフリキ板葺ナリ。

右之通相違無御座候也。

明治四十四年二月十四日

願人 青木直次郎 ㊦

地主 若松貞次郎 ㊧

12 青木縫之助 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡吉野村柚木七二番地

水車所在地 西多摩郡吉野村柚木字久戸沢一番地

地目・面積 宅地 一畝一八步

〔規模〕

水輪径一丈二尺

樋口 縦三寸 横六寸五分 長四〇間

土堰高二尺 幅八尺

〔業種〕

精穀業 製粉業（營業用）

擣臼（三斗張未滿）四台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

〔引用〕

吉野村大字柚木及大字下境汚水路―山間ノ溪流―

〔沿革〕

明治三二年（一八九九）五月新設

13 青木八郎平 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡三田村沢井下分二二一番地

水車所在地 西多摩郡三田村沢井下分一五六番地

水車場 間口六間×奥行三間 木造杉皮葺平屋建

[規模] 水輪径一丈二尺 木製

樋口 縦五寸 横一尺 長五〇間

検定馬力一・八〇

[業種] 製材業

丸鋸(径三尺未満)二台

[引用] 平溝川―山間ノ細溪―

[沿革] 明治四一年(一九〇八)一〇月新設

[沿革] 明治三五年(一九〇二)五月新設

15 青田惣五郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡小曾木村富岡三九番地

水車所在地 西多摩郡小曾木村富岡三〇番地口号

地目・面積 宅地 九歩

[規模] 水輪径七尺一寸

[業種] 精穀業

搗臼(三斗張未滿)二台

[沿革] 明治三〇年(一八九七)六月頭書人譲受

譲主 青田長次郎(父)

14 青木兵五郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡浅川村上長房一五〇八番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上長房一五〇八番地

地目・面積 宅地 二畝一六歩

[規模] 水輪径一丈二尺

樋口 縦五寸 横一尺二寸 長五間

無堰

[業種] 紡績撚糸業

撚糸和製器械二台

[引用] [小仏川]

16 青山菊次郎 水車 [北豊島郡]

所有主住所 北豊島郡板橋町下板橋二二三七番地

水車所在地 北豊島郡板橋町下板橋字堰ノ上二二六〇番地

[規模] 水輪径一丈四尺

堰高六尺七寸五分

馬力〇・一二七七

[業種] 精穀業 製粉業(營業用)

搗臼(三斗張以上)七二台

搗臼(三斗張未滿)四台

〔引用〕
挽臼（一尺五寸以上）二台
挽臼（一尺五寸未満）一台
石神井川分水路

〔沿革〕
明治五年（一八七二）四月（新設）許可

明治一五年（一八八二）業種変更

擣臼（四斗張）七二台

（前）擣臼（四斗張）五四台

明治二二年（一八八八）二月焼失

明治二二年（一八八九）四月再設

擣臼（四斗張）一五台

製紙原質製造運轉機械三台

明治二四年（一八九一）九月売買

買主 高田覚（赤坂区赤坂田町二丁目一番地）

売主 当麻金三郎（北豊島郡下板橋宿六一九番地）

明治二五年（一八九二）二月売渡

買主 青山五郎右衛門（北豊島郡板橋町下板橋二

一六〇番地）

明治二九年（一八九六）三月業種変更

擣臼（四斗張）五四台

擣臼（二斗張）九台

挽臼（一尺五寸以上）二台

挽臼（一尺五寸未満）一台

明治三二年（一八九九）二月頭書業種に変更

〔参考〕

明治三二年（一八九九）三月頭書人譲受

〔水車再築願添書〕

北豊島郡下板橋宿六一九番地

当麻金三郎

右奉申上候。私所用水車今度製紙原質製造機械ニ変更致候ニ就テ
ハ、該製造ノ為メ薬品相用ヒ候。悪水ハ石神井川へ下流不仕、他所ニ
大穴ヲ掘設致シ該所ニ流下為致候。此段奉申上候也。

明治二十二年四月九日

右

当麻金三郎印

東京府知事男爵 高崎五六殿

17 青山伝松 水車 〔北豊島郡〕

所有主住所 北豊島郡板橋町下板橋二一一番地

水車所在地 北豊島郡板橋町下板橋字土台一九六九番地

〔規模〕 水輪径二丈四尺

〔業種〕 精米業（営業用）

擣臼（四斗張）九台

〔引用〕 千川上水恵水路等

〔沿革〕 明治二四年（一八九二）一月新設

申請人 青山五郎右衛門（北豊島郡板橋町下板橋

二二三七番地）

明治二十四年(一八九一)一〇月業種変更

搗臼(四斗張) 一八台

搗臼(二斗張) 三台

(前) 搗臼(四斗張) 六台

搗臼(二斗張) 三台

明治二十九年(一八九六)四月頭書人讓受、頭書業種に変更

讓主 藤原鶴松(北豊島郡板橋町下板橋二〇六番地)

(参考)

庶甲第一〇号

千川水路ニ設置有之藤原鶴松所有水車讓渡及繼年期出願ニ対シ、水下ニ故障有之哉ニ相聞候ニ付、今一応可取調旨本月十日付内ニ第八五六号ノ二ヲ以テ御照会之趣了承。該水車ハ当初千川用水悪水吐ノ低地ニ設置シ単ニ右悪水ノミヲ資トシテ營業候処、其後火葉製造所ニ於テ其権理ニ属スル水量十六坪ヲ右悪水吐口ノ西隣ヨリ伏樋ヲ以テ悪水ノ流域ニ合流セシメタルカ故ニ、該水車ハ之ヲモ使用シ、使用後ノ水ハ順次石神井川ニ落、火葉製造所ヲ經テ二十三ヶ村ノ用水ト相成候儀ニシテ、固ヨリ悪水路ニ設置アルモノナレハ他ノ水下ニ故障アルヘキ理由更ニ無之、独リ火葉製造所ニ属スル水量ヲ使用スルヲ以テ火葉製造所ヘル談ヲ遂ケ、且濁水ノ場合ニハ使用セサル旨ノ書面ヲ徴シ有之。已ニ右ノ如ク流水ハ石神井川ニ合スルモノナレハ、則水下ト称スルハ合流スル所ヨリ下流ヲ云フナルヘシ。其下流火葉製造所ニ至ル間ニ水車数ヶ所アリト雖モ、右合流ノ為メ寧儻倅スル所アルモ、該流水ヲ如何ニ使用シ如何ニ処分スルモ之ニ容喙ス

ルノ権理更ニ無之義ニ候得ハ、他ノ事件ニ属スル故障之有無ハ未審候得共単ニ於水利上ハ故障無之候。即書類相添へ此段及回答候也。

明治二十九年一月十一日

北豊島郡長 金田清風 印

内務部長

東京府書記官 山県伊三郎 殿

18 赤羽源太郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡八王子町元子安一八八八番地

水車所在地 南多摩郡八王子町元子安字北田一八八八番地

[規模] 水輪径一丈 滝落一尺

樋口 縦二尺五寸 横二尺五寸

水深五寸

水路深五寸 幅三寸五分

無堰

馬力〇・二四四

[業種] 紡績業

紡績器械四組

[引用] 北田堀田用水路

[沿革] 明治三一年(一八九八)九月新設

明治三七年(一九〇四)五月売買

買主 西村芳太郎(南多摩郡八王子町元子安八九

二番地)

売主 西村茂三郎(南多摩郡八王子町元子安六〇

六番地)

明治三十七年(一九〇四)九月売渡

買主 野崎房太郎(南多摩郡横山村散田九〇六番地)

明治四〇年(一九〇七)三月頭書人買受

19秋葉増蔵 水車 (牛込区)

所有主住所 牛込区簗筒町三六番地

水車所在地 (牛込区簗筒町三六番地)

〔沿革〕 明治一三年(一八八〇)〔新設〕許可

明治一九年(一八八六)廃業

〔引用〕 七生村平山田用水路

〔沿革〕 大正五年(一九一六)一〇月新設

(参考)

水車設計書

南多摩郡七生村平山字二号二百五十九番地

水車場

一 水車 一輪

木製 直径一丈 幅二尺。

一 器械 生糸揚返棒八台

但シ小梓三個ヲ以テ一台トス、小梓一個ノ構造法径一尺六寸五分、長一尺三寸。

一 樋口

但シ田用水面ヲ使用スルノミテ樋口其他工作物ヲ要セス。

右之通りニ候也。

(大正五年十月二日)

20秋間善衛外五二名共有 水車 (南多摩郡)

惣代人住所 南多摩郡七生村平山五九二番地

水車所在地 南多摩郡七生村平山字二号二五九番地

地 目 畑

〔規模〕 水輪径一丈 幅二尺 木製

〔業種〕 生糸揚返業

生糸揚返棒八台

小梓二四台

21秋間茂三郎 水車 (南多摩郡)

所有主住所 南多摩郡七生村平山五八五番地

水車所在地 南多摩郡七生村平山字二号三三六・二五八番地

地目・面積 郡村宅地 四畝五歩

〔規模〕 水輪径一丈五尺 木製

樋口 縦一尺 横五尺八寸 長六尺 勾配一間二付二

寸五分

水深七寸

〔業種〕 精穀業

搗臼(三斗張未滿)二九台

〔引用〕 (七生村平山田用水路)

〔沿革〕 明治四四年(一九一一)二月新設

22秋元太兵衛 水車 〔荏原郡〕

所有主住所 荏原郡上目黒村

水車所在地 荏原郡上目黒村三二番地

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼九台

挽臼一台

〔引用〕 玉川上水三田用水分水路

〔沿革〕 明治一四年(一八八一)七月(新設)許可

明治一八年(一八八五)一二月廃業

23秋元三右衛門 水車 〔荏原郡〕

所有主住所 荏原郡大井村四三八一番地

水車所在地 荏原郡大井村字森前四三八一番地

〔規模〕 堰高四尺六寸五分

〔業種〕 精穀業

搗臼(二斗張)六台

〔引用〕 立会川

〔沿革〕 明治一六年(一八八三)一二月継年期

明治二二年(一八八九)六月廃業

24秋山賢次郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡八王子町元子安一九〇八番地

水車所在地 南多摩郡八王子町元子安字北田一九〇八番地

地目・面積 宅地 四畝二〇歩

〔規模〕 水輪径一丈

樋口竪一丈 横一尺五寸

〔業種〕 紡績業

〔引用〕 (河原測用水路)

〔沿革〕 明治二九年(一八九六)七月頭書人買受

売主 佐藤アサ(八王子町元子安一九〇八番地)

25秋山源次郎 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡拜島村一五二五番地

水車所在地 北多摩郡拜島村字多摩辺一八二五番地イ号

地目・面積 宅地 二畝二七歩

〔規模〕 水輪径一丈 木製

堰樋壁一尺 横二尺 長五間

水深六寸

検定馬力〇・二〇二九三九

〔業種〕 撚糸業

木村挽八挺器械三台

〔引用〕 玉川上水拜島分水路

〔沿革〕 明治四四年（一九一〇）二月新設

26秋山泰之助 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡川口村上川口一七九一番地

水車所在地 南多摩郡川口村上川口字三和田三八〇七番地

〔規模〕 水輪径一丈

〔業種〕 精穀業

擣臼（三斗張未満）三台

〔沿革〕 明治九年（一八七六）一〇月新設

明治四二年（一九〇九）六月頭書人相統

被相続人 秋山藤兵衛（父）

秋山為吉 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡拜島村一八〇七番地

27一番水車

水車所在地 北多摩郡拜島村字多摩辺一八〇七番地

地目・面積 郡村宅地 五畝六步

〔規模〕 水輪径九尺 幅一尺 木製

堰樋壁一尺 横一尺 長三間

水深六寸

検定馬力〇・一一一

〔業種〕 撚糸業

木村挽八挺器械二台

〔引用〕 〔玉川上水拜島分水路〕

〔沿革〕 明治四三年（一九一〇）一二月新設

28二番水車

水車所在地 北多摩郡拜島村字多摩辺二〇七七番地

〔規模〕 水輪径一丈 木製

堰樋壁一尺 横二尺 長三間

水深六寸

検定馬力〇・一六七

〔業種〕 撚糸業

木村挽八挺器械二台

〔引用〕 〔玉川上水拜島分水路〕

〔沿革〕 明治四四年（一九一〇）五月新設

29 秋山朝三郎 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡拝島村一八五三番地

水車所在地 北多摩郡拝島村字多摩辺一八五三番地先

地目・面積 官有地第三種 二歩

[規模] 水輪径七尺

樋口 縦三間 横一尺

平常水深六寸

検定馬力〇・六七三七

[業種] 撚糸業

[引用] 玉川上水拝島分水路

[沿革] 明治三二年(一八九九)五月新設

30 浅海源次郎 水車 [荏原郡]

所有主住所 荏原郡目黒村中目黒四六一番地

水車所在地 荏原郡目黒村中目黒字田道三二五番地二号

地目・面積 郡村宅地 五畝

[規模] 水輪径一丈八尺 木製

[業種] 精穀業

搗臼(四斗張) 二四台

[引用] 玉川上水三田用水田道甲号分水路(海軍省火薬製造所分水路)

[沿革] 明治二〇年(一八八七)七月新設

明治二〇年(一八八七)八月業種変更

搗臼(四斗張) 九台

搗臼(二斗張) 三台

(前) 搗臼(四斗張) 六台

(前) 搗臼(二斗張) 三台

明治三〇年(一八九七)六月業種変更

搗臼(四斗張) 三〇台

明治三二年(一八九九)二月頭書人改名

(前) 浅海貞次郎

明治三二年(一八九九)四月業種変更

搗臼(四斗張) 一二台

挽臼(一尺八寸) 二台

明治三四年(一九〇一)九月頭書業種に変更

(参考)

火薬第六三〇号ノ二

荏原郡中目黒村浅海貞次郎ヨリ水車新設方出願ニ付、当所差支之有無可申進旨第五三三三号御照会之趣了承。扱テ右上水之義当所使用之分ニ限り事業之都合又ハ機械破損等之節、時トシテ捨水相止又候場合も有之。殊ニ漸次事業拡張可致見込ニ付追テ工場増置等之都合ニ依リ水路変更致候趣モ難計候条、其期ニ至リ種々之苦情申立候テハ不都合ニ候間、一応本人御取糺之上果シテ苦情不申立義ニ候ハ、当所ニ於テハ別ニ差支之筋無之候。此段及御回答候也。

(明治)二十年六月十一日

東京府御中

海軍火薬製造所印

31 朝倉徳次郎 水車 [南豊島郡]

所有主住所 南豊島郡下渋谷村七四九番地

水車所在地 南豊島郡中渋谷村字猿楽塚(七四九番地)

水車場 竪九間×横四間三尺

[規模] 水輪径二丈

堰高一尺八寸

[業種] 精米業(営業用)

搗臼(三斗張以上) 三九台

搗臼(三斗張未満) 一台

[引用] 玉川上水三田用水大崎分水路

[沿革] 明治七年(一八七四)四月(新設)許可

明治二年(一八八八)三月継年期

(参考)

差入申添書之事

一 第七大区一・二・五・六小区第八大区一小区十三ヶ村組合字三田用水路之内、上大崎村字水峯町地統江去ル天保十五辰年中同村雄吉与申者新規水車相目論見、其砌は十四ヶ村組合二十四分村々御役人中御会議之上用水路之差障候モ不相成、依之議定書等御被為換ニ相成木材等引入候処、同人義如何之義ニ候故其儘空敷捨置打過有之。然ル処今般私儀右雄吉ヨリ水車引受候ニ付、地先村方江示談之上中豊沢村内字猿楽塚江場所替願上、春挽渡世仕度段申入候処、御集議之上場所替之義ニ付差障も無之旨御聞届被下。然ル上は前書雄吉ヨリ御組合村々江差入候議定書は勿論中下目黒村江差入置候議定

書之通り急度相守、出金等無相違議定之通年番御惣代中江相渡可申候。尤田場養水入用時節ニは水上は勿論水下中下目黒村地内迄は

日々見廻り、水不相堪様塵芥等入念相除可申候。為後日入置申議定

添書一札仍如件。

(一三名略)

明治六年十二月一日

下渋谷村

稼人 朝倉金蔵印

証人 大場弥太郎印

32 浅田吉太郎 水車 [南豊島郡]

所有主住所 南豊島郡柏木村三三七番地

水車所在地 (南豊島郡柏木村三三七番地)

[規模] 水輪径二丈二尺

[業種] 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(六斗張) 二台

搗臼(四斗張) 二九台

搗臼(三斗張) 四台

搗臼(二斗張) 一台

搗臼(一斗張) 二〇台

搗臼(二升張) 一一台

挽臼二台

[引用] 神田上水分水路

〔沿革〕

明治一五年（一八八二）三月継年期

明治一九年（一八八六）三月業種変更

搦臼（六斗張）二台

搦臼（四斗張）二二台

搦臼（二斗張）一台

搦臼（一斗張）二〇台

搦臼（二升張）一一台

挽臼三台

搦臼（六斗張）二台

搦臼（四斗張）二二台

（前）搦臼（二斗張）一台

搦臼（一斗張）二〇台

搦臼（二升張）一一台

挽臼九台

明治一九年（一八八六）四月業種変更

搦臼（六斗張）二台

搦臼（四斗張）二二台

搦臼（三斗張）四台

搦臼（二斗張）一台

搦臼（一斗張）二〇台

搦臼（二升張）一一台

挽臼三台

明治二〇年（一八八七）一二月頭書業種に変更

〔参考〕

〔以書付奉願上候と指令〕

（朱書）

書面之通り水車稼人ヨリ願出候処、右ハ当今内務省江 水車賦金可相
伺手筈ニ有之候間、夫迄之処冥加上納ニ不及旨相違可申哉御下知案
相添此段相伺候也。書面願之趣ハ追而何分之儀相違可申間、冥加上
納ニ不及候事。

以書付奉願上候

第八大区三小区

淀橋町

水車持 浅田吉太郎

右吉太郎奉申上候。私儀従来神田御上水流末ヲ以水車渡世仕来、
年々水米四斗八米二十俵ツ、右代金ヲ以納来リ、一昨申年分迄上納
仕候得共、未タ亥以来之分上納之御沙汰無御座候得共、当節御上水
筋ヲ田用水ニ相用候村々宮繕費上納被 仰付候段承知仕、私儀も渡
世筋冥加之儀ニ付仕来之通上納被 仰付被下置度奉願候。以上。

右 浅田吉太郎 ㊦

町用掛

遠藤喜兵衛 ㊦

明治八年三月

33 浅田惣次郎 水車 〔東多摩郡〕

所有主住所 東多摩郡和田村六六七番地

水車所在地 〔東多摩郡和田村六六七番地〕

〔規模〕 水輪径一丈八尺

〔業種〕 精穀業 製粉業（営業用） ビール製造業

擣臼（四斗張）五台

擣臼（一斗張）一〇台

挽臼（一尺七寸）二台

挽臼（一尺三寸）二台

ビール麦割器械一台

〔引用〕 上井草善福寺池分水路（上井草村善福寺池流末井ノ頭池流へ合流）

〔沿革〕 明治一四年（一八八一）一二月継年期

明治二〇年（一八八七）一二月頭書業種に変更

擣臼（四斗張）五台

擣臼（一斗張）一〇台

挽臼（一尺七寸）三台

挽臼（一尺三寸）一台

（参考）

水車営業器械増加願

東多摩郡和田村六六七番地

浅田惣次郎

水源上井草村善福寺池流

一 水車

輪径一丈八尺

杵数十五本 但シ臼四斗張五箇

臼一斗張十箇

挽碓三箇 但シ一尺七寸平二箇

一尺三寸平一箇

增加分

挽碓一箇 但シ一尺三寸平

ビール麦割器械一箇 但シ四斗張二本ニ相当ス

右水車営業之義去ル明治十九年十二月中御許可ヲ得テ営業罷在候処、今般営業都合ニ依リ前記之通り挽碓一箇・ビール麦割器械一箇増加仕度、尤ビール麦割器械ノ義ハ平水ニテハ運轉難成ニ付粉碓或ハ杵等ヲ休業シ運轉仕候義ニ付、水路等ハ従前ノ通り毫モ手入不仕、殊ニ沿流地ニ於テモ故障等ハ更ニ無之ニ付、實際御検査之上寛典ノ御詮議ヲ以テ願意御聞届被成下度、依テ沿流地主惣代連署ヲ以テ此段奉願候也。

明治二十年十月十八日

右

浅田惣次郎 ㊦

沿流地主惣代

榎本伴次郎 ㊦

同

梅田菊太郎 ㊦

東京府知事 高崎五六殿

34 浅見喜之助 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡小曾木村南小曾木二七九六番地

水車所在地 西多摩郡小曾木村南小曾木二七九七番地

[規模] 水輪径五尺三寸

[業種] 精穀業

搗臼(三斗張未滿) 一台

[引用] 黒沢川

[沿革] 明治一〇年(一八七七)二月(新設)許可

明治三十五年(一九〇二)一〇月廃業

(参考)

水車業廃止御届

西多摩郡小曾木村南小曾木二千七百九十六番地

浅見喜之助

西多摩郡小曾木村南小曾木

二千七百九十七番民有地第一種

一 水車場一ヶ所

車輪差渡五尺三寸

搗臼三斗張未滿一柄

右水車場ハ明治十年二月御許可ヲ得黒沢川ノ水ヲ引用シ運転致居候
処、去ル二十八日洪水ノ為悉ク流出シ現今再設ノ目的無之候間、今
般廃止致度此段御届申上候也。

明治三十五年十月二日

右

浅見喜之助^①

東京府知事男爵 千家尊福殿

(加筆)

別紙届出二付

台帳取消申候也

35 浅見新三郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡成木村上成木下分一八八四番地

水車所在地 西多摩郡成木村上成木下分字二本竹一八八八番地

地目・面積 郡村宅地 一八歩

[規模] 水輪径八尺五寸

樋口豎三寸 横八寸

平常水深一寸五分

[業種] 精穀業

搗臼(三斗張未滿)二台

[引用] (成木川)

[沿革] 明治四〇年(一九〇七)一一月頭書人讓受

讓主 浅見国五郎(西多摩郡成木村上成木下分

一八八四番地)

36 浅見辰五郎 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡小平村字小川一八六三番地

水車所在地 北多摩郡小平村字小川八六一番地

〔業種〕 精穀業

搗臼(三斗張未滿)三台

〔沿革〕 明治四〇年(一九〇七)八月頭書業種に変更

(前)搗臼(三斗張未滿)二台

水車場 間口二間×奥行九尺

〔規模〕 水輪径八尺

樋口竪一尺 横一尺五寸

平常水深二寸

無堰 流込

馬力〇・三五八八

〔業種〕 紡績業

〔引用〕 浅川

〔沿革〕 明治二九年(一八九六)一月新設

明治二九年(一八九六)一二月頭書水車所在地に移

転、頭書規模等に変更

水車所在地 南多摩郡恩方村下恩方字川原

宿一六〇一番地イ号

水輪径八尺

(前)樋口竪五寸 横一尺五寸

平常水深二寸

無堰 流込

馬力〇・一

(参考)

報告書

南多摩郡浅川筋二設置スル同郡恩方村下恩方足立善次郎出願ノ紡績水車ハ、既ニ建設ノ許可ヲ経タル米搗水車ト同一用水ヲ使用シ之ニ接シテ設置セントスルモノナリ。而シテ現今河川ノ状況ニ依レハ水

37 麻生音次郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡八王子町元子安一五七九番地

水車所在地 (南多摩郡八王子町元子安一五七九番地)

〔規模〕 水輪径八尺

樋口竪一尺 横二尺

〔業種〕 紡績業

〔引用〕 (北田堀田用水路)

〔沿革〕 明治二九年(一八九六)二月頭書人買受

売主 鈴木文右衛門(南多摩郡八王子町元子安一

五七九番地)

38 足立善次郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡恩方村下恩方一五九三番地

水車所在地 南多摩郡恩方村下恩方字川原宿一五九二番地先

地 目 宅地

車ノ上流凡ソ四十間ノ処ヨリ道路ニ添ッテ寄洲ヲ掘鑿シタル用水路ハ、在来ノ水車ヲ運転セシムルニ必要ナル水量ヲ疏通シ、其下流凡ソ十間ノ処ニ於テ再ヒ本川ニ合流スルモノニシテ、当今本川ト用水路トハ水勢ノ如何ニ由リ変遷極マリナキ寄洲ヲ以テ隔離セラル、カ故ニ川敷以外トナスヘカラス。則チ該水車ハ川敷内ニ設置スルモノナルコトハ明瞭ナル事実ナリトス。然レトモ一朝洪水ニ際シ水車ヲ川敷以外ノ高地ニ移動セシムルトキハ、川敷ヲ使用シテ水車ヲ設ケタルガ為メ他ニ水害ヲ及ホス等ノ虞ナキモノナレハ、洪水ノ場合ニ於テ河水ノ氾濫ニ先チ必ツ水車ヲ高地ニ移転セシムヘキ条件ヲ付シ許可スルトキハ支障ナキモノト認ム。右実地調査ノ上及報告候也。

明治二十八年十二月九日

属 彭城嘉津馬[㊦]

足立平右衛門 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡町田村南大谷一―二八番地

39 一番水車

水車所在地 南多摩郡町田村南大谷字一三三号一―一五七番地

地目・面積 郡村宅地 一五歩

[規模]

水輪径一丈二尺
樋口竪一丈二尺 横一尺
平常水深三尺

有堰

[業種]

精米業

40 二番水車

水車所在地 南多摩郡恩方村下恩方字一三三号一―一五七番地先

地目 郡村宅地

[規模]

水輪径一丈二尺
樋口竪一尺二寸 横三尺
水路深二尺 幅三尺
堰高三尺 幅四尺

[業種]

精米業

搗臼(二斗張)一台

搗臼(一斗三升張)三台

[引用]

町田村南大谷字一五号湧出水路

[沿革]

明治三二年(一八九八)一〇月新設

41 足立政次郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡町田村南大谷二―一九番地

水車所在地 南多摩郡町田村南大谷字一号二二三番地
地目・面積 郡村宅地 四畝二四步

〔規模〕 水輪径一丈八尺

〔業種〕 精穀業 製粉業（営業用）

搗臼（三斗張以上）六台

搗臼（三斗張未滿）四台

挽臼（一尺五寸以上）一台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

〔沿革〕 明治八年（一八七五）四月新設

明治三十七年（一九〇四）七月頭書人（長男）相統

被相続人 足立德兵衛

明治三十七年（一九〇四）八月頭書業種に変更

搗臼（三斗張以上）八台

（前）搗臼（三斗張未滿）四台

挽臼（一尺五寸以上）一台

42 温井豊次郎 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡神代村左須三六〇番地

水車所在地 北多摩郡神代村左須字マセロ三六〇・三六一番地

〔業種〕 製粉業

挽臼（一尺七寸）三一台

〔沿革〕 明治三十七年（一九〇四）八月頭書業種に変更

（前）挽臼（一尺）三一台

43 阿部惣吉 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡成木村上成木上分八九四番地

水車所在地 西多摩郡成木村上成木上分字大指八九四番地

地目・面積 郡村宅地 五畝一三歩

〔規模〕 水輪径九尺

樋口竪七寸 横一尺五寸

平常水深四寸

〔業種〕 精穀業

搗臼（三斗張未滿）二台

〔引用〕 〔成木川〕

〔沿革〕 明治四〇年（一九〇七）十一月頭書人譲受

讓主 阿部茂十郎（西多摩郡成木村上成木上分八九四番地）

44 天野幸三 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡三田村御嶽五二八番地

水車所在地 西多摩郡三田村御嶽字滝本五一七番地

地目 原野

〔規模〕 水輪径七尺 幅一尺二寸

樋口 縦五寸 横七寸 長五間

検定馬力〇・六七五

〔業種〕

精穀業

搗臼（三斗張未滿）一台

〔引用〕

御嶽川

〔沿革〕

明治三八年（一九〇五）一月新設

46 天野藤右衛門 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡小宮村乙津一三六九番地

水車所在地 西多摩郡小宮村乙津一三八八番地口号

地目・面積 郡村宅地 二歩

〔業種〕

精穀業

搗臼（三斗張未滿）一台

〔沿革〕

明治三四年（一九〇二）四月頭書人相続

被相続人 天野藤八（父）

45 天野仙藏 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡日野町日野二七五五番地

水車所在地 南多摩郡日野町日野字姥久保四三三四番地

〔規模〕

水輪径一丈三尺

〔業種〕

精穀業 製粉業（営業用）

搗臼二台

挽臼（一尺五寸以上）一台

〔沿革〕

明治二〇年（一八八七）六月（新設）許可

明治四〇年（一九〇七）九月讓渡

讓受人 天野セイ（南多摩郡日野町日野三二九〇番地）

讓主

天野権三郎（父）

明治四二年（一九〇九）八月頭書人讓受

47 天野福次郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡忠生村凶師

水車所在地 南多摩郡忠生村凶師字一二号二五四六番地

地目・面積 宅地 二四歩

〔規模〕

水輪径一丈

樋口 縦一尺九寸 横五寸五分

平常水深三寸

〔業種〕

精穀業

搗臼三台

〔沿革〕

明治二七年（一八九四）三月頭書人讓受

讓主 天野彙右衛門（南多摩郡忠生村凶師）

48 雨宮友吉 水車〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡青梅町青梅一四一一番地

水車所在地 西多摩郡青梅町青梅字大柳地先

地目・面積 川敷(官有地) 二二歩

水車場 木造平屋建

〔規模〕 水輪径九尺

〔業種〕 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(三斗張未滿) 九台

挽臼(一尺三寸) 一台

〔引用〕 多摩川

〔沿革〕 明治二九年(一八九六)一〇月頭書人讓受

讓主 雨宮半平(父)(西多摩郡青梅町青梅一四〇九番地)

〔前〕 搗臼(一斗五升張) 七台

挽臼(一尺三寸) 一台

明治三六年(一九〇三)三月頭書業種に変更

49 新井謙吉 水車〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡田無町二〇三番地

水車所在地 北多摩郡田無町字柳沢二〇三番地一号

地目・面積 宅地 一反二畝歩

水車場 間口三間×奥行三間 木造草葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈五尺

〔業種〕 精穀業

搗臼(一斗張) 五台

〔引用〕 田無新田分水路(北多摩郡田無町字上向台田無新田)

口用水流末)

〔沿革〕 大正四年(一九一五)一二月新設

50 新井七三郎 水車〔北豊島郡〕

所有主住所 北豊島郡下練馬村四一四〇番地

水車所在地 北豊島郡下練馬村(四一四〇番地)

〔規模〕 水輪径一丈八尺

堰高三尺五寸

〔業種〕 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(四斗張) 九台

挽臼(一斗張) 一五台

挽臼三台

〔引用〕 石神井川分水路

〔沿革〕 明治一六年(一八八三)五月継年期

明治二六年(一八九三)五月継年期

51 新井亦五郎 水車〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡三田村字一俣尾一二九五番地

水車所在地 西多摩郡三田村字二俣尾峰之出二二六四番地八号

水車場 間口五間×奥行三間

〔規模〕 鉄製タービン水車

堰高五尺 長二間

〔業種〕 精穀業

搗臼(三斗張以上) 一〇台

〔引用〕 平溝川

〔沿革〕 明治四五年(一九一二)六月新設

新井弥三郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡八王子町元横山字沢渊二三九番地

52 一番水車

水車所在地 南多摩郡八王子町元横山字沢渊二三九番地

地目・面積 宅地 五畝一步

〔規模〕 水輪径七尺

樋口縦一尺五寸 横三寸

平常水深一寸五分

〔業種〕 紡績業

紡績器械一組

〔引用〕 (沢渊田用水路)

〔沿革〕 明治二七年(一八九四)二月頭書人譲受

讓主 新井清兵衛(父)

53 二番水車

水車所在地 南多摩郡八王子町元横山字沢渊二三九番地

地目・面積 宅地 五畝一步

〔規模〕 水輪径一丈二尺

樋口縦三尺 横八尺

平常水深三寸

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼一五台

挽臼一台

〔引用〕 (沢渊田用水路)

〔沿革〕 明治二七年(一八九四)二月頭書人譲受

讓主 新井清兵衛(父)

明治二七年(一八九四)三月業種変更

搗臼一五台

(前)搗臼一六台

明治二七年(一八九四)四月頭書業種に変更

54 三番水車

水車所在地 南多摩郡八王子町元横山字沢渊二二一番地

地目・面積 宅地 三畝四步

〔規模〕 水輪径七尺

樋口縦一尺二寸 横二尺八寸

平常水深一尺五寸

〔業種〕 紡績業

紡績器械一組

〔引用〕 〔沢淵田用水路〕

〔沿革〕 明治二七年（一八九四）二月頭書人讓受

讓主 新井清兵衛（父）

55 四番水車

水車所在地 南多摩郡八王子町元横山字沢淵二三九番地

〔規模〕 水輪径九尺

樋口 縦八寸 横一尺六寸

平常水深二寸

〔業種〕 紡績業

紡績器械一組

〔引用〕 沢淵田用水路

〔沿革〕 明治二七年（一八九四）四月新設

56 五番水車

水車所在地 南多摩郡八王子町元横山字沢淵二三七番地

〔規模〕 検定馬力〇・一三八六二

〔業種〕 紡績業

〔引用〕 〔沢淵田用水路〕

〔沿革〕 明治四〇年（一九〇七）八月新設

57 新井弥八 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡小宮村西中野三一九番地

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字安戸三一九番地

地目・面積 宅地 三畝二五歩

水車場 間口六間×奥行三間 木造板葺平屋建

〔業種〕 精穀業

搗臼一六台

〔引用〕 〔川口川安戸分水路〕

〔沿革〕 明治二二年（一八八九）五月売買

買主 新井巳之助（南多摩郡小宮村西中野三一九番地）

売主 新井清兵衛（南多摩郡八王子町元横山二三九番地）

地

明治二七年（一八九四）九月頭書人相続

58 新井由松 水車 〔八王子市〕

所有主住所 八王子市八日町五〇番地

水車所在地 八王子市明神町字森下五七七番地

〔規模〕 樋口 縦五寸 横三尺

馬力〇・一二三

〔業種〕 紡績業

〔引用〕 〔北田堀田用水路〕

〔沿革〕 明治三一年（一八九八）九月（新設）許可

明治三十九年（一九〇六）九月売買

買主 渡辺徹夫（南多摩郡八王子町元子安一五九七番地）

売主 平野幸三郎（南多摩郡八王子町八幡三四番地）

大正七年（一九一八）八月市区改正・町名地番変更

水車所在地は頭書に変更

所有主新住所 八王子市明神町五七七番地

所有主住所 南多摩郡八王子町元子安一

（前）五九七番地

水車所在地 南多摩郡八王子町元子安字

森下一五九七番地

大正七年（一九一八）八月頭書人買受

〔沿革〕 明治三十年（一九〇〇）一〇月相続

相続人 井上倉吉（西多摩郡調布村千ヶ瀬八八八番地）

被相続人 井上与吉（父）

明治三十年（一九〇〇）一〇月頭書業種に変更

（前）搗臼（三斗張未滿）四台

明治四二年（一九〇九）一月頭書人譲受

60 荒井久次郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡草花村三三八番地

水車所在地 西多摩郡草花村三三八番地

〔業種〕 精穀業 製粉業（営業用）

搗臼（三斗張未滿）一六台

挽臼（一尺七寸以上）一台

挽臼（一尺二寸）一台

多摩川（草花）用水路

明治三四年（一九〇二）一〇月業種変更

搗臼（三斗張未滿）一六台

挽臼（一尺二寸）一台

（前）搗臼（三斗張未滿）一六台

明治四一年（一九〇八）二月頭書業種に変更

59 荒井勝五郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡調布村千ヶ瀬九〇六番地

水車所在地 西多摩郡調布村千ヶ瀬字田端九〇四番地先

地 目 川敷

〔規模〕 水輪径八尺五寸 下射

〔業種〕 精穀業

搗臼（三斗張未滿）一台

〔引用〕 多摩川

61 荒井太四郎 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡狛江村和泉五八六番地

水車所在地 北多摩郡狛江村和泉字以上六〇六番地

[沿革] 明治三五年(一九〇二)三月頭書人相続

被相続人 荒井佐六(北多摩郡狛江村和泉五八六番地)

[規模] 水輪径一丈五尺 幅三尺五寸 木製

樋口堅二尺 横六尺

分水口深一尺 幅四尺

堰高一尺五寸 幅二尺 長二間

[業種] 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(四斗張)二台

搗臼(二斗張)一〇台

挽臼(一尺八寸)一台

[引用] 日野町用水私設分水路

[沿革] 大正四年(一九一五)八月新設

(参考)

水車創設ニ付隣地故障ノ申立

南多摩郡日野町日野番地不詳

水車創設者 有山彦吉

62 荒畑五郎兵衛 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡小平村鈴木新田一四八二番地

水車所在地 北多摩郡小平村鈴木新田一四八二番地

[業種] 精穀業 製粉業

搗臼(三斗張未滿)一〇台

挽臼(一尺五寸以上)二台

挽臼(一尺五寸未滿)一台

[沿革] 明治四二年(一九〇九)一月頭書業種に変更

(前) 搗臼(三斗張未滿)一〇台

挽臼(一尺五寸以上)二台

63 有山彦吉 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡日野町日野二七一〇番地

水車所在地 南多摩郡日野町日野三二五二番地

地 目 田

右水車創設願人有山彦吉ハ今回南多摩郡日野町日野大昌寺ノ裏面ヶ所ニ水車場創設ヲ出願シ、既ニ認可ニ相成候由ニ聞キ及ヒ候ニ付御認可済ノモノト思考仕候ヘ共、若シ果シテ認可済ト相成タルモノトセハ、水門及ヒ堰ハ日野町日野八坂神社境内地ノ西北方二千五百三十九番地先キノ水路ニ設置セラル可キコトニ決定シアリ。該水路ニ水門・堰ヲ設ケラル、トキハ隣地ハ申ニ及ハス、該地ヨリ北方三千三百三十七番地以外ニ至ルマテ被害有之候。未タ該水門・堰ヲ設置セサル今日現場ノ儘ニ於テスラ年々歳々七・八・九ノ三ヶ月間、雨量出水氾濫期節ニハ必ス宅地ハ勿論家屋内ニ浸水スル事ハ殆ント常

例ノ如ク夥シク非常ニ困難ニ陥キリ、其時々人心恟々トシ安堵ノ思ヒ無之。然ルニ今回新タニ水車創設ノ為メ水門・堰等ヲ設置スルトキハ、該土地一円ニ海ト化シ井戸モ厠モ混交シテ汚穢シ其都度飲料水ニ窮シ、且ツ排水ノ方法ナシ。然ルトキハ自然ノ排水ヲ待チツ、有ニ依リ致方無之、排水スル迄數日ヲ経過ノ後チハ汚物停滞シ湿氣ヲ生シ悪臭紛々大ニ衛生ニ害ヲ醸シ、之レニ伴フニ伝染病ノ發生スルコトハ何レノ悪水氾濫地ニ於テモ実例ノアルコトハ論ヲ俟タサル義ニ有之候ヘハ、該水車及ヒ水門・堰ノ創設ニ付テ被害ノ我々絶對ニ反對故障セサル可カラサル次第第二有之候。

如上ノ理由ナルニ依リ水車・水門・堰設置ニ對シ極力反對ノ意思ヲ表シ、左ニ連署ヲ以テ此段故障申立候也。

追伸、本件ハ既ニ御認可済ト相成居リ候ヘハ速ニ御取消相成度候。

大正四年十二月

日野町日野 田倉惣右衛門

同 高橋藤次郎

同 小島重五郎

同 岡崎勘十郎

同 金子清吉

東京府長 井上友一殿
法学博士

64 安齊半三郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡由木村上柚木一五一七番地

水車所在地 南多摩郡由木村上柚木字一四号一五〇三番地

地目・面積 郡村宅地 六歩

[規模] 水輪径九尺

樋口竪一尺五寸 横一尺二寸

平常水深一尺八寸

[業種] 精穀業

搗臼(一斗張)二台

[沿革] 明治二七年(一八九四)三月廃業

65 安藤信吉 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡砧村大蔵八九五番地

水車所在地 北多摩郡砧村大蔵八九五・八九六番地

[規模] 水輪径一丈九尺

樋口竪一尺二寸 横四尺

平常水深七寸

[業種] 精穀業 製粉業(營業用)

搗臼(三斗張以上)七台

搗臼(三斗張未滿)九台

挽臼(一尺五寸以上)一台

[沿革] 天保三年(一八三二)二月新設

明治三年(一八九九)一二月焼失

明治三年(一八九九)一二月再設

明治三五年(一九〇二) 一二月讓渡

讓受人 山崎柳太郎(北多摩郡砧村岡本一三六番地)

讓主 安藤信吉(北多摩郡砧村大蔵八九五番地)
外一名

明治四〇年(一九〇七) 一月頭書人買受

明治四〇年(一九〇七) 一月頭書規模等に変更

水輪径一丈八尺

擣臼(三斗張以上) 一台

(前) 擣臼(三斗張未満) 二台

挽臼(一尺五寸以上) 三台

66 安藤兵庫 水車 (北多摩郡)

所有主住所 北多摩郡砧村大蔵二六一番地

水車所在地 北多摩郡砧村大蔵字本村二六一番地

(規模) 水輪径一丈六尺

樋口堅一尺二寸 横六尺五寸

平常水深七寸

(業種) 精穀業 製粉業(営業用)

擣臼六台

挽臼三石

(沿革) 嘉永六年(一八五三) 七月新設

明治三〇年(一八九七) 一月頭書人讓受

讓主 安藤六右衛門(北多摩郡砧村大蔵二六一番地)

い

67 飯島福太郎外四九名共有 水車 (北多摩郡)

惣代人住所 北多摩郡砧村岡本一三二四番地

水車所在地 北多摩郡砧村岡本一三二四番地

(規模) 水輪径一丈三尺

樋口堅八寸 横二尺五寸

平常水深三寸

(業種) 精穀業

擣臼(三斗張以上) 二台以上

(引用) (谷戸川悪水路)

(沿革) 明治一八年(一八八五) 二月新設

明治四二年(一九〇九) 一月頭書業種に変更

(前) 擣臼(不明)

飯島与吉 水車〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡八王子町新町一六番地

68 一番水車

水車所在地 南多摩郡八王子町元字安字北田一八六四番地

〔規模〕

水輪径一丈 幅一尺八寸 木製

樋口径五寸 横三尺 勾配一間二付一寸五分

分水口深五寸 幅三尺五寸

検定馬力〇・二九五

〔業種〕

紡績業

八丁五台

糸操台三六台

下夕卷三挺

〔引用〕

河原洲用水路

〔沿革〕

明治四一年（一九〇八）一〇月新設

69 二番水車

水車所在地 南多摩郡八王子町元字安字森下一七一四番地

地 目 田

水車場 間口七間×奥行三間 木造板葺平屋建

〔規模〕

水輪径一丈 幅一尺八寸 木製

樋口径八寸 横二尺五寸 長一間 勾配一間二付一

寸五分

水路深六寸 幅三尺

堰高八寸 幅三尺

検定馬力〇・一一一四

〔業種〕

紡績業

八丁四台

糸操台三〇台

下夕卷二挺

〔引用〕

北田堀田用水路

〔沿革〕

明治四二年（一九〇九）八月新設

70 飯田久作 水車〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡元八王子村元八王子四二二番地

水車所在地 南多摩郡元八王子村元八王子字八幡四二二番地

地目・面積 山林 三畝

水車場 間口九尺×奥行二間 木造草葺平屋建

〔規模〕

水輪径九尺 幅一尺二寸

樋口径五寸 横一尺 長三間

平常水深二寸

堰（栗杭石）高一尺

検定馬力〇・〇九〇六（紡績分）

精穀業（家用） 紡績業

搗臼（三斗張未滿）一台

紡績器械一台

〔引用〕 堀川一 元八王子村裏宿ノ谷間ヨリ湧出スル一

〔沿革〕 明治三五年（一九〇二）一〇月新設

明治三五年（一九〇二）一二月頭書業種に変更

〔前〕 擣臼（三斗張未満）一 台

71 飯田文男 水車 〔小石川区〕

所有主住所 小石川区西江戸川町一八番地

水車所在地 小石川区関口水道町四五番地

〔規模〕 水輪径二丈四尺五寸

〔業種〕 精米業（営業用）

擣臼（六斗張）四〇台

擣臼（四斗張）九四台

〔引用〕 神田上水路

〔沿革〕 明治一九年（一八八六）四月継年期

明治二〇年（一八八七）一二月頭書人譲受、業種変更

譲主 大東義徹（京橋区築地二丁目三七番地）

擣臼（六斗張）六台

擣臼（四斗張）九五台

〔前〕 擣臼（四斗張）九〇台

明治二〇年（一八八七）一二月業種変更

擣臼（六斗張）六台

擣臼（四斗張）一二五台

72 飯田政五郎 水車 〔荏原郡〕

所有主住所 荏原郡池上村雪ヶ谷二〇六番地

水車所在地 荏原郡池上村雪ヶ谷（二〇六番地）

〔規模〕 水輪径一丈六尺

検定馬力〇・三五二

〔業種〕 精穀業（営業用）

擣臼（四斗張）三台

擣臼（二斗張）二台

擣臼（一斗張）八台

〔引用〕 深沢川悪水路

〔沿革〕 明治一四年（一八八二）七月継年期

明治二九年（一八九六）八月継年期

73 飯田元次郎 水車 〔北豊島郡〕

所有主住所 北豊島郡板橋町下板橋五二五番地

水車所在地 北豊島郡板橋町下板橋五〇九番地

地目・面積 郡村宅地 八畝四歩

〔規模〕 水輪径一丈七尺

埋樋 縦六寸五分 横六寸五分 長一間四尺
無堰

〔業種〕

検定馬力一・八九八
精穀業 製粉業(営業用) 眼鏡製造業

搗臼(二斗張) 四台
挽割臼(一尺二寸) 一台

眼鏡用木造磨石三二個
眼鏡用グライバン六台

〔引用〕

石神井川

〔沿革〕

明治二五年(一八九二)五月(新設)許可

明治三〇年(一八九七)一二月業種変更

搗臼(四斗張) 九台

(前) 搗臼(二斗張) 六台
搗臼(一斗五升張) 三台

明治三六年(一九〇三)一月水車免許権取消処分

明治三六年(一九〇三)一〇月再設

(参考)

(明治三十五年三月二十四日)

〔指令案〕

参事官

第二課主任属 北川典承[㊦]

技師

水車免許権無効ノ通牒ニ対シ飯田元次郎ヨリ取消ノ理由明示相成度旨、別紙ノ通伺書ヲ提出ス。右ハ訴願若クハ行政訴訟ヲ提起セント

スルノ意ナランカト被認候。初願已来継続願及白ノ変更願ハ相当手續ヲ経テ許可相成居候得共、水路ノ変更ニ対シテハ単ニ白変更願ニ其川名ヲ掲ケシマテニテ、其手續履行無之。依テ北豊島郡長へ左案之通依命通牒シ、伺書ハ下戻相成可然哉。

参考ノ為前後書類添付致置候。

案

貴郡内板橋町飯田元次郎ヨリ水車免許権無効ノ通牒ニ対シ、本年三月十五日付ヲ以テ理由明示相成度旨別紙之通伺出タリ。右ハ明治二十五年中水車設置願ノ水路ト目下ノ水路トハ其位置ヲ変更シアリ。

明治三十年府令第百二十五号水車業規則第三条ニ依リ水路変更ノ手續ヲ為スヘキ筈ナルニ之レニ由ラサリシヲ以、同則第十一条ニ依リ無効ノ義通牒相成候義ニ付其旨御示諭書類下戻相成度依命、此段及通牒候也。

年月日

内務部長

北豊島郡長殿

74 飯塚吉五郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡八王子町新町七四番地

水車所在地 南多摩郡八王子町新町字滝ノ鼻一四二番地

〔規模〕 水輪径四尺五寸

樋口 縦一尺 横二尺

馬力〇・一八

〔業種〕 紡績業

〔沿革〕 大正二年（一九一三）六月廃業

75 五十嵐次郎 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡立川村一八九八番地

水車所在地 北多摩郡立川村字上ノ原三二四二番地イ号

地目・面積 畑 八畝一歩

水車場 間口三間×奥行二間三尺

〔規模〕 水輪径一丈二尺

樋口横三尺 長二〇間

平常水深一寸五分

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼（三斗張以上）四台

搗臼（三斗張未満）四台

〔引用〕 玉川上水（立川）分水路

〔沿革〕 明治二九年（一八九六）一二月新設

明治三〇年（一八九七）六月頭書水輪径に変更

（前）水輪径八尺

明治三九年（一九〇六）五月頭書人譲受

譲主 五十嵐文蔵（北多摩郡立川村一八九八番地）

明治四〇年（一九〇七）三月頭書業種に変更

（前）搗臼（二斗張）五台

76 五十嵐文平 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡町田村南大谷

水車所在地 南多摩郡町田村南大谷字一七号一四七二・一四七三番地

地目・面積 宅地 二畝八歩

〔規模〕 水輪径八尺五寸

樋口竖五寸 横一尺

平常水深三寸

〔業種〕 紡績業

紡績器械一組

〔沿革〕 明治二三年（一八九〇）三月休業

明治二七年（一八九四）八月再開

77 井口良美 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡武蔵野村関前三六四番地

水車所在地 北多摩郡武蔵野村関前字茵窪三六四番地

地目・面積 郡村宅地 二反二畝一四歩

水車場 木造草（麦稈）葺建

〔規模〕 水輪径九尺五寸

〔業種〕 精穀業

搗臼（一斗張）八台

〔引用〕 関前新田用水路

〔沿革〕 明治四四年（一九一）六月新設

78 池亀四郎次 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡千歳村給田二〇〇番地

水車所在地 北多摩郡千歳村給田字南耕地五〇三番地口号

地目 山林

水車場 竪三間五尺五寸×横二間

[規模] 水輪径一丈五尺

樋口竪一尺五寸 横三尺

平常水深二寸

[業種] 精穀業

搗臼(四斗張) 三台

搗臼(三斗張未滿) 七台

[引用] 給田北耕地田用水路―北多摩郡三鷹村大字新川丸池

流末―

[沿革] 明治三一年(一八九八) 七月売買

買主 川本駒吉(北多摩郡千歳村下祖師ヶ谷六五

六番地)

売主 麻生惣左衛門(北多摩郡千歳村給田九四五

番地)

明治三三年(一九〇〇) 五月売渡

買主 六戸竜五郎(北多摩郡千歳村給田三〇三番地)

明治三三年(一九〇〇) 七月頭書人買受

明治三三年(一九〇〇) 一二月頭書業種に変更

(前) 搗臼(三斗張未滿) 七台

79 池谷久造 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡小宮村養沢七〇番地

水車所在地 西多摩郡小宮村養沢字養沢四一番地

地目・面積 山林 三反一畝

[規模] 水輪径九尺 上射

竪三寸 横四寸

平常水深一寸

無堰 流込

[業種] 精麦業(自家用)

搗臼(三斗張未滿) 一台

[引用] 井戸入川―養沢川へ落込ム小川―

[沿革] 明治三四年(一九〇一) 五月新設

(参考)

復命書

― 出張ノ用務 水車新設箇所調査

― 場所 西多摩郡小宮村養沢

― 出 発 三十四年五月十日

― 帰 庁 同 五月十一日 二日間

― 出張概況

西多摩郡小宮村大字養沢池谷久造出願ニ係ル水車新設願ヶ所ハ本人所有之山林ニシテ、水路ハ養沢川支川井戸入川ヨリ水路ヲ掘鑿シ、水堰ヲ設ス流込ニテ動力ヲ起シ、水車ヲ運転シタル後直チニ原水路ニ放流スルノ設計ナルヲ以水量ニ差違ヲ生セズ。

又地形ハ左右トモ山林ニシテ最急勾配ノ傾斜地ニ付洪水ノ為隣地ニ害ヲ及ボス等ノ患無之ト相認候。右之通ニ候也。

(明治)三十四年五月十四日 属 富田佐右衛門(印)
東京府知事男爵 千家尊福殿

80 池谷庄三郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡小宮村養沢一一五番地

水車所在地 西多摩郡小宮村養沢字養沢一一四番地

地 目 畑

[規模] 水輪径九尺 幅六寸五分 上射アミダ

[業種] 精穀業

搗臼(三斗張未滿) 一台

[引用] 滝ノ沢一養沢川ニ落込ム細流一

[沿革] 大正元年(一九一三)一〇月新設

81 池田亥之助 水車 [南豊島郡]

所有主住所 本郷区本郷真砂町二八番地

水車所在地 南豊島郡千駄ヶ谷村三五四番地

[規模] 水輪径二丈二尺

堰高一尺二寸五分

[業種] 精米業(営業用)

搗臼(四斗張) 三六台

[引用] 玉川上水分水路

[沿革] 明治一六年(一八八三)五月継年期

明治二年(一八八八)五月頭書人買受

売主 尾藤為次郎(日本橋区大伝馬町二丁目一四番地)

明治二年(一八八八)七月頭書堰高に變更

(前) 堰高二尺五分

明治二年(一八八八)一〇月業種變更

搗臼(四斗張) 八台

搗臼(三斗張以上) 三七台

搗臼(三斗張未滿) 三台

(前) 搗臼(三斗張以上) 三七台

搗臼(三斗張未滿) 三台

明治三年(一八九〇)八月頭書業種に變更

明治二七年(一九一四)一二月廃業

82 池田仁助 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡三田村御獄三〇七番地

水車所在地 西多摩郡三田村御獄字集峽戸三一〇番地八号

地目・面積 畑 一反六畝八步

水車場 長五間×横三間 木造杉皮葺平屋建

〔規模〕

水輪径九尺 下射
樋口竪五寸 横九尺 長一〇間

平常水深三寸

檢定馬力〇・一一四

〔業種〕

擦糸業

旧式糸擦器一台

〔引用〕

〔沿革〕

(参考)

水車設計仕様書

武蔵国西多摩郡三田村御嶽三百十番八号畑一反六畝十八歩ノ内三十
二坪へ長五間横三間ノ木造平家杉皮葺水車場一棟ヲ建設シ、既設水
車ノ水尻ヨリ樋十間ヲ設ケ水車場水輪ニ引水シ、糸擦器械ヲ運転シ
擦糸用ニ使用候也。

堰構造 材料長サ二尺幅一尺厚サ一寸ノ松板ヲ以テス。

既設水車ノ尻堀ヨリ引用スル者ニ付右堰板ハ上下ヲ自在ニ

シテ、糸擦水輪不運転ノ時ハ此板ヲ取退ケ排水スル者トス。

樋構造 材料松板ヲ以テス。

長サ十間竪五寸横九寸平常水深三寸。

(明治三十五年七月七日)

83 池田禎次郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡三田村沢井上分

水車所在地 西多摩郡三田村沢井上分字平石四八六番地口号

地目・面積 宅地 六歩

〔規模〕

水輪径九尺

樋口竪五寸 横六寸

平常水深二寸

〔業種〕

精穀業 製粉業

擣臼(二斗張)二台

擣臼(一斗張)二台

挽臼(一尺四寸)一台

〔沿革〕

明治二四年(一八九二)一二月(新設)許可

明治二八年(一八九五)五月頭書業種に変更

(前)

擣臼(二斗張)一台

擣臼(一斗張)一台

84 池田紋次郎 水車 〔荏原郡〕

所有主住所 荏原郡松沢町松原一一六九番地

水車所在地 荏原郡松沢町松原一一六九番地

〔規模〕

水輪径一丈七尺

堰高三尺五寸

馬力〇・一一七四

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼（四斗張）二台

搗臼（一斗張）一二台

玉川上水北沢分水路

〔沿革〕

明治一四年（一八八二）一二月継年期

明治二四年（一八九二）四月頭書水輪径、業種変更

搗臼（四斗張）六台

搗臼（一斗張）八台

木綿撚掛器械六台

水輪径一丈六尺

搗臼（四斗張）二台

（前）搗臼（一斗張）八台

挽臼一台

木綿撚掛器械六台

明治三三年（一九〇〇）六月業種変更

搗臼（四斗張）二台

搗臼（一斗張）八台

明治三七年（一九〇四）四月頭書業種に変更

85石井石之助 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡増戸村山田四四六番地

水車所在地 西多摩郡増戸村山田字北川原四〇二・四〇六番地

地目・面積 郡村宅地 二畝二九步

水車場 間口四間一尺×奥行六間三尺 木造駄板葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈八尺 木製 中射

〔業種〕 精穀業 製粉業（営業用）

搗臼（三斗張）二台

搗臼（二斗五升張）五台

搗臼（一斗張）三台

挽臼（一尺七寸）一台

挽臼（一尺二寸）一台

〔引用〕

秋川下田耕地用水路（秋川ノ分水ナル、増戸村山田字観音平四九九番地先ヨリ田用水ヲ引用ス）

〔沿革〕

明治二八年（一八九五）二月焼先

明治三四年（一九〇二）一〇月再設

86石井岩次郎 水車 〔荏原郡〕

所有主住所 荏原郡平塚村下蛇窪五四一番地

水車所在地 荏原郡平塚村下蛇窪五四一番地

〔規模〕 水輪径一丈二尺

堰高六尺三寸

〔業種〕 精米業（営業用）

搗臼（四斗張）二四台

〔引用〕

立会川悪水路

〔沿革〕

明治一六年（一八八三）六月継年期

明治二四年（一八九一）三月頭書業種に変更

擣臼一八台

（前）挽臼一台

明治三二年（一八九八）一月相統

相統人 平林政次郎（長男）

被相統人 平林三吉

明治三二年（一八九九）八月壳渡

買主 西村菊次郎（荏原郡大井村四五八番地）

明治三八年（一九〇五）六月頭書人買受

〔沿革〕

慶応三年（一八六七）三月新設

明治二二年（一八八八）一〇月共有人相統

相統人 山本与七

被相統人 山本縫三郎

明治三七年（一九〇四）八月頭書人相統

被相統人 石井丑五郎（北多摩郡砧村大蔵五一八番地）

番地

明治三七年（一九〇四）一〇月共有人名儀除名

除名人 石井太蔵

明治三八年（一九〇五）四月頭書業種に変更

擣臼（三斗張未滿）三台

（前）挽臼（一尺五寸以上）三台

87石井熊次郎外一名共有 水車 〔北多摩郡〕

惣代人住所 北多摩郡砧村大蔵五一八番地

水車所在地 北多摩郡砧村大蔵字石井戸九一六・一〇〇四番地

地目・面積 宅地 四畝一歩

〔規模〕 水輪径一丈八尺

樋口堅一尺 横四尺

平常水深七寸

〔業種〕 精穀業 製粉業

擣臼（四斗張）一台

擣臼（三斗張未滿）六台

挽臼（一尺五寸以上）二台

88石井源一 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡恩方村上恩方四六〇四番地

水車所在地 南多摩郡恩方村上恩方字川井野四六〇六番地

地目・面積 畑 一九歩

〔規模〕 水輪径一丈一尺 幅一尺五寸 木製

水路深四寸 幅一尺五寸 長一七間

檢定馬力〇・四六六

〔業種〕 紡績業

〔引用〕 浅川

〔沿革〕 明治四二年（一九〇九）五月新設

（参考一）

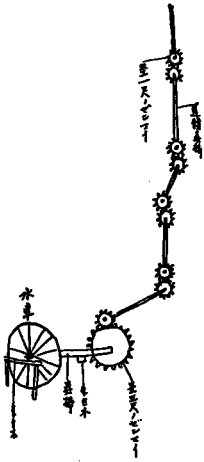
設計書

南多摩郡恩方村上恩方字川井野四千六百六番畑ノ内

水車架設々計

種目	材料	数量	長さ	幅
輪板	松	十六枚 十六枚	四尺五寸 三尺	四寸五分 一尺
真棒	栗	一本	六尺五寸	四寸五分八角
椀木	杉	十六本	五尺五寸	一寸二分角
車台木	栗杉	二本 三本	一尺五寸 五尺二尺二尺五寸	四寸丸太 四寸丸太
運転真棒	松	十二本	二間	二寸角
ゼンマイ	松	一個 九個		圣三尺 圣一尺
職工		二十人		

右ノ仕様ハ樋ノ両側ヘ車台木ヲ据付ケ、輪板真棒椀木等ニテ水車ヲ仕立テ車台ヲ架シ、真棒ニ端ニ大ノゼンマイヲ仕掛ケ、運転真棒ニ小ノゼンマイヲ仕掛ケ、曲度々々ニ小ノゼンマイヲ仕掛ケ、樋ノ水カニテ回転使用スルモノトス。



同所四千五百八十一番畑ヨリ四千五百八十二番畑ヲ通過シ四千六百六番畑ニ至ル

水路樋長十七間幅一尺五寸 深四寸 私有地内堀割及掛樋

種目	材料	数量	長さ	幅	深
水路樋	松板 杉大貫	二十六枚 十七丁	六尺 二間	一尺	
堀割石造	野面石	七坪五合	九間		
岩石堀割		三坪三合	二間三尺	三尺	五尺
海老樋	栗板 松板	二枚 三枚	六尺	八寸	
職工		二十人			
人夫		十人			
勾配		水路三分 樋二寸			

右仕様ハ岩石ヲ石工ヲ以テ長二間半幅三尺深五尺二切取、栗板二枚ヲ両側トナシ、底ニハ松板ヲ打付ケ海老樋ヲ仕付ケ、水路樋ハ大貫ヲ以テ両側トナシ、底ニハ松板ヲ打付ケ使用スルモノトス。

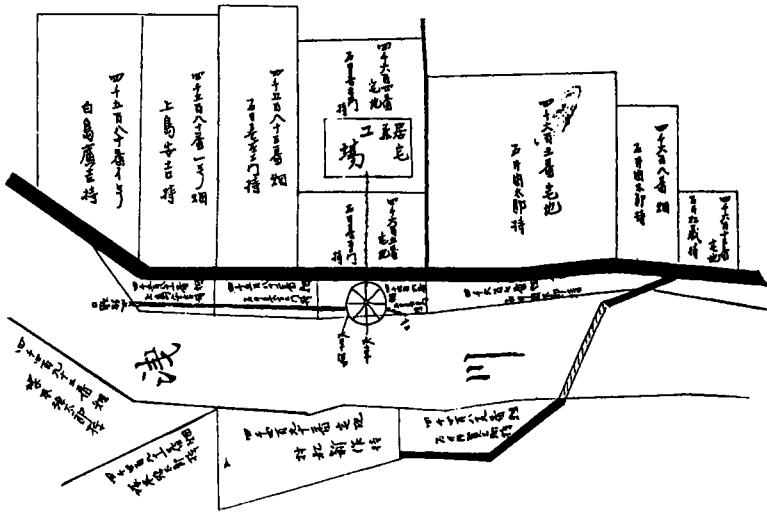
右之通りニ候也。

明治三十八年十一月十八日



(参考二)

〔水車現況図〕



南多摩郡恩方村上恩方四千六百四番地

石井源一 ㊦

89 石井重蔵 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡八王子町元横山二二九番地

水車所在地 南多摩郡小宮村大和田字ぶたい一九六番地

地目 田

水車場 間口六間×奥行四間 木造板葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈 幅二尺 木製

樋口横三尺 長二間

検定馬力〇・二四

〔業種〕 紡績業

八丁四台

糸操台三二台

下夕卷三挺

〔引用〕 浅川大和田分水路(南多摩郡小宮村西中野字安戸地)

先浅川ヨリ流入スル)

〔沿革〕 明治四一年(一九〇八) 五月新設

90 石井周蔵 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡八王子町本町二四番地

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字西前田三七二八〜三七二九

・三七三八〜三七四三番地

地目・面積 宅地 一反九畝一八歩

水車場 間口八間三尺×奥行六間

〔規模〕

水輪径一丈二尺

樋口竪九寸 横三尺

平常水深二寸

木堰高一尺五寸

検定馬力〇・六一二六五

紡績業

〔引用〕

小宮村前田田用水路(南多摩郡川口村檜原ヨリ湧出)

シ流末浅川(ニ至ル)

〔沿革〕

明治三七年(一九〇四)一月新設

明治三八年(一九〇五)五月売買

買主 楠見藤助(南多摩郡小宮村西中野三五九三番地)

売主 田口キン(南多摩郡小宮村西中野三七二番地)

明治四〇年(一九〇七)五月頭書人買受

(前)

搗臼(三斗張以上)三台

搗臼(三斗張未満)六台

92石川国太郎 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡大神村二七九番地

水車所在地 北多摩郡大神村字五十鈴二八九・二九〇・二九三番地

地目・面積 田 山林一反二畝二八步

〔規模〕

水輪径一丈

樋口竪一尺 横一尺五寸

平常水深八寸

馬力〇・二五四一

〔業種〕

製糸業

〔引用〕

田中村根川用水路

〔沿革〕

明治二九年(一八九六)二月新設

91石井福太郎 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡神代村金子一一二二番地

水車所在地 北多摩郡神代村金子一一二〇番地口号・一一二二番地

〔業種〕

精穀業

搗臼(三斗張以上)四台

搗臼(三斗張未満)七台

〔引用〕

(玉川上水深大寺組合用水路)

〔沿革〕

明治三五年(一九〇二)四月頭書業種に変更

93石川権三郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡西秋留村下代継四〇六番地

水車所在地 西多摩郡西秋留村下代継字東前六八〇番地

地目 畑

水車場 間口二間×奥行七間 木造麦稈葺建

〔規模〕

水輪径一丈六尺 周経四丈七尺五寸

樋口堅二尺五寸 横三尺

平常水深三寸

無堰 流込

〔業種〕 精穀業

搗臼(三斗張)八台

挽臼(一尺五寸以上)一台

下代継牛沼雨間田用水路(西秋留村下代継字東前牛沼雨間両大字田用水)

〔引用〕

〔沿革〕 明治三五年(一九〇二)四月新設

94 石川四郎左衛門 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡立川村三一―二番地

水車所在地 北多摩郡立川村三四九番地

地目 宅地

水車場 間口二間×奥行三間 木造草葺葺葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈二尺 幅二尺五寸 木製

坎樋堅二尺 横三尺 長二間 勾配二間ノ内四寸

〔業種〕 精穀業

搗臼(三斗張未滿)四台

〔引用〕 玉川上水立川分水路

〔沿革〕 明治四一年(一九〇八)一〇月新設

明治四三年(一九一〇)一月頭書水車所在地に移転

(前) 水車所在地 北多摩郡立川村一七二五番地

95 石川鶴吉 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡稻城村坂浜四五九番地

水車所在地 南多摩郡稻城村坂浜字四二号三二八三番地

地目・面積 宅地 八畝一三步

〔規模〕 水輪径一丈八尺

樋口堅一尺 横三尺

平常水深五寸

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼一四台

挽臼二台

〔引用〕 三沢川

〔沿革〕 明治三〇年(一八九七)二月頭書業種に変更

(前) 搗臼一四台

挽臼一台

96 石川得太郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡吉野村日影和田三四二番地

水車所在地 西多摩郡吉野村日影和田(三四二番地)

〔業種〕 精穀業 製粉業

擣臼(三斗張未滿)四台

挽臼(一尺五寸未滿)一台

〔沿革〕 慶応三年(一八六七)二月新設

明治三十七年(一九〇四)三月廃業

石川寅吉 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡八王子町元子安七三八番地

97 一番水車

水車所在地 南多摩郡八王子町元子安八二八番地

地 目 田

〔規模〕 水輪径一丈 滝落一尺

樋口竪二尺五寸 横二尺五寸

水深一尺

水路深五寸 幅三尺五寸

検定馬力〇・二二二

〔業種〕 紡績業

紡績器械三組

〔引用〕 山田川

〔沿革〕 明治三四年(一九〇二)六月新設

98 二番水車

水車所在地 南多摩郡八王子町元子安八二九番地

地 目 田

〔規模〕 水輪径一丈 滝落一尺

樋口竪二尺五寸 横二尺五寸

水深一尺

水路深五寸 幅三尺五寸

検定馬力〇・一八三

〔業種〕 紡績業

紡績器械三組

〔引用〕 山田川

〔沿革〕 明治三四年(一九〇二)六月新設

99 石川マサ 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡八王子町元子安三八番地

水車所在地 南多摩郡八王子町元子安字石神八一八番地

地目・面積 宅地 三畝

〔規模〕 水輪径八尺

樋口竪八寸 横三寸

平常水深八寸

馬力〇・二五二九

〔業種〕 紡績業

紡績器械一組

〔引用〕 (石神田用水路)

〔沿革〕

明治二五年（一八九二）二月相統

相統人 清水セシ（南多摩郡八王子町八日一〇番地）

被相続人 清水文吉（南多摩郡八王子町八日一〇番地）

明治二九年（一八九六）八月（新設遷延水車）設置

明治二九年（一八九六）八月頭書人買受

〔参考〕

〔沿革〕

明治三四（一九〇二）一〇月新設

平常水深二寸

〔業種〕

精穀業

擣臼（一斗張）二台

〔引用〕

鶴川村能ヶ谷湧出田用水路

毎年十月ヨリ翌年四月迄并雨天出水ノ際ニ使用

100石川冥助 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡鶴川村小野路九二七番地

水車所在地 南多摩郡鶴川村小野路字大向四三三八番地口号

〔業種〕 紡績業

紡績器械二組

〔引用〕

〔小野路川〕

〔沿革〕 明治二七年（一八九四）七月廢業

101石川安太郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡鶴川村能ヶ谷一四八六番地

水車所在地 南多摩郡鶴川村能ヶ谷字一二号一四八七番地

地 目 宅地

水車場 間口一間三尺×奥行一間三尺 茅葺平屋建

〔規模〕

水輪径八尺

土管（三寸径）

復命書

出張ノ用務 水車新設ヶ所調査

一 場所 南多摩郡鶴川村能ヶ谷

一 出発 三十四年十月二十五日

一 帰庁

一 出張概況

南多摩郡鶴川村大字能ヶ谷石川安太郎出願ニ係ル水車設置ヶ所
実査ヲナシタルニ、自己ノ所有田ニ引用スル些方ナル用水ヲ基
礎トシ、是ニ添フルニ一ツノ涌用ヲ掘鑿シ、二途ノ水相俟ッテ
漸ク動力ヲ起シ水車ヲ運転シ、其水ハ自己ノ田地内ニ放流ス
ルモノナルニヨリ、毫モ他害ヲ及ホスコトナキヲ以支障無之モ
ノト認ム。
右之通り候也。

明治三十四年十月二十九日

属 富田佐右衛門

東京府知事男爵 千家尊福殿

102 石川弥八郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡熊川村一番地

水車所在地 西多摩郡熊川村字南一番地

地目・面積 宅地 五畝一七步

[規模] 水輪径一丈八尺

樋口堅一尺八寸 横四尺五寸

平常水深八寸

[業種] 精米業 [酒醸造業力] 製粉業

搗臼(三斗張以上)三九台

挽臼(二尺八寸)四台

[引用] 玉川上水熊川分水路

[沿革] 明治二〇年(一八八七)一月(新設)許可

明治三二年(一八九八)三月頭書水車所在地に移転、

頭書規模等に変更

水車所在地 西多摩郡熊川村字南一番地

水輪径一丈八尺

(前) 樋口堅一尺八寸 横二尺五寸

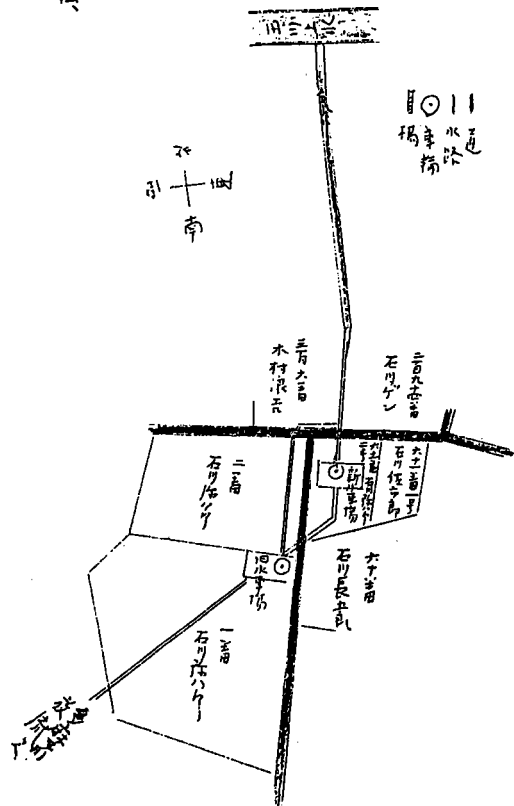
平常水深四寸

搗臼一〇台

ロール(長一六インチ $\frac{3}{4}$ 深六インチ $\frac{5}{8}$)一台

(参考)

[水車移転図]



103 石倉市蔵 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡狛江村岩戸五五八番地

水車所在地 北多摩郡狛江村岩戸字榎荷森二六六番地

[業種] 精穀業

搗臼(三斗張未満)三台以上

[沿革] 明治三五年(一九〇二)二月頭書業種に変更

(前) 搗臼(不明)

104 石阪定七 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡鶴川村野津田二三五一番地
 水車所在地 南多摩郡鶴川村野津田字丸山三三七五番地

[規模]

水輪径一丈八尺
 樋口竪一尺五寸 横二尺五寸

[業種]

精穀業 製粉業
 搗臼二台

挽臼(二尺)一台

[沿革]

明治三五年(一八九二)一〇月新設
 明治三六年(一九〇三)一〇月頭書人讓受

讓主 石阪儀右衛門(南多摩郡鶴川村野津田二三一七番地)

(参考一)

一甲第九七五号ノ三

本月十六日付二甲第二三三九三号四ヲ以テ鶴川村野津田字丸山三三三三七五番地ニアル水車名義相違ニ付取調方御照会相成候ニ付取調候処、右ハ正ニ石阪儀右衛門ノ所有ニ有之候。就テハ曩ニ及御送付候牒本ハ誤記ニ有之候間、更ニ別紙及御送付候条、引換方可然御取計相成度此段申進候也。

明治三十六年十月十九日

東京府内務部御中

南多摩郡郡役所印

(参考二)

[南多摩郡役所水車台帳様式]

年	月	日	事由	水車	水	石	木	金	銀	銅	鐵	鉛	錫	鋅	鎳	鉻	錳	ニッケル	コバルト	マンガン	その他
明治	三	五	新設	一																	
明治	三	六	譲受	一																	
明治	三	六	譲受	一																	
明治	三	六	譲受	一																	
明治	三	六	譲受	一																	

105 石坂武平 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡由木村大塚一〇八六番地
 水車所在地 南多摩郡由木村大塚字一七号一〇八六番地

地目・面積 郡村宅地 九畝一〇歩

水車場 間口一間三尺×奥行一間三尺 木造草葺平屋建

[規模] 水輪径一丈 木製

樋口竪六寸 横一尺八寸

〔業種〕 土俵堰高一間 幅三尺
精穀業

搗臼(一斗五升張)二台

〔引用〕 谷ツ川字一七号湧出水路(由木村大塚字一七号ノ山
間ヨリ湧出スル)

〔沿革〕 明治四三年(一九一〇)一〇月新設

106 石田竹次郎 水車 [豊多摩郡]

所有主住所 四谷区伝馬町三丁目二番地

水車所在地 豊多摩郡千駄ヶ谷村原宿字灰毛丸三五六番地

〔規模〕 水輪径一丈二尺

〔業種〕 精米業(官業用)

搗臼(四斗張)二四台

搗臼(二斗張)二台

〔引用〕 原宿灰毛丸田用水路

〔沿革〕 明治一八年(一八八五)三月継年期

明治二二年(一八八八)十一月売買

買主 相馬永胤(四谷区仲町三丁目三五番地)

売主 佐藤常次郎(赤坂区青山南町五丁目一四番
地)

明治二二年(一八八八)一二月頭書水輪径、頭書業
種に変更

水輪径二丈一尺

(前) 搗臼(四斗張)九台

搗臼(二斗張)六台

明治二九年(一八九六)四月売渡

買主 鈴木平次郎(豊多摩郡千駄ヶ谷村千駄ヶ谷
四七四番地)

明治三〇年(一八九七)一二月頭書人買受

107 石田竹次郎外二三名共有 水車 [西多摩郡]

惣代人住所 西多摩郡西多摩村羽一五二八番地

水車所在地 西多摩郡西多摩村羽字かみ一六〇四番地

地目・面積 芝地 九畝八歩

〔規模〕 水輪径八尺

樋口竪八寸 横三尺

平常水深三寸

〔業種〕 精穀業

搗臼(一斗張)三台

〔引用〕 多摩川支流

〔沿革〕 明治三三年(一八八九)一二月(新設)許可

明治三三年(一八九九)二月頭書業種に変更

(前) 搗臼(一斗張)四台

108 石田槌太郎 水車 (荏原郡)

所有主住所 荏原郡駒沢村世田ヶ谷新町五五一番地

水車所在地 荏原郡駒沢村世田ヶ谷新町字大道北五五一番地

水車場 梁間四間×桁行六間

〔規模〕 水輪径一丈八尺

堰高二尺

〔業種〕 精穀業 製粉業 (営業用)

搗臼 (三斗張以上) 七台

搗臼 (三斗張未満) 一四台

挽臼 (一尺五寸以上) 一台

〔引用〕 品川用水路

〔沿革〕 明治十九年 (一八八六) 一月新設

明治四二年 (一九〇九) 六月頭書業種に変更

搗臼 (四斗張) 四台

(前) 搗臼 (二斗張) 七台

挽臼 (一尺五寸以上) 二台

(参考一)

水車取設ニ付契約書

東京府下荏原郡北品川宿外十ヶ町村組合品川養水路ノ内、同郡世田ヶ谷村新町字上大道北第五百五十一番ノ地^エ、今般拙者新規水車設立候ニ付契約スル条件如左。

第一条

一 水車営業年限明治十九年ヨリ向五ヶ年間ト取極、満期ニ相成候

ハ、猶亦其節纏年期定約取極可申事。

第二条

一 養水濁水田方養育不行届ノ節ハ水車営業相休可申事。

第三条

一 養水堀ヨリ回シ堀ノ際土面ヨリ高サ二尺ヲ限り可申。其余ハ一寸タリトモ増張等屹度致間敷候。万一水行相堪ス且減水等之節ハ張堰取払可申事。

但、堰修繕ノ節ハ該組合村ノ差図ヲ受取計可致事。

第四条

一 養水堀浚人足賃金及諸費ノ内^エ、明治十九年ヨリ将来水車営業相続中ハ毎年三月三十日限り金十八円ツ、水車稼人石田槌太郎ヨリ組合宿村^エ出金可差出事。

第五条

一 北多摩郡境村地内ニ伏込有之候品川養水元樋口修繕ノ節ハ、諸入費ノ内^江金十円五十銭ツ、其都度右稼人ヨリ出金可致事。

第六条

一 水車営業人代替リ亦ハ譲渡等之節共、本文定約ヲ以テ書面書換ノ上讓渡売買等可致。万一無其儀前条取計候節ハ異約ニ依リ水車取払可申事。

第七条

一 水車位置替等ノ儀ハ必ラス致間敷事。

但、凶面ノ通。

右箇条ノ通聊相違無之、万一異約ノ件有之候ハ、第六条ノ通取払可

申。且亦出金等相滞候ハ、保証人引請可差出。年限ノ儀ハ明治十九年ヨリ向フ満五ヶ年間ト相定、契約期限ニ相成引続キ營業可致節ハ此約定ニ基キ猶契約書々換続年季可致。依之差出申定約書証書如件。

明治十八年十二月 日

同郡 同町 五百七番地

保証人 石田政五郎[㊦]

同郡 同町 四百八十三番地

保証人 田中瑟藏[㊦]

在 原郡世田ヶ谷村新町五百五十一番地

石田槌太郎[㊦]

為メ在来製品粉名類売買安価ニ陥リ營業ニ不相成、依テ従来ノ器械一部ヲ變更シ挽臼ヲ搗臼ニ變更シ營業仕リ度、尤モ器械變更スルモ搗臼ノ如キハ新粉臼等ハ極メテ輕量ノ杵ヲ用ユル故ニ、水力等ニ至リテハ決シテ増力ヲ要セズ。且ツ堰及樋口水輪心棒等ニ一切變更無之候間、前頭器械變更ノ御許可被成下度此段奉願候也。

在 原郡駒沢村大字世田ヶ谷新町五百五十一番地

明治四十二年四月十四日

東京府知事 阿部浩殿

石田槌太郎[㊦]

(参考二)

水車器械變更願

在 原郡駒沢村大字世田ヶ谷新町五百五十一番所在

水車工場

一 従来 挽臼 二個 一尺五寸以上

搗臼 (四個) 七個 三斗張以上
三斗張未滿

一 更正 挽臼 一個 一尺五寸以上

搗臼 (七個) 三斗張以上
十四個 三斗張以下

右ハ水車工場營業上近來小麦粉名製造ニ付テハ、精粉外國品輸入ノ

109 藤吉 水車 [豊多摩郡]

所有主住所 豊多摩郡渋谷村中渋谷四三〇番地

水車所在地 豊多摩郡千駄ヶ谷村隠田四五番地

水車場 建坪一〇坪七合五勺

[規模] 水輪径二丈一尺

[業種] 精米業(營業用)

搗臼(四斗張) 四三台

搗臼(二斗張) 三台

[引用] 玉川上水内藤新宿大木戸吐捨路

[沿革] 明治一五年(一八八二) 四月継年期

明治一八年(一八八五) 三月頭書人讓受

讓主 埜中歛了(住所不明)

明治一八年(一八八五) 一二月頭書業種に變更

(前) 綿糸機械

明治三〇年(一八九七) 四月継年期

112 磯本幸市 水車 [荏原郡]

被相続人 磯崎小重郎(父)

110 伊勢川新蔵 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡稲城村坂浜二八六六番地

水車所在地 南多摩郡稲城村坂浜二八八六番地

水車場 間口二間×奥行三間 木造平屋建

[規模] 水輪径一丈五尺 幅一尺五寸 木製

分水口深四寸 幅二尺 長五間

[業種] 精穀業

搗臼(二斗張)三台

搗臼(一斗五升張)一台

[引用] 三沢川

[沿革] 明治四五年(一九二二)二月新設

111 磯崎鑛次郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡恩方村上恩方一九三番地

水車所在地 南多摩郡恩方村上恩方字坂当一六九番地イ号地先

[業種] 精穀業

搗臼(三斗張未滿)二台

[沿革] 明治三七年(一九〇四)七月頭書人相続

112 磯本幸市 水車 [荏原郡]

所有主住所 荏原郡世田ヶ谷村池尻字西町二二六番地

水車所在地 荏原郡世田ヶ谷村池尻字西町二二七番地

地目・面積 郡村宅地 七畝二歩

水車場 建坪五七坪 木造萱葺平屋建

[規模] 水輪径一丈五尺

堰高五尺

[業種] 精米業(営業用)

搗臼(四斗張)六台

搗臼(二斗張)九台

[引用] 荏原川烏山分水路

[沿革] 明治一五年(一八八二)一月継年期

明治一九年(一八八六)一月譲渡

譲受人 加藤熊次郎(荏原郡上目黒村四五七番地)

譲主 清水米吉(荏原郡池尻村二二七番地)

明治二七年(一九〇四)一月譲渡

申請譲受人 池田伯保(南豊島郡淀橋町角筈三一

番地)

譲主 芹沢慶之助(荏原郡松沢村松原一七八五番地)

明治三一年(一九〇八)一〇月譲渡、頭書業種に変更

申請譲受人 森五郎吉 (荏原郡世田ヶ谷村野沢二
○三番地)

譲主 菅田倉之助 (荏原郡玉川村等々力一八五四番地)

擣臼 (四斗張) 一台

擣臼 (二斗張) 四台

(前) 挽臼 (二尺八寸) 一台

挽臼 (二尺七寸) 一台

明治三三年 (一九〇〇) 七月譲渡

譲受人 辻実 (麻布区麻布東町三二番地)

明治四一年 (一九〇八) 一月譲渡

譲受人 岸本雄二 (赤坂区青山南町六丁目三九番地)

明治四四年 (一九一一) 七月頭書人買受

大正元年 (一九一三) 八月廃業

113板橋宗三郎 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡三鷹村牟礼一〇三二番地

水車所在地 北多摩郡三鷹村牟礼字山崎五五五番地

地目 畑

水車場 間口三間×奥行二間 木造杉皮葺建

(規模) 水輪径一丈二尺

樋口 縦二尺二寸 横三尺 長二間

(業種) 精穀業

[引用] 擣臼 (三斗張未滿) 五台
玉川上水牟礼分水路

[沿革] 明治四一年 (一九〇八) 一〇月頭書業種に変更

擣臼 (三斗張以上) 六台

(前) 挽臼 (一尺五寸未滿) 一台

井田忠貞 水車 [豊多摩郡]

所有主住所 豊多摩郡千駄ヶ谷村八五四番地

114一番水車

水車所在地 豊多摩郡千駄ヶ谷村八五四番地

[規模] 水輪径一丈七尺五寸 幅一尺六寸五分 中射

分水口長一〇〇間

[業種] 精穀業 (営業用) 紡績業

擣臼 (二斗張) 六台

綿糸一〇〇口取四台

[引用] 玉川上水邸内引取分水路

[沿革] 明治一四年 (一八八一) 四月 (新設) 許可

明治二九年 (一八九六) 四月頭書水輪径に変更

(前) 水輪径八尺 上射

115二番水車

水車所在地 豊多摩郡千駄ヶ谷村八五四番地

〔規模〕

水輪径一丈八尺

堰高一尺五寸 幅一尺八寸

馬力〇・八〇六八

〔業種〕

精米業（營業用） 製紐業

擣臼（二斗張）九台

組紐機械三〇台

〔引用〕

玉川上水邸内引取分水路

〔沿革〕

明治一九年（一八八六）五月（新設）許可

明治二九年（一八九六）九月頭書水輪径に変更

（前）水輪径一丈

116 三番水車

水車所在地

豊多摩郡千駄ヶ谷村八五四番地

〔規模〕

水輪径一丈三尺

堰高六尺五寸 幅一尺八寸

〔業種〕

撚糸業

撚糸機械四台

〔引用〕

玉川上水邸内引取分水路

〔沿革〕

明治二五年（一八九二）一〇月（新設）許可

明治三〇年（一八九七）一〇月継年期

117 四番水車

水車所在地

豊多摩郡千駄ヶ谷村八五四番地

〔規模〕

水輪径六尺三寸

堰高六尺五寸 幅一尺八寸

馬力〇・一八〇七

〔業種〕

製糸業

生糸機械五人取分

〔引用〕

玉川上水邸内引取分水路

〔沿革〕

明治二八年（一八九五）一月三番水車を分車

118 市川伊右衛門

水車 〔西多摩郡〕

所有主住所

西多摩郡小宮村乙津八四〇番地

水車所在地

西多摩郡小宮村乙津八四〇番地

地 目 宅地

〔規模〕

水輪径八尺 幅六寸 木製 上射アミダ

〔業種〕

撚糸業

〔引用〕

滝ノ沢―秋川ニ落込ム西多摩郡小宮村ノ山間ヲ流ルル溪流―

〔沿革〕

大正二年（一九一三）九月新設

119 市川正平

水車 〔西多摩郡〕

所有主住所

西多摩郡三田村御嶽一〇五番地

水車所在地

西多摩郡三田村御嶽字弘沢七四番地

地目・面積 川敷(官有地) 一四坪五合
水車場 堅三間×横二間 木造杉皮葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈五尺 上射

掛樋長二〇間

木堰高三尺 幅五尺

〔業種〕 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(二斗張)六台

挽臼(一尺二寸)一台

〔引用〕 払沢川―山間ヨリ流出スル溪流―

〔沿革〕 明治三二年(一八九九)八月新設

120市川玉吉 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡南村成瀬四八五二番地

水車所在地 南多摩郡南村成瀬字三三二号五一九四番地

地目・面積 宅地 三畝二二步

〔規模〕 水輪径一丈八尺

樋口 縦二尺八寸 横二尺九寸

平常水深八寸

木堰高四尺

〔業種〕 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(四斗張)七台

搗臼(二斗張)九台

挽臼(一尺八寸)四台

〔引用〕 成瀬川

〔沿革〕 文政年間(一八一八~二九)新設

明治二八年(一八九五)焼失

申請人 中里彦太郎(住所不明)

明治三四年(一九〇一)六月再設

121市川義三 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡成木村下成木上分五二七番地

水車所在地 西多摩郡成木村下成木上分字小中尾七〇七番地

地目 山林

〔規模〕 水輪径六尺 木製

樋口 縦五寸 横一尺 長八間

堰(細丸太杭・小砂利)高三尺

〔業種〕 精穀業(自家用)

搗臼(三斗張未滿)一台

〔引用〕 成木川支流(成木川二流込ム細溪)

〔沿革〕 大正七年(一九一八)六月新設

122市川利三郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡吉野村柚木四〇〇番地

水車所在地 西多摩郡吉野村柚木字軍畑六九九番地

水車場 建坪五坪 木造鉄板葺建

〔規模〕 水輪径一丈 幅五寸 木製 下射

樋口横八寸 長二間

水深四寸

〔業種〕 精穀業(営業用)

搗臼(三斗張未滿) 四台

挽臼(一尺五寸未滿) 一台

〔引用〕 吉野村根岸用水路(吉野村大字根岸ヨリ軍畑ニ通スル堀水)

〔沿革〕 大正二年(一九一三) 五月新設

123市倉国次郎外六名共有 水車 (西多摩郡)

惣代人住所 西多摩郡五日市町五日市四三一番地

水車所在地 西多摩郡五日市町五日市六九八番地

〔業種〕 精穀業

搗臼(三斗張未滿) 二台

〔引用〕 北寒寺沢

〔沿革〕 大正四年(一九一五) 三月新設

124市橋亀次郎外七名共有 水車 (荏原郡)

惣代人住所 荏原郡大崎村桐ヶ谷一〇〇番地

水車所在地 荏原郡大崎村桐ヶ谷二六九番地

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼(四斗張) 一〇台

搗臼(二斗張) 三台

挽臼(一尺二寸) 二台

〔引用〕 品川用水大崎分水路

〔沿革〕 明治三八年(一九〇五) 一二月共有権讓渡

共有権讓受人 石井三良(荏原郡大崎村桐ヶ谷三

四八番地)

共有権讓主 齊藤藤兵衛(荏原郡大崎村桐ヶ谷二

六番地)

明治四一年(一九〇八) 三月頭書業種に変更

〔前〕 搗臼(四斗張) 七台

搗臼(二斗張) 三台

125伊藤金太郎 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡吉野村下五四〇番地

水車所在地 西多摩郡吉野村下字天神五三八番地

水車場 建坪一坪七合四勺 木造杉皮葺建

〔規模〕 水輪径一丈二尺 幅五寸 木製

樋口竖四寸 横八寸 長一二間

堰高五尺 幅九尺

〔業種〕 精穀業

搗臼（三斗張未満）二台

〔引用〕 天神川―山間ヨリ流出スル沢水、多摩川ニ流入―

〔沿革〕 明治三十七年（一九〇四）十一月新設

126 伊藤銀蔵 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡調布村千ヶ瀬四六二番地

水車所在地 西多摩郡調布村千ヶ瀬字南平四〇八番地先

地 目 川敷

〔規模〕 水輪径七尺 羽根車 下射

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼（三斗張未満）四台

〔引用〕 多摩川

〔沿革〕 明治三十三年（一九〇〇）二月相統

相統人 伊藤勘次郎（西多摩郡調布村千ヶ瀬四六

二番地）

被相統人 伊藤重右衛門（祖父）

明治四一年（一九〇八）五月頭書人相統

127 伊藤源太郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡八王子町元子安一六三四番地

水車所在地 南多摩郡八王子町元子安字森下一六三四番地

〔業種〕 紡績業

紡績器械一組

〔引用〕 〔北田堀田用水路〕

〔沿革〕 明治三一年（一八九八）九月新設

明治三六年（一九〇三）九月頭書人（父）相統

被相統人 伊藤正一

128 伊藤佐五郎 水車 〔荏原郡〕

所有主住所 荏原郡世田ヶ谷村下北沢六六一番地

水車所在地 荏原郡世田ヶ谷村下北沢字山下六六五番地

〔規模〕 水輪径八尺

樋口横一尺八寸

平常水深三寸

無堰

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼（二斗張）六台

〔引用〕 玉川上水三田用水山下分水路

〔沿革〕 明治二七年（一八九四）九月新設

明治三三年（一八九九）六月相統

相統人 小坂丑三（荏原郡世田ヶ谷村下北沢六六

一番地）

被相続人 小坂弥三郎

明治三二年(一八九九)八月頭書人讓受

(参考)

水車輪減縮理由書

荏原郡世田ヶ谷村大字下北沢六百六十一番地

水車營業人 小坂弥三郎

右奉申上候。私義去ル二十七年九月三日水車營業出願仕候処、戊第
五二二号ヲ以テ御免許相成追々工事着手仕今般落成ニ付御届申上候
処、御検査相成候テ御尋ニは出願之節は水車輪径一丈二尺ト相認、
此度落成ノ節は実地水車輪及書面ニモ径八尺ト有之段ニ、水勢実地
御取調ニ付私義申上候ニは三田用水分流ニシテ水量トモシク、出願
ノ節は水車輪一丈二尺ト相認候得共、何分着手後実地ニ望ミ水量取
調候処、樋幅一尺八寸、平均水深三寸ニテ一丈二尺ノ水輪難相用候
ニ付無抛径八尺ニ変更仕、此段御届不仕落成御届候段甚恐入候。右
水輪減縮ノ理由御尋ニ付書面ヲ以奉申上候也。

右

明治二十八年九月

小坂弥三郎

東京府第二課

検査御出張御中

129 伊藤受房 水車 [荏原郡]

所有主住所 荏原郡平塚村下蛇窪三五〇番地

水車所在地 荏原郡品川町南品川宿字権現台一二六八番地

水車場 間口七間×奥行四間

[規模] 水輪径一丈六尺

堰高二尺

[業種] 精穀業(營業用)

搗臼(四斗張) 一八台

搗臼(二斗張) 六台

[引用] 品川用水(南品川)分水路

[沿革] 明治二〇年(一八八七)一月新設

130 伊藤武七郎 水車 [荏原郡]

所有主住所 荏原郡平塚村下蛇窪三五〇番地

水車所在地 荏原郡品川町南品川宿字権現台二二八二番地

[規模] 水輪径二丈

土俵堰高五尺八寸

[業種] 精米業(營業用)

搗臼(四斗張) 四二台

品川用水南品川分水路

[沿革] 明治一二年(一八七九)四月新設

明治二二年(一八八九)一二月業種變更

搗臼(四斗張) 三六台

(前) 搗臼(四斗張) 三〇台

明治三十三年（一九〇〇）八月焼失
明治三十三年（一九〇〇）九月再設

131 伊藤忠蔵 水車〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡成木村上成木下分一六九九番地

水車所在地 西多摩郡成木村上成木下分字二本竹一七〇〇番地八号

地目・面積 郡村宅地 二歩

水車場 建坪一坪

〔規模〕 水輪径八尺

平常水深二寸

水路幅八寸 長一〇間

無堰

〔業種〕 精穀業

搗臼（七升張）二台

〔引用〕 二本竹川―成木川支流―

〔沿革〕 明治三四年（一九〇一）一〇月新設

伊藤留吉 水車〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡青梅町青梅一四一七番地

132 一番水車

水車所在地 西多摩郡青梅町青梅字大柳地先

地 目 川敷（官有地）

〔規模〕 水輪径九尺

〔業種〕 精穀業 製粉業（営業用）

搗臼（二斗張）三台

搗臼（一斗五升張）五台

挽臼（一尺三寸）一台

〔引用〕 多摩川

〔沿革〕 明治二七年（一八九四）八月売買

買主 根岸松太郎（西多摩郡青梅町青梅三二一番地）

売主 伊藤留吉（西多摩郡青梅町青梅一四一七番地）

明治三〇年（一八九七）三月頭書人買受

133 二番水車

水車所在地 西多摩郡青梅町青梅字大柳地先

地 目 川敷（官有地）

〔規模〕 水輪径九尺

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼（一斗五升張）四台

〔引用〕 多摩川

〔沿革〕 明治二七年（一八九四）八月売買

買主 根岸松太郎（西多摩郡青梅町青梅三二一番地）

売主 伊藤留吉（西多摩郡青梅町青梅一四一七番地）

明治三〇年（一八九七）三月頭書人買受

134 伊藤直藏 水車〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡由木村上柚木一七二一番地

水車所在地 南多摩郡由木村上柚木字一七号一七八四番地イ号

地目・面積 郡村宅地 九歩

〔規模〕 水輪径九尺

樋口 縦五寸 横八寸

平常水深三寸

〔業種〕 精穀業（自家用）

搗臼四台

〔沿革〕 明治三四年（一九〇二）一月頭書人相続

被相続人 伊藤半左衛門（父）

135 伊藤仲次郎 水車〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡由木村上柚木一七〇四番地

水車所在地 南多摩郡由木村下柚木字八号一二五七番地

地目・面積 宅地 一畝

水車場 間口二間×奥行一間三尺 木造草葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈三尺 木製

樋口 縦三尺 横三尺

平常水深五寸

土俵堰高一尺二寸

〔業種〕 精穀業

搗臼（一斗張）四台

〔引用〕

大栗川柚木分水路（大栗川ヲ分水シ南多摩郡由木村上柚木字十七号及字二十五号同郡同村下柚木字三号字八号水田ニ灌溉スル処ノ用水）

〔沿革〕 明治四五年（一九一二）二月新設

136 伊藤福太郎 水車〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡由木村上柚木一七一七番地

水車所在地 南多摩郡由木村下柚木字一六号二〇五九番地

〔規模〕 檢定馬力〇・二七八五

〔業種〕 生糸揚返業

生糸揚粹

〔沿革〕 明治三〇年（一八九七）一月馬力檢定

137 伊藤福松 水車〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡由木村中山四四八番地

水車所在地 南多摩郡由木村中山字五号一二二四番地

地目・面積 郡村宅地 五歩

〔規模〕 水輪径一丈二尺

樋口 縦五寸 横一尺 長九間

平常水深五寸

堰高一尺 幅七尺五寸
〔業種〕 精穀業(自家用)

搗臼(一斗三升張)三台

〔引用〕 岩入川・谷戸川用水路

〔沿革〕 明治三十一年(一八九八) 二月新設

138 伊藤和吉 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡日野町七七九番地

水車所在地 南多摩郡日野町字万願寺四五番地

地目・面積 田 三畝

水車場 間口八間×奥行四間

〔規模〕 水輪径一丈三尺五寸

樋口堅三尺 横四尺

平常水深五寸

堰高一尺五寸 幅一間

〔業種〕 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(三斗張以上)二台

搗臼(三斗張未滿)一二台

挽臼(一尺七寸)一台

〔引用〕 日野町用水分水路

〔沿革〕 明治三十三年(一八九九) 三月新設

139 井野幸吉 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡三鷹村井口一四番地

水車所在地 北多摩郡三鷹村井口一四番地口号

〔規模〕 検定馬力四・九一一

〔業種〕 精穀業 製粉業 製紐業

搗臼(三斗張未滿)一九台

挽臼(一尺五寸以上)一台

組紐器械一〇〇基

〔沿革〕 明治四十二年(一九〇九) 六月頭書業種に変更

搗臼(三斗張以上)一一台

(前) 搗臼(三斗張未滿)二台

挽臼(一尺五寸以上)二台

140 井上龜吉 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡小宮村西中野三八七三番地

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字西前田三八七二・三八七三番地

〔業種〕 番地

〔規模〕 水輪径一丈一尺

樋口堅七寸 横三尺一寸

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼(三斗張未滿)一〇台

挽臼一台

〔引用〕 〔小宮村前田田用水路〕

〔沿革〕 明治三八年（一九〇五）一月頭書人買受

売主 井上梅之助（南多摩郡小宮村西中野三二二六番地）

地目・面積 宅地 二畝一七步

水車場 間口六間三尺×奥行三間 木造草葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈四尺（車輪八家屋中央ニ設置）

樋口堅二尺 横三尺

平常水深三寸

木堰高二尺五寸 横四尺

〔業種〕 精穀業 製粉業

擣臼（四斗張）二台

擣臼（二斗張）一一台

挽臼（一尺七寸）一台

挽臼（一尺二寸）一台

〔引用〕 小宮村北平用水路（小宮村大字北平ヨリ通流シ流末

ハ本村粟須ニ至ル水路）

〔沿革〕 明治九年（一八七六）一〇月（新設）許可

明治三年（一八九八）三月焼失

明治三五年（一九〇三）六月頭書規模等に再設

擣臼一六台
挽臼二台

明治四一年（一九〇八）一二月相統

相統人 井上治興（南多摩郡小宮村粟須一三三四

番地）

被相統人 井上治欽（南多摩郡小宮村粟須一三三

四番地）

141井上小太郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡大久野村四五九二番地

水車所在地 西多摩郡大久野村字松尾四五九四番地

地目・面積 郡村宅地 二歩

水車場 間口一間×奥行一間一尺

〔規模〕 水輪径九尺 幅八寸 中射

樋口堅二尺五寸 横九寸 長二八間

堰（石又ハ砂）高一尺五寸 幅二間

〔業種〕 精穀業（自家用）

擣臼（三斗張未滿）二台

〔引用〕 大久野川

〔沿革〕 明治三四年（一九〇二）一二月新設

142井上甚太郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡小宮村粟須四八七番地

水車所在地 南多摩郡小宮村粟須字八石下四八七番地

明治四二年(一九〇九)二月頭書人讓受

143井上辰五郎 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡神代村深大寺字池ノ上五六〇番地

水車所在地 北多摩郡神代村深大寺字池ノ上六五三番地

地目・面積 郡村宅地 二畝一三歩

[規模] 水輪径一丈五尺

樋口堅七寸 横二尺

平常水深二寸五分

[業種] 精穀業 製粉業

搗臼(三斗張以上) 二台

搗臼(三斗張未滿) 六台

挽臼(一尺五寸以上) 一台

[沿革] 明治一七年(一八八四)一〇月(新設)許可

明治三二年(一八八九)八月業種変更

搗臼(三斗張未滿) 八台

搗臼(一尺五寸以上) 一台

搗臼 一台

(前) 挽臼 一台

明治三五年(一九〇二)三月業種変更

搗臼(三斗張以上) 一台

搗臼(三斗張未滿) 五台

挽臼(一尺五寸未滿) 一台

明治三六年(一九〇三)一月頭書人相続

被相続人 井上惣兵衛(北多摩郡神代村深大寺字

池ノ上六五三番地)

明治四〇年(一九〇七)二月業種変更

搗臼(三斗張以上) 四台

搗臼(三斗張未滿) 六台

挽臼(一尺五寸以上) 一台

挽臼(一尺五寸未滿) 一台

明治四一年(一九〇八)一〇月頭書業種に変更

144井上尚良 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡八王子町横山五四番地

水車所在地 南多摩郡八王子町元字安字森南一五八五番地

[規模] 馬力〇・一五

[業種] 紡績業

紡績器械一組

[引用] (北田堀田用水路)

[沿革] 明治三二年(一九〇八)六月頭書人讓受

讓主 折田佐兵衛(南多摩郡八王子町横山三〇番地)

145井上仲太郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡成木村上成木上分六六六番地

水車所在地 西多摩郡成木村上成木上分字高土戸六七三番地口号

地目・面積 郡村宅地 二畝

[規模] 水輪径一丈二尺

樋口堅六寸 横三尺一寸

平常水深三寸

[業種] 精穀業 製粉業

搗臼(三斗張未滿)三台

挽臼(一尺五寸未滿)一台

[沿革] 明治四〇年(一九〇七)三月頭書人相続

被相続人 井上要吉(西多摩郡成木村上成木上分

六六六番地)

[業種] 紡績燃糸業

燃糸和製器械一台

[引用] [浅川上柵田分水路]

一水車八回転スルト共ニ鉄線回転シ室内装置ノ燃糸器械ヲ運転セシム

[沿革] 明治三五年(一九〇二)五月新設

申請人 町田喜作(南多摩郡浅川村上柵田一六一

四番地)

大正七年(一九一八)三月廢業

申請 頭書人井上福次郎

147井上兵助 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡横山村散田三九八番地

水車所在地 南多摩郡横山村散田四六四番地

[規模] 水輪径一丈二尺 幅二尺 木製

[業種] 精穀業

搗臼(二斗張)三台

[引用] 浅川上柵田分水路(南多摩郡浅川村上柵田字原ヨリ

同郡横山村散田字新地ニ至ル私設共用水路)

[沿革] 大正四年(一九一五)二月新設

146井上福次郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡横山村下長房一九九〇番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上柵田一六一四番地

地目・面積 宅地 四畝二五歩

[規模] 水輪径一丈一尺

水路深一尺 幅一尺五寸 長三間

無堰

馬力〇・〇〇九

148井上峰吉 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡千歳村上祖師ヶ谷 二五八番地

水車所在地 北多摩郡千歳村上祖師ヶ谷字本伊勢 二五八番地

[規模] 樋口 縦六尺 横五尺

平常水深二尺

[業種] 精穀業 製粉業 (営業用)

搗臼九台

挽臼一台

[引用] 大川一三鷹村字新川丸池流末ノ字本伊勢ノ一

[沿革] 明治三〇年 (一八九七) 三月頭書業種に変更

(前) 搗臼九台

上分六九八番地

150井上元次郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡小宮村西中野三七三〇番地

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字西前田三七三〇・三七三二

番地

工場所在地 南多摩郡小宮村西中野字西前田三七三一番地

地目・面積 郡村宅地 六畝一二歩

[規模] 水輪径一丈八尺

樋口 縦六寸 横三尺

水深三寸五分

検定馬力一・七五三 (紡績分〇・三〇)

[業種] 精穀業 (営業用) 紡績業

搗臼 (三斗張未滿) 一七台

紡績器械七台

[引用] (浅川前田田用水路)

[沿革] 明治三五年 (一九〇二) 六月頭書業種に変更

(前) 搗臼 (三斗張未滿) 二二台

149井上峰正 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡成木村上成木上分六九八番地

水車所在地 西多摩郡成木村上成木上分子高土戸七三九番地二号

[規模] 水輪径八尺五寸

樋口 縦三寸 横五寸

平常水深一寸

[業種] 精穀業

搗臼 (三斗張未滿) 二台

[沿革] 明治四一年 (一九〇八) 八月頭書人相続

被相続人 井上五右衛門 (西多摩郡成木村上成木

151岩崎喜之助 水車 [東多摩郡]

所有主住所 北豊島郡長崎村三七九三番地

水車所在地 東多摩郡江古田村字下堰 二二三番地

〔規模〕 堰高五尺 幅六尺

〔業種〕 精穀業 製粉業（營業用）

搗臼（四斗張）九台

搗臼（一斗張）一七台

挽臼一台

〔引用〕 神田上水并草妙正寺池水路

〔沿革〕 明治一九年（一八八六）六月頭書業種に変更

搗臼（四斗張）四台

（前）搗臼（一斗張）二三台

挽臼三台

明治二〇年（一八八七）一月水車修繕

明治二〇年（一八八七）一二月堰修繕

（参考）

北豊島郡長崎村水車堰修繕仕様

右は堰柱栗六寸角鳥居立ニシテ、笠木栗丸太長八尺末口八寸取付、土台ハ松厚六寸幅八寸正立ニシテ遣イ、但シ堰幅ハ六尺高サ五尺、土台下根入三尺、土留板欄上ヨリ笠木下一尺五寸、水上欄六尺左右取付、堰下同断、笠木栗之長六尺末口六寸一本ツ、相用イ、欄柱間四本送り、栗長五尺末口四寸五分板付片落シテ上下細ニテ留土、留板栗厚一寸長六尺相用イ、欄土台ハ松長六尺五寸角用イ、上下水流シ、六尺松丸太ヲ以テ欄土台ヘサシ通シ流シ、松一尺板鰻留上下三ヶ所、松六分板長二尺ヨリ三尺迄打通可。

右仕様通好造仕、水流害ケ無之様注意仕候間、御免許成被下度毎々奉願上候也。

北豊島郡長崎村三千七百九十三番地

明治二十年十二月二十四日

東京府知事男爵 高崎五六殿

岩崎喜之助^④

宍岩崎鉄五郎外一名共有 水車 〔北豊島郡〕

惣代人住所 北豊島郡長崎村三七九三番地

水車所在地 北豊島郡長崎村字西原三七九三番地

水車場 建坪五〇坪 木造萱葺平屋建

〔規模〕 水輪径二丈五尺

堰高三尺五寸

〔業種〕 精穀業 製粉業（營業用）

搗臼（四斗張）九台

搗臼（一斗張）一〇台

挽臼（一尺五寸以上）二台

挽臼（一尺五寸未満）一台

〔引用〕 千川上水路

〔沿革〕 明治一四年（一八八一）七月業種変更

搗臼（四斗張）七台

搗臼（一斗張）一〇台

挽臼（一尺五寸以上）二台

(前) (不明)

明治二〇年(一八八七) 九月頭書業種に変更

明治二八年(一八九五) 一月頭書人共有権買受

売主 共有人大野久兵衛(北豊島郡下板橋村二二四番地)

明治三〇年(一八九七) 二月継年期

(業種) 精米業(営業用)

搗臼三四台

(引用) 川間田用水路

明治一四年(一八八一) 四月継年期

明治一九年(一八八六) 一二月譲渡

譲受人 小村由幸(北豊島郡王子村八六番地)

譲主 堀口伝三郎(北豊島郡王子村八六番地)

明治二一年(一八八八) 四月頭書業種に変更

(前) 糸燃掛水車

明治二一年(一八八八) 四月売渡

買主 真壁鉄之助(北豊島郡王子村九五〇番地)

明治二九年(一八九六) 九月頭書人譲受

153 岩崎藤吉 水車 (南多摩郡)

所有主住所 南多摩郡浅川村上柵田四〇九六番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上柵田字大平四一一〇番地

地目・面積 宅地 四歩

(規模) 水輪径八尺三寸

(業種) 精穀業

搗臼(三斗張未滿)二台

(沿革) 明治三〇年(一八九七) 三月頭書人譲受

譲主 岩崎徳次郎(父)

155 岩瀬源蔵 水車 (北豊島郡)

所有主住所 北豊島郡岩瀨町袋二二一五番地

水車所在地 北豊島郡岩瀨町袋字西浦二二二〇番地

水車場 間口三間×奥行三間 木造平屋建

(規模) 水輪径一丈三尺 幅一尺五寸 木製

(業種) 精穀業

搗臼(二斗張)五台

(引用) 岩瀨町袋悪水路(北豊島郡岩瀨町袋字西浦ノ用悪水路ノ流末)

154 岩崎直清 水車 (北豊島郡)

所有主住所 北豊島郡王子村王子一三二〇番地

水車所在地 北豊島郡王子村王子字川間八六番地

(規模) 水輪径二丈二尺

〔沿革〕 明治四二年（一九〇九）一二月新設

156 岩浪勤次郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡調布村上長淵三三五番地

水車所在地 西多摩郡調布村駒木野字仙戸八二四番地口号

〔業種〕 精穀業

搗臼（三斗張未滿）三台

〔沿革〕 明治三七年（一九〇四）七月廢業

157 岩浪竜太郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡調布村上長淵

水車所在地 西多摩郡調布村上長淵字若御子三五六番地一号二

水車場 間口三間×奥行二間三尺 木造杉皮葺建

〔規模〕 水輪径一丈四尺 幅九寸 木製

算横九寸 長三五間

〔業種〕 精穀業

搗臼（三斗張未滿）六台

〔引用〕 喜代沢川

〔沿革〕 大正元年（一九一三）一二月新設

う

158 上田銀三郎 水車 〔東多摩郡〕

所有主住所 東多摩郡江古田村一五一〇番地

水車所在地 東多摩郡江古田村二二三番地

地目・面積 宅地 一反四畝一六步

水車場 堅五間×横九間五尺

〔規模〕 水輪径二丈

〔業種〕 精穀業 製粉業（營業用）

搗臼（四斗張）二一台

搗臼（一斗張）三〇台

挽臼二台

〔引用〕 神田上水助水堀井草妙正寺池分水路

〔沿革〕 明治二〇年（一八八七）一月繼年期

明治二〇年（一八八七）九月頭書人買受

売主 岩崎喜之助（東多摩郡江古田村二二三番地）

明治二〇年（一八八七）一〇月頭書業種に変更

（前）
擣臼（四斗張）九台
擣臼（一斗張）一七台

159 上田鎌吉 水車 [四谷区]

所有主住所 四谷区四谷霞ヶ岳町三三番地

水車所在地 四谷区四谷霞ヶ岳町三三番地

〔規模〕 水輪径二丈一尺

〔業種〕 精穀業（営業用）

擣臼（四斗張）五一台

擣臼（三斗張）五台

〔引用〕 玉川上水四谷区大番町分水路

〔沿革〕 旧幕府之際創業

明治一四年（一八八一）一二月継年期

明治二〇年（一八八七）一月頭書水輪径、頭書業種に変更

水輪径一丈九尺

（前）擣臼（四斗張）三三台

擣臼（三斗張）四台

（参考）

水車増杵願

南豊島郡千駄ヶ谷村二百五十六番地

平民 上野鎌吉

位置南豊島郡千駄ヶ谷村二百五十六番地

一 水車 一ヶ所

水輪径一丈九尺

改二丈一尺

従前杵数 三十七本

内 四斗張三十三本

内 三斗張 四本

今般増ノ分十九本

内 四斗張十八本

内 三斗張一本

右 上野鎌吉奉歎願候。私儀年来水車営業罷在候処、前書水車之儀は旧幕府之際当村内穀物舂立ノ為メ只今ノ位置江許可相成、御一新以来引続 御許可ヲ蒙リ従来営業罷在候処、杵数尠キ為メ営業上常ニ差支大ニ困難ヲ極メ候ニ付客年中増杵奉願候処、当時御許可不相成営業上ニ於テ殆ト難渋耐兼候ニ付、是迄日夜苦慮種々工風仕、今般水輪及滝壺其他之機械等改良ヲ施シ候得は自力ヲ運転力ヲ相増、堰度は従前之儘ニテ果シテ増加ノ杵数ヲモ運転スルニ足ルヘク候間、何卒特別之御詮議ヲ以前書増杵御許容被成下置度、尤上下水路同業者ニ於テモ聊故障等之儀無之、且時トシテ水勢乏キ節ハ増杵之分ハ不及申從來之杵数ノ内ヲモ幾分致運転ヲ止メ候儀ニ付、決テ水路障碍ヲ来スコトナク常ニ心掛営業仕候儀ニ付、今回ノ増杵何卒格別之御仁恤ヲ以御聞濟被成下度此段奉歎願候也。

右

明治二十年十一月二十一日

上野鎌吉 ㊦

東京府知事男爵 高崎五六殿

(外五名略)

160上野傳孝 水車 (北豊島郡)

所有主住所 北豊島郡上練馬村上練馬六五八八番地

水車所在地 北豊島郡上練馬村上練馬字神明ヶ谷戸六五三一番地

地目・面積 郡村宅地 一反一畝二三歩

(規模) 水輪径一丈八尺

堰高二尺五寸

検定馬力一・三八九三

(業種) 精穀業(営業用) 伸銅業

搗臼(二斗張) 六台

搗臼(一斗張) 六台

針銅器械二台

(引用) 玉川上水北側新井筋分水路(田無町外八ヶ村組合用水路)

(沿革) 明治一九年(一八八六) 四月新設

明治三二年(一八八九) 一二月頭書規模等に変更

搗臼(二斗張) 二台

(前) 搗臼(二斗張) 一〇台

針銅器械二台

馬力〇・七五

明治二九年(一八九六) 一〇月休業

明治三〇年(一八九七) 二月再開
明治三二年(一八九八) 四月相統
相統人 金子ラク(北豊島郡上練馬村上練馬六五三一番地)
被相統人 金子豊吉(夫)
明治三三年(一八九九) 三月頭書人買受

161上原專助 水車 (南多摩郡)

所有主住所 南多摩郡八王子町元子安字藤井五三一番地

水車所在地 南多摩郡八王子町元子安字藤井五三一番地口号

(規模) 水輪径一丈 幅一尺五寸

樋口堅五尺 横二尺五寸 勾配一間二付一寸五分

検定馬力〇・一七七

(業種) 紡績業

八丁二台

糸操台一八台

下夕卷一台

(引用) 山田川

(沿革) 明治四一年(一九〇八) 四月新設

162上原定蔵 水車 (南多摩郡)

所有主住所 南多摩郡由木村鑪水

水車所在地 南多摩郡由木村鑪水字巖耕地六二五番地口号

〔規模〕

水輪径九尺

樋口竖一尺五寸 横一尺七寸

平常水深三寸

〔業種〕

精穀業

搗臼一台

〔沿革〕

明治三二年(一八九九)九月廃業

163上原富五郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡青梅町青梅二二八九番地

水車所在地 西多摩郡調布村千ヶ瀬字田端九二一番地口号

地 目 郡村宅地

〔業種〕

精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(三斗張未滿)四台

挽臼(一尺五寸以上)一台

挽臼(一尺五寸未滿)一台

〔沿革〕

明治三二年(一八九九)二月頭書業種に変更

搗臼(三斗張未滿)二二台

(前) 挽臼(一尺五寸以上) 一台

挽臼(一尺五寸未滿) 一台

明治三五年(一九〇二)二月廃業

164浮田久三郎 水車 [北豊島郡]

所有主住所 北豊島郡板橋町下板橋八五八番地

水車所在地 北豊島郡板橋町下板橋字金沢三四六番地

〔規模〕 水輪径一丈二尺

〔業種〕 精米業(営業用)

搗臼(四斗張) 一台

搗臼(二斗張) 三台

〔引用〕

石神井川沿湧出水路

一 水車ノ原動力ハ天然清水湧出スルニ依リ之レヲ以テ第一ノ目的トシ、該地ハ田用水ノ如キモノ無之、由利公正所有ノ田僅カニ二反斗リ有之モ是湍清水ニ依テ稲草ノ生育ヲ保タシムルモノニシテ、其余水ガ湧水ニ混合シテ水車ノ運転ヲナス

明治二八年(一八九五)一月新設

〔沿革〕

明治二九年(一八九六)三月頭書業種に変更

(前) 搗臼(二斗張) 二台

明治三三年(一九〇〇)一月頭書人買受

売主 石山金六(北豊島郡滝野川村滝野川一〇六六番地)

明治四四年(一九一一)三月廃業

(参考)

水車新設願

北豊島郡滝野川村大字滝野川千六十六番地

石山金六

一 水車 一ヶ所

但水輪指渡シ一丈二尺

一 杵数 二本

一 臼数 二個 但二斗張

一場所 北豊島郡板橋町大字下板橋三千四百六十六番地由利公

正所有地内

右は拙者儀従来米穀営業罷在、搗立米之義は水車営業者ニ相托シ来候処、一時ニ他人ノ搗米ト差合イ為メニ便益ヲ失ヒ候事往々有之。就テハ由利公正所有地ハ山林其他田地等ノ余水所々ノ湧水有之、右等相合シ山林ノ凹地ニ流通罷在候ニ付実地測量相試ミ、地形高低ノ為メ水力水車運転ニ充分ニ候間、今回拙者ニ於テ前記之地所借受ケ新規水車建設仕度、依テ御免許被成下度。尤モ該流水ハ石神井川ニ流下致シ且又水路等は山林ノ底地ニシテ悉皆由利公正ノ所有地ニシテ、故障等は勿論隣地等ニ障害更ニ無御座候間、何卒願意御聴許被成下度別紙略図相添此段奉願上候也。

右

明治二十八年十月二十一日

石山金六[㊦]

右地主由利公正代理

執事

荒木初次郎[㊦]

東京府知事 三浦安殿

所有主住所 西多摩郡青梅町青梅八九六番地

水車所在地 西多摩郡青梅町青梅字上裏宿九一四番地イ号

地目・面積 山林 四反七畝

水車場 縦二間×横二間 木造平屋建

〔規模〕 水輪径九尺

無堰

〔業種〕 精米業 製粉業 (営業用)

搗臼 (三斗張未満) 九台

挽臼 (一尺三寸) 一台

〔引用〕 多摩川

一 河流ハ刎出木ニ水輪ヲ設ケ動力ヲ起コス

〔沿革〕 明治三二年 (一八九九) 八月新設

明治三三年 (一九〇〇) 一〇月業種変更

搗臼 (二斗張) 四台

搗臼 (一斗五升張) 一台

(前) 搗臼 (二斗張) 四台

明治三六年 (一九〇三) 二月頭書業種に変更

明治四〇年 (一九〇七) 三月頭書人買受

売主 八坂貞蔵 (西多摩郡青梅町青梅八九六番地)

165 氏江喜三郎 水車 (西多摩郡)

166 臼井興三 水車 (北多摩郡)

所有主住所 北多摩郡拜島村一九八五番地

水車所在地 北多摩郡拝島村字多摩辺一九八五番地
地目・面積 宅地 一反五畝八歩

〔規模〕 水輪径一丈二尺 木製

坑樋竪一尺 横二尺 長六間

水深六寸

〔業種〕 精穀業

擣臼(三斗張未滿)三台

〔引用〕 (玉川上水拝島分水路)

〔沿革〕 明治四三年(一九一〇) 一二月新設

167日井重次郎 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡拝島村一九六八番地

水車所在地 北多摩郡拝島村字多摩辺一九六八番地

地目・面積 郡村宅地 一反三畝六歩

〔規模〕 水輪径六尺 木製

坑樋竪一尺 横二尺 長三間

水深六寸

検定馬力〇・〇八九二

〔業種〕 撚糸業

木村挽八挺器械二台

〔引用〕 玉川上水拝島分水路

〔沿革〕 明治四二年(一九〇九) 九月頭書水車所在地に移転

〔参考〕

(前) 水車所在地 北多摩郡拝島村字多摩辺一九六八番地先

従前免許ヲ得タル水車移転願

一 水車及ヒ其付属物設置ノ位置及ヒ地目

北多摩郡拝島村字多摩辺千九百六十八番民有地第一種郡村宅

地一反三畝六歩

二 水車ノ種類

木製

三 車輪ノ数及ヒ尺度若クハ力量

車輪一個 円径六尺 力量不明

四 使用ノ目的 撚糸製造用

使用器械ノ種類、数及ヒ力量

木村挽八挺器械二台 力量不明

五 水路堰樋等ノ構造ヲ示ス図面及設計書

別紙添付仕候

六 水路関係者接続地主ノ承諾書

別紙添付仕候

七 起工竣工ノ予定期限

御許可書到達ノ日ヨリ三日間ニ起工、起工ノ日ヨリ一ヶ月間

ニ竣工

右ハ従前免許ヲ得タル水車ニ有之候処、今般本村内ヲ通過スル埼玉往還道路ノ中央ニ沿ッテ流ル、拝島分水路ノ儀ハ、南北民家ノ両側

へ分派シ流下セシムルコトニ相成、已ニ工事ハ着手ニ付水路ニ随ヒ
居室前へ移転仕度、別紙図面及ヒ設計書并ニ水路関係者接続地主ノ
承諾書相添へ此段奉願上候也。

明治四十二年九月四日

東京府北多摩郡拜島村千九百六十八番地

臼井重次郎[㊦]

(外一名略)

東京府知事 阿部浩殿

168 薄井半蔵 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡忠生村下小山田二四九四番地

水車所在地 南多摩郡忠生村下小山田字小ヶ谷二四九四番地

[規模] 馬力〇・一八

[沿革] 明治三十六年(一九〇三)三月廃業

169 薄井与右衛門 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡忠生村下小山田二六三一番地

水車所在地 南多摩郡忠生村下小山田字一丁田二六二七番地

地目・面積 田 三畝九步

水車場 間口三間×奥行二間 高一間四尺

[規模] 水輪径一丈五尺 木製

170 内田国八 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡神代村下仙川六〇八番地

水車所在地 北多摩郡神代村下仙川字宅添五九三番地

[規模] 水輪径一丈八尺

樋口竪一尺二寸二分 横三尺六寸五分

平常水深三寸

[業種] 精穀業(営業用)

搗臼(三斗張以上) 四台

搗臼(三斗張未滿) 七台

[沿革] 明治三二年(一八九九)二月頭書人相続

被相続人 内田国太郎(北多摩郡神代村下仙川六

〇八番地)

明治三五年(一九〇二)二月頭書業種に変更

(前) 搗臼七台
挽臼一台

171内田高次郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡小宮村石川五三二番地

水車所在地 南多摩郡小宮村石川字鶴巻一四五三番地

水車場 間口三間×奥行二間 木造板葺平屋建

[規模] 水輪径一丈二尺 幅二尺 木製

樋口横四尺 長九尺

水深一尺

[業種] 精穀業

搗臼(三斗張未滿)八台

[引用] 谷路川―南多摩郡小宮村鶴巻字内ヲ流ル、

[沿革] 明治四四年(一九一〇)一月新設

172内田多蔵 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡稲城村百村六四番地

水車所在地 南多摩郡稲城村百村字一号五七五番地

水車場 間口二間×奥行一間三尺 木造板葺平屋建

[規模] 水輪径一丈五尺 幅一尺五寸 木製

樋口竖三寸

分水口深三寸 幅二尺
堰高二尺 幅五尺

[業種] 精穀業

搗臼(二斗張)二台

搗臼(一斗張)三台

[引用] 立谷堀

[沿革] 明治四二年(一九〇九)八月新設

173内田東一郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡福生村

水車所在地 西多摩郡福生村字河原三三三三番地

地目・面積 宅地 一畝九步

[業種] 精穀業

搗臼四台

[引用] 玉川上水羽村分水路

[沿革] 明治二七年(一八九四)三月廃業

174内田兵吉 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡加住村谷野三三二番地

水車所在地 南多摩郡加住村谷野字寺前三八五番地

地目・面積 田 一畝八步

水車場 間口二間×奥行一間三尺

〔規模〕 水輪径九尺

樋口横七寸 長六間

平常水深一寸

土俵堰高三尺 幅三尺

〔業種〕 精穀業

搗臼(二斗張)二台

〔引用〕 矢萩川―加住村山間ノ湧水ニテ田用水路、三月中旬

ヨリ九月中旬ハ休止スル

〔沿革〕 明治三二年(一八九九)五月新設

175 内田三左衛門

水車 〔北豊島郡〕

所有主住所 北豊島郡志村蓮根一番地

水車所在地 北豊島郡志村蓮根字西川三五三五番地

〔業種〕 精穀業

搗臼(三斗張以上)六台

搗臼(三斗張未満)四台

〔沿革〕 明治三九年(一九〇六)四月(新設)許可

大正四年(一九一五)九月廢業

所有主住所 南多摩郡八王子町元子安一五七〇番地

水車所在地 南多摩郡八王子町元子安字森下一六〇三番地

〔業種〕 紡績業

〔引用〕 〔北田堀田用水路〕

〔沿革〕 明治三六年(一九〇三)一二月頭書人買受

売主 石川寅吉(南多摩郡八王子町元子安七三八番地)

177 内野儀作 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡浅川村上柵田一〇〇〇番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上柵田字原一〇八二番地

地 目 宅地

〔規模〕 水輪径一丈五尺 幅二尺 木製

樋口横二尺 長一〇間

平常水深三寸

〔業種〕 紡績燃糸業

〔引用〕 浅川上柵田分水路(浅川村上柵田字原・原宿・新地

二至ル共用水路)

〔沿革〕 大正二年(一九一三)四月新設

178 内野長蔵 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡神代村深大寺一〇〇四番地

176 内田和蔵 水車 〔南多摩郡〕

水車所在地 北多摩郡神代村深大寺字南台九九二番地イ号
地目・面積 畑 二畝一〇歩

〔規模〕

水輪径一丈七尺
樋口竪一尺二寸 横二尺一寸
平常水深二寸五分

〔業種〕

精穀業 製粉業（営業用）
搗臼（三斗張以上）一 台

搗臼（三斗張未満）一七 台

搗臼（一尺五寸未満）二 台

〔引用〕

玉川上水深大寺組合用水路
明治二九年（一八九六）一二月業種変更

〔沿革〕

搗臼（二斗張）六 台
（前）搗臼（二斗張）五 台

明治三一年（一八九八）九月頭書水輪径に変更、業

種変更

（前）水輪径一丈二尺

搗臼（三斗張以上）四 台

搗臼（三斗張未満）七 台

明治三一年（一八九八）一月頭書水車所在地に移

転

（前）

水車所在地 北多摩郡神代村深大寺字南台一
〇〇〇番地口号

宅地一畝二六歩

明治三六年（一九〇三）五月業種変更

搗臼（三斗張以上）二 台

搗臼（三斗張未満）一 二 台

明治三六年（一九〇三）六月業種変更

搗臼（三斗張以上）二 台

搗臼（三斗張未満）一 二 台

挽臼一 台

明治三七年（一九〇四）四月業種変更

搗臼（三斗張以上）二 台

搗臼（三斗張未満）一 二 台

挽臼一 台

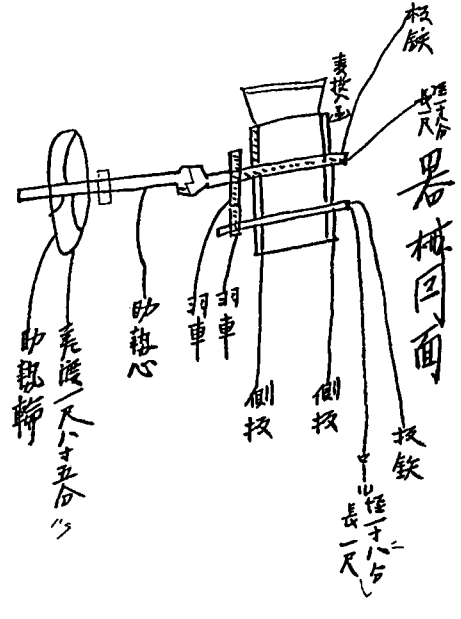
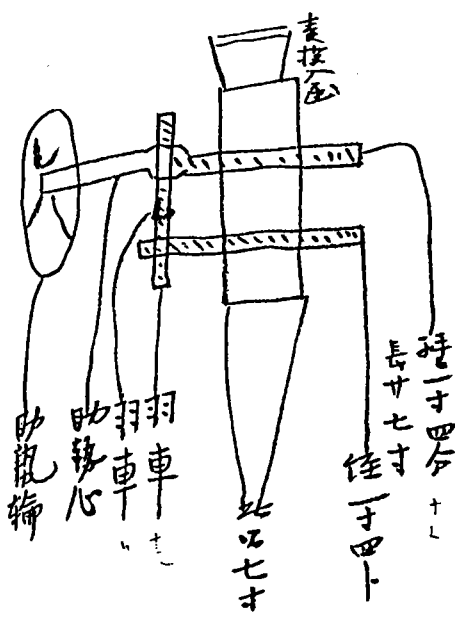
明治四〇年（一九〇七）四月頭書業種に変更

（参考）

挽割器械増設計書

此設計ハ既設器械ノ大心棒ノ万力ヨリ操出シ「シラベ皮」ニ取付ケ、
又夫レヨリ助勢心ニ取付ケ、上ニ搗麦投入箱ヲ載セ、漸次下リ搗麦
ヲ右ロールト板鉄トノ間ニ於テ粉粹スルノ装置ニシテ、猶其ノ下ニ
鉄綱ヲ設ケ適宜ニ飾ヒ取ルナリ。
右ノ通り相違無之候也。

内野長蔵 印



(明治三十六年四月十八日)

179 内山嘉吉 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡小宮村養沢二二三番地
 水車所在地 西多摩郡小宮村養沢五三九番地

〔規模〕 水輪径八尺

樋口径五寸 横二尺

〔業種〕 精穀業

搗臼 (三斗張未滿) 二台

〔沿革〕 明治三二年 (一八九八) 五月頭書人讓受

讓主 池谷精一 (西多摩郡小宮村養沢六六番地)

180 宇津木広助外二名共有 水車 (西多摩郡)

惣代人住所 西多摩郡調布村友田二五六番地
 水車所在地 西多摩郡調布村友田字方砂八七五番地

〔規模〕 水輪径一丈四尺 中射

〔業種〕 精穀業 製粉業 (営業用)

搗臼 (三斗張未滿) 一一台

挽臼 (一尺五寸以上) 一台

〔沿革〕 明治四〇年 (一九〇七) 二月頭書人買受

売主 田中小兵衛 (西多摩郡瀬戸岡村五四一番地)

(参考)

調査第一〇〇号

去ル二十日付未一申七九五号ヲ以テ田中小兵衛所有水車売買認可願

ニ対シ、水車ノ設置許可年月日指令号数及馬力等取調方御照会ニ批
リ取調候処、右ハ設置ノ当時何レノ頃出願許可相成タルモノナルヤ
前所有者調布村友田亡細谷五郎右衛門ヨリ買受ケシモノナレドモ、
是又売買許可書モ田中小兵衛先年隣家出火ノ際何レヘカ紛失シテ見
当不申趣申出候間、甚夕粗漏ノ段恐入候得共御認可相成候様御取計
ヒ被成下度、回報旁此段及御照会候也。

明治四十年二月二十三日

西多摩郡調布村長 三田賢吾

東京府庁土木課

上田 属殿

181 宇野伊兵衛 水車 (小石川区)

所有主住所 小石川区小石川掃除町二三番地

水車所在地 小石川区小石川掃除町二三番地

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼(四斗張) 五台

挽臼(一尺五寸) 一台

挽臼(一尺四寸) 一台

挽臼(一尺三寸) 五台

〔引用〕 掃除町田用水悪水路

〔沿革〕 明治一六(一八八三) 一月継年期

明治二二年(一八八八) 一月業種変更

搗臼(四斗張) 七台

挽臼(一尺五寸) 一台

挽臼(一尺四寸) 一台

挽臼(一尺三寸) 二台

〔前〕 搗臼(四斗張) 一〇台

明治二二年(一八八八) 五月頭書業種に変更

明治二八年(一八九五) 六月廃業

182 浦野嘉十郎 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡小宮村乙津一一九七番地

水車所在地 西多摩郡小宮村乙津字門尾戸一六六九番地口号

地 目 郡村宅地

〔規模〕 水輪径九尺 上射

算竪三寸 横四寸

平常水深一寸

無堰

〔業種〕 精麦業(自家用)

搗臼(三斗張未満) 一台

〔引用〕 橋沢一山間ヨリ湧出スル小溪流、乙津川へ流込、算

之儀は丸キ木ニ水路ヲ彫リ鳥居ヲ立掛木ノ上ヨリ車

輪へ水ノ落込ナリ

〔沿革〕 明治三四年(一九〇一) 一月新設

183 浦野久右衛門 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡小宮村乙津六二七番地

水車所在地 西多摩郡小宮村乙津字乙津一三一七番地

[沿革] 明治三十三年(一九〇〇)九月廢業

[規模] 水輪径六尺

寬三寸 横四寸

平常水深一寸

無堰 流込

[業種] 精麦業(自家用)

搗臼(三斗張未滿)一台

[引用]

入ノ沢一山間ヨリ湧出スル小溪流、乙津川へ落込ム小川、
算之儀は丸キ木ニ水路ヲ彫リ鳥居ヲ立掛木ノ上ヨリ
車輪へ水ノ落込ムナリ

[沿革] 明治三四年(一九〇二)一一月新設

184 浦野清太郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡草花村

水車所在地 西多摩郡草花村字高瀬下夕六六六番地

地目・面積 山林 一反一畝一八歩

[規模] 水輪径一丈

樋口 縦六寸 横一尺八寸

平常水深三寸五分

[業種] 精穀業

搗臼四台

[引用] 平井川(草花)分水路

[沿革] 明治二七年(一八九四)四月新設

186 浦野友次郎 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡多磨村是政二二〇七番地

水車所在地 北多摩郡多磨村是政字亀里一一一七番地

地目・面積 郡村宅地 一畝二五歩

水車場 間口三間四尺×奥行二間

[規模] 水輪径一丈二尺

樋口 縦三尺 横四尺

平常水深五寸

堰(石垣)高一尺 幅四尺

[業種] 精穀業(營業用)

搗臼(三斗張以上)四台

185 浦野忠次郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡小宮村乙津九五六番地

水車所在地 西多摩郡小宮村乙津字青木平九五七番地イ号

地目 畑

〔引用〕
擣臼（三斗張未滿）四台
谷保村組合用水路

〔沿革〕
明治三十三年（一九〇〇）二月頭書人讓受

讓主 浦野義助（北多摩郡多磨村是政一〇三三番地）

明治三十三年（一九〇〇）四月頭書水車所在地に移転、業種変更

擣臼（三斗張未滿）八台

水車所在地 北多摩郡多磨村是政字西耕

〔前〕地一一五五番地

擣臼（三斗張未滿）七台

明治三十六年（一九〇三）三月頭書業種に変更

187 浦辺卯三郎外七名共有 水車 〔南多摩郡〕

惣代人住所 南多摩郡由井村宇津貫一四六五番地

水車所在地 南多摩郡由井村宇津貫一三六〇番地

水車場 間口二間×奥行二間 木造ブリキ葺平屋建

〔規模〕
水輪径八尺 幅八寸 木製

掛樋横五寸 長五〇間

〔業種〕
精穀業

擣臼（一斗張）二台

〔引用〕
宇津貫流水路（横浜鉄道宇津貫隧道内ヨリ流出スル水流）

〔沿革〕
大正四年（一九一五）四月新設

元

188 榎戸鯛吉 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡青梅町青梅一四二番地

水車所在地 西多摩郡三田村沢井上分字平石五一五番地

〔規模〕
水輪径一丈六尺六寸 幅一尺五寸

〔業種〕
精穀業 製粉業（営業用）

擣臼（三斗張未滿）八台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

〔沿革〕
明治維新前創業

明治三十四年（一九〇一）一二月相統

相統人 池田文助 矢吉（西多摩郡三田村沢井上分五一五番地）

被相統人 池田弥吉（西多摩郡三田村沢井上分五一五番地）

明治三十七年（一九〇四）一二月売渡

買主 横手徳太郎（西多摩郡三田村沢井下分二五二番地）

明治四一年（一九〇八）二月頭書人買受

明治四一年（一九〇八）四月頭書業種に変更

(前) 搗臼(三斗張未滿) 四台
挽臼(二尺五寸未滿) 一台

189 榎戸広太郎 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡国分寺村榎戸新田四二五番地

水車所在地 北多摩郡国分寺村榎戸新田四二五番地

水車場 間口三間三尺×奥行三間 木造板葺平屋建

[規模] 水輪径一丈五尺 木製

[業種] 精穀業(営業用)

[引用] 搗臼(三斗張未滿) 一〇台

[沿革] 砂川村外七ヶ村普通水利組合用水路

明治四三年(一九一〇) 四月新設

190 榎本勝太郎 水車 [荏原郡]

所有主住所 荏原郡松沢村上北沢六三三番地

水車所在地 荏原郡松沢村上北沢六三三番地

[業種] 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(四斗張) 二台

搗臼(二斗張) 一台

搗臼(一斗張) 九台

挽臼(二尺八寸) 二台

[引用] 荏原川分水路

[沿革] 明治一五年(一八八二) 四月繼年期

明治三〇年(一八九七) 四月繼年期

191 榎本熊吉 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡久留米村下里二二〇三番地

水車所在地 北多摩郡久留米村前沢二〇番地

地目 畑(宅地成予定)

水車場 間口三間×奥行四間 木造杉皮葺平屋建

[規模] 水輪径一丈二尺 水落一丈八尺 上射

馬力三・〇

[業種] 製材業

上射製板機二台

[引用] 久留米村前沢排水路(北多摩郡久留米村大字前沢ヲ

流ル、排水堀ノ残水)

[沿革] 大正七年(一九一八) 九月新設

(参考)

意見書

近時工業界ノ發展ニ伴ヒ工業者ハ都界ニ吸収サレ、從ッテ農村勞力
ハ日ニ月ニ其ノ不足ヲ感ズルコト切ナリ。勢ヒ賃金ノ暴騰ハ止ムヲ
得ザルモ其ノ供給ニサヘ苦難ヲ呈セル次第ニアリ。殊ニ本事業ハ工
賃ヲ以テ板其他角材ノ代価ヲ左右スルモノナレバ、水力ヲ利用シ

テ其勞力ヲ補ヒ勞賃ノ暴落並家作材料ノ廉価ヲ唱道セル有様ナレバ、水路關係者トシテモ本水路ハ排水堀ノ残水ナレバ異議ヲ唱フルモノ一人モナク、却ツテ住民ナドハ本事業ノ一日モ早カレンコトヲ期待シテ止マザル次第、右事情ナレバ特別ノ御詮議ノ上設置方御許可ノ程切ニ奉願候也。

大正七年八月二十九日

水路管理者

久留米村長 栗原秀三郎

東京府知事法学博士 井上友一殿

192 榎本子太郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡横山村下長房八九三番地

水車所在地 南多摩郡横山村下長房一九八八番地先

地 目 宅地

[規模] 水輪径八尺 幅二尺 木製

[業種] 紡績撚糸業

撚糸和製器械一台

[引用] 浅川

一現在ノ河流ニ經八尺幅二尺ノ車輪ヲ仕掛ケ之レニ五分ノ角銃棒ヲ使用シ水車ノ回轉スルト共ニ室内装置ノ撚糸器械ヲ運轉セシムル

[沿革] 明治四四年(一九一)一月新設

193 榎本重左衛門 水車 [北豊島郡]

所有主住所 北豊島郡滝野川村滝野川一九二番地

水車所在地 (北豊島郡滝野川村滝野川一九二番地)

[規模] 水輪径二丈四尺

堰高六尺三寸五分

[業種] 精穀業(營業用)

搗臼(二斗張以上)二七台

搗臼(三斗張未滿)七台

[引用] 千川上水路

[沿革] 明治一五年(一八八二)四月継年

明治二〇年(一八八七)四月頭書業種に変更

(前)搗臼(四斗張)三〇台

194 榎本善五郎 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡武蔵野村西窪四六五番地

水車所在地 北多摩郡田無町字南芝久保一五〇一番地

[規模] 馬力八・〇四

[業種] 精穀業

[沿革] 明治三五年(一九〇二)四月業種変更

申請人 高橋ロク(北多摩郡田無町一五〇一番地)
搗臼(三斗張未滿)八台

搗臼(三斗張以上)二台

(前) 搗臼 (三斗張未滿) 一四台

挽臼 (一尺五寸以上) 四台

明治三七年 (一九〇四) 五月売渡

買主 酒井寅藏 (北豊島郡大泉町大字上土支田一

〇九八番地)

明治三八 (一九〇五) 一月業種変更

搗臼 (三斗張以上) 一台

搗臼 (三斗張未滿) 九台

鉄製ロール機械一台

ナマス用竈一個

大正二年 (一九一三) 六月頭書業種に変更

申請 頭書人榎本善五郎

(前) 紡織器械

195 榎本常三郎 水車 [北豊島郡]

所有主住所 北豊島郡大泉村上土支田九二八番地

水車所在地 北豊島郡大泉村小樽字大前新田一八〇番地

地目・面積 畑 三反九畝一四步

[規模] 水輪径二丈

樋口 縦二尺 横三尺五寸

水深四寸

板堰高二尺五寸 幅三尺

[業種]

検定馬力二・二三一六

精穀業 製粉業 (営業用)

搗臼 (三斗張以上) 七台

搗臼 (三斗張未滿) 二二台

挽臼 (一尺五寸以上) 二台

挽臼 (一尺五寸未滿) 一台

[引用]

玉川上水北側新井筋用水路―田無町外八ヶ村水利
組合用水―

[沿革]

明治三三年 (一九〇〇) 六月新設

明治三六年 (一九〇三) 八月業種変更

搗臼 (三斗張以上) 七台

搗臼 (三斗張未滿) 一八台

挽臼 (二尺八寸) 一台

搗臼 (三斗張以上) 七台

(前) 搗臼 (三斗張未滿) 一八台

製糸器械

明治三六年 (一九〇三) 二月業種変更

搗臼 (三斗張以上) 七台

搗臼 (三斗張未滿) 一八台

挽臼 (一尺五寸以上) 一台

挽臼 (一尺五寸未滿) 一台

明治三八年 (一九〇五) 一月業種変更

搗臼 (三斗張以上) 七台

(参考)

擣臼(三斗張未滿) 一二台
挽臼(一尺五寸以上) 二台
挽臼(一尺五寸未滿) 一台
明治四一年(一九〇八) 八月頭書業種に変更

復命書

出張ノ用務 水車新設箇所実査

一 場所 北豊島郡大泉村大字上土支田
北多摩郡神代村佐須

一 出 発 三十三年六月十八日 二日間

一 帰 庁 同年同月十九日

出張ノ概況

六月十八日、大泉村大字上土支田榎本常三郎出願水車新設ノ箇所ハ、同村大字小樽字大前新田百八十番畑地ニシテ、其水車ニ使用スル水路ハ玉川上水ヨリ分流スル水路へ板堰ヲ設ケ、新タニ水路ヲ掘鑿シ水車ノ動力ヲ起シ、再ヒ原水路へ放流セルニ依リ水量ニ増減セズ。本水路ハ田無町外ハヶ村組合ノ水路ニシテ、之レカ関係者ハ全然承諾書ニ連署セリ。又分水路へ高二尺五寸ノ板堰ヲ設ルトセバ、水上へ湛水シ南岸ノ畑地へ少ク被害ヲ生スルモ、其所有主ハ六名ニシテ何レモ承諾セリ。北岸ハ道路ニシテ地形高ク別ニ被害ヲ及サス。水路ノ道路ヲ横断スル所三箇所アルモ、毎所土管ヲ埋込ムノ工事設計ニヨリ支障ナシ。本願水車ハ製糸並米麦精製ノ目的ニシテ、其設計方法適當ト認メリ。

六月十九日、神代村佐須山越富五郎出願水車設置ノ箇所ハ、同村佐須字原前千二百七十番山林ニシテ、其水車ニ使用スル水路ハ玉川上水ヨリ分流セシ神代村大字深大寺、佐須、柴崎ノ三大字共用分水路ニシテ、之レニ高二尺ノ板堰ヲ設クルモ兩岸ハ畑山林ニシテ、地勢高層毫モ湛水ノ被害アラス。流水ハ使用後直チニ水路ニ入ルニ依リ分量ニ差ヲ生セズ、水下ニ既設水車アルモ願人山越富五郎ノ所有ニシテ支障ナシ。又水路関係者ハ全然承諾セルニヨリ故障無之、本願水車ハ製糸専用ニシテ設計適當ト相認メリ。
右之通候也。

明治三十三年六月十九日

属 高野鉄三郎

東京府知事男爵 千家尊福殿

196 榎本豊吉 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡稲城村坂浜二五七四番地

水車所在地 南多摩郡稲城村坂浜字二号二二三番地

[規模] 水輪径一丈二尺 幅二尺

平常水深二寸

検定馬力〇・二七二二

[業種] 生糸揚返業

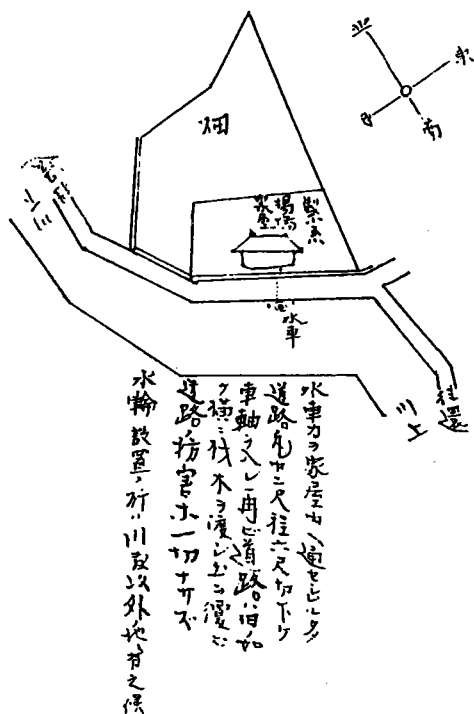
製糸揚返用器械

[引用] 三沢川

〔沿革〕 明治二十九年（一八九六）七月新設

〔参考〕

〔水車現況圖〕



197 海老沢仙太郎 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡三鷹村大沢八三〇番地

水車所在地 北多摩郡三鷹村大沢字下畠八三〇番地

地目・面積 宅地 九畝七步

水車場 間口六間三尺×奥行三間三尺 木造草葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈六尺

樋口竪一尺二寸 横四尺 長二間

海老樋横四尺 長九尺

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼（三斗張以上）二台

搗臼（三斗張未満）一〇台

挽臼（一尺七寸）一台

挽臼（一尺六寸）一台

〔引用〕

野川一三鷹村大沢ヲ通流スル

〔沿革〕

明治三六年（一九〇三）五月新設

198 海老沢鍋太郎 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡久留米村南沢九四五番地

水車所在地 北多摩郡久留米村南沢字多聞寺前九八二・九八三番地

地目 宅地

水車場 木造草葺平屋建

〔規模〕

水輪径一丈七尺五寸

樋口竪一丈二尺 横三尺五寸

〔業種〕

精穀業 製粉業

搗臼五台

〔沿革〕 明治二九年（一八九六）一〇月頭書人買受

売主 海老沢フミ（北多摩郡久留米村南沢九二六番地）

〔規模〕 水輪径一丈六尺八寸

樋口竪一尺五寸 横四尺

平常水深六寸

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼一七台

挽臼二台

〔沿革〕 明治二七年（一八九四）二月頭書人買受

売主 糟谷義礼（北多摩郡多磨村下染屋七二八番地）

199 海老野新助 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡八王子町馬乗一一番地

水車所在地 南多摩郡八王子町新町字東側二二番地

〔規模〕 水輪径六尺七寸五分

樋口竪六尺 横一尺

平常水深二寸五分

馬力〇・〇〇七

〔業種〕 紡績業

紡績器械一組

〔沿革〕 明治二七年（一八九四）一二月頭書人買受

売主 村形吉兵衛（南多摩郡八王子町新町二三番地）

地 東京市日本橋区万町三番地寄留）

明治二八年（一八九五）六月廢業

201 遠藤政右衛門 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡桑田村豊田七四九番地

水車所在地 南多摩郡桑田村豊田字大芝原七四五番地

地目・面積 田 三畝一一步

水車場 間口三間×奥行二間三尺 木造茅葺建

〔規模〕 水輪径一丈二尺

樋口竪三尺 横三尺

平常水深五寸

杭柵堰高二尺 幅八尺

200 遠藤桑次郎 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡多磨村下染屋六二〇番地

水車所在地 北多摩郡多磨村下染屋字東耕地六二〇番地

地目 宅地

〔業種〕 精穀業（自家用）

搗臼（二斗張）六台

〔引用〕 豊田用水路

〔沿革〕 明治三二年（一八九九）三月新設

203 二番水車

牛込区牛込横寺町二七番地

明治四〇年（一九〇七）三月頭書人買受

水車所在地

芝区白金今里町一〇三番地一号

〔規模〕

水輪径一丈一尺

遠藤心め 水車 〔芝区〕

無堰

所有主住所

荏原郡品川町北品川二〇七番地

〔業種〕

精穀業（営業用） 硝子磨切業

202 一番水車

水車所在地

芝区白金今里町一〇三番地二号

搗臼（四斗張）二四台

〔規模〕

水輪径一丈一尺 上射

無堰

〔引用〕

玉川上水三田用水分水路

〔業種〕

精米業（営業用）

〔沿革〕

明治二八年（一八九五）三月継年期

搗臼（四斗張）一二台

明治三二年（一八九八）八月住所変更

〔引用〕

玉川上水三田用水分水路

〔沿革〕

明治二四年（一八九一）二月継年期

明治二四年（一八九一）一二月頭書業種に変更

申請人 松原保之助（本郷区湯島切通町三〇番地）

（前）搗臼（四斗張）一八台

明治三一年（一八九八）八月住所変更

神田区龜住町七番地

（前）本郷区金助町二三番地

明治四〇年（一九〇七）二月住所変更

お

204老沼義三郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡忠生村上小山田二一四番地

水車所在地 南多摩郡忠生村上小山田字八号九四〇番地八号

地目・面積 山林 五畝一六歩

水車場 間口一間×奥行一間一尺 高一間一尺 木造平屋建

[規模] 水輪径七尺五寸 木製

樋口 樋口四寸 横八寸

堰高 堰高三尺 幅三尺五寸

[業種] 精穀業

搗臼 (一斗三升張) 二台

[引用] 鶴見川支流(鶴見川上流ナル山間ノ小川)

[沿革] 大正九年(一九二〇)九月新設

205生沼彦八外一名共有 水車 [南多摩郡]

惣代人住所 南多摩郡日野町九八七番地

水車所在地 南多摩郡日野町字万願寺八〇九番地

地目・面積 宅地 五畝

水車場 間口二間×奥行一間四尺

[規模] 水輪径一丈

堰高二尺

[業種] 精米業(營業用)

搗臼(三斗張未滿)六台

[引用] 日野町用水路

[沿革] 明治三十一年(一八九八)六月新設

206笈沼紋三郎 水車 [荏原郡]

所有主住所 荏原郡松沢村赤堤四三七番地

水車所在地 荏原郡松沢村赤堤一六六番地

水車場 間口六間×奥行三間 木造トタン葺平屋建

[規模] 水輪径一丈五尺 幅二尺

箱樋横三尺 長五間

[業種] 精穀業(營業用)

搗臼(四斗張)三台

搗臼(一斗張)八台

[引用] 北沢用水路

[沿革] 明治四四年(一九一一)四月新設

207 正親市五郎 水車〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡吉野村下一五〇七番地

水車所在地 西多摩郡吉野村下字稻荷前一四九〇番地口号

地目・面積 宅地 一八歩

〔規模〕 水輪径一丈二尺

〔業種〕 精穀業

搗臼六台

〔沿革〕 明治二七年（一八九四）三月廃業

208 大井諒太郎外一名共有 水車〔荏原郡〕

惣代人住所 荏原郡古川村一八五番地

水車所在地 荏原郡古川村字光渡耕地一三〇番地

〔規模〕 水輪径一丈八尺

堰高四尺八寸

〔業種〕 精穀業 製粉業（営業用）

搗臼（四斗張）九台

搗臼（二斗張）六台

挽臼一台

〔引用〕 六郷用水分水路

〔沿革〕 明治一八年（一八八五）三月継年期

明治二〇年（一八八七）四月頭書人讓受

讓主 大井重治（荏原郡古川村一八五番地）

明治二二年（一八八八）一二月頭書業種に變更

搗臼（四斗張）五台

〔前〕搗臼（二斗張）六台

挽臼二台

明治二八年（一八九五）二月廃業

209 大泉村無限責任生産購買組合 水車〔北豊島郡〕

理事榎本市太郎住所 北豊島郡大泉村

水車所在地 北豊島郡大泉村上土支田七二八番地

地目 畑

水車場 間口一二間×奥行二間三尺 木造木羽葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈一尺 幅一尺七寸 木製

樋口堅三尺 横二尺

水深一尺二寸

水路幅三尺 長四八間

堰高三尺 幅二尺

検定馬力〇・二

〔業種〕 共同生糸揚返業

揚返器一六台（但一台に付小枠三個付）

〔引用〕 白子川分水路

〔沿革〕 明治三八年（一九〇五）五月新設

大正四年（一九一五）三月廃業

210 大岡福之助 水車 [伊豆国]

所有主住所 伊豆国大島岡田村五番地

水車所在地 伊豆国大島差木地村字フノ才地先

[規模] 樋口横三尺 長二〇間

[業種] 精米業

搗臼(四斗張) 一八台

[引用] 差木地村不能水路(差木地村分内ノ險岨字不能ノ水)

[沿革] 明治二三年(一八八九) 九月新設

211 大久保栄吉 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡神代村佐須二二六番地

水車所在地 北多摩郡神代村佐須字野川向原九七八番地

地目・面積 郡村宅地 三畝七步

[規模] 水輪径一丈八尺

樋口竖二尺 横六尺

平常水深一尺

検定馬力二・五六四

[業種] 精穀業 製粉業(営業用) 生糸揚返業

搗臼(三斗張以上) 五台

搗臼(三斗張未満) 一〇台

挽臼(一尺五寸以上) 二台

搗臼(一尺五寸未満) 一台

生糸揚返榨八台

小榨二四個

[引用] 野川深大寺悪水路(野川悪水路神代村深大寺ヨリ分

水)

[沿革] 明治二八年(一八九五) 一〇月業種變更

申請人 竹内武兵衛(北多摩郡神代村佐須九七八

番地)

搗臼(二斗張) 一五台

挽臼(一尺七寸) 二台

挽臼(一尺二寸) 一台

(前) 搗臼(二斗張) 一一台

挽臼一台

明治四一年(一九〇八) 一月頭書人買受

売主 山内権三郎(北多摩郡神代村入間八八〇番

地)

明治四四年(一九一一) 一〇月頭書業種に變更

搗臼(三斗張以上) 五台

(前) 搗臼(三斗張未満) 一〇台

挽臼(一尺五寸以上) 二台

挽臼(一尺五寸未満) 一台

(参考)

府土彙第二九号

本年二月六日付亥土甲二七三六号ヲ以テ、当所管内神代村佐須字野

川向原九七八番所在大久保栄吉所有ノ生糸揚粹用水車馬力檢定方御照会ニ依リ実地調査候処、別紙計算書ノ通りニ有之候間、此段及回答候也。

明治四十五年四月十二日

府中土木事務所主幹

技手 岡木弦圃

東京府知事 阿部浩殿

参考

本水車ハ精米其他ニ使用シ既ニ搗臼三斗張未滿十本、三斗張以上七本、及挽臼二台、割臼一台ヲ常用本業ト認メラレ、尚兼テ揚粹用ニ供セントスルモノニシテ、之レガ揚粹ヲ利用セントスルトキハ搗臼一本ヲ休止セザレバ運轉致サ、ル様認ラレ候間、從テ本檢定ノ一部ヲ使用スルモノナルニ依リ御参照相成度候。

212 大久保泰次郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡由井村打越

水車所在地 南多摩郡由井村打越字下土入一四三三番地

地目・面積 宅地 五畝二八歩

[規模] 水輪径一丈七尺

樋口 縦三尺二寸 横二尺八寸

[引用] [湯殿川]

[沿革] 明治二十七年(一八九四)二月頭書人讓受

讓主 福田常藏(南多摩郡由井村打越)

213 大久保恒三郎 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡多磨村是政一〇〇三番地

水車所在地 北多摩郡多磨村是政字龜里一〇〇二番地

[業種] 精穀業

搗臼(三斗張以上) 四台

搗臼(三斗張未滿) 一五台

[沿革] 明治三五年(一九〇二)四月頭書業種に変更

[前] 搗臼(三斗張以上) 八台

搗臼(三斗張未滿) 一〇台

214 大沢銀次郎 水車 [北豊島郡]

所有主住所 北豊島郡谷原村六九八番地

水車所在地 北豊島郡谷原村字堀北六九八番地

[規模] 水輪径二丈

[業種] 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼一三台

挽臼二台

[引用] 石神井川分水路

[沿革] 明治二十二年(一八八八)一月新設

(参考)

(明治二十年十一月十五日)

水車新設之義ニ付照会按

砲兵本廠宛

東京府

府下北豊島郡谷原村第六百九十八番地大沢銀次郎ヨリ同村字堀北へ別紙函面之通り水車新設致度旨願出候処、右ハ石神井川筋在来ノ分流ニシテ本川ニ影響ヲ及スノ懸念モ無之候得ハ、別段御差支之筋ハ無之トハ存候得共、分流之位置御廠火薬製造所之上流ニ付為念一応及御問合候条、至急何分之御回報有之度候也。

追テ別紙願書ハ御回答之節御返戻有之度此段申添候也。

(理由) 石神井川筋水車之義ニ付テハ予テ内務省ヨリ達之趣モ有之候得共、本願之場所ハ一旦分水セシモノニシテ本川へ影響ヲ及スノ患無之。然レトモ右水路ニ関シテハ根村水堰尺度等之義ニ付テ屢往復ヲ煩シ候義モ有之候ニ付、為念一応照会スルモノトス。

参照

其府管下板橋駅字平尾村へ陸軍省火薬製造所建築有之候処、右用水路村々ニテ万一水車取設洩水等出来候テハ同所之障碍ト相成候条、自今右川筋へ自分営業水車取設不致様兼テ達方可取計此段相達候事。

215 大沢重太郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡七生村平山二八一三番地

水車所在地 南多摩郡七生村平山字六号一〇一三番地

地目・面積 郡村宅地 四畝二〇步

[規模] 水輪径一丈四尺

[業種] 精穀業(営業用)

搗臼(三斗張未滿) 一六台

[引用] (七生村平山田用水路)

[沿革] 明治三年(一九〇〇)一月頭書人相統

被相続人 大沢新太郎(父)

大沢大助 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡古里村白丸八二番地

216 一番水車

水車所在地 西多摩郡松原村字数馬七〇一八・七〇六七番地イ号

地目 山林

水車場 間口三間×奥行六間

[規模] 水輪径一丈一尺 幅四尺 木製

樋口 縦八寸 横三尺 長二〇間

検定馬力二・三七二

[業種] 製材業

九鋸二台(径二尺) (径三尺五寸)

[引用] 南秋川・八千指川(西多摩郡松原村字数馬南秋川及

支流八千指川溪流)

〔沿革〕 明治四二年(一九〇九) 一二月新設

217 二番水車

水車所在地 西多摩郡古里村川井字神塚二三四番地八号

〔規模〕 水輪径一丈一尺 幅四尺五寸 木製

〔業種〕 製材業

木挽器械

〔引用〕 大丹波川(西多摩郡古里村川井字神塚二三四番地八号先大丹波川溪流)

〔沿革〕 大正七年(一九一八) 三月廢業

(参考)

水車廢止届

一 水車場 東京府西多摩郡古里村川井字神塚二百三十四番地八号

一 水路 東京府西多摩郡古里村川井字神塚二百三十四番地八号

先大丹波川溪流

一 目的 木挽器械据付

一 水車及機械種類 木製 構造車輪ノ経一丈一尺 幅四尺五寸

右水車設置許可ヲ得候モ、大正三年八月十三日ノ大洪水ノ為メ該敷地其他全部ヲ流失致シ到底復旧ノ見込無之候ニ付、此段廢止御届候也。

西多摩郡古里村白丸八二

大正七年三月五日

出願人后継者 大沢大助④

東京府知事法学博士 井上友一殿

218 大沢民五郎 水車 (北豊島郡)

所有主住所 北豊島郡高田村三八五番地

水車所在地 北豊島郡高田村四九七・四九八番地

〔規模〕 水輪径一丈五尺 幅一尺八寸

〔業種〕 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(四斗張) 九九台

搗臼(二斗張) 六台

挽臼(一尺四寸) 一台

〔引用〕 神田上水分水路

〔沿革〕 明治四年(一八七一) 二月新設

明治一九年(一八八六) 一二月頭書人(長男) 相統

被相続人 大沢銀次郎

明治二〇年(一八八七) 一二月頭書業種に変更

(前) 搗臼(四斗張) 九九台

搗臼(二斗張) 六台

(参考一)

神田上水筋水車之義ニ付伺

一 第九大区一小区高田村大沢銀次郎神田上水緑水車稼取統之義別紙之通敷願候ニ付勘考仕候処、全体上水筋清潔ニ可致は勿論ニ付水車は悉皆取払之見込可有之候得共、元来神田上水之義は谷筋村々田用水之末流ニ而、実は糞汁混濁水車稼等ニ相用候分ハ潔不潔ヲ論候程之義モ有之間敷、殊ニ先年来官許営業致居候義ニ付此儘ニ被差置度、尤モ追而上流之田方一般清潔方法相立候儀モ可有之候間、先

年季ヲ以歎願之通聞届相成可然哉ニ奉存候。此段相伺候也。

知事

奏任仕出

神田上水々路縁第九大区一小区高田村四十二番地大沢銀次郎儀ハ、
明治四年二月中耕地養水溜池水堀抜井戸并所々清水等ニ而水車稼出
願免許相成候処、先般水路検査之節取調候処全ク上水ヲ堰上ケ水車
運轉致不都合ニ付、上水相用候儀ハ不相成旨申達候処、別紙之通り
彼是苦情ヲ以再応歎願申出事情無余儀相聞候得共、前条之通最前之
願意与齟齬いたし、且上水路江 水車相願候者是迄三、四名有之候処
不相成事ニ相違有之。然ルヲ今般更ニ上水堰上ケ水車運轉之儀御聞
届ケ相成候 而ハ、外願人共江 莫不差許候□□不相成旁不都合ニ付、
願之趣御聞届不相成様致度、御指令案添此段相伺候也。

明治八年九月

御指令案

書面歎願之趣上水堰上ケ水車運轉之儀ハ難聞届候事。

(参考二)

(明治十九年十一月十二日)

水車営業継続願

北豊島郡高田村三百八十五番地

大沢銀次郎

書面願之趣聞届。来ル明治二十四年十月迄更ニ営業差許候。尤モ他
ニ妨害ヲ生スルコトアルトキハ年限中ト雖モ実費ヲ以テ為取除候条、

此旨予テ可相心得事。

(理由) 本文水車ハ去ル明治四年中ノ創設ニ係リ十ヶ年間ノ許可ヲ
得タルモノニシテ、満期ニ方リ営業継続ヲ出願セシモ、当時上水
路ニ在ル水車ハ総テ廃除セントスルノ議アリシカ故ニ、左ノ如ク
指合アリ(書面歎願ノ趣認許難相成。尤該水路ノ儀詮議ノ次第有
之ニ付取毀方ノ儀ハ追テ何分可相違候条、其旨可相心得事)。尔
後論究ノ末本年ニ至リ玉川上水本流ヲ除クノ外ハ新設ト雖モ其構
造善良ニシテ水質ヲ汚濁スル等ノ患ナキモノハ之ヲ許可スルコト
ニ裁定セラレタリ。然ルニ本文水車ハ前陳ノ如ク一時猶予ヲ与ヘ
アルヲ以テ、此際成規ノ通り更ニ年月ヲ限り許可スルモノトス。

219 太田信義 水車 (小石川区)

所有主住所 小石川区氷川下町五九番地

水車所在地 小石川区氷川下町五九番地

[規模] 水輪径二丈一尺

堰高三尺四寸

[業種] 業種細末業

業種細末杵四〇本

[引用] 玉川上水分水路

[沿革] 明治一七年(一八八四)一月継年期

明治二一年(一八八八)一二月頭書人買受

売主 鈴木市郎右衛門(北豊島郡滝野川村六八〇)

番地)

買主申請時住所 日本橋区呉服町一〇番地
明治二十七年(一八九四)三月頭書業種に変更、頭書
住所に変更

(前) 搗臼(四斗張)二二台

水車所在地 南多摩郡忠生村下小山田字桜ヶ谷三二番地

[規模] 水輪径一丈七尺

馬力〇・二八(紡績分)

[業種] 精穀業 紡績業

搗臼一〇台

紡績器械二組

[沿革] 明治三十五年(一九〇二)十一月頭書人譲受

讓主 大谷直之(南多摩郡忠生村下小山田三二番地)

220 大谷浅次郎外三名共有 水車 [南多摩郡]

惣代人住所 南多摩郡由井村小比企三三九番地

水車所在地 南多摩郡由井村小比企字白旗二九一八番地

水車場 間口一間三尺×奥行一間二尺 木造草葺平屋建

[規模] 水輪径八尺 幅一尺 木製

樋口横四寸 長二間

水路土管(径五寸) 長二〇間

[業種] 精穀業

搗臼(一斗張)二台

[引用] 由井村谷戸用水路(南多摩郡由井村小比企字谷戸内

ヨリ流レ出ツル水)

[沿革] 大正二年(一九一三)五月新設

221 大谷義太郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡忠生村下小山田三二番地

222 大塚志郎吉 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡由木村鑪水二〇七七番地

水車所在地 南多摩郡由木村鑪水字神立ノ城二七〇二番地

地目・面積 郡村宅地 五畝二二歩

[業種] 精穀業 製粉業

搗臼(一斗張未滿)六台

挽臼(一尺五寸未滿)二台

[沿革] 明治二十七年(一八九四)五月頭書業種に変更

(前)不明

223 大塚徳次郎外一名共有 水車 [南多摩郡]

惣代人住所 南多摩郡由木村鑪水一一二二番地

水車所在地 南多摩郡由木村鑪水字子ノ神一四三番地

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼(三斗張未滿)二台

挽臼(一尺五寸未滿)一台

〔沿革〕 明治三六年(一九〇三)八月頭書人讓受

讓主 大塚弥七郎(南多摩郡由木村鑪水一三七番地)

224 大貫富太郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡浅川村上柵田一〇〇八番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上柵田字原一〇〇八番地

地 目 宅地

〔規模〕 水輪径一丈二尺 幅二尺 木製

樋口竪二尺 横二尺 長一間

〔業種〕 紡績撚糸業

〔引用〕 浅川上柵田分水路(南多摩郡浅川村字原・原宿・新

地ニ至ル私設共用水路)

一 水車場ハ宅地内ヲ幅二尺、長二間、高二尺ヲ堀崩

シ両側ヲ石垣ニテ築立テ之レニ二本ノ栗角ヲ建テ、

経一丈二尺、幅二尺ノ車輪ヲ仕懸ケ、之レニ経一寸、

長四間ノ角鉄線ヲ使用シテ車輪ノ回転スルト共ニ室

内装置ノ撚糸諸器械ヲ運転セシム

〔沿革〕 大正六年(一九一七)二月新設

225 大野乙次郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡成木村上成木下分三二七番地

水車所在地 西多摩郡成木村上成木下分字大蔵野三二八番地先

地 目 川敷

水車場 建坪一坪五合

〔規模〕 水輪径六尺五寸

樋口横一尺八寸 長二尺

水深五寸

無堰

〔業種〕 精穀業

搗臼(八升張)二台

〔引用〕 成木川

一 平常流水ニ依リ運転ス、流水引入口ハ堰ヲ設ケス

手ニテ僅カニ砂利ヲ撥寄引用シ、増水之節ハ車輪其

他悉皆丘ニ引上ケ減水ヲ待テ復造ス

〔沿革〕 明治三六年(一九〇三)七月新設

大正五年(一九一六)七月廃業

226 大野金三郎外一名共有 水車 [西多摩郡]

惣代人住所 西多摩郡調布村友田四九一番地

水車所在地 西多摩郡調布村友田字湯本四九四番地二号

地 目 宅地

水車場 間口一間二尺×奥行一間

〔規模〕 水輪径一丈 木製 上射

算横七寸 長九間

〔業種〕 精穀業

搗臼(三斗張未滿) 三台

〔引用〕 湯本水田灌溉排水路

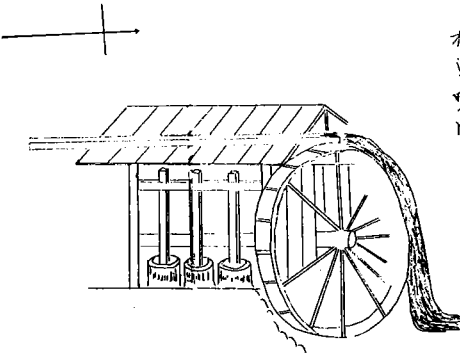
水路ノ義毛平素ハ水流トテハ更ニ無之、只降雨ノ際ヲ利用スルモノ

〔沿革〕 大正四年(一九一五) 一二月新設

(参考)

〔上射図〕

朝市打反り生湯才四斗張三斗張水車設置
構造略図



石之通、橋也

227 大野久兵衛 水車 (北豊島郡)

所有主住所 北豊島郡板橋町下板橋一三一番地

水車所在地 北豊島郡板橋町下板橋字東宿裏一三一番地

〔規模〕 水輪径二丈

堰高六尺二寸

〔業種〕 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(四斗張) 四六台

搗臼(二斗張) 九台

搗臼(一斗張) 一〇台

挽臼(一尺五寸以上) 二台

挽臼(一尺五寸未滿) 一台

石神井川分水路一隅田川へ落ツル川筋一

〔沿革〕 元禄二年(一六八九) 新設

明治一五年(一八八二) 二月継年期

明治一九年(一八八六) 四月頭書堰高に変更

(前) 堰高五尺四寸五分

明治一九年(一八八六) 一二月譲渡

譲受人 大野みち(北豊島郡下板橋宿一三三番地)

譲主 大野源兵衛(夫)

明治二〇年(一八八七) 九月頭書業種に変更

搗臼(四斗張) 二二台

搗臼(二斗張) 九台

(前) 搗臼(一斗張) 一〇台

挽臼五台

明治二五年（一八九二）二月頭書人讓受

明治三二年（一八九九）五月堰位置變更

（参考一）

水車堰度之義ニ付歎願

北豊島郡下板橋宿百三十一番地

水車主 大野源兵衛

右奉申上候。自分水車堰度之義、爾今曲尺五尺四寸五分ヨリ超過不
相成旨御達謹テ拝承仕。依テハ御定メ之尺度ニ堰板ヲ除シ水車運転
試ミ候処、殆ト空車之運転無覺束驚愕仕候。就テハ私水車之義ハ元
禄二年今ヲ去ル百九十八年以前設立、今日迄現堰度ニテ隣地其他ニ
聊カ故障等無之營業罷在候。然ルニ今般之御達ニテハ數百年之習業
モ廃スルニ立至リ甚夕難決仕候。加之東京市中本郷神田下谷小石川
区等之白米商ヨリ夫々飯米搗立方日々數十名ツ、委托ヲ受居候得共、
其便利ヲ失スルモ小事ニ無之候間、御検査之上從來有形ヲ以テ堰度
御認可被成下置候様此段偏ニ奉懇願候也。

右

明治十九年二月一日

東京府知事 渡辺洪基殿

大野源兵衛[㊦]

（参考二）

（明治十九年四月八日）

大野源兵衛水車堰度之儀ニ付歎願指令按

書面願之趣自今堰度ハ堰梓土台ヨリ水面迄六尺二寸トナルヲ定度ト
シ、水量増加之節ハ堰板ヲ取払水面ノ定度ヲ超過セサル様可致事。

但梓土台据換之節ハ其都度当斤土木課へ申出検査可受事。

（理由）実地取調候処、水量ノ増減ニ抛リテ堰度ヲ高低セサルヲ得
サル位置ニ付、水面ニ定度ヲ付スルヲ適當トス。且水面ヲ現今堰
梓ノ土台ヨリ昇ルコト六尺二寸トスルモ、上流ニ於テ差支ナシ。

228 大野房次郎 水車 [北豊島郡]

所有主住所 北豊島郡志村志一五八八番地

水車所在地 北豊島郡志村志一五八八番地

地 目 宅地

〔規模〕 水輪径一丈二尺

無堰

〔業種〕 精穀業（營業用）

擣臼（二斗張）四台

擣臼（一斗三升張）三台

〔引用〕 志村田悪水路

〔沿革〕 明治一七年（一八八四）六月繼年期

明治二四年（一八九一）七月頭書人相続

被相続人 大野竹次郎（父）

明治二七年（一八九四）六月繼年期

229 大野安次郎 水車 [北豊島郡]

所有主住所 浅草区地方今戸町六番地

水車所在地 北豊島郡王子村日本堤野垂地先

[規模] 水輪径一丈五尺

[業種] 精穀業(営業用)

擣臼九台

[引用] 石神井川分水路

[沿革] 明治一七年(一八八四) 一月繼年期

明治二二年(一八八九) 一月繼年期

(参考)

水車営業繼年期願

浅草区地方今戸町六番地

大野安次郎

当明治二十二年十一月ヨリ

来ル明治二十七年十月迄 満五ヶ年季願

日本堤野垂地

一 水車 一輛

水輪直経 一丈五尺

但杵数 九本

臼数 九個

右大野安次郎申上候。北豊島郡王子村堰元組合之内日暮里村より水
下も五ヶ村野菜洗水を以て流水末前記地方今戸町拝借地六番地に於
て水車営業御許可相成居候処、営業満期二付尚本年十一月より明治

二十七年十月迄満五ヶ年季繼年御許可被成下置度、尤も水路筋同業
の者無之且堰杵之義は水車の為のみに取設け候義に無之、大雨之節
は水上耕地へ悪水湛候節は何時に不限堰蓋明払水落者の為めに御座
候。万一故障出来候節は即時取払可申候間、右繼年願之通り何卒以
御仁恤御允許被成下度、則組合村総代加印此段奉願候也。

右

明治二十二年十月二十八日

大野安次郎①

(外一名略)

東京府知事男爵 高崎五六殿

230 大橋富太郎 水車 [南豊島郡]

所有主住所 南豊島郡渋谷村渋谷字下広尾一三番地

水車所在地 南豊島郡渋谷村渋谷字下広尾一八番地

[規模] 水輪径八尺

馬力〇・〇四五

[業種] 鍛冶屋

鍛冶器械

[引用] 玉川上水三田用水豊分羽沢分水路(字常盤松百七番)

地池水ヨリ流出、字豊分羽沢田地養水ノ下流)

[沿革] 明治二四年(一八九一) 一月新設

申請人 友野釜五郎(南豊島郡渋谷村渋谷字下広
尾町一八番地)

明治二七年(一八九四)九月廢業
申請 頭書人大橋富太郎

231 大室嘉太郎 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡松原村二四五七番地

水車所在地 西多摩郡松原村字數馬七〇二四番地

地目 山林

水車場 間口二間五分×奥行四間

〔規模〕 水輪径一丈一尺 木製 上射

樋口横六寸 長五間

水深四寸五分

無堰

〔業種〕 屋根板製造業

木製框立機械一台

〔引用〕 南沢川―南秋川ノ支流、溪間ノ細流、沢水ノ落下ス

ル滝ノ落口ヨリ導クヲ以テ堰ハ設置セス

〔沿革〕 大正元年(一九一三)一〇月新設

232 岡田権八 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡古里村梅沢一五一番地

水車所在地 西多摩郡古里村梅沢字西平一〇九番地

〔規模〕 水輪径不明 上射

樋口竪七寸 横六寸

〔業種〕 精穀業

搗臼(三斗張未滿)二台

〔沿革〕 明治三四年(一九〇一)一〇月頭書人相統

被相続人 岡田民次郎(父)

233 岡田新太郎 水車 (荏原郡)

所有主住所 荏原郡碑衾村衾二〇一二番地

水車所在地 荏原郡碑衾村衾字中本邸二〇一二番地

〔規模〕 水輪径一丈五尺

堰高三尺七寸

〔業種〕 精穀業 製粉業(營業用)

搗臼(四斗張)一台

搗臼(二斗張)四台

挽臼(一尺三寸)一台

〔引用〕 深沢村出水用水路

〔沿革〕 明治一四年(一八八一)一二月継年期

明治一九年(一八八六)九月業種変更

搗臼(四斗張)二台

搗臼(一斗張)七台

(前)搗臼(一斗張)九台

234 岡庭弥太郎 水車〔荏原郡〕

所有主住所

荏原郡世田ヶ谷村二四六〇番地

水車所在地

荏原郡世田ヶ谷村二四六〇番地

〔規模〕

水輪径一丈八尺

堰高四尺

〔業種〕

精穀業(営業用)

搗臼(四斗張)四台

搗臼(二斗張)三台

搗臼(一斗張)一二台

〔引用〕

玉川上水鳥山分水路

〔沿革〕

明治一六年(一八八三)一二月継年期

明治一九年(一八八六)五月頭書人譲受

譲主 小川長次郎(荏原郡世田ヶ谷村)

明治一九年(一八八六)一二月業種変更

搗臼(四斗張)三台

搗臼(二斗張)一台

搗臼(一斗張)一一台

明治二二年(一八八八)三月頭書業種に変更

明治三〇年(一八九七)三月頭書人相続

被相続人 岡田啓次郎(荏原郡碑衾村衾二〇一二

番地)

(前) 搗臼(四斗張)三台

搗臼(一斗張)七台

明治二〇年(一八八七)一二月頭書堰高に変更、業

種変更

(前) 堰高三尺七寸

搗臼(四斗張)三台

搗臼(二斗張)一台

搗臼(一斗張)一一台

明治二二年(一八八九)一〇月頭書水輪径に変更、業

種変更

(前) 水輪径一丈五尺

搗臼(四斗張)三台

搗臼(二斗張)二台

搗臼(一斗張)一二台

明治三四年(一九〇一)一〇月頭書業種に変更

235 岡野仙之助 水車〔西多摩郡〕

所有主住所

西多摩郡草花村

水車所在地

西多摩郡草花村字小宮久保二七二〇番地イ号

地目・面積

郡村宅地 八畝二六歩

〔規模〕

水輪径八尺

樋口竪二尺 横二尺五寸

印 割

(参考)

〔業種〕 平常水深三寸
精穀業

搗臼四台

〔引用〕 鯉川―菅生村字大沢谷川ヨリ湧出セル―

〔沿革〕 明治二八年(一八九五)五月新設

御 請 書

内二丙第二一四〇号ノ二

西多摩郡草花村

岡野仙之助

明治二八年四月二十三日付水車設置願之件聞届候条、左之
条項之通心得ヘシ。

但シ起工竣成共届出検査ヲ受クベシ。

一 免許期限ハ明治二八年五月ヨリ同三十三年四月迄五ヶ年
間トス。

一 免許ヲ得タル日ヨリ一ヶ月以内ニ起工セザルカ、又ハ予定
期限内ニ竣工セザルトキハ免許ノ効力ヲ失フモノトス。

但天災又ハ止ムヲ得サル事故ニ依リ工事遷延シタルトキハ
相当ノ延期ヲ与ルコトアルベシ。

一 工事竣成ニ至ラザル間ハ免許ノ權利ヲ他ニ譲与シ、又ハ売
渡スコトヲ得ス。

一 工事竣成ニ至リ水量ニ不足ヲ生シ器械運転上不利アルモ当
庁ハ其責ニ任ゼス。

一 免許期限内本流等ニ関スル公益事業ノ為メ水量減少スルモ
当庁及其起業者ニ対シ故障ヲ申立ルコトヲ得ス。

一 免許期限内中ト雖トモ他ニ妨碍ヲ生スルコトアルカ、又ハ当
庁ノ都合ニ依リテハ自費ヲ以テ之ヲ撤除セシムルコトアル可シ。

明治二八年五月六日

東京府知事 三浦安圃

右勤而御請仕候也。

右

明治二八年五月十日

岡野仙之助 ㊦

東京府知事 三浦安殿

236 岡部源治 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡小宮村養沢一四五一番地

水車所在地 西多摩郡小宮村乙津字寺岡一四〇五番地一号

地目・面積 芝地 一畝二〇步

〔規模〕 水輪径八尺 上射

寬三寸 横四寸

平常水深一寸

無堰 流込

〔業種〕 精麦業(自家用)

搗臼(三斗張未滿) 一台

〔引用〕 矢伏沢―山間ヨリ湧出スル小溪流、養沢川へ落込ム、

算之儀は丸キ木へ水路ヲ彫リ鳥居ヲ立掛木ノ上ヨリ

車輪ノ上へ水ノ落込ナリ

〔沿革〕 明治三四年(一九〇二)一月新設

237 岡部健二郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡菅生村一八六番地

水車所在地 西多摩郡菅生村一八六番地

〔業種〕 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(一斗五升張)一〇台

挽臼(一尺二寸)二台

〔沿革〕 明治二七年(一八九四)七月頭書人買受

売主 前田竜蔵(西多摩郡菅生村一八六番地)

明治三四年(一九〇二)一〇月頭書業種に変更

(前) 搗臼(一斗五升張)一〇台

挽臼(一尺二寸)一台

238 岡部滝五郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡松原村一五六一番地

水車所在地 西多摩郡松原村六三九四番地

〔規模〕 水輪径一丈

〔業種〕 精穀業

搗臼二台

〔沿革〕 明治一八年(一八八五)八月(新設)許可

明治三四年(一九〇二)二月頭書業種に変更

(前) 搗臼二台

挽臼一台

239 岡部忠左衛門 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡砂川村三六四番地

水車所在地 北多摩郡砂川村字大山道西三六二番地イ号・三六四番地・三六六番地口号

地目 郡村宅地

水車場 間口一〇間×奥行三間 木造板葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈二尺

樋口竪六尺 横一尺四寸五分

平常水深二寸

堰高三寸 水車場マテ一五間

検定馬力〇・二七三六

生糸揚返業

〔業種〕 繰棒四六個

〔沿革〕 明治三六年(一九〇三)八月新設

大正元年(一九一三)九月廃業

240岡部長直 水車 [荏原郡]

所有主住所 荏原郡目黒村上目黒二二三二五番地

水車所在地 荏原郡目黒村上目黒字田切二二三二二番地

[規模] 水輪径一丈五尺

堰高三尺

[業種] 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(四斗張)二台

搗臼(二斗張)六台

挽臼(一尺五寸未満)一台

[引用] 蛇崩川悪水路

[沿革] 明治一九年(一八八六)五月継年期

明治二〇年(一八八七)八月頭書人買受

売主 清水寛忠(荏原郡上目黒村一五三〇番地)

明治三〇年(一八九七)三月廢業

岡谷繁実 水車 [豊多摩郡]

所有主住所 豊多摩郡淀橋町角筈一四三番地

242 一番水車

水車所在地 豊多摩郡千駄ヶ谷村千駄ヶ谷字新町裏九二四番地

[規模] 水輪径一丈

掛樋長三〇間

分水口深三寸五分 幅三寸五分

[業種] 精穀業(営業用)

搗臼(四斗張)一二台

搗臼(二斗張)二台

[引用] 玉川上水分水路

[沿革] 明治一一年(一八七八)一二月(新設)許可

明治一九年(一八八六)六月頭書人譲受

譲主 多加谷総象(群馬県前橋町北曲輪町)

明治二〇年(一八八七)四月分車貸渡

借受人 上原勇平(四谷区麴町一三丁目一〇番地)

寄留)

明治二〇年(一八八七)五月業種変更

搗臼(四斗張)一〇台

搗臼(二斗張)二台

(前)搗臼(四斗張)九台

明治三二年(一八九九)三月頭書業種に変更

241岡部与左衛門 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡小河内村留浦

水車所在地 西多摩郡小河内村留浦字留浦四三四番地

[業種] 精穀業

搗臼六台

[沿革] 明治元年(一八六八)四月(新設)許可

明治二七年(一八九四)一月廢業

243 二番水車

水車所在地

豊多摩郡千駄ヶ谷村千駄ヶ谷字新町裏九二四番地

〔規模〕

水輪径五尺

馬力〇・六一三六

〔業種〕

電線用糸製造業

〔引用〕

玉川上水分水路

〔沿革〕

明治二〇年（一八八七）四月一番水車分車貸渡

借受人 上原勇平（四谷区麴町一三丁目一〇番地

寄留）

明治三〇年（一八九七）二月頭書業種に変更

申請 頭書人岡谷繁実

（前）生糸製造器械

明治四三年（一九一〇）九月廢業

（参考一）

（明治二十年四月十九日）

水車生糸製造器械増築願

南豊島郡角筈村百四十三番地

水車持主 岡谷繁実

四ッ谷区糺町十三丁目十番地

器械増築願人 上原勇平

指令按

書面願之趣聞届候条、器械場増築落成之上ハ当庁土木課へ届出可受
検査事。

（理由）本文水車ハ玉川上水分水路ニ於テ米搗器械ヲ以テ從來許可

ノモノニ有之候処、今般上原勇平ナル者右水車運轉力ヲ借生糸製

造器械場設立致度旨別紙之通願出候ニ付取調候処、該水車真棒へ

象皮ヲ付着シ生糸製造器械ヲ運轉ナサシムルモノニシテ、從來ノ

水車ハ聊モ変更ヲナス、水利上ニ於テモ支障ノ廉モ無之ニ付前

書之通指令按ヲ草シ候也。

但徵稅之義ハ荏原郡上目黒村九百二十七番地三田用水分水々車

持主吉永郡造ノ例ニ倣ヒ器械場落成ニ至リ馬力檢定ノ上、徵收

課へ通知ノ積。

（参考二）

水車生糸製造器械増築願

南豊島郡角筈村百四十三番地

水車持主 岡谷繁実

四ッ谷区麴町十三丁目十番地寄留

山梨県平民

増築願人 上原勇平

原籍山梨県西山梨郡八日町二十七番地

明治十六年十二月繼年季願済

一 水車場 一ヶ所

但シ水輪 一丈

杵数 九個 但シ四斗張

位置 南豊島郡千駄ヶ谷村九百二十四番地

右水車之義ハ前書岡谷繁実所有ニ有之候処、今般生糸製造営業仕度候ニ付同人并ニ各村ヘ示談済之上、同村平民川本金右衛門所有九百二十二番地借地致シ図面之通り新築并ニ蒸気罐ヲ備ヘ、右水車真棒ヲ借受象皮ヲ掛ケ生糸製造器械運転用ニ供シ候得共、気罐之義ハ繭煮用ニノミ相用ヒ候義ニテ、水輪ヲ取広ケ水力ヲ増シ候等之義ハ一切不仕、従前之水車之儘ニテ相用ヒ双方之弁利ヲ相斗リ水車之妨ニ不相成様精々注意ヲ相加ヘ営業仕候間、何卒特別之御詮議ヲ以テ願之通御許可被成下度、別紙鹿絵図面相添連署ヲ以テ此段奉願上候也。

右

明治二十年四月八日

願人 上原勇平[㊦]

(外三名略)

東京府知事 高崎五六殿

(参考三)

水車分車願

豊多摩郡淀橋町字角筈百四十三番地

岡谷繁実

明治二十六年十二月継年期許可

一 水車 一ヶ所

但水輪 一丈

杵数 十四個

分車水輪直尺 五尺

電線用糸製造

位置

豊多摩郡千駄ヶ谷村字千駄ヶ谷第九百二十四番地

右は明治二十六年十二月ヨリ同三十一年十一月迄官許ヲ蒙リ取立有之候私所有之水車ニ有之候。従来右水車真棒ニ象皮ヲ掛ケ生糸製造器械運転御許可ニテ営業罷在候処、都合ヲ以テ生糸製造相廃止シ、別ニ電線用糸製造仕度候ニ付右象皮ヲ掛ケ運転仕候水力丈ヲ以テ分車取設、右官許年期中電線用糸製造営業仕度、水下示談仕候処故障無之、且同水車場中之義ニ付他ニ関係無之候間、御許可被成下候様仕度別紙粗絵図相添此段奉願候也。

本文工事ハ晴天ノ一週間ニテ落成仕候見込ニ御座候。

右

明治三十年一月十二日

願人 岡谷繁実[㊦]

(外五名略)

東京府知事候爵 久我通久殿

244 三番水車

水車所在地 豊多摩郡千駄ヶ谷村千駄ヶ谷字新町裏九一八番地

〔規模〕 水輪径二丈三尺

〔業種〕 精穀業(営業用)

擣臼(四斗張) 八台

擣臼(三斗張) 五台

〔引用〕 玉川上水分水路

〔沿革〕 明治一四年(一八八二)一〇月(新設)許可

明治一九年（一八八六）五月頭書業種に変更

〔前〕擔臼（三斗張）八台

明治一九年（一八八六）九月相統

相統人 杉崎留吉（南豊島郡角筈村四〇番地）

被相統人 杉崎金六（南豊島郡角筈村四〇番地）

明治一九年（一八八六）九月讓渡

讓受人 坂井源太郎（南豊島郡千駄ヶ谷村千駄ヶ

谷九一八番地）

明治二七年（一八九四）八月頭書人買受

大正五年（一九一六）一〇月廢業

〔引用〕 町田川一町田村本町田字十五号ヨリ湧水スル、六月

中旬ヨリ十月迄使用之趣一

〔沿革〕 明治二九年（一八九六）一二月新設

246 小川正治 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡立川村一六〇九番地

水車所在地 北多摩郡立川村字中立川一六〇九番地

地目・面積 宅地 三反二畝二五歩

〔規模〕 水輪徑九尺

樋口豎九尺 横二尺五寸

平常水深一寸

檢定馬力〇・二二七

〔業種〕 撚糸業

〔引用〕 玉川上水立川分水路

〔沿革〕 明治二五年（一八九二）一二月新設

明治三九年（一九〇六）二月頭書人相統

被相統人 小川徳太郎（北多摩郡立川村一六〇九番地）

245 小川運太郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡町田村本町田三六六九番地

水車所在地 南多摩郡町田村本町田字八号一・二二番地二号・一

一三三番地二号・一・一三四番地

地目・面積 郡村宅地 三畝二三歩

〔規模〕 水輪徑一丈二尺

樋口豎六尺 横一尺八寸

平常水深二寸五分

有堰

檢定馬力〇・一二一

〔業種〕 紡績業

247 小川信太郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡多摩村関戸一四四番地

水車所在地 南多摩郡多摩村関戸六四三番地

地 目 宅地

〔規模〕

水輪径一丈六尺 幅三尺五寸
樋口竪二尺五寸 横四尺五寸

平常水深二尺

水路幅七尺

〔業種〕

精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(三斗張以上) 三台

搗臼(三斗張未滿) 一三台

挽臼(一尺八寸) 一台

〔引用〕

多摩川〔関戸〕分水路

〔沿革〕

明治三十一年(一八九八)九月新設

248 小川時太郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡八王子町子安一番地

水車所在地 南多摩郡八王子町元子安字石神七九七・七九八番地

水車場 間口七間三尺×奥行四間 木造板葺平屋建

〔規模〕

水輪径一丈 滝落一尺二寸

樋口竪一丈二尺 横二尺五寸

平常水深五寸

水路長一五間三尺

板堰高四寸 幅三尺

馬力〇・三〇八

〔業種〕 紡績業

紡績器械二組

〔引用〕

石神田用水路(水路ハ水車位置ヨリ数町ヲ隔テ五陵ヨリ湧出スル水路ニシテ、数反歩ノ部落ニ灌溉シ来レルモノナリ)

〔沿革〕

明治三四年(一九〇一)三月新設

249 小川半兵衛 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡忠生村下小山田二〇三六番地

水車所在地 南多摩郡忠生村下小山田字善治ヶ谷二二八六番地

地目・面積 田 三畝一〇歩

水車場 間口一間三尺×奥行一間二尺 高一間二尺

〔規模〕

水輪径一丈二尺 木製

樋口竪一尺 横一尺二寸

平常水深五寸

水路深五寸 幅一尺二寸

材木堰高二尺五寸 幅六尺

〔業種〕

精米業(自家用)

搗臼(一斗五升張) 三台

〔引用〕

山中川―本人所有ノ田地内ニ新水路ヲ開鑿シ善治ヶ谷水路ノ流水ヲ引用―

〔沿革〕

明治三四年(一九〇一)六月新設

250 小川弥五左衛門 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡立川村一六〇九番地

水車所在地 北多摩郡立川村一六〇八番地

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼 (三斗張以上) 五台

搗臼 (三斗張未滿) 九台

挽臼 (一尺五寸以上) 一台

挽臼 (一尺五寸未滿) 一台

〔引用〕 (玉川上水立川分水路)

〔沿革〕 明治四一年 (一九〇八) 四月頭書業種に変更

(前) 搗臼 (三斗張未滿) 一四台

挽臼 (一尺五寸未滿) 一台

251 小川保一 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡立川村六〇三番地

水車所在地 北多摩郡立川村四三三七番地へ号

水車場 間口三間×奥行二間 木造ブリキ板葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈三尺 幅二尺五寸 木製

無堰

〔業種〕 精穀業

搗臼 (三斗張未滿) 五台

〔引用〕 多摩川根川分水路

〔沿革〕 明治四三年 (一九一〇) 三月新設

252 尾川鎌太郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡由井村片倉

水車所在地 南多摩郡由井村片倉字時田一四四番地

地目・面積 宅地 一反四畝一步

〔業種〕 精穀業 (官業用)

搗臼 (三斗張以上) 四台

搗臼 (三斗張未滿) 二〇台

〔引用〕 湯殿川

〔沿革〕 明治二九年 (一八九六) 一二月頭書業種に変更

(前) 搗臼 (三斗張以上) 四台

搗臼 (三斗張未滿) 一六台

253 沖倉久五郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡小宮村乙津一六五五番地

水車所在地 西多摩郡小宮村乙津字石原一六五四番地口号

地目・面積 畑 二一步

〔規模〕 水輪四ツ柄杓

無堰 流込

〔業種〕 精穀業 (自家用)

〔引用〕

搦臼（三斗張未滿）一台

石原沢―養沢川へ落込ム支流、算之儀ハ丸木へ水路ヲ彫リ鳥居ヲ立掛木ノ上ヨリ車柄杓ノ中へ水ノ落込ムナリ

〔沿革〕

明治三四年（一九〇二）十一月新設

〔業種〕

分水口深五寸 幅二尺 堰高五尺

撚糸業

生糸撚器械

〔引用〕

川口川

〔沿革〕

大正六年（一九一七）六月新設

〔参考〕

〔中射圖〕

水車場畧圖

254 沖倉倭一 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所

西多摩郡小宮村養沢五一番地

水車所在地

西多摩郡小宮村養沢五一番地

〔規模〕

水輪径一丈 木製 上射アミダ

〔業種〕

精穀業

搦臼（三斗張未滿）一台以上

〔引用〕

井戸入沢―養沢川ニ落込ム

〔沿革〕

明治四一年（一九〇八）七月廃業

255 奥住相次郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所

南多摩郡川口村上川口二二八八番地

水車所在地

南多摩郡川口村上川口字黒沢二二八二番地

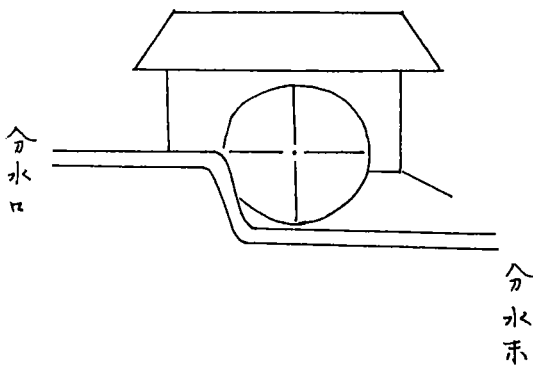
水車場

間口二間×奥行一間四尺 杉皮葺平屋建

〔規模〕

水輪径九尺 幅一尺五寸 木製 中射

樋口 縦五寸 横一尺 長一丈二尺 勾配一間二付五分



256 奥田兼吉 水車 [南豊島郡]

所有主住所 南豊島郡渋谷町下渋谷二二〇六番地

水車所在地 南豊島郡渋谷町下渋谷字田子免六五七番地

[規模] 水輪径一丈四尺

[業種] 精穀業(営業用)

搗臼(三斗張以上) 二四台

搗臼(三斗張未満) 二台

玉川上水三田用水鉢山分水路

[沿革] 明治一八年(一八八五) 六月継年期

明治二〇年(一八八七) 八月売買

買主 三田弥兵衛(荏原郡駒沢村元深沢八五九番地)

売主 鶴田亦次郎(南豊島郡中渋谷村七二番地)

明治二〇年(一八八七) 一月頭書水輪径に変更、

業種変更

搗臼(四斗張) 三〇台

搗臼(二斗張) 一台

水輪径一丈三尺

(前) 搗臼(四斗張) 一八台

搗臼(二斗張) 二台

明治二四年(一八九一) 三月売渡

買主 渡辺国太郎(芝区白金三光町一一九番地)

明治二八年(一八九五) 二月頭書人買受、頭書業種

に変更

明治四四年(一九一三) 八月廃業

257 奥野真太郎 水車 [荏原郡]

所有主住所 荏原郡目黒村上目黒二四一番地

水車所在地 荏原郡目黒村上目黒字別所二四一番地

地 目 郡村宅地

[規模] 水輪径二丈

堰高五尺二寸五分 幅二間

[業種] 精穀業(営業用)

搗臼(四斗張) 三三台

搗臼(二斗張) 二台

目黒川悪水路

[沿革] 明治二四年(一八九二) 二月継年期

明治三四年(一九〇二) 一月相統

相統人 長島ユウ(荏原郡目黒村上目黒二四一番地)

被相統人 長島錠二(荏原郡目黒村上目黒二四一番地)

番地)

番地)

明治三七年(一九〇四) 一月売渡

買主 奥野孝作(荏原郡目黒村上目黒二四一番地)

明治四一年(一九〇八) 九月頭書人相統

258尾崎栄治 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡恩方村上恩方二二七四番地

水車所在地 南多摩郡恩方村上恩方字高留二二七二番地

[規模] 水輪径一丈六尺 幅二尺 木製

有堰

[業種] 精穀業(営業用)

搗臼(三斗張未滿) 九台

[引用] 浅川

[沿革] 明治三六年(一九〇三)三月頭書水車所在地に誤記

訂正

(前) 水車所在地 南多摩郡恩方村上恩方字高留
二二七三番地

明治三六年(一九〇三)五月頭書人相続

被相続人 尾崎治郎右衛門(父)

明治四一年(一九〇八)四月頭書業種に変更

(前) 搗臼(三斗張未滿) 六台

259尾崎忠次郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡恩方村上恩方二九〇六番地

水車所在地 南多摩郡恩方村上恩方字タイゴ二九三八番地

[業種] 精穀業

搗臼(三斗張未滿) 二台

[引用] [浅川]

[沿革] 明治三六年(一九〇三)四月頭書人相続

被相続人 尾崎森重郎(父)

260尾崎万五郎外六名共有 水車 [北多摩郡]

惣代人住所 北多摩郡砂川村四六番地

水車所在地 北多摩郡砂川村字川越道西二二七番地

地目 郡村宅地

水車場 間口八間三尺×奥行四間 木造板葺平屋建

[規模] 水輪径一丈二尺

樋口径八尺 横三尺五寸

平常水深三寸

堰高六尺 水車場マデ一二間

検定馬力〇・五〇九

[業種] 共同生糸揚返業

繰棒六四個

[引用] 砂川村飲用水路(砂川村南側県道五日市道二沿ヒタル飲用水ヲ使用ス)

明治三五年(一九〇二)一二月新設

[沿革]

(参考)

大発第二六四号

二丙第一三六五号ノ四尾崎万五郎水車新設竣功届実査候処、出願ノ

通り竣功候条、馬力檢定書相添此段及復命候也。

第六土木吏員駐在所

明治三十七年一月十日

主幹技手 森文次郎

東京府知事男爵 千家尊福殿

水車馬力檢定書

北多摩郡砂川村

尾崎万五郎

右水力試験ノ結果左ノ馬力ヲ檢定ス

馬力〇・五〇九

明治三十七年一月十日

技手 森文次郎

水馬馬力檢定計算書

尾崎万五郎

$$\begin{aligned}
 a = \text{樋ノ水横断面} &= 5.5 \times 0.3 = 1.05 \\
 V = \text{一分時ノ水ノ速度} &= \frac{1}{60} \times 60 = 160 \\
 e = \text{樋ノ長 (速度檢定区域)} &= 8.0 \\
 V' = \text{平均速度 (水面)} &= V \times C = \frac{1}{60} \times V = 128 \\
 C = \text{係数} &= \frac{1}{60} \\
 g = \text{流量} &= 1.05 \times 128 = 134.4 \\
 h = \text{高 (水頭)} &= 2.0 \\
 \phi = \text{馬力} &= \frac{62.5 \times h \times 134.4}{33000} = 0.50909
 \end{aligned}$$

檢算者技手 岡本金雄

尾作奥五郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡忠生村山崎一五二〇番地

261 一番水車

水車所在地 南多摩郡忠生村山崎字一〇号一五二〇番地

地目・面積 宅地 七畝二四歩

[規模] 水輪径一丈五寸

樋口竪一尺五寸 横一尺八寸

平常水深三寸

[業種] 紡績業

[引用] [山崎谷川]

[沿革] 明治二七年(一八九四)三月廢業

262 二番水車

水車所在地 南多摩郡忠生村山崎字一〇号一五二〇番地

地目・面積 宅地 七畝二四歩

水車場 間口三間×奥行五間

[規模] 水輪径一丈八尺 木製

樋口竪一尺五寸 横一尺五寸

平常水深五寸

水路深二尺 幅一尺五寸

堰高三尺 幅六尺

[業種] 精米業 製粉業

搗臼(二斗張)七台

〔引用〕 挽臼（一尺五寸）一台
山崎谷川―山間ノ溪流―
〔沿革〕 明治三五年（一九〇二）三月新設

263 小沢熊蔵 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡大久野村五七〇六番地
水車所在地 西多摩郡大久野村字三ツ沢四七〇五番地
地目・面積 郡村宅地 二歩
水車場 間口四尺五寸×奥行一間

〔規模〕 水輪径八尺五寸 幅一尺 四ツ柄杓 中射
寬竪八寸 横四寸 長七間

〔業種〕 堰（石及土砂）高三尺五寸 幅四尺 水車場ヨリ五尺
精穀業（自家用）
搗臼（三斗張未滿）一台

〔引用〕 三ツ沢入（大久野村字三ツ沢入ヨリ流出ノ沢水）
〔沿革〕 明治三四年（一九〇一）十一月新設

264 小沢倉次郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡三田村沢井下分九四三番地
水車所在地 西多摩郡三田村沢井下分九四三番地
地目 郡村宅地

水車場 間口二間五分×奥行三間 木造杉皮葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈八尺 幅一尺二寸 木製

檢定馬力〇・〇五八四

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼（三斗張未滿）二台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

〔引用〕 三田村沢井上分沢（三田村沢井上分ノ溪流）

〔沿革〕 明治三八年（一九〇五）八月新設

265 小沢倉蔵 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡浅川村上柗田字川原之宿一六三二番地
水車所在地 南多摩郡浅川村上柗田字川原之宿一六三二番地

〔規模〕 水輪径一丈 幅一尺五寸 木製

樋口竪一尺 横一尺七寸 長二間

平常水深三寸

無堰

檢定馬力〇・二五二六一三

〔業種〕 紡績撚糸業

撚糸和製器械三台

〔引用〕 浅川上柗田分水路（水源ハ浅川ヨリ引入レ、従前ヨ

リ本村上柗田字川原之宿共用水路ニシテ）

〔沿革〕 明治四二年（一九〇九）九月新設

266 小沢太平 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡三田村沢井下分七七〇番地

水車所在地 西多摩郡三田村沢井下分四〇一番地

地目 郡村宅地

水車場 間口六間×奥行五間 木造平屋建

[規模] 水輪径二丈 木製

樋口径五寸 横一尺

検定馬力一・一四五

[業種] 製材業

丸鋸(径五尺) 一台

丸鋸(径一尺五寸) 一台

[引用] 関谷沢(西多摩郡三田村沢井下分字関谷溪流、水輪

ハ三田村沢井上分八四六番地滝島作平所有ノ水車ヨリ排出スル水)

[沿革] 明治三九年(一九〇六)七月新設

267 小沢為三郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡浅川村上柗田一六二二番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上柗田字川原之宿一六一六番地

[規模] 水輪径一丈二尺 幅一尺五寸 木製

樋口横一尺七寸 長二間

平常水深三寸

無堰

[業種] 紡績撚糸業

撚糸和製器械三台

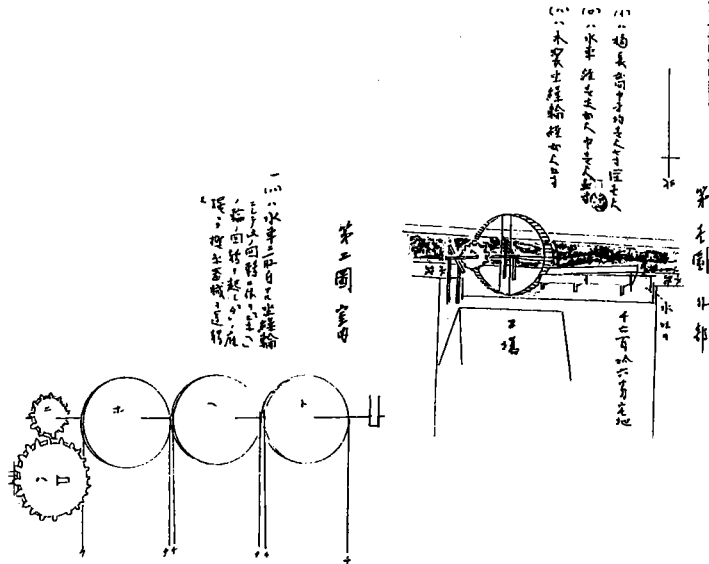
[引用] 浅川上柗田分水路

[沿革] 明治四〇年(一九〇七)九月新設

大正七年(一九一八)三月廃業

[参考]

[紡績用水車設計図]



268 小沢鶴吉 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡青梅町勝沼一九七番地

水車所在地 西多摩郡青梅町勝沼字柿沢二二六番地

地目・面積 山林 一反五步

水車場 間口一間×奥行一間三尺 木造平屋建

〔規模〕 水輪径六尺

〔業種〕 精米業

搗臼(一斗張)二台

〔引用〕 霞川柿沢分水路(霞川支流字柿沢二〇七番自所有)

山林反別八畝八歩ノ地先ヨリ引入レ掛樋ヲ以テ同地

内ヲ通リ前記二二六番地内水車場ニ達ス)

〔沿革〕 明治三四年(一九〇一)一〇月新設

(参考)

復命書

一 出張ノ用務 水車新設ケ所調査

一 場所 西多摩郡青梅町

一 出張 三十四年九月二十八日

一 帰庁

一 出張ノ概況

西多摩郡青梅町大字勝沼小沢鶴吉出願ニ係ル水車新設ケ所ノ実
査ヲ遂ケタルニ、本人所有ノ山林内ニ設置シ、霞川支流柿沢ノ
水流ヲ自己及外二人ノ所有田地ニ給水スル用水引入口ノ対岸ヨ
リ新水路ヲ掘鑿シ、田用水ノ為ニ設ケアル堰ニヨリ其余水ヲ利

用シテ水車ヲ運転シ、残水ハ直チニ本流ニ放流スルノ計画ナル

ヲ以テ水上水等ニハ影響ナキモ、対岸ナル田地則チ本人及外二
人ノ田ニハ幾分ノ障害ナキヲ保シ難シ。然レトモ該二人共承諾
ヲ与ヘタルヲ以、別段支障有之間敷ト視認ス。

右之通り候也。

明治三十四年十月二日

属 富田佐右エ門

東京府知事男爵 千家尊福殿

269 小沢福三郎 水車 (北多摩郡)

所有主住所 北多摩郡府中町字八幡下五三七番地

水車所在地 北多摩郡府中町字八幡下五三七番地

地目 郡村宅地

〔規模〕 水輪径一丈四尺

樋口径三尺 横二尺八寸

〔業種〕 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(三斗張以上)三台

搗臼(三斗張未満)八台

挽臼一台

〔沿革〕 明治三五年(一九〇二)一二月譲渡

譲受人 小沢繁(北多摩郡府中町五三七番地)

譲主 野村金蔵(北多摩郡府中町五三七番地)

明治三五年(一九〇二)一二月頭書業種に変更

搗臼(三斗張以上)二台

(前) 搗臼(三斗張未滿)一〇台
搗臼一台

明治三九年(一九〇六)五月頭書人相続

270 小沢林右衛門

水車 (西多摩郡)

所有主住所

西多摩郡調布村河辺九六一番地

水車所在地

西多摩郡調布村河辺字中先戸九三七番地 口号・九三

九番地

(規模)

水輪径一丈九尺 下射

(業種)

精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(三斗張未滿)一九台

挽臼(一尺五寸以上)二台

挽臼(一尺五寸未滿)一台

(沿革)

明治一三年(一八八〇)八月(新設)許可

明治三五年(一九〇二)十一月売買

買主 石川勝五郎(西多摩郡調布村河辺九三九番地)

売主 井上栄治郎(西多摩郡福生村四七〇番地)

明治三八年(一九〇五)三月売渡

買主 島田文次郎(西多摩郡調布村河辺一〇七一

番地)

明治四〇年(一九〇七)四月頭書人買受

尾島茂助 水車 (八王子市)

所有主住所 八王子市本町八番地

271 一番水車

水車所在地 八王子市子安町二四番地(前 元子安六九八番地)

(規模)

水輪径八尺

樋口堅一尺 横一尺五寸

馬力〇・〇九

(業種)

紡織業

(沿革)

明治三八年(一九〇五)一二月相続

相続人 坂本安太郎(南多摩郡八王子町元子安六

九八番地)

被相続人 坂本伊之八(父)

大正六年(一九一七)一〇月相続

相続人 坂本万治郎(南多摩郡八王子町元子安六

九八番地)

大正六年(一九一七)一二月頭書人譲受

272 二番水車

水車所在地 八王子市子安町五一二番地(前 元子安八五七番地)

(規模)

水輪径七尺

樋口堅一尺 横二尺

水深四寸

馬力〇・一五

〔業種〕 紡織業

〔沿革〕 明治三〇年（一八九七）七月譲渡

譲受人 萩原ハマ（母）（南多摩郡八王子町元子

安八五七番地）

譲主 萩原有一

明治三八年（一九〇五）一二月譲渡

申請譲受人 坂本安太郎（南多摩郡八王子町元子

安六九八番地）

譲主 幡野亀次郎（南多摩郡八王子町元子安八五

七番地）

大正六年（一九一七）一〇月相続

相続人 坂本万治郎（南多摩郡八王子町元子安六

九八番地）

大正六年（一九一七）一二月頭書人譲受

273 尾関勝平 水車 〔荏原郡〕

所有主住所 芝区片門前町一丁目一番地

水車所在地 荏原郡目黒村上目黒字宿山一五九九番地

〔規模〕 水輪径一丈五尺

堰高四尺五寸

〔業種〕 精穀業 製粉業（営業用）

搗臼（四斗張）一台

搗臼（二斗張）八台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

蛇崩川悪水路

〔引用〕

明治一九年（一八八六）八月継年期

明治三三年（一八九〇）五月売買

買主 清水長兵衛（荏原郡目黒村上目黒一三九〇

番地）

売主 清水国太郎（荏原郡目黒村上目黒一四九二

番地）

明治三三年（一八九〇）六月頭書業種に變更

搗臼（四斗張）一台

〔前〕 搗臼（一斗張）二台

明治四〇年（一九〇七）四月頭書人買受

274 尾滝隆三 水車 〔荏原郡〕

所有主住所 芝区二本榎一丁目七二番地

水車所在地 荏原郡大崎村下大崎一六〇番地

〔規模〕 水輪径八尺五寸 上射

無堰

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼（四斗張）一八台

挽臼（二斗張）二台

〔引用〕

玉川上水三田用水大崎分水路

〔沿革〕

明治十五年（一八八三）一月継年期

明治十九年（一八八六）一月業種変更

擣臼（四斗張）一八台

擣臼（二斗張）二台

擣臼（四斗張）一五台

（前）擣臼（二斗張）三台

明治二〇年（一八八七）一月業種変更

擣臼（四斗張）一八台

擣臼（二斗張）二台

撚糸器械一八台

糸繰小榨八〇台

グライバン一台

明治二二年（一八八八）八月埋樋修繕

明治二二年（一八八八）一月業種変更

擣臼（四斗張）一八台

擣臼（二斗張）二台

撚糸器械四台

糸繰小榨八〇台

グライバン一台

包糸器械二台

紡績器械二台

明治二二年（一八八九）八月業種変更

擣臼（四斗張）一八台

擣臼（二斗張）二台

グライバン一台（実用馬力〇・七五）

明治二三年（一八九〇）二月頭書水輪径に変更、業

種変更

（前）水輪径一丈五尺 下射

擣臼（四斗張）二四台

擣臼（二斗張）三台

グライバン一台

明治二四年（一八九一）一二月業種変更

擣臼（四斗張）二四台

擣臼（二斗張）二台

明治三〇年（一八九七）七月頭書業種に変更

明治三四年（一九〇一）八月売買

買主 森川金次郎（在原郡大崎村下大崎一六〇番地）

売主 池田亥之助（本郷区真砂町二八番地）

明治四五年（一九一二）三月頭書人買受

大正四年（一九一五）九月廃業

275 小田切誠吉 水車〔北豊島郡〕

所有主住所

北豊島郡岩淵町岩淵本宿八七四番地

水車所在地

北豊島郡岩淵町岩淵本宿八七一番地

水車場 間口四間×奥行三間 木造板葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈五尺 幅二尺 木製

〔業種〕 精穀業

搗臼(二斗張) 八台

〔引用〕 岩淵町岩淵本宿悪水路

〔沿革〕 明治四三年(一九一〇)五月新設

大正四年(一九一五)二月廃業

落合子力 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡八王子町横山五七番地

276 一番水車

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字安戸九九番地

地目・面積 田 六畝五歩

水車場 間口六間×奥行三間 木造板葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈 幅二尺 木製

樋口横一尺五寸 長一間

馬力〇・〇一五

〔業種〕 紡績業

八丁一台

糸操台一六台

下夕卷一挺

〔引用〕 川口川安戸分水路(南多摩郡小宮村西中野字柳橋川)

〔沿革〕 明治四〇年(一九〇七)九月新設

口川ヨリ湧出シ同所字安戸田用水路ヨリ引用)

277 二番水車

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字安戸九七番地

地目 田

水車場 間口七間×奥行五間 木造杉皮葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈二尺 幅二尺 木製

樋口横三尺 長二間

水深四寸五分

分水路幅二尺

無堰

檢定馬力〇・一八八

〔業種〕 紡績業

八丁三台

糸操台三六台

下夕卷一挺

〔引用〕 川口川安戸分水路(南多摩郡小宮村西中野字安戸川)

口川ヨリ分水)

〔沿革〕 明治四二年(一九〇九)八月新設

278 三番水車

水車所在地 南多摩郡八王子町元字安字森下一五九七番地

地目・面積 宅地 五畝二步

〔規模〕 水輪径一丈二尺

樋口竪二尺 横四尺

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼一六台

〔引用〕 〔北田堀田用水路〕

〔沿革〕 明治二七年（一八九四）三月頭書人讓受

讓主 落合忠左衛門（南多摩郡八王子町横山五七番地）

明治二九年（一八九六）一二月廢業

279 落合仲次郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡浅川村上柵田一八六八番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上柵田字落合一八六八番地

水輪所在地 南多摩郡浅川村上柵田字落合一八五五番地

地目 宅地

〔規模〕 水輪径一丈四尺

樋口竪一尺五寸 横一尺五寸

水深三寸

無堰

檢定馬力〇・一三七五

〔業種〕 紡績業

普通和製器械一台

〔引用〕 浅川上柵田分水路

一 引用水路ハ直チニ浅川ニ流込ミ候溪流一

〔沿革〕 明治三六年（一九〇三）三月新設

〔参考〕

〔配置図〕 備考

一 水車場ハ下流タル千百五十五番

田川村甚五郎所有地ヲ幅一尺八寸長二間借受堀切架設ス。使用ノ水ハ聊カモ減殺スルコトナク水路ニ合流ス。其堀切ノ部分ハ朱点ノ通り。

二 水車場所ヨリ四条ノ鉄線朱線ノ位置ニ於テ長五十間余高丈余ノ中空ヲシテ高架セシメ、水車ノ回転ニ依リ四条ノ鉄線ハ交々僅々尺余ノ距離ヲ前進後退ス。而シテ此作用ニ依リ別ニ宅地内ニ設置シタル車輪ヲ回転セシメ、之レヨリ又五分余ノ鉄角ヲ室内ニ輪送シ、此鉄角ノ回転作用ニ依リ初メテ室内装置ノ紡績器械ヲ運転セシム

（明治三十五年九月十八日）

280 落合房太郎 水車 〔荏原郡〕

所有主住所 荏原郡上沼部村五一番地

水車所在地 荏原郡上沼部村字上耕地地先

〔規模〕 水輪径一丈

堰高五尺八寸五分

〔業種〕 精穀業（営業用）

擣臼九台

〔引用〕 六郷用水路

〔沿革〕 明治十一年（一八七八）一月新設

申請人 落合浅右衛門

明治十九年（一八八六）九月廃業

申請 頭書人落合房太郎

（参考一）

水車取除之儀ニ付上申書

荏原郡不入斗村外二十九箇町村六郷用水組合地主総代一同謹 而奉申上候。

同郡上沼部村五十一番地平民落合房太郎義、去明治十一年ヨリ同村字上耕地六郷用水路ニ設ケアル御鷹ノ坑吐尻ニ於テ水車建設之御許可ヲ得、爾来

營業罷在候。抑モ此水車ノ位置タルヤ僅ニ道敷ヲ隔ツル而已ニテ、当用水

ニ最モ関係アルヲ以テ創設ノ際用水ニ肝要ノ季節ヲ除キ御鷹ノ坑ヨリ当用

水ヲ引入レ水車建設致度旨組合村々 江依頼有之候得共、元来該所へ水車設

置候テハ水利ノ支障ヲ来スハ勿論、自然弊害百出組合ノ不為トナルハ眼前

ノ義ニ付協議不相整、終ニ破談ニ相成候。然ルニ其後同人ハ単ニ悪水ヲ使

用スルヲ口実トナシ、当組合へ一言ノ報知モ無之水車營業出願、御庁ニ於

テモ書面上当用水ニ更ニ関係ナキヲ以テ、支障有無ノ御調モ無之御許可相

成、工事着手ニ当リ初メテ御許可ニナリタルヲ承知驚入候次第ニ有之。就

テハ前陳仕候通該場所ハ単ニ悪水而已ヲ使用シテ水車運轉ヲ成シ得サルハ

一目瞭然ナルニモ不拘、盛ニ營業罷在候ハ如何ニモ怪疑之至ニテ一同不

審ヲ懐キ居、加フルニ水車設置以後右坑樋下ノ方洩水或ハ崩所等出来、

年々小破修繕ヲ加へ来リ、殊ニ本年ハ大破ヲ生シ候ニ付三月中堀割土金修

繕致候処、豈凶ンヤ道敷ヲ堀割埋樋ヲ伏込容易ニ相知レサル様ニナシ当用

水ヲ水車へ引入レアルヲ発見セリ。夫レ我カ用水組合ハ田反別一千町歩余

ニシテ水源迄五里余ノ長程ナルニヨリ、少シク旱魃ニ及へハ普ク水配不行

届、動モスレハ水論ヲ生シ実ニ一滴ノ水モ千金ノ思ヒヲナシ、昼夜之別ナ

ク奔走シテ灌漑ニ従事ス。如斯貴重ノ水ヲ其上流ニアッテ妨害ヲナスノミ

ナラス、各町村協議費ノ負担ヲ高ムル水車ヲ依然差置候テハ大ヒニ組合ノ

治否ニ相関シ、真ニ困難憂苦之至ニ不堪、且ツ到底当用水ヲ隠用セサレハ

運轉ヲナシ得サル水車ニ有之候間、御詮議之上速ニ取除キ、組合平穩ニ相

治候様御処分被成下度、左モ無之候ハ、将来如何ナル不都合ヲ醸シ候哉モ

難斗候ニ付此段運署ヲ以奉請願候也。

荏原郡六郷用水組合

明治十九年六月六日

新井宿村地主総代 平林彦四郎 ㊦
（外二九名略）

東京府知事 高崎五六殿

（参考二）

（明治十九年八月十一日）

水車取除之儀ニ付上申書下戻之件

荏原郡長

第二部長

荏原郡長宛

荏原郡上沼部村落合房太郎所有水車之儀ニ付客月二十一日付ヲ御

上申相成候書面、一先下戻之儀御申出ニ依リ即チ及御返戻候也。

(理由) 右ハ荏原郡上沼部村内六郷用水路ニ於テ水車許可相成居候
 一処、右ハ組合各村ノ利害ニ関シ不都合ノ儀有之趣ヲ以水車営業停
 止之儀上申ニ依リ、実地検査ノ上処分方取調中之処、尚取調ノ廉
 有之書面下ケ戻方上申有之、右返戻按相候儀。

281 落合元一 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡浅川村上柵田一九七四番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上柵田字落合一八五〇番地

地目 宅地

[規模] 水輪径一丈一尺

樋口 縦五寸五分 横二尺五寸

[業種] 精穀業 製粉業

搗臼 (三斗張未滿) 四台

挽臼 (一尺二寸五分)

[引用] [浅川上柵田分水路]

[沿革] 明治三五年 (一九〇二) 九月頭書人相続

被相続人 落合新左衛門 (父)

282 乙津次郎左衛門 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡小宮村乙津一四三二番地

水車所在地 西多摩郡小宮村乙津字日向一四六〇番地

地目・面積 山林 三畝二九步

[規模] 水輪径九尺 上射

掛樋 縦三寸 横四寸

平常水深一寸

無堰 流込

検定馬力〇・二八

[業種] 精麦業 (家用) 生糸揚返業

搗臼 (三斗張未滿) 二台

生糸揚返棒 一台

[引用] 大沢川―秋川ニ落込込養沢川支流―

[沿革] 明治三四年 (一九〇一) 五月新設

283 乙津万兵衛 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡恩方村下恩方三二九九番地

水車所在地 南多摩郡恩方村下恩方字沢口三〇三八番地

地目 山林

[規模] 水輪径六尺 幅一尺 木製

水路深一寸五分 幅三尺〃五尺 長一八間

検定馬力〇・五六五三

[業種] 紡績業

太鼓輪 (径一尺八寸) 二台

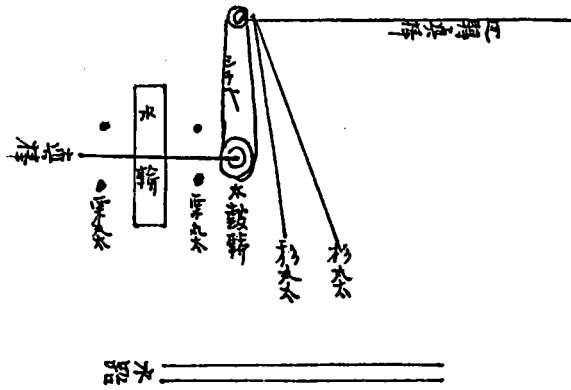
太鼓輪 (径一尺二寸) 二台

〔引用〕 浅川

〔沿革〕 明治四一年 (一九〇八) 九月新設

(参考)

〔水車配置圖と仕様〕



右仕様ハ水車真棒ニ蜘蛛ヲ二列ニ仕付ケ、周囲ハ輪板ヲ以テ堅メ水受トシテ枳成ニ組立水輪トス。該水輪両側ニ栗丸太二本ツ、ヲ立テ笠木ヲ引、其上ニ真棒ヲ載セ其傍ニ杉丸太二本ヲ立テ、其上ニ回転真棒ヲ載セ、該真棒及水輪真棒端ニ太鼓輪ヲ仕付ケ、繩ノシラベヲ掛ケ、樋ノ水力ニテ回転使用スルモノトス。

284乙幡二三藏 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡拜島村一八八二番地

水車所在地 北多摩郡拜島村字多摩辺一八八二番地

地目・面積 郡村宅地 一反三畝一三歩

〔規模〕 水輪径六尺 木製

坎樋竖一尺 横二尺 長三間

水深六寸

検定馬力〇・一六一

〔業種〕 撚糸業

木村挽八挺器械二台

〔引用〕 玉川上水拜島分水路

〔沿革〕 明治四二年 (一九〇九) 九月頭書水車所在に移転、

頭書水輪径に変更

水車所在地 北多摩郡拜島村字多摩辺一八

(前) 八二番地

水輪径七尺

(参考)

従前免許ヲ得タル水車移転及ヒ変更願

一 水車及ヒ其付属物設置ノ位置及ヒ地目

北多摩郡拜島村字多摩辺千八百八十二番民有地第一種

郡村宅地反別一段三畝十三歩

二 水車ノ種類

木製

三 車輪ノ数及ヒ尺度若クハ力量

車輪一個 円径七尺ヲ六尺ト変更ス、力量不明

四 使用ノ目的 撚糸製造用

使用器械ノ種類、数及ヒ力量

木村挽八挺器械二台、力量不明

五 水路堰樋等ノ構造ヲ示ス図面及ヒ設計書

別紙添付仕候

六 水路関係者接続地主ノ承諾書

別紙添付仕候

七 起工竣工ノ予定期限

御許可書到達ノ日ヨリ三日間ニ起工、起工ノ日ヨリ一ヶ月

間ニ竣工

右ハ従前免許ヲ得タル水車ニ有之候処、今般本村内ヲ通スル埼玉往還道路ノ中央ニ沿ッテ流ル、拜島分水路ノ儀ハ、南北民家ノ両側ヘ分派シ流下セシムルコトニ相成、已ニ工事ハ着手ニ付水路ニ随ヒ居宅前ヘ移転、且前書之通り変更仕度、別紙図面及ヒ設計書并ニ水路関係者接続地主ノ承諾書相添ヘ此段奉願上候也。

明治四十二年九月四日

東京府北多摩郡拜島村千八百八十二番地

願人 乙幡二三藏[㊦]

(外二名略)

東京府知事 阿部浩殿

285 乙訓九左衛門 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡小宮村乙津六一八番地

水車所在地 西多摩郡小宮村乙津字上長嶽五九八番地

地目・面積 山林 二畝一八歩

[規模] 水輪四ツ柄杓

無堰 流込

[業種] 精麦業(自家用)

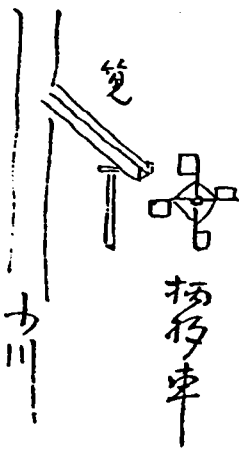
搗臼(三斗張未満)一台

[引用] 大沢川一乙津川へ落込ム小川、笕之儀ハ丸キ木ニ水路ヲ彫之レヨリ車柄杓ノ中へ水ノ落込ムナリ

[沿革] 明治三四年(一九〇二)一月新設

(参考)

[四ツ柄杓図]



286 乙訓徳左衛門 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡小宮村乙津一三六六番地

水車所在地 西多摩郡小宮村乙津字上長嶽五九二番地

地目・面積 山林 六畝一四步

〔規模〕 水輪四ツ柄杓

無堰 流込

〔業種〕 精麦業 (自家用)

搗臼 (三斗張未満) 一台

〔引用〕 大沢川一乙津川へ落込ム小川、寛之儀ハ丸キ木ニ水路ヲ彫リ之レヨリ車柄杓ノ中へ水ノ落込ムナリ

〔沿革〕 明治三四年 (一九〇二) 一月新設

明治三五年 (一九〇二) 二月廢業

〔引用〕

搗臼 (三斗張未満) 二台
大沢川一山間ヨリ湧出スル小溪流、乙津川へ落込ム、寛之儀ハ丸キ木ニ水路ヲ彫リ之レヨリ車輪ノ上へ水ノ落込ムナリ

〔沿革〕

明治三四年 (一九〇二) 一月新設

小野藤吉 水車 (南多摩郡)

所有主住所 南多摩郡八王子町元横山二四番地

288 一番水車

水車所在地 南多摩郡八王子町元横山字滝ノ鼻二四番地

地目・面積 宅地 八畝一一步

〔規模〕 水輪径一丈二尺

樋口径二尺六寸 横八尺

平常水深三寸五分

〔業種〕 精米業 (営業用)

搗臼二〇台

〔沿革〕 明治二七年 (一八九四) 二月頭書業種に変更

(前) 搗臼二九台

明治二七年 (一八九四) 二月売買

買主 守谷富藏 (南多摩郡八王子町横山六〇番地)

287 乙訓徳次郎 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡小宮村乙津一三五三番地

水車所在地 西多摩郡小宮村乙津字上長嶽五九六番地八号

地目・面積 郡村宅地 三歩

〔規模〕 水輪径八尺 上射

算堅三寸 横四寸

平常水深一寸

無堰 流込

〔業種〕 精麦業 (自家用)

289 二番水車

売主 小川久吉(南多摩郡八王子町元横山二四番地)
明治四〇年(一九〇七) 八月頭書人買受

水車所在地 南多摩郡八王子町元字河原洲一九一〇番地
地目 市街宅地

〔規模〕 水輪径一丈 幅一尺八寸 木製

樋口 縦五寸 横二尺五寸 長三間 勾配六尺二寸

〔業種〕 紡績業

八丁四台

糸操台二〇台

下夕卷一挺

〔引用〕 河原洲用水路

―但毎年五月六日ヨリ九月二十日迄田地耕作中田用

水使用セサル事―

〔沿革〕 明治四〇年(一九〇七) 四月新設

290 小野沢吉太郎外六名共有 水車 (南多摩郡)

惣代人住所 南多摩郡浅川村上柵田一三三番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上柵田一四五八番地先

〔業種〕 精穀業

搗臼(三斗張未滿)二台

〔引用〕 初治川

〔沿革〕 明治三八年(一九〇五) 五月(新設) 許可
大正五年(一九一六) 三月廃業

291 小原源太郎 水車 (荏原郡)

所有主住所 荏原郡池上村久ヶ原三三三番地

水車所在地 荏原郡池上村久ヶ原三二〇番地

水車場 間口六間五分×奥行六間五分

〔規模〕 水輪径一丈二尺

堰高三尺

〔業種〕 精穀業(営業用)

搗臼(四斗張) 一台

搗臼(二斗張) 四台

搗臼(一斗張) 六台

〔引用〕 深沢川悪水路

〔沿革〕 明治一四年(一八八一) 五月継年期

明治二年(一八八八) 二月業種変更

搗臼(四斗張) 三台

搗臼(二斗張) 二台

搗臼(一斗張) 六台

(前) 搗臼(一斗張) 一〇台

明治二九年(一八九六) 一月再設

(休業年月不明)

292 恩方製糸合資会社 水車 [南多摩郡]

社長大野千代蔵住所 南多摩郡恩方村下恩方一五三四番地

水車所在地 南多摩郡恩方村下恩方字松竹三三六三番地

地 目 田

水車場 縦一間三尺×横二間

[規模] 水輪径一丈一尺

水路長五〇間(内三〇間土管、二〇間堀割)

積籠堰高三尺 幅六尺 長五間

檢定馬力〇・二五

[業種] 製糸業

[引用] 浅川

[沿革] 明治三十三年(一九〇〇)五月新設

明治三十八年(一九〇五)九月廃業

(参考)

復命書

南多摩郡恩方村恩方製糸合資会社々長大野千代蔵出願水車設置ノ箇所実視候処、其箇所ハ浅川右岸ノ畑地ニテ、水路引入口ハ約五十間ノ上流ニシテ、河岸ヲ掘鑿シ径一尺ノ土管ヲ埋込ミ、尚浅川敷ヘ長五間幅一間高三尺ノ積籠堰ヲ為シ、流路ヲ遮断シ土管ヘ注入スルノ設計ナリ。然ルニ引入口ノ左右ハ畑地漸々欠壞シ、府費ヲ以テ石張

護岸工事及ヒ蛇籠ノ水制等施行シアリテ水行ヲ變換セシムル方針ノ箇所ヘ、既設工事ニ反スル堰ヲ設ルトキハ治水上大ニ妨害ノ虞アルアリ。依テ該所ヨリ約四十間余ノ上流ニ至リ引入口ヲ設ルトキハ魚堰ニテ流入スルニ依リ設計ノ變更ヲ指示セルニ、別紙之通り設計變更書提出候ニ付テハ、引入口ノ左右ニ堅牢ナル石張工事ヲ施シ土管ヲ埋込ムニ依リ、治水上別ニ支障無之相認メ候。

明治三十三年五月二十九日

属 高野鉄三郎^④

東京府知事男爵 千家尊福殿

か

293 海藤富蔵 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡青梅町西分六一番地

水車所在地 西多摩郡青梅町青梅字新宿七七番地

〔規模〕 水輪径一丈

〔業種〕 精穀業

搗臼二台

〔引用〕 青梅町新宿溝堀水路

〔沿革〕 明治二七年（一八九四）七月廃業

294 釜田代次郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡大久野村五九二番地

水車所在地 西多摩郡大久野村字水口五九二番地

地目・面積 原野（芝地） 四歩

〔規模〕 水輪径七尺 幅一尺五寸 四ツ柄杓 中射

樋口竪七寸 横四寸 長三間

295 影山佐平次外二名共有 水車 〔西多摩郡〕

惣代人住所 西多摩郡西秋留村引田六〇七番地

水車所在地 西多摩郡西秋留村引田字静ノ郷七四七番地口号

〔規模〕 水輪径一丈

〔業種〕 精穀業

搗臼四台

〔沿革〕 明治三四年（一九〇一）五月頭書人譲受

讓主 中西仲太郎（西多摩郡西秋留村引田七五二番地）

296 梶野愛祐 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡小金井村梶野新田三五七番地

水車所在地 北多摩郡小金井村梶野新田字堀端三五七番地

地目・面積 郡村宅地 四反三畝二九歩

〔規模〕 水輪径二丈

樋口竪一尺 横三尺五寸

堰（木板土砂）高四尺

〔業種〕 精穀業（自家用）

搗臼（三斗張未満）一台

〔引用〕 吉野入（大久野村字水口吉野入卜称スル沢ヨリ流出スル沢水）

〔沿革〕 明治三四年（一九〇一）十一月新設

(参考)

記

〔業種〕

検定馬力七・二二六

精穀業(営業用) 伸銅業

擣臼(三斗張以上) 一台

擣臼(三斗張未満) 六台

針金ロール二台(ハラムテ高三尺 太サ八寸)

〔引用〕

玉川上水砂川村外七ヶ村普通水利組合用水路

〔沿革〕

明治三十一年(一八九八) 一〇月相統

相統人 梶野威三郎(北多摩郡小金井村梶野新田

三五七番地)

被相続人 梶野藤五郎(父)

明治三十九年(一九〇六) 八月業種変更

擣臼(三斗張以上) 一台

擣臼(三斗張未満) 二六台

挽臼(一尺五寸未満) 一台

擣臼(三斗張以上) 一台

(前)

擣臼(三斗張未満) 一一台

挽臼(一尺五寸以上) 四台

挽臼(一尺五寸未満) 一台

明治四二年(一九〇九) 一月頭書人相統

被相続人 梶野威三郎(父)

明治四三年(一九一〇) 三月頭書業種に変更

砂川村外七ヶ村用水元堀所在小金井村梶野新田ニ於テ拙者所有ニ係ル水車ハ、今回銅線製造用ニ供スル為メ其構造ヲ変更スルニ因リ、流末関係村々使用者ニ対シ左ノ条件ヲ付シ誠衷ニ相守ルベキコトヲ誓約仕候。

一 水輪ハ従前ノ通り、動力其他水ノ増減ニ関スル点ハ総テ有形ヲ変更セザルコト。

一 銅線製造ニ因リ生スル汚水塵埃等ハ流域ヨリ凡ソ十間ヲ隔テ右条件ニ違背候節ハ何時使用御差止相成候トモ不苦候。依テ一札差入候也。

北多摩郡小金井村梶野新田三百五十七番地

明治四十一年十二月十四日

武蔵野村長 秋元喜七殿

(外二名略)

梶野愛祐

297 梶平重郎 水車 (北多摩郡)

所有主住所 北多摩郡小金井村小金井一五八七番地

水車所在地 北多摩郡小金井村小金井字西ノ台一五八七番地

地目・面積 郡村宅地 二反六步

〔規模〕 水輪径二丈二尺

〔業種〕 精穀業 製粉業(営業用)

擣臼(三斗張以上) 二台

擣臼(三斗張未満) 八台

挽臼(一尺五寸以上) 二台

〔引用〕 〔玉川上水小金井分水路〕

〔沿革〕 明治三五年（一九〇二）四月頭書人相続

被相続人 梶平三郎（北多摩郡小金井村小金井一

五八七番地）

明治三六年（一九〇三）一月頭書業種に変更

搦臼（三斗張以上）二台

（前）搦臼（三斗張未満）一一台

挽臼（二尺五寸以上）二台

298 加島長次郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡恩方村下恩方二一九二番地

水車所在地 南多摩郡恩方村下恩方字松竹二二三二番地

地目 芝地

水車場 間口二間×奥行一間三尺 木造草葺建

〔規模〕 水輪径七尺 木製

樋口横一尺八寸 長二間 勾配六尺二寸五分

〔業種〕 精穀業

搦臼（一斗張）二台

〔引用〕 浅川

〔沿革〕 明治二七年（一八九四）一月頭書人譲受

譲主 加島イチ（南多摩郡恩方村下恩方二一九二番地）

明治四四年（一九一）一月頭書水車所在地に移転

（前） 水車所在地 南多摩郡恩方村下恩方字松竹二二七四番地

299 鹿島テイ 水車 〔北豊島郡〕

所有主住所 北豊島郡滝野川村滝野川九六番地

水車所在地 北豊島郡滝野川村滝野川九六番地

面積 一三四七坪四合

水車場 縦二〇間五尺×横五間三尺

〔規模〕 水輪径二丈五寸 英国製鉄造水車

箱樋横四尺 長二三間

馬力一五・〇

〔業種〕 木綿綴糸製造業

綴糸器械一二台

〔引用〕 玉川上水千川用水路

〔沿革〕 明治三年（一八七〇）二月新設

明治七年（一八七四）五月払下

明治八年（一八七五）一〇月東京府免許状取得

明治三〇年（一八九七）四月継年期

（参考一）

「水路御免許願」

第九大区三小区

武州豊島郡滝野川村百三十九番地寓居

以書付奉願上候

鹿島万平

一 第九大区三小区武州豊島郡滝野川村百三十九番地寓居鹿島万平奉申上候。去ル明治三午年二月中民部御省中通商御司ヨリ通商会社^エ人民為開知之、英國製水車仕掛木綿糸糸器械設立之儀奉蒙御誘導候二付、則旧幕府反射爐御製造場跡^エ取建之儀通商会社中ニテ私共別廉ニ結社致其段奉願上候処速ニ御免許相成、右場所は旧兵部御省御管轄地之所、右之内水路之弁利相撰凡千三百四十七坪四合余之御地所、并御建物共通商御司^エ御受地ニ相成、其儘私共^エ拝借被仰付其段御請書奉差上候。右器械所建築仕候内通商御司御廢止相成、随^而通商会社モ御当府^エ管轄替被仰付東京商社ト改唱仕、右器械所モ同様御当府御管轄ト相成、其後社中ニモ盛衰有之出金差支候場合ヨリ無余儀爾談之上、私一手ニ引受漸此節ニ至成功相成申候。然ル処旧反射爐掛字千川用水之内六十六坪八合ヲ目的ニ建築仕候得共、御一新之際未タ夫々御法則モ御取調中故水路等之別段御免許之御書トケ毛無之、往々混雜ヲ生シ候而は甚以難渋仕候間、今般更ニ旧反射爐掛リ流末之水路ヲ以器械運轉營業之儀御免許被成下候様仕度、付而は水賦金之儀は御規則通上納可仕候間、何卒格別之御憐愍ヲ以願之通御聞濟被成下置度、別紙始末書相添此段奉願上候。以上。

右

明治八年九月十五日

前書之通願出候ニ付奥印仕候也。

右戸長

鹿島万平[㊦]

東京府知事 大久保一翁殿

(参考二)

「水路御免許願ニ付始末書」

以書付奉申上候

一 第九大区三小区武州豊島郡滝野川村百三十九番地寓居鹿島万平奉申上候。私共所持認糸器械水車創立之始未左ニ奉申上候。

一 去ル明治三午年中内国人民器械之弁利為開知、外国器械之内細密之品取建可申旨其御筋ヨリ通商会社^エ蒙御誘導、会社中私共別廉ニ社中ヲ募集致木綿糸操水車機械一揃英國^エ注文致買入、右取立場所之儀モ厚ク御世話被成下置、其頃当地所ハ旧反射爐御建築場ニ而、兵部御省御管轄地之処、右之内水流御撰ニ而凡千三百四十七坪余之場所御同省ヨリ民部御省通商御司^エ御請取ニ相成、其儘同年二月中私共^エ拝借被仰付、則左之御請書奉差上候。

差上申御請書之事

武州滝野川村御製造場之内
一 凡千三百四十七坪四合余
但別紙繪
此内 三間 十間 御建小家
四間 十間 三箇所

四間 九間

(付箋)

御建小家三箇所は兵部御省
中造兵御司ヨリ入札払ニ相成候

今井岩五郎[㊦]

右地所并建家共当分商社中ヨリ拝借之儀奉願上候処御聞濟御預ケ被成下置候上は、木綿糸器械相仕掛ケ窮民為授産製造仕度、尤大行ニ相成候ハ々尚又追々御差図次第ニ仕候得共、初発之事故願之通被成下候様此段奉願上候。以上。

明治三十年二月二十三日
商社惣代 増田嘉兵衛
中村庄兵衛
宮田忠藏

通商司御役所

前書之通り御請書奉差上候迄ニ而別段書下等モ無御座拝借罷在、追々普請ニ取掛罷在候内、旧反射爐大器械大坂表^エ御回シニ相成候ニ付、在来運漕之為メ新堀割川筋土砂崩込相埋リ船路相塞リ候ニ付、兵部御省ヨリ民部御省^エ御掛合之云々モ有之、仍而同年八月十五日私共ヨリ金三百円川浚御用途中^エ奉上納候ニ付、御請取書所持仕候。

一 明治末年玉川上水筋通船御差許相成候以来川床相下リ候ニ付、旧来之千川堀用水口御廃止相成、小川口用水末千川堀^エ合流相成候ニ付、流末之村々^エは一滴モ流水無之当惑仕候間、上保谷新田水車人平井伊左衛門并其頃千川堀差配人下練馬村千川善蔵外一人申合、旧千川樋口ヨリ三町余モ水上ヨリ胎内堀ニ而直分水奉願上、格別之訳ヲ以御許容相成候ニ付、右諸入費半高私共ヨリ出銀致呉候様千川善蔵ヨリ申込候ニ付、則出金仕方今之水流ニ相成申候。

一 其後民部御省通商御司ハ大蔵御省中ニ相成、尚又通商御司御廢

止相成候ニ付通商会社は御当府之御管轄ニ相成、随而滝野川村器械所之儀モ通商御司御官員御当府常務局御官員方御立会之上御請渡相成、引統地所在来之通拝借罷在候処、社中人員追々盛衰有之、器械所入費出金差支候場合ヨリ無余儀尔談之上私万平ニ引請、御地所之儀は去ル明治七戌年五月中御松下之儀奉願上候処御聞濟相成、当時私所有地ニ相成申候。
右之手続ニ而御願濟相成候儀ニ付別段書下ケ等ハ勿論、御免状等更ニ無御座候。尤前書手続書等は巨細常務御局^エ先年奉書上候儀ニ御座候。右始末奉申上候。以上。

右

明治八年九月五日

鹿島万平[㊦]

東京府宮繕課御中

300 櫻村正五 水車 [荏原郡]

所有主住所 神田区小川町三〇番地

水車所在地 荏原郡大崎村居木橋二三九番地

水車場 間口六間×奥行六間三尺 木造萱葺平屋建

[規模] 水輪径一丈七尺

[業種] 精米業(営業用)

搦臼(三斗張以上) 一八台

搦臼(三斗張未満) 三台

[引用] 品川用水居木橋分水路

〔沿革〕

明治一八年（一八八五）一二月継年期

明治二〇年（一八八七）六月売買

買主 北代正臣（京橋区築地小田原町四丁目二番地）

売主 松原和助（荏原郡居木橋村一五〇番地）

明治二八年（一八九五）六月売渡

買主 松原彦太郎（荏原郡大崎村居木橋二三番地）

明治二八年（一八九五）七月譲渡

譲受人 斉藤亀吉（荏原郡平塚村戸越九八一番地）

明治二九年（一八九六）六月再設

搦臼（四斗張）一二台

搦臼（二斗張）三台

〔前〕搦臼（四斗張）九台

搦臼（二斗張）六台

明治三二年（一八九八）五月売渡

買主 櫻村清徳（神田区小川町三〇番地）

明治三二年（一八九九）六月頭書水輪徑に変更、業種変更

〔前〕水輪徑一丈二尺

搦臼（三升張）二二台（業種類歯磨洗粉用）

搦臼（二斗張）四台（精麦用）

明治三六年（一九〇三）四月頭書人相続、頭書業種に変更

301 梶山惣三郎 水車 〔荏原郡〕

所有主住所 荏原郡世田ヶ谷村二二九四番地

水車所在地 （荏原郡世田ヶ谷村二二九四番地）

〔業種〕 精穀業

搦臼六台

〔沿革〕 明治一四年（一八八二）一二月継年期

明治一九年（一八八六）九月廃業

302 粕谷勘蔵 水車 〔荏原郡〕

所有主住所 荏原郡玉川村野良田三〇九番地

水車所在地 荏原郡玉川村野良田字谷沢台八一〇番地

〔規模〕 水輪徑一丈五尺

分水口幅三尺

堰高六尺

〔業種〕 精穀業（営業用）

搦臼（二斗張）一〇台

野良田村谷際湧水路

〔沿革〕 明治一七年（一八八四）一月継年期

明治三〇年（一八九七）五月頭書水輪徑、頭書業種

に変更

〔前〕水輪徑九尺

搦臼（二斗張）八台

303 粕谷良助 水車 [豊多摩郡]

所有主住所 豊多摩郡中野町中野三六二番地
水車所在地 豊多摩郡中野町中野三三二番地

[規模] 水輪径一丈三尺

[業種] 精穀業(営業用)

搗臼(四斗張)二台

搗臼(二斗張)六台

[引用] 井草川↓豊多摩郡井萩村大字上井草善福寺池下流、

神田上水助水路、田方耕作仕付中休業↑

[沿革] 明治二〇年(一八八七)七月新設

明治二三年(一八九〇)一二月頭書業種に変更

(前)搗臼(二斗張)五台

(参考)

水車新設願

東多摩郡中野村三千六百二十三番地

粕谷良助

一 水車 一ヶ所

水輪直経一丈三尺

杵五本

春五個

但二斗張

但位置 中野村三千五百二十四番地

右は東多摩郡上井草村善福寺池下流成宗村分水、同郡馬橋村高田寺村ヲ経
テ中野村支流田方用水路ニ、近傍村民夫食搗立弁理之タメ水車一ヶ所建設

仕度、水上及流末村々へ協議仕別紙之通約定取結(田方耕作仕付中休業)
熟議相整、村内地主一同故障無之候間、実地御検査之上何卒右営業御差許
被成下度、図面相添村々地主総代連署ヲ以此段奉願候也。

東多摩郡中野村千六百二十三番地

明治二十年六月十一日 水車設立願人 粕谷良助①

(外二一名略)

東京府知事男爵 高崎五六殿

304 倉合名会社 水車 [南多摩郡]

代表社員片倉兼太郎住所 長野県諏訪郡川岸村五二番地

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字西前田三七・三八番地

水輪所在地 南多摩郡小宮村西中野字西前田三七・二八・三七四四

・三七四七・三七四九番地

水車場 間口三間×奥行一三間 間口四間三尺×奥行二五間

木造板葺平屋建

[規模] 水輪径一丈五尺 幅三尺 木製

樋口横三尺 長一尺五寸

[業種] 製糸業

器械製糸百人線

[引用] 小宮村前田田用水路↓南多摩郡川口村檜原鹿島神社

境内ヨリ湧出スル↑

[沿革] 大正五年(一九一六)四月新設

片倉俊太郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡小宮村西中野三六一七番地

305 一番水車

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字上屋敷通二二四〇・二二四

一番地

[規模] 水輪径一丈一尺

[業種] 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼九台

挽臼一台

[沿革] 明治三十六年(一九〇三)九月頭書人買受

売主 井出茂平次(南多摩郡川口村檜原九二九番地)

水車場 竪五間×横三間三尺 高一間四尺 木造コケラ葺平

屋建

[規模] 水輪径一丈八尺

掛樋竪一尺 横二尺 長二〇間

検定馬力〇・八六五九

[業種] 精穀業(営業用) 組糸業

搗臼(三斗張以上) 六台

搗臼(三斗張未満) 六台

組糸器械

[引用] 玉川上水三田用水今里分水路

[沿革] 明治三二年(一八九九)八月業種変更

搗臼(四斗張) 六台

搗臼(二斗張) 六台

組糸器械(夜間のみ運転)

硝子磨機械(昼間のみ運転)

搗臼(四斗張) 六台

[前] 搗臼(二斗張) 六台

製糸用器械(夜間のみ運転)

明治三七年(一九〇四)一〇月頭書人買受、頭書業種に変更

売主 高橋林之助(荏原郡大崎村下大崎五六番地)

306 二番水車

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野三七二八・三七二九・三七三

八・三七三九・三七四〇・三七四一番地

[沿革] 明治三七年(一九〇四)一月(新設)許可

大正五年(一九一六)五月廃業

307 片野銀蔵 水車 [荏原郡]

所有主住所 神奈川県横浜市弁天通二丁目三六番地

水車所在地 荏原郡大崎村下大崎一七一番地

308 加藤龜藏 水車 [豊多摩郡]

所有主住所 豊多摩郡渋谷町下渋谷一〇三二番地

水車所在地 豊多摩郡渋谷町下渋谷字四反町一〇三二番地

地目 畑

水車場 竪七間×横三間

[規模] 水輪径一丈八尺

無堰

[業種] 精米業(営業用)

搗臼(三斗張以上) 九台

搗臼(三斗張未滿) 三台

[引用] 玉川上水三田用水猿樂分水路

[沿革] 明治三二年(一八九九) 五月新設

明治三六年(一九〇三) 九月頭書人讓受

讓主 鈴木喜八(豊多摩郡渋谷村渋谷広尾町一番地)

大正六年(一九一七) 六月廢業

(参考)

三田用水内堀使用廢止届

豊多摩郡渋谷町大字下渋谷千三十二番地先

一 水車 一ヶ所

右ハ今般動力變更致シ候ニ付三田用水内堀水ノ使用ヲ廢止仕候間、此段届出候也。

大正六年六月八日

東京府豊多摩郡渋谷町大字下渋谷千三十二番地

加藤龜藏

東京府知事法学博士 井上友一殿

309 加藤 清 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡浅川村上長房七四番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上長房二三番地

[規模] 水輪径八尺 幅一尺五寸 木製

樋口横二尺 長二間

[業種] 紡織業

[引用] 小仏川小名路分水路

一 径八分ノ長二間ノ丸鉄線ヲ使用シテ車輪ノ回轉ス

ルト共ニ室内装置ノ紡織諸器械ヲ運轉セシム

[沿革] 大正六年(一九一七) 八月新設

310 加藤軍次郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡古里村棚沢一〇三番地

水車所在地 西多摩郡古里村棚沢字大橋四〇三番地

[規模] 水輪径一丈 中射

樋口竪一寸 横八寸

[業種] 精穀業(営業用)

〔沿革〕 明治三十七年（一九〇四）三月廃業

搦臼（三斗張未滿）四台

搦臼（三斗張以上）一二台

（前）搦臼（三斗張以上）一四台
明治三十四年（一九〇一）一二月売渡

買主 鎌田辰五郎（四谷区四谷塩町二丁目二番

311加藤幸三郎 水車 〔豊多摩郡〕

所有主住所 日本橋区橘町三丁目一四番地

明治三十八年（一九〇五）四月業種変更

水車所在地 豊多摩郡渋谷町中渋谷字長谷戸四一九番地

申請人 黒野新助（豊多摩郡渋谷村中渋谷四一九番地）

〔規模〕 水輪径一丈二尺

〔業種〕 精穀業（営業用）

製紐器械二〇台

搦臼（三斗張）一二台

（前）搦臼（三斗張以上）一二台

〔引用〕 玉川上水三田用水鉢山分水路―南豊島郡渋谷村中渋谷旧一二ヶ村組合用水―

大正五年（一九一六）一〇月廃業

申請 頭書人加藤幸三郎

〔沿革〕 明治三十二年（一八八九）四月新設

明治三十四年（一八九一）四月売買

（参考一）

水車新築願

買主 古橋徳三郎（赤坂区青山北町一丁目三番地）

南豊島郡中渋谷村三百六十一番地

売主 鈴木喜代次郎（南豊島郡渋谷村中渋谷三六一番地）外六名

水車願人 鈴木喜代次郎

搦臼（三斗張以上）九台

一 水車 一ヶ所

外六名

搦臼（三斗張未滿）二台

水輪直径一丈

明治二八年（一八九五）五月業種変更

杵数十一本

申請人 鈴木常吉（四谷区四谷塩町三丁目三七番地）

内

九本 三斗張以上

二本 三斗張未満

但水車税御規則之通上納可仕候

右奉願候。三田用水路中渋谷村字鉢山分水口流末字長谷戸出願人共有地へ新規水車設立致度、御許可ノ上ハ当村公立渋谷小学校ノ一助トモ仕、該学校ハ資金等之ク從來憂苦罷在候処、漸ク尽力ノ上今般出願人共ニ於テ共同協力シテ建設致、水車場収入金ヲ以テ来二十三年度ヨリ渋谷小学校費補助トシテ年々金五十円ツ、寄付可致。左スレハ学校モ自然盛ニ趣キ、傍ラ上中渋谷村ノ負担額モ自ラ減少可致、且他ニ故障等無之候間、願之通御許可被成下度、依テ餽絵図面相添連署ヲ以テ此段奉願候也。

南豊島郡中渋谷村三百六十一番地

明治二十二年四月二日

水車願人 鈴木喜代次郎[㊦]

(外九人略)

東京府知事男爵 高崎五六殿

(参考二)

契約書

鈴木常吉ハ南豊島郡渋谷村大字中渋谷四百十九番地ニ於テ水車営業ヲ為スニ付、三田用水普通水利ノ組合トノ間ニ左ノ条件ヲ結約ス。

第一条 水車営業年限其他等ハ総テ東京府庁ノ許可ニ従フヘシ。

但満期ニ至リ仍ホ営業ノ継続願(每五ヶ年)ヲ為サントスル時ハ、組合管理者ノ承認ヲ經テ府庁へ出願スヘシ。

第二条 水車へ用水ヲ導引スル為メ水路へ設クル水堰ハ水底ヨリ府

庁指令ノ尺ヲ限リトシ、毫モ其堰ヲ高ムルコトヲ得ス。其構造ハ組合管理者之指導ヲ受ケ改造スヘシ。且将来水堰ヲ修繕改築スルトキ亦同シ。

但将来水堰ノ定尺ヲ変更セントスルトキハ組合管理者ノ承認ヲ受クヘシ。

第三条 非常ノ早魃等ニテ用地ノ灌溉用水ニ不足ヲ生シタル時ハ組合管理者ノ通知ニ依リ休業スヘシ。

第四条 水車持主タル拙者ノ代換又ハ譲渡等ヲ為ストキハ其相続人若クハ譲受人等ニテ此契約ノ名義ヲ書換セシメ、之ヲ組合管理者へ差出スヘシ。

第五条 水車営業中一ヶ年度個数一個ニ付金三十八錢ノ割合ヲ以テ、毎年四月五日限り組合へ対シ出金スヘシ。其個数算出ノ方法ハ杵三斗張以上ヲ一本ヲ一個トシ、其以下ヲ二個五分トシ、一馬力ヲ二個トス。

第六条 若シ拙者ニ於テ前条ノ出金怠リタル時ハ保証人ニ於テ直ニ之ヲ代償スヘシ。

右契約ノ条件相違無之候。仍ヲ保証人連署差出置契約証如件。

右

明治二十七年六月十六日

東京市四ツ谷区塩町三丁目三十七番地

鈴木常吉[㊦]

南豊島郡渋谷村大字渋谷宮益町四十四

番地

小林金蔵[㊦]

三田用水普通水利組合管理者
荏原郡長 林交周殿

312 加藤正作 水車 (南多摩郡)

所有主住所 南多摩郡鶴川村大蔵一五八一番地
水車所在地 南多摩郡鶴川村大蔵字住吉三二七〇番地
〔沿革〕 文政五年(一八二二)十一月(新設)許可

明治三十八年(一九〇五)二月頭書人相続
被相続人 加藤要左衛門(南多摩郡鶴川村大蔵一五八一番地)

〔引用〕 玉川上水三田用水駒場分水路
〔沿革〕 明治一七年(一八八四)七月継年期
明治一九年(一八八六)二月業種変更

搗臼(四斗張) 六台
搗臼(二斗張) 六台
挽臼(二尺三寸) 一台

搗臼(四斗張) 二台
〔前〕 挽臼(二斗張) 六台
挽臼(二尺三寸) 一台

明治二一年(一八八八)二月業種変更

搗臼(四斗張) 九台
搗臼(二斗張) 七台
挽臼(一尺三寸) 一台

明治二三年(一八九〇)六月頭書業種に変更

313 加藤信吉 水車 (荏原郡)

所有主住所 荏原郡目黒村上目黒六一一番地
水車所在地 荏原郡目黒村上目黒字水川六一三番地

〔規模〕 水輪径二丈
堰高一尺二寸 幅三尺
〔業種〕 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(四斗張) 四台
搗臼(二斗張) 五台
搗臼(五升張) 四台
挽臼二台

〔参考〕

水車器械変換願

荏原郡目黒村元上目黒六百十三番地設置

字水川 同郡同村元同六百十一番地
三田用水路駒場分水口 水車営業人 加藤信吉

一 水車 一輪 水輪直径二丈
堰度一尺三寸

杵数四斗張九本
但従前在来 同 二斗張七本 之处

〔粉名確〕 一個

改テ杵数器械 (四斗張四本 二斗張五本 五升張四本 粉名確二個)

右ハ明治二十二年七月ヨリ同二十七年六月マテ營業御免許相成居候
処、玄米搗立之儀ハ目下不景氣ニテ困難不尠候ニ付従前杵数ヲ減シ
更ニ粉名確等ニ變換仕度、即チ改記之通り御許可被成下度、就テハ
村内ハ勿論水路村々示談相整ヒ候間、示談書相添此段奉願候也。

明治二十三年六月二十四日

東京府知事侯爵 蜂須賀茂韶殿

右 加藤信吉^印

314 加藤滝蔵外二三名共有 水車 (荏原郡)

惣代人住所 荏原郡馬込村一二八四番地

水車所在地 荏原郡馬込村字谷中耕地一一七三番地

〔業種〕 精穀業

搗臼四台

〔引用〕 谷中耕地悪水路

〔沿革〕 明治二七年(一八九四)二月廃業

315 加藤辰五郎 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡成木村上成木上分一五三〇番地

水車所在地 西多摩郡成木村上成木上分字極指一五二〇番地口号

地目 宅地

水車場 間口六間×奥行二間三尺 木造杉皮葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈八尺 幅二尺五寸 木製

箱桶 縦八寸 横二尺 長三五間

馬力〇・一六一

〔業種〕 精穀業 製材業

搗臼(三斗張未滿) 三台

丸鋸(径二尺五寸) 一台

金剛砂丸砥 一台

成木川

〔引用〕 明治三四年(一九〇二)一二月売買

買主 加藤伸太郎(西多摩郡成木村上成木上分一

五三〇番地)

売主 加藤辰五郎(西多摩郡成木村上成木上分一

五三〇番地)

大正二年(一九一三)一月業種變更

申請 頭書人加藤辰五郎

搗臼(三斗張未滿) 二台

丸鋸(径二尺五寸) 一台

(前) 搗臼(三斗張未滿) 二台

大正七年(一九一八)二月頭書水輪径、頭書業種に變更

(参考一)

(前) 水輪径九尺 幅二尺 木製

設計書

- 一 建物 木造日本形杉皮葺間口三間奥行二間半。
此建坪七坪五合。
 - 一 水車輪 差渡九尺、幅二尺。
 - 一 挽台 長五尺五寸、幅四尺五寸。
 - 一 器械 丸鋸二尺五寸一個、帶皮長一丈二尺。
 - 一 水路 成木川流水ヲ樋口へ直チニ引入レ車輪ヲ回轉セシム。
 - 一 堰 従来ノ儘使用。
- 右之通候也。

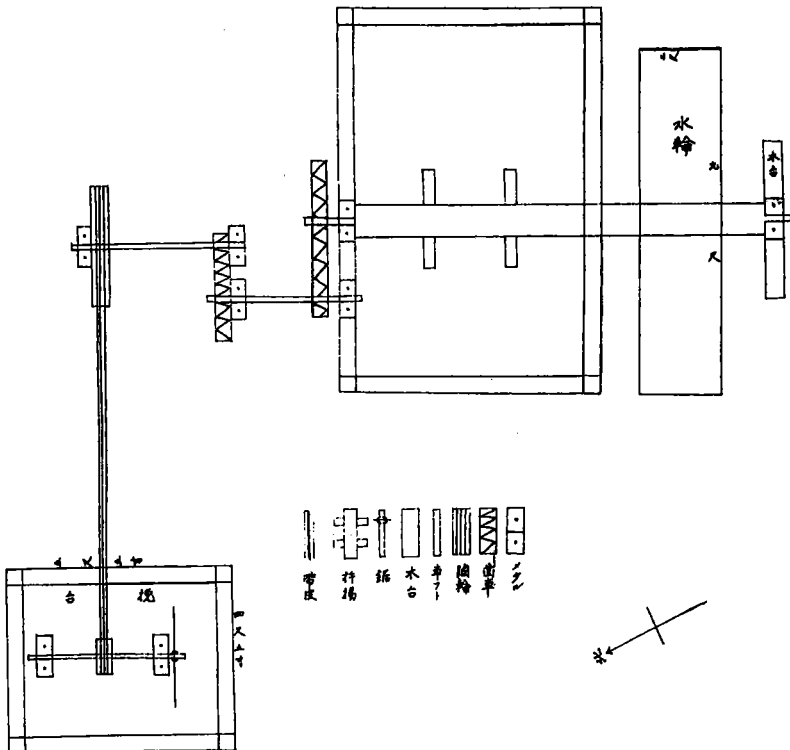
明治四十五年五月十五日

西多摩郡成木村上成木上分千五百三十番地

加藤辰五郎 ㊦

(参考二)

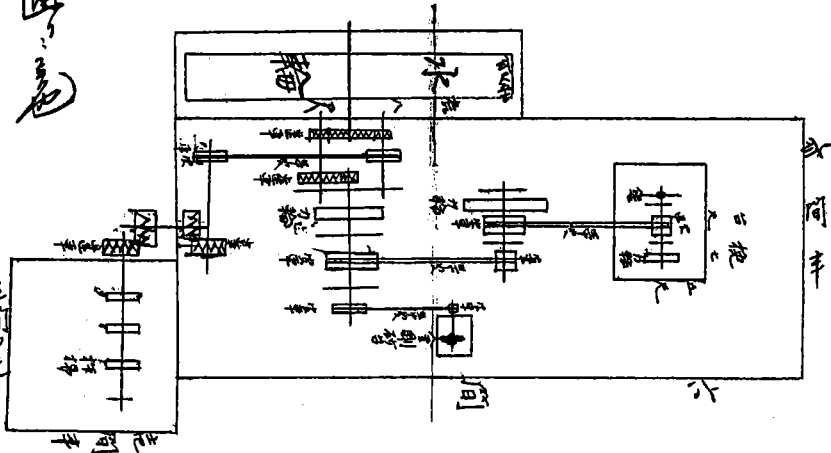
製板器械取付図



製板器械取付図 協天分千五百三十番地
西多摩郡成木村上成木上分千五百三十番地

(参考三)

〔水車器械配置図〕



古三河の意
大正十年校訂月報日

西多摩郡成木村上成木上分一四一四番地
北豊島郡滝野川村滝野川二二八五番地
町長 坂本新

316 加藤時蔵 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡成木村上成木上分一四一四番地
水車所在地 西多摩郡成木村上成木上分字滝之上二四一八番地口

〔規模〕 水輪径九尺

樋口径五寸 横一尺

平常水深四寸

〔業種〕 精穀業

擣臼(三斗張未満)二台

〔引用〕 (成木川)

〔沿革〕 明治四一年(一九〇八)六月頭書人相続

被相続人 加藤清右衛門(西多摩郡成木村上成木上分一四一四番地)

317 加藤富七 水車 (北豊島郡)

所有主住所 北豊島郡滝野川村二二八五番地

水車所在地 北豊島郡滝野川村滝野川二二八五番地

地目 宅地

〔規模〕 水輪径二丈八尺

堰高六尺 幅一丈一尺

〔業種〕 精穀業(営業用)

擣臼(四斗張)二九台

搦臼(二斗張) 九台

〔引用〕

谷端川分水路(千川水流北豊島郡長崎村分水路ヨリ

派出スル水流)

〔沿革〕

明治一四年(一八八一)七月継年期

明治二九年(一八九六)一二月業種変更

搦臼(四斗張) 二一台

搦臼(一斗張) 九台

搦臼(二斗張) 四台(ガラス搦)

〔前〕 搦臼(四斗張) 三一台

搦臼(二斗張) 九台

明治三三年(一九〇〇)七月頭書人讓受、頭書業種に變更

讓主 加藤なか(北豊島郡滝野川村滝野川二二八五番地)

318 加藤伴次郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡成木村上成木上分一四七九番地

水車所在地 西多摩郡成木村上成木上分字極指(一四七九番地)

〔規模〕

水輪径九尺 中射

樋口堅四寸 横一尺

平常水深三寸

〔業種〕

精穀業

搦臼(三斗張未滿) 二台

〔引用〕

〔成木川〕

〔沿革〕

明治三四年(一九〇一)五月頭書人相続

被相続人 加藤由五郎(父)

加藤豊太郎 水車 [北豊島郡]

所有主住所

北豊島郡上練馬村下土支田八二〇番地

319 一番水車

水車所在地

北豊島郡上練馬村下土支田字俵久保八一八番地

〔規模〕

水輪径一丈八尺

樋口堅一尺 横四尺

平常水深一寸五分

堰高一尺 幅九尺

〔業種〕

精穀業 製粉業(營業用)

搦臼(二斗張) 三台

搦臼(一斗張) 七台

挽臼(一尺七寸) 三台

挽臼(一尺三寸) 一台

〔引用〕

土支田川(水源大泉村大字上土支田井頭)

〔沿革〕

明治五年(一八七二)一月(新設)許可

明治三三年(一九〇〇)六月頭書業種に変更

搦臼(二斗張) 三台

320 一番水車

水車所在地 北豊島郡石神井村上石神井字大門一七〇三番地
地目・面積 郡村宅地 三反二四歩

〔規模〕

水輪径二丈一尺

〔業種〕

精米業 製粉業（営業用）

搗臼一三台

挽臼四台

〔引用〕

玉川上水北側新井筋分水路

〔沿革〕

明治九年（一八七六）一〇月（新設）許可

明治十九年（一八八六）一〇月業種変更

搗臼一八台

搗臼二台

（前）搗臼一〇台

挽臼二台

明治二十四年（一八九一）七月業種変更

搗臼一三台

挽臼三台

明治二十九年（一八九六）八月頭書業種に変更

明治三〇年（一八九七）一二月相統

相統人 高橋平輔（北豊島郡石神井村石神井一四

（前）搗臼（一斗張）七台

挽臼（一尺七寸）三台

五九番地）

被相統人 高橋平蔵（北豊島郡石神井村石神井一

四五九番地）

明治三六年（一九〇三）四月頭書人譲受

明治三八年（一九〇五）四月水路変更

321 加藤寅次郎 水車（西多摩郡）

所有主住所 西多摩郡成木村下成木下分四二番地

水車所在地 西多摩郡成木村下成木下分字細川原（四二番地）先

地目 川敷（官有地）

〔規模〕 水輪径八尺

〔業種〕 精穀業

搗臼二台

〔引用〕（成木川）

〔沿革〕 明治二七年（一八九四）五月廃業

322 加藤勇次郎 水車（南多摩郡）

所有主住所 南多摩郡稻城村東長沼一九五一番地

水車所在地 南多摩郡稻城村東長沼字六号二二八二番地

水車場 縦七間×横三間三尺

〔規模〕 水輪径一丈八尺

〔業種〕 精穀業 製粉業 (営業用)

搗臼 (四斗張) 三台

搗臼 (二斗張) 一四台

挽臼 (一尺七寸) 二台

〔引用〕 三沢川

〔沿革〕 明治三十七年 (一八九四) 一二月頭書人譲受

讓主 加藤元右衛門 (南多摩郡稻城村東長沼三二

八二番地)

明治三十四年 (一九〇二) 一月頭書業種に変更

搗臼 (四斗張) 二台

(前) 搗臼 (二斗張) 一二台

挽臼 (一尺七寸) 一台

323 加藤吉蔵 水車

〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡日野町二六二三番地

水車所在地 南多摩郡日野町字東光寺東四二〇五番地

地目・面積 田 一畝二三步

〔規模〕 水輪径一丈三尺

樋口 縦三尺 横四尺

平常水深五寸

〔業種〕 精穀業 製粉業 (営業用)

搗臼 (三斗張以上) 六台

搗臼 (三斗張未滿) 八台

挽臼 (一尺七寸) 二台

〔沿革〕 明治三十二年 (一八九九) 一〇月頭書業種に変更

(前) 搗臼 (三斗張以上) 六台

搗臼 (三斗張未滿) 八台

324 加藤米吉 水車

〔豊多摩郡〕

所有主住所 豊多摩郡渋谷町下渋谷一〇三六番地

水車所在地 豊多摩郡渋谷町下渋谷一〇三六番地

地目 宅地

水車場 間口六間三尺×奥行九間三尺

〔規模〕 水輪径二丈一尺

堰高五尺五寸

〔業種〕 精穀業 (営業用)

搗臼 (三斗張以上) 五七台

搗臼 (三斗張未滿) 三台

〔引用〕 渋谷川→玉川上水四ツ谷大木戸より之落水同郡代々

木村中渋谷村養水未流、其他諸方之悪水等落込右台

流之水力

〔沿革〕 文政十一年 (一八二八) 一二月新設

明治一八年 (一八八五) 三月業種変更

搗臼 (四斗張) 四三台

擣臼（二斗張）三台

（前）不明

明治三十九年（一九〇六）二月頭書水輪徑に変更、業種変更

（前）水輪徑一丈七尺

擣臼（三斗張以上）五二台

擣臼（三斗張未滿）三台

明治四一年（一九〇八）二月頭書業種に変更

大正六年（一九一七）三月廃業

（参考）

約定書

当村加藤米吉所有之水車ハ文政十一年十一月中村内麦舂等之弁利之為メ米吉亡父米吉之設立シタルモノニテ、最寄地続ニ於テモ聊故障ナク年来營業致居候処、去ル明治九年九月中府庁ヨリ御改正之砌、水車主加藤米吉ヨリ最寄地主江猶此上故障之有無懸談有之、右は積年取設有之候テモ故障無之ニ付田畑山林耕作之差障ニ不相成ニ於テハ、今般今後トモ繼年期出願之節苦情無之旨一同承諾之上許可相成、既ニ本年九月期明跡繼願も許可相成候ニ付猶追加致し確乎約定ヲ固結シ此証ニ通ヲ作り、最寄地主一同ハ一通、水車主加藤米吉江一通、為將來調印致し取置候。追加左之如シ。

第一条

加藤米吉之水車ハ玉川上水四谷大木戸ヨリ之落シ水、其他渋谷川江諸所ヨリ落水之水力ヲ以運轉之引用候ニ付、水車近隣右川筋敷地及

ヒ私有地欠崩等無之様居恒兼テ注意致シ置可申事。

第二条

非常之節水車之為メニ川筋欠崩等有之節、敷地ハ村長、私有地ハ其地主之差図ニ随ヒ、欄付杭打等速ニ水車主ニテ修繕可致事。

第三条

渋谷川ニ架渡有之里俗ヒク橋は義務トシテ水車主ニテ保存可致事。

第四条

渋谷川ニ架渡有之庚申橋手摺リハ水車主ニテ修繕可致事。

第五条

渋谷川筋当村字伊藤前下夕及四反町ニ取設有之洗場ニヶ所は水車主ニテ保存可致事。

第六条

水車主ニ於テ期明跡繼願之節自己ニ出願スルコト不能ト雖モ御規則ヲ遵守シ、税納ハ勿論此約定ヲ履行シテ業ヲ営ントスルニ於テハ、水車主之依頼ニ基キ繼願書へ此連署之内ニテ一両名惣代ニ相立調印致し、營業差支無之様可致事。

第七条

水車主代換之節は此明文ヲ以テ一同承之調印可致候。且若他人江売渡等致し度節は前以一同江相届、而シテ可売渡事。

第八条

最寄地主之内都合ニ寄り万一地所讓渡等有之節は、新地主江水車主ヨリ此約定之承認ヲ乞、若不承知等之義有之時は他之營業ヲ無謂妨害スル権理無之モノニ付、連印者一同ヨリ其新地主江解説致し調印

之依頼可致事。

第九条

水車主ニ於テ此約ヲ違背致シ候ハ、嚴敷掛合速ニ履行為致水車運轉可為致事。

第十条

前頭之如ク定約致シ候上ハ双方ニ於テ決テ苦情無之事。

右之条々為確守調印致シ置候也。

広田伊之吉

(明治十九年九月五日)

(外二名略)

325加藤力蔵 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡調布村千ヶ瀬七〇七番地

水車所在地 西多摩郡調布村千ヶ瀬字平林二一番地口号

地目 川敷

[規模] 水輪径二丈 下射

[業種] 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(三斗張未滿) 九台

挽臼(一尺五寸未滿) 一台

[引用] 多摩川

[沿革] 明治三十六年(一九〇三)一〇月頭書人買受

売主 榎本幸右衛門(西多摩郡調布村千ヶ瀬七五

二番地)

金山製糸株式会社 水車 [北多摩郡]

代表山田杉三郎住所 長野県諏訪郡平野村七七二七番地

326一番水車

水車所在地 北多摩郡国分寺村国分寺字押切間一〇一〇番地

地目・面積 宅地 三畝二一步

[規模] 水輪径一丈五尺

樋口堅三間 横三尺

平常水深二寸五分

堰高一尺五寸 幅二尺

馬力〇・三四六三

[業種] 製糸業

[引用] 玉川上水国分寺分水路

[沿革] 明治二九年(一八九六)十一月新設

申請人 小川忠平(本郷区三丁目六番地)

明治三二年(一八九九)六月業種変更

申請人 本田良助(北多摩郡国分寺村国分寺一五

七四番地)

搗臼(三斗張以上) 六台

搗臼(三斗張未滿) 六台

挽臼(一尺二寸) 一台

[前] 紡績器械

明治三八年(一九〇五)頭書人讓受、頭書業種に変更

327 二番水車

水車所在地 北多摩郡国分寺村国分寺字花沢二七七四番地

〔業種〕 製糸業

〔引用〕 (玉川上水国分寺分水路)

〔沿革〕 明治三十八年(一九〇五)七月頭書人譲受

譲主 本田権八(北多摩郡国分寺村国分寺二七七四番地)

329 金子仲次郎 水車 (荏原郡)

所有主住所 荏原郡平塚村上蛇窪一〇一番地

水車所在地 荏原郡平塚村上蛇窪字中通り二八七番地

〔業種〕 精穀業(営業用)

搗臼(四斗張) 二六台

搗臼(二斗張) 四台

〔引用〕 品川用水路―東京府荏原郡北品川宿外一〇ヶ村組合

品川用水路―

〔沿革〕 明治一六年(一八八三)七月継年期

明治一九年(一八八六)三月業種変更

搗臼(四斗張) 一八台

搗臼(二斗張) 四台

挽臼二台

(前) 搗臼一〇台

挽臼二台

明治二三年(一八八九)三月業種変更

搗臼(四斗張) 一八台

搗臼(二斗張) 四台

明治二三年(一八九〇)三月頭書業種に変更

明治三一年(一八九八)七月頭書人買受

売主 森谷彦次郎(荏原郡平塚村上蛇窪一四〇番地)

(参考)

水車営業定約証

328 金子石太郎 水車 (南多摩郡)

所有主住所 南多摩郡元八王子村下一分方一九一五番地

水車所在地 南多摩郡元八王子村下一分字花川一〇九五番地

地目 郡村宅地

〔規模〕 水輪径一丈 幅一尺五寸 木製

樋口 縦五寸 横二尺五寸 勾配一間二付一寸五分

分水口 深五寸 幅二尺

検定馬力 〇・一三三二

〔業種〕 紡績業

八丁三台

糸操台二〇台

下夕卷二台

〔引用〕 元八王子村花川田用水路

〔沿革〕 明治四一年(一九〇八)三月新設

東京府荏原郡北品川宿外十ヶ村組合品川養水路之内、同郡上蛇窪村
森谷三十郎所有地同村字中通り之内二百八十七番宅地拙者借受水車
設立有之候処、今般継年出願ニ付更ニ定約スル如左。

第一条

一 水車営業年限来ル明治二十六年六月迄取極メ、満期相成候ハ、
猶又年期取結可申事。

第二条

一 養水濁水田方養育不行届之節は水車営業相休ミ可申事。

第三条

一 養水堀ヨリ回シ堀之際堰高サ三尺五寸不多堰留可申。其余は増
張等急度致間敷候。万一水引相湛へ且減水等之節は常張堰取払ヒ
可申。尤差図無之候ハ、其儘差置候事。

但シ堰修繕等之節は該組合村々之差図ヲ受ケ一己ニ致間敷候事。

第四条

一 養水路堀浚人足賃金及諸費之内江明治二十一年ヨリ毎年三月三
十日限り、金五四六十銭水車稼人ヨリ出金可致候事。

第五条

一 水車營業人代替リ又は譲渡候等之節は基本分定約ヲ以テ約定書
換之上譲渡シ売買等可致。万一無其儀右条之取計ヒ候節は水車取
払ヒ可申事。

第六条

一 水車位置換等之儀は必ス致間敷候事。
但図ニ面之通り。

右箇条ノ通り聊相違無之、万一違約之件有之候ハ、第五条之通り取
払ヒ可申。且又出金等相滞候ハ、保証人引請可差出。依之差出申定
約証書如件。

明治二十一年十月三十一日

荏原郡上蛇窪村五百四十番地

水車持主 森谷彦次郎[㊦]

同郡同村百一番地

保証人 金子仲次郎[㊦]

第二百八十二番地

森谷三十郎[㊦]

同郡大井村四千四百十七番地

品川養水組合水車持人惣代

宇田川権十郎[㊦]

品川用水組合御中

330 金子利八 水車 (南多摩郡)

所有主住所 南多摩郡浅川村上柵田七四番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上柵田七四番地

地 目 宅地

(規模) 水輪径一丈二尺 幅二尺 木製

樋口横二尺 長二間

水路深二尺 幅二尺 長二間

(業種) 紡織業

〔引用〕

浅川上柵田分水路（南多摩郡浅川村上柵田字原・原宿・新地ニ至ル私設共用水路）

一 水車場八宅地内ヲ幅二尺長二間高二尺ヲ掘崩シ兩側ヲ石垣ニテ築立テ之レニ二本ノ栗角ヲ建テ經一丈二尺幅二尺ノ車輪ヲ仕懸ケ、之レニ經八分長一五尺ノ角鉄線ヲ使用シテ車輪ノ回轉スルト共ニ室内装置ノ織物器械ヲ運轉セシム

〔沿革〕

大正六年（一九一七）二月新設
大正七年（一九一八）三月廢業

331 金田喜寛 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所

南多摩郡八王子町八幡二〇番地

水車所在地

南多摩郡七生村平山字二〇号二二二四番地

地目・面積

郡村宅地 一畝二二步

〔規模〕

水輪径一丈二尺
樋口竪二尺 横四尺
水深四寸

〔業種〕

精穀業（營業用）

搗臼（三斗張未滿）三〇台

〔引用〕

〔七生村平山田用水路〕

〔沿革〕

明治二七年（一八九四）二月業種變更
搗臼（三斗張未滿）二〇台

332 鏑木清太郎 水車 〔荏原郡〕

所有主住所

荏原郡目黒村上目黒一九九四番地

水車所在地

荏原郡碑衾村碑文谷七七七番地二号

〔規模〕

水輪径二丈一尺
堰高二尺

〔業種〕

精穀業 製粉業（營業用）

搗臼（四斗張）四台

搗臼（二斗張）一四台

挽臼（一尺八寸）二台

〔引用〕

品川用水分水路

〔沿革〕

明治三三年（一八九〇）五月新設

明治二八年（一八九五）四月業種變更

搗臼（四斗張）一三台

搗臼（二斗張）一〇台

（前）搗臼（三斗張未滿）一六台

明治三四年（一九〇一）一〇月売買

買主 大貫元吉（南多摩郡日野町豊田一三三五番地）

売主 小室国三郎（南多摩郡七生村平山二二三三番地）

（前）

明治三五年（一九〇二）三月頭書業種に變更

明治三九年（一九〇六）二月頭書人買受

挽臼（一尺五寸以上）二台

挽臼（一尺五寸未満）一台

搗臼（四斗張）六台

（前）搗臼（二斗張）六台

挽臼四台

明治二九年（一八九六）六月貸渡

借受人 古川菊太郎（荏原郡碑衾村碑文谷）

業種 葉種細末業

明治三三年（一九〇〇）五月売買

買主 岡田参五郎（荏原郡碑衾村衾六四番地）

売主 林英太郎（荏原郡大崎村桐ヶ谷二二一番地）

明治三六年（一九〇三）五月売渡

買主 田中重吉（荏原郡玉川村上野毛三四番地）

明治三六年（一九〇三）七月業種変更

搗臼（四斗張）一五台

搗臼（二斗張）二台

挽臼（一尺五寸）二台

明治四〇年（一九〇七）六月業種変更

搗臼（四斗張）二二台

搗臼（一斗五升張）六台

挽臼（一尺五寸以上）一台

挽臼（一尺五寸未満）一台

明治四三年（一九一〇）一二月頭書業種に変更

（参考）

申請 頭書人 楠木清太郎

（明治二十九年六月十一日）

水車場分借葉品細末所ニ使用之儀ニ付警視庁へ回答案

内二甲二七二号ノ四

林英太郎所有之水車場岡田三五郎借受ノ内、古川菊太郎ニ於テ分借葉品細末所ニ使用之儀ニ付、客月二十日付ヲ以御照会之趣致了承候。即チ取調候処、水車使用換及用水上使用ノ義ハ支障無之候得共、水車転貸借之廉ハ正当之順序ニ無之ヲ以、林英太郎へ最前指令ノ条項ヲ遵奉セシムルノ手続ヲ特ニ御取計相成候上ハ、別段差支無之候。別紙返戻此段及回答候也。

年月日

東京府

警視庁宛

（理由）本件実地調査スルニ別段支障無之、且郡長回答之旨モ有之候得共、抑転貸借之義ハ不正当ノ嫌ナキ不能ニ付本文之如ク回答スルモノトス。

333 鎌田久太郎 水車 [豊多摩郡]

所有主住所 豊多摩郡渋谷町中渋谷八九六番地

水車所在地 豊多摩郡渋谷町中渋谷字宇田川八九六番地

〔規模〕 水輪径一丈二尺

堰高七尺四寸

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼（四斗張）二二台

搗臼（一斗張）六台

〔引用〕 玉川上水三田用水大向川落合分水路

〔沿革〕 明治一八年（一八八五）四月継年期

明治二三年（一八九〇）一月頭書人買受

売主 深川亮蔵（麴町区永田町二丁目一番地寄留）

大正二年（一九一三）八月廃業

335 鴨下栄蔵 水車 〔北豊島郡〕

所有主住所 北豊島郡石神井村田中五〇三番地

水車所在地 北豊島郡石神井村田中字原三八・三九番地

〔規模〕 堰高五尺五寸

馬力七・二六二三

〔業種〕 製粉業（営業用）

米国式小麦粉製造機械一式

〔引用〕 千川上水路

〔沿革〕 明治三五年（一九〇二）九月頭書人譲受

譲主 谷治龜次郎（北豊島郡石神井村田中七〇八番地）

大正元年（一九一三）一〇月堰修繕

334 加茂安之助 水車 〔南豊島郡〕

所有主住所 四谷区大番町三三番地

水車所在地 南豊島郡内藤新宿一丁目六番地

〔規模〕 水輪径二丈二尺

〔業種〕 精米業（営業用）

搗臼（四斗張）二四台

〔引用〕 玉川上水（四谷）大木戸吐落水路

〔沿革〕 明治一五年（一八八二）一月継年期

明治二〇年（一八八七）一月頭書人買受

売主 鈴木政治（南豊島郡内藤新宿一丁目三番地）

336 鴨下定吉 水車 〔北豊島郡〕

所有主住所 北豊島郡石神井村田中一二二二番地

水車所在地 北豊島郡石神井村田中字西一二二七番地

〔規模〕 水輪径三丈

馬力七・二六二三

〔業種〕 製粉業（営業用）

米国式小麦粉製造機械一式

〔引用〕 千川上水路

〔沿革〕 明治三五年（一九〇二）九月頭書人譲受

譲主 谷治龜次郎（北豊島郡石神井村田中七〇八番地）

大正元年（一九一三）一〇月堰修繕

336 鴨下定吉 水車 〔北豊島郡〕

所有主住所 北豊島郡石神井村田中一二二二番地

水車所在地 北豊島郡石神井村田中字西一二二七番地

〔規模〕 水輪径三丈

〔業種〕 精穀業 製粉業（営業用）

搗臼一三台

挽臼四台

〔引用〕 玉川上水北側新井筋分水路

〔沿革〕 明治二三年（一八八九）一〇月新設

明治二三年（一八九〇）四月頭書水車所在地に移転

(前) 水車所在地 北豊島郡石神井村田中字垂久
保一二五番地

明治三年(一八九〇) 九月業種変更

搗臼一三台

挽臼二台

針金器械二台(馬力一・〇五)

(前) 搗臼一三台

挽臼四台

明治二七年(一八九四) 八月頭書業種に変更

明治三六年(一九〇三) 四月頭書人譲受

譲主 鴨下由右衛門(父)

337 鴨下由右衛門

水車 (北豊島郡)

所有主住所

北豊島郡石神井村田中五〇三番地

水車所在地

北豊島郡石神井村谷原字千川一二九番地

(規模)

水輪径三丈四尺五寸

堰高五尺

(業種)

精穀業 製粉業

搗臼(三斗張以上) 三台

搗臼(三斗張未満) 二〇台

挽臼九台

(引用)

千川上水路

(沿革)

明治一四年(一八八一) 四月継年期

明治二〇年(一八八七) 四月頭書水輪径、業種変更

搗臼二三台

挽臼九台

水輪径二丈

(前) 搗臼二三台

挽臼五台

明治三四年(一九〇一) 一月業種変更

搗臼(三斗張以上) 三台

搗臼(三斗張未満) 二〇台

挽臼七台

明治三四年(一九〇一) 一月堰修繕

明治四二年(一九〇九) 二月頭書業種に変更

338 河合藤右衛門

水車 (南多摩郡)

所有主住所

南多摩郡忠生村図師四四五番地

水車所在地

南多摩郡忠生村図師字二号四四八番地

地 目

宅地 一畝一六歩

(業種)

精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(三斗張以上) 一〇台

搗臼(三斗張未満) 六台

挽臼(一尺五寸以上) 一台

〔沿革〕 明治三十三年（一九〇〇）二月頭書業種に変更

搗臼（三斗張以上）二台

〔前〕搗臼（三斗張未滿）一〇台

挽臼（一尺五寸以上）一台

339 河合半造 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡忠生村図師一七八番地

水車所在地 南多摩郡忠生村図師字九号一八〇五番地

地目・面積 田 二五歩（外畦畔七歩）

水車場 間口二間×奥行三間 高一間三尺

〔規模〕 水輪径一丈二尺

樋口 縦五寸 横一尺四寸

平常水深三寸

水路深二尺 長二尺

堰高四尺 幅二間

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼（三斗張未滿）六台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

〔引用〕 小山田川

〔沿革〕 明治三十一年（一八九八）五月新設

明治三十三年（一九〇〇）五月頭書業種に変更

〔前〕搗臼（三斗張未滿）六台

340 川上源七 水車 〔北豊島郡〕

所有主住所 北豊島郡地方今戸町二八七番地

水車所在地 北豊島郡地方今戸町字日本堤下六番地

水車場 建坪二坪五合

〔規模〕 水輪径一丈五尺

〔業種〕 精穀業（營業用）

搗臼九台

〔引用〕 王子川用水悪水路

〔沿革〕 明治一七年（一八八四）一二月継年期

明治一九年（一八八六）四月頭書人譲受

讓主 大野安次郎（北豊島郡地方今戸町字日本堤

下六番地）

341 川上 栄 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡大久野村五七二八番地

水車所在地 西多摩郡大久野村字水口五七二四番地

地目・面積 田 二畝一二歩

水車場 間口二間×奥行一間三尺

〔規模〕 水輪径八尺 幅一尺二寸 木製 中射

樋口 縦一尺 横一尺五寸

水路深五寸 幅一尺二寸 長四間

堰高四尺 幅三間 水車場ヨリ四五間

〔業種〕 精穀業

搗臼（三斗張未滿）三台

〔引用〕 北大久野川―大久野村字長井ノ溪谷ヨリ湧出スル―

〔沿革〕 明治四一年（一九〇八）五月新設

342川上春吉 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡古里村棚沢一番地

水車所在地 西多摩郡古里村棚沢字古里付三番地口号

〔規模〕 水輪径一丈四尺

樋口径五寸 横一尺二寸

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼（三斗張未滿）八台

挽臼（一尺五寸未滿）二台

〔沿革〕 明治三四年（一九〇二）一二月頭書人買受

売主 滝島市郎平相続人滝島一徳（西多摩郡古里

村小丹波五〇三番地）

343川口松太郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡成木村上成木上分一四九番地

水車所在地 西多摩郡成木村上成木上分子稲詰一四九番地

地目・面積 郡村宅地 二畝二四歩

水車場 間口三間×奥行三間三尺 木造杉皮葺建

〔規模〕 水輪径一丈二尺 木製

箱樋径五寸 横二尺 長九六間

堰高二尺

検定馬力〇・三三二

〔業種〕 製板業 セメント製造業

丸鋸二台

器械搗臼（一斗張）一四台（セメント用）

〔引用〕 成木川

〔沿革〕 明治四一年（一九〇八）五月新設

大正五年（一九一六）一〇月頭書業種に変更

（前）丸鋸二台

（参考）

水車加工許可願

一 水車設置ノ個所 西多摩郡成木村上成木上分子稲詰百四十九番地

一 水路 木製箱樋長九十六間幅二尺深五寸

一 使用ノ目的 セメント製造

一 水車及器械ノ種類 車輪木製径二間

器械搗臼十四個 但一斗張

一 起工及竣工予定期 御許可ノ日ヨリ五日以内ニ起工

限 起工ノ日ヨリ三十日以内ニ竣工

右ハ従来板貫製造專業ニ候処、本工場設置後同字内へ同業工場他二
二ヶ所設置セラレ候為メ材料ノ不足ヲ生シ、機械ヲ運転スル日数

一ヶ年中三分ノ一以内ニシテ、余ノ三分ノ二以上ハ休業スルノ不仕合セニ立至リ候。依テ今般前記セメント製造器具ヲ加設シ、製板閑暇ノトキ交代業トシテ業務ヲ精勵シ以テ利益ヲ計リ度候間御許可被成下度、別紙図面相添此段相願候也。

大正五年八月十九日

西多摩郡成木村上成木上分百四十九番地

川口松太郎^④

東京府知事法学博士 井上友一殿

344 川口米次郎 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡調布村千ヶ瀬四九一番地
水車所在地 西多摩郡調布村千ヶ瀬字南平四九一番地
地 目 川敷(官有地)

〔業種〕 精穀業(営業用)

擣臼(三斗張未滿)八台

〔引用〕 多摩川

〔沿革〕 明治三〇年(一八九七)八月頭書業種に変更

(前)擣臼(三斗張未滿)四台

345 川久保喜一 水車 (南多摩郡)

所有主住所 南多摩郡由井村北野三七三番地

水車所在地 南多摩郡由井村北野三八四番地
地目・面積 宅地 七畝一步

〔規模〕

水輪径一丈二尺 幅二尺 木製
樋口横四尺五寸 長二間半 勾配六尺二付一寸
水深五寸

〔業種〕

水路深八寸 幅四尺五寸
紡績業
八丁一〇台

〔引用〕

糸操台一八台
由井村北野和田田用水路(南多摩郡由井村北野和田田用水公有水路ヨリ私有地ヲ掘開シタルヲ用ユ)

〔沿革〕

明治四三年(一九一〇)一〇月新設

346 川久保春五郎

所有主住所 南多摩郡日野町下田三九八番地
水車所在地 南多摩郡日野町下田字北川原三九八番地口号

〔業種〕

精穀業(営業用)
擣臼(三斗張以上)四台
擣臼(三斗張未滿)一台

〔沿革〕

明治一八年(一八八五)一〇月新設
明治四二年(一九〇九)四月頭書人讓受

讓主 生沼金太郎(南多摩郡日野町下田一八五番地)

川久保弥吉郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡由井村北野三七三番地

347 一番水車

水車所在地 南多摩郡由井村北野字下河原一五五六番地

地目・面積 宅地 六畝九歩

[規模] 水輪径一丈四尺

樋口竪二尺 横三尺

平常水深三寸

[業種] 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(二斗張未滿)二四台

挽臼(一尺五寸未滿)一台

[引用] アラ田堀用水路

[沿革] 明治三十九年(一九〇六)五月業種変更

搗臼(二斗張未滿)一九台

挽臼(一尺五寸未滿)一台

(前) 搗臼(二斗張未滿)一六台

挽臼(一尺五寸以上)二台

明治四一年(一九〇八)四月頭書業種に変更

348 二番水車

水車所在地 南多摩郡由井村北野字和田三六七番地

地目 宅地

水車場 建坪一三坪七合五勺 木造柿葺建

[規模] 水輪径一丈二尺 幅二尺 木製

樋口横三尺 長二間 勾配六尺二付一寸

水深三寸

堰高一尺二寸 幅三尺

[業種] 紡績業

八丁六台

糸操台五〇台

[引用] 由井村北野和田田用水路(公有水路ヨリ私有地ヲ掘

開シタル)

[沿革] 明治四一年(一九〇八)五月頭書水車所在地に移転、業種変更

搗臼(四斗張)二台

搗臼(二斗張)六台

水車所在地 南多摩郡由井村北野字和田

(前) 三六七番地

搗臼(二斗張)八台

挽臼一台

明治四四年(一九一一)一月頭書業種に変更

(参考)

一丙第四四一七号

本郡由井村北野川久保弥吉郎ヨリ水車位置及器械変更之件別紙出願

二付取調候処、既設水車ハ去ル四十一年五月九日位置及器械変更御許可相成、未夕竣工ニ至ラスシテ更ニ移転ノ必要生シタル為メ出願致候モノニ有之。故障之筋無之モノト被認候間、可然御取計相成度此段申進候也。

明治四十三年十二月二十八日

南多摩郡長 園

内務部長 殿

追テ右出願ニ関連セル水路使用願相添候間申添候也。

349 川崎平左衛門

水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡多磨村押立二五三番地

水車所在地 北多摩郡多磨村押立字宮ノ前二五二・二五三番地

地目・面積 郡村宅地 二反三畝二八歩

[規模] 水輪径一丈六尺

樋口 縦一丈二尺 横三尺五寸

平常水深五寸

[業種] 精穀業 製粉業 (営業用)

搗臼 (四斗張) 二台

搗臼 (二斗張) 一〇台

挽臼 (一尺五寸未滿) 二台

[引用]

多磨村押立常久組合用水路

― 該田用水ハ多摩川通り多磨村是政地内ヨリ取入同

350 川里七蔵

水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡小平村野中新田与右衛門組五一番地

水車所在地 北多摩郡小平村野中新田与右衛門組字北五一番地

地目・面積 山林六畝二九歩

[規模] 水輪径一丈三尺

樋口 縦一丈二尺 横二尺

平常水深一寸五分

堰高一尺

[業種] 精穀業 製粉業

搗臼 (三斗張未滿) 七台

挽臼 (一尺五寸未滿) 一台

[引用]

野中新田与右衛門組飲用水路

[沿革] 明治三〇年 (一八九七) 一二月新設

[沿革]

村小田分、上染屋、常久、押立ヲ経、水下ハ調布町上石原ニ涉リ候―

慶応二年 (一八六六) 焼失

明治二七年 (一八九四) 一二月再設

明治三五年 (一九〇二) 四月頭書業種に変更

搗臼 (四斗張) 二台

(前) 搗臼 (二斗張) 一〇台

挽臼 (一尺五寸未滿) 一台

明治四二年（一九〇九）一月頭書業種に変更

（前）擣臼（一斗張）五台

351 川島孫三郎 水車〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡国分寺村平兵衛新田四三〇番地

水車所在地 北多摩郡国分寺村平兵衛新田字主計通九五番地

〔沿革〕 明治三九年（一九〇六）四月頭書人相続

被相続人 川島伝兵衛（父）

352 川杉代吉 水車〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡調布村河辺八八〇番地

水車所在地 西多摩郡調布村河辺字東先戸八七〇番地先

地 目 川敷

〔規模〕 水輪径九尺 羽根車 中射

〔業種〕 精穀業（営業用）

擣臼（三斗張未滿）五台

〔引用〕 多摩川

〔沿革〕 明治四〇年（一九〇七）一月頭書人譲受

譲主 小山時平（西多摩郡調布村河辺九〇一番地）

353 河内明倫 水車〔麻布区〕

所有主住所 南豊島郡代々幡村六一番地

水車所在地 麻布区麻布広尾町字八郎右衛門新田一三四番地

〔規模〕 水輪径二丈三尺

〔業種〕 精米業（営業用）

擣臼（三斗張以上）九〇台

〔引用〕 玉川上水吐捨路（古川筋）

〔沿革〕 明治一六年（一八八三）七月継年期

明治三二年（一八八九）五月頭書人譲受

譲主 山川平蔵（麻布区麻布網代一番地寄留）外

八名

（明治三三年（一八九〇）一月迄許可）

〔参考〕

水車営業継続願

水輪二丈三尺

一 水車 一ヶ所 但曰三斗張以上九十個

杵数九十本

右は麻布区麻布広尾町百三十四番地字八郎右衛門新田二取建有之二番水車場是迄山川平蔵営業罷在候処、自今南豊島郡代々幡村六十一番地河内明倫引続営業仕度、尤営業期限は昨二十一年六月山川平蔵江御許可年限、則来二十三年一月迄御許容被成下度、別紙御指令書写相添此段奉願候也。

麻布区麻布網代町一番地寄留

明治二十二年五月二十三日 栃木県平民

讓渡人 山川平蔵④

南豊島郡代々幡村六十一番地土族

元代々木村

讓請人 河内明倫④

芝区松本町四十四番地

麻布区広尾町百三十四番地

水車場地主

高田小次郎④

東京府知事男爵 高崎五六殿

354 川松伝次郎 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡調布村河辺九三〇番地

水車所在地 西多摩郡調布村河辺字東先戸一〇〇四番地先

地目 川敷

(規模) 水輪径八尺 下射

(業種) 精穀業(営業用)

搗臼(三斗張未滿)四台

(引用) 多摩川

(沿革) 明治四二年(一九〇九)七月頭書人讓受

讓主 川松栄次郎(養父)

355 川村マサ 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡吉野村畑中七四八番地

水車所在地 西多摩郡吉野村畑中字竹原七三八番地

地目・面積 山林 九畝一三步

(規模) 水輪径一丈二尺

(業種) 精穀業

搗臼(一斗張未滿)四台

(引用) 竹原沢一丁目竹原地先沢水

(沿革) 明治二八年(一八九五)四月新設

356 河村政紀 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡小河内村留浦三三三番地

水車所在地 西多摩郡小河内村留浦五九〇番地

(沿革) 明治二三年(一八八九)一二月(新設)許可

大正七年(一九一八)七月頭書水車所在地に誤記訂正

(前) 水車所在地 西多摩郡小河内村留浦四三三番地

番地

357 川本甚右衛門 水車 (南豊島郡)

所有主住所 南豊島郡角筈村一一七六番地

水車所在地 南豊島郡角筈村六七六番地

〔規模〕 水輪径二丈五尺

有堰

馬力二・〇四

〔業種〕 精米業（宮業用）

搗臼（四斗張）二〇台

〔引用〕 神田上水助水堀

〔沿革〕 明治二十一年（一八八八）八月新設

（参考）

水車新設仕様概略

- 一 水車堀ノ左右ハ全長板柵又ハ石垣ヲ設ケ護岸ヲ堅牢ニシ、土質鬆疎ニシテ漏洩ノ虞アル所ハ板柵ノ裡面ニ埴土ヲ填充スヘシ。
- 一 水流ノ激烈ナル所ハ殊ニ川底ニ石ヲ敷キ其左右護岸ノ如キモ余勢ノ及フ所迄ハ必ス石垣ヲ設クヘシ。
- 一 堀筋左右ニハ土堤ヲ築キ汚水塵芥ノ浸入ヲ防クヘシ。
- 一 水車ノ周圍ハ勿論堀筋上下若干距ノ所ハ（距離ハ実地ニ就キ定ムヘシ）石若クハ板ヲ以テ覆蓋ヲ施スヘシ。
- 一 住家ト水車場トハ必ス別建ニナシ、又堀ヲ距ル三間以内ノ所ニ小便所芥溜等不潔ノ構造物ヲ設クヘカラス。
- 一 水車堀筋ハ勿論其本流ノ如キモ日々掃除ヲ為シ充分ニ清潔ナラシムヘシ。

（明治二十一年八月）

き

358 菊谷光次郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡元八王子村元八王子三〇九一番地

水車所在地 南多摩郡元八王子村元八王子字御多谷（御多谷）一九八五番地

地目・面積 田 二九歩

水車場 間口一間四尺×奥行二間 木造草葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈

樋口堅五寸 横九寸 長四間

平常水深二寸

有堰（栗杭石等）

〔業種〕 精穀業（自家用）

搗臼（三斗張未滿）二台

〔引用〕 谷川（本村）元八王子字御多谷ノ山林ヨリ湧出スル

〔沿革〕 明治三五年（一九〇二）六月新設

私市勘一郎 水車〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡戸倉村七三番地

359 一番水車

水車所在地 西多摩郡戸倉村字下宿道下八〇番地

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼(三斗張未滿) 一七台

挽臼一台

〔引用〕 〔盆堀川〕

〔沿革〕 明治三〇年(一八九七) 二月頭書人讓受

讓主 私市小三郎(西多摩郡戸倉村一四八番地)

明治三五年(一九〇二) 四月頭書業種に變更

(前) 搗臼(三斗張未滿) 一〇台

挽臼一台

360 二番水車

水車所在地 西多摩郡戸倉村字下宿道下七七番地

〔規模〕 水輪径三丈 柄杓 木製

水路幅三尺

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼(三斗張未滿) 二四台

挽臼(一尺五寸未滿) 三台

〔引用〕 〔盆堀川〕

― 水路八幅三尺トシ字下宿道下七十九番地イ号・七

〔沿革〕

十八番地口号・八十番地ヲ経テ七十七番地ニ至リ、約一丈三尺ノ落差ヲ以テ車柄杓中ニ注下セシム―

明治四四年(一九一三) 六月新設

361 私市源六 水車〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡戸倉村六二番地

水車所在地 西多摩郡戸倉村字久保川原二二三〇番地

〔規模〕 水輪径一丈七尺

樋口径三尺八寸 横二尺

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼八台

挽臼一台

〔沿革〕 明治三〇年(一八九七) 二月讓渡

讓受人 私市角太郎(西多摩郡戸倉村六二番地)

讓主 本多新次郎(西多摩郡戸倉村二二三〇番地)

明治三三年(一九〇〇) 九月頭書人讓受

362 木崎銀次郎 水車〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡成木村北小曾木一〇五番地

水車所在地 西多摩郡成木村北小曾木字蜷沢一一五番地先

地 目 畑

水車場 間口一間一尺×奥行一間 木造杉皮葺建

〔規模〕 水輪径八尺 幅二尺五寸 木製

箱樋 縦五寸 横五寸

〔業種〕 精穀業 (自家用)

搗臼二台

〔引用〕 北小曾木川支流

―水路ハ水車場ヨリ凡六間ノ流上ヘ水堰ヲ施設シ幅

五寸深五寸ノ木製箱樋ニテ沢水ヲ引用―

〔沿革〕 明治四二年 (一九〇九) 八月新設

363 木崎実蔵 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡成木村上成木上分五〇一番地

水車所在地 西多摩郡成木村上成木上分字梅ヶ平 (五〇一番地) 先

地 目 川敷 (官有地)

〔規模〕 水輪径九尺

樋口 縦六寸 横一尺五寸

平常水深二寸

〔業種〕 精穀業 (営業用)

搗臼二台

〔引用〕 (成木川)

〔沿革〕 明治二八年 (二八九五) 二月頭書人相統

被相続人 木崎与兵衛 (西多摩郡成木村上成木上分五〇一番地)

364 木崎松五郎 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡成木村上成木下分三二二番地

水車所在地 西多摩郡成木村上成木下分字大蔵野 (三二二番地) 先

地 目 川敷 (官有地)

水車場 建坪一坪五合

〔規模〕 水輪径六尺五寸

樋口 横一尺八寸 長二尺

水深五寸

無堰

〔業種〕 精穀業

搗臼 (八升張) 二台

〔引用〕 成木川

―流水引入口ハ堰ヲ設ケス手ニテ僅カニ砂利ヲ播寄引用、

増水ノ節ハ車輪其他悉皆丘ニ引上ケ減水ヲ待チ造ス―

〔沿革〕 明治三六年 (一九〇三) 七月新設

365 木崎茂三郎 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡成木村上成木下分二二一番地

水車所在地 西多摩郡成木村上成木下分字大蔵野 (二二一番地) 先

地 目 川敷 (官有地)

水車場 建坪一坪五合

〔規模〕 水輪径六尺五寸

樋口横一尺八寸 長二尺

水深五寸

無堰

〔業種〕

精穀業

擣臼(八升張)二台

〔引用〕

成木川

一流水引入口ハ堰ヲ設ケス手ニテ僅カニ砂利ヲ掻寄引用、増水ノ節ハ車輪其他悉皆丘ニ引上ケ減水ヲ待チ復造ス

〔沿革〕

明治三六年(一九〇三)七月新設

木崎元吉 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡成木村北小曾木村五六番地

366 一番水車

水車所在地 西多摩郡成木村上成木下分字久道一〇七番地イ号

地目・面積 郡村宅地 四畝二六歩

〔規模〕 水輪径一丈二尺

樋口縦三尺 横三尺

平常水深五寸

石堰高二尺

検定馬力一・〇四七二

〔業種〕

精穀業 製粉業(営業用)

擣臼(三斗張未滿)七台

挽臼(一尺五寸以上)一台

挽臼(一尺五寸未滿)一台

〔引用〕

成木川

〔沿革〕

弘化元年(一八四四)一〇月新設

明治三四年(一九〇二)二月売買

買主 小山要次郎(西多摩郡成木村上成木上分一

二七五番地)

売主 川口弥次郎(西多摩郡成木村上成木下分一

一〇七番地イ号)

明治三五年(一九〇二)二月業種変更

擣臼(三斗張未滿)一台

挽臼(一尺五寸以上)二台

〔前〕

擣臼(三斗張未滿)一台

挽臼(一尺五寸以上)一台

明治三八年(一九〇五)一二月頭書業種に変更

明治三九年(一九〇六)一二月頭書人買受

367 二番水車

水車所在地 西多摩郡成木村北小曾木字坂本五六番地

地目・面積 宅地 四畝五歩

〔規模〕

水輪径一丈八尺

樋口縦一尺七寸 横二尺三寸

平常水深二寸

堰高六尺

〔業種〕

精穀業 製粉業 (営業用)

搗臼 (三斗張以上) 一台

搗臼 (三斗張未滿) 九台

挽臼 (一尺五寸以上) 一台

挽臼 (一尺五寸未滿) 一台

〔引用〕

小曾木川

〔沿革〕

明治三四年 (一九〇一) 一月頭書業種に変更

搗臼 (三斗張未滿) 八台

(前) 挽臼 (一尺五寸以上) 一台

挽臼 (一尺五寸未滿) 一台

368岸 為助 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡多摩村貝取一五六七番地

水車所在地 南多摩郡多摩村関戸一三〇五番地口号

〔引用〕

(多摩川関戸分水路)

〔沿革〕 明治三九年 (一九〇六) 二月水路変更

369岸野新蔵 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡草花村五〇二番地

水車所在地 西多摩郡草花村三五三番地

〔業種〕

精穀業 製粉業

搗臼一二台

挽臼一台

〔沿革〕

明治二九年 (一八九六) 七月頭書人買受

売主 塩野正作 (西多摩郡草花村一七九〇番地)

370岸野又市 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡瀬戸岡村七八一番地

水車所在地 西多摩郡瀬戸岡村五四二番地

〔業種〕

製粉業

挽臼 (一尺五寸未滿) 一台

〔沿革〕

明治四二年 (一九〇九) 八月頭書業種に変更

(前) 搗臼 (三斗張未滿) 五台

371木住野清行外六名共有 水車 〔西多摩郡〕

惣代人住所 西多摩郡平井村二三七〇番地

水車所在地 西多摩郡平井村字中野二二三二番地

地 目 畑

水車場 間口一間三尺×奥行一間二尺

〔規模〕

水輪径一丈 幅一尺 木製 下射

樋口径三寸 横七寸 長七間

〔業種〕 精穀業

搗臼(三斗張未滿)二台

〔引用〕 平井村中野湧出水路(平井村字中野三三三番地山林ヨリ湧出スル下水)

〔沿革〕 明治四四年(一九一三)六月頭書規模等に変更

(前) 水輪径七尺五寸 幅一尺五寸 木製 上射
搗臼(三斗張未滿)三台

372北寒寺竹次郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡五日市町五日市六〇七番地

水車所在地 西多摩郡五日市町五日市字上入野五八〇番地口号・

五八一番地

水車場 間口一間×奥行一間(穀搗場)

間口五間×奥行二間三尺(紡績場)

〔規模〕 水輪径一丈 幅四寸 木製 上射

樋口横三寸五分 長一七間

水深三寸五分

〔業種〕 精穀業 紡績業

搗臼(三斗張未滿)二台

〔引用〕 北寒寺沢

〔沿革〕 大正二年(一九一三)一月新設

(参考)

水車設置設計並二仕様書

設計

水輪 経一丈

建家 二棟

一 穀搗場 間口六尺奥行六尺 一棟

二 紡績場 間口五間奥行二間半 一棟

樋深三寸五分幅三寸五分長十七間

仕様

一 水輪

種目	材名	単位	数量	備考
輪板	松	幅四寸五分 厚五分	十六枚	
杵手	松	長五尺 幅六寸 厚五分	二十枚	ツナギ共
裏板及柵板	松	長六尺	十枚	
押打	小枚貫	長六尺	十枚	
大心棒	栗	五寸八分角	一本	
馬木	栗	長一丈 末口三寸	四本	楔共
鉄金心		丸一寸	二本	
柵板	松	長一尺 幅六尺七寸	一枚	
杵	松	厚一寸五分 長七尺五寸	二本	
ナゼ棒		長七尺五寸	四丁	
鉄三ヶ月形	樫	長二尺五寸	二枚	

土柱 台		三 紡績場 種目	種目	材名	單位	數量	備考
三寸 三寸 角	長三寸 一寸 角	石垣裏割栗石	石垣	山石	厚三尺 四寸 五寸	三丁	
		桁	杉	杉	高四尺 九寸	二丁	
		梁	松	松	長七尺 五分	一丁	
		塚木	杉	杉	長三寸 六分	一丁	
		鴨居	桧	桧	長三寸 六分	一本	
		雨戸	竹	竹	幅三寸 五分	五本	
		押打	杉	杉	長六尺	四束	
		杉皮	杉	杉	幅三寸 五分	十丁半	
		差貫	杉	杉	長九尺	二十枚	
		小枚貫	杉丸太	杉丸太	末口一 寸五分	十二本	
		垂木	杉	杉	厚四寸	三十枚	
		羽目板	杉	杉	長七尺 五分	四本	
		土台	杉	杉	長三寸 五分	四本	
		柱	杉	杉	長三寸 五分	四本	

敷居	雨戸	関双窓切回	床板	羽目板	押打	杉皮	榿木	大根太	上根太	方杖	妻塚木	塚木	合掌	屋根地	差貫	母屋及棟木	桁	梁	"
松	厚五分 縱	松	縱	竹	杉	縱	"	"	"	"	"	杉	"	杉	"	杉	縱	松	"
長六尺	厚二寸	長六尺	厚六分	長六分	厚六分	長六分	厚五分	長四寸	厚四寸	長四寸	厚四寸	長四寸	厚四寸	長四寸	厚四寸	長四寸	厚四寸	長四寸	厚四寸
幅三寸	幅三寸	幅三寸	幅三寸	幅三寸	幅三寸	幅三寸	幅三寸	幅三寸	幅三寸	幅三寸	幅三寸	幅三寸	幅三寸	幅三寸	幅三寸	幅三寸	幅三寸	幅三寸	幅三寸
八丁	八枚	六十坪	尺メ	尺メ	尺メ	尺メ	尺メ	尺メ	尺メ	尺メ	尺メ	尺メ	尺メ	尺メ	尺メ	尺メ	尺メ	尺メ	尺メ

家根用

右之通り相違無之候也。

明治四十五年三月三十一日

北寒寺竹次郎[㊦]

東京府知事 安倍浩殿

373 北島伝次郎外九名共有 水車 [西多摩郡]

惣代人住所 西多摩郡東秋留村平沢六二番地

水車所在地 西多摩郡東秋留村平沢字下夕川原六五五番地

地目・面積 畑(宅地成済)七畝二步

[規模] 水輪径一丈 中射

樋口 縦六寸 横二尺八寸

平常水深三寸

[業種] 精穀業

搗臼(三斗張未満)三台

[引用] 平井川下夕川原分水路

[沿革] 明治三三年(一九〇〇)四月新設

374 北島秀五郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡町田村原町田一二〇〇番地

水車所在地 南多摩郡南村高ヶ坂字一二号一五四三番地先

地目 畑

[規模] 水輪径一丈五尺 幅一尺五寸 木製

樋口 縦三寸 横一尺三寸

平常水深六寸

水路幅三尺 長四四間

堰高三尺二寸

檢定馬力〇・四四五

[業種] 紡績業

八丁五台

糸揚器械(フワリ)八〇台

[引用] 南村高ヶ坂セリケ谷田用水路(水源ハ南村大字高ヶ

坂セリケ谷ヨリ出水シ同地所在ノ水田之用水トナリ

下流ヲ引用)

[沿革] 明治四二年(一九〇九)三月新設

(参考)

公有水路使用願

一 東京府南多摩郡南村高ヶ坂字十二号千五百三十九番地先公有水路

一 使用坪数 二坪

一 一ヶ年使用料 金十銭

一 許可年限 許可ノ時ヨリ向フ五ヶ年間

右公有水路使用ニ関シテハ嚮ニ紡績水車設置願ニ関連致シ居、此ノ公有水路ニ水堰ヲ設置シ水力ヲ引用セザレバ、水車ヲ設置シ運用スルコト能ハザル次第ニ付テハ何卒御調査ノ上御許可成被下度、別紙

絵図面相添此段奉願候也。

明治四十一年十二月九日

東京府南多摩郡町田村原町田千二百番地

出願人 北島秀五郎[㊦]

東京府知事 阿部浩殿

375北島文治外三名共有 水車 [南多摩郡]

惣代人住所 南多摩郡鶴川村小野路三二八二番地

水車所在地 南多摩郡鶴川村小野路三三七四番地二号

水車場 間口一間×奥行一間 木造草葺建

[規模] 水輪径六尺 幅二尺 木製

樋口横一尺 長六間

堰高一尺五寸 幅二尺

[業種] 精穀業

搗臼(一斗五升張)一台

[引用] 鶴川村小野路湧出田用水路(山間ヨリ湧出シ付近小

部分田ヲ灌溉スル用水)

[沿革] 大正四年(一九一五)六月新設

376北島道敬 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡三田村御嶽四六四番地

水車所在地 西多摩郡三田村御嶽字滝本五一一番地

[規模] 水輪径八尺 中射

樋口豎四寸 横七寸

[業種] 精穀業(營業用)

搗臼(三斗張未滿)二台

[沿革] 明治三三年(一九〇〇)一〇月頭書人相統

被相続人 北島美知衛(父)

明治三四年(一九〇一)一月頭書業種に変更

(前)搗臼(三斗張未滿)一台

377北村庄蔵 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡浅川村上柗田二二三番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上柗田二二五番地

[規模] 水輪径一丈二尺 幅二尺 木製

水路幅二尺八寸 長四間二尺

[業種] 精穀業

搗臼(二斗張)三台

[引用] 浅川上柗田分水路(水路ハ南多摩郡浅川村上柗田字

原ヨリ同郡横山村字散田新地ニ至ル私設共用水路)

[沿革] 大正四年(一九一五)十一月新設

378 北村道広 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡稲城村坂浜八九二番地

水車所在地 南多摩郡稲城村坂浜四一〇番地

水車場 間口一間×奥行一間一尺

[規模] 水輪径九尺 幅九寸 木製

分水口幅二尺 長一間

水深三寸

堰高一尺五寸 幅三尺

[業種] 精穀業

搗臼(一斗五升張)三台

[引用] 三沢川―南多摩郡稲城村坂浜字蟹谷堀―

[沿革] 大正元年(一九一三)一〇月新設

380 木下留次郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡小宮村西中野五五五番地

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字津久田一四八二番地

水車場 間口二間×奥行三間 木造板葺平屋建

[規模] 水輪径一丈 幅二尺 木製

樋口横三尺 長一間

水深三寸

[業種] 紡績業

八丁一台

糸操台二〇台

下夕卷一挺

[引用] 浅川津久田分水路(南多摩郡小宮村西中野字津久田地先ヨリ流入スル同村同所田用水路)

[沿革] 大正六年(一九一七)三月新設

379 木下辰吉 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡堺村相原一六六七番地

水車所在地 南多摩郡堺村相原字丸山表一六六七番地

[業種] 精穀業 製粉業

搗臼(三斗張未滿)一四台

挽臼(一尺五寸以上)一台

[沿革] 明治四一年(一九〇八)四月頭書人相続

被相続人 木下宇佐吉(南多摩郡堺村相原一六六

七番地)

381 木下茂十郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡小宮村大和田一一〇一番地

水車所在地 南多摩郡八王子町元子安一九一五番地

[規模] 水輪径一丈 幅一尺八寸 木製

樋口横二尺五寸 勾配一間二付一寸五分

分水口深五寸 幅三尺

水深五寸

〔業種〕 紡績業

八丁四台

糸操台三四台

下夕卷二挺

〔引用〕 河原渚用水路

〔沿革〕 明治四三年（一九一〇）四月新設

382 木村源兵衛 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡氷川村氷川一四一〇番地

水車所在地 西多摩郡三田村字二俣尾峰之出一二六四番地イ号

水車場 間口三間×奥行五間

〔規模〕 水輪径三尺 幅一尺 鉄製タービン式水車

〔業種〕 精米業

搗臼（三斗張以上）二〇台

〔引用〕 平溝川分水路―新井亦五郎水車排水口ヨリ―

〔沿革〕 大正二年（一九一三）八月新設

383 木村源六 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡氷川村海沢八〇七番地

水車所在地 西多摩郡氷川村海沢七八五番地ロ号

〔業種〕 精穀業

搗臼三台

〔沿革〕 明治九年（一八七六）一〇月（新設）許可

明治二七年（一八九四）五月廢業

384 木村竹次郎 水車 〔荏原郡〕

所有主住所 荏原郡上目黒村五二七番地

水車所在地 荏原郡上目黒村字柳町二九四番地先

〔規模〕 水輪径一丈八尺

無堰

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼（四斗張）三六台

搗臼（二斗張）二台

〔引用〕 玉川上水三田用水路―目黒川悪水路―

明治一七年（一八八四）四月継年期

明治一九年（一八八六）五月頭書人譲受

讓主 木村浅右衛門（荏原郡上目黒村二九八番地）

385 木村藤蔵 水車 〔荏原郡〕

所有主住所 荏原郡目黒村上目黒一九七番地

水車所在地 荏原郡目黒村上目黒字柳町二九四番地

〔規模〕 水輪径一丈九尺

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼（四斗張）三六台

搗臼（二斗張）二台

〔引用〕 目黒川悪水路

〔沿革〕 明治一九年（一八八六）二月継年期

明治一九年（一八八六）五月頭書人讓受

讓主 木村浅右衛門（荏原郡目黒村上目黒二九八番地）

明治二四年（一八九一）三月継年期

386 木邨又七郎 水車 〔南豊島郡〕

所有主住所 南豊島郡角筈村字新町裏一七六番地

水車所在地 南豊島郡角筈村字十二双三二八・三二九番地

〔規模〕 水輪径一丈五尺

〔業種〕 精米業（営業用）

搗臼（四斗張）八二台

〔引用〕 神田上水助水路

〔沿革〕 明治一九年（一八八六）一月新設

明治二二年（一八八八）五月頭書業種に変更

（前）搗臼（四斗張）一五台

水車新設之儀ニ付願上候

木村又七郎

角筈村地内字十二双

神田上水助水堀

一 水車 一輛

但車径 一丈五尺

此杵数 十五本

春臼数十五個

但シ四斗張

右ハ広島県土族船越衛所有地ナル角筈村字十二双三百十八番地及同所三百十九番地ヘカケ、別紙図面之通前記ノ水車一輛新規ニ取設申度候。尤右様水車設置之義ハ容易ニ御聞届難相成義トハ奉存候得共、今般私儀ノ設置ヲ出願スル水筋ハ支流ニシテ、其流末ニ於テハ既ニ已ニ水車ノ設有之、又神田上水筋ニ於テモ十余ヶ所ノ設置有之候ニ付其類例不尠、而シテ前記水車設置場所ハ前陳ノ通神田上水ノ助水堀ニ付本上水筋トハ関係無之、随テ障碍ト相成候事ハ勿論無之候間、本上水筋ノ飲用水ニ汚濁等ヲ与フルガ如キ不都合ハ無之、右様ノ次第二候得共尚ホ不潔不相成様一層注意ヲ加ヘ、即チ往還等ヨリ雨水又ハ汚物等ノ不流込様堀筋左右ニ高土手ヲ補築シ、外々ノ水車ヨリ別テ能ク取締相付可申、殊ニ村内ニ於テハ毫モ苦情無之候ニ付連署ヲ以テ相願候条、特別ノ御詮議ヲ以テ願意御聽許被成下度別紙図面及水車新設願相添、此段奉願上候。以上。

前書出願ニ付奥印候也。

明治十九年三月四日 南豊島郡角筈村戸長 渡辺保寿印

（参考）



前書水車設立相成候共村内ニ於テ故障無之、依之連署仕候也。

明治十九年三月四日

東多摩 郡長 江連堯則
南豊島 郡角筈村
地主総代 山田三右衛門
同 矢島金兵衛

387 久下弥吉 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡成木村上成木下分四八七番地

水車所在地 西多摩郡成木村上成木下分字天ヶ指五三三番地

地目・面積 原野 四畝一步

水車場 建坪一坪五合

[規模] 水輪径六尺五寸

樋口横一尺八寸 長二尺

水深五寸

無堰

[業種] 精穀業

[引用]

擣臼(八升張)二台
成木川

一堰ヲ設ケズ手ニテ僅カニ砂利ヲ播寄引用、増水ノ節ハ車輪其他悉皆丘ニ引上ケ減水ヲ待テ復造ス

[沿革]

明治三五年(一九〇二)一月新設

388 草木福太郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡恩方村上恩方一五三一番地

水車所在地 南多摩郡恩方村上恩方字力石一五四〇番地

[業種]

精穀業

擣臼(三斗張未滿)二台

[沿革]

明治三六年(一九〇三)四月頭書人相統

被相続人 草木伝右衛門(父)

389 串田丑太郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡浅川村上柵田一六一五番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上柵田字川原之宿一六一五番地

地目・面積 宅地 四畝一九步

[規模]

水輪径八尺

樋口竖二寸八分 横一尺二寸

水深二寸

馬力〇・一二

〔業種〕 紡績業

〔引用〕 浅川上柵田分水路（浅川ヲ引入レ田地其他使用シ来

リタル水）

〔沿革〕 明治二十七年（一八九四）五月新設

明治三十五年（一九〇二）九月頭書人相続

被相続人 串田寛一郎（南多摩郡浅川村上柵田一

六一五番地）

大正七年（一九一八）七月廢業

宿共用水路）

〔沿革〕 明治四十一年（一九〇八）五月新設

391 串田兵次 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡浅川村上柵田一〇一五番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上柵田字原一〇一五番地

地 目 宅地

〔規模〕 水輪径一丈二尺 幅二尺 木製

樋口横二尺 長五間

水路深二尺 幅三尺 長三間

〔業種〕 紡織業

〔引用〕 浅川上柵田分水路（南多摩郡浅川村上柵田、原宿、

新地ニ至ル私設共用水路）

一 水車場ハ宅地内ヲ幅二尺長三間高二尺ヲ掘崩シ兩側ヲ石垣ニ築造ス。之レニ經一丈二尺幅二尺ノ車輪

ヲ仕懸ケ、之レニ經八分長三十間ノ丸鉄線ヲ使用シ

テ水車ノ回轉スルト共ニ室内装置ノ織物諸器械ヲ運

轉セシム。常用水ハ直チニ水路ニ合流シテ少シモ他

ニ障害ノ虞ナシ

〔沿革〕 大正六年（一九一七）二月新設

大正六年（一九一七）二月廢業

390 串田志作 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡横山村二十里一九九六番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上柵田字川原之宿一五四〇番地

地 目 宅地

〔規模〕 水輪径一丈 幅一尺五寸 木製

樋口横一尺七寸 長二間

平常水深三寸

無堰

檢定馬力〇・一四九一

〔業種〕 紡績業

紡績機三台

〔引用〕 浅川上柵田分水路（南多摩郡浅川村上柵田字川原之

〔参考〕

水車廃止届

南多摩郡浅川村上柵田千十五番地内

一 水車場 一ヶ所

此水車及機械種類 紡織馬力木製水輪径一丈二尺

右八大正六年二月二十三日巳土甲第四〇九号ヲ以テ御許可相成居候
処、今回電氣動力供給ト共ニ自然水車ハ不必要ト相成候ニ付廃止仕
度候条、別紙許可書相添ヘ此段及御届候也。

大正六年十二月十三日

南多摩郡浅川村上柵田千十五番地

串田兵次[㊦]

東京府知事法学博士 井上友一殿

392久保龜八郎 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡吉野村日影和田四九〇番地

水車所在地 西多摩郡吉野村日影和田字町屋五番地

地目・面積 宅地 五畝五步

〔規模〕 水輪径一丈二尺

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼八台

挽臼二台

〔沿革〕 明治二七年(一八九四)五月焼失

393久保井戌太郎 水車 (荏原郡)

所有主住所 荏原郡平塚村下蛇窪八三八番地

水車所在地 荏原郡平塚村下蛇窪字西ノ下八三九番地

〔規模〕 水輪径九尺

堰高二尺

〔業種〕 精穀業(営業用)

搗臼(四斗張)九台

搗臼(二斗張)二台

〔引用〕 品川用水路

〔沿革〕 明治二五年(一八九二)一月新設

申請人 平林喜助(荏原郡平塚村下蛇窪八三九番地)

明治二七年(一八九四)二月頭書業種に変更

申請人 高山源藏(荏原郡平塚村下蛇窪一七二番地)

(前) 搗臼(四斗張)六台

搗臼(二斗張)三台

明治三三年(一九〇〇)七月頭書人譲受

394久保島佐吉 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡小宮村養沢四二七番地

水車所在地 西多摩郡小宮村養沢字宝沢四二六番地

地目 畑

〔規模〕 水輪径九尺 幅五寸 木製 上射アミダ

〔業種〕 精穀業（自家用）

搗臼（三斗張未滿）二台

〔引用〕

宝沢川―養沢川ニ落込ム支流、山間溪谷ノ地ヲ貫通

スル水流一

〔沿革〕

明治三七年（一九〇四）一月新設

明治三八年（一九〇五）二月頭書業種に変更

〔前〕搗臼（三斗張未滿）一台

395 窪島藤吉 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡東秋留村平沢六五三番地

水車所在地 西多摩郡東秋留村平沢字下夕川原六五三番地

地目・面積 郡村宅地 七畝二四歩

〔規模〕

水輪径一丈二尺

樋口竪六寸 横三尺三寸

平常水深三寸五分

〔業種〕

精穀業 製粉業

搗臼一〇台

挽臼一台

〔引用〕

〔平井川下夕川原分水路〕

〔沿革〕

明治三三年（一九〇〇）二月頭書人相統

被相続人 窪島寛次郎（西多摩郡東秋留村平沢六

五三番地）

396 久保田茂三郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡大久野村四八〇七番地

水車所在地 西多摩郡大久野村字三ツ沢四八〇三番地

地目・面積 郡村宅地 二歩

水車場

間口一間一尺五寸×奥行五尺五寸

〔規模〕

水輪径八尺 幅一尺 中射

樋口竪六寸 横三寸 長四間

堰（石及土砂）高二尺 幅八尺 水車場ヨリ一間

〔業種〕

精穀業（自家用）

搗臼（三斗張未滿）一台

〔引用〕

大久野川―字三ツ沢入ヨリ流出一

〔沿革〕

明治三四年（一九〇一）一月新設

397 久保田豊 水車 〔南豊島郡〕

所有主住所 赤坂区青山南町五丁目三八番地

水車所在地 南豊島郡下渋谷村字金王下田子免地先

〔規模〕

水輪径一丈四尺

〔業種〕

精米業（営業用）

搗臼（四斗張）三六台

〔引用〕

玉川上水四谷大木戸吐捨路

〔沿革〕

明治一年（一八七八）五月新設

明治二年（一八七九）譲渡

讓受人 安藤保右衛門

讓主 鈴木權左衛門

明治一五年(一八八二)八月讓渡

讓受人 近藤富徳(南豊島郡下渋谷村六四六番地)

明治二〇年(一八八七)七月頭書人買受、業種変更

洋式綿布製造機械二二台

(前) 搗臼(四斗張) 三六台

明治二一年(一八八八)一月頭書業種に変更

398 熊沢岩次郎外二名共有 水車 [南多摩郡]

惣代人住所 南多摩郡由木村松木一六五番地

水車所在地 南多摩郡由木村松木字一号一六六番地

地目・面積 郡村宅地 三步

水車場 間口二間×奥行一間三尺 木造草葺平屋建

[規模] 水輪径八尺 幅一尺四寸 柄杓車深九寸 木製

坝樋堅六寸 横一尺五寸

平常水深二寸

[業種] 精穀業

搗臼(一斗五升張) 二台

[引用] 谷戸川灌漑用水排水路(由木村大字南大沢山間ヨリ

湧出スル谷戸川用水ヲ同村大字松木字一号ノ水田并

二同村堀之内字二十六号水田二灌漑用水ノ排水)

[沿革] 明治四三年(一九一〇)一〇月新設

399 熊沢勝太郎外一名共有 水車 [南多摩郡]

惣代人住所 南多摩郡由木村松木一七八番地

水車所在地 南多摩郡由木村別所字一号七二番地

地目・面積 郡村宅地 一〇歩

[業種] 精穀業

搗臼(三斗張未滿) 三台

[沿革] 明治三八年(一九〇五)二月頭書人讓受

讓主 鈴木吉寿(南多摩郡由木村別所七四番地)

400 熊田軍蔵 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡成木村上成木上分一八〇番地

水車所在地 西多摩郡成木村上成木上分字入平(一一八〇番地)先

地目 川敷(官有地)

[規模] 水輪径七尺五寸

樋口堅四寸 横九寸

平常水深二寸

[業種] 精穀業(営業用)

搗臼二台

〔引用〕 成木川

〔沿革〕 明治二七年（一八九四）三月頭書業種に変更

（前）擣臼一台

401 栗原亀吉 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡由井村西長沼二二番地

水車所在地 南多摩郡由井村西長沼字枋本二二番地イ・二号

地目・面積 芝地 三畝一三歩

〔規模〕 水輪径一丈五尺

樋口 縦三尺 横六尺

平常水深一尺

〔業種〕 精米業 製粉業（営業用）

擣臼（三斗張以上）五台

挽臼（一尺五寸以上）四台

〔引用〕 浅川分水路（浅川ヨリ入ルモノト諸々ノ溪水ノ合流

スルモノトヲ合セ）

〔沿革〕 明治二九年（一八九六）六月新設

明治三二年（一八九九）一月頭書人買受

売主 水越惣五郎（南多摩郡由井村西長沼一六八番地）

明治三三年（一九〇〇）一月頭書業種に変更

擣臼（三斗張未滿）一〇台

（前）

挽臼（一尺五寸以上）三台

402 栗原喜三郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡小宮村乙津一八六九番地

水車所在地 西多摩郡小宮村乙津字石原一七五六番地口号

地目・面積 郡村宅地 四歩

〔規模〕 水輪径八尺

寬 縦三尺 横四寸

平常水深一寸

無堰 流込

〔業種〕 精米業（家用）

擣臼（三斗張未滿）一台

〔引用〕 石原沢―山間ヨリ湧出スル小溪流、養沢川へ落込ム

小川、寬之儀ハ丸キ木ニ水路ヲ彫リ鳥居ヲ立掛木ノ

上ヨリ車輪ノ中央へ水ノ落込ムナリ―

〔沿革〕 明治三四年（一九〇二）一月新設

403 栗原キン 水車 〔豊多摩郡〕

所有主住所 豊多摩郡千駄ヶ谷村千駄ヶ谷三一五番地寄留

水車所在地 豊多摩郡千駄ヶ谷村千駄ヶ谷三一五番地

〔規模〕 水輪径一丈八尺

檢定馬力〇・七五四四

〔業種〕 撚糸業

撚糸器械七台

〔引用〕 玉川上水分水路

〔沿革〕 明治一四年（一八八二）七月（新設）許可

明治二二年（一八八八）五月売買

買主 池田亥之助（本郷区本郷真砂町二八番地）

売主 土屋伊勢松（日本橋区堀留町二丁目一六番地）

明治二二年（一八八八）二月堰・樋修繕

明治二二年（一八八八）二月業種変更

搦臼（四斗張）六台

（前）撚糸器械

明治三三年（一八九〇）一〇月売渡

買主 石田熊次郎（南豊島郡千駄ヶ谷村千駄ヶ谷

三二五番地）

明治二四年（一八九一）八月頭書水輪径、業種変更

（前）水輪径九尺

検定馬力〇・七〇二

搦臼（四斗張）九台

搦臼（一斗張）三台

明治二九年（一八九六）九月以前譲渡

譲受人 田中富蔵

明治三〇年（一八九七）九月頭書業種に変更

申請 頭書人栗原キン

明治三八年（一九〇五）九月廃業

404 栗原金蔵 水車 〔北豊島郡〕

所有主住所 北豊島郡石神井村上石神井一八九三番地

水車所在地 北豊島郡石神井村上石神井一八九三番地

地目・面積 郡村宅地 一反六畝六步

〔規模〕

水輪径一丈八尺五寸

〔業種〕

検定馬力〇・三九二七

精麦業（営業用）伸銅業

〔引用〕

搦臼（三斗張未滿）一〇台

〔沿革〕

針金器械二台

石神井川（三宝寺池ノ出水路）

文化年間（一八〇四〜一七）新設

明治一八年（一八八五）六月継年期

明治三八年（一九〇五）四月業種変更

搦臼（三斗張未滿）一〇台

搦臼（一尺五寸未滿）一台

針金製造器械二台

検定馬力〇・二四

搦臼（一斗張）一〇台

（前）搦臼（一尺七寸）一台

搦臼（一尺三寸）一台

明治四二年（一九〇九）三月業種変更

搦臼（三斗張未滿）一三台

搦臼（一尺五寸未滿）一台

針金製造器械二台

明治四三年(一九一〇)八月頭書業種に変更

栗原源次郎 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡増戸村三内一三六番地

405 一番水車

水車所在地 西多摩郡明治村館谷字前畑二二番地

〔規模〕 水輪径二丈六尺

〔業種〕 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(三斗張未滿) 一八台

挽臼(一尺五寸以上) 一台

挽臼(一尺五寸未滿) 一台

〔引用〕 (秋川)

〔沿革〕 明治四〇年(一九〇七)九月新設

明治四一年(一九〇八)一二月頭書水輪径、頭書業種に変更

水輪径一丈八尺

〔前〕 搗臼(三斗張未滿) 一五台

挽臼(一尺五寸以上) 二台

挽臼(一尺五寸未滿) 一台

水車所在地 西多摩郡明治村館谷字前畑二二番地先

地目 川敷

水車場 長六間×幅一五間

〔規模〕 水輪径一丈八尺 幅三尺五寸 木製

樋口 縦五尺 横五尺 長四一間

堰高三尺 幅二間

〔業種〕 精米業 製粉業(営業用)

搗臼(二斗五升張) 一五台

挽臼(一尺七寸) 二台

挽臼(一尺二寸) 一台

〔引用〕 秋川―西多摩郡明治村大字館谷字前畑第二二番地ヲ

掘鑿使用―

〔沿革〕 明治四〇年(一九〇七)九月新設

407 栗原庄作 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡小宮村乙津一九七八番地

水車所在地 西多摩郡小宮村養沢字下大沢一五二四番地

地目・面積 芝地 二畝一〇步

〔規模〕 水輪径一丈

竇 竇五寸 横七寸

平常水深三寸

無堰 流込

406 二番水車

〔業種〕 精麦業（自家用）

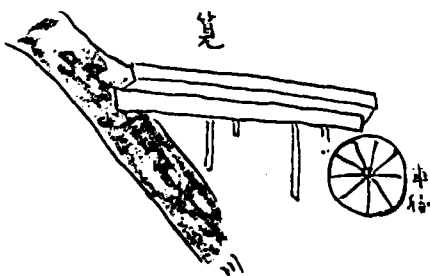
搗臼（三斗張未満）四台

〔引用〕 大沢川―乙津川ニ落込小川！

〔沿革〕 明治三二年（一八九八）二月新設

〔参考〕

〔寛の図〕



〔規模〕 水輪四ツ柄杓

無堰 流込

〔業種〕 精麦業（自家用）

搗臼（三斗張未満）一台

〔引用〕 石原沢―養沢川へ落込ム小川、寛之儀ハ丸キ木ニ水路ヲ彫リ鳥居ヲ立掛木ノ上ヨリ車柄杓ノ中へ水ノ落込ムナリ

〔沿革〕 明治三四年（一九〇一）一二月新設

〔参考〕

〔寛の図〕

409 栗原彦四郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡小宮村乙津二二〇一番地

水車所在地 西多摩郡小宮村乙津字石原一七五二番地口号

地目・面積 郡村宅地 一四歩

〔規模〕 水輪径九尺

寛 縦三寸 横四寸

平常水深一寸

無堰 流込

〔業種〕 精麦業（自家用）

搗臼（三斗張未満）一台

〔引用〕 石原沢―山間ヨリ湧出スル小溪流、養沢川へ落込ム小川、寛之儀ハ丸キ木へ水路ヲ彫リ鳥居ヲ立掛木ノ上ヨリ車輪ノ上へ水ノ落込ムナリ

〔沿革〕

〔参考〕

408 栗原徳次郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡小宮村乙津一八六三番地

水車所在地 西多摩郡小宮村乙津字中軍道一八六四番地八号

地目・面積 郡村宅地 三步

〔沿革〕 明治三四年（一九〇二）十一月新設

410 栗原平五郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡小宮村乙津一九二三番地

水車所在地 西多摩郡小宮村乙津字中軍道一九二二番地

地目・面積 畑 六畝二七歩

〔規模〕 水輪四ツ柄杓

無堰 流込

〔業種〕 精麦業（自家用）

搗臼（三斗張未滿）一台

〔引用〕 石原沢―養沢川へ落込ム小川、寛之儀ハ丸木ニ水路ヲ彫

リ鳥居立テ掛木ノ上ヨリ柄杓へ水ノ落込ムナリ

〔沿革〕 明治三四年（一九〇二）十一月新設

411 栗原政五郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡小宮村乙津一九七一番地

水車所在地 西多摩郡小宮村乙津字下軍道二〇二四番地口号

地目・面積 郡村宅地 三歩

〔規模〕 水輪四ツ柄杓

無堰 流込

〔業種〕 精麦業（自家用）

〔引用〕 清水沢―養沢川へ流込ム、寛之儀ハ丸木ニ水路ヲ彫リ車柄杓ノ中へ落込ムナリ

〔沿革〕 明治三四年（一九〇二）十一月新設

412 栗原モト 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡松原村五五八番地寄宿

水車所在地 西多摩郡松原村字本宿五五八番地

地目 山林

〔規模〕 水輪径一丈二尺

〔業種〕 精穀業

搗臼（三斗張未滿）二台

〔沿革〕 明治一八年（一八八五）三月（新設）許可

明治三三年（一八九九）七月譲渡

譲受人 小室源右衛門（西多摩郡松原村五五八番地）

讓主 志村桂助（西多摩郡松原村五一九番地）

明治三六年（一九〇三）五月頭書人買受

明治四一年（一九〇八）一〇月頭書業種に変更

搗臼（三斗張未滿）九台

〔前〕 挽臼（一尺五寸未滿）一台

明治四二年（一九〇九）二月廢業

413 栗山友次郎 水車 [荏原郡]

所有主住所 荏原郡大崎村上大崎五四六番地

水車所在地 荏原郡目黒村下目黒字上耕地三四〇番地

地 目 郡村宅地

[規模] 水輪径二丈

[業種] 精米業(営業用) 製紐業

搗臼(四斗張) 一二台

製紐機械五〇台

[引用] 玉川上水三田用水銭噛分水路

[沿革] 明治一八年(一八八五)二月繼年期

明治一九年(一八八六)一〇月水輪径、業種変更

水輪径一丈八尺

搗臼(四斗張) 九台

(前) 水輪径不明

搗臼(四斗張) 六台

明治二〇年(一八八七)一〇月頭書人讓受

讓主 共有人島村今吉(荏原郡上大崎三四〇番地)

明治二二年(一八八九)三月頭書人買受

売主 共有人岡直富(神田区南甲賀町八番地)

明治二三年(一八九〇)四月頭書水輪径、業種変更

搗臼(四斗張) 一二台

明治三四年(一九〇一)七月頭書業種に変更

(参考)

(明治十九年五月二十六日)
水車臼数増掛願指令按

神田区駿河台甲賀町八番地

岡 直富外一名

書面願之趣水車輪至改造之儀ハ聞届、臼数増加之儀ハ認可難相成候事。

但車輪改造落成ノ上ハ届出可受檢査事。

(理由) 実地取調候処、右水車ハ三田用水々路ニアリテ其水力ハ纔

ニ現在臼数ニ適スルモノニシテ、余力アルモノニ無之ニ付篤ト本

人取質候処、昼間ニハ水力ニ余リアルニ非ラス、只夜間ニハ海軍

火薬庫 江通スル水路ニ於テ番人引払候ニ付塵芥溜滞シテ自然多量

ノ水ヲ得ルニ付、増臼ハ夜間而已営業可致旨申立、全ク他ノ不注

意ヲ憐俸スルモノニシテ認許スヘキモノニ無之、輪至改造之儀ハ

認許差支無之候。

栗山万之丞 水車 [荏原郡]

所有主住所 荏原郡碑衾村衾二三五〇番地

414 一番水車

水車所在地 荏原郡碑衾村衾字谷畑下三〇八〇番地

[規模] 水輪径一丈五尺

堰高三尺七寸

[業種] 精穀業(営業用)

搗臼(四斗張) 一台

415 二番水車

水車所在地 荏原郡碑倉村倉字石川端三一九八番地

水車場 建坪一〇坪五合 木造平屋建

〔規模〕 水輪径一丈五尺

樋口横三尺 長五間

堰高二尺五寸 幅四尺

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼（四斗張）一台

搗臼（二斗張）五台

〔引用〕 玉川村奥沢悪水路

― 従来ヨリ田用水揚ケ堀ニシテ―

〔沿革〕 明治三八年（一九〇五）四月新設

416 紅林七五郎 水車〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡郷地村四三六番地

水車所在地 北多摩郡福島村字堤外一四〇八・一四〇九番地

地 目 畑

〔規模〕 水輪径一丈八尺 幅三尺 木製

水路深六尺 幅六尺 長四五間

検定馬力三・五一

〔業種〕 精穀業 製粉業（営業用）

搗臼（四斗張）五台

搗臼（二斗張）七台

挽臼（二尺八寸）一台

挽臼（二尺三寸）一台

〔引用〕 多摩川新田堀田用水路

― 多摩川ヲ引用スル新田堀ト称シ新田耕地ヲ灌溉スル田用水、従来分裂スル水路ノ一部分ヲ民有地ニ引用水車場ヲ設置シ、僅カニ四、五間ニシテ従来ノ水路ニ合流ス―

〔沿革〕 明治三八年（一九〇五）一二月新設

大正四年（一九一五）八月廢業

〔参考〕

水車設計書

北多摩郡福島村字堤外千四百八番地
千四百九番地

用名		新設水車		一ヶ所		員數	摘要
種類	長	幅	厚及徑	員數	摘要		
用水路	掘割	四十五間	平均六尺	深平均六尺	立四十五坪		民有地水車掘割上流公有水路及ヒ多摩川取入り口以樋等ニハ現在ノ儘ニ公有水路ヨリ本項ノ通り民有地ニ掘割落差十五間ノ処幅四尺深二尺水路勾配六百分ノ一落差四尺 右下流三十間ノ処幅四尺五寸高六尺勾配前同断ノ水路ヲ設ケ旧公有水路ニ合流ス 但水深一尺ノ予定トス 構造ハ從來ノ模型ニヨル 十六角ニ削リ使用ス 八角ニ削リ使用ス 丸木ノ儘使用ス 同上
丸石	延九十間	一尺	平均五尺	平均平七十五坪			
水輪	杉	三間	三寸	徑一丈八尺	一		
大真	楓	二間	徑一尺	徑一尺	一		
春真	同	三間	徑八寸	徑八寸	二		
大柱	栗	二間	末口八寸	末口八寸	四		
春柱	同	一丈三寸	末口六寸	末口六寸	四		
真棒	榎	一丈	八寸	六寸	二		
杵挟	松	十六尺	四寸	五寸	八		
杵	榎	一丈	五寸	五寸	五		
同	同	一丈	四寸	四寸	七		
臼	楓	二尺	徑二尺一寸	徑二尺一寸	五		
同	同	一尺八寸	徑一尺八寸	徑一尺八寸	七		
方力	同				四	揚子場ニ使用ス構造ハ旧ニ依ル	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
挿蓋柱	榎	三尺	五寸	五寸	五寸	四	大小取交セ製粉挽割曰ニ使用構造ハ前同断		
同板	栗	四尺	七寸五分	一寸五分	一寸五分	四	公有水路民有水路ノ分裂口ニハ以樋ヲ要セス 本項ノ通り水量ヲ定ムル為メ内淺高一尺幅四尺深一尺五寸ノ挿蓋ヲ設ケ 公有水路モ亦同断		
同土	松	六尺	五寸	五寸	五寸	二			
笠木	榎	六尺	五寸	五寸	五寸	二			
戸	棹	三尺	一寸五分	一寸五分	一寸五分	四			

(明治三十八年十一月十日)

417 黒川房次郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡浅川村上柵田二四四〇番地
 水車所在地 南多摩郡浅川村上柵田字坊ヶ谷戸二四一五番地
 地目 宅地

〔規模〕 水輪径一丈五分
 樋口竪一尺二寸 横五寸五分

〔業種〕 精穀業(営業用)
 搗臼(三斗張未満)二台

〔沿革〕 明治二九年(一八九六)五月相統
 相統人 黒川五郎吉(南多摩郡浅川村上柵田二四

四〇番地)

被相続人 黒川浅次郎(父)

明治三五年(一九〇二)九月頭書人相続

418 黒山五郎吉 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡小宮村乙津一四九九番地

水車所在地 西多摩郡小宮村乙津字大沢一四九七番地口号

地目・面積 郡村宅地 三步

〔規模〕 水輪四ツ柄杓

無堰 流込

〔業種〕 精麦業(自家用)

搗臼(三斗張未満)一台

〔引用〕 大沢川―乙津川へ落込ム小川、笥之儀ハ丸キ木ニ水

路ヲ彫リ之レヨリ車柄杓ノ中へ水ノ落込ムナリ―

〔沿革〕 明治三四年(一九〇二)一月新設

419 黒山藤次郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡戸倉村一〇二七番地

水車所在地 西多摩郡戸倉村字西畑荻野一〇九〇番地

〔業種〕 精穀業

搗臼一台

〔沿革〕 明治三五年(一九〇二)二月頭書人相続

被相続人 黒山文蔵(父)

420 桑田英之助 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡府中町三二二八番地

水車所在地 北多摩郡府中町字御殿下二二六九・二二七〇番地

〔業種〕 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(三斗張以上) 四台

搗臼(三斗張未満) 六台

挽臼(一尺二寸) 一台

〔沿革〕 明治三三年(一九〇〇)一〇月頭書人譲受

讓主 桑田金右衛門(父)

明治三五年(一九〇二)四月頭書業種に変更

〔前〕 搗臼(三斗張以上) 六台

搗臼(三斗張未満) 六台

こ

421小池幸太郎 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡宮沢村一三〇番地

水車所在地 北多摩郡宮沢村字谷下九三・九四番地

地目・面積 田 一反七畝一四歩

[規模] 水輪径一丈五尺 木製

樋口竪二尺 横三尺

平常水深八寸

[業種] 精穀業(営業用)

搗臼(三斗張未滿) 一三台

[引用] 多摩川九ヶ村用水路

― 毎年夏期之月八田耕地灌漑ノ為メ用水ヲ使用スル

能ハズ

[沿革] 明治二九年(一八九六) 四月頭書人讓受

讓主 田村金十郎(北多摩郡宮沢村七番地)

明治二九年(一八九六) 五月頭書業種に誤記訂正

(前) 搗臼(三斗張未滿) 七台

(参考)

理由書

明治三八年(一九〇五) 一月廢業

東京府北多摩郡宮沢村

小池幸太郎

右申上候。私儀今般宮沢村田村金十郎ヨリ讓受候水車之儀届書ニ曰數七柄ト記載有之候処、毎年夏期之月八田耕地灌漑ノ為メ用水ヲ使用スル能ハズ候ニ付、平素運転上ノ予備トシテ曰數六柄ヲ増置致置候処、今般実地御檢分ノ際増設ニ係ル曰數ヲ御見認ニ相成何トモ奉恐縮候。右八田村金十郎ヨリ疾クニ讓受候故致前頭之通り曰數増置シタルヲ以テ増設出願之儀至急不相運心得ニ而、其準備中不斗届書ヲ遅延致シ候ニ付、不得止讓受届書ヲ先ニシ、曰數増設願出ノ件ヲ後ニシタルヨリ明乱不都合相成シ候義ニ有之候。右ハ速ニ増設願書可差出候条、此段理由上申候也。

右

明治二十九年五月六日

小池幸太郎①

小池剛太郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡小宮村西中野五九二番地

422 一番水車

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字柳橋通り八八八番地

[規模] 水輪径一丈

[業種] 精穀業 製粉業

搗臼一六台

挽臼一台

〔引用〕 〔浅川柳橋分水路〕

〔沿革〕 明治三五年（一九〇二）八月頭書人讓受

讓主 小池孚達（南多摩郡小宮村西中野五九二番地）

423 三番水車

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字柳橋八二八番地口号

〔規模〕 水輪径一丈三尺

〔業種〕 精穀業

搗臼（三斗張未滿）二四台

〔引用〕 〔浅川柳橋分水路〕

〔沿革〕 明治四二年（一九〇八）七月頭書人讓受

讓主 込谷就賢（南多摩郡小宮村西中野五九六番地）

424 三番水車

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字安戸一四九番地

地目・面積 田 二畝九歩

水車場 間口六間×奥行三間 木造板葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈 幅二尺 木製

樋口横一尺五寸 長二間

馬力〇・一五

〔業種〕 紡績業

八丁一台

糸操台一六台

下夕卷一挺

〔引用〕 川口川安戸分水路（川口川ヨリ湧出シ字安戸田用水路）

〔沿革〕 明治四〇年（一九〇七）九月新設

明治四一年（一九〇八）九月頭書人讓受

讓主 小池惣藏（南多摩郡小宮村西中野六一三番地）

425 四番水車

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字安戸一八三番地

地目 田

水車場 間口五間×奥行三間 木造板葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈 幅二尺 木製

樋口横三尺 長二間

檢定馬力〇・四二二

〔業種〕 紡績業

八丁二台

糸操台一六台

下夕卷一挺

〔引用〕 川口川安戸分水路（南多摩郡小宮村西中野字安戸地

先川口川ヨリ流入セル小宮村安戸田用水路）

〔沿革〕 明治四一年（一九〇八）九月新設

426 小池仁寿 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡小宮村西中野五九二番地

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字柳橋八二二番

地目 田

水車場 間口七間×奥行四間 木造板葺平屋建

[規模] 水輪径一丈 幅二尺

樋口横四尺 長二間

無堰

馬力〇・〇二

[業種] 紡績業

八丁三台

糸操台三〇台

下夕卷一挺

[引用] (川口川安戸分水路)(川口川ヨリ流入ル田用水路)

[沿革] 明治四四年(一九一三)六月新設

427 小池直道 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡小宮村西中野

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字根付屋敷通六三三番地

地目 宅地

[業種] 紡績業

[引用] (浅川柳橋分水路)

[沿革] 明治二七年(一八九四)五月頭書人相統

被相続人 小池浦松(父)

428 小池春吉 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡田中村

水車所在地 北多摩郡田中村字賀穂二九一番地八号

地目・面積 郡村宅地(地目変換届出中) 一六歩

水車場 梁間二間×桁行二間三尺

[規模] 水輪径一丈

樋口堅一尺 横三尺

平常水深六寸

[業種] 精米業

搗臼(二斗張)四台

[引用] 田中村宇賀穂浄土悪水路(田中村地内宇賀穂字浄土ノ境ヲ流通スル悪水路)

[沿革] 明治三二年(一八九八)三月新設

429 小泉鬼子十郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡由木村鏈水二一七八番地

水車所在地 南多摩郡由木村鏈水字市道一〇四〇番地

地目・面積 郡村宅地 五畝七歩

〔規模〕

水輪径七尺 上射

土管径四寸 横四寸

平常水深二寸

土俵堰高七尺

檢定馬力〇・一六七

〔業種〕

生糸揚返業

製糸揚粹器

〔引用〕

谷ツ川（由木村大字澁水字岸耕地谷ツ川末流ニシテ

用水路迂回ノ箇所私有地ヲ掘割引用）

〔沿革〕

明治三五年（一九〇二）四月新設

430 小泉幸次郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡松原村五二番地

水車所在地 西多摩郡松原村字下元郷五二六四番地イ号

地 目 山林（但シ森林ニ無之候）

水車場 間口一間×奥行一間一尺 杉皮葺平屋建

〔規模〕

水輪径一丈 幅八寸 齒数三〇枚 木製 上射

樋口径四寸 横六寸 長二〇間

平常水深二寸

堰幅二間

〔業種〕

精穀業

搗臼（二斗張未滿）一台

〔引用〕

飯塚沢―秋川支流、沢止堰幅二尺ナルモ沢水ハ峻坂ノ急流ニ落テ滝ノアル場所ニ樋口ヲ据付―

〔沿革〕

明治三八年（一九〇五）五月新設

431 小泉八郎外一名共有 水車 〔荏原郡〕

惣代人住所 荏原郡雑色村七〇六番地

水車所在地 荏原郡雑色村字堤外上耕地七〇四番地

〔規模〕

水輪径一丈八尺

〔業種〕

精穀業（營業用）

搗臼（四斗張）二台

搗臼（二斗張）八台

〔引用〕

六郷田用水路―雑色村堤外上耕地悪水路吐落残水―

〔沿革〕

明治一四年（一八八一）一〇月継年期

明治一十九年（一八八六）一〇月頭書人相続

被相続人 小泉八郎左衛門（荏原郡雑色村七〇六番地）

〔前〕

明治二一年（一八八八）一二月頭書業種に変更

搗臼（二斗張）八台

明治二八年（一八九五）二月廢業

432 小泉孫次郎 水車〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡堺村相原三七〇九番地

水車所在地 南多摩郡堺村相原字川島三二四七番地

〔業種〕 精穀業

搗臼(三斗張未滿) 四台

〔引用〕 境川堀用水路

〔沿革〕 明治三二年(一八九九) 一月売買

買主 神藤友次郎(南多摩郡堺村相原三七二二番地)

売主 小泉作右衛門(南多摩郡堺村相原三七〇五番地)

〔番地〕

明治四二年(一九〇九) 三月頭書人買受

433 小磯惣吉 水車〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡多摩村乞田四〇六番地

水車所在地 南多摩郡多摩村乞田字平戸四九九番地

〔業種〕 精穀業

搗臼(三斗張未滿) 九台

〔引用〕 〔乞田川〕

〔沿革〕 明治三六年(一九〇三) 四月頭書人買受

売主 峯岸峯藏(南多摩郡多摩村乞田七七四番地)

434 小出寅次郎 水車〔荏原郡〕

所有主住所 荏原郡大崎町上大崎四九九番地

水車所在地 荏原郡大崎町上大崎四九九番地

水車場 竪四間×横九間

〔規模〕 水輪径一丈八尺 上射

無堰

〔業種〕 精米業(營業用)

搗臼(四斗張) 一八台

〔引用〕 玉川上水三田用水大崎分水路

〔沿革〕 明治一五年(一八八二) 五月継年期

明治一八年(一八八五) 一二月業種變更

搗臼(四斗張) 二七台

搗臼(二斗張) 二台

〔前〕 搗臼一五台

明治一九年(一八八六) 一二月讓渡

讓受人 外山角次郎(芝区三田京町二丁目三七番地)

讓主 井上菊次郎(芝区愛宕下町四丁目一番地)

明治二四年(一八九一) 六月頭書水輪径、業種變更

(前) 水輪径一丈七尺 中射

搗臼(四斗張) 二四台

搗臼(二斗張) 二台

明治三四年(一九〇一) 九月売渡

買主 永羽三五郎(荏原郡大崎町上大崎四九九番地)

地)

明治四〇年(一九〇七)一月売渡

買主 桜井武雄(荏原郡大崎村上大崎四九九番地)

明治四二年(一九〇九)三月相続

相続人 桜井ハナ(荏原郡大崎村上大崎四九九番地)

明治四二年(一九〇九)四月頭書業種に変更

搗臼(四斗張)二一台

(前)搗臼(二斗張)六台

挽臼(一尺五寸未満)一台

明治四四年(一九一一)二月売渡

買主 外山兼次郎(芝区三田金町一丁目三七番地)

明治四五年(一九一二)一月頭書人買受

435 肥沼鉄三郎 水車 [北多摩郡]

所有主住所

水車所在地

〔業種〕

北多摩郡東村山村南秋津九八九番地
北多摩郡東村山村南秋津字上ノ山九六〇番地
精穀業(営業用)

搗臼(三斗張未満)二四台

〔沿革〕 明治三五年(一九〇二)一月業種変更

搗臼(三斗張未満)一九台

(前)搗臼(三斗張未満)一六台

明治四二年(一九〇九)一月頭書業種に変更

436 河野栄次郎 水車 [北豊島郡]

所有主住所

水車所在地

〔規模〕

〔業種〕

北豊島郡板橋町下板橋八八八番地
北豊島郡板橋町下板橋二〇〇七番地
水輪径二丈四尺 木製
精米業

〔引用〕

千川上水悪水路(板橋火葉製造所之有樋口ヨリノ流水中板橋町大字下板橋二〇〇七番地先流水)

〔沿革〕

明治三七年(一九〇四)一月新設

437 河野貞次郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所

水車所在地

〔規模〕

〔業種〕

埼玉県入間郡精明村川崎一九番地
西多摩郡三田村沢井下分二〇五番地
検定馬力一・五〇五
精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(三斗張以上)八台

搗臼(三斗張未満)一台

〔沿革〕
 挽臼（一尺五寸以上）一台
 挽臼（一尺五寸未満）一台
 明治維新以前創業
 明治三十八年（一九〇五）一二月頭書業種に変更

〔規模〕
 搗臼（三斗張以上）八台

〔前〕
 挽臼（一尺五寸以上）一台
 挽臼（一尺五寸未満）一台

438 河野寅次郎 水車 〔荏原郡〕

所有主住所 荏原郡品川町北品川宿六三一番地

水車所在地 荏原郡品川町北品川宿字小関耕地六一一番地

水車場 木造平屋建

〔規模〕
 水輪径八尺 木製

伏樋横二尺 長一九間

堰高一尺五寸

〔業種〕
 精穀業（營業用）

搗臼（四斗張）六台

搗臼（二斗張）三台

〔引用〕
 玉川上水三田用水品川分水路

〔沿革〕
 明治四十一年（一九〇八）三月新設

439 河野仲次郎 水車 〔荏原郡〕

所有主住所 荏原郡世田ヶ谷村若林二七番地

水車所在地 荏原郡世田ヶ谷村若林字下山谷三番地

水車場 建坪三一坪

〔規模〕
 水輪径一丈六尺

堰高四尺五寸

檢定馬力〇・五三三（製綿分）

〔業種〕
 精米業（營業用） 製綿業

搗臼（四斗張）四台

製綿荒切り器械二台

製綿仕揚ヶ器械二台

玉川上水烏山分水路

〔引用〕
 明治一四年（一八八二）九月（新設）許可

〔沿革〕
 明治二八年（一八九五）四月頭書人相続

被相続人 河野徳之助（荏原郡世田ヶ谷村若林二

七番地）

明治二九年（一八九六）八月業種変更

搗臼（四斗張）四台

搗臼（一斗張）五台

挽臼（一尺七寸）一台

挽臼（一尺四寸）一台

搗臼（四斗張）三台

搗臼（三斗張）四台

440 河野浜吉 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡恩方村上恩方四〇七番地
 水車所在地 南多摩郡恩方村上恩方字佐戸三五七番地
 地目 藪

[規模] 水輪径一丈八尺 幅二尺五寸 木製
 樋口堅三寸 横三〇六尺 長九〇間
 [業種] 精穀業 製粉業

[引用] 擣臼(二斗張) 一二台
 挽臼(一尺二寸) 二台
 浅川

[沿革] 明治四〇年(一九〇七) 五月新設

441 小坂定次郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡浅川村上柗田三二六九番地
 水車所在地 南多摩郡浅川村上柗田字山下三一五二番地
 地目 畦畔内

(前) 擣臼(一斗張) 七台

挽臼(一尺七寸) 一台
 挽臼(一尺四寸) 一台

明治三七年(一九〇四) 一〇月頭書業種に変更

442 小坂新太郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡浅川村上柗田三〇六六番地
 水車所在地 南多摩郡浅川村上柗田三〇六六・三〇六七番地
 地目・面積 宅地 三畝二七步

[規模] 水輪径一丈 幅一尺
 樋口堅四寸 横七寸 長五間五分
 平常水深一寸

水路深三尺 幅三尺 長一間
 無堰

[業種] 馬力〇・〇〇四
 紡績撚糸業

[引用] 撚糸和製器械一台
 浅川分水路(浅川ノ上源ニアル溪流ヨリ分水セル幅
 員二尺未滿ノ灌溉水路)

水車八回転スルト共ニ五步角鉄線回転シ室内装置

[規模] 水輪径一丈

樋口堅三寸 横三寸五分
 水深一寸

[業種] 紡績業

[引用] 案内川
 明治二七年(一八九四) 五月新設

ノ撚糸器械ヲ運転セシム

〔沿革〕 明治三五年（一九〇二）二月新設

443小坂道太郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡浅川村上柵田三五二番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上柵田字中沢三五二四番地口号

地目・面積 宅地 三步

〔規模〕 水輪径九尺

樋口竪八寸 横一尺二寸

平常水深四寸

〔業種〕 精穀業（営業用）

擣臼（三斗張未満）二台

〔引用〕 〔案内川〕

〔沿革〕 明治二七年（一八九四）二月頭書人譲受

讓主 小坂長一（南多摩郡浅川村上柵田三五二二番地）

明治三七年（一九〇四）九月廢業

444小島ケイ 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡八王子町小門一〇番地

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字柳橋七九七番地

地 目 田

水車場 間口五間×奥行四間 木造板葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈 幅二尺 木製

樋口横三尺 長二間

分水路深四寸

〔業種〕 紡績業

八丁二台

糸操台一六台

下夕卷一挺

〔引用〕

川口川柳橋分水路（南多摩郡小宮村西中野字柳橋川口川ヨリ流入スル小宮村柳橋田用水路）

〔沿革〕 明治四三年（一九一〇）七月新設

445小島小三郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡浅川村上長房一一五四番地寄留

水車所在地 南多摩郡浅川村上長房一一一三番地

地 目 宅地

〔規模〕 水輪径一丈一尺五寸 幅一尺五寸 木製

樋口横二尺 長三間

平常水深三寸

水路深三尺 幅五尺 長一間

〔業種〕 紡績撚糸業

擦糸和製器械二台

〔引用〕 小仏川

一 水車場八宅地内ヲ幅五尺長サ二間高三尺掘崩シ兩側ヲ石垣ニテ築立徑一丈一尺五寸幅一尺五寸ノ車輪ヲ仕懸ケ、之レニ六分ノ角鉄線ヲ使用シテ水車ノ回転スルト共ニ室内装置ノ擦糸諸器械ヲ運轉セシム。 発用水ハ直チニ河流ニ合流シテ少シモ他ニ障害ノ虞ナシ

〔沿革〕 明治四四年（一九一）五月新設

地目・面積 郡村宅地 三反一畝一一步

水車場 豎二間×横三間

〔規模〕 水輪徑一丈二尺

樋口豎三尺三寸 横三尺

平常水深八寸

〔業種〕 紡績業

紡績器械一組

〔引用〕 元八王子村下巻分方田用水路

〔沿革〕 明治二七年（一八九四）三月業種変更

搗臼九台

挽臼一台

（前） 搗臼一〇台

挽臼一台

明治二九年（一八九六）六月業種変更

搗臼（三斗張未滿）一〇台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

紡績器械一組

明治三四年（一九〇一）九月頭書業種に変更

446 小島繁太郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡南村高ヶ坂五五四番地

水車所在地 南多摩郡南村高ヶ坂五五四番地

〔規模〕 水輪徑七尺五寸

〔業種〕 紡績業

〔沿革〕 明治三〇年（一八九七）一二月新設

明治三五年（一九〇二）二月廢業

447 小島太之助 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡元八王子村下巻分方一〇六五番地

水車所在地 南多摩郡元八王子村下巻分方字叶谷一〇六五番地

448 小島忠治 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡小宮村西中野一〇〇三番地

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字根付屋敷通二〇四〇番地

地 目 畑
水 車 場 間口五間×奥行三間三尺 木造板葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈 幅一尺五寸 木製

樋口竪四寸 幅三尺 長二間

檢定馬力〇・〇一〇三

〔業種〕 紡績業

八丁二台

糸操台一六台

〔引用〕 小宮村仲田分水路(南多摩郡小宮村西中野森林ヨリ

湧出スル字仲田田用水)

〔沿革〕 明治四二年(一九〇九) 八月新設

〔引用〕 浅川大和田分水路(南多摩郡小宮村西中野字安戸地

先浅川ヨリ流入ル大和田田用水)

〔沿革〕 明治四四年(一九一〇) 五月新設

450 小島与五左衛門 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡鶴川村小野路九二一番地

水車所在地 南多摩郡鶴川村小野路字宿九二〇番地

地目・面積 藪 四畝六歩

水 車 場 間口一間五寸×奥行一間一尺五寸 麦殼葺平屋建

〔規模〕 水輪径九尺

樋口竪五寸 横七寸

平常水深二寸

〔業種〕 精穀業

搗臼(三斗張未滿)二台

〔引用〕 小野路川―小野路谷ノ水路ヨリ分水ヲナス為ニ小溝

ヲ開鑿シ之レニヨリ流入ニテ動力ヲ起ス―

〔沿革〕 明治三四年(一九〇二) 六月新設

449 小島富太郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡八王子町小門一〇番地

水車所在地 南多摩郡小宮村大和田字下和田一三三五番地

地 目 田

水 車 場 間口四間三尺×奥行三間三尺 木造板葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈五尺 幅三尺 木製

樋口横四尺 長二間

水深四寸

〔業種〕 精穀業

搗臼(三斗張未滿)一二台

小杉由太郎 水車 [荏原郡]

所有主住所 荏原郡目黒村上百黒一九二一番地

451 一番水車

水車所在地

荏原郡目黒村上目黒字伊勢崎一九二一番地

〔規模〕

水輪径二丈

堰高六尺五寸五分

〔業種〕

精穀業（営業用）

搗臼（四斗張）二七台

搗臼（二斗張）二台

〔引用〕

目黒川・蛇崩川落合悪水路

〔沿革〕

明治一四年（一八八一）八月継年期

明治一九年（一八八六）一月業種変更

搗臼（四斗張）二二台

搗臼（二斗張）七台

（前）搗臼（四斗張）二二台

搗臼（一斗張）一二台

明治二四年（一八九一）一月業種変更

搗臼（四斗張）二四台

搗臼（二斗張）三台

明治二九年（一八九六）七月業種変更

搗臼（四斗張）一五台

搗臼（二斗張）二台

挽臼（一尺八寸）二台

明治三七年（一九〇四）一月頭書業種に変更

水車所在地

荏原郡目黒村上目黒字伊勢崎一九二一番地
郡村宅地

〔規模〕

水輪径二丈

堰高六尺五寸五分

〔業種〕

精穀業 製粉業（営業用）

搗臼（四斗張）一二台

搗臼（二斗張）二台

挽臼（一尺八寸）二台

〔引用〕

目黒川悪水路

明治一四年（一八八一）八月継年期

明治一九年（一八八六）一月業種変更

搗臼（四斗張）二四台

搗臼（二斗張）一二台

（前）搗臼（四斗張）二二台

搗臼（一斗張）六台

明治二〇年（一八八七）二月業種変更

搗臼（四斗張）二七台

搗臼（二斗張）一〇台

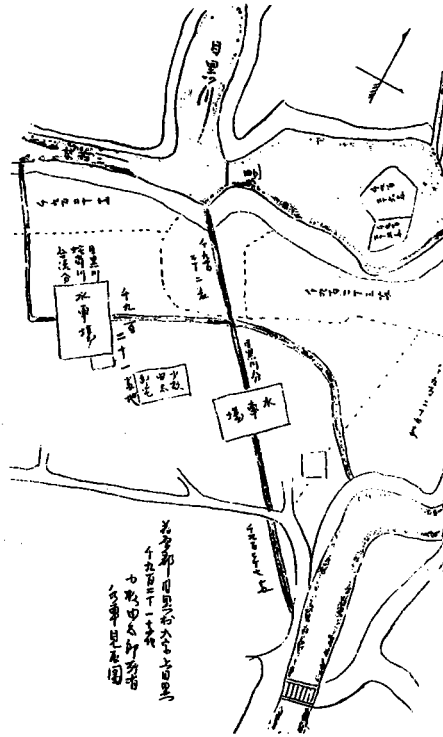
明治二四年（一八九一）七月頭書水輪径、業種変更

（前）水輪径一丈九尺

搗臼（四斗張）一八台

搗臼（二斗張）三台

挽臼（一尺八寸）二台



(参考)
〔水車現況図〕

明治二九年(一八九六)七月業種変更

搦臼(四斗張)六台

挽臼(一尺八寸)二台

挽臼(一尺七寸)一台

明治三四年(一九〇二)一月頭書業種に変更

453 後藤謙次郎 水車 (北豊島郡)

所有主住所 北豊島郡下板橋宿一〇七七番地

水車所在地 北豊島郡下板橋宿字水道向(一〇七七番地)

〔引用〕 千川上水路

〔沿革〕 明治二年(一八七九)七月新設

454 後藤恕作 水車 (荏原郡)

所有主住所 荏原郡大井村五八〇番地

水車所在地 荏原郡大井村字関ヶ原一二九八番地

〔規模〕 水輪径二尺 鉄製トロバイン式水車(タービン)

堰高六尺 幅九尺

馬力一〇・〇

〔業種〕 精穀業(営業用)

〔引用〕 立会川悪水路

〔沿革〕 明治一五年(一八八二)四月継年期

明治二〇年(一八八七)四月業種変更

搦臼(四斗張)二四台

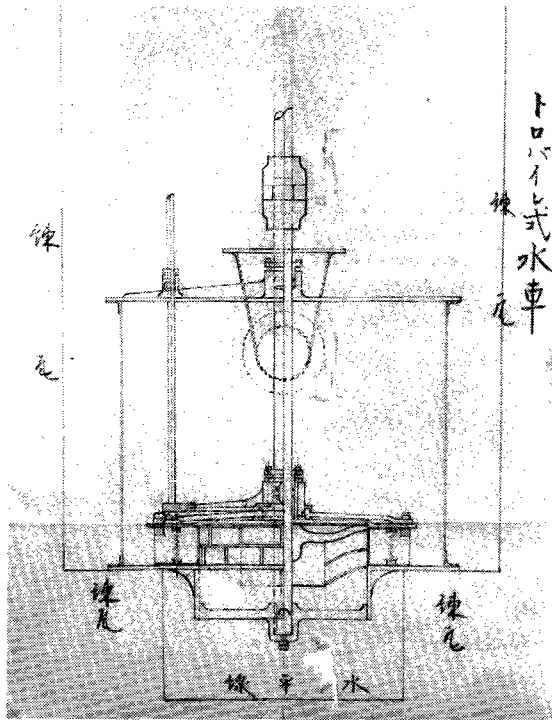
搦臼(二斗張)六台

搦臼(一斗張)一台

(前)搦臼(四斗張)一七台

明治二年(一八八九)三月売買

買主 田中善吉(荏原郡大井村一八三一番地)



〔トロバイン式水車図〕

(参考)

売主 安田富次郎(荏原郡大井村五四七二番地)
 明治二七年(一八九四) 八月頭書人買受
 売主 安田金五郎(荏原郡大井村一三〇一番地)
 明治二八年(一八九五) 四月頭書規模等に変更
 水輪径一丈九尺

(前) 馬力五・三五四二
 擣臼(四斗張) 三三台
 擣臼(二斗張) 六台

456 後藤常吉 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡由井村打越二二八五番地
 水車所在地 南多摩郡由井村打越字下土入一四二三番地
 地目・面積 宅地 一反五畝二六歩
 水車場 間口八間×奥行三間三尺 木造萱葺平屋建
 [規模] 水輪径一丈九尺
 樋口 縦三尺二寸 横二尺八寸

[業種] 精穀業(営業用)
 [引用] 湯殿川
 [沿革] 明治二七年(一八九四) 二月頭書人買受
 売主 宮沢タツ(南多摩郡由井村片倉一七〇〇番地)

456 後藤秀四郎 水車 [四谷区]

所有主住所 牛込区市ヶ谷甲良町二番地寄留
 水車所在地 四谷区四谷内藤町一丁目一番地
 [規模] 水輪径二丈二尺
 [業種] 精米業(営業用)
 [引用] 擣臼(四斗張) 二四台
 玉川上水四谷大木戸吐捨路
 [沿革] 明治一九年(一八八六) 一二月新設
 明治二〇年(一八八七) 四月頭書人譲受

讓主 鈴木政治(南豊島郡内藤新宿一丁目三番地)

明治二年（一八八八）一二月水路変更
明治二九年（一八九六）三月廃業

457 小場石喜久太郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡七生村平山三〇八四番地

水車所在地 南多摩郡七生村平山字四号五二二番地

地目・面積 郡村宅地 五畝二六歩

[規模] 水輪径一丈四尺

樋口 縦二尺 横三尺五寸

水深四尺

[業種] 精穀業 製粉業（営業用）

搗臼（三斗張未満）一五台

挽臼（一尺五寸以上）一台

[沿革] 明治三三年（一九〇〇）一二月頭書業種に変更

搗臼（三斗張未満）一七台

（前）挽臼（一尺五寸以上）一台

明治三五年（一九〇二）一〇月頭書人相続

被相続人 小場石関次郎（父）

458 小林浅太郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡松原村二七二二番地

水車所在地 西多摩郡松原村字三都郷七三二二番地

地目 山林

水車場 間口一間×奥行一間二尺 木造家屋

[規模] 水輪径一丈 幅八寸 齒数三〇枚 上射

樋口 縦四寸 横六寸 長一〇間

平常水深二寸

堰幅三尺

檢定馬力〇・七六

[業種] 精穀業

搗臼（二斗張未満）二台

[引用] 萱倉沢

一 沢止堰ノ構造ハ幅三尺ナルモ沢水ハ峻坂ノ急流ニ
落子滝ト称スル場所ニ樋口ヲ据付導クニ因リ高サハ
平面ト均一ニシテ別ニ異状ナキガ故ニ設計等無之

[沿革] 明治三九年（一九〇六）八月新設

459 小林磯吉 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡鶴川村小野路一七七番地

水車所在地 南多摩郡鶴川村小野路字方松寺谷三六一番地

地目・面積 田 二四歩

水車場 間口一間×奥行一間 木造杉皮葺板張平屋建

[規模] 水輪径九尺

樋口 竪五寸 横七寸

平常水深二寸

〔業種〕

精穀業

搗臼 (三斗張未滿) 二台

〔引用〕

鶴川村小野路区沢之谷排水路(本人所有地内ニシテ溪流ヨリ流出スル清水ヲ排除スル為設ケアリシ小溝ヲ利用スル)

〔沿革〕

明治三四年(一九〇一) 六月新設

460 小林市太郎 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡西多摩村羽五七八番地

水車所在地 西多摩郡西多摩村羽字根搦前九七七番地口号

地目・面積 宅地 二八歩

〔規模〕

水輪径一丈五尺
樋口 竪一尺二寸 横三尺
平常水深四寸

〔業種〕

精米業 製粉業 (営業用)
搗臼 (三斗張未滿) 一八台

挽臼 (一尺五寸以上) 一台

挽臼 (一尺五寸未滿) 二台

〔引用〕

羽村田用水路

天保一〇年(一八三九) 一二月新設

明治三一年(一八九八) 四月焼失

明治三二年(一八九八) 五月再設

水輪径一丈五尺

樋口 竪一尺 横四尺

平常水深五寸

搗臼 (三斗張未滿) 八台

挽臼 (一尺三寸) 一台

水輪径九尺

樋口 竪一尺 横三尺

(前) 平常水深八寸

搗臼八台

挽臼 (一尺三寸) 一台

明治三三年(一八九九) 五月業種変更

搗臼 (三斗張未滿) 一六台

挽臼 (一尺五寸以上) 一台

挽臼 (一尺五寸未滿) 一台

明治三七年(一九〇四) 二月頭書規模等に変更

461 小林岩三郎 水車 (荏原郡)

所有主住所 荏原郡駒沢村下馬引沢一三五番地

水車所在地 荏原郡駒沢村下馬引沢字平川一九九番地

地目・面積 田(麦畑) 五畝二七歩

水車場 間口二間五尺×奥行一間三尺 木造柿葺建

〔規模〕 水輪径一丈二尺 木製

樋口竪八寸 横二尺八寸 長二間

〔業種〕 精穀業

搗臼(二斗張) 四台

〔引用〕 (駒沢村) 用悪水路

〔沿革〕 明治四一年(一九〇八) 一月新設

462 小林玄次郎 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡神代村金子一四〇八番地

水車所在地 北多摩郡神代村金子字本山一二二番地口号

地目・面積 宅地 一畝一四步

〔規模〕 水輪径一丈八尺

樋口竪九寸五分 横一尺七寸五分

水深三寸

〔業種〕 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(三斗張未滿) 一六台

挽臼(一尺五寸以上) 二台

挽臼(一尺五寸未滿) 一台

〔引用〕 玉川上水深大寺組合用水大町分水路

〔沿革〕 明治三二年(一八九九) 一月業種變更

搗臼(三斗張未滿) 一一台

挽臼(一尺五寸以上) 二台

463 小林幸平 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡古里村小丹波二五五番地

水車所在地 西多摩郡古里村棚沢字寺沢九三〇番地口号

水車場 間口三間×奥行八間

〔規模〕 水輪径一丈二尺 幅二尺五寸 木製

樋口竪六寸 横二尺

有堰

檢定馬力二・七七二

〔業種〕 精穀業 製材業

搗臼(三斗張以上) 二台

搗臼(三斗張未滿) 三台

丸鋸(径三尺五寸) 一台

丸鋸(径二尺) 一台

〔引用〕 入川(西多摩郡古里村棚沢入川溪流)

〔沿革〕 明治四二年(一九〇九) 一月新設

(前) 搗臼(三斗張未滿) 一〇台
挽臼(一尺五寸以上) 一台

明治三五年(一九〇二) 五月業種變更

搗臼(三斗張未滿) 一六台

挽臼(一尺五寸以上) 二台

明治三六年(一九〇三) 五月頭書業種に變更

464 小林権之助 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡拜島村二〇五八番地

水車所在地 北多摩郡拜島村字多摩辺二〇〇四番地

地目・面積 郡村宅地 二畝二二步

[規模] 水輪径一丈一尺五寸

樋口竪一尺二寸 横三尺

[業種] 精穀業(営業用)

搗臼(三斗張未滿)三台

[引用] [玉川上水拜島分水路]

[沿革] 明治三七年(一九〇四)二月頭書人讓受

讓主 目黒忠蔵(北多摩郡拜島村二〇〇四番地)

465 小林捨三 水車 [西多摩郡]

所有主住所 埼玉県入間郡東吾野村井上一八番地

水車所在地 西多摩郡小曾木村富岡字はげ下五三八番地

地目・面積 郡村宅地 五畝二二步

[規模] 水輪径一丈四尺

樋口竪六尺 横六尺

平常水深五寸

検定馬力一・三六三

[業種] 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(三斗張以上)四台

搗臼(三斗張未滿)九台

挽臼(一尺五寸以上)二台

挽臼(一尺五寸未滿)一台

成木川分水路

[沿革] 明治二八年(一八九五)一月売買

買主 加藤権兵衛(埼玉県高麗郡高麗村高木二番地)

賣主

西村周左右(埼玉県高麗郡精明村小久保二番地)

番地)

明治二八年(一八九五)一月業種変更

搗臼(三斗張以上)四台

搗臼(三斗張未滿)九台

搗臼(三斗張以上)一台

搗臼(三斗張未滿)一四台

(前)

挽臼(一尺五寸以上)三台

挽臼(一尺五寸未滿)一台

明治三三年(一九〇〇)七月頭書人買受

明治三八年(一九〇五)一二月頭書業種に変更

466 小林真一 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡由木村東中野一九八番地

水車所在地 南多摩郡由木村東中野字四号一九二番地二号

地目・面積 山林 四歩(宅地成予定)
水車場 間口六尺×奥行七尺 木造草葺平屋建

〔規模〕 水輪径六尺 木製

樋口縦六寸 横一尺

土俵堰高六尺 幅七尺

〔業種〕 精穀業

搗臼(一斗三升張)二台

〔引用〕 谷戸川(由木村東中野字六号ノ山間ヨリ湧出スル)

〔沿革〕 明治四四年(一九一〇)一月新設

467 小林利政 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡多摩村落合五五三番地

水車所在地 南多摩郡多摩村落合九六九番地

水車場 間口一間三尺×奥行一間三尺

〔規模〕 水輪径九尺四寸 幅一尺四寸 木製

樋口横一尺六寸

水深一寸

〔業種〕 精穀業

搗臼(一斗三升張)二台

〔引用〕 落合川

〔沿革〕 明治三九年(一九〇六)五月新設

小林初五郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡八王子町元子安七八八番地

468 一番水車

水車所在地 南多摩郡八王子町元子安字石神七八九番地

〔規模〕 水輪径九尺五寸

樋口縦八寸 横三尺

平常水深八寸

馬力〇・一二

〔業種〕 紡績業

〔引用〕 (石神田用水路)

〔沿革〕 明治二七年(一八九四)二月讓渡

讓受人 浜村与五右衛門(南多摩郡八王子町元子安八八番地)

讓主 西村茂三郎(南多摩郡八王子町八日九二番地)

明治三七年(一九〇四)一月相続

相続人 浜村重吉(長男)

共有相続人 西村芳太郎(南多摩郡八王子町八日九二番地)

共有被相続人 西村伊三郎(南多摩郡八王子町八日九二番地)

日九二番地)

明治三八年(一九〇五)五月売渡

買主 松宮暹(南多摩郡八王子町元子安一五五三番地)

番地)

明治三十九年（一九〇六）六月頭書人買受

469 二番水車

水車所在地 南多摩郡八王子町元字安字石神七八八番地

地 目 宅地

〔規模〕 水輪径一丈 幅一尺八寸 木製

樋口横二尺五寸 勾配一間二付一寸五分

水深五寸

検定馬力〇・四四二

〔業種〕 紡績業

八丁二台

糸操台一二台

下夕卷一挺

〔引用〕 石神田用水路

〔沿革〕 明治四五年（一九一二）四月新設

470 小林正雄 水車

所有主住所 南多摩郡八王子町元字安七七八番地

水車所在地 南多摩郡八王子町元字安字河原淵一九一〇番地イ号

地 目 市街宅地

〔規模〕 水輪径一丈 幅一尺八寸 木製

樋口竖五寸 横二尺五寸 長三間 勾配六尺二付一

寸

検定馬力〇・三四六

〔業種〕 紡績業

八丁四台

糸操台二〇台

下夕卷一挺

〔引用〕 河原淵用水路

一 毎年五月八日ヨリ九月二〇日迄田地耕作中引用セ

ス

〔沿革〕 明治四〇年（一九〇七）三月新設

明治四二年（一九〇九）四月頭書人買受

売主 鈴木定次郎（南多摩郡八王子町元横山三七

三番地）

471 小林正申 水車

所有主住所 南多摩郡八王子町寺町五番地

水車所在地 南多摩郡横山村散田五一七番地

〔規模〕 水輪径一丈二尺 幅二尺 木製

樋口竖五寸 横二尺 長一間四尺 勾配一間二付一

寸五分

〔業種〕 紡績撚糸業

和製撚糸器械一台

〔引用〕

浅川上柵田分水路（南多摩郡浅川村上柵田字原ヨリ
同郡横山村散田字新地ニ至ル私設共用水路）

樋ノ外側ニ二柱ヲ建設シ之ニ水車軸ヲ架シ水車輪
ノ回転スルト共ニ室内装置ノ燃糸器械ヲ運転スル

〔沿革〕

大正六年（一九一七）三月新設
大正九年（一九二〇）二月廢業

472 小林峰吉 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡加住村高月一七二番地

水車所在地 南多摩郡加住村高月字松原三八番地

地目 宅地

水車場 間口六間×奥行三間三尺 木造杉皮葺平屋建

〔規模〕

水輪径一丈 幅一尺五寸 木製
樋口横二尺五寸 勾配一間二付二寸下り

水深八寸

水路幅三尺 長三間

〔業種〕

精穀業 製粉業
搗臼（二斗張）七台

挽臼（一尺五寸未満）一台

〔引用〕

秋川高月分水路（南多摩郡加住村高月中里ヨリ入り
堀部虎吉、石川小八水車ヲ經南多摩郡加住村高月字

滝前ニ至リ多摩川ニ合ス）

〔沿革〕

明治三八年（一九〇五）九月売買
買主 堀部虎吉（南多摩郡加住村高月一七二番

地）

売主 小林惣八（南多摩郡加住村高月一七二番

地）

明治四五年（一九一二）二月頭書規模等に変更

申請 頭書人小林峰吉

水輪径九尺

搗臼（二斗張）六台

〔前〕

473 小林与助 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡松原村四四〇二番地

水車所在地 西多摩郡松原村四四〇二番地

〔規模〕

水輪径一丈一尺
精穀業 製粉業

〔業種〕

搗臼三台
挽臼一台

〔沿革〕

明治一八年（一八八五）四月（新設）許可
明治三四年（一九〇一）一月頭書業種に変更

〔前〕不明

474 小稗仙太郎 水車〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡忠生村図師一三六七番地

水車所在地 南多摩郡忠生村図師字七号三五四番地

〔規模〕 水輪径一丈五寸

〔業種〕 精穀業

搗臼(二斗張未滿)六台

〔引用〕 〔小山田川〕

〔沿革〕 明治三五年(一九〇二)一〇月頭書人相続

被相続人 小稗小左衛門(父)

スル流水

〔沿革〕 大正四年(一九一五)六月新設

476 小嶺卯八 水車〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡成木村下成木上分三二八番地

水車所在地 西多摩郡成木村下成木上分字中里(三二八番地)先

地 目 川敷(官有地)

水車場 建坪一坪五合

〔規模〕 水輪径六尺八寸

樋口横二尺 長二尺

水深五寸

堰高八寸 長三〇間

〔業種〕 精穀業

搗臼(八升張)二台

〔引用〕 成木川

出水ノ節ハ臼杵車輪共陸地ニ可引上

〔沿革〕 明治三七年(一九〇四)五月新設

475 小町浅次郎外四名共有 水車〔南多摩郡〕

惣代人住所 南多摩郡小宮村北平二五九番地

水車所在地 南多摩郡小宮村北平字宮前二五九番地

地 目 宅地

水車場 間口二間×奥行一間三尺 木造茅葺平屋建

〔規模〕 水輪径八尺 幅一尺 木製

樋口横一尺 長一間

水深三寸

無堰

〔業種〕 精穀業

搗臼(三斗張未滿)二台

〔引用〕 峰ノ入―南多摩郡小宮村北平字峰ノ入山間ヨリ湧出

477 小峰五左衛門 水車〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡明治村入野一〇〇五番地

水車所在地 西多摩郡三ツ里村入野九九二番地

〔規模〕 水輪径九尺
〔業種〕 精穀業

搗臼二台

〔沿革〕 明治三〇年（一八九七）三月廢業

478 小嶺定右衛門 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡成木村下成木上分三〇九番地

水車所在地 西多摩郡成木村下成木上分字中里三五六番地

〔規模〕 水輪径一丈

〔業種〕 精穀業

搗臼二台

〔引用〕 〔成木川〕

〔沿革〕 明治二七年（一八九四）三月廢業

小峰半兵衛 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡松原村八〇三一番地寄留

479 一番水車

水車所在地 西多摩郡松原村字神戸八〇一七番地イ・ロ号合併四

号

地目 山林

水車場 間口五間×奥行二間

〔規模〕 水輪径一丈八尺 幅三尺 齒數六四枚下射（押車）

樋口豎八寸 横二尺六寸 長五間

平常水深五寸

水路長一五間

堰高四尺 幅六間

馬力一〇・二八五

〔業種〕 製材業

木挽機械

〔引用〕 神戸川（秋川支流）

― 神戸川ノ沿岸ニテ流水ヲ岩石ヲ以テ堰上ケ新タニ

水路ヲ穿チ引入ル、ノ設計―

〔沿革〕 明治三三年（一九〇〇）一〇月新設

明治三六年（一九〇三）三月讓渡

讓受人 森田竹之助（西多摩郡五日市町五日市六

六番地）

讓主 川村清一郎（西多摩郡檜原村三六一七番地

寄留）

明治四一年（一九〇八）五月頭書人讓受

480 二番水車

水車所在地 西多摩郡水川村字神戸八〇三一番地

地目 山林

水車場 間口五間×奥行三間

〔規模〕

水輪径三尺二寸 ノツズル・ホキール式水車
タンク六尺立方

算竪一尺 横一尺五寸 長一〇〇間

平常水深五寸

堰高六尺 幅四間

検定馬力一四・六六

〔業種〕

製材業

鋸木挽機械

〔引用〕

神戸川

〔沿革〕

明治三四年（一九〇二）七月新設

明治四一年（一九〇八）九月廃業

（参考一）

水車馬力検定復命書

西多摩郡氷川村百四十九番地

木挽営業

小峰半兵衛

水車所在地

同郡松原村字神戸八千〇三十一番地

右水力試験ノ結果左記馬力ヲ検定ス。

馬力十四・六六

命ニ依リ再調査ヲ遂ルニ、前記ノ通十四・六六ノ馬力ト相成申候。

本年六月ノ検定高一六・〇七四ニ対シ一・四一四ノ減力トナル。右

ハ曩ニ調査ノ節ハ蓋シ霖雨増水ノ際平水位ヲ知ルニ準拠スヘキ処ナ

カリシヨリ、水位ヲ予測セシモノニ外ナラサルヘシ。平水位定マル

今日ニテハ精確ノ調査ヲ遂ケ得ルヲ以テ前記ノ通異動ヲ生シタル義

ニ付、馬力更正方御取斗有之度此段復命仕候也。

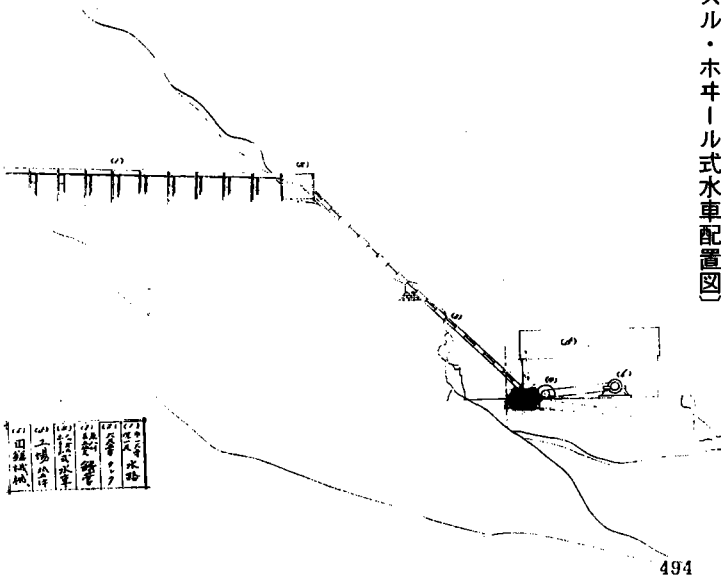
明治三十五年十月十日

第二課長技師 杉谷幸藏殿

技手 岡本金雄

（参考二）

〔ノツズル・ホキール式水車配置図〕



481小峰宮太郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡水川村一四九番地

水車所在地 西多摩郡松原村字数馬七〇九〇番地八号

地目 山林

水車場 間口五間×奥行三間

[規模] 水輪径二尺四寸 ノズル・ホキール式水車

樋口竪七寸 横一尺 長五〇間

平常水深五寸

堰高八尺 幅四間

[業種] 製材業

円鋸木挽機械

[引用] 南秋川一舟筏ノ通サル溪流一

[沿革] 明治四二年(一九〇九)一〇月新設

482小宮弥一郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡七生村程久保四五七番地

水車所在地 南多摩郡七生村程久保字九号四三二番地二号

地目・面積 郡村宅地 一〇歩

[規模] 水輪径一丈二尺 滝落二尺五寸

樋口竪二尺 横三尺

水深三寸

水路深四間三尺 幅四尺

無堰

[業種] 精穀業

搗臼(三斗張未満)三台

[引用] [七生村] 私設用水路

[沿革] 明治三六年(一九〇三)五月新設

483小室福太郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡八王子町横山一六〇番地

水車所在地 南多摩郡八王子町元子安字石神七九一番地

[規模] 水輪径九尺五寸

樋口竪八寸 横三尺

平常水深八寸

馬力〇・二〇

[業種] 紡績業

[引用] [石神田用水路]

[沿革] 明治二七年(一八九四)二月讓渡

讓受人 浜村与五右衛門(南多摩郡八王子町元子

安六八番地) 共有讓受人西村伊三郎(南多摩郡

八王子町八日九二番地)

讓主 西村茂三郎(南多摩郡八王子町八日九二番

地)

明治三七年(一九〇四)十一月共有人同時相統

相続人 浜村重吉(長男)

相続人 西村芳太郎(南多摩郡八王子町八日九二番地)

明治三十八年(一九〇五)五月一括売渡

買主 松宮運(南多摩郡八王子町元子安一五五三番地)

明治三十八年(一九〇五)七月頭書人買受

484小室并蔵 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡小宮村大和田一二六〇番地

水車所在地 南多摩郡小宮村大和田字下和田一一九六番地

地目 田

水車場 間口七間×奥行四間 木造板葺平屋建

[規模] 水輪径一丈 幅二尺 木製

樋口横二尺 長二間

検定馬力一・五九六

[業種] 紡績業

八丁四台

糸操台三二台

下夕卷三挺

[引用] 浅川大和田分水路(南多摩郡小宮村西中野字安戸浅

川ヨリ流入スル大和田田用水)

[沿革] 明治四一年(一九〇八)五月新設

小室又右衛門 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡七生村平山二二三四番地

485一番水車

水車所在地 南多摩郡七生村平山字二〇号二二四一番地

地目・面積 郡村宅地 四畝一五歩

[規模] 水輪径一丈二尺

樋口竖一尺八寸 横三尺

[業種] 精穀業(営業用)

擣臼二六台

[引用] [七生村平山田用水路]

[沿革] 明治二九年(一八九六)四月頭書業種に変更

(前)擣臼二四台

486二番水車

水車所在地 南多摩郡七生村平山二〇号二二四五番地

地目 宅地

[規模] 水輪径一丈二尺 幅二尺 木製

樋口竖一尺 横八寸 長一間 勾配一間二付一寸

平常水深七寸

[業種] 紡績業

八丁五台

〔引用〕 〔七生村平山田用水路〕

〔沿革〕 大正五年（一九一六）六月新設

487 込谷就賢 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡小宮村西中野五九六番地

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字金子田九六六・九六七番地

〔規模〕 檢定馬力一・三三三六

〔業種〕 精穀業 紡績業

搗臼（三斗張未滿）一二台

紡績器械二台

〔引用〕 〔小宮村金子田用水路〕

〔沿革〕 明治三六年（一九〇三）三月頭書業種に変更

〔前〕 搗臼（三斗張未滿）一二台

挽臼一台

488 込谷正之 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡小宮村西中野五九六番地

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字根付屋敷通六三六番地

地目 宅地

水車場 間口四間×奥行三間 木造板葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈 幅二尺 木製

樋口横二尺 長一間三尺

檢定馬力〇・〇四七四

〔業種〕 紡績業

八丁一台

糸操台一四台

下夕卷一挺

〔引用〕

小宮村柳橋通田用水路―南多摩郡小宮村西中野字根付屋敷通ノ森林ヨリ湧出スルモノ

〔沿革〕 明治四二年（一九〇九）八月新設

489 小谷田甫 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡川口村下川口三二八六番地

水車所在地 南多摩郡川口村下川口字宮ヶ谷戸二二七二番地

地目・面積 郡村宅地 二畝二四歩

〔規模〕 水輪径一丈二尺

樋口竖三尺 横三尺

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼四台

〔沿革〕 明治二七年（一八九四）二月頭書人讓受

讓主 小谷田兵五郎（南多摩郡川口村下川口四九

四番地）

小谷野貞助 水車〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡八王子町馬乘八七番地

490 一番水車

水車所在地 南多摩郡八王子町元子安字広町一四七四番地

〔規模〕 水輪径一丈 幅二尺八寸 木製

樋口横三尺五寸 勾配一間二付二寸

水深五寸

分水槽深五寸 幅四尺

〔業種〕 紡績業

八丁六台

糸操台五〇台

下夕卷三挺

〔引用〕 広町用水路

〔沿革〕 明治四五年（一九一三）二月新設

491 二番水車

水車所在地 南多摩郡八王子町元子安字広町一四七四番地

〔規模〕 樋口横三尺五寸 勾配一間二付二寸

水深五寸

〔業種〕 紡績業

八丁六台

糸操台五〇台

下夕卷三挺

〔引用〕 広町用水路

〔沿革〕 大正二年（一九一三）四月頭書業種に変更

〔前〕 擣臼一二台

492 小山新三郎 水車〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡大久野村二〇三番地

水車所在地 西多摩郡大久野村字幸神二〇四三番地

地目・面積 畑 三畝四歩

水車場 間口一間×奥行一間三尺

〔規模〕 水輪径一丈一尺 幅八寸 木製 上射

樋口竖八寸 横七寸 長一〇間

堰高七尺 幅二間 水車場ヨリ一〇間

〔業種〕 精米業

擣臼（三斗張未滿）四台

〔引用〕 幸神入沢（大久野村字幸神入ヨリ流出ノ沢水）

〔沿革〕 明治四〇年（一九〇七）四月新設

493 小山助太郎 水車〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡草花村七二〇番地

水車所在地 西多摩郡草花村七二〇番地

〔業種〕 精穀業

搗臼(三斗張未滿)二台

〔引用〕 水沢川

〔沿革〕 明治三二年(一八九九)五月廢業

495 小山惣次郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡大久野村四四二七番地

水車所在地 西多摩郡大久野村字松尾四四二七番地

地目・面積 宅地 一反二畝

〔業種〕 精穀業

搗臼(二斗張)二台

〔沿革〕 明治三二年(一八九九)六月頭書人相続

被相続人 小山清兵衛(父)

494 小山善太郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡恩方村小津九〇六番地

水車所在地 南多摩郡恩方村小津字むかい八九七番地

地目 芝地

水車場 間口二間×奥行二間

〔規模〕 水輪径一丈二尺 幅一尺五寸 木製

樋口横二尺 長二間

水深一寸五分

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼(二斗五升張)四台

挽臼(二尺一寸)一台

〔引用〕 小津川

一車台ヲ立テ其上ニ真棒ヲ載セ真棒片端ニゼンマイ

ヲ仕付ケ一方ハ搗臼用一方ハ挽臼用ニゼンマイヲ付

樋ノ水力ニテ回転使用スルモノナリ

〔沿革〕 大正二年(一九一三)一月新設

496 小山半左衛門 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡拝島村一八六一番地

水車所在地 北多摩郡拝島村字多摩辺一七七二番地

地目 郡村宅地

〔規模〕 水輪径八尺 木製

〔業種〕 精米業

搗臼(三斗張未滿)五台

〔引用〕 (玉川上水拝島分水路)

〔沿革〕 明治一七年(一八八四)二月(新設)許可

明治四一年(一九〇八)四月頭書業種に変更

(前)搗臼(三斗張未滿)三台

497 小山平太郎 水車 (北多摩郡)

所有主住所 北多摩郡田無町八二六番地

水車所在地 北多摩郡田無町字上向台一二二一番地二号

地目・面積 郡村宅地 一反五畝

水車場 間口三間×奥行三間

〔規模〕 水輪径一丈五尺

樋口 縦九寸 横八寸 長二間

平常水深三寸

堰高一尺五寸 幅三寸

〔業種〕 精穀業

搦臼(四斗張) 一台

搦臼(一斗張) 五台

〔引用〕 田無町悪水路(久留米村地内ヨリ田無町字向台・南

芝久保ヲ通流スル悪水路)

〔沿革〕 明治三十七年(一九〇四)一月新設

明治四一年(一九〇八)三月廃業

498 小山八十八外三五名共有 水車 (西多摩郡)

惣代人住所 西多摩郡草花村一七七一番地

水車所在地 西多摩郡草花村字折立下夕一九一〇番地

地目・面積 宅地 一畝

〔規模〕 水輪径八尺

扒樋 縦四尺 横八尺

平常水深三寸

〔業種〕 精穀業

搦臼四台

〔沿革〕 明治四三年(一九一〇)八月水車流失

〔参考〕

水車流失届

東京府西多摩郡草花村千七百七十一番地

願人 小山八十八外三十五人

一 水車ノ場所 東京府西多摩郡草花村字折立下夕千九百十番民

有地第一種宅地一畝歩ノ内 一ヶ所

此水車 一輪 差渡八尺

此ノ臼数 四柄

但シ扒樋 縦四尺 横八尺 平常水深三寸

右は洪水ノ為メ水車器械全部流失致シ候間、此段及御届候也。

明治四十三年八月三十日

東京府西多摩郡草花村千七百七十一番地

届出人 小山八十八^①

東京府知事 阿部浩殿

水

499 齊木喜三郎 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡久留米村小山四二番地

水車所在地 北多摩郡久留米村小山字久留米稻荷山四二番地

地目・面積 宅地 一反二畝二五歩

[規模] 水輪径一丈八尺

樋口 縦八寸 横三尺七寸

平常水深三寸

[業種] 精穀業(営業用)

擣臼(三斗張未滿) 九台

[沿革] 明治二七年(一八九四) 四月相続

相続人 高木喜三郎(北多摩郡久留米村小山四二番地)

被相続人 齊木喜左衛門(父)

明治三六年(一九〇三) 五月頭書業種に変更

擣臼(三斗張未滿) 六台

[前] 挽臼(一尺五寸以上) 二台

500 齊藤龜吉 水車 [荏原郡]

所有主住所 荏原郡平塚村戸越九八一番地

水車所在地 荏原郡平塚村戸越字敷清水一〇〇五番地

水車場 間口二間三尺×奥行三間

[規模] 水輪径一丈二尺

堰高一尺

[業種] 精穀業(営業用)

擣臼(二斗張) 三台

[引用] 品川用水戸越分水路

[沿革] 明治二〇年(一八八七) 一〇月新設

明治三〇年(一八九七) 一〇月継年期

501 齊藤シウ 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡小宮村大和田二一五三番地

水車所在地 南多摩郡小宮村大和田字上宅地添二一五三番地

地目 宅地

[規模] 水輪径七尺五寸 水輪径六尺(二ヶ所)

馬力〇・〇三一(前設分)

馬力〇・〇二(後設分)

[業種] 紡績業

紡績器械二台

[引用] [浅川大和田分水路]

〔沿革〕 明治三十九年（一九〇六）三月頭書規模等に分車

水輪径七尺五寸

〔前〕 紡績器械一台

明治四〇年（一九〇七）四月頭書人相統

被相統人 齊藤伊勢吉（南多摩郡小宮村大和田二
一五三番地）

502 齊藤ハル 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡小平村回田新田一〇八番地

水車所在地 北多摩郡小平村回田新田一〇八番地

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼（三斗張以上）四台

搗臼（三斗張未満）八台

挽臼（二尺五寸以上）二台

挽臼（一尺五寸未満）一台

〔沿革〕 明治四一年（一九〇八）七月頭書業種に変更

〔前〕 搗臼（三斗張未満）七台

挽臼（一尺五寸以上）四台

503 齊藤良助 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡南村成瀬一八二二番地

水車所在地 南多摩郡南村成瀬字一〇号一八二三番地

地目・面積 畑 四畝一九歩

〔規模〕 水輪径九尺

樋口竪一尺 横一尺

平常水深三寸

土堰高二尺

〔業種〕 精米業

搗臼（一斗五升張）三台

〔引用〕 南村成瀬字九号湧出水路（成瀬区字九号ヨリ湧出スル水）

一干ノトキハ出水ナシ、尤モ水路ハ所有地へ堀割引用一

〔沿革〕 明治三五年（一九〇二）一〇月新設

大正五年（一九一六）七月廃業

504 佐伯英三郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡多摩村乞田一三八〇番地

水車所在地 南多摩郡多摩村乞田一二八九番地一・二号

〔規模〕 水輪径一丈 幅一尺二寸

樋口竪一尺五寸 横一尺五寸

平常水深一尺

水路幅一尺

木堰高三尺 幅一間三尺

検定馬力〇・一二一

〔業種〕 生糸揚返業
〔引用〕 乞田川

―大栗川ノ支流乞田川へ板堰ヲ為シ、其左岸ニ新水路ヲ窄チ茲ニ設備スルモノ―
〔沿革〕 明治三三年（一九〇〇）一二月新設

505 佐伯幸四郎 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡谷保村谷保六七九三番地
水車所在地 北多摩郡谷保村谷保字上峰下六八一三番地イ号
地 目 畑
水 車 場 間口五間×奥行二間三尺 木造板葺平屋建
〔規模〕 水輪径一丈二尺 木製
樋口横二尺 長二間
平常水深二寸

〔業種〕 木堰高一尺 水車場マデ四〇間
検定馬力〇・一八八四

〔業種〕 精穀業 生糸揚返業
搗臼（三斗張未滿）五台
挽臼（一尺五寸未滿）一台
揚杵二四個

〔引用〕 谷保村上峰悪水路（谷保村谷保字上峰下ヨリ湧出スル悪水）
〔沿革〕 明治三十六年（一九〇三）五月新設

明治四〇年（一九〇七）四月頭書業種に変更
〔前〕 生糸揚杵二四個

506 佐伯太三郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡熊川村一〇一六番地
水車所在地 西多摩郡熊川村字下河原二四〇一番地
地目・面積 郡村宅地 二畝一七歩

〔業種〕 水 車 場 間口二間×奥行一間三尺 板鉄葺平屋建
〔規模〕 水輪径一丈二尺 上射（上端ヨリ打越シ）
樋口長一五間五尺

馬力五・六三八
〔業種〕 精米業（營業用） 燃糸業
搗臼（三斗張以上）七台
搗臼（三斗張未滿）一八台

〔引用〕 糸撚機械二台
熊川村牛浜用水路（西多摩郡熊川村字牛浜一〇四五番地敷地ヨリ湧出セル水）

〔沿革〕 明治三二年（一八九九）八月新設
明治三四年（一九〇一）九月頭書業種に変更
〔前〕 烟草製造用ミシン一台
馬力〇・五四五

507 佐伯春吉 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡谷保村谷保六四四二番地

水車所在地 北多摩郡谷保村谷保字上ノ下二八七七番地

[業種] 製粉業(営業用)

挽臼(一尺五寸以上)二台以上

[沿革] 明治四一年(一九〇八)八月頭書業種に変更

(前)不明

508 酒井正則 水車 [四谷区]

所有主住所 四谷区荒木町二七番地

水車所在地 四谷区荒木町二七番地

[規模] 水輪径一丈四尺

馬力一・〇

[業種] 組糸業

糸組器械

[引用] 四谷区荒木町私設下水路(旧撰津守邸内池ヨリ流出)

ル民有地内下水)

[沿革] 明治一七年(一八八四)一二月(新設)許可

明治一九年(一八八六)一〇月譲渡

譲受人 中島甚助(四谷区麴町三丁目一五番地)

譲主 藤本喜平(麴町区麴町一〇丁目一三番地)

明治一九年(一八八六)一〇月業種変更

木切器械

(前)木綿糸取器械

明治二〇年(一八八七)一二月業種変更

烟草切器械

明治二一年(一八八八)一二月業種変更

擣臼(二斗張)六台

明治二三年(一八九〇)四月頭書業種に変更

申請人 北島玄二(下谷区仲御徒士町二丁目四番地)

明治二七年(一八九四)六月頭書人譲受

譲主 北島銓三郎(下谷区仲御徒士町二丁目四番地)

明治二八年(一八九五)六月廢業

坂本安太郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡松原村三六六〇番地

509 一番水車

水車所在地 西多摩郡松原村字三都郷七二八四番地

地目 山林

水車場 間口七間×奥行三間

[規模] 水輪径一丈八尺 幅三尺 齒數六四枚 上射

樋口 縦一尺 横二尺五寸 長一・二〇間

平常水深五寸

堰高九尺 幅八間

〔業種〕

檢定馬力二・二九
製材業

円鋸

〔引用〕

北秋川

〔沿革〕

明治三五年（一九〇二）十一月新設

510 二番水車

水車所在地

西多摩郡桧原村字神戸八〇一七番地イ・ロ号合併二

号

地目

山林

水車場

間口三間三尺×奥行八間

〔規模〕

水輪径一丈二尺 幅三尺七寸 齒数三〇枚 上射

樋口竪一尺五寸 横二尺五寸 長一一〇間

平常水深一尺

堰高四尺二寸 幅一尺五寸

馬力七・三八一五

〔業種〕

製材業

鋸

〔引用〕

神戸川

〔沿革〕

明治三二年（一八九八）十一月新設

明治三五年（一九〇二）十一月頭書人買受

売主 藤田吟三郎（西多摩郡桧原村三六一七番地寄留）

明治四二年（一九〇八）九月廃業

（参考）

機械水車廃車届

西多摩郡桧原村八千〇十七番イ号ロ号合併二号地設置

一 機械水車場

此馬力七・三八一五

右機械水車場去ル明治四十年八月二十四日水害ノ為メ其大部分流出

シ使用致シ難候間、今般廢車仕リ候間此段及御届候也。

明治四十一年九月二十四日

東京府西多摩郡桧原村三千六百六十番地

坂本安太郎 ㊦

東京府知事 阿部浩殿

511 佐久間勘右衛門 水車 〔北豊島郡〕

所有主住所 北豊島郡上練馬村上練馬三八八〇番地

水車所在地 北豊島郡上練馬村上練馬字宮本三三一五番地

地目・面積 郡村宅地 八畝四步

水車場 建坪六二坪四勺

〔規模〕 水輪径一丈八尺

無堰

〔業種〕 精穀業 製粉業（營業用）

擣臼（四斗張）三台

擣臼（一斗張）一台

挽臼(三尺)四台

〔引用〕 石神井川分水路

〔沿革〕 明治一五年(一八八二) 二月継年期

明治三二年(一八九九) 六月頭書人買受

売主 長谷川留七(北豊島郡上練馬村上練馬二〇四六番地)

明治四〇年(一九〇七) 八月焼失

明治四一年(一九〇八) 一月再設

擣臼(四斗張) 三台

擣臼(一斗張) 一〇台

擣臼(一尺七寸) 二台

挽臼(一尺二寸) 一台

512 佐久間七郎右衛門 水車 [北豊島郡]

所有主住所 北豊島郡上練馬村上練馬三八八八番地

水車所在地 北豊島郡上練馬村上練馬字東田島七五一番地

水車場 建坪二九坪二合五勺

〔規模〕 水輪径二丈

〔業種〕 精穀業 製粉業(営業用)

擣臼一〇台

挽臼一台

〔引用〕 石神井川分水路

〔沿革〕 明治一五年(一八八二) 一〇月継年期

明治三三年(一九〇〇) 一〇月頭書人買受

売主 篠仁左衛門(北豊島郡上練馬村上練馬五六一番地)

大正四年(一九一五) 一月廃業

〔参考〕

庶筈第一九七五号

水車業免許権共同認可願本郡上練馬村篠仁左エ門外一名ヨリ差出候処、右認可願ハ本府令第百二十五号水車規則第十條ニ依リ差出シタル者ニ候得共、該規則第十條ハ単ニ免許権売買譲与ノ場合ヲ規定セラレタル制限的条文ニシテ、共同ノ場合ヲ包含セザル者ト考ラレ候。殊ニ一般ニ共同或ハ共有ナルモノハ后日共同者間ニ紛争ヲ惹起スルモノ故、法律ハ之ヲ認ムルト雖モ期限ヲ設ケリ。況ンヤ該免許権ノ共同ニ於テハ妥当ナラサル義カト存シ候ニ付一応及御問合候條、何分ノ御報有之度此旨ヲ及御照会ニ候也。

明治三十一年八月三十一日

北豊島郡長 関俊章印

内務部長

東京府書記官 坂本鈴之助殿

513 佐久間平蔵 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡大久野村六五九八番地

水車所在地 西多摩郡大久野村字水口六五九八番地

地目・面積 郡村宅地 一畝九歩

〔規模〕 水輪径一丈五寸 木製 上射
〔業種〕 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(二斗張) 五台

搗臼(二斗五升張) 二台

挽臼(二尺二寸) 一台

〔引用〕 〔吉野人〕

〔沿革〕 明治四年(一九〇八)一月頭書規模等に變更

水輪径一丈一尺 木製 中射

(前) 搗臼(二斗五升張) 二台

514 佐久間増太郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡古里村丹三郎一四九番地

水車所在地 西多摩郡古里村丹三郎一四六番地

〔規模〕 樋口 縦八寸 横六寸

〔業種〕 精穀業

搗臼(三斗張未滿) 二台

〔沿革〕 明治三四年(一九〇一)一〇月頭書人讓受

讓主 佐久間林右之門(西多摩郡古里村丹三郎一

四九番地)

515 桜井正通 水車 〔小石川区〕

所有主住所 小石川区小日向水道町一丁目四番地
水車所在地 小石川区小日向水道町五四番地二号

〔業種〕 精穀業(営業用)

搗臼(四斗張) 三台

〔引用〕 神田上水路

〔沿革〕 明治一六年(一八八三)五月繼年期

明治二年(一八八八)三月繼年期

桜沢富次郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡東秋留村野辺四〇七番地

516 一番水車

水車所在地 西多摩郡東秋留村野辺字川原一五三七番地

地目・面積 郡村宅地 四畝五歩

〔規模〕 水輪径九尺

樋口 縦八寸 横三尺

平常水深三寸

〔業種〕 精穀業(営業用)

搗臼(三斗張未滿) 五台

〔沿革〕 明治三三年(一九〇〇)九月讓渡

讓受人 山下和三郎(西多摩郡東秋留村野辺三五

六番地)

讓主 森源之助(西多摩郡東秋留村野辺三九二番

地)

明治四〇年（一九〇七）三月頭書人讓受
 明治四三年（一九一〇）九月廢業

517 二番水車

水車所在地 西多摩郡東秋留村野辺字下田七〇番地二号

地目・面積 宅地 五歩

〔規模〕 水輪径一丈 中射

樋口縦八寸 横二尺

平常水深三寸

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼（三斗張未滿）三台

〔引用〕 （野辺村）田用水路

〔沿革〕 明治四四年（一九一一）一月新設

518 笹野次兵衛 水車〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡浅川村上柵田七四五番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上柵田字原二八二番地イ号

地目 宅地

〔規模〕 水輪径一丈二尺 幅一尺 木製

樋口横二尺 長三間

水路深二尺 幅二尺 長一間

〔業種〕 紡績燃糸業

紡績燃糸器械（島小）

〔引用〕 浅川上柵田分水路（南多摩郡浅川村上柵田字原、原

宿、新地ニ至ル私設共用水路）

一 水車場ハ宅地内ヲ幅二尺長二間高サ二尺ヲ堀崩シ
 兩側ヲ石垣ニシテ築立テ、之レニ四本ノ栗角ヲ建テ
 經一丈二尺幅二尺ノ車輪ヲ仕懸ケ、之レニ經八分長
 二間ノ丸鉄線ヲ使用シテ車輪ノ回転スルト共ニ室内
 装置ノ紡績諸機械ヲ運轉セシム

〔沿革〕 大正六年（一九一七）六月新設

大正七年（一九一八）九月廢業

519 指田桑之助 水車〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡三鷹村大沢六〇四番地

水車所在地 北多摩郡三鷹村大沢字出山一五八六番地

地目・面積 宅地 一反一畝一七歩

水車場 間口二間×奥行三間 木造板葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈四尺

樋口縦一尺 横一尺五寸

水深三寸

堰高一尺 水車場マデ一〇間

〔業種〕 精穀業（営業用）

搦臼(三斗張未滿)五台

檢定馬力〇・三二四

〔引用〕 三鷹村出山湧出水路

〔沿革〕 明治三三年(一九〇〇) 四月新設

明治三五年(一九〇二) 四月業種變更

木綿糸捻器械四台

〔前〕 搦臼(一斗張) 四台

明治三七年(一九〇四) 二月頭書水輪徑、業種變更

〔前〕 水輪徑一丈二尺

搦臼(一斗張) 五台

明治四二年(一九〇九) 一月頭書業種に變更

520 佐藤延吉 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡成木村北小曾木七三八番地

水車所在地 西多摩郡成木村北小曾木字向立ヶ谷七四〇・七四一

番地

地 目 畑

〔規模〕 水輪徑八尺 水楯八個付(深七尺 幅八寸 長一尺三寸)

箱樋 縦五寸 横一尺 長二間

堰 高四尺位

〔業種〕 精穀業(自家用)

搦臼(一斗張) 一台

〔引用〕 北小曾木川

― 出水ノ節ハ臼杵車輪共陸上へ引上ケ―

〔沿革〕 明治四五年(一九一二) 三月新設

521 佐藤清七 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡三ツ里村留原一一九番地

水車所在地 西多摩郡三ツ里村留原字東一一七番地口号

地目・面積 宅地 六歩

〔規模〕 水輪徑一丈二尺 幅一尺二寸

寬 七寸 横一尺二寸 長九間

堰(岩石切抜) 高一間 幅二間

〔業種〕 精穀業(自家用)

搦臼(三斗張未滿) 三台

〔引用〕 天王沢―三ツ里村留原字沼沢流出ノ沢水―

〔沿革〕 明治三五年(一九〇二) 五月新設

522 佐藤慶重郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡八王子町新町二五番地

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字安戸一四六番地

地目・面積 田 二畝五歩

水車場 間口六間×奥行三間 木造板葺平屋建

〔規模〕

水輪径一丈 幅二尺 木製

樋口横一尺五寸 長二間

馬力〇・〇一五

〔業種〕

紡績業

八丁一台

糸操台一六台

下夕卷一挺

〔引用〕

川口川安戸分水路（南多摩郡小宮村ヨリ西中野字柳橋

川口川ヨリ湧出シ西中野字安戸田用水路ヨリ引用）

〔沿革〕

明治四〇年（一九〇七）九月新設

〔沿革〕

明治三六年（一九〇三）九月新設

524 佐藤昇之助 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡由木村南大沢三三七番地

水車所在地 南多摩郡由木村南大沢字二号三二九番地

地目・面積 郡村宅地 一畝一六歩

〔規模〕

水輪径一丈三尺

樋口堅六寸 横二尺五寸

平常水深三寸

〔業種〕

精穀業（営業用）

擣臼四台

〔沿革〕

明治四一年（一九〇八）一〇月相続

相続人 佐藤イチ（南多摩郡由木村南大沢二六三

四番地）

被相続人 佐藤利左衛門（夫）

明治四一年（一九〇八）一二月頭書人讓受

523 佐藤幸次郎

水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡五日市町五日市一一番地

水車所在地 西多摩郡五日市町五日市字下田一二五九番地

地目 宅地

水車場 梁間三間×桁行八間 木造板葺平家建

〔規模〕

水輪径一丈二尺 幅五尺 下射（押車）

検定馬力〇・六六一

〔業種〕

紡績業

糸操台四四台

糸撚車五台

〔引用〕

秋川分水路―従来ノ水車堀―

525 佐藤彦八外九名共有 水車 〔南多摩郡〕

惣代人住所 南多摩郡南村小川五六〇番地

水車所在地 南多摩郡南村小川字五号五五一番地

地目・面積 田 二畝一三歩

水車場 間口三間×奥行二間三尺 木造草葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈七尺 幅二尺 羽根四八枚 木製

樋口 縦八寸 横二尺五寸

〔業種〕 精穀業（自家用）

搗臼（二斗張）四台

搗臼（一斗五升張）二台

〔引用〕 南村小川馬之瀬柳谷戸湧出水路（小川地内字馬之瀬

及字柳谷戸ヨリ流出スル）

〔沿革〕 明治四四年（一九一）一月新設

526 佐藤政五郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡町田村南大谷一一番地

水車所在地 南多摩郡町田村南大谷字一〇番地イ号

地目・面積 郡村宅地 四畝一八歩

〔規模〕 水輪径一丈五尺

樋口 縦九尺 横三尺

平常水深一寸

〔業種〕 精穀業 製粉業（営業用）

搗臼（三斗張以上）七台

搗臼（三斗張未満）四台

〔引用〕 挽臼（一尺五寸以上）一台

町田村南大谷字一五号湧出水路（本町田字十五号ヨ

リ湧出スル流水）

〔沿革〕 明治二九年（一八九六）二月新設

明治三六年（一九〇三）四月頭書規模等に変更

搗臼（四斗張）七台

挽臼（一尺五寸）一台

（前） 水輪径一丈二尺

搗臼（二斗張）四台

明治三六年（一九〇三）七月頭書人相統、頭書業種

に変更

被相統人 佐藤伊右衛門（南多摩郡町田村南大谷

一一番地）

527 真田徳次郎 水車 〔豊多摩郡〕

所有主住所 日本橋区塚町一番地

水車所在地 豊多摩郡渋谷村下渋谷字向山一三六七番地

〔規模〕 水輪径一丈五尺

無堰

〔業種〕 精米業（営業用）

搗臼（三斗張以上）一五台

搗臼（三斗張未満）三台

〔引用〕 玉川上水三田用水道城口分水路

明治二〇年（一八八七）八月継年期

明治二四年(一八九二)五月頭書水車所在地に移転

水車所在地 南豊島郡渋谷村下渋谷字道城口
〔前〕 一八二番地

明治二四年(一八九二)一〇月業種変更

搗臼(四斗張) 二台

搗臼(二斗張) 五台

〔前〕 搗臼(四斗張) 三台

搗臼(二斗張) 二台

明治二七年(一八九四)六月売買

買主 桜井弥助(芝区伊皿子町一番地)

売主 小林剛(南豊島郡渋谷村渋谷一斗九番地寄留)

明治二九年(一八九六)六月売渡

買主 金子由太郎(神田区神田小柳町六番地)

明治二九年(一八九六)八月頭書業種に変更

明治三五年(一九〇二)七月水車所有主改名

金子俊芳

〔前〕 金子由太郎

明治三五年(一九〇二)八月讓渡

讓受人 金子三郎(豊多摩郡渋谷村下渋谷一四二番地)

明治三七年(一九〇四)五月頭書人讓受

所有主住所 西多摩郡三田村沢井二〇五番地

水車所在地 西多摩郡調布村千ヶ瀬字田端八九七番地口号

〔規模〕 水輪径一丈六尺 下射

〔業種〕 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(三斗張以上) 二台

搗臼(三斗張未満) 七台

挽臼(一尺五寸未満) 一台

〔沿革〕 明治四一年(一九〇八)九月頭書人買受

売主 倉田新蔵(西多摩郡青梅町青梅五〇番地)

529 沢井菊次郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡加住村高月一一二番地

水車所在地 南多摩郡加住村高月字下滝六八〇番地

〔規模〕 水輪径九尺

〔業種〕 精穀業

搗臼(二斗張) 六台

〔沿革〕 明治四〇年(一九〇七)三月頭書人讓受

讓主 沢井常吉(南多摩郡加住村高月一一二番地)

530 沢入伝八 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡明治村深沢四九二番地

水車所在地 西多摩郡明治村深沢字茂倉四七三番地

地目・面積 原野 二畝

水車場 間口一間三尺×奥行一間四尺 木造杉皮葺平家建

〔規模〕 水輪径八尺 幅八寸

樋口 縦五寸 横六寸 長九間

無堰 流込

檢定馬力〇・二二四

〔業種〕 精穀業(自家用)

搗臼(三斗張未滿)二台

〔引用〕 茂倉沢入沢(明治村深沢字茂倉沢入沢流出)

〔沿革〕 明治三十九年(一九〇六)三月新設

532 沢田竹次郎 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡三田村二俣尾三三一番地

水車所在地 西多摩郡三田村二俣尾三一五番地

〔規模〕 水輪径一丈六尺 木製

〔業種〕 精穀業 製粉業(營業用)

搗臼(三斗張未滿)五台

挽臼(一尺五寸未滿)一台

〔沿革〕 明治一三年(一八八〇)六月(新設)許可

明治三八年(一九〇五)六月頭書人買受

売主 田中安太郎(西多摩郡三田村二俣尾三三一番地)

531 沢田沢吉 水車 (八王子市)

所有主住所 八王子市寺田四四番地

水車所在地 八王子市子安町字本村二〇一番地(前 本村六六七番地)

〔規模〕 馬力〇・〇九〇

〔業種〕 紡績業

〔沿革〕 明治一三年(一八八〇)七月(新設)許可

明治四三年(一九一〇)二月相統

相統人 内田宗三(八王子市子安町二〇三番地)

被相統人 内田曾平

大正九年(一九二〇)五月頭書人讓受

533 三内隼太 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡増戸村三内一五六番地

水車所在地 西多摩郡増戸村三内字森添一五六番地

地目・面積 郡村宅地 九畝七步

水車場 間口二間×奥行六間 木造萱葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈五尺 木製 下射

檢定馬力〇・二九一

〔業種〕 撚糸業

木造撚台二台

〔沿革〕 明治三五年(一九〇二)三月新設

し

534 推橋伝五郎 水車〔荏原郡〕

所有主住所 荏原郡碑衾村碑文谷一三八八番地

水車所在地 荏原郡目黒村上目黒字田切二三二番地先

〔規模〕 水輪径一丈五尺

堰高三尺

〔業種〕 精穀業 製粉業（營業用）

搗臼（四斗張）二台

搗臼（二斗張）六台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

〔引用〕 蛇崩川悪水路

〔沿革〕 明治三〇年（一八九七）五月新設

535 塩野治兵衛 水車〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡草花村一七八〇番地

水車所在地 西多摩郡草花村字花ノ岡一一一四番地一号

地 目 山林（宅地願済）

水車場 間口三間×奥行二間

〔規模〕 水輪径一丈三尺 上射

〔業種〕 精穀業

搗臼（一斗五升張）六台

〔引用〕 草花村花ノ岡湧出水路（草花村字花ノ岡一一二七番

地第一山林ヨリ湧出スル下水）

〔沿革〕 明治三六年（一九〇三）一二月新設

536 篠留五郎 水車〔小石川区〕

所有主住所 小石川区東青柳町一七番地

水車所在地 小石川区東青柳町一七番地

〔規模〕 水輪径一丈四尺

樋口堅一尺 横二尺

有堰

〔業種〕 精穀業（營業用）

搗臼（二斗張）五台

〔引用〕 護国寺用水路等（護国寺境内涌水其他落合水路）

〔沿革〕 明治一四年（一八八一）三月継年期

明治二〇年（一八八七）四月頭書業種に変更

〔前〕 不明

537 篠田重五郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡成木村上成木下分二九一番地

水車所在地 西多摩郡成木村上成木下分子大蔵野二八八番地口号

地目・面積 山林 一畝二七步

水車場 建坪一坪五合

[規模] 水輪径六尺五寸

樋口横一尺八寸 長二尺

平常水深五寸

無堰

[業種] 精穀業

搗臼(八升張)二台

[引用] 成木川

流水引入口ハ堰ヲ設ケス手ニテ僅カニ砂利ヲ撥寄

引用シ、増水ノ節ハ車輪其他悉皆丘ニ引上ケ減水ヲ

待テ復造ス

[沿革] 明治三六年(一九〇三)七月新設

538 柴崎力太郎 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡神代村柴崎二六〇番地

水車所在地 北多摩郡神代村柴崎字馬橋六八番地イ号

地目・面積 宅地 七畝一七步

[規模] 水輪径一丈八尺

樋口豎一尺 横三尺

平常水深三寸

[業種] 精穀業(營業用)

搗臼(三斗張以上)五台

搗臼(三斗張未滿)九台

[沿革]

明治三三年(一九〇〇)五月頭書人相続

被相続人 柴崎開造(北多摩郡神代村柴崎二六〇番地)

番地)

明治四〇年(一九〇七)四月頭書業種に變更

(前) 搗臼(三斗張以上)四台

搗臼(三斗張未滿)一〇台

柴田栄吉 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡八王子町横山一五八番地

539 一番水車

水車所在地 南多摩郡八王子町元字安字森下一七四五番地

[規模] 水輪径一丈 幅一尺八寸 木製

樋口豎五寸 横二尺五寸 勾配一間二付一寸五分

分水口深五寸 幅三尺

[業種] 紡績業

八丁六台

糸操台五〇台

540二番水車

水車所在地

南多摩郡八王子町元子安一九一九番地

〔規模〕

水輪径一丈 幅一尺八寸 木製

樋口横二尺五寸 勾配一間二付一寸五分

水深五寸

分水口深五寸 幅三尺

〔業種〕

紡績業

八丁四台

糸操台三四台

下夕卷二台

〔引用〕

河原測用水路

〔沿革〕

明治四三年(一九一〇)四月新設

541三番水車

水車所在地

南多摩郡八王子町元子安字石神二六六番地

〔規模〕

水輪径一丈 幅二尺五寸

樋口横二尺五寸 勾配一間二付一寸五分

水深五寸

〔業種〕

紡績業

八丁五台

糸操台四〇台

下夕卷二挺

〔引用〕

石神田用水路

〔沿革〕

大正四年(一九一五)八月新設

542柴田清次郎外二名共有 水車〔豊多摩郡〕

惣代人住所

豊多摩郡渋谷村中渋谷一四一番地

水車所在地

豊多摩郡渋谷村中渋谷字並木前一三九番地

水車場

間口三間×奥行二間三尺

〔規模〕

水輪径一丈二尺

堰高二尺六寸

〔業種〕

精穀業

搗臼(三斗張)二台

搗臼(三斗張未滿)三台

〔引用〕

玉川上水三田用水鉢山分水路

〔沿革〕

明治一四年(一八八一)三月繼年期

明治二九年(一八九六)一〇月頭書業種に変更

(前)搗臼(三斗張未滿)三台

543 柴原市五郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡明治村深沢一三三番地

水車所在地 西多摩郡明治村深沢字柴原一三六番地

地目・面積 芝地 二五歩

水車場 間口一間三尺×奥行一間三尺 木造草葺平屋建

[規模] 水輪径一丈 幅八寸

樋口 縦五寸 横六寸 長一五間

堰 高四尺 幅六尺 長四間

[業種] 精穀業(自家用)

搗臼(三斗張未滿)二台

[引用] 深沢川

[沿革] 明治四二年(一九〇九)三月新設

明治四二年(一九〇九)三月頭書業種に変更

(前) 搗臼(三斗張未滿)一台

544 渋谷鉄太郎 水車 [東多摩郡]

所有主住所 東多摩郡堀ノ内村五四二番地

水車所在地 東多摩郡堀ノ内村五四二番地

[規模] 水輪径一丈八尺

堰 高四尺五寸

[業種] 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(四斗張)九台

搗臼(一斗張)一〇台

搗臼(三升張)一〇台

挽臼(一尺七寸)一台

挽臼(一尺三寸)一台

神田上水上井草村善福寺池水路

[引用] 明治一五年(一八八二)一月新設

明治一五年(一八八二)四月業種変更

[沿革] 搗臼(一斗張)一〇台

搗臼(三升張)一〇台

挽臼(一尺七寸)二台

搗臼(一斗張)一〇台

(前) 搗臼(三升張)六台

挽臼(一尺七寸)二台

明治一九年(一八八六)一二月頭書人(長男)讓受

讓主 渋谷八十郎

明治二〇年(一八八七)一〇月業種変更

搗臼(一斗張)一〇台

搗臼(三升張)一〇台

挽臼(一尺七寸)二台

挽臼(一尺三寸)一台

明治二二年(一八八九)三月頭書業種に変更

545 島崎斧右 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡大久野村四一〇六番地

水車所在地 西多摩郡大久野村字肝要四一六六番地

地目・面積 郡村宅地 三步

水車場 間口一間五寸×奥行一間

〔規模〕 水輪径九尺 幅六寸

樋口 縦一尺六寸 横一尺五寸 長八間五分

堰高三尺 幅八尺 水車場ヨリ三間

〔業種〕 精穀業(自家用)

搗臼(三斗張未滿)二台

〔引用〕 肝要入沢(大久野村字肝要入沢ヨリ流出ノ沢水)

〔沿革〕 明治三四年(一九〇一)十一月新設

水車所在地 荏原郡目黒村上目黒字別所三番地一号
地目 郡村宅地

〔規模〕 水輪径一丈九尺五寸

〔業種〕 精穀業(営業用)

搗臼(四斗張)九台

搗臼(二斗張)三台

〔引用〕 玉川上水三田用水路

〔沿革〕 明治二八年(一八九五)七月新設

明治二九年(一八九六)八月頭書人讓受、頭書業種、

水輪径変更

讓主 平塚金一郎(荏原郡目黒村上目黒二一五

六番地)

水輪径一丈四尺

水輪径一丈八尺

〔前〕 搗臼(四斗張)六台

搗臼(二斗張)七台

明治三九年(一九〇六)一二月頭書水輪径に変更

546 島崎錠佐 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡氷川村境九四七番地

水車所在地 西多摩郡氷川村境字中山八四九番地口号

〔沿革〕 明治三二年(一八九九)六月頭書人讓受

讓主 島崎藤吉(父)(西多摩郡氷川村境八五九番地)

548 島崎弥三郎 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡小曾木村南小曾木七六六番地

水車所在地 西多摩郡小曾木村南小曾木七八〇番地

地目・面積 芝地 二畝三步

547 島崎忠左衛門 水車 (荏原郡)

所有主住所 荏原郡目黒村上目黒二四二四番地

〔規模〕 水輪径八尺

〔業種〕 精穀業

搗臼(三斗張未滿)二台

〔沿革〕 明治三十三年(一九〇〇)七月頭書人讓受

讓主 島崎平五郎(西多摩郡小曾木村南小曾木七六六番地)

549 島崎由太郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡調布村上長淵三五三番地

水車所在地 西多摩郡調布村上長淵字若御子三六〇番地先

地目 川敷

〔規模〕 水輪径八尺 羽根車 下射

〔業種〕 精穀業 製粉業(營業用)

搗臼(三斗張未滿)八台

挽臼(一尺五寸未滿)一台

〔引用〕 多摩川

〔沿革〕 明治二十二年(一八九九)新設

明治三十一年(一八九八)業種變更

搗臼(三斗張未滿)四台

(前)搗臼一二台

明治三十六年(一九〇三)四月頭書業種に變更

明治四〇年(一九〇七)四月頭書人買受

〔參考〕

上申書

売主 吉原角次郎(西多摩郡調布村上長淵三四二番地)

吉原角二郎

右申上候。自分水車之義從來舟車ニ有之、挽臼一個搗臼十二柄之処、去ル明治二十二年中舟破損致候ニ付不止得現時ノ如ク普通ノ水車ニ改調シ、當時万力臼取壊出願致置、其去ル三十一年ニ至リ又搗臼十二柄ヲ四柄ニ減少致シ候次第ニ有之。税金等モ右四柄丈ツ、納税致来リ候ヘバ、疾ニ御庁台帳モ御訂正済ノ事ト存居候処、御庁台帳ニハ未夕搗臼八柄挽臼一個現存致居リ候由ニ候得共、全ク前述ノ通り相違無御座ニ依リ、今回營業上ノ都合ニ依リ臼數増加願出候儀ニ有之候。此段上申候也。

右

明治三十五年十一月二十七日

吉原角二郎 ㊦

東京府知事男爵 千家尊福殿

550 島田頼雄 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡拜島村九九九番地

水車所在地 北多摩郡拜島村字花井九九六、九九九番地

地目・面積 郡村宅地 一反二畝一〇步

〔規模〕 水輪径一丈五尺

樋口堅一尺五寸 横四尺

平常水深一尺

〔業種〕 精穀業 製粉業（營業用）

搗臼一六台

挽臼二台

〔沿革〕 明治一七年（一八八四）一〇月以前新設

明治二八年（一八九五）九月讓渡

讓受人 島田斧次郎（北多摩郡拜島村一九五五番地）

讓主 島田タミ（北多摩郡拜島村一九六〇番地）

明治三〇年（一八九七）三月讓渡

讓受人 島田成徳（北多摩郡拜島村九九九番地）

明治四一年（一九〇八）六月頭書人相続

被相続人 島田成徳（父）

551 島田助次郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡小曾木村南小曾木三三〇七番地

水車所在地 西多摩郡小曾木村南小曾木三三〇七番地

地目・面積 宅地 一反四畝一五歩

〔規模〕 水輪径九尺

〔業種〕 精穀業

搗臼（三斗張未滿）四台

〔沿革〕 明治二八年（一八九五）三月売買

買主 宿谷倭太郎（西多摩郡小曾木村南小曾木二五

五九番地）

売主 安藤慎太郎（西多摩郡小曾木村南小曾木三三

〇七番地）

明治二九年（一八九六）八月頭書人讓受

明治三六年（一九〇三）五月頭書規模等に變更

水輪径六尺

〔前〕 搗臼（三斗張未滿）二台

552 島田多一 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡西多摩村

水車所在地 〔西多摩郡西多摩村〕

〔沿革〕 明治二六年（一八九三）一〇月業種變更

〔前〕 不明

553 島田健太郎 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡小金井村関野新田五六番地

水車所在地 北多摩郡小金井村関野新田字南関野五六番地

地目・面積 郡村宅地 二反二八歩

〔規模〕 水輪径二丈

樋口堅一尺 横一尺

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼（三斗張未滿）一七台

〔沿革〕 明治三二年（一八九八）七月頭書人相続

被相続人 島田邦造（父）

明治四〇年（一九〇七）二月頭書業種に変更

（前） 搗臼（三斗張未滿）一七台
挽臼（一尺五寸以上）二台

554 島田福太郎 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡拝島村二八四七番地

水車所在地 北多摩郡拝島村字小荷田二八四七番地

地目・面積 郡村宅地 八畝一三步

〔規模〕 水輪径一丈四尺

樋口竪六尺四寸 横四尺

平常水深四寸

〔業種〕 精米業 製粉業（営業用）

搗臼（三斗張未滿）一一台

挽臼（一尺五寸以上）二台

〔引用〕 〔玉川上水拝島分水路〕

〔沿革〕 明治一七年（一八八四）一〇月以前新設

明治二九年（一八九六）六月頭書人譲受

讓主 青木龜松（西多摩郡吉野村下村）

明治四一年（一九〇八）四月頭書業種に変更

（前） 搗臼（三斗張未滿）一〇台

挽臼（一尺五寸以上）二台

555 島田六助 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡西多摩村羽村三七四番地

水車所在地 西多摩郡西多摩村羽村字根加々み前七八二・七八三番地

番地

地目・面積 宅地 三畝二二步

〔規模〕 水輪径一丈八尺

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼一九台

挽臼三台

〔沿革〕 明治二七年（一八九四）二月頭書業種に変更

（前） 搗臼一九台

挽臼二台

556 島野得平 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡鶴川村小野路一五二二番地

水車所在地 南多摩郡鶴川村小野路字湯舟二四六四・二四六五番地

地目・面積 宅地 一畝一二步

水車場 間口二間×奥行三間三尺 木造萱葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈三尺三寸

樋口竪五寸 横一尺七寸

平常水深一寸五分

木堰高二尺

〔業種〕 精穀業

搗臼(二斗張)六台

〔引用〕 別所川—小野路区字柳谷ヨリ流出スル排水—

〔沿革〕 明治三五年(一九〇二)一〇月新設

557 島村直次郎 水車 〔荏原郡〕

所有主住所 荏原郡目黒村下目黒五五〇番地

水車所在地 荏原郡目黒村中目黒字田道三番地

地目 郡村宅地

〔規模〕 水輪径一丈六尺

検定馬力二・七三三

〔業種〕 製粉業(営業用)

挽臼(一尺六寸)一台

挽臼(一尺四寸)二台

〔引用〕 玉川上水三田用水田道乙号分水路

〔沿革〕 明治二六年(一八九三)六月(新設)許可

明治三二年(一八九九)五月共有権相続

相続人 鐫木一郎(荏原郡目黒村中目黒七五五番地)

被相続人 鐫木金三郎(荏原郡目黒村中目黒七五五番地)

明治三二年(一八九九)五月右共有権譲渡

譲受人 清水寛忠(荏原郡目黒村上目黒一五三〇番地)

明治三三年(一九〇〇)四月売渡

買主 浅海治郎兵衛(荏原郡目黒村中目黒七四五番地)

明治三三年(一九〇〇)四月売渡

買主 須田大助(荏原郡目黒村下目黒六六〇番地)

明治三四年(一九〇一)三月頭書業種に変更

(前) 組紐器械(トロビン器械)五〇台

搗臼(四斗張)三六台

明治三四年(一九〇一)四月売渡

買主 梅沢竹次郎(荏原郡目黒村下目黒一八番地)

明治三五年(一九〇二)六月頭書人買受

(参考)

〔復命書〕

荏原郡目黒村大字下目黒十八番地

精米並組紐製造営業

梅沢竹次郎

右水力試験ノ結果左記馬力ヲ検定ス

馬力一・七三三

一 組紐製造器械ハ撤去セリ

一 目下挽臼三個ヲ据付クルノミ

右実査候処、現場ニハ挽臼至一尺四寸ノモノ二個及至一尺六寸ノモノ一個合三個ヲ備付ケタリ。逐テ猶三個ヲ増築シ合計六個ニナス見込ナリ。然レトモ願書ニハ従前四斗張揚臼ヲ只組紐器械ニ改築スルニ止ム。其由来ハ一時組紐器械ヲ設備セシモ、目黒火薬製造場ニ於テ水量ヲ多額ニ使用スルヲ以テ其原流ニ於テ水量ヲ減シ、従ッテ動力運転自在ナラザル為メ既ニ悉皆撤去セリ。目下只挽臼ノミナルヲ以テ水力試験ヲナスヲ要セザレトモ、一旦組紐器械ヲ建設シ既ニ半ケ年余モ運転製作ニ従事セシヲ以テ、其使用期間ハ水車税則ニ準拠シ馬力ヲ以テ課税スルモノト認め、茲ニ水力ヲ試験シ馬力ヲ檢定セリ。猶變更願ハ未ダ届出ナキヲ以テ、變更願及起工竣工届ヲモ直ニ届出ツベキ旨命シ置キタリ。

明治三十四年十二月

技手 岡本金雄[㊦]

558 島村万蔵 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡浅川村上柗田二七番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上柗田字新地二七番地

[規模] 水輪径一丈二尺 幅一尺五寸 木製

水路幅三尺四寸 長二五尺

[業種] 精穀業

搗臼(二斗張未滿) 三台

[引用] 浅川上柗田分水路(上柗田字新地二七番地先私設共

用水路ニ架設)

[沿革] 大正四年(一九一五) 一二月新設

559 島村竜造 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡八王子町八日五八番地

水車所在地 南多摩郡八王子町元字安字石神七六六番地

地目・面積 宅地 九畝一四歩

[規模] 水輪径一丈四尺

樋口徑二尺 横四尺

[業種] 精穀業 製粉業(營業用)

搗臼一六台

挽臼一台

[引用] [石神用水路]

[沿革] 明治二九年(一八九六) 一〇月売買

買主 島村孫一郎(南多摩郡八王子町八日五八番地)

売主 折田佐兵衛(南多摩郡八王子町横山一五六番地)

明治三四年(一九〇一) 四月頭書人譲受

560 清水尉之助 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡東秋留村雨間一八二六番地イ号

水車所在地 西多摩郡東秋留村雨間字南郷一八二六番地イ号

地目・面積 郡村宅地 一反七畝六歩

〔規模〕

水輪径一丈三尺
樋口竪一尺 横三尺五寸

平常水深五寸

〔業種〕

精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(三斗張未滿) 一六台

挽臼(一尺五寸以上) 二台

〔沿革〕

明治四〇年(一九〇七)三月頭書人譲受

讓主 清水甚兵衛(西多摩郡東秋留村雨間一八二

六番地イ号)

明治四〇年(一九〇七)六月頭書業種に変更

(前)

搗臼(三斗張未滿) 一六台

挽臼(一尺五寸以上) 一台

561 清水栄太郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡増戸村三内四九四番地

水車所在地 西多摩郡増戸村三内字小机平六四一番地

地目・面積 山林 一畝四歩

水車場 間口三間×奥行二間三尺 木造駄板葺平屋建

〔規模〕

水輪径一丈五尺 木製 中射
樋口横一尺五寸

堰高五尺 幅三間

〔業種〕

精穀業

〔引用〕

搗臼(三斗張未滿) 六台
小机川

〔沿革〕

明治三五年(一九〇二)三月新設

562 清水吉五郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡小宮村大和田一三二八番地

水車所在地 南多摩郡小宮村大和田字下和田一三二八番地

〔規模〕

水輪径一丈三尺

樋口竪三尺五寸 横五尺

馬力〇・一一四

〔業種〕

精穀業(営業用)

搗臼(三斗張未滿) 二〇台

〔引用〕

〔浅川大和田分水路〕

〔沿革〕

明治三六年(一九〇三)四月相統

相統人 小室永吉(南多摩郡小宮村大和田一三二

八番地)

被相統人 小室伊三郎(父)

明治三七年(一九〇四)五月頭書人買受

563 清水恵太郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡古里村棚沢字古里四七六番地

水車所在地 西多摩郡古里村棚沢字内ヶ谷戸前四〇九番地イ号

地目・面積 芝地 一反五畝一二歩

水車場 間口三間×奥行二間

〔規模〕 水輪径一丈二尺 上射

樋口堅五寸 横一尺

〔業種〕 精穀業

搗臼（三斗張未満）五台

〔引用〕 西川

〔沿革〕 明治三十七年（一九〇四）三月新設

564 清水定次郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡大久野村三五四三番地

水車所在地 西多摩郡大久野村字細尾三四七三番地

地目・面積 郡村宅地 二九歩

水車場 間口一間一尺×奥行一間

〔規模〕 水輪径八尺 幅六寸 上射

樋口堅五寸 横三寸 長一〇間

堰（木及土砂）高一尺五寸 幅一丈 水車場ヨリ二間

〔業種〕 精穀業（自家用）

搗臼（三斗張未満）二台

〔引用〕 大久野村細尾光明寺入

〔沿革〕 明治三十四年（一九〇二）十一月新設

565 清水仁助 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡平井村三八一番地

水車所在地 西多摩郡平井村字宮本三七一七番地

地目 田

水車場 間口二間×奥行一間三尺

〔規模〕 水輪径一丈二尺 木製 上射

樋口堅五寸 横三尺三寸 長五間

〔業種〕 精穀業

搗臼（一斗五升張）四台

〔引用〕 平井村足ヶ田湧出路（平井村字足ヶ田ヨリ湧出スル下流水）

〔沿革〕 明治四〇年（一九〇七）三月新設

566 清水惣次郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡忠生村下小山田三九五番地

水車所在地 南多摩郡忠生村下小山田字掌谷三九八番地

地目・面積 田 二二歩

水車場 間口一間三尺×奥行一間二尺 高一間一尺

〔規模〕 水輪径九尺

樋口堅一尺三寸 横一尺

平常水深五寸

水路深一尺三寸 幅一尺

木堰高一尺三寸 幅五尺

〔業種〕 精米業（自家用）

搗臼（三斗張未滿）二台

〔引用〕（忠生村）用水路

〔沿革〕 明治三十三年（一九〇〇）四月新設

明治三十八年（一九〇五）四月頭書業種に変更

（前）搗臼（一斗三升張）三台

567 清水惣蔵 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡七生村南平二一九八番地

水車所在地 南多摩郡七生村南平字二六号二一九八番地

地目・面積 郡村宅地 六歩

〔規模〕 水輪径九尺

樋口 縦一尺五寸 横三尺

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼四台

〔沿革〕 明治三十六年（一九〇三）三月廢業

568 清水忠次郎 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡小平村小川新田一〇九〇番地

水車所在地 北多摩郡小平村小川新田字上水内一一六五番地

地目・面積 畑 一反九畝三步

〔規模〕 水輪径一丈一尺

樋口 縦二尺 横二尺五寸 長二間

平常水深五寸

板堰高一尺五寸 幅四尺

〔業種〕 精穀業

搗臼（一斗張）一〇台

〔引用〕 玉川上水北側新井筋分水路

〔沿革〕 明治三十二年（一八九九）七月新設

569 清水東作 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡拜島村一八八〇番地

水車所在地 北多摩郡拜島村字小荷田二八三〇番地

地目・面積 畑 四畝五歩

〔規模〕 水輪径一丈二尺 木製

樋口 縦一尺 横二尺 長五間

水深七寸

検定馬力〇・六五四六五

〔業種〕 燃糸業

木村挽八挺器械

〔引用〕（玉川上水拜島分水路）

〔沿革〕 大正六年（一九一七）八月新設

570 清水徳太郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡大久野村三六九五番地

水車所在地 西多摩郡大久野村字細尾三六八九番地

地目・面積 畑 九歩

水車場 間口一間×奥行五尺

[規模] 水輪径六尺 幅八寸 四ツ柄杓 中射

樋口 縦九寸 横六寸 長二間

堰(石又ハ丸太)高一尺五寸 幅九尺 水車場ヨリ一間

[業種] 精穀業(自家用)

搗臼(三斗張未満) 一台

[引用] 大久野村字細尾大場入沢

[沿革] 明治三五年(一九〇二) 一月新設

セシム

[沿革] 明治四四年(一九一一) 五月新設

572 清水寛忠 水車 [荏原郡]

所有主住所 荏原郡上目黒村三三二五番地

水車所在地 荏原郡上目黒村字田切三三二五番地

[規模] 水輪径一丈五尺

堰高三尺

[業種] 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(四斗張) 二台

搗臼(二斗張) 六台

挽臼一台

[引用] 蛇崩川悪水路

[沿革] 明治一五年(一八八二) 三月(新設) 許可

明治一九年(一八八六) 六月頭書業種に変更

搗臼(四斗張) 一台

(前) 搗臼(三斗張) 四台

搗臼(一斗張) 三台

571 清水彦次郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡戸倉村一六七六番地

水車所在地 西多摩郡戸倉村字盆堀大入一八六八番地

[規模] 水輪径九尺 幅一尺 柄杓 木製

堰高三尺 水車場マデ一三間

[業種] 精穀業

搗臼(三斗張未満) 二台

[引用] 盆堀川一山間ノ溪谷ヨリ湧出スル沢流、堰ハ高三尺

トシ溝ヘ引入レ五尺ノ落差ヲ造リ車ノ柄杓中ニ注下

573 清水理八 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡増戸村伊奈一五四三番地イ号

水車所在地 西多摩郡増戸村伊奈字上宿一五三〇番地

地目・面積 山林 二畝二五歩

水車場 間口一間×奥行一間三尺 木造麦藁葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈二尺 木製 羽車

樋口 縦二尺 横三尺

〔業種〕 精穀業

搗臼(一斗五升張)三台

〔引用〕 秋川

〔沿革〕 明治四四年(一九一〇)四月新設

明治四五年(一九一〇)七月廃業

(参考)

水車業廃止届

東京府西多摩郡増戸村伊奈字上宿一千五百四十三番地イ号

清水理八

一 水車及付属物設置及其地図

西多摩郡増戸村伊奈字上宿一千五百三十番山林二畝二十五歩ノ中

一 水車ノ種類 木造ニシテ羽車

右ハ明治四十三年五月二十六日付ヲ以テ出願候処、同四十四年四月

二十四日戌土甲第九八六号ヲ以テ認可相成、同年六月十九日竣工候

処、不図同年八月ノ秋川出水ニテ全部流失仕リ候間、水車業廃止御

届候也。

明治四十五年七月八日

右

清水理八印

東京府知事 阿部浩殿

574 志村岩蔵外一名共有 水車 (豊多摩郡)

惣代人住所 豊多摩郡代々幡村幡ヶ谷九〇四番地

水車所在地 豊多摩郡代々幡村幡ヶ谷字北原七六八番地

地目 畑

〔規模〕 水輪径一丈三尺

〔業種〕 精穀業(営業用)

搗臼(一斗張)四台

〔引用〕 玉川上水代田分水路

一 養苗之気節外而已支用

〔沿革〕 明治一四年(一八八一)四月新設

明治二四年(一八九二)五月頭書惣代人譲受

讓主 惣代人平沼平次郎(南豊島郡幡ヶ谷村九一五番地)

明治二九年(一八九六)七月継年期

575 志村栄作 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡明治村深沢五九四番地

水車所在地 西多摩郡明治村深沢字上分五九四番地

地目・面積 宅地 九畝七歩

水車場 間口一間三尺×奥行一間四尺 木造杉皮葺平屋建

〔規模〕

水輪径八尺 幅一尺

箱寬堅八寸 横一尺 長一二間

堰（岩石切抜）高五尺 幅四尺 長三間

檢定馬力〇・二八四

〔業種〕

精穀業（自家用）

搗臼（三斗張未滿）二台

〔引用〕

深沢川

〔沿革〕

明治三十九年（一九〇六）三月新設

明治四五年（一九一二）七月廢業

576 志村清之丞 水車

〔南多摩郡〕

所有主住所

南多摩郡元八王子村元八王子二四〇四番地

水車所在地

南多摩郡元八王子村元八王子字中宿二四四〇番地

地目・面積

山林 六畝一〇步

水車場

間口一間三尺×奥行二間 木造草葺平屋建

〔規模〕

水輪径九尺 幅一尺二寸

箱樋堅五寸 横一尺 長九間

水深二寸

堰高一尺

〔業種〕

精穀業（自家用）

搗臼（三斗張未滿）二台

〔引用〕

谷川

― 水源八元八王子村城山ノ谷合ヨリ湧出シ田用水ニ無之、末流ハ大字元八王子ノ排水路堀川ヲ通過シ浅川ニ注ク―

〔沿革〕

明治三五年（一九〇二）三月新設

577 下田太郎右衛門 水車

〔北多摩郡〕

所有主住所

北多摩郡田無町三八〇番地

水車所在地

北多摩郡田無町字下宿三六三番地

〔規模〕

水輪径二丈四尺

〔業種〕

精穀業 製粉業

搗臼（三斗張以上）六台

搗臼（三斗張未滿）一〇台

挽臼（一尺五寸以上）四台

挽臼（一尺五寸未滿）二台

〔沿革〕

明治三七年（一九〇四）一二月業種變更

搗臼（三斗張以上）四台

搗臼（三斗張未滿）一二台

挽臼（一尺五寸以上）四台

搗臼（三斗張以上）四台

〔前〕搗臼（三斗張未滿）一二台

挽臼（一尺五寸以上）六台

明治四二年（一九〇九）一月頭書業種に變更

578 下田子力 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡田無町六二七番地
 水車所在地 北多摩郡田無町六二七番地
 地目 郡村宅地

[規模] 水輪径一丈九尺
 [業種] 精穀業 製粉業

擣臼(三斗張未滿) 六三台
 挽臼(一尺五寸未滿) 一台
 明治三五年(一九〇二) 一〇月業種変更

擣臼(三斗張以上) 一台
 擣臼(三斗張未滿) 四〇台
 挽臼(一尺五寸未滿) 二台
 擣臼(三斗張以上) 一台
 (前) 擣臼(三斗張未滿) 一〇台
 挽臼(一尺五寸以上) 七台
 明治三八年(一九〇五) 三月業種変更
 擣臼(三斗張未滿) 五八台
 挽臼(一尺五寸未滿) 一台
 明治四二年(一九〇九) 一〇月頭書業種に変更

579 下野延太郎外一名共有 水車 [南多摩郡]

惣代人住所 南多摩郡多摩村貝取一三二八番地

水車所在地 南多摩郡多摩村貝取六〇八番地二号
 地目 畑

[規模] 水輪径一丈 幅一尺二寸 木製
 樋口長一〇間
 [業種] 精穀業(營業用)

[引用] 擣臼(二斗張) 三台
 柳入川
 [沿革] 大正二年(一九一三) 一月新設

580 下堀岩太郎 水車 [南豊島郡]
 所有主住所 南豊島郡千駄ヶ谷村七二番地寄留
 水車所在地 南豊島郡内藤新宿一丁目一〇番地
 [規模] 水輪径一丈
 [業種] 精米業(營業用)
 擣臼(四斗張) 六二台
 [引用] 玉川上水(四谷) 大木戸吐捨路
 [沿革] 明治一五年(一八八二) 五月繼年期
 明治一九年(一八八六) 四月繼年期

(参考)

(明治十九年四月八日)

水車營業繼年期願

南豊島郡千駄ヶ谷村七十二番地

下堀岩太郎

(前) 水輪径一丈二尺

指令按

書面願之趣聞届。来ル二十四年四月迄更ニ營業差許候。尤モ故障有之節ハ年限中ト雖モ為取除候条、予テ此旨可相心得事。

(理由) 本文水車ハ内藤新宿一丁目十番地主華族内藤弥三郎邸内ニ取設有之、玉川上水吐捨水ヲ使用候モノニ有之。然ルニ該水路ハ新宿御料地ニ於テモ使用相成居候処、減水ノ節ハ水車運轉不充分ナルヨリ營業人共右御料地^江对シ種々ノ妨害ヲ醸シ候儀有之候趣ヲ以、去ル十六年一月中宮内書記官ヨリ照会ニ依リ篤^与御調之末、營業人共召喚精々説諭ヲ加^江取締方等一層注意可致旨請書差出候以來不都合之聞モ無之候ニ付、本文指令按ヲ付ス。

581 宿谷忠次 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡小曾木村南小曾木二二三〇番地

水車所在地 西多摩郡小曾木村南小曾木字中井二三三〇番地イ号

(規模) 水輪径一丈五尺 幅二尺五寸

(引用) [釜ノ入沢]

(沿革) 文政年間(一八一八~二九)新設

明治四四年(一九一一)一二月頭書人買受

売主 宿谷八郎兵門(西多摩郡小曾木村南小曾木

二七六四番地)

明治四五年(一九一二)六月頭書水輪径に変更

582 宿谷八郎兵衛 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡小曾木村南小曾木二七六四番地

水車所在地 西多摩郡小曾木村南小曾木字中井二二七番地イ号

地目 郡村宅地

水車場 間口六間×奥行三間三尺 木造草葺平屋建

(規模) 水輪径一丈二尺 幅六寸 木製

寛堅二寸五分 横四寸 長二六間

無堰

馬力一・〇

(業種) 製糸業

線糸枠三三個

(引用) [釜ノ入沢] 溪間ノ小流

(沿革) 明治四一年(一九〇八)一二月新設

明治四二年(一九〇九)三月廢業

583 宿谷房次郎 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡小曾木村南小曾木二五五九番地

水車所在地 西多摩郡小曾木村南小曾木字小曾木二五五九番地

地目・面積 郡村宅地 二反八畝五歩

〔規模〕 水輪径一丈一尺 幅一尺八寸 木製

〔業種〕 精穀業 製造業

搗臼(三斗張未滿) 五台

挽臼(一尺五寸未滿) 一台

〔沿革〕 明治四二年(一九〇九) 四月頭書人買受

売主 宿谷倭太郎(西多摩郡小曾木村南小曾木二

五五九番地)

大正五年(一九一六) 七月頭書水輪径に變更

(前) 水輪径九尺 幅一尺五寸 木製

所有主住所 西多摩郡成木村北小曾木一〇三二番地

水車所在地 西多摩郡成木村北小曾木字白岩一〇三五番地イ号

地目・面積 山林 六反八畝四步

〔規模〕 水輪径一丈

樋口堅四寸五分 横四寸

平常水深一寸五分

〔業種〕 精穀業(營業用)

搗臼(三斗張未滿) 二台

〔沿革〕 明治二七年(一八九四) 二月相統

相統人 白井貞一(西多摩郡成木村北小曾木一〇

三二番地)

被相統人 白井和助(父)

明治四一年(一九〇八) 六月頭書人讓受

584 朱通定吉 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡小曾木村黒沢一六一番地

水車所在地 西多摩郡小曾木村黒沢字小枕三三番地

地目・面積 宅地 九步

〔規模〕 水輪径六尺八寸五分

〔業種〕 精穀業

搗臼(三斗張未滿) 二台

〔沿革〕 明治三二年(一八九九) 二月頭書人讓受

讓主 吉沢亀吉(西多摩郡小曾木村黒沢五五番地)

586 白井重郎 水車 〔荏原郡〕

所有主住所 荏原郡玉川村瀬田一一〇一番地

水車所在地 荏原郡玉川村瀬田字鎌ヶ谷一三二九番地

水車場 間口二間三尺×奥行二間

〔規模〕 水輪径一丈

〔業種〕 精穀業(營業用)

搗臼(一斗張) 四台

〔沿革〕 明治一六年(一八八三) 四月(新設) 許可

585 白井源三郎 水車 〔西多摩郡〕

大正五年（一九一六）十一月廢業

587 白木源之助 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡府中町一〇五六九番地

水車所在地 北多摩郡府中町字高倉下二三七一番地イ号

[業種] 製粉業（營業用）

挽臼（一尺二寸）二台以上

[沿革] 明治三十五年（一九〇二）頭書業種に変更

（前）不明

明治三十八年（一九〇五）七月頭書人相続

被相続人 白木弥一郎（北多摩郡府中町一〇五六

九番地）

588 白鳥角右衛門 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡松原村一三九一番地

水車所在地 西多摩郡松原村一六六七番地

[規模] 水輪径一丈一尺

[業種] 精穀業

擣臼一台

[沿革] 明治三十五年（一九〇二）四月頭書人譲受

譲主 山本五郎左衛門（西多摩郡松原村一三九九番地）

589 城田シマ 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡八王子町元子安一八六〇番地

水車所在地 南多摩郡八王子町元子安一八六〇番地

[規模] 水輪径八尺

樋口堅一尺 横一尺五寸

馬力〇・一五

[業種] 紡績業

[引用] [河原測用水路]

[沿革] 明治四〇年（一九〇七）八月頭書人買受

売主 森田直吉（南多摩郡八王子町新田五三番地）

590 新月小樹女 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡三田村字二俣尾一二九五番地

水車所在地 西多摩郡三田村字二俣尾峰之出一二六四番地八号・

一二九三番地一号

水車場 間口三間×奥行二間三尺

[規模] 水輪径一丈 幅三尺 木製

樋口堅五寸 横一尺五寸

[業種] 精穀業

擣臼（三斗張未滿）三台

[引用] 平溝川

[沿革] 明治四二年（一九〇九）三月新設

591 榛沢嘉吉 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡三鷹村大沢八四九番地

水車所在地 (北多摩郡三鷹村大沢八四九番地)

[沿革] 明治三五年(一九〇二)三月廃業

[規模] 水輪径一丈五尺

堰高五尺

[業種] 精穀業 製粉業(營業用)

搗臼(四斗張) 二四台

搗臼(二斗張) 三台

挽臼(一尺五寸以上) 二台

挽臼(一尺五寸未満) 一台

目黒川分水路

[引用] 明治一四年(一八八二)八月継年期

明治一九年(一八八六)五月業種変更

搗臼(四斗張) 六台

搗臼(二斗張) 三台

挽臼五台

搗臼(四斗張) 九台

[前] 搗臼(二斗張) 五台

挽臼四台

明治二四年(一八九一)九月頭書業種に変更

明治三七年(一九〇四)一〇月頭書人買受

売主 共有人 籙木胤誠(荏原郡平塚村中延一〇三四番地)

明治三九年(一九〇六)一二月(厚木街道改修ノ為

メ)頭書水車所在地に移転

水車所在地 荏原郡目黒村上目黒字柳町四

[前] 六二番地(従前ノ位置ヨリ六間下流へ)

592 榛沢芳蔵 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡三鷹村大沢九四四番地

水車所在地 北多摩郡三鷹村大沢九四四番地

[業種] 精穀業 製粉業

搗臼(三斗張以上) 二台

搗臼(三斗張未満) 一五台

(内) 須蔵式精米器二台

挽臼(一尺五寸以上) 一台

[沿革] 明治四二年(一九〇九)二月頭書業種に変更

搗臼(三斗張以上) 二六台

[前] 搗臼(三斗張未満) 一三台

挽臼(一尺五寸以上) 一台

593 進藤庄次郎外一名共有 水車 [荏原郡]

惣代人住所 南葛飾郡砂村太郎兵衛新田三七五番地

水車所在地 荏原郡目黒村上目黒字柳町四六二番地

594 神藤庄太郎 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡久留米村南沢六九六番地

水車所在地 北多摩郡久留米村南沢字多間寺前八三七番地

[沿革] 明治三十四年(一九〇二)一月頭書人相続、共有權相続

被相続人 神藤常右衛門(北多摩郡久留米村南沢

六九六番地)

共有權相続人 西川林蔵(北多摩郡久留米村南沢

六九三番地)

右共有權被相続人 西川長右衛門

明治三十八年(一九〇五)八月頭書人共有權讓受

讓主 西川林蔵

(参考)

六工収第一三二号

北多摩郡拜島村神保辰太郎ヨリ水車廃業届出ニ付、本月二十日付ニ乙

第三〇一号ニヨリ以テ実地検査ノ儀御照会ニ依リ踏査候処、本件水車ハ

木製ニシテ旧形ヲ存シ、用水路上ニ取除アルモ臼類ハ其付近ニ無之。

聞ク此承シ依レハ十年以前ニ本人ハ営業ヲ停止シ、同地神山製糸場主

ハ貸与シ、同製糸場ニ於テハ製糸機運転用ニ供シ来リシガ、三十五年

末ヨリ廃棄シテ今日ニ至リタル趣ニテ、全ク廃絶セシモノニ有之候。

右復命候也。

明治三十七年七月二十八日

第六土木吏員駐在所

主幹技手 向山新豊

内務部第二課御中

595 神保辰太郎 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡拜島村六六六番地

水車所在地 北多摩郡拜島村字堂ノ前六六六番地

地目・面積 郡村宅地 七畝一五步

[規模] 水輪径一丈 木製

[業種] 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(三斗張未滿) 五台

挽臼(一尺五寸未滿) 一台

[引用] 玉川上水拜島分水路

[沿革] 明治三十七年(一九〇四)七月廃業

す

596 菅田八郎兵衛外一名共有 水車 [荏原郡]

惣代人住所 荏原郡玉川村等々力一八九〇番地

水車所在地 荏原郡玉川村等々力字宿一八九六番地

〔規模〕 水輪径一丈二尺

無堰

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼（一斗張）五台

〔引用〕 用賀村野良田村天水吐水路

〔沿革〕 明治一八年（一八八五）五月継年期

明治二八年（一八九五）五月継年期

597 杉田玄内 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡多摩村東寺方二九八番地

水車所在地 北多摩郡谷保村谷保字天神下七八〇、七八二番地

〔規模〕 水輪径一丈三尺

樋口竪一尺二寸 横三尺

平常水深四寸

〔業種〕 精穀業 製粉業（営業用）

搗臼（三斗張以上）一台

搗臼（三斗張未満）九台

挽臼（一尺五寸以上）一台

〔沿革〕 明治二九年（一八九六）三月業種変更

搗臼（三斗張未満）一二台

搗臼（一尺五寸以上）一台

〔前〕搗臼一七台

明治三五年（一九〇二）九月頭書人買受

売主 遠藤弥左衛門（北多摩郡谷保村谷保五八五〇番地）

明治三六年（一九〇三）一〇月頭書業種に変更

598 杉本仙太郎 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡神代村深大寺一〇八九番地

水車所在地 北多摩郡神代村深大寺字諏訪久保一二五六番地口号

地目・面積 畑（宅地成予定） 五畝二歩

水車場 間口七間三尺×奥行三間三尺 木造草葺建

〔規模〕 水輪径一丈七尺

樋口竪一尺 横二尺五寸

平常水深三寸

検定馬力〇・六三一

〔業種〕 生糸揚返業

繰台枠数三〇台

〔引用〕 玉川上水深大寺組用水大町分水路（玉川上水分水

神代村深大寺組用水ノ内大字深大寺小字野ヶ谷及

大字金子大町へ相流レ候用水）

〔沿革〕 明治三四年（一九〇一）二月新設

明治三七年（一九〇四）四月業種変更

搗臼（三斗張以上）二台

搗臼（三斗張未満）一一台

挽臼 (一尺五寸以上) 一台

〔前〕 擣臼 (三斗張未滿) 八台

挽臼 (一尺八寸) 一台

明治四四年 (一九一) 八月頭書業種に変更

599 杉山惣吉 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡氷川村七六一番地

水車所在地 西多摩郡氷川村字南氷川一三六一番地口号北

〔業種〕 精穀業

擣臼 (三斗張未滿) 四台

〔沿革〕 明治三二年 (一八九九) 一月廢業

600 杉山大次郎 水車 (荏原郡)

所有主住所 荏原郡目黒村中目黒三番地

水車所在地 荏原郡目黒村中目黒字田道一四番地

地目 畑

〔規模〕 水輪径一丈六尺

堰高一尺七寸

〔業種〕 精米業 (營業用)

擣臼 (四斗張) 六台

擣臼 (二斗張) 六台

〔引用〕 玉川上水三田用水田道分水路

〔沿革〕 明治三三年 (一八九九) 八月新設

明治三三年 (一九〇〇) 一月頭書人買受

売主 浅海治郎兵衛 (荏原郡目黒村中目黒七四五番地)

601 杉山長三郎 水車 (荏原郡)

所有主住所 荏原郡碑倉村倉一六三五番地

水車所在地 荏原郡碑倉村倉一五七三番地

水車場 建坪七坪 木造平屋建

〔規模〕 水輪径一丈三尺

〔業種〕 精穀業 (營業用)

擣臼 (一斗張) 六台

〔引用〕 駒沢村悪水路

〔沿革〕 明治三六年 (一九〇三) 九月新設

602 須崎仙蔵 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡古里村大丹波八八七番地

水車所在地 西多摩郡古里村大丹波字八桑八六九番地

地目・面積 山林 (藪地) 一畝

水車場 間口一間一尺×奥行一間一尺

〔規模〕 水輪径一丈 中射

〔業種〕 精麦業

搗臼（三斗張未滿）二台

〔引用〕 大丹波川

〔沿革〕 明治三五年（一九〇二）二月新設

603 須崎太市 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡大久野村六三〇一番地

水車所在地 西多摩郡大久野村字水口六三二〇番地

地目・面積 畑 三畝二五歩

水車場 間口二間三尺×奥行三間 木造平屋建

〔規模〕 水輪径一丈一尺五寸

樋口 縦六寸 横六寸

平常水深二寸

〔業種〕 精穀業

搗臼（一斗五升張）二台

搗臼（一斗張）二台

〔引用〕 〔吉野入〕

〔沿革〕 明治二九年（一八九六）五月新設

明治三三年（一九〇〇）九月頭書業種に変更

搗臼（一斗五升張）二台

〔前〕 搗臼（一斗張）一台

604 鈴木浅太郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡調布村駒木野三九八番地

水車所在地 西多摩郡調布村駒木野字山野三九八番地乙号

〔規模〕 水輪径七尺 中射

樋口 縦七寸 横八寸

〔業種〕 精穀業

搗臼一台

〔沿革〕 明治三三年（一九〇〇）二月頭書人相続

被相続人 鈴木金兵衛（父）

605 鈴木市三郎 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡小金井村貫井五二七番地

水車所在地 北多摩郡小金井村貫井字荒枚五二七番地

地目・面積 郡村宅地 二反五歩

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼（三斗張未滿）一一台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

〔沿革〕 明治四〇年（一九〇七）一月頭書業種に変更

搗臼（三斗張未滿）一〇台

〔前〕 挽臼（一尺五寸未滿）一台

606 鈴木謙太郎 水車 (荏原郡)

所有主住所 荏原郡白金村六九四番地
水車所在地 荏原郡白金村七〇九番地

〔規模〕 水輪径一丈八尺 上射

無堰

〔業種〕 精米業 (営業用)

搗臼 (四斗張) 一八台

〔引用〕 玉川上水三田用水分水路

〔沿革〕 明治一四年 (二八八) 一月継年期

明治二一年 (二八八) 一二月頭書規模等に変更

(前) 水輪径一丈一尺

搗臼 (四斗張) 一二台

鈴木義助 水車 (南多摩郡)

所有主住所 南多摩郡忠生村図師一二七九番地

607 一番水車

水車所在地 南多摩郡忠生村図師字七号一二七七、一二七九番地

地目・面積 宅地 畑 山林 合一反九畝一三步

〔規模〕 水輪径二丈五尺

樋口 樋口 樋口 樋口 樋口 樋口 樋口 樋口 樋口 樋口

平常水深五寸

水路深三尺 幅五尺

土堰高五尺 幅五間

〔業種〕 精穀業 (営業用)

搗臼 (三斗張以上) 一〇台

搗臼 (三斗張未満) 一二台

〔引用〕 小山田川

〔沿革〕 明治三一年 (二八九八) 五月新設

608 二番水車

水車所在地 南多摩郡忠生村図師字七号一二七六・一二七七番地

地目・面積 山林 二畝二五歩

〔規模〕 水輪径二丈二尺八寸 木製

樋口 樋口 樋口 樋口 樋口 樋口 樋口 樋口 樋口 樋口

平常水深五寸

水路深三尺 幅五尺

堰高五尺 幅五間

〔業種〕 精米業 製粉業 (営業用)

搗臼 (二斗張) 五台

挽臼 (一尺六寸) 一台

〔引用〕 (小山田川)

〔沿革〕 明治三三年 (一九〇〇) 四月新設

(参考)

復命書

南多摩郡忠生村大字図師鈴木義助水車新設ノ箇所実地調査ノ命ヲ受

ケ実視スルニ、出願ノ箇所ハ願人所有既設水車ニ於テ使用セシ流水ノ吐尻ヲ廃シ、其接続ノ岡陵へ長十八間ノ隧道ヲ穿鑿シ、之レニ通流シテ水車ヲ設置スルノ設計ナリ。本願ノ水車ハ昨三十二年五月中現今ノ吐尻ヲ其儘使用シ水車ヲ設置スルノ設計ヲ以テ出願セリ。當時実査スルニ水嵩ヲ昂騰セシメン目的ヲ以テ、小山田川ニ設ケタル水堰ノ程度ヲ高メントスル状況アリ。若シ之レヲ実施スルトキハ、本川ノ上流ニ府費負担ノ板橋アリキ。之レカ頗狭ヲ浸スノ虞アルヲ以テ許可相成ラズ。這回ノ設計ハ吐尻ノ流路ヲ延長セシメ以テ相当ノ水力ヲ生スルニ依リ既設水車ノ水量ヲ増加セサルモ目的ノ動力ヲ得ラルヘク、而シテ爾後本川ノ水堰程度ヲ高ムル行為アルマシキト相認メ候。

右復命候也。

明治三十三年四月六日

東京府属 高野鉄三郎[㊦]

東京府知事男爵 千家尊福殿

609 鈴木金之助 水車 (荏原郡)

所有主住所 荏原郡池上村石川四三番地

水車所在地 荏原郡池上村石川字桑ノ木一二番地

〔規模〕 水輪径一丈五尺

堰高五尺二寸五分

〔業種〕 精穀業(営業用)

搗臼(四斗張)一台

〔引用〕

搗臼(一斗張)六台
深沢川悪水路

〔沿革〕

明治一四年(一八八二)四月継年期

申請人 鈴木金左衛門(荏原郡池上村石川四三番地)

明治二〇年(一八八七)三月頭書水車所在地に移転

(前) 水車所在地 荏原郡池上村字桑ノ木一〇九番地

明治二〇年(一八八七)一二月頭書業種に変更

(前) 搗臼(一斗張)六台

明治二九年(一八九六)一二月再設

申請 頭書人鈴木金之助

(前) 水輪径一丈二尺

610 鈴木五郎兵衛 水車 (北多摩郡)

所有主住所 北多摩郡田無町一一〇九番地

水車所在地 北多摩郡田無町字上向台一一〇八番地

〔規模〕 水輪径一丈五尺

〔業種〕 精穀業(営業用)

搗臼(一斗張)五台

〔引用〕

田無新田口水路

〔沿革〕

明治四一年(一九〇八)一二月新設

611 鈴木三郎右衛門 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡小金井村貫井九〇一番地

水車所在地 北多摩郡小金井村貫井字一ノ久保六〇九番地

地目・面積 郡村宅地 九畝二九步

[業種] 精穀業 製粉業

搗臼 (三斗張以上) 五台

搗臼 (三斗張未滿) 一〇台

挽臼 (一尺五寸未滿) 一台

[沿革] 明治四〇年(一九〇七)一月頭書業種に変更

搗臼 (三斗張以上) 二台

(前) 搗臼 (三斗張未滿) 一〇台

612 鈴木淳一 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡浅川村上柗田一六三九番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上柗田字川原之宿一六〇六・一六〇七番地

七番地

地目・面積 宅地 四畝六步

[規模] 水輪径一丈六尺

樋口 縦九寸 横二尺六寸

[業種] 精穀業 製粉業

搗臼 (三斗張以上) 一台

搗臼 (三斗張未滿) 一四台

挽臼 (一尺四寸五分) 一台

挽臼 (一尺二寸) 一台

[引用] [浅川上柗田分水路]

明治二七年(一八九四)九月業種変更

搗臼 (三斗張未滿) 九台

挽臼 (一尺二寸) 一台

搗臼 (三斗張未滿) 九台

(前) 挽臼 (一尺二寸) 一台

紡績器械

明治三四年(一九〇二)九月頭書人相統

被相統人 鈴木精一(父)

明治三五年(一九〇三)一〇月頭書規模等に変更

(前) 水輪径一丈

樋口 縦五寸 横二尺二寸五分

613 鈴木信吉 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡小宮村大和田

水車所在地 南多摩郡小宮村大和田一三二〇番地

地目・面積 宅地 七畝一步

[規模] 水輪径九尺

樋口 縦三尺 横一尺五寸

平常水深六寸

〔業種〕

紡績業

紡績器械一組

〔引用〕

〔浅川大和田分水路〕

〔沿革〕

明治三二年（一八九八）六月頭書人買受
売主 青木禎助（南多摩郡由井村打越）

水車所在地

北多摩郡小平村鈴木新田一四六番地

〔業種〕

精穀業（營業用） 伸銅業

〔引用〕

擣臼（三斗張未滿）九台

〔沿革〕

針金線製造器械

〔引用〕

〔田無町外八ヶ村飲用水路〕

〔沿革〕

明治四一年（一九〇八）八月業種變更

614 鈴木新八 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡浅川村上長房一五二一番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上長房一五二一番地

地目・面積 宅地 四畝二二步

〔規模〕

水輪径一丈二尺

樋口径五寸 横一尺二寸 長三四間

平常水深三寸

無堰

〔業種〕

紡績撚糸業

撚糸和製器械二台

〔引用〕

小仏川

〔沿革〕 明治三五年（一九〇二）五月新設

〔業種〕

精穀業（營業用） 伸銅業

〔引用〕

擣臼（三斗張未滿）九台

〔沿革〕

針金線製造器械

〔引用〕

〔田無町外八ヶ村飲用水路〕

〔沿革〕

明治四一年（一九〇八）八月業種變更

擣臼（三斗張未滿）九台

挽臼（一尺五寸以上）四台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

〔前〕

擣臼（三斗張未滿）八台
挽臼（一尺五寸以上）四台

明治四一年（一九〇八）一二月相統

相統人 村山惣重（埼玉眞足立郡志木町一六二番地）

被相統人 村山惣八（北多摩郡小平村鈴木新田一四六番地）

四六番地）

大正二年（一九一三）六月頭書業種に變更

申請人 青木音次郎（日本橋区小伝馬町三丁目四番地）

番地）

大正六年（一九一七）四月頭書業種に變更

申請人 頭書鈴木水車合資会社

615 鈴木水車合資会社 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡小平村鈴木新田一四六番地

616 鈴木清次郎 水車〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡南村高ヶ坂

水車所在地 南多摩郡南村高ヶ坂字六号九三五番地

地目・面積 宅地 三畝八步

〔規模〕 水輪径一丈三尺

樋口 縦五尺五寸 横二尺五寸

平常水深一寸二分

〔業種〕 精穀業 製粉業〔営業用〕

搗臼八台

挽臼一台

〔沿革〕 明治三〇年（一八九七）一〇月頭書人買受

売主 佐藤喜重郎〔南多摩郡南村高ヶ坂九三五番地〕

617 鈴木善蔵 水車〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡吉野村下二三二番地

水車所在地 西多摩郡吉野村下字町屋一番地

地目 宅地

〔規模〕 水輪径一丈四尺 幅一尺五寸

〔業種〕 精穀業〔営業用〕

搗臼（三斗張未滿）七台

〔引用〕 吉野村下・日影和田水路（吉野村大字下及大字日影

和田境ノ沢水）

〔沿革〕 大正二年（一九一三）八月新設

618 鈴木忠左衛門外四〇名共有 水車〔西多摩郡〕

惣代人住所 西多摩郡西秋留村測上二九一番地

水車所在地 西多摩郡西秋留村測上字関戸下四二二番地

〔規模〕 水輪径一丈

〔業種〕 精穀業〔営業用〕

搗臼（三斗張未滿）七台

〔沿革〕 明治三二年（一八九八）一二月頭書業種に変更

申請人 榎本三右衛門〔西多摩郡西秋留村測上三

三〇番地〕

（前）搗臼（三斗張未滿）五台

明治三六年（一九〇三）一月譲渡

譲受人 橋本庄兵衛〔西多摩郡西秋留村測上三四

七番地〕

譲主 橋本三右衛門〔西多摩郡西秋留村測上三三

〇番地〕

明治三九年（一九〇六）一月頭書人譲受

619 鈴木忠蔵 水車〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡谷保村谷保五八三八番地

水車所在地 北多摩郡谷保村谷保字栗原五八四七番地

水車場 竪三間×横二間 木造茅葺葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈二尺 水落ち三尺

樋口横二尺八寸 長一〇間

堰高六尺 幅三尺

〔業種〕 精穀業(営業用)

搗臼(三斗張未滿) 一一台

〔引用〕 谷保村谷保湧出水路(国道ノ北峡下ニ湧出シ南流シ

テ田用水ニ注ク)

〔沿革〕 明治三十一年(一八九八) 二月頭書規模等に変更

搗臼(三斗張未滿) 一三台

(前) 水輪径八尺 水落ち一尺八寸

搗臼(三斗張未滿) 三台

明治三十六年(一九〇三) 三月頭書業種に変更

〔業種〕 精穀業

搗臼(二斗張) 二台

搗臼(一斗五升張) 一台

〔引用〕 日野町用水路(其流水ハ日野町宿内両側下水アリテ

常ニ流通シ居ルモノ、南側下水ヨリ捨水ヲ引キ水車

ニ利用)

〔沿革〕 明治二十九年(一八九六) 六月新設

明治三十八年(一九〇五) 二月廃業

621 鈴木孫吉 水車 (北豊島郡)

所有主住所 北豊島郡板橋町下板橋三三番地

水車所在地 北豊島郡岩淵町稲付字西山地先

〔規模〕 水輪径二丈四尺

〔業種〕 精穀業(営業用)

搗臼(三斗張以上) 二四台

搗臼(三斗張未滿) 一三台

石神井川七ヶ村用水路

〔引用〕 明治一五年(一八八二) 一二月継年期

明治三〇年(一八九七) 一二月頭書人相統

被相続人 鈴木吉右衛門(先代)

明治三〇年(一八九七) 一二月継年期

620 鈴木藤吉 水車 (南多摩郡)

所有主住所 南多摩郡日野町日野二六八四番地

水車所在地 南多摩郡日野町日野字下宿二六八四番地

地目・面積 宅地 二畝一八歩

〔規模〕 水輪径一丈五尺

樋口竪一尺 横一尺五寸

平常水深四寸

622 鈴木松五郎 水車 [北豊島郡]

所有主住所 北豊島郡赤塚村下赤塚一三五〇番地

水車所在地 北豊島郡赤塚村下赤塚一四二二番地

[業種] 精穀業(営業用)

搗臼(一斗張)三台

[引用] 赤塚悪水路

[沿革] 明治二四年(一八九二)一月新設

明治二七年(一八九四)九月廃業

623 鈴木安太郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡浅川村上柗田一六二九番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上柗田字川原之宿一六二九番地

地目 宅地

[規模] 水輪径一丈二尺 幅二尺 木製

樋口横二尺 長六間

水路高二尺 幅二尺 長三間

[業種] 紡織業

紡織器械

[引用] 浅川上柗田分水路(南多摩郡浅川村上柗田二既設シアル)

一 水車場八宅地内ヲ幅二尺長三間高二尺ヲ掘崩シ、

両側ヲ石垣ニテ築立テ之レニ四本ノ栗角材ヲ建テ、

全一丈二尺幅二尺ノ車輪ヲ仕懸ケ、之レニ全一寸

長三間ノ丸鉄線ヲ使用シテ、車輪ノ回転スルト共

二室内装置ノ紡織器械ヲ運転セシム

[沿革] 大正六年(一九一七)六月新設

624 須田権太郎外一名共有 水車 [荏原郡]

惣代人住所 荏原郡目黒村下目黒二三番地

水車所在地 荏原郡目黒村下目黒字上耕地二三番地

地目 郡村宅地

[規模] 水輪径一丈八尺

[業種] 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(四斗張)一二台

搗臼(二斗張)六台

挽臼(一尺七寸)一台

玉川上水三田用水(錢嚙)分水路

[沿革] 明治一八年(一八八五)一月継年期

明治二〇年(一八八七)一月頭書人譲受

讓主 共有人岩永三郎(荏原郡下目黒村一四六番地)

明治二〇年(一八八七)二月頭書水車所在地に移

転、頭書業種に変更

水車所在地 荏原郡下目黒村字上耕地二三番地

(前) 搗臼(四斗張)三台

搗臼(二斗張)七台

挽臼（一尺七寸）一台

明治三年（一八九〇）八月共有權売買

買主 栗山友次郎（荏原郡大崎村上大崎五四六番地）

売主 島村今吉（荏原郡大崎村上大崎三二番地）

明治三年（一九〇〇）八月共有權売渡

買主 須田弥助（荏原郡目黒村下目黒六三二番地）

625 須田大助 水車〔荏原郡〕

所有主住所 荏原郡目黒村下目黒六六〇番地

水車所在地 荏原郡大崎村下大崎一九九・二〇〇番地

〔規模〕 水輪径二丈四尺 上射

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼（四斗張）一五台

搗臼（二斗張）一台

〔引用〕 玉川上水三田用水品川分水路

〔沿革〕 明治二年（一八八九）一月継年期

明治三年（一八九〇）四月売買

買主 島村今吉（荏原郡目黒村下目黒二二番地）

売主 清水秀藏（荏原郡北品川宿八八九番地）

明治三年（一八九〇）六月頭書規模等に変更

水輪径二丈二尺

〔前〕搗臼（四斗張）九台

搗臼（二斗張）一台

明治三年（一八九〇）八月売渡

買主 須田兼五郎（荏原郡目黒村下目黒六六〇番地）

明治三四年（一九〇一）一二月頭書人相続

明治四三年（一九一〇）三月廢業

砂川憲三 水車〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡砂川村三一五番地

626 一番水車

水車所在地 北多摩郡砂川村字拝島道南割四一四番地

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼（三斗張未滿）二五台

挽臼（一尺五寸以上）二台

〔引用〕 〔玉川上水砂川村外七ヶ村普通水利組合用水路〕

〔沿革〕 明治四二年（一九〇九）三月頭書業種に変更

〔前〕搗臼（三斗張未滿）三六台

挽臼（一尺五寸以上）六台

627 二番水車

水車所在地 北多摩郡砂川村字上水内三一五番地

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼（三斗張以上）二〇台

挽臼（一尺五寸以上）三台

〔引用〕 〔玉川上水砂川村外七ヶ村普通水利組合用水路〕

〔沿革〕 明治四二年（一九〇九）三月頭耨業種に変更

〔前〕 擣臼（三斗張未滿）二〇台

挽臼（一尺五寸以上）四台

628 角田嘉七 水車 〔荏原郡〕

所有主住所 荏原郡平塚村戸越七六二番地

水車所在地 荏原郡平塚村戸越字道米窪四三六番地

〔規模〕 水輪径一丈四尺

〔業種〕 精穀業（營業用）

擣臼（二斗張）六台

〔引用〕 品川用水桐ヶ谷分水路

〔沿革〕 明治二〇年（一八八七）四月新設

明治二〇年（一八八七）二月業種変更

擣臼（四斗張）一台

擣臼（二斗張）九台

〔前〕 擣臼（二斗張）六台

明治二四年（一八九一）一〇月業種変更

擣臼（四斗張）一台

擣臼（二斗張）三台

明治三〇年（一八九七）五月頭耨業種に変更

629 角谷和市 水車 〔豊多摩郡〕

所有主住所 豊多摩郡渋谷町下渋谷七四四番地

水車所在地 豊多摩郡渋谷町中渋谷一三八番地

〔規模〕 水輪径一丈二尺

〔業種〕 精穀業

擣臼（三斗張以上）一〇台

擣臼（三斗張未滿）一台

〔引用〕 〔玉川上水三田用水鉢山分水路〕

〔沿革〕 大正五年（一九一六）一〇月廢業

世

630 関金太郎 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡小金井村小金井一三六二番地

水車所在地 北多摩郡小金井村小金井字西ノ台一四〇二番地

地目・面積 郡村宅地 一反五歩

〔業種〕 精穀業（營業用）

擣臼（三斗張未滿）一二台

〔引用〕 〔玉川上水小金井分水路〕

〔沿革〕 明治三十六年（一九〇三）二月頭書人相統

被相続人 関ノエ（祖母）

明治三十六年（一九〇三）三月業種変更

搗臼（四升張）二〇台（諸雜品細未用）

搗臼（三斗張未滿）四台

〔前〕 挽臼（一尺五寸以上）二台

明治三十八年（一九〇五）五月業種変更

搗臼（三斗張未滿）一六台

明治四二年（一九〇九）七月頭書業種に変更

632 関口勘治 水車 〔北豊島郡〕

所有主住所 北豊島郡上練馬村下土支田一二五九番地

水車所在地 北豊島郡上練馬村下土支田字三丁目一二五九番地

地目・面積 郡村宅地 一反七畝一六歩

〔規模〕 水輪径二丈二尺

掛樋 縦一尺五寸 横三尺 長三尺五寸

堰 高四尺 幅三尺

〔業種〕 精穀業 製粉業（營業用）

搗臼（三斗張以上）三台

搗臼（三斗張未滿）一〇台

挽臼（一尺五寸以上）二台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

玉川上水分水路

〔引用〕 明治三七年（一九〇四）四月新設

明治三八年（一九〇五）一〇月相統

相統人 渡辺弥一（北豊島郡上練馬村下土支田一二五九番地）

被相続人 渡辺惟一（父）

明治三八年（一九〇五）一二月頭書人讓受

〔参考〕

第四五五号

意見書

本月十一日一乙第三三三三二号付ノ御照会ノ件左ニ意見答申致候。

631 関百太郎 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡小金井村小金井一四〇四番地

水車所在地 北多摩郡小金井村小金井字西ノ台一四〇四番地

地目・面積 郡村宅地 一反六畝一四歩

〔業種〕 精穀業 製粉業（營業用）

搗臼（三斗張未滿）一二台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

〔引用〕 〔玉川上水小金井分水路〕

〔沿革〕 明治四一年（一九〇八）四月頭書業種に変更

〔前〕 搗臼（三斗張）一二台

当管内大字下土支田千二百五十九番地渡辺惟一ヨリ願出タル玉川分水路用水応用水車新設ニ対スル支障ノ有無調査ノ所、水車事業ハ民力休養の機械ナレバ一般歡迎ヲ表スルノミナラズ、用水關係者十數年来ノ希望ニシテ利害ノ多少ハ相互補護スルノ決意タリ。斯ノ如クナルガ故取締上果シテ願意ニ反セサルノ計詎ナレバ、本村ト雖トモ關係者ト同一ノ意見タレバ何卒許可セラレンコトヲ切ニ望ム所ナリ。右取調ノ意見答申候也。

明治三十六年十二月十六日

北豊島郡上練馬村長 小島俊嗣

北豊島郡長 田中端殿

633 関塚太仁三 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡調布村下長淵七一七番地

水車所在地 西多摩郡調布村下長淵字木初六三四番地

地 目 郡村宅地

水車場 間口二間×奥行一間三尺 木造杉皮葺建

[規模] 水輪径八尺 木製 上射

寛横七寸 長一三間

[業種] 精穀業

搗臼(三斗張未滿) 五台

[引用] 山王川―調布村下長淵字木初ノ沢水―

[沿革] 明治四二年(一九〇九)八月新設

634 瀬田熊太郎 水車 [北豊島郡]

所有主住所 北豊島郡板橋町上板橋一一九番地

水車所在地 北豊島郡板橋町上板橋字宿三五九番地

[規模] 水輪径二丈四尺

堰高五尺二寸五分

[業種] 精穀業 製粉業(營業用)

搗臼(六斗張) 六台

搗臼(四斗張) 一五台

搗臼(一斗張) 一〇台

挽臼(一尺六寸) 一台

挽臼(一尺二寸) 一台

[引用] 石神井川分水路

[沿革] 明治一七年(一八八四)二月継年期

明治二二年(一八八九)三月頭書業種に変更

搗臼(六斗張) 二台

搗臼(四斗張) 九台

(前) 搗臼(一斗張) 一三台

挽臼(一尺六寸) 一台

挽臼(一尺二寸) 一台

明治二八年(一八九五)六月悪水路設置

明治三〇年(一八九七)八月譲渡

譲受人 瀬田吉兵衛(北豊島郡板橋町下板橋一五

九八番地)

讓主 高橋正太郎(北豊島郡板橋町上板橋三五九番地)
明治三八年(一九〇五)八月頭書人讓受

635 瀬沼路之輔 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡小宮村宇津木六九八番地

水車所在地 南多摩郡小宮村宇津木字中村六七六番地

地目・面積 郡村宅地 五畝一九步

[規模] 水輪径一丈二尺

樋口 縦九尺 横三尺

[業種] 精穀業(営業用)

搗臼(三斗張以上) 二台

搗臼(三斗張未満) 一四台

[沿革] 明治二五年(一八九二)十一月讓渡

讓受人 谷合ノブ(南多摩郡小宮村宇津木二〇八番地)

讓主 谷合安太郎(南多摩郡小宮村)

明治二七年(一八九四)二月売渡

買主 瀬沼勇太郎(南多摩郡小宮村宇津木六九八番地)

明治四一年(一九〇八)三月頭書人讓受

636 漸進合資会社第三五号揚粹所 水車 [北多摩郡]

代表市倉良輔住所 北多摩郡国分寺村恋ヶ窪六一〇番地

水車所在地 北多摩郡国分寺村恋ヶ窪字熊ノ郷西六一〇番地

地目 宅地

水車場 間口七間×奥行二間三尺 木造板葺平屋建

[規模] 水輪径一丈一尺 幅一尺 木製

樋口 縦七寸 横八寸 長八間

平常水深二寸

分水口 深四寸 幅三尺

[業種] 生糸揚返業

検定馬力三・七二四

揚返シ台三台

[引用] 繰粹四八個 玉川上水国分寺分水路(經過地八国分寺村大字戸倉)

新田及恋ヶ窪

[沿革] 明治三七年(一九〇四)四月新設



637 荘 米蔵 水車 [北豊島郡]

所有主住所 北豊島郡大泉村橋戸七六九番地

水車所在地 北豊島郡大泉村橋戸字中耕七六九番地
地目 宅地

〔規模〕

水輪径一丈八尺 幅一尺八寸
樋口堅二尺五寸 横二尺五寸
平常水深二寸
堰高三尺

〔業種〕

精穀業 製粉業(営業用)
搗臼(三斗張以上) 五台

搗臼(三斗張未滿) 一〇台
挽臼(一尺五寸以上) 一台
挽臼(一尺五寸未滿) 一台

〔引用〕

〔沿革〕

白子川分水路
明治二年(一八八八) 七月継年期

明治二八年(一八九五) 一二月頭書人買受

売主 莊善兵衛(北豊島郡大泉村橋戸七六九番地)

明治三三年(一九〇〇) 九月規模等変更

搗臼(三斗張以上) 五台
搗臼(三斗張未滿) 一一台
挽臼(一尺五寸未滿) 二台

水輪径二丈

(前) 搗臼(一斗張) 一〇台

挽臼(一尺三寸) 一台

明治三七年(一九〇四) 八月焼失

明治三七年(一九〇四) 一二月再設

638 宗田亀次郎 水車 [荏原郡]

所有主住所 芝区日影町一丁目一番地

水車所在地 荏原郡目黒村上目黒字水川六〇二番地

〔規模〕

水輪径一丈六尺

〔業種〕

精穀業 製粉業(営業用)
搗臼(四斗張) 九台

搗臼(一斗張) 一台
挽臼二台

〔引用〕

〔沿革〕

玉川上水三田用水駒場分水路

明治一五年(一八八二) 一月継年期

明治一九年(一八八六) 一二月譲渡

譲受人 原田吉兵衛(四谷区麴町三丁目七番地)

譲主 竹内八平(日本橋区小舟町三丁目一番地)

明治二〇年(一八八七) 六月頭書人買受

明治二二年(一八八八) 二月頭書業種に変更

搗臼(四斗張) 六台
搗臼(一斗張) 一台

挽臼二台

明治二九年(一八九六) 一二月継年期

た

639 大門水益株式会社 水車 [北豊島郡]

専務取締役熊谷源左衛門住所 北豊島郡王子村王子

水車所在地 北豊島郡王子村王子字大門二二四〇番地

[業種] 精米業(営業用) 葉種細末業

搗臼六三台(精米用)

搗臼一二台(葉種細末用)

[引用] 石神井川

[沿革] 明治一七年(一八八四)二月継年期

申請人 吉村吉右衛門(麴町区飯田町六丁目二番地)

明治二七年(一八九四)二月継年期

申請 頭書専務取締役熊谷源左衛門

640 平源之助 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡七生村南平一三七七番地

水車所在地 南多摩郡七生村高幡字三号六二九番地

地目・面積 畑 一畝一六歩

[規模] 水輪径九尺 幅二尺五寸 木製

無堰

検定馬力〇・四三八

[業種] 生糸揚返業

生糸揚枰六台

小枰一八個

[引用] 高幡田用水路

[沿革] 明治四一年(一九〇八)三月新設

641 平豊太郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡七生村南一三七七番地

水車所在地 南多摩郡日野町上田字向島六一六番地

地目・面積 郡村宅地 一反四畝九歩

[規模] 水輪径一丈五尺

樋口竪一尺二寸 横五尺四寸

[業種] 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(三斗張以上)七台

搗臼(三斗張未満)八台

挽臼(一尺五寸以上)一台

[沿革] 大正七年(一九一八)四月頭書業種に誤記訂正

(明治三八年(一九〇五)五月変更済)

642平 松蔵 水車 [南多摩郡]

〔前〕 擣臼 (三斗張以上) 四台
〔前〕 擣臼 (三斗張未滿) 一二台
挽臼 (一尺五寸以上) 二台

所有主住所 南多摩郡七生村南平一三二〇番地

水車所在地 南多摩郡七生村南平字八号一三五八番地

地目・面積 郡村宅地 二畝

〔規模〕 水輪径九尺五寸

樋口 竪二尺 横三尺五寸

水深 三寸

〔業種〕 精穀業 (営業用)

擣臼 (三斗張未滿) 九台

〔沿革〕 明治三十六年 (一九〇三) 三月頭書業種に変更

〔前〕 擣臼 (三斗張未滿) 九台

〔前〕 挽臼 (一尺五寸以上) 一台

643高井民太郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡恩方村上恩方二二三番地

水車所在地 南多摩郡恩方村上恩方字高留二一一一番地

地目・面積 郡村宅地 一一步

〔規模〕 水輪径二丈八寸

樋口 竪一尺二寸 横一尺八寸

平常水深 五寸

〔業種〕 精穀業 製粉業

擣臼 八台

挽臼 一台

〔引用〕 浅川

〔沿革〕 明治二七年 (一八九四) 一二月新設

644高石金太郎 水車 [荏原郡]

所有主住所 荏原郡大崎町上大崎五七五番地

水車所在地 荏原郡大崎町上大崎字長者丸二四八番地

水車場 建坪八坪

〔規模〕 水輪径九尺

檢定馬力 〇・〇九〇八

〔業種〕 製綿業

綿打器械 四台

〔引用〕 玉川上水三田用水大崎分水路

〔沿革〕 明治一九年 (一八八六) 五月頭書水輪径、業種変更

擣臼 (二斗張) 一八台

水輪径 二丈

〔前〕 擣臼 (四斗張) 六台

掃臼(二斗張)六台

明治二八年(一八八五)一月相続

相続人 本間資孝(父) (豊島郡下渋谷村麻布広

尾八七番地)

被相続人 本間紀一

明治三〇年(一八九七)五月売渡

買主 和泉久太郎(荏原郡品川町北品川宿七四

番地)

明治三八年(一九〇五)三月頭書人買受

明治三八年(一九〇五)四月頭書業種に變更

大正二年(一九一三)二月馬力検定

(参考)

仕様書

一 水輪径九尺

但用材 松仕上ケ二寸角 同本六分板割

一 綿打器械四台

内荒切用二台

各金木混製

仕上ケ用二台

但右構造各一台二付

一 桧三寸角乃至五寸角ニテ組立 方三尺五寸上部幅五

寸ワク付

一 規製齒車四寸乃至一尺一寸径 十二個

一 鉄輪径二尺 一個

一 綿切器鋼鋸齒板延幅三尺本身へ打付上部木材ニテ覆フ

一 調皮幅一寸五分長二丈 一本

付木製滑車径一尺五寸幅二寸五分 一個

一 鉄棒一寸五分長二間 一本 原動力用

一 調皮幅三寸長二間 一本 同上

付木製滑車径三尺幅四寸 一個

此合計価格金二百五十円也

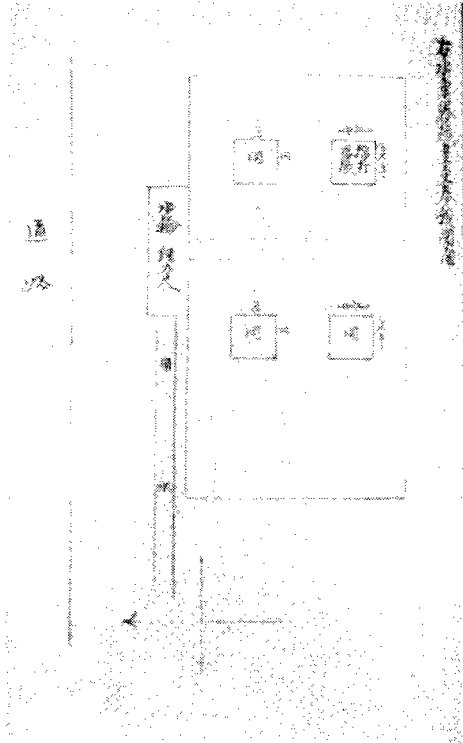
右之通二候也。

明治三十八年三月二十五日

右

高石金太郎 印

右水車器械變更奉願図面



645高木吉之助 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡八王子町寺町五〇番地

水車所在地 南多摩郡八王子町元子安字河原洲一九七九番地

[規模] 水輪径一丈 幅一尺八寸 木製

樋口横二尺五寸 勾配一間二付一寸五分

水深五寸

分水口深五寸 幅三尺

検定馬力〇・一〇〇六

[業種] 紡績業

八丁六台

糸操台三五台

下夕卷三挺

[引用] 河原洲用水路

[沿革] 明治四一年(一九〇八)三月新設

明治四二年(一九〇九)三月頭書人譲受

譲主 佐藤松平(南多摩郡八王子町元子安七三八

番地)

646高木重郎外一名共有 水車 [北多摩郡]

惣代人住所 北多摩郡狛江村覚東

水車所在地 北多摩郡狛江村覚東字三島二二八番地

地目・面積 畑 三畝二五歩

水車場 間口五間三尺×奥行三間 木造草葺建

[規模] 水輪径一丈五尺

樋口竖二尺四寸 横四寸

平常水深八寸

土俵堰

[業種] 精穀業(営業用)

擣臼(四斗張)一台

擣臼(二斗張)六台

挽臼(一尺五寸)一台

[引用] 根川三島分水路(根川分流字三島田用水)

[沿革] 明治三二年(一八九八)九月新設

明治三三年(一八九九)二月頭書業種に変更

(前) 擣臼(四斗張)一台

擣臼(二斗張)六台

647高木和貴 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡忠生村図師三二〇一番地

水車所在地 南多摩郡忠生村図師字一五号三四五一・三四五二番地

地目・面積 宅地 四畝

[規模] 水輪径一丈八尺

樋口竖三尺五寸 横三尺

平常水深八寸

〔業種〕 馬力〇・一八二
精穀業 製粉業（營業用） 製紐業

搗臼（二斗張）一三台

挽臼（一尺五寸以上）一台

組紐器械

〔引用〕

小山田川

〔沿革〕

明治三一年（一八九八）五月新設

明治四〇年（一九〇七）八月頭書人相統

被相統人 高木忠左衛門（父）

648 高杉太郎吉 水車〔北多摩郡〕

所有主住所

北多摩郡小平村野中新田善右衛門組六七三番地

水車所在地

北多摩郡小平村野中新田善右衛門組六七三番地

〔規模〕

水輪径一丈六尺

樋口堅一尺五寸 横四尺六寸

平常水深六寸

〔業種〕

精穀業 製粉業

搗臼（三斗張以上）一台

搗臼（三斗張未滿）四三台

挽臼（一尺五寸以上）一台

〔沿革〕

明治三年（一八七〇）五月（新設）許可

明治四一年（一九〇八）一〇月頭書業種に変更

〔前〕 搗臼（二斗張）八台
挽臼（二尺二寸）二台

649 高取元吉 水車〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡松原村五三一番地

水車所在地 西多摩郡松原村字本宿五〇三〇番地口号・五〇三八

番地八号

地目・面積 畑 芝地 合五畝七步

〔規模〕 水輪径一丈

〔業種〕 精穀業 製糸業

搗臼（三斗張未滿）五台

製糸器械

〔沿革〕 明治二七年（一八九四）四月頭書業種に変更

〔前〕 搗臼（三斗張未滿）二台

製糸器械

明治三七年（一九〇四）七月廃業

650 高梨英作 水車〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡忠生村山崎一七三五番地

水車所在地 南多摩郡忠生村山崎字一一号一七三五番地

地目・面積 郡村宅地 三反六畝二步

〔規模〕 水輪径一丈二尺三寸

樋口堅一尺三寸 横一尺八寸

平常水深三寸

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼(二斗張) 四台

搗臼(一斗三升張) 三台

挽臼(二尺五寸) 一台

〔引用〕 ヒヤリ沢用水路―該用水ハ忠生村ヨリ湧出シ当所ニ止マリ他所ニハ關係無之―

〔沿革〕 明治二十七年(一八九四) 一月新設

明治二十八年(一八九五) 一月頭書水輪径に変更

(前) 水輪径一丈四尺

明治三十四年(一九〇一) 二月頭書人讓受

讓主 高梨道助(南多摩郡忠生村山崎一七四番地)

651 高野寛左衛門 水車 (南多摩郡)

所有主住所 南多摩郡稻城村坂浜二五二七番地

水車所在地 南多摩郡稻城村坂浜字三三三号二五六三番地

〔業種〕 精穀業(營業用)

搗臼二台

〔沿革〕 明治一十七年(一八八四) 一月(新設) 許可

〔参考〕

復文

明治三十九年(一九〇六) 四月廢業

別紙水車廢業出願箇所実査候処、去ル三十七年洪水之際破壊之儘當業ヲ廢止シ今回廢業願出タルモノニ有之。別段不都合之廉無之被認候条、此段復命候也。

明治三十九年四月二十四日

八王子土木事務所

第一部土木課御中

652 高野寛一 水車 (北多摩郡)

所有主住所 北多摩郡西府村中河原一七二番地

水車所在地 北多摩郡西府村中河原字堤外四八一番地

地目 田

水車場 間口二間三尺×奥行二間 木造平屋建

〔規模〕 水輪径一丈四尺 木製

樋口堅八寸 横三尺 長二間三尺

〔業種〕 精穀業

搗臼(二斗張) 五台

〔引用〕 西府村中河原湧出水路(堤外四三七・四三八・四三九番地々先ヨリ湧出セル流水)

九番地々先ヨリ湧出セル流水)

〔沿革〕 明治四十三年(一九一〇) 五月新設

(参考)

承認書

今般字堤外第四百八十一番地田地内へ同字第四三七・四三八・四三九番地々先ヨリ湧出セル流水ヲ引用シ、搗物用水車場一ヶ所新設ニ付キ願人高野寛一ヨリ水路関係者及接続地ノ承諾ヲ求メラレ候ニ依テ、拙者共之レカ当事者ナルヲ以テ左ノ条件ヲ付シ承諾仕候。

一 工事ノ設計仕様ニ違ザル様可致候事。

但違タル工事ナルトキハ日限ヲ定メ改築為致ベク事。

一 水車業ノ為メ設ケタル堰樋水路等ハ願人ニ於テ其維持保存ノ責タルハ勿論ニ候事。

一 水車業免許後ト雖トモ公益ニ害アリト認メラレシトキハ願人ノ自費ヲ以テ之レカ予防ヲナシ、又設計ヲ変更スベク事。

一 水路関係者及持続地主ニ対シ直接間接ヲ問ハズ著シク損害ヲ醸成シタルトキハ、相当ノ賠償ヲ申込便宜所置相成候事。

右承認書如件。

明治四十三年四月十八日

地主及分水口忽代

高野勇助[㊦]

(外一一名略)

653高野幸助 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡霞村大門五二九番地

水車所在地 西多摩郡霞村大門字東五一四番地

地目・面積 畑 一畝二七步

水車場 竪一間三尺×横一間三尺

[規模] 水輪径一丈二寸 幅一尺二寸

樋口横四尺 長一六間

平常水深二寸

堰(木又ハ土俵) 高六尺 幅二間

[業種] 精穀業(自家用)

擣臼(三斗張未滿) 三台

[引用] 霞村吹上湧出水路(霞村大字吹上地内ノ山間ヨリ湧

出スルモノ合シテ一ノ細流トナリ、別ニ川名モナク

下流ハ霞川へ合流スル)

[沿革] 明治三三年(一九〇〇) 四月新設

654高野初五郎 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡成木村上成木下分一九六番地

水車所在地 西多摩郡成木村上成木下分字大蔵野一八二番地口号

地目・面積 畑 四畝一九步

水車場 建坪一坪五合

[規模] 水輪径六尺五寸

樋口横一尺八寸 長二尺

水深五寸

〔業種〕 堰高八寸 長一〇間
精穀業

搗臼（八升張）二台

〔引用〕 成木川

一 流水引入口ハ小石ヲ以テ長十間高サ八寸位ノ仮堰
ヲ設ケ引用シ、増水ノ節ハ車輪其他悉皆丘ニ引上ケ
減水ヲ待テ復造ス

〔沿革〕 明治三十六年（一九〇三）七月新設

〔参考〕

水面使用願

西多摩郡明治村入野百四十四番地

願人 高橋猪之吉

一 使用スベキ場所 西多摩郡明治村入野一番地先字上小倉

樽川堰 長二間五分 樋口 長十三尺七寸
幅六尺高四尺 樋口 幅六寸

但シ図面之通り

一 使用目的 水車樋

一 使用期間 自明治三十九年三月
五ヶ年間 至同四十四年二月

一 使用料

一 使用スベキ坪数 長二間半 長十三尺五寸 一坪
堰 幅一間 二坪五合 樋 幅三尺

〔規模〕 水車場 間口一間×奥行一間一尺 木造草葺平屋建
水輪径七尺 幅九寸
箱樋 縦五寸 横六寸 長二三尺七寸

堰高四尺 幅六尺 長一間三尺

檢定馬力〇・四七〇

〔業種〕 精穀業（自家用）

搗臼（二斗張未滿）一台

〔引用〕 樽川

〔沿革〕 明治三十九年（一九〇六）五月新設

右御許可相成度別紙図面并ニ仕様書相添ヘ此段奉願候也。

右

明治三十九年三月二十六日

東京府知事男爵 千家尊福殿

高橋猪之吉④

656 高橋権兵衛 水車 [北豊島郡]

所有主住所 北豊島郡下板橋宿二二二番地

水車所在地 北豊島郡下板橋宿二二二番地

[規模] 水輪径二丈一尺

堰高四尺三寸

[業種] 精穀業(営業用)

搗臼三六台

[引用] 千川上水路

[沿革] 明治一六年(一八八三)四月継年期

明治二二年(一八八八)五月頭書業種に変更

(前)搗臼二〇台

657 高橋新八 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡調布村駒木野三五番地

水車所在地 西多摩郡調布村駒木野字大沢六三番地

地目 宅地

水車場 間口二間三尺×奥行一間三尺 木造杉皮葺平屋建

[規模] 水輪径六尺 幅八寸 木製 中射

樋口横六寸 長五間

[業種] 撚糸業 生糸揚返業

糸返し用錘一二台

[引用] 大沢川

[沿革] 大正二年(一九一三)二月新設

大正七年(一九一八)一月廃業

658 高橋助四郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡鶴川村小野路一三五四番地

水車所在地 南多摩郡鶴川村小野路字金子田一三五四番地

地目・面積 田(宅地成予定) 一畝二五歩

水車場 間口三間×奥行二間

[規模] 水輪径一丈八尺

樋口堅一尺五寸 横二尺

平常水深三寸

無堰

[業種] 精穀業(営業用)

搗臼(三斗張未滿)四台

[引用] 小野路川五反田分水路(鶴川小野路ヨリ流出スル)

一秋彼岸明ケヨリ翌年五月中ヲ限可申候一

[沿革] 明治三〇年(一八九七)一一月新設

明治三七年(一九〇四)八月廃業

(参考)

契約証

自分儀今般字金子田^エ水車小屋建設営業相始候二付五反田用水使用致度、右堰及用水御所用ノ各位^エ及御依頼候処速ニ御承諾被下置、

右二付左ノ件々及契約候。

一 前書用水使用ノ期ハ、毎歲秋彼岸明ケヨリ翌年五月中ヲ限可申候事。

但氣候ノ適否又ハ五反田稲作ノ種類ニヨリ灌漑ノ必要有之候

節ハ、多少右日限ノ伸縮御指揮ニ随ヒ可申候事。

一 五反田堰修繕悉皆自分引受用材等一式差出、毎春大修繕ハ勿論

平素厚注意、破損等ノ憂有之候節ハ何時ニテモ直ニ修理差加可

申候。尤時ニ各方御見回り修繕方御指揮被下度候事。

但万一分病氣其他無抛事故有之修繕難出来節ハ各方^エ御依

頼、相当ノ日給無異議出金可致候。尤去ル明治八年ノ如キ未

聞ノ天災等ニテ非常ノ及大破候際ハ、特別ノ御協議御助力相

願度候事。

一 右堰従来ノ用材ハ松樹多ク、松ハ浸水ニ強堅ニ乾燥ニ脆弱ナル

ハ勿論二付、營業休止時間ハ昼夜ニ不関成丈ヶ堰場ニ流水致候

様注意可致。且満水ノ節水路妨害不相成様、平素材木等取散置

申間敷候事。

一 万一事故有之水車取毀引払候共、示後三ヶ年間ハ右堰修繕ハ前

記ノ通継続自分ニ於テ担当可致候事。

一 後年時世ノ變更其他用水ニ不得止不便相生候節ハ、右使用御取

消御解約相成候共決シテ異議申間敷候事。

一 右条々万一本入相怠リ候様ノ儀有之候ハ、保証人引受必御手

数相懸申間敷候事。

右及契約候処聊相違無之、依テ保証人連署入置申証書如件。

鶴川村小野路

明治三十年 月 日

本人 高橋助四郎

保証人 高橋又次郎

小宮爽殿

(外七名略)

659 高橋スミ 水車 (南多摩郡)

所有主住所 南多摩郡七生村平山二三〇二番地

水車所在地 南多摩郡七生村平山字二二号二三三三五番地

地目・面積 郡村宅地 五畝一九步

(規模) 水輪径一丈六尺(A) 水輪径一丈二尺(B)(二ヶ所)

樋口堅二尺 横六尺

平常水深四寸

(業種) 精穀業 精粉業 (營業用)

搗臼二八台

挽臼一台

(引用) (七生村山田用水路)

(沿革) 明治一七年(一八八四) 一二月(新設) 許可

明治二九年(一八九六) 四月頭書業種に変更

(前) 搗臼二四台

挽臼一台

明治三五年(一九〇二) 四月頭書人相続

被相続人 高橋金藏(南多摩郡七生村平山二三〇二番地)

明治四三年(一九一〇)一〇月頭書(A)水輪径、樋口に變更

(前) 水輪径八尺
樋口竪二尺 横四尺五寸

地目・面積 宅地 六畝

(規模) 水輪径八尺
樋口竪二尺 横二尺五寸
(業種) 紡績業
紡績器械一組

660 高橋代吉 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡浅川村上柗田三二二一番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上柗田字山下三二二四番地

工場所在地 南多摩郡浅川村上柗田字山下三二二二番地

地目 畦畔

(規模) 水輪径九尺

樋口竪三寸 横七寸

平常水深一寸

(業種) 紡績業
紡績器械

案内川

(引用)

(沿革) 明治二七年(一八九四)五月新設

662 二番水車

水車所在地 南多摩郡由井村北野字岸田八三三番地イ号

地目・面積 宅地 二七步

(規模) 水輪径九尺

樋口竪二尺五寸 横二尺八寸

(業種) 紡績業
紡績器械一組

明治二七年(一八九四)二月廢業

(沿革)

663 高橋伝蔵 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡拜島村一六九八番地

水車所在地 北多摩郡拜島村字山ノ神一六九八番地

地目 郡村宅地

(規模) 水輪径二丈二尺 木製

(業種) 精米業 製粉業(営業用)

高橋常吉 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡由井村北野二一九番地

661 一番水車

水車所在地 南多摩郡由井村北野字天神町二九六番地

擣臼(三斗張未滿)八台
挽臼(一尺五寸未滿)一台

〔引用〕

〔玉川上水拜島分水路〕

明治一七年(一八八四)一〇月以前新設

明治四二年(一九〇八)四月頭書業種に変更

擣臼(三斗張未滿)八台

〔前〕 挽臼(一尺五寸以上)一台

664 高橋峰八 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡調布村上石原二六番地

水車所在地 北多摩郡三鷹村大沢字坂下六一七番地

〔規模〕

〔業種〕

水輪径一丈五尺
精穀業 製粉業(營業用)

擣臼(三斗張以上)六台

擣臼(三斗張未滿)八台

挽臼(一尺五寸以上)一台

〔沿革〕 明治三六年(一九〇三)一月業種變更

擣臼(三斗張以上)二台

擣臼(三斗張未滿)八台

挽臼(一尺五寸以上)二台

〔前〕 擣臼一七台

挽臼一台

明治三七年(一九〇四)一二月頭書人買受

売主 峰岸弥三郎(北多摩郡三鷹村大沢六一七番地)

明治三八年(一九〇五)三月頭書業種に変更

665 高橋茂吉外一二名共有 水車 [豊多摩郡]

惣代人住所 豊多摩郡渋谷町中渋谷一〇三番地

水車所在地 豊多摩郡渋谷町中渋谷一三八番地

水車場 間口二間×奥行三間

〔規模〕

水輪径一丈二尺
滝ツボ深四尺 幅四尺 長二間

〔業種〕

精穀業(營業用)

擣臼(三斗張)二台

擣臼(二斗張)三台

〔沿革〕

玉川上水三田用水分水路
明治四四年(一九一)八月頭書水車所在地に移転

〔前〕水車所在地 豊多摩郡渋谷町中渋谷一三九番地

666 高橋芳松 水車 [荏原郡]

所有主住所 荏原郡平塚村中延四九〇番地

水車所在地 荏原郡平塚村中延一丁目一五五七番地

〔規模〕

水輪径一丈五尺 幅二尺

667 高橋弥市 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡稻城村坂浜二七四八番地

水車所在地 南多摩郡稻城村坂浜字三八号二七三九番地

地目 田

水車場 間口一間×一間一尺 木造萱葺平屋建

[規模] 水輪径八尺 幅一尺二寸 木製

分水口深二尺 幅二尺

[業種] 精穀業

搗臼(一斗三升張)二台

[引用] 稻城村坂浜字三三三号湧出水路(字三三三号山谷ヨリ湧

出スル小ナル溪流)

[沿革] 明治三十九年(一九〇六)三月新設

668 高橋八百次郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡町田村本町田

水車所在地 南多摩郡町田村本町田字七号八八八番地

地目・面積 宅地 三畝一八歩

[規模] 水輪径一丈五尺

樋口竪一間 横三尺

平常水深三寸

[業種] 精穀業 製粉業

搗臼一台

挽臼一台

[沿革] 明治二七年(一八九四)四月廃業

669 高部定八 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡町田村原町田二一九四番地

水車所在地 南多摩郡南村高ヶ坂字二二二二二五番地

[業種] 精穀業(営業用)

搗臼一台

[沿革] 明治四一年(一九〇八)五月頭書人買受

売主 高橋長兵衛(南多摩郡南村高ヶ坂一〇六番地)

670 高山助太郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡三ツ里村留原六四五番地

水車所在地 西多摩郡三ツ里村留原字中村八九七番地

地目・面積 宅地 一畝七步

[規模] 水輪径一丈二尺 幅一尺八寸

[業種] 精穀業

搗臼(三斗張未満)三台

[引用] 秋川水車用水路(秋川ノ沿岸ニシテ在来ノ水車用水

路ノ末流ヲ利用)

[沿革] 明治三五年(一九〇二)五月新設

671 滝島長蔵 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡成木村上成木上分

水車所在地 西多摩郡成木村上成木上分字入平二二三三番地

地目・面積 宅地 七畝五步

[規模] 水輪径一丈

樋口堅六寸 横一尺二寸

平常水深三寸

[業種] 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼二台

挽臼(一尺五寸未満)一台

[引用] 成木川

[沿革] 明治三〇年(一八九七)八月頭書業種に変更

(前)搗臼二台

672 滝島勇太 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡砂川村二九一番地

水車所在地 北多摩郡砂川村字大山道東一三〇三番地

地目 畑

水車場 間口六間×奥行四間 木造平屋建

[規模] 水輪径一丈五尺

樋口堅一尺 横三尺

平常水深七寸

[業種] 精穀業(営業用)

搗臼(三斗張未満)一六台

[引用] 砂川村外七ヶ村普通水利組合用水分水路(砂川村地

内ヲ通流スル用水ヨリ分流)

[沿革] 明治三六年(一九〇三)一月新設

明治三六年(一九〇三)六月業種変更

搗臼(三斗張未満)一一台

(前)搗臼(三斗張未満)一〇台

明治四〇年(一九〇七)三月頭書業種に変更

明治四三年(一九一〇)九月廃業

(参考)

水車廃止届

北多摩郡砂川村字大山道東ニアル

搗物用水車 一ヶ所

右ハ曩ニ御許可ヲ得テ水車営業罷在候処、今般用水廃止ノ為メ水車廃止仕り候間、此段及御届候也。

北多摩郡砂川村二九一番地

明治四十三年九月二十九日

滝島勇太[㊦]

東京府知事 阿部浩殿

673 滝瀬平蔵 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡日野町日野一六〇〇番地

水車所在地 南多摩郡日野町日野字上万願寺七四九番地

地目・面積 宅地 一畝

水車場 間口三間×奥行二間 木造平家建

[規模] 水輪径八尺五寸

樋口竪二間 横二尺七寸五分

[業種] 精穀業

搗臼五台

[引用] [日野町用水路]

[沿革] 明治一〇年(一八七七)九月(新設)許可

明治三十五年(一九〇二)一二月廃業

674 滝瀬平蔵外二〇名共有 水車 [南多摩郡]

惣代人住所 南多摩郡日野町日野一六〇〇番地

水車所在地 南多摩郡日野町日野字下河原一五三二番地

地目・面積 畑(宅地成予定) 三畝二八步

水車場 間口二間×奥行三間

[規模] 水輪径一丈

樋口竪二尺 横六尺

平常水深二尺

堰(土石)高二尺

[業種] 精穀業(営業用)

搗臼(三斗張未滿) 四台

[引用] 日野町用水下河原分水路

[沿革] 明治三四年(一九〇一)一〇月新設

(参考)

復命書

一 出張ノ用務 水車新設ケ所調査

一 場所 南多摩郡日野町

一 出 発 三十四年十月二十三日

一 帰 庁

一 出張概況

南多摩郡日野町滝瀬平蔵出願ニ係ル水車設置ケ所ノ実査ヲナシタルニ、自己ノ所有地内ニ水路ヲ掘鑿シ日野用水支流下河原用水ニ高二尺ノ堰ヲ設ケ引用、之レニ依テ動力ヲ起スノ計画ナル

ニヨリ水上ニ於テハ幾分軟湛水ノ害ヲ受クヘキノ虞アリ。又水
下ニ於テハ夏時用水ノ引用ニ幾分ノ不便ヲ来タスヘキコト予想
スルニ難カラズ。依テ水上水下ノ関係者及町長等ニ付キ充分ノ
取調ヲナシタルニ、名義ハ滝瀬平蔵一名ナルモ其実ハ下河原ナ
ル一部落二十名ノ共有ナルヲ以、地元ニ於テハ故障ノ筋無之。
又夫レ以外、則チ他ヨリ当部落ノ土地ヲ所有スルモノトハ特別
ノ契約ヲ締結シ、水上土地ニ於テ水干ヲナサントスルトキ、又
水下ニ於テ用水ニ不足ヲ感スルトキハ休業シテ堰ヲ払フコトニ
相成ルヲ以、其他ニ故障無之ニ付許可相成可然ト認候。
右之通り候也。

明治三十四年十月二十九日

属 富田佐右エ門^印

東京府知事男爵 千家尊福殿

675 滝瀬和蔵 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡日野町万願寺一八九番地
水車所在地 南多摩郡七生村高幡字二号三二八番地
地目・面積 郡村宅地 一反五畝三步

[規模] 水輪径一丈四尺

樋口堅一尺 横五尺

[業種] 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼一四台

挽臼一台

[引用] [七生村高幡用水路]

[沿革]

明治三十四年(一九〇一)一〇月頭書人買受
売主 森久保作蔵(南多摩郡七生村高幡三二八番地)

676 田口与五右衛門 水車 [北豊島郡]

所有主住所 北豊島郡上板橋村上板橋三五二番地
水車所在地 北豊島郡板橋町下板橋一二二一番地

[業種] 製粉業

挽臼(一尺三寸) 三台以上

[引用]

千川上水路

[沿革]

明治二七年(一八九四) 頭書業種に変更

(前) 不明

677 田倉半次郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡由木村南大沢八一〇番地
水車所在地 南多摩郡由木村南大沢字四号八〇六番地
地目・面積 郡村宅地 一反四畝二九步

[規模] 水輪径一丈二尺

樋口堅五寸 横一寸

平常水深四寸

[業種] 精穀業(自家用)

搗臼二台

〔沿革〕 明治二九年（一八九六）一月頭書業種に変更

擣臼二台
（前）
挽臼一台

明治三四年（一九〇二）一月頭書人（長男）相続

被相続人 田倉富次郎

678 武井鉄次郎 水車（豊多摩郡）

所有主住所 豊多摩郡杉並村成宗一四四番地

水車所在地 豊多摩郡杉並村成宗一四四番地

水車場 建坪四七坪

〔規模〕 水輪径二丈

堰高二尺

〔業種〕 精穀業 製粉業（営業用） 片栗粉製造業

擣臼（三斗張以上）三台

擣臼（三斗張未滿）一七台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

片栗製粉器械一台

〔引用〕 神田上水善福寺池分水路

明治一五年（一八八二）二月継年期

明治二〇年（一八八七）一〇月業種変更

擣臼（四斗張）四台

擣臼（三斗張）一台

擣臼（一斗張）一五台

挽臼一台

擣臼（三斗張）五台

（前）擣臼（一斗張）一〇台

挽臼二台

明治二三年（一八八九）三月頭書人共有権買受

売主 共有人村瀬かく（本郷区本郷二丁目八番地）

明治二三年（一八八九）九月業種変更

擣臼（四斗張）四台

擣臼（三斗張）一台

擣臼（一斗張）一五台

挽臼二台

明治三七年（一九〇四）二月業種変更

擣臼（三斗張以上）三台

擣臼（三斗張未滿）一七台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

明治三九年（一九〇六）二月頭書業種に変更

（参考）

始末書

豊多摩郡杉並村大字成宗百四十四番地

平民 武井鉄次郎

右私儀明治三十年一月二十七日御許可ノ上水車営業罷在候処、近来当業一般不振ニ傾キ候結果從來ノ儘ニテハ到底営業継続仕兼候ニ付、

該機械變更縮少シテ營業セント存シ、今回別紙願書之通變更出願ニ及候処、斯カル場合ニハ前以テ許可ヲ得着手スベキ筈之処、誤テ許可ヲ得スシテ既ニ着手シタル義ハ先非後悔恐入候。事実全ク前陳ノ次第二候間、何卒御寛大ノ御処置相成度謹テ始末書差出候也。

右

明治三十七年二月九日

武井鉄次郎[㊦]

679 竹内銀藏 水車 (北豊島郡)

所有主住所 北豊島郡上板橋村八六三番地

水車所在地 北豊島郡板橋町下板橋字稻荷台一八八番地

地 目 郡村宅地

(規模) 水輪径二丈一尺

(業種) 精穀業 製粉業(營業用)

搗臼(四斗張) 九台

搗臼(一斗張) 一八台

挽臼(一尺五寸未満) 一台

(引用) 石神井川七ヶ村組合用水路

(沿革) 明治一七年(一八八四) 五月継年期

明治二七年(一八九四) 三月譲渡

譲受人 花井万吉(北豊島郡板橋町下板橋五二九番地)
・野間龜五郎(北豊島郡板橋町下板橋二二一四番地)

讓主 榎本長松(北豊島郡板橋町下板橋五二九番地)
明治三二年(一八九九) 二月業種變更

搗臼(四斗張) 二〇台

搗臼(一斗張) 九台

(前) 搗臼(四斗張) 二〇台

明治三三年(一九〇〇) 五月頭書人一括買受

明治三六年(一九〇三) 一二月頭書業種に變更

(参考)

水車臼増設着手願

北豊島郡板橋町大字下板橋五百二十九番地

花井万吉[㊦]

同 郡同 町大字同 二千百十四番地

野崎龜五郎[㊦]

一 水車一ヶ所 水輪径二丈一尺

水路 北豊島郡板橋町大字下板橋百八十八番地石神井川中用水

一 一斗張麦搗臼九箇並二杵九本ハ新規製造ニシテ、旧来使用シタル杵四斗張九本ト新旧各番ヲ以テ休止ス

右拙者共所有水車ノ義ハ是迄四斗張米搗臼二十箇同杵二十本ヲ使用

營業罷在候処、近来大麦ノ搗立ヲ依頼セラル、向キ多キニ依リ其依頼ニ応シ、且ツ自家販売用ノ大麦ヲモ搗立致度候ニ付、在来ノ臼数

ノ外前記ノ通麦搗臼九箇新設仕度、尤モ水力ニ異動無之為メ麦臼使用ノ節ハ米杵九本ヲ体マセ水力ノ權衡ヲ保チ候様可致候間、何卒右

麦臼及杵新設御許可被成下度、水路關係者並ニ接続地主ノ以連署此

段奉願上候也。

追テ御許可相成候上ハ御指令ノ日ヨリ五日目ニ起工致、向フ十五日
間ニ竣工可致候間、此段添申仕候也。

明治三十一年七月十九日

右

花井 万吉[㊦]

野崎龜五郎[㊦]

(外五名略)

東京府知事 肥塚竜殿

680 竹内小太郎 水車 [荏原郡]

所有主住所 荏原郡大崎村上大崎一〇五番地

水車所在地 荏原郡大崎村上大崎三三四番地

地目 郡村宅地

[規模] 水輪径二丈八尺 上射

[業種] 精米業(営業用)

擣臼(四斗張) 一八台

[引用] 玉川上水三田用水大崎分水路

[沿革] 明治一七年(一八八四) 六月継年期

明治三二年(一八八九) 七月水輪径変更

水輪径二丈四尺

(前) 水輪径一丈七尺

明治三三年(一八九〇) 六月業種変更

681 竹内武兵衛 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡神代村佐須九七七番地

水車所在地 北多摩郡神代村佐須字原前一二七〇番地

地目・面積 郡村宅地 七畝二〇步

水車場 間口一・二間×奥行三間(製糸場)

間口八間×奥行三間(揚梓場) 木造二階建

[規模] 水輪径一丈二尺

樋口竪一尺 横一尺八寸

平常水深三寸

木堰高二尺

馬力〇・二六二

[業種] 製糸業 生糸揚返業

製糸器械五〇人取

[引用] 玉川上水深大寺組合用水路

[沿革] 明治三三年(一九〇〇) 六月新設

擣臼(四斗張) 一二台

擣臼(二斗張) 一台

(前) 擣臼(四斗張) 九台

擣臼(二斗張) 五台

明治三三年(一九〇〇) 七月頭書水輪径に変更

明治三八年(一九〇五) 四月頭書業種に変更

明治三十五年（一九〇二）八月頭書人買受
売主 山越富五郎（北多摩郡神代村佐須二四七番地）

馬力〇・一

〔業種〕 精麦業（自家用）

搗臼（一斗張）二台

〔引用〕 （多摩川支流）

〔沿革〕 大正六年（一九一七）六月新設

682 武田清七 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡三田村二俣尾二六〇番地

水車所在地 西多摩郡三田村二俣尾字石神二六〇番地

〔業種〕 精穀業 製粉業（営業用）

搗臼（三斗張未滿）六台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

〔沿革〕 明治三三年（一九〇〇）三月頭書人相続

被相続人 武田清次郎（父）

明治三四年（一九〇一）一〇月頭書業種に変更

〔前〕 搗臼九台

挽臼一台

683 武田弁蔵 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡氷川村境二三五番地

水車所在地 西多摩郡氷川村境字小中山二六八番地口号

地 目 田

水 車 場 間口二間×奥行一間三尺 木造杉皮葺平屋建

〔規模〕 水輪径不明 上射

樋口 縦五寸 横一尺 長一間

684 竹中延太郎外一名共有 水車 〔西多摩郡〕

惣代人住所 西多摩郡東秋留村二ノ宮三三四番地

水車所在地 西多摩郡東秋留村二ノ宮字谷後耕地一六五四番地

地目・面積 宅地 一畝

〔規模〕 水輪径一丈三尺 中射

樋口 縦一尺 横二尺

平常水深三寸

〔業種〕 精穀業

搗臼（二斗張未滿）八台

挽臼（一尺二寸）一台

〔引用〕

〔東秋留村二ノ宮〕 田用水路一從來ノ田用水一

〔沿革〕 大正九年（一九二〇）七月新設

685 竹中伝左衛門外四名共有 水車 〔西多摩郡〕

惣代人住所 西多摩郡東秋留村平沢七一九番地

水車所在地 西多摩郡東秋留村平沢字腰巻八二八・八三二・八三三番地

地目・面積 郡村宅地 四畝四歩

水車場 建坪七坪二合五勺 木造杉皮葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈三尺

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼(三斗張未滿) 一〇台

挽臼(二尺五寸以上) 一台

挽臼(一尺五寸未滿) 一台

〔引用〕 〔東秋留村平沢用水路〕

〔沿革〕 明治一九年(一八八六) 一月新設

明治三七年(一九〇四) 一月頭書人買受

売主 尾又幸八(西多摩郡東秋留村平沢七一九番地)

687 竹花文右衛門 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡大久野村五八四八番地

水車所在地 西多摩郡大久野村字水口五八八三番地口号

地目・面積 郡村宅地 一二歩

〔規模〕 水輪径一丈一尺 幅六寸 上射

樋口堅四寸 横六寸 長一〇間

堰(岩石) 高九尺

〔業種〕 精穀業(營業用) タドン製造業

搗臼(三斗張未滿) 二台

〔引用〕 吉野入(大久野村字水口吉野入ヨリ流出)

〔沿革〕 明治三四年(一九〇二) 一月新設

明治四二年(一九〇九) 一月頭書業種に変更

(前) 搗臼(一斗張) 四台

686 竹縄長治郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡小宮村養沢六四七番地

水車所在地 西多摩郡小宮村養沢字中養沢七二五番地イ号

地目・面積 山林 一反二畝二六歩

〔規模〕 水輪径一丈一尺 上射

〔業種〕 製麦業(自家用)

搗臼(三斗張未滿) 一台

〔引用〕 大峰川(谷合ノ溪流)

〔沿革〕 明治三四年(一九〇二) 一〇月新設

688 竹花弥太郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡八王子町新町三五番地

水車所在地 南多摩郡八王子町元子安一九二〇番地

〔規模〕 水輪径一丈 幅一尺八寸

樋口堅五寸 横二尺五寸 勾配一間二付一寸五分

分水口深五寸 幅三尺

〔業種〕 紡績業

八丁四台

糸操台三四台

下夕卷二挺

〔引用〕 河原測用水路

〔沿革〕 明治四三年（一九一〇）四月新設

689 竹村啓一郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡浅川村上柗田一四六四番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上長房二番地

地 目 宅地

〔規模〕 水輪径一丈二尺 幅二尺 木製

樋口横二尺五寸 長三間三尺

分水路深三尺 幅三尺 長二間

〔業種〕 紡織業

織物器械

〔引用〕 小仏川小名路分水路（浅川村字小仏川ヨリ従来ヨリ

引入アル共有水路）

一 水車場ハ宅地内ヲ幅三尺長二間高三尺ヲ掘崩シ、

両側ヲ石垣ニテ築立テ、之レニ二本ノ栗角ヲ建テ、

経一丈二尺幅二尺ノ車輪ヲ仕懸ケ、之レニ経一寸長

十五尺ノ角鉄線ヲ使用シテ、車輪ノ回転スルト共ニ

室内装置ノ織物器械ヲ運転セシム

〔沿革〕 大正六年（一九一七）三月新設

大正七年（一九一八）一二月廢業

690 竹村チヨ 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡浅川村上柗田一五七六番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上柗田字川原之宿一五七六番地

地 目 宅地

〔規模〕 水輪径一丈 幅一尺五寸 木製

樋口横二尺 長三間

平常水深三寸

分水路深二尺 幅三尺 長二間

無堰

検定馬力〇・三三七三

〔業種〕 紡績擦糸業

擦糸和製器械二台

〔引用〕 浅川上柗田分水路（浅川ノ分水ニシテ上柗田字川原

ノ宿ヲ通過スル共有水路）

一 宅地内ヲ幅三尺長サ二間高サ二尺掘崩シ、両側ヲ

石垣ニテ築立、車輪ニ六分ノ角鉄線ヲ使用シテ水車

ノ回転スルト共ニ室内装置ノ擦糸諸器械ヲ運転セシム

〔沿革〕 明治四二年（一九〇九）九月新設

691 田島寛三郎 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡大神村二五八番地

水車所在地 北多摩郡大神村字五十鈴二八六番地

〔規模〕 水輪径八尺五寸 木製

〔業種〕 精穀業(営業用)

搗臼(一斗張) 五台

〔引用〕 多摩川九ヶ村用水路

〔沿革〕 明治三十七年(一九〇四) 一二月廃業

(参考)

水車業廃止届

(一) 水車設置ノ個所

北多摩郡大神村字五十鈴二百八十六番設置

一 水車 一ヶ所

(二) 目的

一 穀搗用

(三) 水車及器械ノ種類及個数

一 水車一輛木造、差渡車輪八尺五寸、搗臼一斗張五個

右ハ多摩川九ヶ村用水ヲ以テ営業罷在候処、引用スル水流欠乏ニ付

到底営業致兼候間、廃止仕候条此段及御届候也。

北多摩郡大神村二百五十八番地

明治三十七年十一月十日

田島寛三郎①

東京府知事男爵 千家尊福殿

692 田島権平 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡東秋留村雨間一〇七番地

水車所在地 西多摩郡東秋留村雨間字東郷前一三九一番地

地目・面積 郡村宅地 一一步

〔規模〕 水輪径九尺

樋口竪六寸 横二尺五寸

平常水深三寸

〔業種〕 精穀業

搗臼四台

〔沿革〕 明治四一年(一九〇八) 三月廃業

(参考)

水車業廃届

西多摩郡東秋留村雨間字東郷前三百九十一番民有地第一種

郡村宅地十一歩ノ内

一 水車場一ヶ所 西多摩郡東秋留村雨間一〇七番地

此水車一輛 差渡九尺

此搗臼 四個 田島権平

但シ水路樋口 竪六寸

横二尺五寸

平常水深三寸

右水車客年ノ大洪水ノ為メ流失致シ水路復旧ノ見込無之、依而廃業仕

候間此段及御届候也。

右

明治四十一年三月六日

田島権平①

水車所在地 荏原郡世田ヶ谷村池尻字西町三二七番地

〔規模〕 水輪径一丈五尺

堰高五尺

〔業種〕 精穀業 製粉業（營業用）

搗臼（四斗張）一台

搗臼（二斗張）四台

挽臼（一尺八寸）一台

挽臼（一尺七寸）一台

荏原川烏山分水路

〔沿革〕 明治一五年（一八八二）一月継年期

明治一九年（一八八六）一月譲渡

譲受人 加藤熊次郎（荏原郡上目黒村四五七番地）

譲主 清水米吉（荏原郡池尻村三二七番地）

明治二年（一八八八）三月売渡

買受 小久保政次郎（荏原郡上目黒村六一六番地）

明治三年（一八九〇）八月頭書人買受

明治二四年（一八九一）一二月継年期

693 田代礪太郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡元八王子村元八王子五〇七番地

水車所在地 南多摩郡元八王子村元八王子字八幡五一一番地

地目・面積 藪 二一歩

水車場 間口一間三尺×奥行二間 木造草葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈 幅一尺三寸

樋口堅五寸 横二尺 長五間

水深二寸

堰高二尺

〔業種〕 精穀業（自家用）

搗臼（三斗張未滿）二台

〔引用〕 堀川（元八王子村大字元八王子字表畑ヨリ湧出）

一 水源ニテハ水田ノ灌水ニ引用スルモ当所ハ未流ニ

シテ更ニ田用水ノ関係無之、下流ハ大字元八王子ヨ

リ大字横川大楽寺ノ境界ヲ通過シ浅川ニ注ク

〔沿革〕 明治三五年（一九〇二）四月新設

695 多田信太郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡小宮村大和田一一〇三番地

水車所在地 南多摩郡小宮村大和田字上宅地前三七八番地

〔規模〕 水輪径七尺五寸

馬力〇・一九

694 多田源三郎 水車 〔荏原郡〕

所有主住所 芝区白金三光町五三五番地

〔業種〕 紡績業

〔引用〕 〔浅川大和田分水路〕

〔沿革〕 明治三十四年（一九〇二）七月売買

買主 内藤孫三郎（南多摩郡小宮村大和田二二三
五番地）

売主 横溝弥市（南多摩郡小宮村大和田二二四番地）

明治三十五年（一九〇二）一〇月売渡

買主 多田市太郎（南多摩郡小宮村大和田二一〇
三番地）

明治三十八年（一九〇五）八月頭書人相統

〔前〕 擣臼（一斗張）八台

明治二十一年（一八八八）六月頭書水輪徑に変更

〔前〕 水輪徑九尺

697 立石知満 水車 〔荏原郡〕

所有主住所 荏原郡大崎村下大崎一八三番地

水車所在地 荏原郡大崎村下大崎四五八番地

〔規模〕 水輪徑一丈五尺 上射

堰高一尺二寸

馬力二・二八三

〔業種〕 精米業（營業用） 製糸業 撚糸業 製紐業

擣臼（二斗張）六台

糸繰器械二台

撚糸器械四台

組紐器械一〇九台

玉川上水三田用水大崎分路

明治二十三年（一八九〇）一二月新設

明治二十四年（一八九一）二月業種變更

撚糸器械一五台

馬力〇・一二四五

〔前〕 擣臼（四斗張）九台

擣臼（二斗張）三台

696 立石卯左衛門

水車 〔東多摩郡〕

所有主住所 東多摩郡永福寺村四四四番地

水車所在地 東多摩郡永福寺村字寺下五八六番地

水車場 間口四間三尺×奥行三間三尺

〔規模〕 水輪徑一丈五尺

〔業種〕 精穀業（營業用）

擣臼（一斗張）八台

神田上水下水村溜湧水路等

〔引用〕 明治一十四年（一八八一）一二月繼年期

明治二十二年（一八八八）四月焼失

明治二十二年（一八八八）五月再設

明治二八年(一八九五) 一月相統

相統人 飯島悦三郎(荏原郡大崎村下大崎一〇二番地)

被相統人

飯島幸三郎(父)

明治二九年(一八九六) 一〇月壳渡

買主 井上辰五郎(荏原郡大崎村下大崎一六三番地)

明治三二年(一八九九) 七月壳渡、業種変更

買主 小森徳八(荏原郡大崎村下大崎四五八番地)

搗臼(四斗張) 六台

搗臼(二斗張) 六台

糸繰器械二台

撚糸器械四台

組紐器械二四台

明治三七年(一九〇四) 五月頭書人買受、頭書業績

に変更

〔業種〕 精穀業(官業用)

搗臼(三斗張未滿) 六台

挽臼(一尺五寸未滿) 一台

〔引用〕 多摩川

〔沿革〕 明治四〇年(一九〇七) 八月流失

明治四一年(一九〇八) 一月再設

(参考)

水車設置願

一 水車設置ノ箇所

西多摩郡調布村下長測字寺改戸三百七十四番地先多摩川敷占

用地内

一 水路 多摩川水面使用 但シ占用許可済ノ箇所

一 目的 穀類搗

一 水車及器械ノ種類

水車 種類 木製ニシテ下射車

構造 圣八尺 幅四尺

器械 搗臼六個 但シ三斗張未滿

挽臼一個 圣一尺五寸以下

一 起工及竣工予定期限 起工 御許可后五日以内

竣工 着手后一ヶ月以内

右ハ從來水車場水堰用ノ為メ多摩川敷二十坪御許可ヲ得、本村下長

測百五十二番地八木勝三ニ於テ占用之上水車営業罷在候処、該水車

去ル明治四十年八月申洪水ノ際流失ニ付廢業仕リ候ヘ共、今般自分

698 田中浅三郎 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡調布村下長測三八一番地

水車所在地 西多摩郡調布村下長測字寺改戸三三四番地先

地目・面積 川敷 二〇歩

水車場 間口一間三尺×奥行一間 木造杉皮葺建

〔規模〕 水輪径八尺 幅四尺 木製 下射

二於テ該水堰占用權讓受候ニ付テハ該占用地内ニ前記ノ通り水車設置仕リ度候間、何卒特別之御詮議ヲ以テ御許可被成下度、別紙図面及設計書并ニ関係者以連署此段奉願候也。

東京府西多摩郡調布村下長淵三百八十一番地

願人 田中浅三郎[㊦]

(外二名略)

明治四十一年十月五日

東京府知事 阿部浩殿

699 田中市五郎外八名共有 水車 (南多摩郡)

惣代人住所 南多摩郡稻城村大丸一〇八七番地

水車所在地 南多摩郡稻城村大丸字八号一〇九九番地

地目 宅地

水車場 間口二間三尺×奥行二間

(規模) 水輪径一丈五尺 幅一尺二寸

樋口 縦六寸 横二尺 長二〇間

水深六寸

堰高六尺 幅二間

(業種) 精穀業

搗臼(二斗張) 五台

(引用) 谷戸川

(沿革) 大正六年(一九一七)四月新設

700 田中兼吉外二九名共有 水車 (北多摩郡)

惣代人住所 北多摩郡砧村喜多見三三六七番地

水車所在地 北多摩郡砧村喜多見二〇一九・二〇二〇番地

(規模) 水輪径一丈五尺

樋口 縦一尺二寸 横三尺

平常水深三寸

(業種) 精穀業

搗臼(三斗張未滿) 六台

(沿革) 明治一年(一八七八)三月新設

明治四二年(一九〇九)一月頭書人相続、頭書業種に変更
被相続人 田中福太郎(北多摩郡砧村喜多見三三六七番地)

(前) 搗臼(三斗張未滿) 九台

701 田中兼吉 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡青梅町勝沼一六六番地

水車所在地 西多摩郡青梅町勝沼字小曾木三四七番地

地目・面積 郡村宅地 二五歩

水車場 間口一間×奥行一間三尺 木造藁葺平屋建

〔規模〕 水輪径九尺

〔業種〕 精米業

擣臼（一斗張）二台

〔引用〕

霞川分水路一字小曾木三百六十番田中藤三郎所有水田ノ地先ヨリ引キ入レ、三百五十九番同人所有水田及三百四十八番田中団藏所有ノ水田ニ通ズル田堀ノ残水ヲ三百四十七番同人所有宅地ノ内水車場ニ注グ

〔沿革〕

明治三四年（一九〇一）一〇月新設

明治三一年（一八九八）八月讓渡

讓受人 手塚新次郎（浅草区小島町二一番地）

讓主 木住野仁兵衛（西多摩郡小宮村養沢九四六番地）

（前）

明治三五年（一九〇二）二月売渡

買主 井上久作（静岡県四方郡上大見村字姫場八番地）

（前）

明治三五年（一九〇二）四月頭書規模等に變更

寬竪七寸 横一尺五寸

（前） 平常水深五寸

馬力一・九三

明治三七年（一九〇四）六月頭書人買受

畑田中久作 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所

西多摩郡小宮村養沢一二二三番地

水車所在地

西多摩郡小宮村養沢字中養沢七五七番地

〔規模〕

水輪径一丈八尺

寬竪六寸 横一尺三寸

平常水深二寸

堰高七尺 幅九間

檢定馬力四・八四七

〔業種〕

製材業

鋸器

〔引用〕

養沢川

〔沿革〕

明治三一年（一八九八）一月新設

（參考）

水車馬力ノ儀ニ付上申書

曩ニ水車竣工ニ付御検査之儀出願致置候処、御都合上ヲ以テ検査無之モ営業開始差支無之趣郡役所ヨリ御回答相成候処、出願之際二十馬力之目的ヲ以テ書上置候処、何分水力欠乏ノ為メ鍊索鋸器共同時ニ使用スル不能、現在十馬力以下ト被考、然ル処今回地方税徴収期ニ差迫リ、先般書上置候二十馬力之割合ヲ以テ伝令書発付相成、此際上納致置候得共不日實際御検査之上ハ増減有之度、此段上申仕候也。

東京府西多摩郡小宮村養沢九百四十六番地

明治三十一年五月三十日

東京府知事子爵 岡部長職殿
水車願人 木住野仁兵衛印

703 田中キン 水車 (南多摩郡)

所有主住所 南多摩郡由井村打越二一九七番地

水車所在地 南多摩郡由井村打越字下中谷戸二一九七番地

地目・面積 宅地 一反一畝三步

(規模) 水輪径一丈五尺

樋口 縦三尺五寸 横二尺八寸

(沿革) 明治一八年(一八八五)一月売買

買主 関谷源兵衛

売主 田中太郎兵衛

明治二六年(一八九三)一二月頭書人買受

704 田中金蔵 水車 (荏原郡)

所有主住所 荏原郡大井村一八三二番地

水車所在地 荏原郡大森町字南浜川一八三二番地一号

(規模) 水輪径二丈

堰高五尺二寸

(業種) 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(四斗張)二九台

搗臼(二斗張)五台

挽臼(一尺三寸)一台

(引用) 立会川

(沿革) 明治一四年(一八八一)五月継年期

申請人 田中弥惣右衛門(荏原郡大井村一七三番地)

地)

明治三七年(一九〇四)五月売買

買主 田中弥之助(荏原郡大森町一八一番地)

売主 田中フデ(荏原郡大森町一七三番地)

明治三七年(一九〇四)六月頭書人買受

705 田中銀八 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡戸倉村九七五番地

水車所在地 西多摩郡戸倉村字星竹東畑九七六番地

(業種) 精穀業

搗臼一台

(沿革) 明治三二年(一八九九)二月頭書人相続

被相続人 田中三郎(父)

明治三二年(一八九九)二月頭書業種に変更

(前)搗臼二台

706 田中幸八 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡水川村水川一四一八番地

水車所在地 西多摩郡水川村水川字大水川二三一番地

地目・面積 宅地 一畝二步五合

水車場 間口四間×奥行二間三尺 木造杉皮葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈六尺 下射(刎出シ押車)

堰(石垣)高二尺

〔業種〕 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(三斗張未滿)九台

挽臼(一尺二寸)一台

〔引用〕 日原川

― 日原川ノ河流へ刎出木ニ水輪ヲ設ケ動力ヲ起ス―

〔沿革〕 明治三二年(一八九九)八月新設

707 田中治助 水車 (南多摩郡)

所有主住所 南多摩郡忠生村上小山田一五七四番地

水車所在地 南多摩郡忠生村上小山田字二二号一五三七番地

地目・面積 田 二畝

水車場 間口一間二尺×奥行一間 高一間 木造平屋建

〔規模〕 水輪径一丈一尺 木製

土管竪四寸 横八寸

堰高三尺 幅三尺五寸

〔業種〕 精穀業

搗臼(一斗三升張)二台

〔引用〕 鶴見川支流

〔沿革〕 大正九年(一九二〇)八月新設

708 田中正吉 水車 (南多摩郡)

所有主住所 南多摩郡由木村越野二八七番地

水車所在地 南多摩郡由木村越野字五号五八三番地

地目・面積 宅地 一畝一八步

水車場 間口二間×奥行二間 木造草葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈五尺 木製

坎樋竪二尺五寸 横六寸

平常水深三寸

有堰(土俵止)

〔業種〕 精穀業

搗臼(一斗五升張)四台

〔引用〕 大栗川灌溉用水路(南多摩郡由木村越野地内流域大栗川同所字一号字四号字五号ノ水田灌溉用水ヲ引用シ其排水ハ直子ニ大栗川ニ注入ス)

〔沿革〕 大正六年(一九一七)一二月新設

709 田中清吉 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡成木村上成木下分七〇一番地一号

水車所在地 西多摩郡成木村上成木下分字八子谷七〇二番地

地目・面積 宅地 一反六畝七步

[規模] 水輪径一丈二尺

[業種] 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(三斗張未滿)二台

挽臼(一尺五寸以上)一台

[引用] 成木川分水路

[沿革] 明治三二年(一八九九)二月頭書業種に変更

(前) 搗臼(三斗張未滿)五台

挽臼(一尺五寸以上)二台

明治四五年(一九二二)五月頭書水車所在地に移転

(前) 水車所在地 西多摩郡成木村上成木下分字

八子谷七〇一番地二号

(参考)

水車場位置変更許可願

西多摩郡成木村上成木下分七百一番地二号地所在

一 水車場 一ヶ所

但車輪差渡一丈二尺

挽碓一尺五寸未滿 一台

搗臼三斗張未滿 二柄

右八從來前記ノ場所ニ於テ水車営業罷在候処、水引入口ヨリ水吐口

迄短距離ノ為メ車輪ノ回転不充分ナルニ依リ、別紙図面ノ通り約十間程下流ニ該位置ヲ変更致度候間、御許可成被下度此段奉願候也。

西多摩郡成木村上成木下分七百一番一号地

明治四十五年二月二十九日

水車營業人 田中清吉[㊦]

(外一名略)

東京都府知事 阿部浩殿

710 田中忠左衛門 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡三鷹村新川九八一番地

水車所在地 北多摩郡三鷹村新川字天神前北浦耕地九八一番地

地目・面積 畑 一反一畝二八步

[規模] 水輪径一丈五尺

[業種] 精穀業 製粉業

搗臼(三斗張以上)一二台

搗臼(三斗張未滿)三台

挽臼(一尺五寸以上)二台

[沿革] 明治一九年(一八八六)四月(新設)許可

明治二九年(一八九六)一〇月共有權讓渡

讓受人 鈴木作次郎(北多摩郡三鷹村新川九八一番地)

讓主 鈴木利右衛門(父)

明治三四年(一九〇二)五月頭書人共有權讓受

明治三四年(一九〇二)六月業種変更

搗臼(三斗張以上) 一二台

搗臼(三斗張未滿) 三台

挽臼(一尺五寸以上) 一台

搗臼(三斗張以上) 二台

(前) 搗臼(三斗張未滿) 八台

挽臼(一尺五寸以上) 二台

明治四一年(一九〇八)七月頭書業種に変更

711 田中綱次郎 水車 [荏原郡]

所有主住所 荏原郡世田ヶ谷村若林一八六番地

水車所在地 荏原郡世田ヶ谷村若林字本村五八八番地

[業種] 精穀業(営業用)

搗臼(二斗張) 一台

搗臼(一斗五升張) 五台

[引用] 玉川上水鳥山分水路

[沿革] 明治五年(一八七二)一〇月(新設)許可

明治二九年(一八九六)一二月継年期

712 田中豊吉外五名共有 水車 [北豊島郡]

惣代人住所 北豊島郡赤塚村成増三三五番地

水車所在地 北豊島郡赤塚村成増二五六番地
地目 郡村宅地

[規模] 水輪径二丈二尺

無堰 流込

[業種] 精米業 製粉業(営業用)

搗臼(四斗張) 六台

搗臼(一斗張) 一三台

挽臼(一尺五寸以上) 二台

挽臼(一尺五寸未滿) 二台

[引用] 白子川分水路(埼玉県新座郡白子川流末堰敷ヨリ流込)

[沿革] 明治二二年(一八七九)七月継年期

明治二二年(一八八九)七月相統

相統人 田中豊吉(北豊島郡赤塚村成増三三五番地)

被相統人 田中政右衛門(父)

明治三六年(一九〇三)一二月頭書惣代人譲受

713 田中箔蔵 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡恩方村下恩方二二二番地

水車所在地 南多摩郡恩方村下恩方字松竹二一九番地イ号

地目・面積 藪 一反一畝二〇步

[規模] 水輪径九尺五寸

樋口 縦五寸 横一尺

平常水深一寸

無堰 流込

馬力〇・二一

〔業種〕

紡績業

〔引用〕

浅川松竹分水路

一浅川之流水ヲ以テ設ケ候モノニシテ实地調査スル

二本川へ直ニ設クルモノニ無之、水車ノ為メニ別水

路へ引込僅カニシテ再ヒ同川へ吐出シ候モノ

〔沿革〕

明治二八年（一八九五）九月新設

（参考）

第三二二五号

本郡恩方村下恩方田中箔蔵所有水車竣成届出之件ニ付内ニ丙第五七五四号ノ二ヲ以テ御照会ノ趣モ有之候ニ付实地ニ就キ調査候処、同人水車ハ堰止ヲ設ケス浅川流水流レ込ヲ利用シ運転ヲ為スヘキ筈ノ処、過般来水漸ク少ク運転遅緩ヲ覚ヘ候ニ付同川流レニ伴ヒ多少ノ石ヲ置キ僅ニ流レ込水ヲ増セシ迄ニシテ、特ニ河線内ニ堰止ヲ設ケタル訳ニ無之旨申立、其景状相違無之ト認メ候間、右ノ如ク石ヲ置キ流水ノ妨ケヲ為ス等願意ニ抵触ノ儀相成ラサル旨申達シ、速ニ取払ハセ候間、右様御承知相成度此段及御答候也。

明治二十八年十一月九日

南多摩郡長 原豊稜印

内務部長

東京府書記官 山県伊三郎殿

714 田中弘太郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡平井村一三三四番地

水車所在地 西多摩郡平井村一三三四番地

〔業種〕

精穀業（営業用）

擣臼（三斗張未滿）一〇台

〔沿革〕

明治一二年（一八七九）一二月（新設）許可

明治三八年（一九〇五）一二月頭書人譲受

譲主 田中英助（西多摩郡平井村一三三四番地）

715 田中孫左衛門 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡小宮村養沢五九二番地

水車所在地 西多摩郡小宮村養沢字中養沢五八五番地イ号

地目・面積 畑 四畝二八步

〔規模〕

水輪径一丈 上射

寬豎三尺 横四尺

平常水深一寸

無堰 流込

〔業種〕

精麦業（家用用）

擣臼（三斗張未滿）一台

〔引用〕

中沢川―養沢川ニ落込ム小川―

〔沿革〕

明治三四年（一九〇二）一二月新設

大正七年（一九一八）六月廢業

716 田中孫次郎 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡調布村上長淵六〇〇番地

水車所在地 西多摩郡調布村上長淵字品竹六二四番地

地目 山林

水車場 間口五間×奥行二間三尺 木造杉皮葺平屋建

〔規模〕 水輪径七尺 幅九寸 木製 上射 (箱車)

寬徑二寸 横八寸 長一〇間

〔業種〕 糸捲業

〔引用〕 品竹川―沢水―

〔沿革〕 大正九年 (一九二〇) 一二月新設

〔引用〕 松葉沢 (明治村深沢字向山松葉沢ヨリ流出ノ沢水)

〔沿革〕 明治三十九年 (一九〇六) 三月新設

718 田中元次郎 水車 (北多摩郡)

所有主住所 北多摩郡立川村一六二七番地

水車所在地 北多摩郡立川村字中立川一六二七番地

地目・面積 宅地 五畝二五歩

〔規模〕 水輪径一丈二尺

掛樋堅四間 横三尺

平常水深一寸二分

〔業種〕 精穀業 製粉業 (營業用)

擣臼 (三斗張以上) 二台

擣臼 (三斗張未滿) 六台

挽臼 (一尺五寸以上) 一台

玉川上水立川分水路

〔沿革〕 明治二八年 (一八九五) 一二月賣買

買主 加藤与平 (北多摩郡立川村一六二七番地)

売主 田中与三郎 (南多摩郡加住村中丹木二二番地)

明治二八年 (一八九五) 一二月頭書水輪径、業種變更

擣臼 (三斗張未滿) 六台

挽臼 (一尺五寸未滿) 一台

717 田中松太郎 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡明治村深沢五四二番地

水車所在地 西多摩郡明治村深沢字向山五四二番地

地目・面積 宅地 五畝

水車場 間口一間三尺×奥行一間一尺 木造杉皮葺平屋建

〔規模〕 水輪径八尺 幅七寸

箱寬徑五寸 横六寸 長一〇間

無堰 流込

檢定馬力〇・二七一

〔業種〕 精穀業 (自家用)

擣臼 (三斗張未滿) 二台

水輪径不明

(前) 擦糸用器械

明治三六年(一九〇三)一月頭書人譲受

明治四一年(一九〇八)六月頭書業種に変更

719 田中保一 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡戸倉村一〇六三番地

水車所在地 西多摩郡戸倉村字星竹一〇六三番地

(業種) 精穀業

搗臼一台

(沿革) 明治三三年(一八九九)二月頭書人相続

被相続人 田中岩次郎(父)

720 田中安太郎 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡三田村二俣尾三三三番地

水車所在地 西多摩郡三田村二俣尾字石神三〇三番地口号

(業種) 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(三斗張未滿)三台

挽臼(一尺五寸以上)一台

(沿革) 明治二五年(一八九二)一二月相続

相続人 竹田磯吉(西多摩郡三田村二俣尾四九三)

番地)

被相続人 竹田仙助(西多摩郡三田村二俣尾四九

三番地)

明治三二年(一八九九)四月頭書人買受

明治三七年(一九〇四)五月頭書業種に変更

搗臼(三斗張未滿)一〇台

(前) 挽臼(一尺五寸以上)一台

挽臼(一尺五寸未滿)一台

721 田中弥之助 水車 (荏原郡)

所有主住所 荏原郡大森町一八一番地

水車所在地 荏原郡大井村字寺ノ下一四〇八番地

(規模) 水輪径一丈五尺

堰高五尺五寸 幅五尺

馬力二・五五七

(業種) 精米業(営業用) 渋木皮切業 製綿業

搗臼(三斗張)一〇台

渋木皮切器械一台

綿打器械三台以上

(引用) 品川用水大井分水路―立会川水路―

(沿革) 明治一六年(一八八三)五月継年期

申請人 田中弥惣右衛門(荏原郡大井村一七三番地)

明治三十九年（一八九六）一月業種変更

綿打器械

馬力一・五〇三二五

（前）擣臼（四斗張）二台

明治三十二年（一八九八）九月業種変更

擣臼（三斗張）一〇台

綿打器械

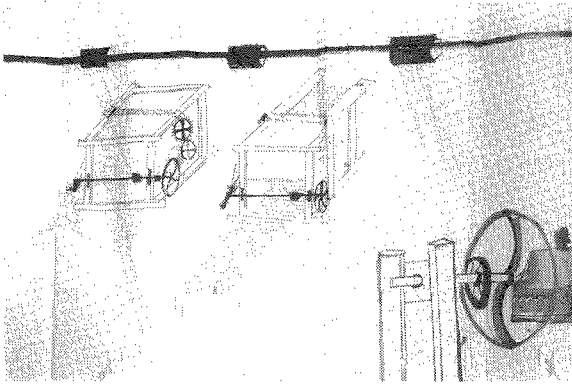
明治三十三年（一九〇〇）五月頭書業種に変更

明治三十七年（一九〇四）九月頭書人買受

売主 田中フデ（荏原郡大森町一七三番地）

（参考）

〔綿打器械図〕



722 田中由蔵 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡小金井村小金井新田五〇三番地

水車所在地 北多摩郡小金井村小金井新田字上水通五〇三番地

地目・面積 郡村宅地 二反三畝二九步

〔業種〕 精穀業 製粉業（営業用）

擣臼（三斗張未滿）一一台

挽臼（一尺五寸以上）二台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

〔沿革〕 明治四〇年（一九〇七）一月頭書人讓受、頭書業種

に変更

讓主 田中伝右衛門（北多摩郡小金井村小金井新

田五〇三番地）

擣臼（三斗張未滿）七台

（前）挽臼（一尺五寸以上）二台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

723 田中由太郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡川口村下川口二五五番地

水車所在地 南多摩郡川口村下川口字道場二五四番地

地目・面積 郡村宅地 一畝一七步

〔規模〕 水輪径一丈

〔業種〕 精穀業（営業用）

〔沿革〕

搗臼(三斗張未滿)二台

明治八年(一八七五)八月(新設)許可

明治二十七年(一八九四)二月頭書水輪徑、頭書業種

に変更

〔参考〕

〔引用〕 小仏川

〔沿革〕 明治三五年(一九〇二)五月新設

〔水車現況図〕

(前) 水輪徑一丈二尺

搗臼(三斗張未滿)四台

明治四二年(一九〇九)五月相統

相統人 米山一作(南多摩郡川口村下川口二二三
四番地)

被相統人 米山吉太次郎(父)

明治四二年(一九〇九)八月頭書人讓受

724 田中米吉 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡浅川村上長房一五五五番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上長房一五〇五番地

地目・面積 宅地 一畝二七步

〔規模〕 水輪徑一丈二尺

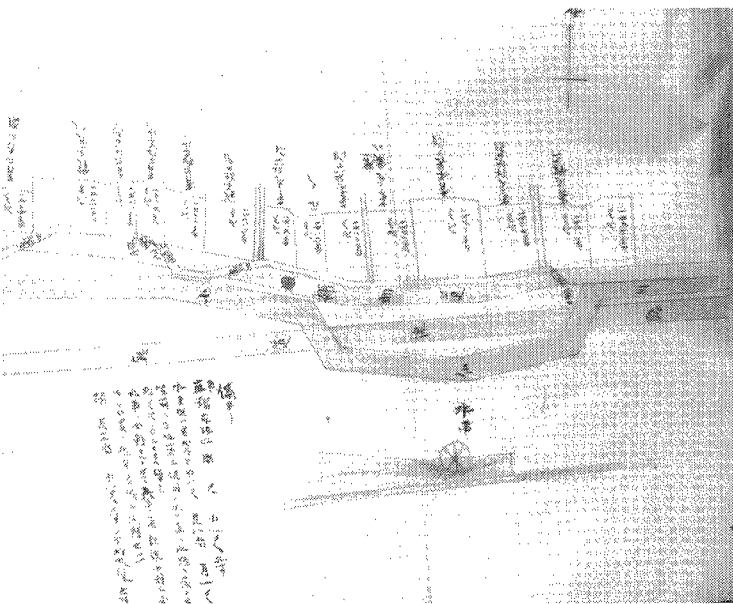
樋口 縦五寸 横一尺三寸 長二二間

平常水深三寸

無堰

〔業種〕 紡績撚糸業

撚糸和製器械二台



725 田中利喜蔵 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡菅生村六一四番地

水車所在地 西多摩郡菅生村六一三番地口号

[業種] 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(三斗張未滿)六台

挽臼(一尺二寸)一台

[引用] 平井川

[沿革] 明治九年(一八七六)九月(新設)許可

明治一五年(一八八二)八月業種変更

搗臼(三斗張未滿)六台

(前)搗臼(三斗張未滿)四台

明治二六年(一八九三)一〇月頭書人譲受、頭書業

種に変更

讓主 田中代助

726 田中和三郎 水車 [北豊島郡]

所有主住所 北豊島郡石神井村上石神井四五四番地

水車所在地 北豊島郡石神井村上石神井字観音山三四七番地

地目・面積 畑 三反三畝一〇步

[規模] 水輪径二丈五尺

樋口竪二尺五寸 横三尺

水深五寸

堰高三尺五寸 幅二間

検定馬力〇・五八

[業種] 精穀業(営業用) 伸銅業

搗臼(三斗張未滿)一〇台

板金製造器械一台

針金製造器械二台

[引用] 千川上水路

[沿革] 明治三六年(一九〇三)一二月新設

明治三八年(一九〇五)五月頭書業種に変更

搗臼(三斗張以上)五台

(前)搗臼(三斗張未滿)五台

挽臼(一尺五寸以上)八台

明治三八年(一九〇五)八月頭書堰高に変更

(前)堰高五尺

(参考一)

会往第一三号

本月十九日付二甲第二六六号七ヲ以テ千川上水路水車堰高御回答

相成候処、現今取設アル堰高トハ甚シク相違ノ廉有之候得共、右ハ

御指令相成候堰上ケ高二候哉、先頃当局ニテ实地取調タル堰高ハ左

記之通ニ付尚一応御調査相成度、此段更ニ及御照会候也。

明治三十八年四月二十七日

東京府御中

印刷局印

記

第一水車	堰高	二尺八寸五分
第二水車	同	三尺八寸五分
第三水車	同	今般新設ノモノニ付未調
第四水車	同	五尺
第五水車	同	五尺六寸
第六水車	同	四尺七寸五分
第七水車	同	三尺五寸
第八水車	同	四尺五寸
第九水車	同	四尺五寸五分

以上

備考 水車番号八埼玉県下保谷村字上保谷新田平井伊左エ門水車

堰二起リ、順次水流ニ從ヒ付スルモノトス。

右之通

(参考二)

〔新設水車堰ノ件ニ付回答〕

謹啓 過般來御諮問相受申候北豊島郡石神井村千川水路筋ニ於テ新設水車堰ノ件ハ実地ニ付現狀取調候処、左ノ条件ヲ付シ御指令相成候様致度、此段及御回答候也。

明治三十八年三月十四日

麴町区八重洲町一丁目一番地

千川水道株式会社

桐島像一

東京府御中

追テ自今水車新設ノ義ハ一切御許可相成ラサル様希望仕候。次ニ既設各水車堰ノ高サ、幅及各水車業者ノ遵守スヘキ条項等此際一応承知仕置度、乍御手数右何分ノ御回答偏ニ願上候也。

条件

一 水車用本流堰ノ高サハ別紙平面図ノ通り現在堰ノ位置ニ於テ別紙高低図ノ通り前後水路敷ノ平均ヲ取り、該堰位置ノ平均川敷ヲ定メ、該所ヲ以テ土台ノ上端トナシ、同上端ヨリ高三尺五寸幅五尺ニ堰上ケルモノトス。土台ハ別紙第三圖、第四圖ノ通り堅石ニテ造リ、周囲ヲ混凝土ニテ巻キ固メ、他日動スヘカラサルノ程度ニ於テ充分ニ据付ケ、堰柱ハ所定ノ堰高二切揃ヘ流水ノ支障ヲ為サ、ル様改築セシムルモノトス。

一 仮リニ前項ノ如ク定メタレトモ、将来堰上ケ及回シ堀等ノ為メ千川水道株式会社ニ迷惑ヲ与フル結果ヲ生スルトキハ、千川水道株式会社ヨリ申出テニヨリ直チニ堰ノ高サヲ下ケ、又ハ全部撤去スルコト。

一 濁水ノ際ハ千川水道株式会社ヨリ申請シタルトキハ、直チニ堰板全部撤去スルコト。

一 堰前後五十間以内ニ於ケル護岸修理保存ノ費用ヲ負担セシムルコト。

一 流水ヲ汚濁セシメサルコト。

以上

727 谷合次郎 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡府中町四三七四番地

水車所在地 北多摩郡府中町四三七四番地

[業種] 精穀業(営業用)

搗臼(三斗張未滿) 八台

[沿革] 明治二九年(一八九六) 五月譲渡

譲受人 谷合太五郎(北多摩郡府中町四三七四番地)

讓主 江沢スマ(北多摩郡府中町四三七四番地)

明治三九年(一九〇六) 九月頭書人相続

728 谷合惣左衛門 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡由木村堀之内二四九四番地

水車所在地 南多摩郡由木村堀之内字二七号二二一六番地二号

地目・面積 郡村宅地 二畝一三步

[規模] 水輪径一丈二尺

樋口 縦一尺 横八寸 長一間

平常水深一尺

堰高五尺

馬力〇・一四八

[業種] 生糸揚返業

製糸揚粹

[引用] 谷ッ川(由木村大字別所谷ッ川ノ末流ニシテ用水路)

迂回ノケ所ヲ私有地ヲ掘割引用)

堰止ハ杭木ヲ以テ打堅メ水ノ増減ニ便ナル為メ上

方ヲ板ヲ以テ塞止メ

[沿革] 明治三二年(一八九九) 三月新設

729 谷岡慶治 水車 [荏原郡]

所有主住所 荏原郡駒沢村深沢三七一番地

水車所在地 荏原郡駒沢村野沢二〇三番地丙二号

水車場 間口七間×奥行一二間

[規模] 水輪径二丈六尺

堰高三尺

[業種] 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(四斗張) 二一台

搗臼(二斗張) 一三台

搗臼(五升張) 一二台

挽臼(一尺五寸以上) 六台

挽臼(一尺五寸未滿) 一台

[引用] 品川用水分水路

[沿革] 明治一四年(一八八二) 七月継年期

明治一九年(一八八六) 七月業種變更

搗臼(四斗張) 八台

搗臼(二斗張) 七台

挽臼八台

(前) 搗臼二〇台
挽臼六台

明治二十二年(一八八八)三月業種変更

搗臼(四斗張)八台

搗臼(二斗張)九台

挽臼(一尺五寸以上)九台

挽臼(一尺五寸未満)一台

明治四〇年(一九〇七)六月頭書業種に変更

(参考)

水車器械変更願

東京府荏原郡駒沢村大字深沢三百七十一番地

谷岡慶治

東京府荏原郡駒沢村大字野沢二百三番地所在
水車工場

一 旧器械

挽臼 九個径一尺五寸以上
一個 同 以下

搗臼 二斗張六本
四斗張九本

一 更正器械

挽臼 六個径一尺五寸以上
一個 同 以下
搗臼 五斗張十三本
四斗張二十一本

右は水車工場営業上近来小麦粉名製造ニ付而は精粉外国品輸入ノ為メ普通在来製造品粉名類売買安価ニ陥リ営業ニ不相成、依テ従来ノ器械一部ヲ変更シ挽臼ヲ搗臼ニ変更シ営業仕度、尤モ器械変更スルモ搗臼ノ如キハ精粉白等ハ極メテ軽量ノ杵ヲ用ユルカ故ニ、水力等ニ至リテハ決シテ増力ヲ要セス、且堰及ヒ樋口水輪心棒等ニ一切変更無之候間、前記器械変更ノ御許可被成下度此段奉願候也。

東京府荏原郡駒澤村大字深沢三百七十一番地

明治三十九年七月二十八日

谷岡慶治印

東京府知事男爵 千家尊福殿

730 谷岸庄兵衛外二名共有 水車 (荏原郡)

惣代人住所 荏原郡品川町北品川宿九九三番地

水車所在地 荏原郡品川町北品川宿字三ツ木九八四番地

水車場 建坪六坪 木造平屋建

(規模) 水輪径一丈三尺 幅二尺

掛樋横二尺 長一〇間

水路幅三尺 長六間

堰高一尺五寸

(業種) 精麦業(営業用)

搗臼(二斗張)四台

(引用) 品川用水品川町分水路

〔沿革〕 明治四〇年（一九〇七）五月新設

731 谷岸富蔵 水車 〔荏原郡〕

所有主住所 荏原郡品川町南品川宿九三七番地

水車所在地 荏原郡品川町南品川宿字南三ツ木耕地九二六番地

地目・面積 畑 一反四畝一步

水車場 建坪三坪

〔規模〕 水輪径一丈六尺

堰高四尺三寸

〔業種〕 製紙業

搗臼（四斗張）九台（紙舂用）

搗臼（二斗張）三台（紙舂用）

〔引用〕 〔品川用水品川町分水路〕

〔沿革〕 明治一五年（一八八二）一〇月（新設）許可

明治二年（一八八八）九月業種變更

搗臼（四斗張）六台（紙舂用）

〔前〕搗臼（四斗張）四台（紙舂用）

明治三〇年（一八九七）一二月頭書業種に變更

明治四四年（一九一一）八月相統

相統人 岡田やす（荏原郡品川町南品川宿九三三番地）

被相統人 岡田文蔵（荏原郡品川町南品川宿九三三番地）

〔八番地〕

明治四五年（一九一二）一月頭書人買受

732 谷野直吉 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡七生村南平一八〇三番地

水車所在地 南多摩郡七生村南平字二六号二二九七番地イ号二

地目・面積 郡村宅地 四畝二〇歩

〔規模〕 水輪径一丈二尺 幅二尺七寸 滝落二尺四寸

樋口五尺六寸 横三尺四寸

水深五寸

水路深二八間 幅六尺

堰高七寸

〔業種〕 精穀業 製粉業（營業用）

搗臼（三斗張以上）三台

搗臼（三斗張未満）一一台

挽臼（一尺五寸以上）一台

〔引用〕 〔七生村〕私設用水路

一堰杭木ヲ立テ芝ヲ以テ覆フ高一尺、但夏季ニ至リ用水多量ノトキハ取払フ一

明治三五年（一九〇二）四月新設

明治三五年（一九〇二）八月業種變更

搗臼（三斗張未満）一四台

挽臼（一尺五寸以上）一台

〔前〕 擣臼（三斗張未滿）一四台

明治三十九年（一九〇六）一月頭書業種に変更

水車場 竪六間×横一五間

〔規模〕 水輪径二丈四尺 幅六尺 下射

樋口長一三間

堰高五尺五寸五分

〔業種〕 精米業（營業用）

擣臼（四斗張）一〇〇台

〔引用〕 玉川上水四谷大木戸吐捨路等（豊多摩郡代々木村及

ヒ渋谷村田用水路流末）（渋谷川）

〔沿革〕 元禄年中（一六八八〜一七〇三）新設

明治九年（一八七六）九月継年期

明治三十九年（一九〇六）一〇月継年期

733 田野倉伊兵衛 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡増戸村横沢四番地

水車所在地 西多摩郡増戸村横沢字欠ノ上五番地

地目・面積 藪 一〇歩

水車場 間口一間三尺×奥行一間三尺 木造杉皮葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈二尺 木製 上射

無堰

〔業種〕 精米業

擣臼（三斗張未滿）三台

〔引用〕 宮ノ沢―増戸村大字伊奈横沢ヲ境トシテ山中ヨリ流

下スル堀川、俗ニ宮ノ沢ト称スル水ヲ引用―

〔沿革〕 明治三十五年（一九〇二）一月新設

734 玉川金三郎 水車 〔豊多摩郡〕

所有主住所 豊多摩郡渋谷町下渋谷一六七七番地

水車所在地 豊多摩郡渋谷町下渋谷字町田一六七七番地

地目 宅地

（参考）

証

一 当村九番地農玉川金三郎先代元禄年中取持地字町田ト相唱候地所江村内弁利之為メ麦舂水車取設候二付、最寄地統拙者共江障妨有無御問合二付、右場所江取設ケ相成候而も故障等無之旨一同申出旧来ヨリ取設ケ相成候処、今般御改正二付当代金三郎ヨリ年季跡受出願致候二付、猶此上下モ故障筋無之哉之旨一同江御念談之趣致承知候。右は年久敷取設有之候而も是迄障妨無之儀二付而は、此証ヲ以テ永年々季跡受出願相成候而も故障筋一切無之。乍併田畑山林耕作等之差障不相成様本人江睨ト御申聞有之度、左候得は不得心之者無之、依テハ今般今後共出願相成候共苦情等一切無之候。為後日調印確証仍如件。

明治九年九月九日

下渋谷村

副戸長御中

下渋谷村

荻原金八

(外七名略)

田丸兼次郎 水車 [芝区 豊多摩郡]

所有主住所 豊多摩郡渋谷村渋谷下広尾町九番地

735 一番水車

水車所在地 芝区白金三光町字雷神下三八七番地

水車場 間口五間×奥行三間

[規模] 水輪径一丈四尺

無堰

[業種] 精米業(営業用)

搗臼(四斗張) 九台

[引用] 玉川上水三田用水白金三光町内堀水路一筭川

[沿革] 明治三四年(一九〇二)一〇月新設

(参考)

水車新設仕様書

- 一 東京市芝区白金三光町三百八十七番地岸田弥右衛門所有地江米
搗水車新規取設ケ候ニ付、右地盤引均シ地行水盛致、桁行五間
梁間三間之処、柱下一尺五寸四方深サ一尺五寸根切致シ、切込
ミ砂利ニテ突堅メ、玉石八、九寸ヨリ一尺迄之石ヲ以テ据付、

高サ石上端ヨリ桁下夕端迄一丈二建方致シ候事。

一 柱杉長二間削り立、三五分角上下柄付通シ貫三通リ何レモ貫穴

鑿リ建堅メ之事。

一 桁杉長二間末口三五分丸太柱柄穴鑿リ継手蟻掛ケ、梁松丸太ヲ

以テ置渡シ込ミ栓ニテ打堅メ、母屋杉長二間三角相用ヒ、何レ

モ仕口致出来、家根柿板ヲ以テ葺立、回リ板羽目板杉四分ニテ

横板羽目ニ張立、間柱松二間三寸貫毎ニ大釘ニテ打堅メ之事。

一 入口ニケ所一間宛ニシテ、門戸締リ之事。

一 水車場五間二三間之処、間内惣体岐キニテ出来之事。

一 右水車場間内江水輪仕掛ケ之処、左右霧除ケ羽目高サ一丈幅三

間間口六尺、霧除ケ柱杉長一丈二寸五分角建堅メ、羽目横板張

板杉四分板、押縁杉三寸貫ニテ打堅メ出来之事。

一 水輪一丈四尺幅二尺、水輪羽根板数一箱二付四個ニテ十六個ニ

出来之事。

一 同蜘蛛板長八尺幅一寸五分厚同寸、水輪太鞍板杉六分板削り拵

ヒ出来之事。

一 水輪大真棒榎長一丈口差渡シ二尺丸太ヲ杉六角ニ削り立、小口

上下へ鉄田至一寸五分棒頭長二尺ヲ差込ミ出来之事。

一 水輪大真棒受ケ木榎長六尺 見付七寸

見込ミ五寸 二本仕拵ニ致、真棒鉄仕掛

ケ之処榎木ヲ以テ鑿り込ミ、半月ニ繰形付取付出来之事。

一 大真棒受ケ木松長三尺 見付六寸

見込ミ五寸 前同拵拵ヒ出来之事。

一 万力車一組四至三尺、刃数三十枚二刻ミ、木品機厚サ二寸ヲ以テ出来之事。

一 杵槻長一丈五寸角九本之事。

一 右桔木槻長二尺五寸幅三寸厚サ一寸八分、大真棒^江仕掛ケ之事。

一 杵棚板松長二丈幅二尺厚サ四寸棚板^江取付之事。

一 上ミ狭ミ木杉長二丈五寸角柱^江取付之事。

一 樋十間幅二尺深サ八寸側板柱底板トモ杉長二間板割、側板幅八寸底板同板幅二尺ニテ横板ニ張立出来之事。

一 水輪滝壺長三間幅六尺高サ一丈左右来子幅二尺、間杉長二間

三五分角上下柄付、土台松長二間五寸角来子柄穴鑿り埋メ込

ミ、板杉長二間板割ヲ以テ張立、笠木槻長三間八寸角下端^江矢

来子柄穴鑿り取付、極ク堅箇ニ出来可致事。

一 右工事之儀は御許可之上五日間着手、三十日間ニ竣功可致候。

最モ落成之上は御届申上、御検査ヲ可奉願候事。

右之通り御座候也。

明治三十四年九月

田丸兼次郎[㊦]

736 二番水車

水車所在地 豊多摩郡渋谷村下渋谷字広尾耕地一九四二番地

〔規模〕 水輪径一丈

〔業種〕 精米業（営業用）

擣臼（三斗張以上）九台

〔引用〕 渋谷川

〔沿革〕

明治三十七年（一九〇四）八月譲渡

譲受人 早川徳太郎（豊多摩郡渋谷村麻布広尾町八一番地）

譲主 福沢三八（芝区三田二丁目二番地）

明治三十九年（一九〇六）三月頭書人譲受

明治三十九年（一九〇六）四月水路変更

大正七年（一九一八）七月水車堰自動開放装置設置

〔大正七年（一九一八）七月磯野長蔵ニ譲渡力〕

〔参考一〕

水車場用水路付換御願

豊多摩郡渋谷村大字下渋谷字広尾耕地内筭川ヨリ天現寺橋脇拙者所
有水車場用水路中、今回別紙第一号図ノ通り東京電気鉄道株式会社
線路橋梁建設ニ付障害ヲ来シ候ニ付テハ、朱書ノ通り水路ヲ暗渠ニ
テ付換仕度、尤モ其構造ハ第二号図ノ通り建設致シ候間、御許可被
成下度此段奉願候也。

明治三十九年四月六日

豊多摩郡渋谷村大字下渋谷字広尾九番地

田丸兼次郎[㊦]

東京府知事男爵 千家尊福殿

〔参考二〕

古川改修ニ関スル建議

本年八月ノ水害ニ際シ本区古川沿岸一帯ノ地濁水氾濫シ多数ノ住家

ヲ浸シ、其惨状実ニ名状スヘカラス。乃チ本区会ハ其情況ヲ視察スルニ斯クノ如ク屢々氾濫スルハ上流渋谷町管内ニ於テ堰ヲ造リ水車ヲ設ケ、或ハ河中ニ杭ヲ打チ水面ニ家屋ヲ架設シ、其他障害物ヲ設クルカ為メ河床隆起シ水勢ヲ妨クルニ因ルノミナラス、流域ノ幅員ヲ狭ハメ河口ノ浚渫ヲ怠リ排水力ヲ弱メタルハ其一大原因ナリト認ム。之ヲ要スルニ先年横浜市尾上町高島嘉兵衛外ニ名ヨリ改修工事ヲ出願シ起工シタルモ、遂ニ指定ノ期間内ニ竣工スルヲ得サルヲ以テ、明治四十年十一月二十二日付ヲ以テ工事延期ヲ願出テ、翌年七月三十日ヲ限リ竣工スヘキ旨更ニ指令ヲ受ケタリト聞ク。然ルニ在再今ニ至リテモ尚竣成セス、現今其工事中絶シタルモノ、如シ。斯クテハ暴雨至ル毎ニ河水氾濫シ沿岸住民ノ生命財産ニ危害ヲ加フルコトヲ免レサルモノト思料致候。願クハ迅速相当ノ改修工事ヲ施サレンコトヲ右本区会ノ決議ニ依リ及建議候也。

明治四十三年十月八日

東京府知事宛

議長

(参考三)

古川上流ノ改修ヲ請求スル建議案

本区ノ南界ヲ貫流スル古川ハ其河身大ナラスト雖モ、上流渋谷川ヨリ下流赤羽根川ニ至ル間其延長実ニ二里ニ亘リ、沿岸ヨリ流注スル水量亦尠シトセス。加之毎歲夏秋ノ交ニ至レハ沿岸一帯ノ地ハ大雨至ル毎ニ必ス水害ノ難ニ遇フヲ常トス。之レ畢竟幅員ノ狭少ナルト河底ノ浚渫宜シキヲ得サルトニ依ルモノナレハ、之ヲ改善シ水害ヲ

救治スルノ策トシテ本区会ハ屢々建議スル処アリタルニ、本市当局モ漸ク専門ノ技師ヲ派遣シ実地ヲ踏査シ本区ノ希望モ近ク達セラレントスルニ至レリト雖モ、上流天現寺橋ヨリ下筈橋間ニ属スル流域ヲ改善スルニアラサレハ其実ヲ挙クル能ハス。而シテ同所ハ其所管府ニ属スルヲ以テ、此際当該委員ト専門ノ技師トヲ派遣シ実地ノ状況ヲ視察セシメ、速ニ改善ノ方法ヲ講セラレンコトヲ望ム。

右本区会ノ決議ヲ経、市制第四十六條ニ依リ及建議候也。

明治四十五年三月四日

知事 議長

(参考四)

大正五年二月十五日

淀橋土木事務所

東京府内務部土木課御中

回答

大正四年十二月二十一日付卯土乙第二七七号ヲ以テ照会ニ係ル豊多摩郡渋谷町ト麻布区富士見町トノ間ヲ流ル、筈川ニ設置シアル水車用堰ニ関シ、沿岸人民請願ニ対スル土地並ニ該堰ノ現在状況実地調査スルニ、右水車用堰ノ構造ハ当時許可設計書ノ通りニシテ多少不備ノ点有之候モ、上流沿岸ノ請願者民家所在地ハ周囲高台ナル割ニ土地窪ク、該堰ノ有無ニ係ハラス上下流ノ川幅狭隘ニシテ、一朝出水ニ際シ多少ノ浸水ハ免カレザル所ナレバ、予防方法トシテハ川幅ノ取掘ゲト共ニ堰扉ノ開閉自在ナル装置ニスルヲ可トスルモ、川幅

ノ拡張ハ一方ハ民家川沿へ并列シ、一方ハ道路ニ有之容易ニ無之為メ、差当リ堰扉ノ開閉自在ノ装置ニ改造スルヲ最モ至当ナル方法ト認メラレ候間、別紙願書返戻並ニ回答候也。

(参考五)

御願

府下渋谷町広尾川田丸某所有ニ関ル水車ノ儀ニ就キテハ沿革ノ者ヨリ從來度々陳情仕居候処、昨冬数旬晴天打続キ候際ハ水堰上方数十間ニ涉リ汚物渋滞シ一点ノ水ヲ認メズ、日中ハ寒氣ニモ拘ラズ瓦斯発生シ悪臭甚シク、其非衛生的ナル有様ハ近傍ノ住民ノ到底忍ビ難キ次第ニ有之候。幸ニ先日ノ降雨ニヨリ目下汚物ハ一旦掃去致サレ候得共、之ヨリ夏期ニ向ヒ汚物ノ堆積ト悪臭ノ発生一層甚シキハ例年ノ儀ニシテ、或ハ之力悪疫発生ノ原因ト相成候哉モ難計憂慮能在此候間、此際至急何分ノ御処置被成下斯ル非衛生的ノ事実ヲ除去被成下候様茲ニ重テ懇願仕候。

尚右水車ハ平時水ヲ堰キ止メ、一朝大雨ノ際堰ヲ払ヒ候為メ堰ノ上数町ノ川岸ハ其都度土砂ヲ漂ハレ所々潰壞致居候間、此亦適當ノ設備被成下度併セテ奉願候也。

大正六年三月二十二日

右関係地主 福沢一太郎[㊟]

同上 磯辺菊[㊟]

東京府知事法学博士 井上友一殿

137 田丸金太郎 水車 (豊多摩郡)

所有主住所 豊多摩郡渋谷村下渋谷一五八〇番地

水車所在地 豊多摩郡渋谷村下渋谷一五八〇番地

水車場 堅四間×横七間

〔規模〕 水輪径一丈五尺

無堰

〔業種〕 精米業(営業用)

搗臼(三斗張以上) 一三台

搗臼(三斗張未滿) 四台

〔引用〕 渋谷川―三田用水―二ヶ村組合用水路―

〔沿革〕 明治二九年(一八九六)六月頭書業種に変更

(前) 搗臼(三斗張以上) 六台

搗臼(三斗張未滿) 六台

738 田村喜三郎 水車 (小石川区)

所有主住所 下谷区西町三番地

水車所在地 小石川区小石川久堅町一〇七番地(元九一番地)

〔規模〕 水輪径二丈四尺

〔業種〕 精米業(営業用)

搗臼(四斗張) 一八台

〔引用〕 千川上水分水路

〔沿革〕 明治一四年(一八八一)一〇月新設

明治一九年（一八八六）一〇月譲渡

譲受人 石崎城辰（小石川区小石川久堅町九一番地）

譲主 石崎竜司郎（父）

明治一九年（一八八六）一二月譲渡

譲受人 後藤秀四郎（牛込区市ヶ谷甲良町二番地寄留）

明治二四年（一八九二）一二月（譲渡）

譲受人 小川皆五郎（本所区横網町二丁目七番地）

明治二七年（一八九四）一二月譲渡

譲受人 市島徳次郎（下谷区下根岸八六番地寄留）

明治二八年（一八九五）七月頭書業種に変更

（前）搗臼（四斗張）二四台

明治三〇年（一八九七）六月頭書人譲受

明治二〇年（一八八七）一二月頭書業種に変更

（前）搗臼（四斗張）九〇台

田村半十郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡福生村六二六番地

740 一番水車

水車所在地 西多摩郡福生村二九七〇・二九七一番地

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼（三斗張以上）一〇台

搗臼（三斗張未滿）三台

〔引用〕 〔玉川上水分水路〕

明治三一年（一八九八）一二月業種変更

搗臼（三斗張未滿）八台

挽臼（一尺五寸以上）二台

（前）搗臼（三斗張未滿）六台

挽臼（一尺五寸以上）三台

明治三二年（一八九九）六月頭書業種に変更

739 田村吉之助 水車 〔小石川区〕

所有主住所 小石川区関口水道町四〇番地

水車所在地 小石川区関口水道町四〇番地

〔規模〕 水輪径二丈四尺五寸

〔業種〕 精米業（営業用）

搗臼（六斗張）一〇台

搗臼（四斗張）九八台

〔引用〕 神田上水路

〔沿革〕 明治一四年（一八八一）五月継年期

741 二番水車

水車所在地 西多摩郡福生村五八三番地

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼（三斗張未滿）六台

742 三番水車

〔引用〕〔玉川上水分水路〕

〔沿革〕明治三二年（一八九八）一二月頭書業種に変更

〔前〕搦臼（三斗張未滿）八台

水車所在地 西多摩郡福生村六二六番地

〔業種〕精穀業（自家用）

搦臼（三斗張以上）一七台

〔引用〕〔玉川上水分水路〕

〔沿革〕明治三二年（一八九八）一二月業種変更

搦臼（三斗張以上）一四台

〔前〕搦臼（三斗張以上）一六台

挽臼（一尺五寸未滿）二台

明治三六年（一九〇三）三月頭書業種に変更

743 田村平左衛門

水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡福生村六〇九番地

水車所在地 西多摩郡福生村三二七四、三二七六番地

〔業種〕精穀業 製粉業

搦臼（三斗張以上）八台

搦臼（三斗張未滿）八台

挽臼（一尺五寸以上）三台

〔引用〕〔玉川上水分水路〕

〔沿革〕明治三二年（一八九九）六月業種変更

搦臼（三斗張以上）一二台

搦臼（三斗張未滿）八台

挽臼（一尺七寸）四台

搦臼（三斗張以上）二台

〔前〕搦臼（三斗張未滿）五台

挽臼（一尺七寸）二台

明治四一年（一九〇八）五月頭書人讓受

讓主 田村半十郎（西多摩郡福生村六二六番地）

明治四二年（一九〇九）四月頭書業種に変更

744 丹木佐市外二名共有 水車 〔南多摩郡〕

惣代人住所 南多摩郡由井村小比企二三〇六番地

水車所在地 南多摩郡由井村片倉字時田前一二二番地

水車場 間口二間×奥行一間三尺 木造草葺平屋建

〔規模〕水輪径八尺 幅一尺一寸 木製

樋口横四寸 長五間

無堰 流込

〔業種〕精穀業

搦臼（二斗張）二台

〔引用〕由井村時田湧出水路（南多摩郡由井村小比企字時田）

ノ山林ヨリ湧出シ田用水ニ流入ル

一田用水ノ使用期ヲ除キ毎年一月一日ヨリ四月三十

日迄、九月十五日ヨリ十二月三十一日迄トス

〔沿革〕 大正四年（一九一五）三月新設

745丹下得之 水車 〔豊多摩郡〕

所有主住所 赤坂区福吉町二番地

水車所在地 豊多摩郡千駄ヶ谷村原宿字北原宿二二〇番地

〔規模〕 水輪径二丈一尺

〔業種〕 精米業（営業用）

擣臼（四斗張）五八台

〔引用〕 玉川上水四谷大木戸吐捨路

〔沿革〕 明治一四年（一八八一）一二月継年期

明治二三年（一八九〇）七月相続

相続人 柳沢松太郎（長男）（南豊島郡千駄ヶ谷

村原宿二二〇番地）

被相続人 柳沢賀兵衛

明治二三年（一八九〇）八月売渡

買主 市原政樹（南豊島郡千駄ヶ谷村元原宿村一

二二番地）

明治四〇年（一九〇七）三月廃業

申請 頭書人丹下得之

〔参考〕

歎願書

今般府下四谷区豊多摩郡各水車所有者一同ノ連署ヲ以テ、四谷大木戸排水減少ノ儀ニ付各自困難ノ情態ヲ具陳シ、御庁ニ申請シテ其実効ヲ奏シ候様致度、歎願書提出仕候。

從來府下四谷区霞ヶ丘町乃至豊多摩郡元下渋谷ニ於テ、大木戸排水ヲ利用シテ水車精米場設置致シ、水車機械ノ貸付業ヲ営ムモノ九名之レカ貸付ニ係リ水車営業即チ白米製造業ヲ為スモノ六十余名モ有之、随テ其運搬等ニ従事シ之レカ為メ衣食スルモノ無慮千有余人ノ多キニ上リ居リ候得共、漸次営業税ノ増加將夕年限継続苦情ニ関スル等種々ノ障碍年一年惹起致シ候ノミナラス、現今物価暴騰ニ際シ得失不相償、其結果涙ヲ呑ンテ廃業又ハ倒産ノ悲運ニ瀕淪スルモノモ不尠候折柄、本年四月頃御設計ノ都合上大木戸排水分板改正相成候哉ニテ排水頓ニ減少シタル為メ、独リ水車機械ノ運轉ヲ遅滞ナラシムルノミナラス、該業者生産上ノ損失ヲ蒙リタルモノ千有余人ノ多キニ至リ候。例之ハ從來一白一昼夜三俵ノ白米ヲ精出候モノ減水ノ為メ溜水ヲ為スモ僅カニ杵数三分ノ一タモ運転スル能ハス、一昼夜一俵サヘ無覚束有様ト相成候ハ、我々營業者ノ日夜苦慮罷在候事ニ御座候。若シ之レヲ等閑ニ付シ候時ハ到底復旧ヲ見ルノ期ナク、一面ニハ重課ノ稅務ヲ負ヒ、他ノ一面ニハ排水減少ノ結果生計上ノ困難ヲ生シ、遂ニ廃業ノ不幸ヲ見ルニ到リタルトキハ折角多年投入シタル巨額ノ資金ヲ水泡ニ帰スルハ勿論、祖先伝來ノ産業ヲ一朝ニ失却致シ、其極如何ナル塗炭ノ苦境ニ墮落致ス哉モ難計儀ト痛

嘆ノ至リニ堪ヘス候テ、御庁へ請願スルノ已ムヲ得サルニ出テ候次
第二御座候。前陳ノ如ク排水ノ減少スルニ拘ハラズ之レガ水源ノ充
滿致居候事ハ御庁ニ於テ御設計上不得止儀トハ奉存候得共、充分実
地御踏査ノ上速ニ從來ノ如ク排水ヲ流通シ、当業者ヲシテ其業務ニ
安堵セシムル様被成下度此段及歎願候也。

明治三十年十二月二十二日

東京府下豊多摩郡千駄ヶ谷村字元原宿

百二十番地丹下得之代理

水車所有者総代 古橋徳三郎[㊦]

同 府 同 郡 同 村 二百二十番地

同 総代 村越 平吉[㊦]

同 府 同 郡 同 村字元穂田村四

十五番地鶴田乙丑代理

同 井上寅五郎[㊦]

同 府 同 郡 同 村字元中渋谷二

百十七番地古川源太郎代理

同 三井武右之門[㊦]

同 府 同 郡渋谷村字元下渋谷六百

四十六番地鶴田又吉代理

同 松木 鉄三[㊦]

同 府 同 郡 同 村元下渋谷千三

十六番地

同 加藤 米吉[㊦]

同 府 同 郡 同 村千六百七十七番地

同 玉川金三郎[㊦]

ち

千野利平衛 水車 (荏原郡 南豊島郡)

所有主住所 東多摩郡中野村中野四二〇〇番地

746 一番水車

水車所在地 荏原郡目黒村上目黒字駒場五六七番地

[規模] 水輪径二丈三尺五寸

無堰

検定馬力一〇・三四

[業種] 葉種細末業

擣臼(一斗張) 五五台(葉種細末用)

[引用] 玉川上水三田用水分水路

[沿革] 明治一九年(二八八六) 二月継年期

明治一九年(二八八六) 四月頭書業種に変更

(前) 擣臼(四斗張) 一八台

挽臼二台

明治二四年（一八九一）四月継年期

747二番水車

水車所在地 南豊島郡下落合村一〇五九番地

〔規模〕 水輪径二丈四尺

〔業種〕 精米業（営業用）

搗臼（四斗張）四二台

搗臼（二斗張）七台

〔引用〕 神田上水妙正寺池分水路

〔沿革〕 明治一五年（一八八二）五月継年期

明治二〇年（一八八七）五月共有権相統

相統人 福室錠之助（南豊島郡上落合四五〇番地）

被相統人 福室藤左衛門（父）

明治二〇年（一八八七）一〇月共有権譲渡

譲受人 高田鉄五郎（弟）（北豊島郡長崎村一九〇

一番地）

讓主 鈴木安左衛門（兄）

明治二〇年（一八八七）一月頭書人一括買受

明治二〇年（一八八七）一月頭書業種に変更

〔前〕 搗臼（四斗張）三五台

搗臼（二斗張）五台



748塚本解三 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡恩方村上恩方四〇五五番地

水車所在地 南多摩郡恩方村上恩方字川井野四四九三番地

〔引用〕 〔浅川〕

〔沿革〕 明治四二年（一九〇九）四月頭書人相統

被相統人 塚本源太郎（父）

塚本源太郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡由井村片倉三一一九番地

749一番水車

水車所在地 南多摩郡由井村片倉字日向二三八二番地

地目・面積 宅地 七畝一七步

〔業種〕 精穀業 製粉業（営業用）

搗臼二一台

挽臼三台

〔引用〕 湯殿川

〔沿革〕 明治一三年（一八八〇）一月頭書人買受

売主 土沢正一（南多摩郡由井村片倉）

明治二九年（一八九六）一〇月頭書業種に変更

〔前〕 擣臼一四台

挽臼三台

750二番水車

水車所在地 南多摩郡由井村片倉字時田前三三六番地

地目・面積 郡村宅地 一反四畝七步

〔規模〕 水輪径一丈五尺

樋口 縦五尺 横三尺

平常水深五寸

〔業種〕 精穀業（営業用）

擣臼（三斗張以上）四台

湯殿川 擣臼（三斗張未滿）一六台

〔引用〕 湯殿川

〔沿革〕 明治二九年（一八九六）一二月頭書業種に変更

〔前〕 擣臼（三斗張未滿）一六台

明治三八年（一九〇五）八月譲渡

譲受人 尾川善吉（南多摩郡由井村片倉三三六番地）

譲主 尾川栄次郎（南多摩郡由井村片倉三三六番地）

明治四一年（一九〇八）二月頭書人買受

751塚本五郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡由井村片倉三〇二三番地

水車所在地 南多摩郡由井村片倉六六五番地

地目・面積 宅地 五畝二五步

〔規模〕 水輪径一丈三尺

樋口 縦六尺 横三尺

〔業種〕 精穀業

擣臼（三斗張未滿）八台

〔引用〕 〔湯殿川〕

〔沿革〕 大正五年（一九一六）三月新設

大正五年（一九一六）四月廃業

752塚本政吉 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡由井村片倉

水車所在地 南多摩郡由井村片倉字只沢二九二四番地

地目・面積 宅地 四步

〔規模〕 水輪径八尺

樋口 縦二尺五寸 横一尺五寸

〔引用〕 〔湯殿川〕

〔沿革〕 明治二七年（一八九四）二月頭書人譲受

譲主 塚本喜一郎（南多摩郡由井村片倉）

753 月村善之助 水車 [荏原郡]

所有主住所 荏原郡世田ヶ谷村下北沢二二三番地

水車所在地 荏原郡世田ヶ谷村代田字山下二四八番地

地目 宅地

[規模] 水輪径一丈八尺

堰高五尺七寸五分

馬力一・七八

[業種] 精穀業 製粉業(営業用) 製綿業

搗臼(二斗張)四台

挽臼(一尺八寸)一台

綿打機械六台

[引用] 荏原川北沢分水路

[沿革] 明治一九年(一八八六)一月売買

買主 伊藤清吉(荏原郡下北沢村二〇二番地)

売主 阿川平藏(荏原郡下北沢村二二一番地)

明治二九年(一八九六)六月頭書人買受

明治二九年(一八九六)七月頭書水車所在地に移転

頭書水輪径、業種変更

挽臼(一尺八寸)一台

綿打機械六台

水車所在地 荏原郡世田ヶ谷村代田字山

下二四七番地

(前) 水輪径一丈二尺

搗臼(二斗張)六台

挽臼(一尺八寸)一台

明治三五年(一九〇二)三月頭書業種に変更

754 辻村吉五郎外三名共有 水車 [北豊島郡]

惣代人住所 北豊島郡板橋町滝野川二四一番地

水車所在地 北豊島郡板橋町滝野川字平尾二六一三番地

[規模] 水輪径二丈

[業種] 精米業(営業用)

搗臼(二斗五升張)一二台

[引用] 千川上水分水路―北豊島郡長崎村ヨリ分水路字谷端川

[沿革] 明治二三年(一八九〇)五月新設

明治二八年(一八九五)九月廃業

津田亀太郎 水車 [荏原郡 豊多摩郡]

所有主住所 芝区芝字田川町二八番地

755 一番水車

水車所在地 荏原郡目黒村上目黒字駒場五七六番地

地目 郡村宅地

[規模] 水輪径二丈三尺五寸

[業種] 精米業(営業用) 葉種細末業

756 二番水車

水車所在地

豊多摩郡渋谷村下渋谷字猿楽七八三番地

〔規模〕

水輪径二丈五尺

〔業種〕

精米業(営業用)

〔引用〕

搗臼(三斗張以上) 三〇台

〔沿革〕

玉川上水三田用水猿楽分水路

〔沿革〕

明治二年(一八八八) 四月業種変更

〔沿革〕

搗臼(三斗張以上) 二六台

〔沿革〕

(前) 搗臼(三斗張以上) 二四台

〔沿革〕

明治二四年(一八九一) 九月頭書業種に変更

〔沿革〕

明治三三年(一九〇〇) 七月売買

〔沿革〕

買主 津田文兵衛(芝区芝浜松町一丁目八番地)

〔沿革〕

売主 中西清一(南豊島郡渋谷村下渋谷一二八番地)

〔沿革〕

番地)

明治三四年(一九〇一) 二月頭書人相続

被相続人 津田文兵衛(父)

757 土屋寿、水車 (西多摩郡)

所有主住所

西多摩郡五日市町五日市八八八番地

水車所在地

西多摩郡五日市町五日市字小庄一二二二番地

地目

宅地

水車場

縦一二間×横三間

〔規模〕

水輪径一丈八尺 幅三尺

箱樋 縦九寸 横三尺九寸 長四間五分

水路 深四尺二寸 幅六尺 長一三間

検定馬力四・〇五六

〔業種〕

製材業

挽割用機械

〔引用〕

(五日市町) 下田水車堀用水路

〔沿革〕

明治三九年(一九〇六) 七月新設

758 土屋達之助 水車 (西多摩郡)

所有主住所

西多摩郡松原村九八番地

水車所在地

西多摩郡松原村字下元郷五二五五番地八号

地目

山林(宅地成予定)

水車場 間口一間×奥行一間一尺

〔規模〕 水輪径一丈 幅八寸 齒数三〇枚 上射

樋口堅四寸 横六寸 長三間

平常水深三寸

堰幅三尺

〔業種〕 精穀業

搗臼(三斗張未滿)一台

〔引用〕 (桧原村)高サズ沢支流

〔沿革〕 明治三六年(一九〇三) 一二月新設

明治三八年(一九〇五) 四月頭書人買受

売主 柴田栄吉(南多摩郡八王子町横山一五八番地)

大正七年(一九一八) 一二月廢業

760 二番水車

水車所在地 八王子市明神町一九〇番地

〔規模〕 馬力〇・二四四

〔業種〕 紡績業

〔沿革〕 大正七年(一九一八) 三月廢業

761 三番水車

水車所在地 八王子市明神町地先

〔規模〕 馬力〇・三八〇

〔業種〕 紡績業

〔沿革〕 大正七年(一九一八) 三月廢業

土屋留次郎 水車 (八王子市)

所有主住所 八王子市南町二七番地

759 一番水車

水車所在地 八王子市明神町三五番地(前 元子安一五七五番地)

〔規模〕 水輪径一丈

樋口堅三寸 横二尺五寸

水深四寸

馬力〇・五〇七

〔業種〕 紡績業

〔引用〕 (北田堀田用水路)

〔沿革〕 明治三〇年(一八九七) 四月(新設)許可

762 土屋伴次郎 水車 (八王子市)

所有主住所 八王子市明神町五九六番地

水車所在地 八王子市明神町字北田八九番地(前 元子安字北田

一九〇五番地)

〔規模〕 水輪径八尺

樋口堅二尺 横一尺五寸

馬力〇・一
〔業種〕 紡績業

紡績器械一組

〔引用〕 〔北田堀田用水路〕

〔沿革〕 明治十九年（一八八六）四月新設

明治三十七年（一九〇四）五月売買

買主 宮崎喜左衛門（南多摩郡八王子町横山二番地）

売主 西村茂三郎（南多摩郡八王子町丕子安六〇六番地）

大正七年（一九一八）九月頭書人讓受

水車所在地 北多摩郡砂川村字五日市道三六六四番地イ号

〔規模〕 水輪径九尺

樋口堅五寸 横一尺五寸

平常水深四寸

檢定馬力〇・一四四

〔業種〕 紡績業

〔引用〕 〔玉川上水砂川村外七ヶ村普通水利組合用水路〕

〔沿革〕 明治二五年（一八九二）九月（新設）許可

明治三五年（一九〇二）四月開業

763 津戸広守 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡谷保村谷保七五四番地

水車所在地 北多摩郡谷保村谷保七五四番地イ号

地目 宅地

〔規模〕 馬力〇・二〇五〇

〔業種〕 燃糸業

糸燃器械

〔沿革〕 大正四年（一九一五）二月廢業

765 鶴川綿組株式会社 水車 〔南多摩郡〕

代表石坂彦太郎住所 南多摩郡鶴川村野津田二三七七番地

水車所在地 南多摩郡鶴川村野津田字田中前三三七七番地

地目・面積 宅地 一畝一六步

水車場 間口九間四尺×奥行三間四尺 木造平屋建

〔規模〕 水輪径一丈四尺

樋口堅三寸 横一尺

平常水深二寸

檢定馬力〇・二二四

〔業種〕 製紐業

鐵製組紐器械五〇台

〔引用〕 私設堀抜井戸水路等（水路ハ其設置付近ノ田地ヘ吹

764 網野宇平次 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡砂川村三二八七番地

と

766 東京馬車鉄道株式会社

代表牟田口元学住所 芝区汐溜二丁目一番地

水車 (荏原郡)

〔沿革〕

井戸ニケ所ヲ掘鑿シ、夜間ノ噴水ヲ平均百余坪深十
余尺ノ穴ヲ穿チ之レヲ貯水池ト為シ、尚田用水ノ残
水ヲ合シテ原動力ヲ起シ、使用後鶴見川水源小山田
川へ放流スル)

明治三〇年(一八九七)七月新設

明治三三年(一九〇〇)一二月頭書規模等に変更

水輪径一丈四尺

樋口堅一尺五寸 横二尺五寸

(前) 平常水深三寸

馬力〇・三九三五

鉄製組紐器械一五台

明治三五年(一九〇二)八月頭書人譲受

譲主 石坂儀右衛門(南多摩郡鶴川村野津田二三

一七番地)

水車所在地 荏原郡品川町南品川字三嶽耕地六五二(六五五番地)

〔規模〕 水輪径一丈六尺

堰高二尺五寸

〔業種〕 精米業(営業用)

搗臼(四斗張)九台

〔引用〕 品川用水路

〔沿革〕 明治一八年(一八八五)五月継年期

明治二九年(一八九六)一月譲渡

譲受人 加東徳三(日本橋区青物町一五番地)

譲主 堀口次郎兵衛(荏原郡南品川宿一九七番地)

明治三三年(一九〇〇)五月頭書人買受

767 当麻観一 水車 (北多摩郡)

所有主住所 北多摩郡東村山村大岱四一〇番地

水車所在地 北多摩郡東村山村大岱字五ヶ久保四一〇番地

〔規模〕 水輪径二丈二尺 木製

〔業種〕 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(三斗張以上)一〇台

搗臼(三斗張未満)六一台

挽臼(一尺五寸以上)二台

〔引用〕 野火止用水路

〔沿革〕 明治三九年(一九〇六)五月頭書人相続

被相続人 当麻愛次郎(父)

明治三九年(一九〇六)七月頭書業種に変更

搗臼(三斗張以上) 一〇台

(前) 搗臼(三斗張未滿) 三三台

挽臼(一尺五寸以上) 四台

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼(三斗張未滿) 四台

挽臼(一尺五寸未滿) 一台

〔沿革〕 明治四一年(一九〇八)七月頭書業種に変更

(前) 搗臼(三斗張未滿) 四台

768 当麻功一 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡小平村大沼田新田三四三番地

水車所在地 北多摩郡小平村大沼田新田三四三番地

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼(三斗張未滿) 一〇台

挽臼(一尺五寸以上) 二台

挽臼(一尺五寸未滿) 一台

〔沿革〕 明治四一年(一九〇八)一月頭書人(長男)讓受、

頭書業種に変更

讓主 当麻朝正

(前) 搗臼(三斗張未滿) 一二台

769 当麻伝兵衛 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡小平村大沼田新田四八八番地

水車所在地 北多摩郡小平村大沼田新田四八八番地

770 常盤彦太郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡横山村寺田一一三二番地

水車所在地 南多摩郡横山村寺田字木多ノ谷戸一一三五番地

地目・面積 郡村宅地 一三歩

〔規模〕 水輪径九尺

樋口竪一尺五寸 横一尺五寸

平常水深一寸

〔業種〕 精穀業(営業用)

搗臼(三斗張未滿) 二台

〔沿革〕 明治三三年(一九〇〇)三月頭書人相続

被相続人 常盤仁兵衛(南多摩郡横山村寺田一一

三二番地)

明治三三年(一九〇〇)四月頭書業種に変更

(前) 搗臼(三斗張未滿) 四台

771 戸倉市三郎 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡国分寺村戸倉新田一二六番地

水車所在地 北多摩郡国分寺村戸倉新田字堀分一二六番地

[業種] 製粉業

搗臼 (一尺五寸未満) 一台

[引用] [玉川上水国分寺分水路]

[沿革] 明治三五年 (一九〇二) 四月頭書業種に変更

(前) 挽臼 (一尺五寸以上) 一台

772 戸倉与七外二名共有 水車 [荏原郡]

惣代人住所 荏原郡大崎町谷山二二三番地

水車所在地 荏原郡大崎町谷山一〇三番地

[規模] 水輪径七尺 幅二尺 木製 上射

無堰

[業種] 精穀業 製粉業 (営業用)

搗臼 (二斗張) 六台

挽臼 (一尺三寸) 二台

[引用] 目黒川悪水路

一昼間ハ蕎麦粉ノ製造ヲ為シ、夜間ハ各自食用ノ米

麦ヲ搗立

[沿革] 明治三九年 (一九〇六) 九月水輪径変更

水輪径一丈一尺 幅一尺 木製 中射

(前) 水輪径六尺 幅二尺 木製 上射

明治四一年 (一九〇八) 五月頭書水輪径、頭書業種に変更

(前) 搗臼 (二斗張) 四台

773 登坂ふく 水車 [南豊島郡]

所有主住所 南豊島郡渋谷村下渋谷一五九六番地

水車所在地 南豊島郡渋谷村下渋谷一五九六番地

水車場 間口三間×奥行四間

[規模] 水輪径一丈五尺

無堰

[業種] 精米業 (営業用)

搗臼 (四斗張) 六台

搗臼 (二斗張) 六台

[引用] 玉川上水三田用水分水路 | 渋谷川 |

[沿革] 明治九年 (一八七六) (新設) 許可

明治一九年 (一八八六) 四月頭書水輪径、頭書業種に変更

水輪径一丈二尺

(前) 搗臼 (四斗張) 六台

搗臼 (二斗張) 四台

明治三二年 (一八八九) 四月頭書人相続

被相続人 登坂豊吉 (夫)

明治三四年 (一八九二) 二月継年期

戸袋栄助 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡三ツ里村留原三九八番地

774 一番水車

水車所在地 西多摩郡三ツ里村留原字中村八八七番地

地目・面積 郡村宅地 二畝

水車場 間口二間×奥行二間 木造平屋建

(規模) 水輪径一丈

水路深二尺 幅八尺 長五〇間

(業種) 精穀業(営業用)

搗臼(三斗張未滿) 八台

(引用) (三ツ里村) 中村水車堀用水路

(沿革) 明治三九年(一八九六) 一月新設

775 二番水車

水車所在地 西多摩郡三ツ里村留原字中村八六一番地

(規模) 水輪径一丈八尺

(業種) 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(三斗張未滿) 三〇台

挽臼(一尺五寸以上) 三台

(引用) (三ツ里村中村水車堀用水路)

(沿革) 明治三九年(一八九六) 一月頭書人相続

被相続人 戸袋源太郎(西多摩郡三ツ里村留原三九八番地)

明治三四年(一九〇一) 四月頭書業種に変更

(前) 搗臼(三斗張未滿) 二〇台
挽臼(一尺五寸以上) 一台

776 戸袋壮次郎 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡三ツ里村留原八六一番地

水車所在地 西多摩郡三ツ里村留原字中村七八四番地

(規模) 水輪径一丈八尺 幅四尺

馬力二・五五二

(業種) 製材業

挽割用機械

(引用) (三ツ里村中村水車堀用水路)

(沿革) 明治三九年(一九〇六) 九月(新設) 許可

大正四年(一九一五) 二月廢業

777 富沢カヤ 水車 (南多摩郡)

所有主住所 南多摩郡多摩村連光寺三三一番地

水車所在地 南多摩郡多摩村連光寺(三三一番地)

(沿革) 明治二七年(一八九四) 八月頭書人譲受

譲主 富沢平三郎(南多摩郡多摩村連光寺三三一番地)

778 富沢松之助 水車〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡神代村深大寺三二二番地

水車所在地 北多摩郡神代村深大寺字上ノ原三一六・三一七番地

地目・面積 畑 二反一畝二二步

水車場 竪八間×横二間三尺

〔規模〕 水輪径一丈二尺

樋口竪一尺五寸 横一尺

平常水深一寸

検定馬力〇・三三七

〔業種〕 生糸揚返業

生糸揚枿一二台

枿数三六個

〔引用〕

玉川上水深大寺組用水佐須柴崎分水路(玉川上水分水南側元堀組合之内深大寺用水分水神代村佐須柴崎用水)

製糸ヲ揚返シ「タタミ」ニ結束致候

〔沿革〕 明治三六年(一九〇三)五月新設

挽臼二台

〔沿革〕 明治二七年(一八九四)三月焼失(廢業)

780 富永常吉 水車〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡粕江村小足立七八二番地

水車所在地 北多摩郡粕江村小足立字箕和七八二番地

〔規模〕 水輪径一丈七尺

樋口竪二尺八寸

無堰

〔業種〕 精穀業 製粉業(營業用)

擣臼(三斗張以上) 六台

擣臼(三斗張未滿) 一四台

挽臼(一尺五寸以上) 一台

〔沿革〕 明治三一年(一八九八)七月相統

相統人 富永弥助(北多摩郡粕江村小足立七八二番地)

被相統人 富永力松

明治三五年(一九〇二)二月頭書人相統

被相統人 富永弥助(父)

明治三五年(一九〇二)三月頭書業種に変更

擣臼(三斗張以上) 二台

〔前〕擣臼(三斗張未滿) 一四台

挽臼(一尺五寸以上) 一台

779 富田宇太郎 水車〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡増戸村山田四〇六番地寄留

水車所在地 西多摩郡増戸村山田字北川原四〇五番地

〔業種〕 精穀業 製粉業

擣臼二〇台

781 友井二郎 水車〔荏原郡〕

所有主住所 荏原郡大崎村下大崎一八三番地

水車所在地 荏原郡大崎村下大崎一八二番地

〔規模〕 無堰

〔業種〕 精穀業(営業用)

搗臼(四斗張) 一二台

搗臼(二斗張) 三台

〔引用〕 玉川上水三田用水大崎分水路

〔沿革〕 明治一七年(一八八四)一〇月継年期

大正二年(一九一三)九月廃業

豊泉吉兵衛 水車〔八王子市 南多摩郡〕

所有主住所 八王子市新町三二番地(前 新町四二番地)

782 一番水車

水車所在地 八王子市元横山町字浦田五九八番地

地目・面積 宅地 三畝

〔規模〕 水輪径一丈二尺

樋口 縦三尺 横八尺

〔業種〕 紡績業

紡績器械一組

〔引用〕 〔浦田堀用水路〕

〔沿革〕 明治二九年(一八九六)七月相統

783 二番水車

相統人 原米吉(南多摩郡八王子町元横山五九八番地)

被相統人 原安五郎(父)

明治三〇年(一八九七)一月頭書人譲受

大正七年(一九一八)三月廃業

水車所在地 南多摩郡小宮村大和田字下和田一三二八番地

地目 宅地

水車場 間口七間×奥行四間 木造板葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈二尺 幅三尺 木製

樋口 横四尺 長一間

水深四寸

〔業種〕 紡績業

八丁六台

糸操台三〇台

下夕卷二挺

〔引用〕 浅川大和田分水路―南多摩郡小宮村西中野字安戸地

先浅川ヨリ流レ入ル

〔沿革〕 明治四四年(一九一三)五月新設

784 豊泉真助 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡小宮村大和田九七一番地

水車所在地 南多摩郡小宮村大和田字通宅地添九七一番地

地目・面積 宅地 一畝一六歩

水車場 間口四間三尺×奥行三間三尺

[規模] 水輪径九尺

樋口 縦二間 横三尺 長二間

堰高二尺五寸

検定馬力〇・五六九三

[業種] 紡績業

八丁三台

糸操台二台

[引用] 浅川大和田分水路―水源ハ南多摩郡小宮村西中野安

戸浅川ヨリ引入ル

[沿革] 明治三六年(一九〇三)五月新設

明治四〇年(一九〇七)四月相統

相統人 相川ムメ(南多摩郡小宮村大和田一〇七

九番地)

被相統人 相川常蔵

明治四二年(一九〇九)五月頭書人買受

(参考)

契約書

南多摩郡小宮村大和田千七十九番地

相川常蔵

右自分儀今回南多摩郡小宮村大和田字通宅地添九百七十一番地へ水

車場新設出願候ニ付テハ、左ノ通契約ス。

一本出願人ハ水車場用水路中字通宅地添豊橋(橋梁ノ名)之際分

岐点へ口至五寸ノ土管ヲ伏込之レヲ以テ制限トシ、且之レカ保

管ヲナス事。

但シ破損ヲ生シタルトキハ直ニ修繕ヲナス事。

一本出願人ニ於テ万一制限外ノ用水ヲ使用シ他ノ利益ヲ侵害シ、

若シクハ耕作ノ障害ト相成タル場合ハ流水ノ使用ヲ禁止セラ

ル、モ異議無之事。

右契約書依テ如件。

明治三十六年三月三十日

相川常蔵

南多摩郡

小宮村長 坂本勘十郎殿

785 豊泉武之助 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡砂川村三六七番地

水車所在地 北多摩郡砂川村字拜島通南割三八五番地

水車場 間口二間三尺×奥行四間 木造板葺平屋建

[規模] 水輪径一丈五尺 幅一尺八寸 木製 水落三尺

下射(押掛)

水深七寸

堰高一尺五寸

〔業種〕
精穀業

擣臼(二斗張) 一〇台

〔引用〕
砂川村七ヶ村普通水利組合用水路

〔沿革〕
明治四五年(一九一三)五月新設

787 豊田道之助 水車 [荏原郡]

所有主住所 荏原郡等々力村二二九五番地

水車所在地 荏原郡等々力村二二二二番地

〔規模〕
水輪径九尺

堰高四尺一寸

〔業種〕
精穀業(営業用)

擣臼(一斗張) 八台

〔沿革〕
明治一六年(一八八三)九月継年期

明治二一年(一八八八)八月継年期

786 豊泉茂兵衛 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡八王子町新町四二番地

水車所在地 南多摩郡八王子町元字河原洲一九二一番地二号

地 目 市街宅地

〔規模〕
水輪径一丈 幅一尺八寸 木製

樋口堅五寸 横二尺五寸 長三間 勾配一間二付一寸

〔業種〕
紡績業

八丁四台

糸操台二二〇台

下夕卷一挺

〔引用〕
河原洲用水路

― 毎年五月六日ヨリ九月六日迄田地耕作中引用セサル事―

〔沿革〕
明治四〇年(一九〇七)三月新設

788 虎見啓太郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡元八王子村元八王子四〇五番地

水車所在地 南多摩郡元八王子村元八王子四六一番地

〔規模〕
水輪径八尺

〔業種〕
精穀業(営業用)

擣臼(三斗張未滿) 五台

〔引用〕
〔堀川〕

明治三九(一九〇六)九月頭書人(次男) 相統

被相続人 虎見平蔵

な

789 内藤軍次郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡八王子町元子安一五九三番地
 水車所在地 南多摩郡八王子町元子安字森下一五九三番地イ号
 地 目 宅地

〔規模〕 水輪径一丈一尺 滝落九寸

樋口 縦三尺 横三尺

水深五寸

水路深四寸 幅五寸

無堰

検定馬力〇・二四一

〔業種〕 紡績業

紡績器械四組

〔引用〕 八王子町元子安湧出水路（元子安大明神ト申社地ノ

池ヨリ湧出スル流水ヲ利用）

〔沿革〕 明治三四年（一九〇一）七月新設

明治三六年（一九〇三）七月売買

790 内藤小十郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡小宮村大和田二一三五番地
 水車所在地 南多摩郡小宮村大和田字ぶたい二九八番地
 地 目 田

〔規模〕 水車場 間口四間×奥行三間 木造板葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈 幅二尺 木製

樋口 横三尺 長二間

検定馬力〇・〇九八

〔業種〕 紡績業

八丁二台

糸操台一六台

下夕卷一挺

〔引用〕 浅川大和田分水路（南多摩郡小宮村西中野字安戸地

先浅川ヨリ流入スル大和田田用水路）

〔沿革〕 明治四一年（一九〇八）五月新設

買主 木下喜代次郎（南多摩郡八王子町八日三七番地）

売主 渡辺徹夫（南多摩郡八王子町元子安一五九七番地）

明治四二年（一九〇九）三月頭書人買受

791内藤直吉外一名共有 水車 [北多摩郡]

惣代人住所 北多摩郡立川村四二三四番地

水車所在地 北多摩郡立川村字下川原四二三四番地

[業種] 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(三斗張以上) 五台

搗臼(三斗張未滿) 一〇台

挽臼(一尺五寸以上) 二台

挽臼(一尺五寸未滿) 一台

[沿革] 明治二年(一八八九) 二月(新設) 許可

明治五年(一八九二) 一〇月売買

買主 板谷マス(北多摩郡立川村一二五二番地)

売主 板谷喜市(北多摩郡立川村四二三四番地)

明治三八年(一九〇五) 八月頭書人讓受

明治四一年(一九〇八) 一月頭書業種に変更

搗臼(三斗張以上) 九台

(前) 搗臼(三斗張未滿) 一一台

挽臼(一尺五寸未滿) 二台

水車場 間口一〇間×奥行四間 木造板葺平屋建

[規模] 水輪径九尺五寸 下射

土管五寸口

平常水深二寸

木堰高一尺

[業種] 紡績業

八丁四台

糸操台二台

[引用] 浅川大和田分水路(小宮村西中野字安戸浅川ヨリ湧

出シ流末ハ小宮村大和田ヲ経テ浅川ニ至ル)

[沿革] 明治三五年(一九〇二) 五月新設

明治三六年(一九〇三) 四月頭書人相統

被相続人 内藤伊三郎

(参考)

水車場設置ニ付具申書

東京府南多摩郡小宮村大和田

出願人 内藤伊三郎

小宮村大和田之内
字上宅地前四百五番

一 新設水車場所 一ヶ所

右ハ今回前記之場所へ水車場新設方出願相成候処、右使用之水路ニ

於テハ從來既設之水車持主ト協約之上分水ニ制限ヲ設ケ有之候得共、

往々制限外之用水ヲ使用シ他之利益ヲ侵害シ種々紛擾等相生シ候次

第モ有之候ニ付、本件出願人ニ対シテハ御認可之際ハ左之条項御指

792内藤ミテ 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡小宮村大和田二六三番地

水車所在地 南多摩郡小宮村大和田字上宅地前四〇五番地

地目・面積 田 二畝九步

令相命セラレ度候。

- 一 本件出願人ニ対シテハ既定ノ分水五寸口土管ヲ確守シ、且之レガ保管ヲ命セラレ度キ事。

但シ破損ヲ生シタルトキハ直ニ修繕ヲ命セラレタキ事。

- 一 本件出願人ニ於テ万一制限外ノ用水ヲ使用シ他ノ利益ヲ侵害シ若クハ田方耕作ノ障害ト相成タル場合ハ、認可ヲ御取消相成度事。

右本件出願ニ対シ公益保護ノ為メ当村会ニ於テ前記之如ク条件ヲ付シ可決致シ候間、此段具申仕候也。

明治三十五年四月二十三日

南多摩郡小宮村長 坂本勘十郎 印

793 永井勘七 水車 (豊多摩郡)

- 所有主住所 豊多摩郡渋谷村渋谷下広尾町二〇番地
- 水車所在地 豊多摩郡渋谷村渋谷下広尾町一九番地
- 水車場 竪一間三尺×横二間

- 〔規模〕 水輪径一丈 羽根六本 (長二尺五寸) 木製
- 検定馬力〇・一〇七七
- 〔業種〕 コンデンスミルク製造業

- 釜 (口径二尺五寸) 四台 (共二深二尺五寸)
- 釜 (口径二尺四寸) 二台
- 〔引用〕 江川用水路 (下広尾町二七番地ノ一号、二六番地ノ)

〔沿革〕 明治三六年 (一九〇三) 五月新設

二号之間ヲ流通スル江川之用水捨水ヲ使用)

794 永井幸三郎 水車 (南多摩郡)

- 所有主住所 南多摩郡由井村小比企一九五番地
- 水車所在地 南多摩郡由井村小比企字永作一八〇番地
- 地目・面積 宅地 六歩

- 〔規模〕 水輪径八尺五寸
- 樋口竪五寸 横一尺五寸
- 〔業種〕 精穀業

〔沿革〕 明治三〇年 (一八九七) 六月廢業

搗臼二台

795 長久保清次郎 水車 (荏原郡)

- 所有主住所 荏原郡調布村嶺五三番地
- 水車所在地 荏原郡調布村嶺五三番地先
- 水車場 竪二間三尺×横二間 木造草葺建

- 〔規模〕 水輪径一丈二尺 中射
- 竪横二尺 長二間
- 海老樋横二尺 長八尺
- 〔業種〕 精穀業

搗臼(一斗張)三台

〔引用〕

〔調布村〕私有地内悪水路(平常ハ調布村大字嶺六
一番地鈴木忠八宅地内ヨリ湧出ノ泉水、降雨ノ際ニ
ハ其集合水)

〔沿革〕

明治三十六年(一九〇三)九月新設

水車場

建坪五六坪 木造葉葺二階建

〔規模〕

水輪径一丈七尺 板戸一二枚
樋口竪二尺八寸 横二尺九寸

〔業種〕

精穀業 製粉業(営業用)

搗臼一四台

挽臼一合

〔沿革〕

明治二八年(一八九五)四月売買

買主 川田七兵衛(南多摩郡南村成瀬五一九四番地)

売主 川田忠七(南多摩郡南村成瀬)

明治二九年(一八九六)六月頭書人買受

796 長坂初太郎 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡東秋留村二ノ宮一四九三番地

水車所在地 西多摩郡東秋留村二ノ宮字稻荷耕地一四九三番地

地目・面積 宅地 二四歩

水車場 間口三間三尺×奥行二間三尺 木造駄板葺二階建

〔規模〕

水輪径一丈 中射

樋口竪一尺 横一尺五寸

平常水深二寸

〔業種〕

生糸撚糸業

〔引用〕

〔東秋留村〕田用水路

〔沿革〕 大正六年(一九一七)五月新設

798 中里文太郎 水車 (南多摩郡)

所有主住所 南多摩郡南村成瀬二二七番地

水車所在地 南多摩郡南村成瀬字一号二二六番地

地目・面積 田 二畝二四歩

〔規模〕

水輪径一丈五尺

樋口竪六間 横一尺七寸

平常水深三寸

堰高三尺

〔業種〕

精穀業

搗臼(二斗張)六台

〔引用〕

南村小川用水路(南村小川区ヨリ流出スルモノ)

797 中里彦太郎 水車 (南多摩郡)

所有主住所 南多摩郡南村成瀬二六三番地

水車所在地 南多摩郡南村成瀬字三三二号五一九四番地

〔沿革〕 明治三四年（一九〇一）二月新設

799長沢吉五郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡横山村館六二番地

水車所在地 南多摩郡横山村館字開戸七二番地

地目・面積 郡村宅地 一〇歩

〔規模〕 水輪径一丈三尺五寸

樋口堅二尺五寸 横一尺五寸

〔業種〕 精穀業 製粉業（營業用）

搗臼（三斗張未滿）九台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

〔沿革〕 明治二七年（一八九四）七月譲渡

譲受人 李代要太郎（南多摩郡横山村館六九九番

地）

譲主 李代郡蔵（祖父）

明治二七年（一八九四）九月頭書人買受

800長沢太市 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡横山村館

水車所在地 南多摩郡横山村館字開戸六二四番地口号

地目・面積 郡村宅地 三步

〔規模〕 水輪径八尺

〔業種〕 精穀業

搗臼一台

〔沿革〕 明治二七年（一八九四）三月頭書業種に変更

（前）搗臼二台

801中島佐助 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡成木村上成木上分子入平二〇六番地

水車所在地 西多摩郡成木村上成木上分子入平二七七番地口号

〔規模〕 水輪径八尺五寸

樋口堅三寸 横八寸五分

平常水深二寸

〔業種〕 精穀業

搗臼（三斗張未滿）二台

〔引用〕 〔成木川〕

〔沿革〕 明治三六年（一九〇三）九月頭書人買受

売主 小山彦太郎（西多摩郡成木村上成木上分子

入平二二三番地）

802中島舜司 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡立川村字中立川一七八八番地

水車所在地 北多摩郡立川村字中立川一七八八番地

地目・面積 宅地 三反九畝二二步

水車場 間口五間三尺×奥行五間

〔規模〕 水輪径一丈二尺

樋口横三尺 長二〇間

馬力〇・五二八

〔業種〕 精穀業 製粉業（營業用） 撚糸業

擣臼九台

挽臼（一尺五寸未満）二台

撚糸用八丁三台

〔引用〕 〔玉川上水立川分水路〕

〔沿革〕 明治二七年（一八九四）二月業種変更

擣臼一〇台

挽臼三台

〔前〕 擣臼一〇台

挽臼四台

明治三二年（一八九八）二月頭書水輪径、業種変更

〔前〕 水輪径一丈八尺

擣臼八台

撚糸用八丁三台

明治四二年（一九〇九）一月頭書人相統

被相続人 中島治郎兵衛（北多摩郡立川村字中立

川一七八八番地）

明治四二年（一九〇九）二月頭書業種に変更

803 中島貞次郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡町田村南大谷一六五〇番地

水車所在地 南多摩郡町田村本町田字七号八五五番地

地目・面積 郡村宅地 六畝四步

〔規模〕 水輪径一丈五尺

〔業種〕 精穀業 製粉業（營業用）

擣臼（三斗張以上）二台

擣臼（三斗張未満）七台

挽臼（一尺五寸以上）一台

〔沿革〕 明治三九年（一九〇六）四月頭書人譲受

讓主 大沢貞之助（南多摩郡町田村本町田八八九番地）

804 中島平太郎 水車 〔小石川区〕

所有主住所 麴町区内幸町一丁目三番地

水車所在地 小石川区関口水道町三九番地

水車場 建坪八五坪

〔規模〕 水輪径二丈三尺

掛樋堅三尺 横四尺 長八五間

〔業種〕 精穀業（營業用）

〔引用〕
〔沿革〕

擣臼(四斗張) 四八台

神田水上路一関町九〇番地先江戸川関口落水ヲ引用一

明治一六年(一八八三) 九月(新設) 許可

明治一八年(一八八五) 一二月讓渡

譲受人 柴田米吉(本郷区湯島新花町九八番地)

譲主 早川甚右衛門、村田治郎

明治一九年(一八八六) 三月讓渡

譲受人 安田重之助(日本橋区浜町二丁目一番地)

明治一九年(一八八六) 一二月讓渡

譲受人 柴田米吉(本郷区新花町九九番地)

明治二〇年(一八八七) 七月讓渡

譲受人 工藤利知(小石川区西江戸川町一八番地)

明治二〇年(一八八七) 一〇月頭書水輪径、業種変更

擣臼(四斗張) 六一台

(前) 水輪径二丈
擣臼(四斗張) 四六台

明治二二年(一八八八) 一二月業種変更

擣臼(四斗張) 七四台

擣臼(一斗張) 九台

明治二二年(一八八九) 三月讓渡

譲受人 飯田文男(小石川区西江戸川町一八番地)

明治二四年(一八九一) 五月寛修繕

明治二七年(一八九四) 三月業種変更

擣臼(四斗張) 五五台

明治二七年(一八九四) 四月讓渡

譲受人 村上定(下谷区中根岸町三二番地)

明治二七年(一八九四) 七月讓渡

譲受人 榎本権蔵(小石川区関口水道町四六番地)

明治三五年(一九〇二) 八月頭書業種に変更

明治三八年(一九〇五) 一二月相統

相統人 保坂与助(小石川区関口水道町四六番地)

明治四三年(一九一〇) 一二月頭書人買受

(参考)

水車設置願提出ニ付申立書

今般別紙ヲ以テ水車設置願提出候ニ付是マテノ経過並事情左ニ申述べ候間、何卒特別ノ御詮議相願度茲ニ歎願ニ及ヒ候。

一 本件出願ノ水車ハ亡父榎本権蔵ニ於テ多年計画ノ上設置致シタルモノニ有之候処、本年三月亡父ノ遺産トシテ拙者ニ譲り受ケ、該水車場ノ地所建物等ノ登記ヲモ名義交換ヲ終リタル次第ニ有之候。然ルニ先般本水車ハ無免許ノモノナルカ故ニ至急相当ノ手続ニ及フヘキ旨突然御嚴達ヲ蒙リ、実以テ意外ノコトニ付驚入り申候。依テ早速前後ノ事実取調候得共、何分本人死去後ニテ充分判明不仕候。然レトモ本件水車ニ関シテハ去ル明治三十五年八月二十九日付ヲ以テ四十年七月マテ向フ五ヶ年間水車用水路トシテ江戸川水面使用ノ義亡父ヨリ御庁ノ御許可相受候事ハ判明候へ共、水車設置方ニ付テハ何等ノ御指令見當不申候。

右八万一亡父ニ於テ水面使用ノ御許可相受ケ候上ハ、別ニ水車設置ノ許可ヲ受クルニ及ハサル義ト相心得其儘打過キタル次第ニモヤト愚察仕候。果シテ然ラバ誠ニ不都合ナル失態ニシテ万々恐縮ノ至リニ御座候モ、右様ノ事実ニテ故ラニ出願ヲ怠リタル義ニハ無之候間、事情御酌量ノ上特別ノ御詮議ニ預リ度歎願申上候。

尚ホ本件水車ノ義ニ付テハ前陳ノ事実数年前ノ設置ニ係リ(尤モ實際使用スルニ及ハズシテ今日ニ至リタルモノニ御座候)タルモノニシテ、近傍水路関係者ニ対シテハ全ク協議相遂ケ故障等ノ義ハ万々無之候得共、為念関係者連署ヲ以テ及出願候也。

右申上候也。

明治三十八年十一月十三日

小石川区関口水道町四十六番地

保坂与助[㊦]

805 中島茂三郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡八王子町本町八番地

水車所在地 南多摩郡八王子町元子安字森南一五七〇番地イ号

地目・面積 宅地 五畝二八歩

[規模] 水輪径九尺

樋口竪一尺 横二尺五寸

[業種] 紡績業

紡績器械一組

[引用] [北田堀田用水路]

[沿革] 明治三〇年(一八九七)二月頭書人讓受

讓主 内田直次郎(南多摩郡八王子町元子安一五七〇番地)

806 中島茂十郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡青梅町青梅三五二番地寄留

水車所在地 西多摩郡青梅町青梅字大柳(三五二番地先)

地目・面積 川敷(官有地) 二二歩

水車場 木造平屋建

[規模] 水輪径九尺

無堰

[業種] 精穀業 製粉業(營業用)

搗臼(三斗張未滿) 九台

挽臼(一尺三寸) 一台

多摩川

[引用] 明治二七年(一八九四)七月頭書人改名

(前) 中島福太郎

明治三三年(一八九九)五月川敷水面貸許可済

明治三六年(一九〇三)八月頭書業種に変更

(前) 搗臼(三斗張未滿) 四台

長島市太郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡八王子町元横山四七一番地

807 一番水車

水車所在地 南多摩郡八王子町元横山字浦田四七二番地

地目・面積 宅地 二畝

[規模] 水輪径一丈二尺

樋口 縦三尺 横八尺

平常水深一尺

[業種] 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼一八台

挽臼(一尺一寸)一台

[引用] [八王子町] 浦田堀用水路

[沿革] 明治二七年(一八九四) 四月頭書業種に変更

(前) 搗臼二〇台

808 二番水車

水車所在地 南多摩郡八王子町元横山字浦田五六九番地

[業種] 紡績業

紡績器械一組

[引用] [八王子町] 浦田堀用水路

[沿革] 明治三二年(一八九九) 三月譲渡

譲受人 西川定吉(南多摩郡八王子町元横山五六

九番地)

讓主 堀部喜三郎

明治三二年(一八九九) 四月頭書人譲受

809 永田又右衛門 水車 [南豊島郡]

所有主住所 浅草区山之宿町五三番地

水車所在地 南豊島郡内藤新宿二丁目一番地

[規模] 水輪径一丈八尺

[業種] 精米業(営業用)

搗臼(四斗張) 四五台

[引用] 玉川上水(四谷) 大木戸吐捨路

[沿革] 明治一四年(一八八一) 九月継年期

明治一九年(一八八六) 一月頭書人譲受

讓主 小山桂造(南豊島郡内藤新宿二丁目一〇番地)

明治二二年(一八八九) 一月頭書業種に変更

(前) 搗臼(四斗張) 三八台

明治二二年(一八八九) 二月頭書住所に転居

(前) 神田区仲町二丁目一六番地

810 中西 馨 水車 [豊多摩郡]

所有主住所 豊多摩郡渋谷村青山北町七丁目二二三番地

水車所在地 豊多摩郡渋谷村下渋谷字代官山九三四番地

〔規模〕 水輪径一丈三尺

検定馬力〇・七

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼（三斗張以上）一八台

搗臼（三斗張未満）二台

〔引用〕 玉川上水三田用水猿楽分水路

〔沿革〕 明治一七年（一八八四）九月継年期

明治三二年（一八八九）一二月売買

買主 照山トヨ（牛込区市ヶ谷加賀町三〇番地）

売主 伊藤国松（牛込区市ヶ谷左内坂町三八番地）

明治二七年（一八九四）四月売渡

買主 中西賢造（南豊島郡渋谷村青山北町七丁目

一三番地）

明治三七年（一九〇四）一〇月相続

相続人 中西ハマ（豊多摩郡渋谷村青山北町七丁目

目一二三番地）

明治三九年（一九〇六）四月業種変更

搗臼（三斗張以上）一五台

搗臼（三斗張未満）二台

〔前〕

明治三九年（一九〇六）一〇月頭書人譲受、頭書水

車所在地に移転、頭書水輪径に変更

〔前〕 水車所在地 豊多摩郡渋谷村下渋谷九五四番地

水輪径一丈二尺

811 中西仲太郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡西秋留村引田七五一番地

水車所在地 西多摩郡西秋留村引田字静ノ郷七三五番地

〔業種〕 精穀業 製粉業（営業用）

搗臼（三斗張以上）二台

搗臼（三斗張未満）一二台

挽臼（一尺五寸以上）一台

挽臼（一尺五寸未満）一台

〔沿革〕 明治三二年（一八九八）一二月頭書業種に変更

〔前〕 搗臼（三斗張未満）一四台

挽臼（一尺五寸以上）一台

812 中野伝左衛門 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡西多摩村川崎二二五番地

水車所在地 西多摩郡西多摩村川崎字下河原（二二五番地）

〔業種〕 精穀業

搗臼（一斗張）四台

〔沿革〕 明治三四年（一九〇一）一二月頭書業種に変更

（前）搗臼（一斗張）八台

813 中溝増太郎外三〇名共有 水車 〔南多摩郡〕

惣代人住所 南多摩郡鶴川村大蔵一五三五番地

水車所在地 南多摩郡鶴川村大蔵字関口一四八六番地

地目・面積 宅地 一〇歩

水車場 間口二間×奥行四間

〔規模〕 水輪径一丈八尺

陶管一尺口

平常水深三寸

無堰

〔業種〕 精穀業（自家用）

搗臼（三斗張以上）一台

搗臼（三斗張未満）九台

〔引用〕 鶴川村大蔵田用水路

一 毎年九月ヨリ翌年四月ニ至ル間自分外三十人ノ自

用ニ供ス

〔沿革〕 明治三〇年（一八九七）六月新設

明治三一年（一八九八）六月頭書規模等に変更

水輪径一丈二尺

（前）土管八寸口

搗臼（三斗張未満）六台

814 中村角次郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡七生村平山二八八八番地

水車所在地 南多摩郡七生村平山字六号九〇一番地イ号三号

地目・面積 郡村宅地 二〇歩

〔規模〕 水輪径一丈二尺 幅二尺四寸五分 滝落一尺五寸

樋口堅三尺五寸 横四尺

水深四寸

水路幅五尺二寸 長四二間

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼（三斗張未満）九台

〔引用〕 （七生村）私用水路

一 堰杭木ヲ立テ芝ヲ以テ覆フ高一尺、但夏期ニ至リ

用水多量ノトキハ取払フ

〔沿革〕 明治三五年（一九〇二）四月新設

明治三六年（一九〇三）二月頭書業種に変更

（前）搗臼（三斗張未満）八台

815 中村勘五郎 水車 〔荏原郡〕

所有主住所 荏原郡世田ヶ谷村代田一七一番地寄留

水車所在地 荏原郡世田ヶ谷村代田字溝ヶ谷一七五番地

〔規模〕 水輪径一丈八尺

堰高四尺四寸

〔業種〕 精穀業 製粉業（営業用）

搗臼（四斗張）一台

搗臼（一斗張）二五台

挽臼（一尺五寸以上）三台

挽臼（一尺五寸未満）一台

玉川上水上北沢分水路

〔沿革〕 明治一四年（一八八二）八月継年期

申請人 中村三之助（荏原郡世田ヶ谷村代田一七五番地）

五番地）

明治二七年（一八九四）二月頭書人讓受

讓主 大関藤吉（本郷区春木町一丁目一番地）

明治二九年（一八九六）七月業種変更

搗臼（四斗張）一台

搗臼（一斗張）一〇台

挽臼（一尺五寸以上）三台

挽臼（一尺五寸未満）一台

搗臼（四斗張）二台

搗臼（二斗張）四台

〔前〕 挽臼（一尺八寸）二台

挽臼（一尺七寸）二台

明治二九年（一八九六）一二月頭書業種に変更

816 中村勘次郎 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡大神村二七二番地

水車所在地 北多摩郡大神村字五十鈴二八六番地

〔規模〕 水輪径八尺 木製

馬力〇・二二

〔業種〕 紡績撚糸業

〔引用〕 〔多摩川九ヶ村用水路〕

明治三八年（一九〇五）七月頭書人讓受

讓主 中村半左衛門（北多摩郡大神村二六四番地）

817 中村吉朗 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡調布町上石原一三三番地

水車所在地 北多摩郡調布町上石原字宮ノ下一八三・一八二四番地

番地

〔規模〕 水輪径一丈五尺 水輪径一丈五尺（二ヶ所）

検定馬力〇・六二五八

〔業種〕 精穀業（営業用） 生糸揚返業

搗臼（三斗張以上）四台

搗臼（三斗張未満）八台

生糸揚粹一〇個

〔沿革〕

明治四〇年（一九〇七）一月頭書人讓受、業種変更

讓主 中村吉左衛門（北多摩郡調布町上石原二三番地）

三番地）

擣臼（三斗張以上）四台

擣臼（三斗張未滿）八台

挽臼（一尺五寸以上）一台

生糸揚粹六個

擣臼（三斗張以上）四台

（前）擣臼（三斗張未滿）八台

挽臼（一尺五寸以上）一台

明治四一年（一九〇八）七月頭書業種に変更

明治四四年（一九一一）六月馬力檢定

〔参考〕

馬力檢定書付箋

車輪二ヶ所ナリ。

使用方法ニ於テハ搗臼及揚粹トモ同時ニ使用スルコトアリ。時日ヲ

限り使用スル方法ナシ。

馬力ハ水力ニ依リ發生スルモノナルニ依リ、区分方法ナシ（用途ニ

依リ）。

揚粹ニ要スル馬力ハ僅少ナルモ、其力判明セズ。

（明治四十四年五月三十日）

818 中村佐助 水車 〔荏原郡〕

所有主住所 荏原郡大井村一三五番地

水車所在地 荏原郡大井村一三五番地

〔規模〕 水輪径一丈八尺

堰高六尺二寸

〔業種〕 精穀業（營業用）

擣臼（四斗張）三〇台

擣臼（二斗張）六台

〔引用〕 立会川悪水路

〔沿革〕 明治一四年（一八八一）五月継年期

明治二九年（一八九六）六月継年期

〔参考〕

（明治十八年十一月十三日）

荏原北豊島両郡各村水車堰度御達方向之件

府下各郡水車堰度無制限ノモノ実地測量堰度指定御達方曩キニ相同

御決裁ニ相成候ニ付、既ニ東多摩南豊島両郡各村水車堰度指定御達

相成候処、荏原北豊島両郡各村水車之義ハ此程土木課立会実測之処、

別紙図面之堰度ニテ差支無之ニ付右ニ相定ラレ、中村佐助外二十五

名江御達案并ニ下達方郡長へ照会案トモ、左ニ取調此段相同候也。

但シ両郡中堰度ノ有無不分明ノモノ実地調査候処、無堰ノモノ且

ツ奥原弁蔵外四名ノ水車本年七月中出水之際破損セシ趣ニ付、実

測不致分共別紙之通ニ有之候。尤右水車修繕落成之上ハ各自届出

候様申度候。此分ハ追而調査方相同可申候。右ニ而各郡水車調査相済候也。

御達案(各通)

荏原郡大井村

同 三尺五寸

同 池田紋次郎

曲尺六尺二寸

水車営業人 中村佐助

同 五尺七寸五分

同 郡下北沢村 伊東清吉

同 四尺六寸五分

同 郡久ヶ原村 秋元三右衛門

同 三尺八寸五分

同 郡世田ヶ谷村 松本欽太郎

同 三尺

同 郡上目黒村 小原源太郎

同 四尺五寸

同 郡赤堤村 広田助左衛門

同 五尺二寸五分

同 郡谷山村 平岡準造

同 四尺一寸

同 郡等々力村 豊田道之助

同 六尺一寸

同 郡上目黒村 増山惣左衛門

同 三尺七寸

同 郡衾村 岡田啓次郎

同 六尺五寸五分

同 郡上目黒村 小杉由太郎

同 五尺八寸五分

同 郡上沼部村 落合浅右衛門

同 五尺

同 郡代田村 加藤勘右衛門

同 五尺二寸五分

同 郡石川村 鈴木金左衛門

同 四尺四寸

同 郡若林村 中村三之助 十九年一月名前替

同 六尺

同 北豊島郡滝ノ川村 加藤なか

同 三尺

同 郡中綱次郎 田中安次郎

同 三尺五寸

同 郡下練馬村 新井七三郎

同 七尺一寸

荏原郡池尻村

同 六尺七寸五分

同 郡下板橋宿 当麻金三郎

同 七尺一寸

同 郡松原村 青木周蔵

同 五尺四寸五分

同 郡同宿 大野源兵衛

(付箋) (朱書)
 堰枿土台ヨリ水面六尺二寸トナルヲ
 定度ス。十九年四月十二日指令大野源兵衛

同 八尺四寸五分 同 郡巢鴨村 加藤吾一郎
 同 三尺四寸 同 郡小石川村 鈴木市郎右衛門
 同 八尺五寸 同 郡巢鴨村 吉場伝右衛門
 同 五尺二寸五分 同 郡上板橋宿 高橋正太郎
 其方居村々設置有之所有水車堰度之儀ハ、已来堰枿土台ヨリ曲尺何
 尺何寸何分 (前朱書ノ) ヲ限り超過不相成候条、其旨相心得請書
 寸尺ヲ記ス
 可差出、此旨相達候事。
 但シ降雨等之際ハ勿論渾而水量増加之節ハ堰板取払、水面ノ高昇
 ヲ来サ、ル様注意可致候事。

長官

郡長へ照会案

荏原 郡長宛 課長
 北豊島

其郡内各村水車営業人之内堰度無定限之者有二付、今般何某外何
 名之者 江別紙之通り堰度ヲ定限シ御達相成候二付、各営業人 江御下

付相成請書取纏メ御送付相成度、依命此段申入候也。

郡名	村名	堰	営業人名
荏原郡	上北沢村	無堰	榎本平蔵
同	上目黒村	同	竹内八郎
同	同	同	吉永郡造
同	同	同	千野利兵衛
同	同	同	木村浅右エ門
同	同	同	清水寛忠
同	居木橋村	同	松原良則
北豊島郡	志村	同	大野竹次郎
同	上練馬村	同	長谷川留七
同	下土支田村	同	加藤豊太郎
同	堀ノ内村	同	堀江仁右エ門
同	王子村	同	堀江伝三郎
荏原郡	大井村	同	安田富次郎
同	下野毛村	同	原 弁蔵
同	野良田村	同	粕谷勘蔵
同	等々力村	同	菅田八郎兵衛
同	上目黒村	同	清水国太郎
北豊島郡	成増村	同	田中政右エ門

本年七月中出水ノ為メ
 場所破損セシ故ニ測量セス分

荏原北豊島両郡内大井村中村佐助持外二十五名所有之水車場堰度之

義実地御立会之上取調候処、別紙図面ニ記載之通り取極メ、大雨等ノ節は速ニ取払候様予メ御達置相成候方可然と存候間、此段申進候也。

明治十八年十一月

勸業課御中

土木課㊟

地目・面積 宅地 六歩

水車場 間口二間三尺×奥行二間 木造平屋建

〔規模〕 水輪径八尺六寸 木製 中射

樋口堅六寸 横二尺五寸

平常水深三寸

〔業種〕 精穀業(営業用)

搗臼(三斗張未滿)五台

〔引用〕 (東秋留村雨間) 田用水路

〔沿革〕 明治四五年(一九一二)四月新設

大正六年(一九一七)一〇月継年期

中村定太郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡東秋留村雨間七六三番地

819 一番水車

水車所在地 西多摩郡東秋留村雨間字西郷前九二四番地イ号

地目・面積 郡村宅地 七歩

〔規模〕 水輪径八尺六寸

樋口堅六寸 横二尺五寸

平常水深三寸

〔業種〕 精穀業(営業用)

搗臼(三斗張未滿)四台

〔引用〕 (東秋留村雨間田用水路)

〔沿革〕 明治四一年(一九〇八)三月頭書水車所在地に移転

(前) 水車所在地 西多摩郡東秋留村雨間字西郷

前九三一番地

820 二番水車

水車所在地 西多摩郡東秋留村雨間字西郷前八八九番地三号

821 中村仙太郎外一名共有 水車 [荏原郡]

惣代人住所 荏原郡目黒村中目黒七七一番地

水車所在地 荏原郡目黒村中目黒八八番地

〔規模〕 水輪径一丈八尺

〔業種〕 精穀業(営業用)

搗臼(三斗張未滿)六台

〔引用〕 玉川上水三田用水銭嚙窪分水路及田道乙号分水路

〔沿革〕 明治三四年(一九〇一)九月(新設)許可

明治三九年(一九〇六)一二月頭書水車所在地に移転、頭書規模等に変更

水車所在地 荏原郡目黒村下目黒九六番地

(前) 水輪径一丈五尺
擣臼(三斗張未滿)八台
三田用水錢嚙窪分水路

822 中村友吉 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡調布村千ヶ瀬五三四番地

水車所在地 西多摩郡調布村千ヶ瀬字南平三三七番地先

地 目 川敷(官有地)

(規模) 水輪径八尺 下射

(業種) 精穀業 製粉業(営業用)

擣臼(三斗張未滿)八台

挽臼(一尺五寸未滿)一台

(引用) 多摩川

(沿革) 明治八年(一八七五)九月新設

明治三五年(一九〇二)三月讓渡

讓受人 中村大次郎(西多摩郡調布村千ヶ瀬三五

九番地)

讓主 中村惣次郎(父)

明治四二年(一九〇九)四月讓渡

讓受人 中村金作(西多摩郡調布村千ヶ瀬三五九

番地)

明治四二年(一九〇九)五月頭書人買受

823 中村尚昌外七名共有 水車 (西多摩郡)

惣代人住所 西多摩郡西秋留村牛沼八三番地

水車所在地 西多摩郡西秋留村下代繼五六五番地

地 目 原野

水車場 間口三間×奥行二間三尺

(規模) 水輪径九尺三寸 周径二丈九尺

樋口竪一尺七寸 横二尺五寸

平常水深三寸

無堰 流込

(業種) 精穀業

擣臼(一斗二升張)二台

(引用) 西秋留村下代繼用水路

(沿革) 明治三四年(一九〇二)一〇月新設

824 中村八左衛門 水車 (南豊島郡)

所有主住所 南豊島郡上落合村一八八番地

水車所在地 南豊島郡上落合村七七六番地

(規模) 水輪径一丈八尺

(業種) 精穀業(営業用)

擣臼(四斗張)一八台

擣臼(二斗張)一五台

(引用) 神田上水妙正寺池分水路

〔沿革〕 明治一六年（一八八三）五月継年期

明治二〇年（一八八七）一月頭書業種に変更

〔前〕 擣臼（四斗張）一五台
擣臼（二斗張）一五台

825 中村平三郎 水車 〔豊多摩郡〕

所有主住所 豊多摩郡代々幡村幡ヶ谷一〇三番地

水車所在地 豊多摩郡代々幡村幡ヶ谷字南笹塚一一一九番地

〔規模〕 水輪径一丈五尺

〔業種〕 精穀業（営業用）

擣臼（四斗張）三台

〔引用〕 玉川上水幡ヶ谷分水路―甲州街道沿二通スル田用水

路―

〔沿革〕 明治二七年（一八九四）一二月新設

〔参考〕

水車新設営業願

南豊島郡代々幡村大字幡ヶ谷千百三番地

中村平三郎

代々幡村大字幡ヶ谷千百十九番地

字南笹塚

一 水車 一ヶ所

輪径一丈五尺

臼三個 但シ四斗張

右幡ヶ谷農民中村平三郎申上候。右水車之儀村内協議之上食料之米
麦舂搗之為メ、当村字南笹塚千百十九番地甲州街道端へ当村田用水
ヲ相用ヒ今般新設営業致度、就テハ村内ハ勿論隣地隣村ノ故障等一
切御座ナク候ニ付御許可被成下度、別紙絵図面相添へ連署ヲ以テ此
段奉願候也。

但御許可之上八工事九十日間ニ落成可仕候也。

明治二十七年十一月二十八日 右願人

中村平三郎 印

（外七名略）

東京府知事 三浦安殿

826 中村平三郎外一名共有 水車 〔南豊島郡〕

惣代人住所 南豊島郡代々幡町幡ヶ谷一〇三番地

水車所在地 南豊島郡代々幡町幡ヶ谷字北笹塚一三八〇番地

〔規模〕 水輪径一丈三尺

〔業種〕 精穀業

擣臼（二斗張）一台

擣臼（一斗張）三台

〔引用〕 玉川上水幡ヶ谷分水路（玉川上水樋口代田村_江掛ル
用水路）

―養苗之季節外ノミ使用―

〔沿革〕 明治一八年（一八八五）四月継年期

明治二二年（一八八八）三月業種変更

搗臼（二斗張）二台

搗臼（一斗張）三台

（前）搗臼（一斗張）四台

明治二九年（一八九六）八月頭書業種に変更

大正五年（一九一六）五月廃業

827 中村平次郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡西秋留村油平二五四番地イ号

水車所在地 西多摩郡西秋留村下代継字東千代里四〇八番地口号

〔業種〕 精穀業 製粉業（営業用）

搗臼（三斗張以上）四台

搗臼（三斗張未満）一二台

挽臼（一尺七寸）二台

挽臼（一尺二寸）一台

〔沿革〕 明治二八年（一八九五）八月譲渡

譲受人 中村郡太郎（西多摩郡西秋留村油平二五四番地イ号）

讓主 中村平次郎（西多摩郡西秋留村油平二五四番地）

明治二九年（一八九六）五月頭書水車所在地に移転

（前） 水車所在地 西多摩郡西秋留村油平下代継字東千代里四一二番地

明治二九年（一八九六）一二月業種変更

搗臼（四斗張）四台

搗臼（三斗張）三台

搗臼（二斗張）七台

搗臼（一斗五升張）二台

挽臼（一尺七寸）一台

挽臼（一尺二寸）一台

（前）搗臼（二斗張）四台

明治三二年（一八九九）三月頭書業種に変更

明治三五年（一九〇二）三月頭書人譲受

828 中村正信 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡西秋留村牛沼九九番地イ号

水車所在地 西多摩郡西秋留村牛沼字加留田三七四番地

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼（一斗五升張）六台

〔沿革〕 明治三〇年（一八九七）一二月譲渡

譲受人 坂本金右衛門（西多摩郡西秋留村牛沼一三番地）

讓主 坂本吉太郎（父）

明治三〇年(一八九七) 一二月頭書人讓受

明治三二年(一八九八) 一二月頭書業種に変更

(前) 擣臼(一斗五升張) 四台

829 中村元次郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡八王子町元字安一九〇九番地

水車所在地 南多摩郡八王子町元字安字河原渕一九〇九番地八号

地目 市街宅地

[規模] 水輪径一丈 幅一尺八寸

樋口 縦五寸 横一尺五寸 長三間 勾配一間二付一寸

[業種] 紡績業

八丁二台

糸操台二〇台

下夕卷一挺

[引用] 河原渕用水路

一 毎年五月六日ヨリ九月二〇日迄田地耕作中田用水

使用セサル事

[沿革] 明治四〇年(一九〇七) 四月新設

830 中村紋四郎 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡田無町一三三〇番地

水車所在地 北多摩郡田無町字南芝久保一三二九番地

地目 宅地

水車場 木造草葺建

[規模] 水輪径一丈一尺

[業種] 精穀業(営業用)

擣臼(一斗張) 二台

[引用] 田無町用水路(北多摩郡田無町字南芝久保ヲ通スル用水)

[沿革] 明治四四年(一九一一) 一二月新設

831 中山慶太郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡稻城村坂浜五六五番地

水車所在地 南多摩郡稻城村坂浜字三八号二九四〇番地

地目・面積 宅地 三畝一〇歩

[規模] 水輪径一丈五尺

樋口 縦七寸 横四尺

平常水深二寸

[業種] 精穀業 製粉業(営業用)

擣臼一四台

挽臼三台

[引用] 三沢川

[沿革] 明治三〇年(一八九七) 四月頭書業種に変更

(前) 擣臼一四台
挽臼二台

832 名倉甚右衛門 水車 [南豊島郡]

所有主住所 南豊島郡葛ヶ谷村四七五番地

水車所在地 南豊島郡葛ヶ谷村八〇二番地

(規模) 水輪径一丈一尺

(業種) 精穀業(営業用)

擣臼(三斗張以上) 一九台

擣臼(三斗張未滿) 一〇台

(引用) 神田上水妙正寺池分水路

(沿革) 明治一六年(一八八三)五月継年期

明治二〇年(一八八七)一月頭書業種に変更

(前) 擣臼(三斗張以上) 一八台
擣臼(三斗張未滿) 二台

(沿革) 明治三一年(一八九八)九月廢業

834 並木健太郎 水車 [北豊島郡]

所有主住所 北豊島郡岩淵町神谷一一八八番地

水車所在地 北豊島郡岩淵町神谷字宮堀一一八八番地

(規模) 水輪径二丈三尺

(業種) 精穀業(営業用)

擣臼(四斗張) 一二台

(引用) [岩淵町]宮堀田用水路

(沿革) 明治一四年(一八八一)一月(新設)許可

明治二〇年(一八八七)五月売買

買主 白倉喜太郎(北豊島郡豊島村二五三六番地)

売主 島村半助(北豊島郡神谷村一一九六番地)

柏倉忠五郎(北豊島郡神谷村一一七二番地)

明治二七年(一八九四)四月焼失

明治二七年(一八九四)一〇月頭書に再設

(前) 水輪径二丈

明治二七年(一八九四)一月頭書人譲受

明治二九年(一八九六)一月継年期

833 名古屋孫七 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡明治村水品三五一番地

水車所在地 北多摩郡狛江村和泉字上野八九九番地

(業種) 精穀業

擣臼四台

835 並木幸助 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡浅川村上柗田二七一番地
水車所在地 南多摩郡浅川村上柗田二七一番地
地目 宅地

〔規模〕 水輪径九尺 幅一尺八寸 木製

樋口横二尺 長四間

平常水深三寸

〔業種〕 精穀業(自家用)

搗臼(二斗張) 一台

搗臼(一斗五升張) 一台

〔引用〕 浅川上柗田分水路(浅川村上柗田字原ヨリ原宿・新

地ニ至ル共有水路)

〔沿革〕 大正二年(一九一三) 一月新設

836 並木代右衛門外一名共有 水車 [南豊島郡]

惣代人住所 南豊島郡代々幡村幡ヶ谷三七番地

水車所在地 南豊島郡代々幡村幡ヶ谷字本村北四五番地

〔規模〕 水輪径一丈五尺

〔業種〕 精穀業

搗臼(一斗張) 六台

〔引用〕 玉川上水幡ヶ谷分水路(玉川上水樋口代田村ヨリ流

ル用水路)

― 養苗之気節外ノミ支用 ―

〔沿革〕 明治一八年(一八八五) 四月(新設) 許可

明治二二年(一八八九) 二月頭書業種に変更

(前) 搗臼(一斗張) 五台

明治二七年(一八九四) 八月継年期

(参考)

共有水車営業継年季明二付稼続願

南豊島郡幡ヶ谷村三十七番地

並木代右衛門外二名

幡ヶ谷村字本村北

一 水車

輪径 一丈五尺

臼 六箇 但一斗張

右幡ヶ谷村農民総代並木代右衛門外二名奉申上候。右水車之儀は村
内協議之上食料之米麦舂搗ノ為メ、当村字本村北二建設有之、養苗
之気節外而已支用致度、明治十八年中奉願候処、右営業御許可ニ相
成是迄稼続罷在候処、本年三月年季明相成候ニ付猶又引続営業仕度、
且隣村ニ於テモ聊故障等無御座候ニ付以連署奉願候間、何卒御許可
被成下候様奉願候也。

右村願人総代

明治二十二年四月二十五日

並木代右衛門④

(外四名略)

東京府知事男爵 高崎五六殿

837 並木長三郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡調布村上長淵九一七番地

水車所在地 西多摩郡調布村上長淵字大荷田九〇二番地

地目・面積 田 一畝七步

水車場 間口二間×奥行一間二尺

[規模] 水輪径七尺 幅一尺 木製 上射

算横一尺 長六間

無堰

[業種] 精穀業

搗臼(三斗張未満)二台

[引用] 大荷田川

[沿革] 明治三八年(一九〇五)五月新設

(参考)

水車設計仕様書

東京府西多摩郡調布村上長淵字大荷田九百二番地内

一 水車場 一ヶ所 但シ民有地ニ設置

内水輪ノ径七尺

杵 二個

算 長六間

幅一尺

右水車場家屋ハ自分所有地同村上長淵字大荷田九百二番地へ建設シ、大荷田川流水ニテ同所九百一番田ニ灌漑用水ヲ引用仕リ、引入口ハ堰ヲ設ケサルモ川敷ノ方少シク高キカ故ニ自然流レ入ル地形ニ有之。

仍テ算ヲ同番地ニ設ケ回転セシムル仕掛ニ御座候。又引用水落口ハ

同所九百二番地先ナル同川ニ流レ入ル、モノニ有之。且ツ同川ノ通

常水量ハ二合以上ニテ、川幅三間乃至五間ニ有之候。尚九百一番地

ハ自分所有地ニ御座候ニ付聊カ他ニ故障等無御座候。

右相違無之候也。

東京府西多摩郡調布村上長淵九百十七番地

明治三十八年五月五日

東京府知事男爵 千家尊福殿

願人 並木長三郎

838 檜島重作 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡成木村上成木上分四九六番地

水車所在地 西多摩郡成木村上成木上分字梅ヶ平四九六番地

[規模] 水輪径六尺 中射

樋口堅五寸 横一尺五寸

[業種] 精穀業

搗臼(三斗張未満)一台

[引用] (成木川)

[沿革] 明治二年(一八七九)三月(新設)許可

明治二年(一八八九)一〇月頭書人讓受

讓主 檜島重郎右エ門

839 檜島治郎左衛門 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡成木村上成木上分一七番地

水車所在地 西多摩郡成木村上成木上分字滝成(一七番地)先

地目 川敷(官有地)

(規模) 水輪径六尺 中射

樋口 縦五寸 横一尺五寸

平常水深三寸

(業種) 精穀業(官業用)

搗臼(三斗張未滿)二台

(引用) 成木川

(沿革) 明治十一年(一八七八)九月新設

明治三十五年(一九〇二)二月頭書業種に変更

(前)搗臼(三斗張未滿)一台

地目・面積 郡村宅地 二〇歩

(規模) 水輪径九尺

樋口 縦五寸 横四寸

平常水深一寸

(業種) 精穀業

搗臼二台

(引用) 小野路川

(沿革) 明治二十八年(一八九五)四月新設

841 新美荒三郎 水車 (西多摩郡)

所有主住所 浅草区阿部川町一一九番地

水車所在地 西多摩郡小宮村乙津字坂東二三〇九番地先

地目 川敷(官有地)

(規模) 水輪径二丈 幅三尺 木製 上射アミダ

検定馬力一・二二五

(業種) 製材業

挽割用機械

(引用) 養沢川

(沿革) 明治四十二年(一九〇九)三月新設

(参考)

命令書

使用者

に

840 新倉良嗣 水車 (南多摩郡)

所有主住所 南多摩郡鶴川村小野路

水車所在地 南多摩郡鶴川村小野路字大向四三四八番地口号

東京市浅草区阿部川町百十九番地

新美新三郎

官有川敷ノ使用ヲ許可スルニ付キ左之通り命令ス。

第一条 使用ヲ許可スル位置ハ西多摩郡小宮村乙津字坂東二千三百

九番地先養沢川々敷二坪六合七勺ニシテ、願書添付ノ図面記載ス

ル区域内トス。

第二条 使用ノ目的ハ水車用堰ヲ設置スルモノトス。

第三条 使用期限ハ許可ノ日ヨリ向満五ヶ年トス。

第四条 使用方法ハ堰口ハ材木流通ニ差支ナキ様設備ヲ為シ、其他

ハ現形ノ儘トス。

第五条 使用料ハ一ヶ年金二十七銭ヲ納入シ、告知書ニ依リ毎年之

レヲ前納スヘシ。

第六条 使用権ハ当庁ノ許可ヲ受クルニアラザレハ他ノ権利ノ目的

ト為スコトヲ得ス。

第七条 当庁ニ於テ必要ト認ムルトキハ本許可ヲ解キ、若シクハ本

命令書ノ条項ヲ増減変更シ、又ハ使用ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ。

第八条 本川敷使用ノ為メ他ニ障害ヲ生シ又ハ生セントスル虞アル

トキハ、使用者ヲシテ其費用ヲ以テ之ヲ除却セシメ、又ハ予防ヲ

為サシムルコトアルベシ。

第九条 使用者ノ都合ニ依リ本件使用ヲ止メタルトキハ其旨直ニ届

出ベシ。

前項若シクハ使用期間ノ満了ニ由リ又ハ第七条ノ処分ニ由リテ使

用権ヲ失ヒタルトキハ、該川敷ニ現存スル使用者ノ物件ハ使用者

ノ費用ヲ以テ当庁ノ指定シタル期間内ニ之ヲ除却シ、原状ニ復ス
ベシ。

第十条 本命令書ノ条項ニ従ハザルニ因リテ生シタル損害ハ使用者

之ヲ賠償スヘシ。

第十一条 第八条及第九条第二項ノ義務ヲ履行セザルトキハ当庁ニ

於テ之ヲ執行シ、其費用ハ使用者ヨリ之ヲ徴収ス。

右ノ条項堅ク遵守スヘシ。

明治四十二年四月二日

東京府知事 阿部浩圃

842 西川千代吉 水車 (南多摩郡)

所有主住所 南多摩郡小宮村西中野七八七番地

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字柳橋通七一九番地

地目・面積 宅地 一畝一一步

水車場 間口四間×奥行二間三尺 木造平屋建

〔規模〕 水輪径一丈

樋口横一尺五寸 長三間

平常水深二寸

木堰高二尺五寸

検定馬力〇・二七四九

〔業種〕 紡績業

八丁一台

糸操台一台

〔引用〕

小宮村柳橋湧出水路（小宮村根付屋敷子安神社境内之池中ヨリ湧出シ流末之同所地内柳橋川へ至ル）

〔沿革〕

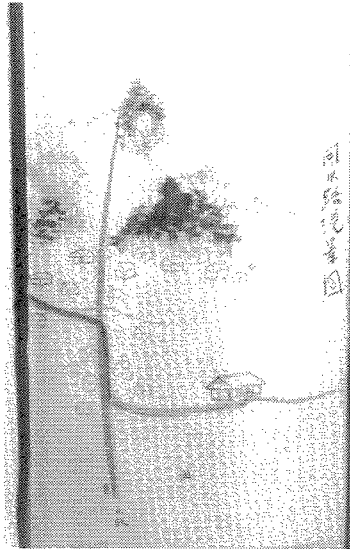
明治三六年（一九〇三）五月新設

明治四二年（一九〇九）六月頭書人買受

売主 小池剛太郎（南多摩郡小宮村西中野五九二番地）

（参考）

〔水車現況図〕



水車場 建坪二坪

〔規模〕

水輪径八尺
堰（岩石）高三尺

〔業種〕

精穀業
搗臼（七升張）二台

〔引用〕

二本竹川―成木川支流ノ小水流―

〔沿革〕

明治三四年（一九〇一）一〇月新設

844 西村次郎吉 水車 （西多摩郡）

所有主住所 西多摩郡成木村上成木下分二九九番地

水車所在地 西多摩郡成木村上成木下分字大蔵野（二九九番地）先

地 目 川敷（官有地）

水車場 建坪一坪五合

〔規模〕

水輪径六尺五寸
樋口横一尺八寸 長二尺
水深五寸

無堰

〔業種〕

精穀業

搗臼（八升張）二台

〔引用〕

成木川

一流水引入口ハ堰ヲ設ケス手ニテ僅カニ砂利ヲ撥寄引用シ、増水ノ節ハ車輪其他悉皆丘ニ引上ケ減水ヲ

843 西村喜三郎 水車 （西多摩郡）

所有主住所 西多摩郡成木村上成木下分一八二二番地

水車所在地 西多摩郡成木村上成木下分字二本竹一八三二番地口号

地目・面積 宅地 四歩

待子復造ス

〔沿革〕 明治三六年（一九〇三）七月新設

845 西村福次郎外六名共有 水車 〔荏原郡〕

惣代人住所 荏原郡大井村三一九一番地

水車所在地 荏原郡大井村字鹿島谷三〇七二番地

〔規模〕 水輪径二丈

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼（四斗張）二一台

搗臼（二斗張）二台

〔引用〕 大井村鹿島谷用水路

〔沿革〕 明治一七年（一八八四）八月継年期

明治二一年（一八八八）三月頭書水輪径、頭書業種

に変更

申請人 桜井平四郎（荏原郡大井村三三三九番

地）外一〇名

〔前〕 水輪径一丈二尺

搗臼（四斗張）二一台

明治三三年（一八九九）一月頭書惣代人、共有

数に変更

〔前〕 惣代人桜井翁太郎（荏原郡大井村三三三九番地）

共有人数一名

846 西村茂三郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡八王子町元子安六〇六番地

水車所在地 南多摩郡八王子町元子安字北田一八八六番地

〔規模〕 水輪径一丈 滝落一尺五寸

樋口竪二尺八寸 横二尺八寸

水深五寸

水路深五寸 幅四尺

無堰

検定馬力〇・二二一

〔業種〕 紡績業

紡績器械四台

〔引用〕 北田堀田用水路

〔沿革〕 明治維新創業

明治三〇年（一八九七）八王子大火災焼失

明治三四年（一九〇二）七月再設

〔参考〕

復命書

一出張ノ用務 水車新設箇所調査

一場所 南多摩郡八王子町元子安

一出発 三十四年七月九日

一帰庁 三十四年七月十日 二日間

一出張概況

南多摩郡八王子町元子安西村茂三郎出願ニ係ル水車新設ヶ所ハ、

本人所有地千八百八十六番地ト千八百八十七番地トノ二ヶ所ニ設置スルモノニシテ、字北田耕地ノ用水路ヲ利用シ、一ハ其堀敷ニ直チニ水輪ヲ懸ケ、一ハ並行シテ些ニ回シ堀ヲ開鑿シテ設置スルモノナレトモ、堰ヲ設ケス該堀敷ニ高低アルヲ利用シテ動力ヲ起スモノナルニヨリ、水上水下ニモ被害無之ト被認、殊ニ同所ハ三十年來設置シアリテ營業致来タルヲ、去ル三十年同町大火之際焼失ナシタルヲ以、今回之レガ再設ヲ出願ナシタルモノニシテ、如斯旧慣モ有之候儀ニ付旁以支障無之ト認候。右之通り候也。

(明治)三十四年七月十五日

属 富田佐右衛門㊦

847 西志村道太郎 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡明治村深沢五九一番地

水車所在地 西多摩郡明治村深沢字上分五九一番地

[規模] 水輪径九尺 上射

[業種] 精穀業

搗臼(三斗張未滿)一台

[引用] 深沢川

[沿革] 明治三三年(一九〇〇)一月頭書人相続

被相続人 西志村友次郎(父)

848 西山庄太郎 水車 (南多摩郡)

所有主住所 南多摩郡八王子町元子安五九五番地

水車所在地 南多摩郡八王子町元子安六八五番地イ・ロ号

地目・面積 宅地 四畝九歩

水車場 間口三間三尺×奥行三間

[規模] 水輪径一丈二尺 滝落一尺五寸

樋口縦一尺四寸 横二尺五寸

水深五寸

水路深四寸 幅二尺五寸

馬力〇・二三三

[業種] 紡績業

紡績用運転器械

[引用] 八王子町元子安湧出水路(元子安六二二番地ノ湧水)

[沿革] 明治三一年(一八九八)四月頭書水車所在地に移転

(前)水車所在地 同番地(中央鉄道敷設ニ付)

明治三九年(一九〇六)一月頭書人譲受

讓主 和田清七(南多摩郡八王子町元子安六八五番地)

番地)

西山八郎 水車 (北多摩郡)

所有主住所 北多摩郡砧村喜多見二三六二番地

849 一番水車

水車所在地 北多摩郡千歳村下祖師ヶ谷字打越耕地一四九三番地

イ号

地目・面積 郡村宅地 一反一畝一四步

〔規模〕 樋口竪一丈二尺 横九尺

平常水深八寸

〔業種〕 製粉業(営業用)

搗臼(一尺五寸以上) 四台

〔引用〕 (大川)

〔沿革〕 明治二十七年(一八九四) 七月頭書人買受

売主 安藤信吉(北多摩郡砧村大蔵八九五番地)

明治四二年(一九〇九) 一月頭書業種に変更

(前) 搗臼(三斗張以上) 五台
挽臼(一尺五寸以上) 四台

〔沿革〕 明治二十七年(一八九四) 一月頭書人相続

被相続人 西山八郎兵衛(北多摩郡砧村喜多見二

三六二番地)

明治四二年(一九〇九) 一月頭書業種に変更

搗臼(三斗張以上) 二台

(前) 搗臼(三斗張未滿) 六台

挽臼(一尺五寸以上) 二台

851 三番水車

水車所在地 北多摩郡砧村喜多見字石井土八七番地

〔業種〕 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(三斗張以上) 三台

搗臼(三斗張未滿) 四台

挽臼(一尺五寸以上) 二台

〔沿革〕 明治四二年(一九〇九) 一月頭書業種に変更

搗臼(三斗張以上) 二台

搗臼(三斗張未滿) 二二台

(前) 挽臼(一尺五寸以上) 二台

挽臼(一尺五寸未滿) 一台

850 二番水車

水車所在地 北多摩郡千歳村上祖師ヶ谷字大道南二二三八番地

地目・面積 郡村宅地 一反五畝七步

〔規模〕 樋口竪一丈八尺五分 横四尺

平常水深八寸

〔業種〕 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(三斗張以上) 一〇台

挽臼(一尺五寸以上) 二台

〔引用〕 (大川)

852 西山八郎外一名共有 水車 (北多摩郡)

惣代人住所 北多摩郡砧村喜多見二二六二番地

水車所在地

北多摩郡砧村喜多見字滝下二三七六番地イ号・二三七七番地イ号・二三七六番地ロ号・二三七七番地ロ号・二三七八番地

地目・面積

郡村宅地 合一反四畝二八歩

〔規模〕

水輪径二丈

樋口竪一尺二寸 横五尺五寸

平常水深八寸

〔業種〕

精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(三斗張以上) 五台

搗臼(三斗張未滿) 一二台

挽臼(一尺五寸以上) 三台

〔引用〕

〔砧村〕滝下水路(当村滝下堀ヲ引用)

〔沿革〕

明治一八年(一八八五) 三月業種變更

搗臼(三斗張以上) 三台

搗臼(三斗張未滿) 四台

挽臼(一尺五寸以上) 五台

搗臼(三斗張以上) 三台

(前) 搗臼(三斗張未滿) 三台

挽臼(一尺五寸以上) 三台

明治四二年(一九〇九) 一月頭書水輪径、頭書業種

に變更

(前) 水輪径一丈八尺

853 西山万吉 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡小宮村西中野二〇三三番地

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字仲田一八五八番地

地 目 田

水車場 間口一間三尺×奥行二間 木造板葺平屋建

〔規模〕

水輪径九尺 幅一尺五寸 木製

樋口竪四寸 横三尺 長二間

〔業種〕

精米業(自家用)

搗臼(三斗張未滿) 二台

〔引用〕

小宮村仲田田用水路(南多摩郡小宮村西中野差水二

シテ)

〔沿革〕

明治四一年(一九〇八) 九月新設

854 二ノ宮幸次郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡桑田村豊田二七九番地

水車所在地 南多摩郡桑田村豊田字下田二〇八五番地

地目・面積 田 一畝一步

水車場 間口三間×奥行二間三尺 木造茅葺建

〔規模〕

水輪径一丈二尺

樋口竪三尺 横三尺

平常水深五寸

杭柵堰高二尺 幅八尺

〔業種〕 精穀業

搗臼（二斗張）八台

〔引用〕 豊田用水路

〔沿革〕 明治三二年（一八九九）三月新設

855 日本醤油株式会社 水車 〔荏原郡〕

代表徳久恒範住所 荏原郡品川町北品川宿七〇二番地

水車所在地 荏原郡品川町北品川宿六三一番地

地 目 田

水車場 間口五間×奥行二間三尺

〔規模〕 水輪径一丈二尺 木製 上射

木堰高二尺五寸

〔業種〕 精穀業（醤油醸造業力）

搗臼（四斗張）一二台

搗臼（二斗張）三台

〔引用〕 玉川上水三田用水品川分水路

〔沿革〕 明治三二年（一八九九）八月新設

申請人 清水傘吉（荏原郡品川町北品川六七九番

地）

明治四〇年（一九〇七）九月頭書人買受、頭書規模

等に変更

売主 辻泰城（本郷区向ヶ岡弥生町三番地）

搗臼（四斗張）九台

〔前〕 搗臼（二斗張）三台

堰高一尺三寸



856 鎌信兵次郎外一八名共有 水車 〔南多摩郡〕

惣代人住所 南多摩郡由井村宇津貫一八番地

水車所在地 南多摩郡由井村宇津貫字下平一三〇番地二号

水車場 間口一間三尺×奥行二間 木造草葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈二尺 幅一尺三寸 木製

樋口横二尺 長三間

水深二寸

〔業種〕 精穀業

搗臼（二斗張）三台

〔引用〕 兵江川―南多摩郡由井村宇津貫内ヲ流ル、

〔沿革〕 明治四五年（一九一二）五月新設

大正七年（一九一八）七月継年期

857 沼米太郎 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡五日市町五日市四〇番地
 水車所在地 西多摩郡五日市町小中野字川端一番地
 地目・面積 川敷(官有地) 二畝九步
 (業種) 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(三斗張未滿) 一六台
 挽臼(一尺五寸以上) 一台

(引用) (秋川)

(沿革) 明治三六年(一九〇三) 四月(新設) 許可

明治四〇年(一九〇七) 八月破損

明治四二年(一九〇八) 一〇月頭書人讓受、再設

讓主 牛木文七(西多摩郡五日市町小中野一番地)

(参考)

理由

東京府西多摩郡五日市町大字小中野字川端一番二番
 四百五番四百六番四百七番四百八番地先

官有川敷二畝九步

占用ノ目的 水車堰設置

右明治三十六年四月ヨリ明治四十一年三月迄水車運轉ノ為、西多摩郡五日市町小中野一番地牛木文七ハ川敷占用御許可相成居候処、明治四十年八月二十四日洪水ノ為水車堰并ニ引水路全部流失、為メニ営業ヲ休止シ明治四十年十月八日右水車破損ノ儘私ニ於テ引受ケ、今日迄右修繕ノ為メ休業罷在候次第二シテ、随テ川敷占用讓受并ニ

ね

858 根岸太一 水車 (西多摩郡)

水車讓受出願期日遅延致シ恐縮ノ至リニ御座候。右延滞ノ理由前陳ノ通りニ有之候、此段開申致候也。
 明治四十一年七月十七日

東京府西多摩郡五日市町五日市四十番地

沼米太郎 ㊦

所有主住所 西多摩郡松原村三〇三七番地

水車所在地 西多摩郡松原村字三都郷七五八三番地二号

地目・面積 郡村宅地 六步

(規模) 水輪径八尺五寸

(業種) 精穀業(営業用)

搗臼(三斗張未滿) 二台

(沿革) 明治一八年(一八八五) 二月(新設) 許可

明治二七年(一八九四) 九月頭書人讓受

讓主 根岸高次郎(西多摩郡松原村)

明治三八年(一九〇五) 一月廃業

859 根岸ハツ 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡堺村相原三二一三番地

水車所在地 南多摩郡堺村相原字根津三二一三番地

地目・面積 郡村宅地 五畝六步

[規模] 水輪径一丈四尺四寸

樋口 縦二尺 横二尺五寸

平常水深二寸

有堰

[業種] 精穀業

搗臼(二斗張) 四台

搗臼(一斗五升張) 四台

[引用] 堺村用水路

[沿革] 明治二八年(一八九五)三月焼失

申請人 根岸良道(南多摩郡堺村相原三二一三番地)

明治三三年(一九〇〇)四月再設

申請 頭書人根岸ハツ

(前) 搗臼(三斗張未滿) 六台

引臼(一尺五寸未滿) 一台



860 野口浅次郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡大久野村二五〇番地

水車所在地 西多摩郡大久野村字落台三番地イ号

地目・面積 郡村宅地 四畝五步

[規模] 水輪径一丈七尺 幅二尺四寸 中射

検定馬力一・三

[業種] 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(二斗三升張) 四台

搗臼(二斗張) 五台

搗臼(一斗五升張) 五台

挽臼(一尺一寸) 一台

[沿革] 天明六年(一七八六)三月新設

明治三八年(一九〇五)十一月頭書業種に変更

搗臼(二斗三升張) 四台

搗臼(二斗張) 五台

(前) 搗臼(一斗五升張) 一台

挽臼(一尺一寸) 一台

861野口鹿之助 水車〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡松原村一九三番地

水車所在地 西多摩郡松原村字大郷一九三番地

〔規模〕 水輪径八尺 上射

〔業種〕 精穀業

搗臼(三斗張未満)二台

〔沿革〕 明治二年(一八八九)九月(新設)許可

明治三六年(一九〇三)一月廃業

862野口重納 水車〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡熊川村六五九番地

水車所在地 西多摩郡熊川村字北六五八番口号

地目・面積 宅地 四畝八步

〔規模〕 水輪径一丈三尺

樋口堅三尺 横四尺

平常水深三寸

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼(三斗張未満)一二台

挽臼(一尺三寸)一台

〔沿革〕 明治二八年(一八九五)二月頭書規模、業種変更

搗臼(三斗張未満)八台

水輪径九尺

(前)樋口堅二尺 横二尺

紡績器械

明治二九年(一八九六)一〇月頭書業種に変更

野口周蔵 水車〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡八王子町元横山三三八番地

863一番水車

水車所在地 南多摩郡八王子町元横山字浦田三三八番地

地目・面積 宅地 一畝四步

〔規模〕 水輪径一丈三尺

樋口堅三尺 横八尺

平常水深一尺

〔業種〕 精穀業(営業用)

搗臼三〇台

〔引用〕 浦田堀用水路

〔沿革〕 明治二七年(一八九四)三月業種変更

搗臼二六台

(前)搗臼二六台

挽臼一台

明治二七年(一八九四)四月頭書業種に変更

864二番水車

水車所在地 南多摩郡八王子町元横山字浦田三三七番地

地目・面積 宅地 二畝六步

〔業種〕 紡績業

〔引用〕 〔浦田堀用水路〕

〔沿革〕 明治二六年（一八九三）五月新設

865野口弥三郎 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡保谷村上保谷一四一六番地

水車所在地 北多摩郡保谷村上保谷字関道九一三番地二号

地目・面積 畑 一反三畝五步

〔業種〕 精穀業

搗臼（三斗張未満）一六台

挽臼（一尺五寸未満）一台

〔引用〕 玉川上水田無町外八ヶ村組合用水路

大正五年（一九一六）九月新設

大正六年（一九一七）四月頭書人相続

被相続人 野口定右衛門（北多摩郡保谷村上保谷

一四一六番地）

866野口弥八郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡増戸村横沢二三番地

水車所在地 西多摩郡明治村館谷字みとうかいと三四番地

〔規模〕 水輪径一丈八尺 幅四尺

検定馬力二・二六九

〔業種〕 製材業

挽割用機械

〔引用〕 秋川

〔沿革〕 明治四〇年（一九〇七）二月新設

867野口力蔵 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡八王子町元子安一六〇三番地

水車所在地 南多摩郡八王子町元子安字森下六〇三番地

〔規模〕 馬力〇・一二

〔業種〕 紡績業

〔沿革〕 明治三九年（一九〇六）一〇月頭書人譲受

譲主 石川マサ（南多摩郡八王子町元子安八一八

番地）

868野崎吉兵衛 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡青梅町青梅一三五〇番地

水車所在地 西多摩郡青梅町青梅字滝之上二三五〇番地

〔沿革〕 明治二九年（一八九六）八月廃業

869 野崎仁助 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡成木村北小曾木四一〇番地

水車所在地 西多摩郡成木村北小曾木字漆尾四一〇番地

地目 宅地

水車場 間口一間三尺×奥行一間 木造草葺平屋建

[規模] 水輪径九尺 木製 水榭八個付

箱樋横七寸 長六間

水深二寸

堰高三尺 幅四尺

[業種] 精穀業(自家用)

搗臼(三斗張未滿)一台

[引用] 北小曾木川支流沢水

[沿革] 大正元年(一九一三)九月新設

870 野崎柳次 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡成木村北小曾木四一二番地

水車所在地 西多摩郡成木村北小曾木五三一番地口号

地目 宅地

水車場 間口四間×奥行六間 木造麦藁葺平屋建(元石灰置場)

[規模] 水輪径一丈二尺

箱樋竖六寸 横一尺五寸 長五〇間

堰高三尺

[業種] 石灰製造業

石碎粉製造機械

[引用] 北小曾木川

[沿革] 大正六年(一九一七)二月新設

野島富士五郎 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡拝島村一八六七番地

871 一番水車

水車所在地 北多摩郡拝島村字多摩辺一八六七番地先

地目・面積 郡村宅地 二歩

[規模] 水輪径六尺 木製

坎樋竖六寸 幅二尺 長三間

檢定馬力〇・一四九

[業種] 撚糸業

木村挽八挺器械二台

玉川上水拝島分水路

[沿革] 明治三九年(一九〇六)二月頭書人相統

被相続人 野島大八郎(父)

明治四三年(一九一〇)一二月頭書水車所在地に移

転、頭書規模等に変更

水車所在地 北多摩郡拝島村字多摩辺一八六七番地

(前) 水輪径七尺

坎樋竖六尺 横二尺

872 二番水車

平常水深六寸

水車所在地 北多摩郡拝島村字山王向一三六九番地

地目・面積 田 一畝二三歩

〔規模〕 水輪径七尺 木製

坎樋 縦一尺 横二尺 長三間

水深六寸

〔業種〕 撚糸業

木村挽八挺器械二台

〔引用〕 拝島村山王向村費負担水路―北多摩郡拝島村字山王

向一三六九番地先―

〔沿革〕 明治四二年（一九〇九）一二月新設

（明治四三年（一九一〇）八月廃業力）

〔参考〕

府二発第一一六号

左記水車馬力檢定方御照会ニ依リ実地調査候処、本水車所在地ハ客年八月洪水ノ際同村ノ堤防決潰ト同時流亡シ、尔来何等設備無之モノニ候。此段及回答候也。

明治四十四年六月一日

府中土木事務所主幹

技手 岡本弦[㊦]

府土木課長技師 沖一誠殿

西十甲第三〇八五号三

記

北多摩郡拝島村字山王向一三六九番所在

所有者 野島富士五郎

以上

873 三番水車

水車所在地 北多摩郡拝島村字山王向一三五七番地

〔規模〕 水輪径一丈二尺 木製 下射

坎樋 縦一尺 横二尺 長二間

水深五寸

檢定馬力〇・八二〇

〔業種〕 撚糸業

木村挽八挺器械

〔引用〕 〔拝島村山王向村費負担水路〕

〔沿革〕 大正七年（一九一八）一〇月新設

野島竜太郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡小宮村西中野二〇三五番地

874 一番水車

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字山王林一三六四番地

地目・面積 田 二二歩

水車場

間口五間三尺×奥行三間 木造駄板葺平屋建

〔規模〕

水輪径一丈

樋口竪四間 横一尺五寸

平常水深三寸

堰高一尺

検定馬力〇・二五四一

〔業種〕

紡績業

八丁一台

糸操台一台

〔引用〕

小宮村仲田田用水路（水源ハ南多摩郡小宮村西中野

字仲田ノ差シ水ニシテ流末ハ本村浅川ニ至ル）

〔沿革〕

明治三五年（一九〇二）一〇月新設

875二番水車

水車所在地

南多摩郡小宮村西中野字仲田一七八八番地

地目・面積

宅地 五畝

水車場

間口五間三尺×奥行三間 木造平屋建

〔規模〕

水輪径一丈

堰口竪四間 横一尺五寸

平常水深三寸

木堰高一尺

検定馬力〇・一四三

〔業種〕

紡績業

876三番水車

水車所在地

南多摩郡小宮村西中野字柳橋七四番地

地目

田

水車場

間口五間×奥行三間 木造板葺平屋建

〔規模〕

水輪径一丈 幅二尺 木製

樋口竪四尺 横三尺 長二間

検定馬力〇・二〇二

〔業種〕

紡績業

八丁二台

操糸台一六台

下夕卷一挺

〔引用〕

浅川柳橋分水路（南多摩郡小宮村西中野字柳橋地先

ヨリ流入スル小宮村西中野田用水）

〔沿革〕

明治四二年（一九〇九）八月新設

877 野中弥市郎 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡小平村野中新田善右衛門組二二四番地

水車所在地 北多摩郡小平村野中新田善右衛門組二二四番地

[業種] 精穀業

搗臼(三斗張未滿) 四台

[沿革] 明治四一年(一九〇八) 二月頭書人相続

被相続人 野中弥市郎(父)

地目・面積 宅地 一畝二六步

[規模] 水輪径一丈二尺

[業種] 精穀業 製粉業

搗臼(三斗張未滿) 四台

挽臼(一尺五寸未滿) 一台

[沿革] 明治八年(一八七五) 八月(新設) 許可

明治二七年(一八九四) 五月頭書業種に変更

搗臼(三斗張未滿) 七台

(前) 挽臼(一尺五寸未滿) 一台

明治二七年(一八九四) 六月頭書人相続

被相続人 野村平兵衛(父)

明治三八年(一九〇五) 三月廢業

878 野村新助 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡松原村五六四一番地

水車所在地 西多摩郡松原村字本宿五六四一番地

[規模] 水輪径七尺五寸 上射

[業種] 精穀業

搗臼(三斗張未滿) 二台

[沿革] 明治一七年(一八八四) 二月(新設) 許可

明治三七年(一九〇四) 九月頭書人(長男) 相続

被相続人 野村七郎左衛門

880 野村良助 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡久留米村前沢五八九番地

水車所在地 北多摩郡久留米村下里字前原一三二〇番地

[業種] 精穀業

搗臼(三斗張以上) 二台以上

[沿革] 明治三五年(一九〇二) 一月頭書業種に変更

(前) 不明

879 野村良作 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡吉野村柚木一〇三番地

水車所在地 西多摩郡吉野村柚木字山崎一八一番地口号

881 野本梅太郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡加住村横山八〇番地

水車所在地 南多摩郡加住村横山字前田四九番地イ号

地目・面積 畑 三畝二五歩

水車場 建坪八坪七合五勺

[規模] 水輪径一丈

樋口横三尺 長一七間三尺

平常水深五寸

[業種] 精穀業

搗臼(二斗張)三台

[引用] 谷路川

[沿革] 明治二九年(一八九六)一〇月新設

は

882 萩生田伊之助 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡鶴川村小野路一九二〇番地

水車所在地 (南多摩郡鶴川村小野路一九二〇番地)

[沿革] 明治二九年(一八九六)一月頭書人相続

被相続人 萩生田新次郎(父)

883 萩生田茂助外二名共有 水車 [南多摩郡]

惣代人住所 南多摩郡鶴川村小野路二二八〇番地

水車所在地 南多摩郡鶴川村小野路一七七五番地一号

地目 田

[規模] 水輪径一丈二尺 幅二尺五寸 木製

樋口堅二尺 横二尺 長三尺

[業種] 精穀業

搗臼(二斗張)四台

[引用] 鶴川村別所田用水路(鶴川村小野路字別所ノ山間)

〔沿革〕
り流出シ字下堤ノ田ノ一部分ヲ灌溉スル用水
大正五年（一九一六）六月新設

884萩原角左衛門外五名共有 水車 〔西多摩郡〕

惣代人住所 西多摩郡戸倉村一七二番地

水車所在地 西多摩郡戸倉村六七九番地

〔規模〕 水輪径九尺 幅二尺 木製 柄杓 滝落一丈二尺

水路深四尺 幅三尺 長七〇間

堰高三尺

検定馬力一・九〇九

〔業種〕 製材業

丸鋸（径三尺）一台

丸鋸（径二尺五寸）一台

〔引用〕 秋川

―材木及筏通流ニ聊カモ支障無之―

〔沿革〕 明治四一年（一九〇八）三月新設

885萩原友五郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡鶴川村野津田一四一三番地

水車所在地 南多摩郡鶴川村野津田字中村七五九番地

地目・面積 宅地 一畝

〔規模〕 水輪径一丈八尺

樋口竪五寸 横一尺三寸

平常水深二寸

〔業種〕 精穀業（営業用） 紡績業

搗臼（三斗張未滿）六台

紡績器械二組

〔沿革〕 明治一八年（一八八五）八月（新設）許可

明治三三年（一九〇〇）四月頭書水輪径、業種変更

搗臼（三斗張未滿）八台

水輪径一丈二尺

（前）搗臼（三斗張未滿）四台

明治三四年（一九〇一）一二月頭書人譲受

譲主 石坂儀右衛門（南多摩郡鶴川村野津田二三

一七番地）

明治三九年（一九〇六）四月頭書業種に変更

886橋本喜市 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡川口村檜原二五九番地

水車所在地 南多摩郡川口村檜原一〇番地

地目・面積 宅地 二畝四步

〔規模〕 水輪径一丈

樋口竪七間 横二尺

平常水深五寸

検定馬力〇・〇七五

〔業種〕
紡績業

〔引用〕
川口村前川原湧出水路（川口村字前川原山林ヨリ湧出スル田用水）

〔沿革〕
明治三〇年（一八九七）五月新設

887 橋本権八外一八名共有 水車 〔南多摩郡〕

惣代人住所 南多摩郡川口村檜原二六八番地

水車所在地 南多摩郡川口村檜原字檜原二三番地

地目・面積 宅地 一畝二五歩

〔規模〕
水輪径九尺

樋口 縦二尺 横三尺

〔業種〕
精穀業

搗臼四台

〔引用〕
〔内川堀田用水路〕

〔沿革〕
明治二七年（一八九四）三月頭書水輪径、頭書業種に変更

水輪径七尺五寸

（前）
搗臼三台

明治二七年（一八九四）九月相統

相統人 橋本祐三郎（南多摩郡川口村檜原二五四番地）

被相統人 橋本治左衛門（南多摩郡川口村檜原二五四番地）

明治三三年（一九〇〇）六月頭書人買受

888 橋本周策外一六名共有 水車 〔北多摩郡〕

惣代人住所 北多摩郡砧村鎌田一四八番地

水車所在地 北多摩郡砧村鎌田字本村一四七番地

〔規模〕
水輪径一丈二尺

樋口 縦八寸 横二尺五寸

平常水深六寸

〔業種〕
精穀業

搗臼（三斗張以上）二台

搗臼（三斗張未滿）六台

〔沿革〕
明治一八年（一八八五）一月（新設）許可

明治四〇年（一九〇七）一月頭書人相統、頭書業種に変更

被相統人 橋本樹太郎

（前）搗臼（三斗張未滿）三台

889 橋本庄次郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡恩方村下恩方二二六〇番地

水車所在地 南多摩郡恩方村下恩方字松竹二二七七番地

水車場 間口七間×奥行五間 木造板葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈五尺 幅一尺

樋口横一尺八寸 長二間 勾配一間二付一寸

水路深五寸 幅三尺 長五一間

〔業種〕 紡績業

太鼓輪(径三尺) 一台

太鼓輪(径一尺五寸) 一台

〔引用〕 浅川

〔沿革〕 明治三二年(一八九九)八月頭書人買受

売主 佐藤猛男(南多摩郡恩方村下恩方一六〇一

番地イ号)

明治四四年(一九一三)一月頭書水車所在地、頭書

規模等に変更

水車所在地 南多摩郡恩方村下恩方字川原

(前) 之宿一六〇一番地イ号)

水輪径一丈五尺 木製

紡績器械

890 橋本甚兵衛 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡明治村入野一二六番地

水車所在地 西多摩郡明治村入野字上小倉五番地

〔規模〕 水輪径一丈 上射

〔業種〕 精穀業

搗臼四台

〔引用〕 樽沢川

〔沿革〕 明治三三年(一九〇〇)一〇月頭書人相統

被相続人 橋本甚左衛門(父)

891 橋本清八郎 水車 (南多摩郡)

所有主住所 南多摩郡恩方村上恩方八九九番地

水車所在地 南多摩郡恩方村上恩方字黒沼田八七二番地

〔業種〕 精穀業(営業用)

搗臼(三斗張未滿) 二台

〔沿革〕 明治三五年(一九〇三)八月頭書人(長男)相統

被相続人 橋本縫之助

892 橋本太一 水車 (北豊島郡)

所有主住所 北豊島郡岩淵町稲付一〇〇〇番地

水車所在地 北豊島郡岩淵町稲付字寺ノ上二〇〇〇番地

〔規模〕 水輪径二丈六尺

〔業種〕 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(四斗張) 三三台

搗臼(一斗張) 九台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

〔引用〕

石神井川七ヶ村分水路

〔沿革〕

明治一六年（一八八三）一月継年期

明治二二年（一八八八）四月売買

買主 鴨池禄米（北豊島郡稲付村一〇〇〇番地）

売主 鈴木六右衛門（北豊島郡稲付村九六七番地）

明治二七年（一八九四）四月売買

申請人 買主 橋本三次郎（北豊島郡岩淵町稲付

一〇〇〇番地）

売主 佐藤信敏（北豊島郡王子村王子一三二番地）

明治二八年（一八九五）一〇月頭書人（長男）相統

明治三〇年（一八九七）一二月継年期

893 橋本時蔵 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡明治村館谷九五番地

水車所在地 西多摩郡三ツ里村留原字持林五四四番地

地目・面積 宅地 九歩

〔規模〕

水輪径二丈二尺 幅一尺

樋口 縦八寸 横一尺五寸 長一〇間三尺

堰（岩石切抜）高一間 幅二間

〔業種〕

精穀業 製粉業（営業用）

擣臼（三斗張未滿）五台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

〔引用〕

天王沢田用水路―三ツ里村大字留原字沼沢流出ノ沢水―

〔沿革〕

明治三五年（一九〇二）六月新設

894 橋本波五郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡霞村塩船三三五番地

水車所在地 西多摩郡霞村塩船字度会二五二番地口号

地目・面積 宅地 三畝一五歩

〔規模〕

掛樋 縦五寸 横一尺五寸 長一〇間

平常水深二寸

堰（木又ハ土俵）高三尺 幅六尺

〔業種〕

精穀業

擣臼（三斗張未滿）二台

〔引用〕

度会川公共田用水路

〔沿革〕

明治三四年（一九〇二）一〇月新設

895 橋本保太郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡大久野村長井五二一六番地

水車所在地 西多摩郡大久野村字長井五二六〇番地

地目・面積 畑 二畝二四歩

水車場 間口一間×奥行一間

〔規模〕 水輪径八尺 幅六寸 木製 上射

樋口長八間

堰高四尺 幅六尺 水車場ヨリ高五尺

〔業種〕 精穀業(自家用)

搗臼(三斗張未滿)一台

〔引用〕 小長井入(大久野村字長井小長井入ヨリ湧出之水流)

〔沿革〕 明治三五年(一九〇二) 一二月新設

明治四一年(一九〇八) 一月頭書水車所在地に移転、頭書規模等に変更

水車所在地 西多摩郡大久野村字長井五二
六一番地

地目・面積 畑三畝三步

〔前〕 水車場 間口一間×奥行四尺

水輪径七尺 幅一尺二寸 八柄杓 中射

樋口径五寸 横一尺 長二間

堰高五尺 幅一間 水車場ヨリ高六尺

896 蓮沼文左衛門 水車 〔北豊島郡〕

所有主住所 北豊島郡巢鴨村巢鴨八八〇番地

水車所在地 北豊島郡巢鴨村巢鴨八八〇番地

〔規模〕 水輪径二丈一尺

堰高八尺四寸五分

〔業種〕 精穀業(營業用) 伸銅業

搗臼(三斗張未滿) 一八台

立釜線引機九台

連続線引機五台

〔引用〕 千川上水分水路―矢畑川筋―

〔沿革〕 明治一五年(一八八二) 二月繼年期

申請人 加藤吾一郎(北豊島郡巢鴨村巢鴨八八〇番地)

明治二〇年(一八八七) 二月業種変更
搗臼(三斗張以上) 二一台

搗臼(三斗張未滿) 六台

〔前〕 搗臼(三斗張以上) 一九台
搗臼(三斗張未滿) 八台

明治四二年(一九〇九) 一二月頭書人讓受

讓主 加藤重繼(北豊島郡巢鴨村巢鴨八八〇番地)

大正二年(一九一三) 一月頭書業種に変更

〔前〕 搗臼(三斗張未滿) 三六台(前変更時不明)

897 長谷川庄作 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡小宮村西中野二〇四番地

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字津久田一四五八番地

水車場 間口五間×奥行三間 木造板葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈 幅二尺 木製

樋口横三尺 長二間

水深三寸

水路深二尺五寸 幅三尺 長四間

無堰

〔業種〕
紡績業

八丁一台

糸操台

下夕卷一挺

〔引用〕

浅川津久田分水路―南多摩郡小宮村西中野字津久田地先ヨリ流入スル小宮村西中野田用水路―

〔沿革〕
大正六年（一九一七）三月新設

898 長谷川武太郎

所有主住所

水車所在地

地目

水車場

〔規模〕

樋口横一尺三寸 長二間 勾配一間二付一寸五分

水深五寸

分水口深五寸 幅二尺

堰高五尺

〔業種〕

精穀業

搗臼（一斗五升張）二台

〔引用〕

大沢川―南多摩郡元八王子村大字川村字サイノ神山林ヨリ湧出シ同大字ヲ貫流スル―

〔沿革〕

明治四四年（一九一〇）二月新設

899 長谷川正忠

水車〔南多摩郡〕

所有主住所

水車所在地

〔規模〕

水輪径一丈 幅一尺五寸 木製

樋口横二尺 長二間

〔業種〕

紡織業

〔引用〕

浅川上柗田分水路（南多摩郡浅川村上柗田字原・原宿・新地ニ至ル私設共用水路）

―水車場ハ宅地内ヲ幅二尺長二間高二尺ヲ掘崩シ両側ヲ石垣ニテ築立テ、之レニ二本ノ栗角ヲ建テ経一丈幅一尺五寸ノ車輪ヲ仕懸ケ、之レニ経八分長二間ノ丸鉄線ヲ使用シテ車輪ノ回転スルト共ニ室内装置ノ紡織諸器械ヲ運転セシム―

大正六年（一九一七）四月新設

大正七年（一九一八）九月廃業

〔沿革〕

大正六年（一九一七）四月新設

大正七年（一九一八）九月廃業

900長谷見音吉 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡小曾木村黒沢一一七四番地

水車所在地 西多摩郡小曾木村黒沢字入谷ヶ井一〇一七番地

地目 宅地

水車場 間口一間三尺×奥行一間 木造杉皮葺平屋建

[規模] 水輪径八尺 幅一尺 木製 上射

寬一尺 横一尺 長一五間

[業種] 精穀業

搗臼(三斗張未滿)三台

[引用] 入谷ヶ井沢

[沿革] 大正五年(一九一六)一〇月新設

旗野徳右衛門 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡七生村平山二七九五番地

901一番水車

水車所在地 南多摩郡七生村平山字二三号二四九九番地

地目・面積 郡村宅地 六畝二七步

[規模] 水輪径一丈四尺

樋口竪二尺 横四尺

水深四寸

[業種] 精穀業(營業用)

搗臼(三斗張未滿)二二台

挽臼(一尺五寸以上)一台

[引用] [七生村私用水路]

[沿革] 明治三五年(一九〇二)二月頭書業種に変更

(前)搗臼(三斗張未滿)二四台

902一番水車

水車所在地 南多摩郡七生村平山字二四号二六三五番地イ号二号

二六三五番地イ号

地目・面積 郡村宅地 四畝二五步

[規模] 水輪径一丈二尺五寸 幅九寸五分 滝落二尺五寸

樋口竪四尺 横四尺

水深四寸

水路幅六尺 長一六間

木堰高七寸

[業種] 精穀業(營業用)

搗臼(三斗張以上)四台

搗臼(三斗張未滿)一二台

[引用] [七生村]私用水路

堰杭木ヲ立テ芝ヲ以テ覆フ高一尺、但夏季ニ至リ

用水多量ノトキハ取払フ

[沿革] 明治三五年(一九〇二)四月新設

903 畑野長作 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡横山村散田五七三番地

水車所在地 南多摩郡横山村散田五七三番地

〔規模〕 水輪径一丈二尺 幅一尺 木製

〔業種〕 紡績撚糸業

撚糸和製器械一台

〔引用〕 浅川上柵田分水路(南多摩郡浅川村上柵田字原ヨリ

同郡横山村散田字新地ニ至ル私設共用水路)

一現在ノ水路ニ二柱ヲ建設シ之レニ水車軸ヲ架シ

水車ノ回転スルト共ニ室内装置ノ撚糸器械ヲ運転

スル

〔沿革〕 大正五年(一九一六)一二月新設

大正八年(一九一九)九月廃業

〔参考一〕

電気営業願

明治二九年(一九一六)五月発電開始

今般私共儀公共ノ便利ヲ計ランカ為メ電気営業取締規則ヲ固ク遵奉致シ、府下南多摩郡浅川村上長房千三百三十六番ニ中央発電所ヲ設置シ、同郡同村字小下沢ノ下流ヲ使用シテ発電仕候。電灯ハ八王子町中并ニ其近傍ノ需用家ノ依頼ニ応ジ、町村ノ路傍ニ電線ヲ架設シテ電灯営業仕度、就テハ別紙設計書図面相添出願仕候間、特別ノ御詮議ヲ以テ至急御允許被下度此段奉願上候。尤モ電柱建設位置ノ儀ハ現今夫々撰定中ニ有之候間、追テ更ニ出願可仕候也。

(明治二十七年八月)

八王子電灯株式会社

発起人 城所庄五郎印

(外七名略)

警視総監 園田安賢殿

〔参考二〕

陳情請願書

八王子電灯株式会社発起人一同虔テ奉願願候。曩ニ当会社設計ニ係ル府下南多摩郡浅川村(小仏川)ノ水力発電所ハ、電灯需要者夥多ニシテ該水不充分ノ為メ供給ニ不足ヲ告ゲ候ニ付、更ニ西多摩郡西秋留村字下代継(秋川)ヘモ発電所設置ノ計画ヲ以テ、本村ハ勿論下流東秋留村、加住村及ヒ上流増戸村等夫々協議ヲ遂ゲ大ニ賛同ヲ得タルヲ以テ其筋ヘ出願致シ置キ、尚別紙ノ通り小宮領後会所トモ

904 八王子電灯株式会社 水車 [南多摩郡]

代表城所庄五郎住所 南多摩郡八王子町八幡町一八番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上長房一二四四番地

〔規模〕 鉄製ペルトン式水車

検定馬力五〇・七一

〔業種〕 電灯業

〔引用〕 小仏川

〔沿革〕 明治二十七年(一九一四)八月新設

契約締結致シ候処、同郡五日市町及ヒ戸倉村外五ヶ村ヨリ筏営業上自然幾分ノ影響ヲ及ボシ候由苦情申来リ候得共、当会社ハ已ニ業ニ技師ヲ派遣シテ充分実地ノ測量ヲ畢ヘ、完ク他ニ障碍等之レ無キ設計ニシテ、斯ク筏会所トノ契約取替セアレトモ、此上調和ノ道ヲ講シ度直チニ故障各町村ヘ交渉スルニ、当会社ハ秋川流水ヲ使用スルモ筏営業ニ毫モ妨害ヲ為サザル設計ナリ。然リト雖トモ万一筏通行ニ支障ヲ醸ストキハ如何様トモ除害ノ方法ヲ設クルハ勿論、一時水力ノ使用ヲ停止シ他ノ方ヲ採リテ之ヲ補フトモ決シテ筏ノ通行ニ差支無之様致シ、当会社営業ノ不便ヲ忍ヒ、筏通行ニハ障礙ヲ生ゼシメズトノ旨趣ヲ以テ諄々説得致候得共、何分頑乎トシテ応スルノ色ナク寔トニ当社創立ノ素志ニ悖リ、加之公共事業ノ渋滞ヲ来シ候次第ニ付、何卒御庁ニ於テ宜敷御説諭ノ上該契約ヲ履行シ、寸時モ早く発電所設立ノ運ビニ臻リ候様御取計ヒ被成降度、此段發起人連署ヲ以テ縷情ヲ具シ奉願候也。

誠惶誠恐頓首

明治二十八年五月二十二日

東京府南多摩郡八王子町八幡二十五番地

東京府知事 三浦安殿

城所庄五郎[㊦]

(外九名略)

(参考三)

〔発電所設置ニ対スル故障書〕

今般八王子電灯株式会社發起人城所庄五郎ヨリ本郡秋川筋西秋留村

江 発電所設置之義ニ付、水路関係町村ニ於テ故障ノ有無取調答申可致旨本月二日西庶第三〇一号ヲ以テ御諮問之趣了承、則關係町村人民一同協議会相關キ候処、右ニ付テハ将来重大ナル有害ヲ醸シ候事ハ論ヲ不俟者ニ付、故障之義ハ水路各町村共同一ノ意見ヲ以テ協議決定候間、別紙理由書相添此段御答申仕候也。

西多摩郡五日市町

明治二十八年三月十二日

町長 馬場勘左衛門

同 郡小宮村長代理

助役 冲倉倭一

同 郡戸倉村

村長 萩原角左衛門

同 郡松原村々長代理

助役 久保田作太郎

同 郡大久野村

村長 三沢三郎

同 郡三ツ里村外一ヶ村組合

村長 高尾道太郎

東京府西多摩郡長 村上佳景殿

発電所設置ニ対スル故障

八王子電灯株式会社發起人総代城所庄五郎ヨリ本郡西秋留村下代継へ発電所ヲ設置スルハ、何等ノ約款ヲ設クルモ絶対的ニ反対故障スル理由ヲ説明スルコト左ノ如シ。
第一 筏ノ通流ニ大妨害アルコト

秋川ノ流ハ平時只筏ヲ流スノミニテモ水量十分ナラズ、然ルニ若シ西秋留村ニ高大ノ堰ヲ築キ分水セラル、ニ於テハ全ク筏ハ流下セズ、仮リニ一日ノ中數時ヲ限り全水ヲ本流ニ注クモ尚筏ノ流下セザルコトハ、彼ノ多摩川上水口ナル羽村ノ堰下実ニ之ヲ確証タリ。羽村ノ堰ハ其工事尤モ堅牢ニシテ一滴ノ水ヲ漏サズ、而シテ一日ノ中數時ヲ限り筏ヲ流下セシムルモ、一時奔放ノ勢ヲ以テ流ル、水勢下筏ノ下ル勢トハ常ニ相副ハズ、霎時ニシテ水ハ下流ニ去リ筏ハ終ニ中途ニ膠シテ一步モ進マス、空シク次回ノ水ノ至ルヲ俟ツ。加フルニ多數ノ筏一時ニ流下スルモノナレバ其混雜ト其操縦ノ困難トハ、最モ熟練ノ筏乗ト雖モ尚過ナキヲ得ス。多摩川ノ如キ平時水量ノ多キ所尚然リ、況ンヤ秋川ハ水量多摩川ノ二十分一二モ足ラサルモノナルヲヤ。殷鑑実ニ遠カラザルコト。

第二 貨物運搬ノ途ヲ杜絶シ生産ノ衰頹ヲ来スコト

秋川水源地当地方ハ四面山ヲ以テ囲ムヨリ貨物ノ運搬上ニハ他方人ノ得テ思及ハサル困難アリ。幸ニ筏ノ流下スルヲ以テ当地主要ノ産物タル木材薪炭等ハ概之ニ積載シテ僅ニ運搬ノ便ヲ補ヘリ。其金高一ヶ年平均十五、六万円ヲ下ラス。然ルニ前陳スル如ク筏ノ流下セサルニ至ラバ運搬ノ途ハ全ク杜絶セラレ、貨物ハ徒ニ堆積シテ其価日ニ下落シ、大ナル者ハ其産ヲ失ヒ、小ナル者ハ其職ヲ奪ハル、ヤ必セリ。之レ当地生産ノ衰頹ヲ来シ、富力ヲ減殺スルモノト云ハザルヲ得ズ。

第三 筏ノ流下セサルニ至ラバ当地一般ノ富力ヲ減殺スルコト

西秋留村以西ハ増戸村ノ一部ヲ除キ他八十中ノ九以上山林ニヨリ

生ヲ営ムモノタリ。而シテ従来山林ノ売買上山出シ、即チ材木ヲ運ビ出スニ便ナル所ハ、同一ノ山林ニテ実価ノ二、三割以上ノ高価ヲ以テ売買セラル。然ルニ若シ一朝筏ノ不捌トナランカ、忽チ山林ノ価ノ下落スル火ヲ見ルヨリ明ナリ。之レ需要供給ノ不平均ヨリ然ルニアラズ、只筏ノ通セサル為メ運搬ノ途ヲ失ヒ荷ハ嵩ミテ如何ナル山出シニ便ナル山林ナルモ進ミテ之ヲ買フモノナク、仮令之アリトスルモ何時擱キ終ルヤ其自途ナキヲ以テ、金利ヲ計算シ格外ノ廉価ニアラサレバ之ヲ買入レサルニ至リ、延テ一般山林ノ価ヲ下落セシム。換言スレバ当地方ノ富力ヲ減殺スルモノト云ハサルヲ得ス。

第四 田地ニ損害ヲ及スコト

之ハ当地方全体ニアラザルモ一旦堰ヲ設ケラルレハ兩岸ノ田地ハ悉ク水ニ没シ、遂ニ播種ス可ラザルニ至ルハ之レ亦多摩川上水口ノ堰上羽村沿岸ノ田地ノ蒙レル損害ヲ以テ明証トスベシ。加之最初ハ堰上ハ水深幾尋ナルモ年ヲ経ルニ随ヒ砂泥ハ水底ヲ填メ、終ニハ堰ヲシテ益高大ナラシムルニ至ラン。果シテ然ラバ田地ニ及ス損害八年ヲ経ルニ随ヒ益増大スルノミナラズ、第一項ニ云ヘルガ如ク筏ノ通流ニモ益大妨害ヲ来スモノト云ハサルヲ得ス。

第五 漁業ノ利ヲ失フコト

当地方細民中春夏秋ノ三期ハ漁業ニヨリテ生ヲ営ムモノ十二六、七ナリ。然ルニ西秋留村ニ堰ヲ設ケラル、上ハ鮎ハ夫ヨリ上流ニ溯ル能ハズ、為ニ其細民ハ其生業ヲ失フニ至ラン。之レ亦多摩川上水口ヨリ上流ハ鮎ノ少ナキヲ以テモ知ルベシ。況ンヤ前ニ述フ

ル如ク水量ノ二十分ノ一二モ足ラサル秋川ニ於テヲヤ。
右數項ニ陳述スル理由ニ付、八王子電灯株式会社發起人總代ヨリ出願ニ係ル本郡西秋留村ニ發電所ヲ設置スル件ハ、絶對的ニ反對故障スル所以ナリ。

(参考四)

(明治二十八年五月)

内二甲第一〇一号ノ二

發電所増設之義ニ付回答案

(付箋) (完結取消ニ付返却)

八王子電灯株式会社發起人總代城所庄五郎出願ニ係ル西多摩郡西秋留村ニ發電所増設之義ニ付、曩は南多摩郡淺川村地内ニ許可相成リシ水車利用發電所設置之例ニ依リ御庁ニ於テ許可御取計相成度旨三第二九号ヲ以テ支障有無御照会之趣了承、右ハ水車堰近傍上流及下流之護岸ヲ堅牢ニ保護スルニ於テハ治水上ノ差支無之候得共、尚用水路ニ関スル義ニ付関係村方故障有無等取調候処、各町村之内山林所有者伐木營業人及筏營業者等ニ於テ水堰改造ニ関シ続々故障ノ申出有之、其要旨ハ筏通行上障碍可相成趣ニ有之。就テハ願人申立ノ如ク会社ハ午后三時ヨリ午前六時迄ノ水ヲ使用シ、筏營業者等ハ其時間内通行セサルコトニ契約相整、且取締等相立候得ハ敢テ差支ナキモノト認メ候得共、筏營業者ニシテ夜間ノ通行ヲ為シ、若シクハ会社ニテ昼間水ヲ使用シ、又ハ田用水量以上ノ水ヲ引入ル、如キコトアリテハ故障申出之義相当ニ有之候ニ付、右等之件協議契約相整

候上許可相成候様致度、依テ御參考之為メ別紙水路其他関係者ヨリ申出候書類等相添、此段及御回答候也。

府知事

警視総監宛

追テ本文許否共指令并ニ猶御照会之度其節別紙書類御返戻相成度、此段申添候也。

(理由) 右發電所増設ニ係ル警視庁ヨリ之照会ニ対シ西・南多摩郡

長ハ関係水路村方ノ故障有無等照会セシニ、南多摩及西多摩郡之内、東・西秋留及増戸村ニ於テハ支障無之旨ニ候得共、西多摩郡五日市町外六ヶ村町村会議員其他各町村之内山林所有者及筏營業者ニ於テ別紙之通故障申出有之。其要旨ハ前陳述之如ク秋川筋用水引入口水堰改造ニ関スル義ニ付技師ヲ派遣シ実地ヲ調査セシメシニ、構造方ニ於テハ別段支障無之モ、固ヨリ新事業之義ニモ有之、会社ト筏營業者間ニ於テ該流水使用時間ノ契約相整ハサル之上ハ不都合之義ニ付、本文之如ク回答可相成モノトス。

(参考五)

三第二一〇号

八王子電灯株式会社發起人總代城所庄五郎ヨリ南多摩郡淺川村上長房千三百三十六番地ニ發電所設置方曩ニ御照会之末認可致居候処、今回同村千二百四十四番地ニ位置変更ノ義出願、当庁ニ於テハ支障

無之二付可聞届存候。貴庁御意見至急承知致度此段及御照会候也。

明治二十八年十月八日

東京府知事 三浦安殿

警視總監 岡田安賢印

(参考六)

三第二九号ノ三

本年二月二十一日付ヲ以テ御照会ニ及候八王子電灯株式会社発起人
総代城所庄五郎出願ニ係ル西多摩郡西秋留村ニ發電所ノ設置ノ儀、
今般同人ヨリ願書下渡願出候ニ付該書下渡候間、此段及御通知候也。

明治二十八年十月二日

東京府知事 三浦安殿

警視總監 岡田安賢印

905花形市蔵 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡堺村相原三二四二番地

水車所在地 南多摩郡堺村相原字川島三二七三番地口号

地目・面積 郡村宅地 三畝

水車場 間口七間×奥行三間 木造板葺平屋建

[規模]

水輪径一丈五尺 幅一尺 木製
樋口縦四寸 横一尺 長二〇間

平常水深二寸

檢定馬力〇・二六七二七三

[業種] 座繰製糸業

糸繰榨二四台

榨台四台

[引用]

[沿革]

堺村川島灌溉用水路

明治四〇年(一九〇七)五月新設

906馬場庄左衛門 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡七生村平山五四九番地

水車所在地 南多摩郡七生村平山字二号二八一番地口号

地目・面積 郡村宅地 二二步

[規模]

水輪径一丈 滝落一尺七寸
樋口縦三尺五寸 横四尺

水深四寸

水路横六尺 長二間

堰高六寸

精穀業

搗臼(三斗張未滿)六台

[引用]

[七生村] 私用水路
堰杭木ヲ立テ芝ヲ以テ覆フ高一尺、但夏季ニ至リ
用水多量ノトキハ取払フ

[沿革]

明治三五年(一九〇二)四月新設

907馬場千助外二五名共有 水車 (西多摩郡)

惣代人住所 西多摩郡西秋留村引田八〇〇番地

水車所在地 西多摩郡西秋留村引田字一人谷前一〇三三・一〇四

二番地

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼(二斗張)八台

挽臼(二尺八寸)一台

挽臼(二尺二寸)一台

〔沿革〕 明治二八年(一八九五)七月譲渡

譲受人 久保助太郎(西多摩郡西秋留村牛沼一〇

八番地)

讓主 馬場倉治(西多摩郡西秋留村引田八〇〇番地)

明治三二年(一八九九)三月業種変更

搗臼(二斗張)一三台

挽臼(二尺八寸)一台

挽臼(二尺二寸)一台

(前) 搗臼(二斗張)一三台

挽臼(二尺八寸)一台

明治三三年(一九〇〇)三月譲渡

譲受人 森田忠作(西多摩郡西秋留村引田六七〇

番地)

明治三三年(一九〇〇)六月譲渡、業種変更

譲受人 福本広助(西多摩郡西秋留村引田八三二

番地)外二五名

搗臼(二斗張)五台

明治三五年(一九〇二)五月頭書人譲受

明治三七年(一九〇四)二月頭書業種に変更

908馬場仙太郎 水車 (南多摩郡)

所有主住所 南多摩郡小宮村西中野八二三番地

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字根付屋敷通六一番地先

地目・面積 畑 五畝三步

〔規模〕

水輪径一丈

樋口堅二間 横一尺五寸 長二間

平常水深二寸

有堰 馬力〇・二〇〇

〔業種〕

紡績業 紡績器械一台

〔引用〕

小宮村柳橋通田用水路(小宮村字根付屋敷通子安神

社境内池中ヨリ湧出シ、流末ハ本村地内大和田ニ至

ル用水)

明治三一年(一八九八)九月新設

明治四一年(一九〇八)一月頭書人譲受 讓主 小池惣藏(南多摩郡小宮村西中野六一三番地)

909 馬場藤蔵 水車 (南多摩郡)

所有主住所 南多摩郡多摩村乞田

水車所在地 南多摩郡多摩村乞田字半過田一四九五番地口号

地目・面積 宅地 二四歩

(規模) 水輪径一丈

樋口 縦六尺 横一尺六寸

平常水深二寸

水路横七尺

堰高四尺 幅七尺

(業種) 精穀業(営業用)

搗臼(二斗張)三台

(引用) 谷戸川半過田分水路

(沿革) 明治三〇年(一八九七)五月新設

無堰

(業種) 精穀業 製粉業

搗臼(三斗張未滿)二台

挽臼(一尺五寸未滿)一台

(引用) 成木川

水堰ノ設ケナシ、但小石砂等ヲ播寄セシク水面

ヲ高メ引用ス

(沿革) 大正二年(一九一三)四月新設

911 浜名浜次郎 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡成木村上成木上分一四九四番地

水車所在地 西多摩郡成木村上成木上分字極指一四九二番地

地目・面積 山林 二反五畝

(規模) 水輪径七尺

樋口 縦三寸 横七寸

平常水深二寸

(業種) 精穀業

搗臼一台

(引用) (成木川)

(沿革) 明治二八年(一八九五)二月廢業

910 浜名愛之助 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡成木村上成木上分一四九四番地

水車所在地 西多摩郡成木村上成木上分字極指一四九五番地三号

地目・面積 宅地 四歩

水車場 間口一間三尺×奥行二間 木造杉皮葺平屋建

(規模) 水輪径九尺 木製

樋口 横一尺 長二間

水深五寸

912 浜中浅次郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡松原村一三三八番地
水車所在地 西多摩郡松原村六三〇一番地

[規模] 水輪径一丈

[業種] 精穀業

搗臼(三斗張未滿)二台

[沿革] 明治十二年(一八七九)八月(新設)許可

明治三十一年(一八九八)二月頭書人讓受

讓主 山本濟次郎(西多摩郡松原村一五六番地)

914 浜中勳五郎 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡砧村大蔵四七〇番地
水車所在地 北多摩郡砧村大蔵字本村四七〇・四七一番地
地目・面積 宅地 二畝一二步

[規模] 水輪径一丈五尺

[業種] 精穀業

樋口竪一尺二寸 横四尺三寸
平常水深七寸

[業種] 精穀業 製粉業(營業用)

搗臼(三斗張以上)一台

搗臼(三斗張未滿)二八台

挽臼(一尺五寸未滿)二台

安永九年(一七八〇)二月新設

[沿革]

明治三四年(一九〇一)五月讓渡

讓受人 石井丈助(北多摩郡砧村大蔵四二七番地)

讓主 石井堯昌(北多摩郡砧村大蔵四二七番地)

明治三八年(一九〇五)四月業種變更

搗臼(一斗五升張)一二台

搗臼(一斗張未滿)六台

挽臼(一尺五寸以上)一台

挽臼(一尺五寸未滿)一台

(前) 搗臼(一斗張未滿)六台
挽臼二台

明治四〇年(一九〇七)一月業種變更

915 浜中重五郎 水車 [南多摩郡]

搗臼(三斗張未滿) 一五台

挽臼(一尺五寸以上) 一台

挽臼(一尺五寸未滿) 一台

明治四〇年(一九〇七) 九月頭書人買受

明治四一年(一九〇八) 三月頭書人住所、頭書業種

に変更

(前) 頭書人住所 北多摩郡千歳村船橋九五番地

所有主住所 南多摩郡川口村犬目三三七番地

水車所在地 南多摩郡川口村檜原字檜原一三三番地

地目・面積 宅地 五畝二歩

水車場 間口六間×奥行三間 木造萱葺平屋建

[規模] 水輪径一丈二尺

樋口竪二尺三寸 横三尺六寸

[業種] 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼 一 一台

挽臼(一尺二寸) 二台

[引用] 内川堀田用水路

[沿革] 明治三二年(一八八九) 三月売買

買主 森田彦次郎(南多摩郡川口村一〇番地)

売主 不明

明治二七年(一八九四) 三月業種変更

搗臼 一 一台

挽臼(一尺二寸) 一台

(前) 搗臼 二 台

挽臼(一尺二寸) 一台

明治二七年(一八九四) 四月売渡

買主 浜中重蔵(南多摩郡川口村犬目三三七番地)

明治二七年(一八九四) 四月頭書水輪径、頭書業種に

変更

(前) 水輪径一丈一尺

明治三〇年(一八九七) 五月頭書人相続

916 浜中新太郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡松原村三三九二番地

水車所在地 西多摩郡松原村三三九二番地

[規模] 水輪径不明 上射

[業種] 精穀業

搗臼(三斗張未滿) 二台

[沿革] 明治一二年(一八七九) 八月(新設) 許可

明治三八年(一九〇五) 七月頭書人相続

被相続人 浜中安兵衛(父)

917 浜中森吉 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡吉野村日影和田一・二九番地

水車所在地 西多摩郡吉野村日影和田字請留九七番地

地目・面積 山林 四畝

[規模] 水輪径二丈 幅八寸

樋口 樋口 樋口 樋口 樋口 樋口 樋口 樋口 樋口 樋口

堰 (岩石切抜) 高二間 幅二間

[業種] 精穀業 製粉業

搗臼 (三斗張未滿) 五台

挽臼 (一尺五寸未滿) 一台

[引用] 吉野村君ヶ久保沢 (吉野村大字日影和田字君ヶ久保ヨリ流出ノ沢水)

[沿革] 明治三三年 (一九〇〇) 一〇月新設

918 浜野定吉 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡横山村散田五〇一番地

水車所在地 南多摩郡横山村散田五〇一番地

[規模] 水輪径一丈二尺 幅二尺 木製

[業種] 製糸業

繰糸和製器械一台

[引用] 浅川上柵田分水路 (南多摩郡浅川村上柵田字原ヨリ)

同郡横山村散田字新地ニ至ル私設共用水路)

一現在ノ水路ニ二柱ヲ建設シ之ニ水車軸ヲ架シ水車輪ノ回転スルト共ニ室内装置ノ繰糸器械ヲ運転スル

[沿革] 大正三年 (一九一四) 四月新設

919 浜野為作 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡古里村梅沢七一番地

水車所在地 西多摩郡古里村梅沢字東平一・二番地口号

[規模] 水輪径一丈 上射

樋口 樋口 樋口 樋口 樋口 樋口 樋口 樋口 樋口 樋口

[業種] 精穀業

搗臼 (三斗張未滿) 一台

[沿革] 明治三四年 (一九〇一) 一〇月頭書人相統

被相続人 浜野弥右エ門 (父)

明治三五年 (一九〇二) 六月廃業

920 浜野忠太郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡古里村梅沢九三番地

水車所在地 西多摩郡古里村梅沢字西平一・二番地口号

水車場 間口一間×奥行一間

[規模] 水輪径一丈 幅一尺 木製

樋口横一尺

水深五寸

堰高一尺

〔業種〕
精穀業

搗臼(三斗張未満)二台

〔引用〕 古里村西平沢(古里村梅沢字西平一二番地先ノ溪流)

〔沿革〕 明治四五年(一九一〇)七月新設

浜村谷蔵 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡八王子町元子安七八番地

921 一番水車

水車所在地 南多摩郡八王子町元子安一九一二番地

〔規模〕 水輪径一丈 幅一尺八寸 木製

分水口深五寸 幅三尺

〔業種〕
紡績業

八丁四台

糸操台三四台

下夕卷二挺

〔引用〕 河原測用水路

〔沿革〕 明治四三年(一九一〇)四月新設

水車所在地 南多摩郡八王子町元子安一九一七番地

〔規模〕 水輪径一丈 幅一尺八寸 木製

分水口深五寸 幅三尺

〔業種〕
紡績業

八丁四台

糸操台三四台

下夕卷二挺

〔引用〕 河原測用水路

〔沿革〕 明治四三年(一九一〇)四月新設

923 三番水車

水車所在地 南多摩郡八王子町元子安一九一二番地イ号

〔規模〕 水輪径一丈 幅一尺八寸 木製

樋口径五寸 横二尺五寸 勾配一間二付一寸五分

分水口深五寸 幅三尺

〔業種〕
紡績業

八丁四台

糸操台三四台

下夕卷二挺

〔引用〕 河原測用水路

〔沿革〕 明治四三年(一九一〇)四月新設

922 二番水車

924 林周次郎 水車〔小石川区〕

所有主住所 本郷区丸山福山町二二番地

水車所在地 小石川区餌差町二八番地

〔業種〕 精米業（営業用）

搗臼（四斗張）二五台

〔沿革〕 明治一八年（二八八五）一〇月継年期

明治二〇年（二八八七）七月頭書住所に転居

（前）小石川区指ヶ谷町一三九番地

明治二二年（二八八八）二月頭書人（長男）譲受、

頭書水車所在地に変更

譲主 林慎平

（前）水車所在地 小石川区小石川紺屋町二八番地

〔沿革〕 明治二二年（二八八八）七月新設

明治二二年（二八八八）一二月業種変更

搗臼（四斗張）三台

搗臼（二斗張）六台

挽臼一台

（前）搗臼（四斗張）九台

搗臼（二斗張）六台

明治二二年（二八八九）一〇月業種変更

搗臼（二斗張）六台

挽臼一台

鉛丹製造釜一二個

馬力〇・八〇

明治二三年（二八九〇）九月業種変更

搗臼（四斗張）三台

搗臼（二斗張）一二台

鉛丹製造釜一二個

明治二四年（一八九一）二月焼失

明治二四年（一八九一）五月再設

搗臼（四斗張）三台

搗臼（二斗張）一二台

鉛丹製造釜一二個

馬力〇・八〇

明治二九年（一八九六）四月業種変更

925 林治郎吉 水車〔荏原郡〕

所有主住所 荏原郡平塚村戸越七四番地

水車所在地 荏原郡平塚村戸越五九番地

〔規模〕 水輪径一丈六尺

堰高二尺

〔業種〕 精穀業 製粉業（営業用）

搗臼（二斗張）八台

挽臼（一尺二寸）三台

〔引用〕 品川用水路

搗臼(二斗張)八台

挽臼(一尺一寸)三台

鉛丹製造釜六個

馬力〇・四六九八

明治三十三年(一九〇〇)五月業種変更

搗臼(二斗張)八台

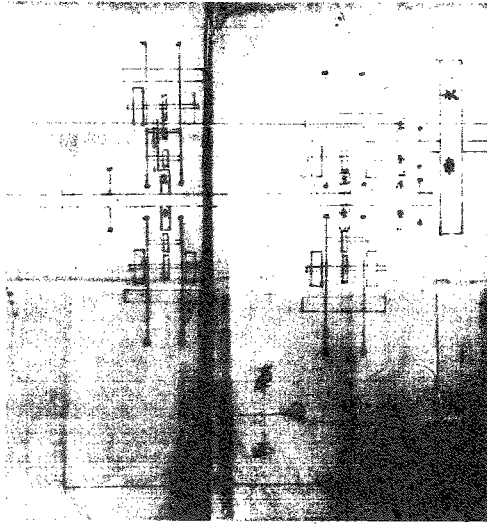
挽臼(一尺二寸)一台

針銅器械四台

馬力二・一七五

(参考)

〔水車器械配置図〕



926 林新三郎 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡府中町三三三番地

水車所在地 北多摩郡府中町字高倉下二二二七番地

水輪所在地 北多摩郡府中町字高倉下二二二九番地

水車場 間口七間×奥行四間 木造平屋建

〔規模〕 水輪径九尺 幅一尺五寸

杓桶径四寸 横一尺 長四〇間 勾配八三〇間八水

平ニシテ一〇間八三寸勾配トス

〔業種〕 紡織業(絹・綿)

製織機五台

管捲器一台

〔引用〕 府中町高倉田用水路(北多摩郡府中町字高倉下二二二五番地先ヨリ樋口ニ引入レ、二二二九番地先ニ流下シ使用ス)

明治四四年(一九一〇)一二月新設

〔沿革〕

927 林徳太郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡横山村大船

水車所在地 南多摩郡横山村大船二五六番地

地目・面積 宅地 一反二〇歩

〔規模〕 水輪径九尺

〔業種〕 精穀業(営業用)

搗臼二台

〔沿革〕 明治二七年（一八九四）一月頭書人相続

被相続人 林利兵衛（南多摩郡横山村大船）

928 林政三郎 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡府中町三三三三番地

水車所在地 北多摩郡府中町三〇〇二番地

〔業種〕 精穀業

搗臼（三斗張未滿）五台

〔沿革〕 明治三八年（一九〇五）三月廢業

929 林 正直 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡由木村大塚二番地

水車所在地 南多摩郡由木村大塚字一号二番地

地目・面積 宅地 五畝二二步

水車場 間口五間×奥行三間三尺 木造草葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈八尺

坎樋 縦三尺 横三尺

平常水深五寸

無堰

〔業種〕 精穀業

搗臼（三斗張未滿）六台

〔引用〕 大栗川大塚分水路

〔沿革〕 明治二九年（一八九六）一二月新設

明治四四年（一九一一）一〇月頭書人相続、頭書規模等に変更

被相続人 林角太郎（父）

水輪径一丈七尺

〔前〕 搗臼（四斗張）二台

搗臼（二斗張）一四台

挽臼（一尺八寸）一台

930 速見賤子 水車 〔北豊島郡〕

所有主住所 北豊島郡石神井村下石神井一五四番地

水車所在地 北豊島郡石神井村下石神井字和田一五四番地

地目・面積 郡村宅地 三反四畝

〔規模〕 水輪径二丈二尺

〔業種〕 精穀業 製粉業（營業用）

搗臼（四斗張未滿）一三台

挽臼（二尺未滿）三台

〔引用〕 玉川上水北側新井筋田無外九ヶ村組合用水路

〔沿革〕 明治一七年（一八八四）九月繼年期

明治三三年（一八九〇）六月水輪径、業種変更

水輪径一丈九尺

搗臼(四斗張) 二台

搗臼(一斗張) 一〇台

挽臼四台

糸操器械

水輪径一丈八尺

(前) 搗臼(四斗張) 四台

搗臼(一斗張) 一二台

挽臼二台

明治二五年(一八九二)一月売買

買主 速見文次郎(北豊島郡石神井村上石神井二五四番地)

売主 渡辺弥一(北豊島郡石神井村下石神井二五四番地)

明治二七年(一八九四)八月頭書水輪径、業種変更

搗臼(四斗張) 一台

搗臼(一斗張) 一二台

挽臼五台

明治三六年(一九〇三)一〇月業種変更

搗臼(四斗張) 三台

搗臼(一斗張) 一〇台

挽臼五台

明治三八年(一九〇五)七月業種変更

搗臼(四斗張) 三台

搗臼(一斗張) 一〇台

挽臼(二尺未滿) 三台

針金器械三台

明治四二年(一九〇九)九月頭書人相統

明治四二年(一九〇九)一〇月頭書業種に変更

931原 タミ 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡大久野村三五四六番地

水車所在地 西多摩郡大久野村字細尾三五五一番地

地目・面積 宅地 一反二畝一八歩

(業種) 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(二斗張) 二台

搗臼(一斗張) 四台

挽臼(一尺) 一台

(引用) (光明寺入)

(沿革) 明治三二年(一八九九)六月頭書人(妻)相統

被相続人 原善八

932原 忠作 水車 (南多摩郡)

所有主住所 南多摩郡恩方村小津一二五五番地

水車所在地 南多摩郡恩方村小津字入り山一二六六番地

地目・面積 畑 五畝

水車場 間口二間×奥行一間三尺 木造平屋建

〔規模〕 水輪径一丈二尺

樋口堅四寸 横一尺 長二〇間

平常水深二寸

堰高四尺 幅三間

〔業種〕 精穀業（營業用）

擣臼（一斗張）二台

〔引用〕 小津川

〔沿革〕 明治三七年（一九〇四）三月新設

933原 弁蔵 水車 〔荏原郡〕

所有主住所 荏原郡下野毛村二六〇番地

水車所在地 荏原郡下野毛村字大原四一七番地

〔規模〕 水輪径九尺

有堰

〔業種〕 精穀業（營業用）

擣臼（一斗張）三台

〔沿革〕 明治一〇年（一八七七）一二月（新設）許可

明治二三年（一八九〇）八月廢業

934原 勇吉 水車 〔荏原郡〕

所有主住所 荏原郡玉川村下野毛二三八番地

水車所在地 荏原郡玉川村下野毛字東玉川通六七六番地

〔規模〕 水輪径六尺

堰高一尺

〔業種〕 精穀業 製粉業（營業用）

擣臼（三斗張未滿）八台

挽臼（一尺五寸以上）一台

〔沿革〕 明治三六年（一九〇三）四月業種變更

擣臼（三斗張未滿）五台

挽臼（一尺五寸）一台

（前）擣臼（三斗張未滿）六台

明治三九年（一九〇六）一〇月頭書業種に變更

935原川定吉 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡八王子町千人二三四番地

水車所在地 南多摩郡横山村散田四八一番地

地 目 宅地

〔規模〕 水輪径一丈二尺 幅二尺 木製

〔業種〕 紡績擦糸業

擦糸和製器械一台

〔引用〕 浅川上柗田分水路（南多摩郡浅川村上柗田字原ヨリ

同郡横山村散田字新地ニ至ル私設共用水路）

一現在ノ水路ニ二柱ヲ建設シ之ニ水車軸ヲ架シ水車

〔沿革〕 輪ノ回転スルト共二室内装置ノ撚糸器械ヲ運転ス
大正三年（一九一四）三月新設

936 原島庄次郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡小曾木村黒沢一九二〇番地

水車所在地 西多摩郡小曾木村黒沢一九二四番地一号

地目 宅地

水車場 間口二間×奥行一間三尺 木造杉皮葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈二尺 幅一尺二寸 木製

寬横一尺 長一間三尺

水深五寸

〔業種〕 精穀業

擣臼（一斗張未滿）二台

〔引用〕 〔小曾木村黒沢〕上栃谷沢

〔沿革〕 大正二年（一九一三）五月新設

937 原島関三郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡小宮村西中野二〇〇四番地

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字仲田二二八五番地

地目 田

水車場 間口五間×奥行三間 木造板葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈 幅二尺 木製

樋口横二尺 長二間

〔業種〕 紡績業

八丁二台

糸操台二〇台

下夕卷一挺

〔引用〕 小宮村清水湧出水路（南多摩郡小宮村西中野字清水

ヨリ湧出スル公有水路）

〔沿革〕 明治四四年（一九一一）九月新設

938 原島善兵衛外三名共有 水車 〔北多摩郡〕

惣代人住所 北多摩郡砂川村一九六番地

水車所在地 北多摩郡砂川村字川越道西一六八番地

地目・面積 宅地 二反四畝一四歩

〔規模〕 水輪径一丈八尺

樋口堅二間 横四尺

平常水深一尺

〔業種〕 精穀業 製粉業

擣臼二〇代

挽臼四台

〔引用〕 玉川上水砂川村外七ヶ村普通水利組合用水路

〔沿革〕 明治三年（一八七〇）（新設）許可

明治二八年(一八九五) 五月焼失
明治二八年(一八九五) 一〇月再設

水輪径一丈六尺

樋口竪二間 横四尺

(前) 平常水深一寸

擣臼二一台

挽臼六台

明治二九年(一八九六) 六月頭書業種に変更

擣臼三〇台

(前) 挽臼四台

明治三四年(一九〇一) 八月頭書人外三名買受

売主 砂川憲三(北多摩郡砂川村三一五番地)

339 原島ツネ 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡浅川村上柗田一一〇二番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上柗田一一〇二番地

[規模] 水輪径一丈二尺 幅二尺五寸 木製

樋口横二尺五寸 長三間

平常水深三寸

水路深三尺 幅五尺 長二間

[業種] 精穀業

擣臼三台

[引用]

浅川上柗田分水路(浅川村上柗田字原ヨリ原宿・新地二通ル共有水路)

一 水車場ハ宅地内ヲ幅五尺長サ二間高サ三尺掘崩シ兩側ヲ石垣ニテ築立、経一丈二尺幅一尺五寸ノ車輪ヲ仕懸ケ、之レニ経七寸長二間ノ八角木材(車軸心棒)ヲ使用シテ、水車ノ回転スルト共ニ室内装置ノ擣臼器械ヲ運転セシム

[沿革]

明治四五年(一九一二) 二月新設

940 原島鉄之助 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡古里村小丹波四三三番地

水車所在地 西多摩郡古里村小丹波字ヲタギ下二〇三番地・二〇六番地口号

地目・面積 宅地 合二畝一六步

水車場 間口四間三尺×奥行四間

[規模] 水輪径一丈四尺 上射

[業種] 精穀業 製粉業(営業用)

擣臼(三斗張未滿) 一二台

挽臼(一尺五寸以上) 一台

挽臼(一尺五寸未滿) 一台

[引用] 入川

[沿革] 明治三六年(一九〇三) 五月新設

大正五年(一九一六) 八月頭書人相続

被相続人 原島平九郎 (西多摩郡古里村小丹波四三三番地)

942 原島孫市 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡調布村下長淵三四六番地

水車所在地 西多摩郡調布村下長淵寺改戸三三七番地先地
目 川敷

〔業種〕 精穀業 (営業用)

搗臼 (三斗張未満) 五台

〔引用〕 多摩川

〔沿革〕 明治三六年 (一九〇三) 九月頭書業種に変更

(前) 搗臼 (三斗張未満) 四台

(参考)

〔水車現況図〕

941 原島平蔵 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡大久野村八三二番地

水車所在地 西多摩郡大久野村字玉之内八二九九番地

地目・面積 山林 四畝一二步

〔規模〕 水輪径九尺二寸 幅六寸
算竪六寸 横一尺

水路長一九間 (内木樋一二間、土管七間)

堰 (石及丸太木板) 高一尺八寸 幅四間 水車場ヨリ一間四尺

〔業種〕 精穀業 (自家用)

搗臼 (三斗張未満) 四台

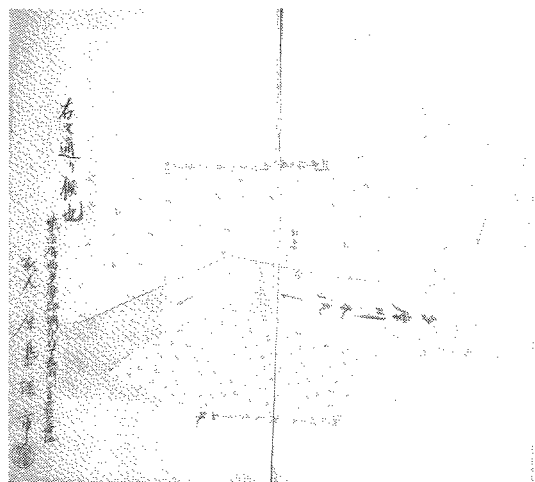
〔引用〕 玉之内川

一樋口ヨリ川ノ面側ニ沿ヒ水ヲ引用シ、水路官有地使用ノ儀御許可済ニ付、是レヨリ算ヲ以テ玉之内川水面ヨリ四尺ノ高サニ横断シ、南側ニ移リ此ノ処ヨリ至六寸ノ土管ヲ以テ深四尺五寸ノ地下ニ埋設シ水車場ニ通スル

〔沿革〕 明治三五年 (一九〇二) 五月新設

明治四〇年 (一九〇七) 五月頭書人相統

被相続人 原島清蔵 (父)



943 原島万五郎 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡古里村小丹波五七番地

水車所在地 西多摩郡古里村棚沢字古里付三番地

地目 宅地

水車場 間口六間×奥行四間

〔規模〕 水輪径一丈六尺 上射(ノツズル・ホキール式)

樋口横一尺 長三〇間

平常水深三寸

堰高六尺 幅四間

検定馬力一・七〇五六

〔業種〕 製材業

鋸木挽機械

〔引用〕 入川

〔沿革〕 明治三五年(一九〇二)十一月新設

944 原田一道 水車 (北豊島郡)

所有主住所 神田区裏猿楽町六番地

水車所在地 北豊島郡滝野川村滝野川字東三軒家一九〇四番地

〔規模〕 水輪径二丈四尺

〔業種〕 精穀業(営業用)

搗臼(三斗張以上)二七台

搗臼(三斗張未満)七台

〔沿革〕

明治二五年(一八九二)二月継年期

明治三〇年(一九〇七)六月頭書人買受

売主 広瀬賢信(北豊島郡滝野川村滝野川一九一
二番地)

945 原田宅次郎 水車 (北多摩郡)

所有主住所 北多摩郡砧村喜多見三〇四三番地

水車所在地 北多摩郡砧村喜多見字陣屋四〇九一番地

地目・面積 畑 五畝一九步

水車場 木造草葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈七尺

樋口縦一尺 横三尺八寸

水深五寸

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼(三斗張以上)二台

搗臼(三斗張未満)六台

挽臼(一尺五寸以上)一台

〔引用〕 粕江村下堀悪水路(粕江村大字岩戸方面自然湧水

ニシテ宿ノ下堀ト称スル悪水路)

〔沿革〕 明治三五年(一九〇二)八月(新設)許可

明治三六年(一九〇三)一月頭書規模に変更

水輪径一丈六尺

ひ

(前) 樋口竪二尺 横四尺三寸
平常水深六寸

水車所在地 荏原郡目黒村中目黒三三五番地一
地 目 郡村宅地

(規模) 水輪径一丈八尺

検定馬力一・三五

(業種) 製糸業

糸機械三〇台

(引用) 玉川上水三田用水田道甲号分水路

(沿革) 明治二五年(一八九二)一〇月継年期

明治三三年(一九〇〇)四月相統

相統人 大井フク(妻)(荏原郡目黒村三田二二番地)

被相統人 大井甚兵衛

明治三三年(一九〇〇)八月売渡

買主 島崎忠左衛門(荏原郡目黒村上目黒二四二四番地)

明治三四年(一九〇二)五月頭書水輪径、頭書業種に変更

申請人 大井フク(荏原郡目黒村三田二二番地)

(前) 水輪径一丈八尺

搦臼(四斗張)一二台

明治三四年(一九〇二)七月頭書人買受

復命書

(参考)

946 半沢巳之助 水車 (南多摩郡)

所有主住所 荏原郡目黒村中目黒三三五番地

所有主住所 荏原郡目黒村中目黒三三五番地

(業種) 紡績業
(沿革) 明治四一年(一九〇八)九月頭書人買受

売主 幡野亀次郎(南多摩郡八王子町元子安八五六番地)

六番地)

馬力〇・一一
樋口竪一尺 横一尺五寸

(規模) 水輪径九尺

所有主住所 南多摩郡八王子町元子安八五六番地
水車所在地 南多摩郡八王子町元子安字和田八五六番地

947 樋口政章 水車 (荏原郡)

所有主住所 荏原郡目黒村中目黒三三五番地

所有主住所 荏原郡目黒村中目黒三三五番地

荏原郡目黒村大字三田大井フク出願ニ係ル水車新設箇所実地調査ノ

命ヲ受ケ実視スルニ、其位置ハ渋谷停車場ヨリ目黒村ニ通スル別所
道筋別所坂ニ沿ヒル崖地ニテ地勢高層、水路ハ三田用水路田道甲号
分水路ニテ、寸坪十八坪余ヲ長一間ノ木樋ヲ埋メ三田用水路ヨリ引
入レ溜榑ヲ設ケ、夫ヨリ約二間ノ間ニ土管ヲ伏込ミ、高十余尺ノ小
瀑布アリ、之レヲ廃止シ、其水流ノ降下ニ依リ原動力ヲ起シ茲ニ設
置スルノ経営ニシテ、其下流ニ願人及ヒ浅海源次郎、島崎忠左衛門
等ノ既設水車アリ。以上ハ何レモ崖地ニ沿ヒ夫ヨリ平地トナレリ、
流末ハ目黒村田地ノ灌溉ニ供スルモノナリ。故ニ本願ノ位置ハ最上
層ニ依リ、之レカ為メ水力ノ水上ハ勿論水下ニ影響スル虞無之相認
メ候。

右復命候也。

明治三十三年四月二十八日

東京府属 高野鉄三郎

東京府知事男爵 千家尊福殿

948土方アイ 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡小宮村大和田一〇六〇番地

水車所在地 南多摩郡小宮村大和田字山根通一四九番地

地目・面積 宅地 八畝一四步

水車場 木造葺葺平屋建

[規模] 水輪径一丈四尺

樋口縦三尺五寸 横四尺

[業種] 精穀業 製粉業(營業用)

擣臼(三斗張未滿) 一六台

挽臼(一尺五寸以上) 一台

[沿革] 明治二七年(一八九四) 八月相統

相統人 土方文吉(南多摩郡小宮村大和田一四九番地)

被相統人 土方太郎

明治三六年(一九〇三) 一月相統

相統人 土方クラ(南多摩郡小宮村大和田一四九番地)

番地)

明治三六年(一九〇三) 一月売渡

買主 土方周太郎(南多摩郡小宮村大和田一〇六

〇番地)

明治四〇年(一九〇七) 一〇月頭書人買受

949土方熊次郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡吉野村畑中六〇八番地

水車所在地 西多摩郡吉野村畑中字アヲ田一五二番地

地目 宅地

[規模] 水輪径八尺二寸

[業種] 精穀業 製粉業(營業用)

擣臼(三斗張未滿) 四台

挽臼(一尺五寸未滿) 一台

〔沿革〕 明治三十三年（一九〇〇）五月継年期

明治三十六年（一九〇三）二月頭書水輪径、頭書業種に変更

（前） 水輪径七尺 幅四尺

擣臼（三斗張未滿）四台

950 土方竹蔵 水車〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡吉野村畑中三二二番地

水車所在地 西多摩郡吉野村畑中字アラ田三二二番地

地目・面積 郡村宅地 五畝三步

水車場 間口三間×奥行四間三尺 木造杉皮葺建

〔規模〕 水輪径九尺

検定馬力五・〇

〔業種〕 紡織業

織物器械

〔引用〕 多摩川

〔沿革〕 明治四十一年（一九〇八）五月新設

（参考）

水車場構造仕様書

西多摩郡吉野村畑中三百二十一番地

一 木造杉皮葺在来建物 一棟 間口三間 奥行四間三尺

右仕様方法ハ水輪ヨリ軸木長十間ノモノヲ地上ヨリ五間高サニシテ、

軸木十間ノ末ニ柱ヲ建テ同所ニ万力ヲ仕掛ケ、尚五間高キ柱ヨリ針

金長九十間ノモノヲ水車場即チ在来建物マテ四筋ヲ引通シ、器械運

転用トス。

右之通り候也。

明治四十年十二月二十日 西多摩郡吉野村畑中三百二十一番地

土方竹蔵印

951 土方武三 水車〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡七生村南平一三二一番地

水車所在地 南多摩郡七生村南平字八号一三一一番地

地目・面積 郡村宅地 七畝一八歩

〔規模〕 水輪径一丈二尺五寸

樋口堅二尺 横四尺五寸

水深四寸

〔業種〕 精穀業 製粉業（営業用）

擣臼（三斗張以上）七台

擣臼（三斗張未滿）八台

挽臼（一尺五寸以上）二台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

〔沿革〕 明治一七年（一八八四）一〇月（新設）許可

明治三十六年（一九〇三）三月頭書業種に変更

擣臼（三斗張以上）七台

(前) 搗臼(三斗張未滿) 三台

挽臼(一尺五寸以上) 二台

明治三六年(一九〇三) 一〇月頭書人改名

(前) 土方金太郎

953 菱山大次郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡由井村西長沼七五一番地

水車所在地 南多摩郡由井村西長沼七八七番地

地目・面積 郡村宅地 二反一畝九步

(規模) 水輪径九尺

樋口堅二尺 横一尺五寸

馬力〇・五一

(業種) 紡績業

(沿革) 明治三六年(一九〇三) 四月売買

買主 中村仲四郎(南多摩郡由井村西長沼七五六番地)

賣主

菱山与平次(南多摩郡由井村西長沼五九九番地)

明治四〇年(一九〇七) 四月頭書人買受

952 菱山幾次郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡由井村西長沼二二二番地

水車所在地 南多摩郡由井村西長沼字巧木二二一番地二号・二二二番地口号

地目・面積 宅地 六畝四步

(規模) 水輪径一丈五尺

樋口堅三尺 横五尺

平常水深一尺

(業種) 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(三斗張未滿) 二〇台

挽臼(一尺五寸以上) 三台

(引用) 由井村西長沼共用水路(田代平次郎水車用水流ヲ引用)

明治三六年(一九〇三) 一二月頭書業種に変更

(前) 挽臼(一尺五寸以上) 四台

明治三七年(一九〇四) 六月頭書人讓受

讓主 菱山音吉(南多摩郡由井村西長沼二二二番地)

954 菱山トク 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡恩方村上恩方六一六番地

水車所在地 南多摩郡元八王子村下巻分方字鶴巻一四三三番地

地目・面積 郡村宅地 一畝一三歩

水車場 間口二間×奥行二間 木造板葺平屋建

(規模) 水輪径一丈四尺 幅二尺

箱樋堅六寸 横二尺 長二間

水深三寸

堰高三尺

〔業種〕

精米業（自家用） 紡績業

搗臼（三斗張未滿）一〇台

紡績器械

〔引用〕

元八王子村下壑分方溜池用水路（水源ハ湧出ノ田用水ノ残水ニテ、元八王子村大字下壑分方一八七番官有地溜池ノ流水ヲ引用）

明治二五年（一八九二）一月焼失

〔沿革〕

明治三五年（一九〇二）八月頭書に再設

（前） 水輪径一丈

搗臼（三斗張未滿）五台

明治四二年（一九〇九）六月水車敷地反別訂正

（前） 二畝五歩

明治四二年（一九〇九）六月頭書人讓受

讓主 山口信太郎（南多摩郡元八王子村下壑分方一三〇五番地）

大正七年（一九一八）二月廢業

955 平井武右衛門

所有主住所

水車所在地

北多摩郡小金井村貫井二二八番地

北多摩郡小金井村貫井字一ノ久保六一〇番地イ号

水車 〔北多摩郡〕

地目・面積 郡村宅地 一反

〔業種〕

精穀業 製粉業

搗臼（三斗張以上）一二台

搗臼（三斗張未滿）一八台

挽臼（一尺五寸以上）一台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

〔沿革〕

明治四〇年（一九〇七）一月頭書業種に変更

搗臼（三斗張以上）五台

搗臼（三斗張未滿）一〇台

（前） 挽臼（一尺五寸以上）一台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

956 平井徳四郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡加住村谷野五七九番地

水車所在地 南多摩郡加住村谷野字精進場六九八番地

地目・面積 田 一一歩

水車場 間口三間×奥行一間三尺

〔規模〕 水輪径九尺

樋口堅九尺 横二尺

平常水深一寸

水路深二間三尺 幅三尺

土俵堰高三尺 幅五尺

〔業種〕 精穀業

搗臼（二斗張）三台

〔引用〕 谷萩川―加住村山間ヨリ湧出スル―

〔沿革〕 明治三二年（一八九九）五月新設

明治四〇年（一九〇七）三月廢業

957 平岡準蔵 水車 〔荏原郡〕

所有主住所 浅草区三好町四番地

水車所在地 荏原郡目黒村上目黒字別所地先

〔規模〕 水輪径二丈

堰高五尺二寸五分

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼（四斗張）三三台

搗臼（二斗張）二台

〔引用〕 目黒川悪水路

〔沿革〕 明治一四年（一八八一）二月継年期

明治二四年（一八九一）三月頭書水輪径、頭書業種

に変更

水輪径一丈六尺

搗臼（四斗張）二五台

〔前〕 搗臼（三斗張）四台

搗臼（二斗張）三台

958 平沢増五郎 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡小平村小川八三七番地

水車所在地 北多摩郡小平村小川字中荏本淵八三六番地

〔規模〕 水輪径七尺 中射（前掛）

樋口豎五寸 横一尺四寸

平常水深二寸五分

〔業種〕 精穀業

搗臼（三斗張未滿）三台

〔沿革〕 明治三一年（一八九八）八月頭書人相続

被相続人 平沢兵右衛門

959 平田貞次郎 水車 〔南豊島郡〕

所有主住所 麴町区三番町二〇番地

水車所在地 南豊島郡角筈村三三二番地

〔規模〕 水輪径三丈

有堰

〔業種〕 精米業（営業用）

搗臼（四斗張）二五〇台

〔引用〕 神田川助水路

〔沿革〕 明治一九年（一八八六）二月新設

〔参考〕

新規水車設立願

麴町区三番町二十番地

静岡県土族

平田貞次郎

明治十九年六月ヨリ明治二十四年五月マテ向五ヶ年間

一 水車場一ヶ所 但シ水車輪々三三丈

一 杵数 二百五十本

一 臼数 二百五十個 但シ四斗張

一 水路 玉川上水分水神田川助水路

一 水車場 南豊島郡角筈村三百二十二番地

右は平田貞次郎奉願候。前書水車場之儀は近傍農業一派之場所ニ付農繁之際民家扶食搗立方便利之為メ、村内相流レ候神田川助水路第三百二十二番地江新規水車取設營業仕度、且川筋地所々有主は勿論水上水下ニ於テ聊故障之筋無御座示談万々行届候間、願意御許可被成下置度、御許可之上は諸事御庁之御指揮ニ随ヒ不都合無之様建設可致候。依テ一同連印ヲ以テ此段奉願上候也。

明治十九年六月二十日

願人 右 平田貞次郎[㊦]

東京府知事高崎五六殿代理

(外七名略)

東京府大書記官 銀林綱男殿

(参考二)

(明治二十年二月十四日)

水車堰取設ニ対シ故障出願下戻方御照会按

第二部長

東多摩

南豊島 郡長殿

第二部長

南豊島郡角筈村地内神田上水助水路へ平田貞次郎水車堰新設之義ニ付中野嘉兵衛外六名より別紙故障申出有之候処、右ハ水堰ノ為メ水上ノ地所等崩壊シ、又ハ通行危険ヲ来シ候様ノ義ハ無之、全ク無謂苦情ト存候条、書面下戻方御取計有之度、此段及御照会候也。

理由 平田貞次郎水車堰取設ニ対シ故障ノ要点ヲ挙レハ、行人ノ誤テ上水堀ニ顛墜スルトキハ水量ノ増加セシヨリ危険ヲ来シ、及水上ノ地所ニ崩壊ヲ来スト、十二双ノ名称ヲ傷ルノ三点ニ外ナラサルヘシ。然レトモ審按スルニ行人誤テ上水堀ニ陥落スルトキハ仮令目下ノ現状ニテモ敷地ノ川底ヨリ高キコト凡三十尺余ニシテ危険ナルハ固ヨリ論ヲ俟タス。何カ堰ノ有無ニ関係スルノ理ナク、而シテ堰上数間ノ場所ハ多少敷地ニ崩壊ヲ来スヘクノ懸念アルニヨリ、弥水堰ノ構造ヲ施スニ於テハ充分之レカ予防ヲ為スノ計画ニ有之良シ、敷地ニ多少ノ毀損ヲ来スモノトスルモ直接ニ人民所有地ヲ毀損スルニ非レハ、之ニ向テ苦情ヲ訴フルノ謂ハレナク、又従来十二双ノ東ニ沿ヒ上水ノ流レアルカ為メ幾分乎十二双ノ風致ヲ添ヘアルモ、今此ニ水堰ノ新設ヲ為ストキハ或ハ多少風致ヲ害スルコトアルヤモ難計、然レトモ公益ヲ計ルカ為メ如此ノ結果ヲ見ルハ不得止義ニ有之。且文中大滝云々トアルモ漸次上層ノ崩壊セシヨリ今日ニ至テハ瀑布ノ形跡ヲ存セサルモノニシテ、是皆一モ故障ト成ルノ原由無之モノニ付、書面下戻方ヲ照会スルモノトス。

新堰取設之儀ニ付故障願

神田上水助水堀南豊島郡角筈村第三百二十二番地へ平田貞次郎水車設立許可相成候処、今回更ニ右川筋へ新堰取設出願之趣伝聞仕候。

右ハ先般連署ヲ以故障書面御庁へ差出候処、丙第八百六十号ヲ以目今詮議中故書面之儀ハ無謂トノ旨ニテ御下戻相成候ニ付、全ク無根之儀ト存居候処、御庁測量課ヨリ官吏御派出ニテ御測量相成、且新堰張上ケ出願之趣御明示ニ付重テ書面ヲ以懇願仕度候。右場所ハ数丈ノ峻岨ニシテ新堰取設候時ハ非常ノ水量ト相成、誤テ行人ノ顛墜候節ハ甚危険ナルノミナラス、増水ノ為水上ノ地所ハ崩壊其他ノ損害ヲ被ルハ必然ノ事ト存候。且右へ新堰取設ニ及ヒ候時ハ対崖十二双ノ風景ヲ害シ、殊ニ往古ヨリ名称古昔ニモ有之大滝下へ一丈六尺程ノ水堰取設相成トキハ断固大滝ヲ害シ、往年ヨリ古昔ニシテ夏暑ヲ避ル人群集シ夫レカ為メ村民共多少之利益有之処、豈計シ水堰取設相成時ハ大滝ノ高低名唱古昔ヲ失ヒ、一人営業平田貞次郎堰ノ為ニ往年ヨリ存在スル古昔ニ対シ妨害ヲ蒙ルコト無限義ニ付、何卒東京名称古昔ノ事ニ付旧来ノ通存在致シ置度地モ無之トキハ右風景ヲ害シ、村内ノ者共甚々迷惑ニ御座候間、先般該水車設置ノ際新宿警察署ヨリ故障ノ旨御取糺ニ付、従前之水高通り候トキハ故障無之旨上申致シ置候。何卒新堰取設ケノ義ハ御許可不相成ル様連署ヲ以テ此段奉懇願候也。

南豊島郡角筈村

村総代

中野嘉兵衛

(外五名略)

960 平野市蔵 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡松原村

水車所在地 西多摩郡松原村字蔵原九一二番地イ号

地目・面積 原野 二反一畝

(規模)

水輪径一丈

樋口堅六寸 横八寸

平常水深一寸五分

(業種)

精穀業

搗臼二台

(引用)

株屋沢(北秋川支流株屋沢ノ流水)

(沿革)

明治二七年(一八九四)六月新設

961 平野四郎右衛門 水車 (南多摩郡)

所有主住所 南多摩郡加住村高月

水車所在地 南多摩郡加住村高月字切欠一九四六番地

(規模)

水輪径九尺

樋口堅二尺 横二尺

(業種)

精穀業

搗臼六台

(引用)

(秋川切欠田用水路)

(沿革)

明治二七年(一八九四)三月頭書業種に変更

(前)搗臼八台

962 平野時次郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡加住村高月一九四〇番地

水車所在地 南多摩郡加住村高月字切欠一九六四・一九六五・一九七一番地

地目 田

水車場 間口六間×奥行三間三尺 木造杉皮葺平屋建

[規模] 水輪径一丈 幅一尺五寸 木製

樋口 縦八寸 横二尺五寸 勾配一間二付二寸下り

檢定馬力〇・二六五

[業種] 紡績撚糸業

撚糸器械(俗称八丁)二台

[引用] 秋川切欠田用水路(水源ハ西多摩郡東秋留村雨間)

(秋川) ヨリ入り清水亟之助水車ヲ經、南多摩郡加

住村高月字切欠ニ至リ直子ニ秋川ニ合ス)

[沿革] 明治四二年(一九〇九)六月新設

963 平野柳吉 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡横山村館二一四六番地寄留

水車所在地 南多摩郡横山村館字月蔭田中二一四六番地

地目・面積 郡村宅地 一畝八歩

[規模] 水輪径一丈八尺

[業種] 精穀業 製粉業(營業用)

擣臼(三斗張未滿)一〇台

挽臼(一尺五寸未滿)一台

[沿革] 明治二九年(一八九六)五月頭書人買受

売主 伊三部龜藏(南多摩郡横山村館千九百三十

一番地)

964 平原賢一郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡古里村丹三郎一四一番地

水車所在地 西多摩郡古里村丹三郎字水神前一三五番地

[規模] 樋口 縦八寸 横六寸

[業種] 精穀業

擣臼(三斗張未滿)六台

[沿革] 明治三四年(一九〇二)一〇月頭書人相統

被相統人 平原長兵衛(父)

965 平原八太郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡三田村御嶽三〇七番地

水車所在地 西多摩郡三田村御嶽字集峽戸三一〇番地

[業種] 製材業

丸鋸製板器械(径三尺)一台

[引用] [大沢川]

〔沿革〕 明治三四年（一九〇二）二月讓渡

讓受人 池田元吉（西多摩郡三田村御嶽三二〇番地）

讓主 池田弥吉（西多摩郡三田村御嶽三二〇番地）

大正七年（一九一八）一月頭書業種に変更

申請 頭書人平原八太郎

擣臼（三斗張未滿）二二台

（前）挽臼（一尺五寸以上）二台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

平峰 元 水車 〔荏原郡 豊多摩郡〕

所有主住所 荏原郡目黒村上目黒一九八番地

966 一番水車

水車所在地 荏原郡目黒村上目黒字柳町五二七番地

地 目 郡村宅地

〔規模〕 水輪径二丈二尺

堰高二尺三寸

〔業種〕 精穀業（営業用）

擣臼（四斗張）一九台

擣臼（二斗張）八台

〔引用〕 玉川上水三田用水路

〔沿革〕 明治一七年（一八八四）四月継年期

明治三六年（一九〇三）四月讓渡

967 二番水車

水車所在地

〔規模〕 水輪径一丈八尺

馬力二・三六

〔業種〕 製綿業

綿打器械二二台

〔引用〕 玉川上水三田用水鉢山分水路

〔沿革〕 明治一七年（一八八四）九月継年期

明治一九年（一八八六）五月讓渡

讓受人 山下為藏（南豊島郡中渋谷村四九一番地）

讓主 木村浅右衛門（荏原郡上目黒村一九八番地）

明治三二年（一八八九）六月讓渡

讓受人 永田熊吉（荏原郡目黒村上目黒一九八番地）

明治三二年（一八八九）一〇月業種変更

擣臼 (三斗張以上) 一六台

擣臼 (三斗張未滿) 二台

(前) 擣臼 (四斗張) 一五台

擣臼 (二斗張) 二台

明治三四年 (一八九六) 七月頭書業種に変更

明治三四年 (一九〇一) 二月相統

相統人 永田進一 (荏原郡目黒村上目黒一九八番地)

明治三四年 (一九〇一) 二月讓渡

讓受人 吉留利衛 (荏原郡目黒村上目黒一九八番地)

大正二年 (一九一三) 三月廢業

申請 頭書人平峰元

(引用) 谷ツ川

(沿革) 明治三五年 (一九〇二) 四月新設

969 平山猛一 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡平井村三三八五番地

水車所在地 西多摩郡平井村一〇六四番地

(業種) 精穀業 製粉業

擣臼 (三斗張未滿) 一二台

挽臼 (一尺五寸未滿) 一台

(沿革) 明治三八年 (一九〇五) 七月頭書人讓受

讓主 森田秋之助 (西多摩郡平井村一〇六四番地)

968 平本久太郎 水車 (南多摩郡)

所有主住所 南多摩郡由木村鏈水一四五番地

水車所在地 南多摩郡由木村鏈水字東京通一四〇番地 口号

地目・面積 郡村宅地 一〇步

(規模) 水輪径九尺 上射

樋口 縦一尺 横八寸

平常水深三寸

土俵堰高一尺

(業種) 精穀業 (自家用)

擣臼 (一斗三升張) 二台

(引用) 谷ツ川

(沿革) 明治三五年 (一九〇二) 四月新設

969 平山猛一 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡平井村三三八五番地

水車所在地 西多摩郡平井村一〇六四番地

(業種) 精穀業 製粉業

擣臼 (三斗張未滿) 一二台

挽臼 (一尺五寸未滿) 一台

(沿革) 明治三八年 (一九〇五) 七月頭書人讓受

讓主 森田秋之助 (西多摩郡平井村一〇六四番地)

970 比留間邦之助 水車 (北多摩郡)

所有主住所 北多摩郡砂川村一九五七番地

水車所在地 北多摩郡砂川村字上水内一九五七・一九五八番地

地目 郡村宅地

水車場 建坪一二七坪七合五勺 木造板葺平屋建

(規模) 水輪径一丈一尺 木製

樋口 縦一間四尺 横四尺 長三間

平常水深七寸

檢定馬力一・四五五

〔業種〕

製糸業

製糸線枠一〇四個

〔引用〕

玉川上水砂川村外七ヶ村普通水利組合用水路

〔沿革〕

明治三十七年（一九〇四）二月新設

971 広瀬市右衛門

水車 〔南多摩郡〕

所有主住所

南多摩郡鶴川村小野路一〇〇五番地

水車所在地

南多摩郡鶴川村小野路字別所三一五九番地

〔規模〕

水輪径八尺

〔業種〕

精穀業（営業用）

搗臼（一斗張未滿）二台

〔沿革〕

明治八年（一八七五）二月（新設）許可

明治四〇年（一九〇七）二月廃業

972 広瀬留吉 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所

西多摩郡青梅町青梅五番地

水車所在地

西多摩郡青梅町青梅字大柳地先

地目

川敷（官有地）

〔規模〕

水輪径九尺

〔業種〕

精穀業 製粉業（営業用）

搗臼（一斗張）二台

搗臼（一斗五升張）二台

挽臼（一尺三寸五分）一台

〔引用〕

多摩川

〔沿革〕

明治二十七年（一八九四）二月売買

買主 真仁田半蔵（西多摩郡青梅町青梅一三四番地）

売主 荒井吉五郎（西多摩郡青梅町青梅一四〇四番地）

〔業種〕

明治二十七年（一八九四）一二月売渡

買主 早川茂吉（西多摩郡青梅町青梅五九五番地）

明治三二年（一八九九）一〇月売渡

買主 野村光造（西多摩郡青梅町青梅三三七番地）

明治三十七年（一九〇四）一月頭書人買受

973 広田熊吉 水車 〔荏原郡〕

所有主住所

荏原郡世田ヶ谷村代田七八四番地

水車所在地

荏原郡世田ヶ谷村西原八二八番地

〔規模〕

水輪径一丈二尺

堰高四尺五寸

〔業種〕

精穀業（営業用）

搗臼（一斗張）六台

〔引用〕

荏原川北沢分水路

〔沿革〕

明治一四年（一八八一）六月継年期

ふ

明治三十一年（一八九八）一〇月頭書人相続

被相続人 広田助左衛門（荏原郡世田ヶ谷村代田
七八四番地）

975 深野桂藏外一名共有 水車 [北豊島郡]

惣代人住所 北豊島郡中新井村中新井二〇三〇番地
水車所在地 北豊島郡中新井村中新井二〇三〇番地

〔規模〕 水輪径二丈

堰高四尺三寸

〔業種〕 精穀業 製粉業（営業用）

搗臼（四斗張）二〇台

搗臼（二斗張）二三台

挽臼（一尺五寸以上）一台

挽臼（一尺五寸未満）二台

〔引用〕 千川上水路

〔沿革〕 明治一四年（一八八二）七月継年期

明治二三年（一八九〇）一月頭書人（長男）相続、頭
書業種に変更

被相続人 深野惣左衛門

搗臼（四斗張）一五台

（前）搗臼（二斗張）二三台

挽臼四台

明治二九年（一八九六）七月継年期

974 深沢崎太郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡忠生村凶師一九八七番地

水車所在地 南多摩郡忠生村凶師字九号一七六三番地

〔規模〕 水輪径八尺

馬力〇・〇六

〔業種〕 精穀業 紡績業

搗臼（二斗張）三台

紡績器械

〔引用〕 〔小山田川〕

〔沿革〕 明治三十六年（一九〇三）二月頭書人相続

被相続人 深沢右五門（父）

明治三十六年（一九〇三）二月廃業

976 深谷定平 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡小平村鈴木新田四三〇番地

水車所在地 北多摩郡小平村鈴木新田四二〇番地

〔沿革〕 明治四一年（一九〇八）三月廃業

977 福沢一太郎 水車 〔芝区〕

所有主住所 芝区三田二丁目二番地

水車所在地 芝区白金三光町字雷神下一六五番地

〔規模〕 鉄製ハアーキエルス式水車

堰高五尺三寸 幅四尺七寸三分

検定馬力二・五二三

〔業種〕 葉種細末業

搗臼（四斗張）一八台（葉種細末用）

搗臼（二斗張）四台（葉種細末用）

〔引用〕 玉川上水三田用水白金分水路

〔沿革〕 明治一七年（一八八四）一〇月頭書人買受

売主 中沢周蔵

明治二五年（一八九二）二月頭書業種に変更

搗臼（四斗張）三台

〔前〕 搗臼（三斗張）四台

搗臼（二斗張）一六台

明治三四年（一九〇一）六月頭書水車形式に変更

〔前〕 日本形水車水輪径一丈二尺

978 福沢諭吉 水車 〔南豊島郡〕

所有主住所 芝区三田二丁目二番地

水車所在地 南豊島郡渋谷村麻布広尾町八九番地

〔規模〕 水輪径一丈二尺

堰高六尺 幅九尺

〔業種〕 精米業（営業用）

搗臼（四斗張）九台

〔沿革〕 明治一七年（一八八四）一月継年期

明治二九年（一八九六）一月頭書業種に変更

〔前〕 搗臼（三斗張）八台

搗臼（二斗張）三台

明治二九年（一八九六）二月頭書人讓受

讓主 原田梅次郎（麻布区田島町四六番地）

979 福島寛左衛門 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡三田村二俣尾九二二番地

水車所在地 西多摩郡三田村二俣尾字上生原八八八番地口号

地目・面積 郡村宅地 一畝二二步

〔規模〕 水輪径二丈一尺

樋口豎一尺 横八尺五寸

平常水深六寸

馬力六・七〇二

〔業種〕

精穀業 製粉業（営業用） 製材業

搗臼（三斗張未滿）九台

挽臼（一尺五寸以上）三台

丸鋸（徑三尺）一台

丸鋸（徑二尺八寸）一台

〔沿革〕

明治四年（一八七二）新設

明治三四年（一八九一）業種変更

搗臼九台

挽臼一台

（前）搗臼九台

挽臼三台

明治二九年（一八九六）七月業種変更

搗臼九台

挽臼（一尺五寸以上）二台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

明治三三年（一九〇〇）一月業種変更

搗臼（三斗張未滿）九台

挽臼（一尺五寸以上）一台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

丸鋸（徑二尺八寸）一台

明治三七年（一九〇四）二月頭書業種に変更

福島邦家 水車〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡小宮村西中野六一四番地

980 一番水車

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字山王林一三二四番地

地目 田

水車場 間口七間三尺×奥行四間 木造板葺平屋建

〔規模〕

水輪徑一丈二尺 幅二尺 木製

樋口横三尺 長二間

水深四寸

無堰

檢定馬力〇・一三一

〔業種〕

紡績業

八丁三台

糸操台一八台

下夕卷一挺

〔引用〕

小宮村仲田田用水路（南多摩郡小宮村西中野字根付

屋敷通森林ヨリ湧出スル田用水路）

〔沿革〕

大正二年（一九一三）四月新設

大正七年（一九一八）二月繼年期

981 二番水車

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字山王林一三五一番地

地目 田

水車場 間口七間三尺×奥行四間 木造板葺平屋建

〔規模〕

水車径一丈二尺 幅二尺 木製

樋口幅三尺 長二間

水深四寸

無堰

検定馬力〇・一三二

〔業種〕

紡績業

八丁三台

糸操台一八台

下夕卷一挺

〔引用〕

小宮村仲田田用水路(南多摩郡小宮村西中野字根付屋敷通森林ヨリ湧出スル田用水路)

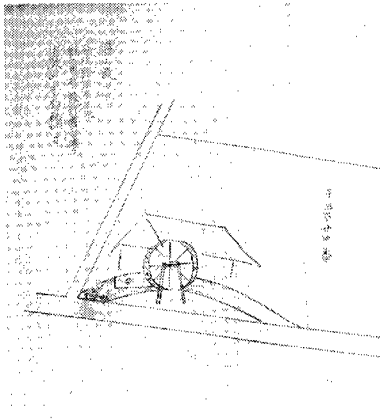
〔沿革〕

大正二年(一九一三)四月新設

大正七年(一九一八)一二月継年期

(参考)

〔下射図〕



982 福島久兵衛 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡古里村大丹波一〇二番地

水車所在地 西多摩郡古里村大丹波字南平地先

地目 川敷(官有地)

〔規模〕

水輪径一丈

樋口径八寸 横六寸

〔業種〕

精穀業(家用)

搗臼(三斗張未滿)二台

〔沿革〕

明治四十一年(一九〇八)一月廃業

983 福島民次郎 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡成木村上成木下分一三六〇番地

水車所在地 西多摩郡成木村上成木下分子久道一三六〇番地

地目・面積 郡村宅地 一反二六歩

〔規模〕

水輪径八尺

樋口径八寸 横一尺五寸

平常水深四寸

〔業種〕

精穀業

搗臼(三斗張未滿)二台

〔引用〕

〔成木川〕

〔沿革〕

明治三十四年(一九〇一)七月頭書人相続

被相続人 福島五兵衛(兄)

大正四年（一九一五）二月廢業

984 福島保 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡横山村散田五二五番地

水車所在地 南多摩郡横山村散田五二五番地

[規模] 水輪径一丈二尺 幅二尺 木製

[業種] 紡績燃糸業

燃糸和製器械一台

[引用] 浅川上柗田分水路（南多摩郡浅川村上柗田字原ヨリ

同郡横山村散田字新地ニ至ル私設共用水路）

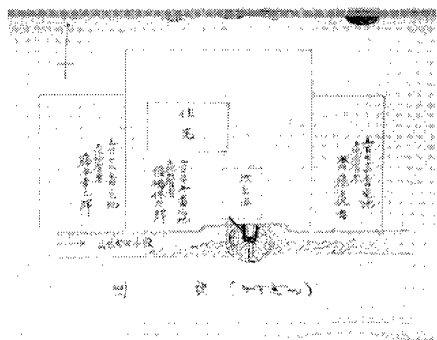
一現在ノ水路ニ二柱ヲ建設シ、之ニ水車軸ヲ架シ水車輪

ノ回転スルト共ニ室内装置ノ燃糸器械ヲ運転スル一

[沿革] 大正三年（一九一四）四月新設

(参考)

[燃糸水車現況図]



985 福島友助 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡稲城村東長沼

水車所在地 南多摩郡稲城村東長沼字坂須二九四〇番地

[業種] 紡績業

紡績器械

[沿革] 明治一九年（一八八六）九月頭書人相続

被相続人 福島平之丞

明治二七年（一八九四）七月廢業

986 福島保次 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡三田村沢井下分

水車所在地 西多摩郡三田村沢井下分字塚瀬七四八番地イ号

地目・面積 郡村宅地 一畝一步

[業種] 精穀業（営業用）

搗臼四台

[沿革] 明治二七年（一八九四）五月廢業

987 福田伊之助 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡千歳村下祖師ヶ谷一四八二番地

水車所在地 北多摩郡千歳村下祖師ヶ谷字村越一四八二番地

[規模] 樋口堅六尺 横三尺五寸

水深二尺五寸
〔業種〕 精穀業 製粉業（營業用）

搗臼八台
搗臼三台

〔引用〕 大川―三鷹村字新川丸池ノ流末ノ字打越―
〔沿革〕 明治二九年（一八九六）六月頭書業種に變更

（前） 搗臼八台
搗臼二台

988 福田甚五兵衛 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡三田村二俣尾一〇七九番地
水車所在地 西多摩郡三田村二俣尾字西城一一六三番地
地目・面積 山林 二反

水車場 豎二間×横一間 木造杉皮葺平屋建
〔規模〕 水輪径一丈 上射
掛樋横六寸 長五間

〔業種〕 精穀業

搗臼（三斗張未滿）二台

〔引用〕 西城沢（多摩川支流字西城ノ溪流）
〔沿革〕 明治三七年（一九〇四）三月新設

藤倉桂助 水車 〔荏原郡〕

所有主住所 荏原郡大崎村下大崎四七六番地
989 一番水車

水車所在地 荏原郡大崎村下大崎四六八番地
〔規模〕 水輪径一丈四尺 上射
堰高一尺

〔業種〕 精米業（營業用） 硝子磨業

搗臼（四斗張）一二台
摺硝子磨器械一〇台

〔引用〕 玉川上水三田用水大崎分水路
〔沿革〕 明治三三年（一八九〇）五月新設

明治二八年（一八九五）三月売買
買主 松本栄蔵（芝区三田二丁目一六番地）
賣主 飯島幸三郎（荏原郡大崎村下大崎一〇二番地）

明治二八年（一八九五）八月業種變更
搗臼（四斗張）一二台

（前） 搗臼（四斗張）九台
明治三〇年（一八九七）七月売渡

買主 忍沢清次郎（荏原郡大崎村上大崎四六八番地）
明治三四年（一九〇一）四月売渡

買主 狩野鎌吉（荏原郡大崎村下大崎三三四番地）
明治三六年（一九〇三）一月頭書人買受
明治三六年（一九〇三）三月廢業

990 二番水車

水車所在地 在原郡大崎村下大崎四七七番地

水車場 間口四間×奥行五間 木造板葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈四尺 上射

樋口横二尺

水深一尺

木堰高一尺

検定馬力一・八六六

〔業種〕 製紐業

鑄鉄製組紐器械三五台

〔引用〕 玉川上水三田用水品川分水大崎水路

〔沿革〕 明治三六年（一九〇三）六月新設

（明治四一年（一九〇八）二月廃業力）

〔業種〕 製材業

円鋸（径三尺）二台

〔引用〕 成木川

〔沿革〕 大正七年（一九一八）七月新設

992 藤原文吉 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡増戸村字三内五〇七番地

水車所在地 西多摩郡増戸村字三内坂口二八六番地

地 目 田

〔規模〕 水輪径一丈八尺 木製 箱車

水路幅二尺 長一〇間

水深二尺

〔業種〕 精穀業

搗臼（三斗張未満）八台

〔引用〕 深沢川（西多摩郡増戸村三内坂口二八七番田・二八

八番山林地先明治村深沢川ヲ引用ス）

〔沿革〕 大正二年（一九一三）二月新設

991 藤野幸十郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡成木村上成木上分六二七番地

水車所在地 西多摩郡成木村上成木上分子高土戸五九〇番地イ号

地目・面積 原野（芝地） 二四歩

水車場 木造杉皮葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈二尺五寸 上射

懸樋横三尺五寸 長七五間

堰（丸太及石）高七尺 幅一間 長五間三尺

993 古川源太郎 水車 〔豊多摩郡〕

所有主住所 麴町区永田町二丁目一番地

水車所在地 豊多摩郡渋谷村中渋谷二一七番地

〔規模〕 水輪径一丈九尺

〔業種〕 精穀業（營業用）

搗臼（三斗張以上）五九台

搗臼（三斗張未滿）四台

〔引用〕 波谷川

〔沿革〕 明治一六年（一八八三）九月継年期

明治二年（一八八八）三月業種変更

搗臼（三斗張以上）六〇台

搗臼（三斗張未滿）四台

（前）搗臼（三斗張未滿）四七台

明治二四年（一八九一）一〇月頭書人譲受

讓主 深川亮藏（麴町区永田町二丁目一番地）

明治三九年（一九〇六）六月業種変更

搗臼（三斗張以上）五七台

搗臼（三斗張未滿）四台

明治四二年（一九〇九）五月頭書業種に変更

994 古屋亀吉 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡吉野村柚木八〇五番地

水車所在地 西多摩郡三田村沢井下分字平溝一五〇番地

地目・面積 宅地 二八歩

〔規模〕 水輪径一丈八尺

箱算 縦七寸 横九寸

平常水深一寸六分

〔業種〕 精穀業 製粉業（營業用）

搗臼（三斗張未滿）一〇台

挽臼二台

〔沿革〕 明治二八年（一八九五）四月頭書人買受

売主 青木広吉（西多摩郡三田村沢井下分）

明治四一年（一九〇八）九月頭書業種に変更

搗臼七台

（前）挽臼二台

995 古山安兵衛 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡大久野村五〇〇七番地

水車所在地 西多摩郡大久野村字長井五〇六九番地

地目・面積 郡村宅地 八歩

〔規模〕 水輪径一丈

水路深二一〇分 幅六寸五分

〔業種〕 精穀業（營業用）

搗臼（一斗張）三台

〔引用〕 〔北大久野川〕

〔沿革〕 元治元年（一八六四）九月新設

明治三二年（一八九九）七月廢業

ほ

996 星野金次郎 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡小金井村小金井新田五五五番地二号

水車所在地 北多摩郡小金井村小金井新田字上水通五五五番地口

号

地目・面積 郡村宅地 五畝二八歩

[規模] 水輪径二丈

樋口 縦一尺五寸 横三尺五寸 長五間

平常水深一尺

堰高二尺 幅四尺

[業種] 精穀業 製粉業

搗臼 (三斗張以上) 二台

搗臼 (三斗張未滿) 二二台

挽臼 (一尺五寸以上) 二台

挽臼 (一尺五寸未滿) 一台

[引用] 小金井村小金井田用水路

[沿革] 明治三五年 (一九〇二) 二月新設

997 星野治亮 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡小金井村小金井一四三九番地

水車所在地 北多摩郡小金井村小金井字西ノ台一四三九番地

地目・面積 郡村宅地 三反一二歩

[規模] 水輪径一丈二尺

樋口 縦七寸八分 横七寸五分

[業種] 精穀業 (営業用)

搗臼 (三斗張未滿) 四台

[引用] [玉川上水小金井分水路]

[沿革] 明治三四年 (一九〇二) 二月頭書人相続

被相続人 星野治右衛門 (父)

明治四〇年 (一九〇七) 一月廃業

明治四〇年 (一九〇七) 一月頭書業種に変更

(前) 搗臼 (三斗張未滿) 二二台
挽臼 (一尺五寸以上) 二台

998 星野谷清五郎外三名共有 水車 [荏原郡]

惣代人住所 荏原郡蒲田村女塚三二〇番地

水車所在地 荏原郡蒲田村女塚三二六番地

[規模] 水輪径一丈八尺

〔業種〕

堰高一尺四寸

精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(四斗張) 六台

搗臼(二斗張) 六台

挽臼(一尺六寸) 一台

〔引用〕

蒲田村悪水路

〔沿革〕

明治一八年(一八八五) 二月継年期

明治一八年(一八八六) 八月頭書業種に変更

(前) 搗臼(四斗張) 六台
搗臼(二斗張) 六台

明治二八年(一八九五) 五月廢業

999 細田三之丞 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡久留米村落合三三五番地

水車所在地 北多摩郡久留米村落合字落合川岸二七八番地

〔業種〕 精穀業(営業用)

搗臼(三斗張未滿) 一二台

〔沿革〕 明治三五年(一九〇二) 三月業種変更

搗臼(三斗張未滿) 七台

(前) 搗臼(三斗張未滿) 五台

明治三六年(一九〇三) 二月頭書人相続

被相続人 細田栄次郎(北多摩郡久留米村落合字)

落合川岸二七八番地)

明治三八年(一九〇五) 一〇月頭書業種に変更

1000 細野定吉 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡戸倉村一二九六番地

水車所在地 西多摩郡小宮村乙津字足瀬一番地

地目・面積 畑 九歩

〔規模〕 水輪四ツ柄杓

無堰

〔業種〕 精麦業(自家用)

搗臼(三斗張未滿) 一台

〔引用〕 足瀬川→秋川→落込ム小川→

〔沿革〕 明治三五年(一九〇二) 一二月新設

1001 細瀬三左衛門 水車 [豊多摩郡]

所有主住所 豊多摩郡高井戸村上高井戸四五三番地

水車所在地 豊多摩郡高井戸村上高井戸字中久保四五三番地

〔規模〕 水輪径二丈一尺

〔業種〕 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(三斗張以上) 一台

搗臼(三斗張未滿) 九台

挽臼（一尺六寸以上）二台

〔引用〕 玉川上水北沢分水路

〔沿革〕 明治一六年（一八八三）五月継年期

明治三〇年（一八九七）五月売買

買主 相場真吾（京橋区南伝馬町一丁目一六番地）

売主 細瀨三左衛門（豊多摩郡高井戸村上高井戸

四五三番地）

明治三二年（一八九八）七月頭書人買受

1002 堀江仁右衛門 水車〔北豊島郡〕

所有主住所 北豊島郡王子村堀ノ内九四二番地

水車所在地 北豊島郡王子村堀ノ内四一三番地

水車場 竪一間×横六間

〔規模〕 水輪径二丈三尺

無堰

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼（三斗張以上）四三台

搗臼（三斗張未満）四台

〔引用〕 石神井川三ヶ村用水路

〔沿革〕 明治一五年（一八八二）四月継年期

明治二〇年（一八八七）四月業種変更

搗臼（四斗張）三七台

搗臼（一斗張）一台

〔前〕搗臼（四斗張）三六台

明治三七年（一九〇四）頭書業種に変更

1003 堀江弥助 水車〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡由井村堀之内二一五〇番地

水車所在地 南多摩郡由井村堀之内字二六号二一五〇番地口号

地目・面積 宅地 二畝四歩

〔規模〕 水輪径一丈八尺

樋口竪二尺 横二尺五寸

平常水深四寸

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼八台

挽臼一台

〔沿革〕 明治一九年（一八八六）六月（新設）許可

大正七年（一九一八）五月廢業

1004 堀口寅吉 水車〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡由木村東中野一八六四番地

水車所在地 南多摩郡由木村東中野字二〇号一四二五番地

地目・面積 郡村宅地 二畝二四歩

〔規模〕 水輪径一丈八尺 幅二尺

樋口 縦二尺 横三尺

平常水深五寸

〔業種〕 精穀業 製粉業（営業用）

搗臼（二斗張）一二台

挽臼（一尺七寸）一台

〔引用〕 大栗川

〔沿革〕 明治三二年（一八九八）五月新設

1005 堀部文右衛門外三三名共有 水車 〔西多摩郡〕

惣代人住所 西多摩郡東秋留村小川

水車所在地 西多摩郡東秋留村小川字秋見崎一三四二番地

地目・面積 郡村宅地 二畝

〔規模〕 水輪径一丈六尺

樋口 縦四尺 横四尺

水深五寸

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼（三斗張以上）八台

搗臼（三斗張未満）四台

挽臼（一尺五寸以上）一台

〔引用〕 秋川分水路

〔沿革〕 明治二八年（一八九五）六月頭書規模等に変更

水輪径一丈一尺

〔前〕 樋口 縦二尺五寸 横二尺五寸

水深三寸

搗臼六台

1006 堀部利兵衛 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡加住村高月一二二四番地

水車所在地 南多摩郡加住村高月字瀬戸川原五五・五六番地

地目・面積 宅地 二畝九步

〔規模〕 水輪径一丈七尺

樋口 縦三尺 横三尺

〔業種〕 精穀業 製粉業（営業用）

搗臼（二斗張）一一台

挽臼（一尺五寸未満）一台

〔沿革〕 明治二七年（一八九四）三月頭書業種に変更

〔前〕 搗臼（二斗張）一五台

挽臼（一尺五寸未満）一台

明治三八年（一九〇五）九月焼失廃業

ま

1007 牧野成正 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡忠生村上小山田二五一九番地

水車所在地 南多摩郡忠生村上小山田字一九号二四四番地

地目・面積 田 二〇歩

水車場 間口一間三尺×奥行一間三尺 高一間二尺 木造平

屋建

[規模] 水輪径九尺五寸 木製

樋口 四寸 横四寸

堰幅 五尺 長二間

[業種] 精米業 生糸揚返業

搗臼 (一斗三升張) 三台

生糸揚返器械

[引用] 鶴見川支流 (鶴見川上流ナル小川ヲ使用)

[沿革] 大正九年 (一九二〇) 一二月新設

牧野万次郎 水車 [南多摩郡]

1008 一番水車

所有主住所 南多摩郡八王子町横山二七番地

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字安戸一三三一・一三三三番地

水車場 間口七間×奥行三間三尺

[規模] 水輪径一丈二尺 幅二尺 木製

樋口 横三尺 長二間

水深 四寸

無堰

馬力 〇・二

[業種] 紡績業

八丁三台

糸操台 二〇台

下夕卷 二挺

[引用] 川口川安戸分水路 (南多摩郡小宮村字根付屋敷通ノ

森林ヨリ湧出スル字安戸田用水)

[沿革] 明治三六年 (一九〇三) 八月売買

買主 龜谷金次郎 (南多摩郡八王子町本町二〇番地)

売主 福島文太郎 (南多摩郡小宮村西中野一三三三

番地)

明治三九年 (一九〇六) 一月業種變更

搗臼 (三斗張未滿) 一八台

挽臼 (一尺五寸未滿) 二台

1009 二番水車

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字安戸一三三・一三三番地

水車場 間口七間×奥行三間三尺

〔規模〕 水輪径一丈二尺 幅二尺 木製

樋口横三尺 長二間

水深四寸

無堰

馬力〇・二

〔業種〕 紡績業

八丁三台

糸操台二〇台

下夕卷二挺

〔引用〕 川口川安戸分水路(南多摩郡小宮村字根付屋敷通)

森林ヨリ湧出スル字安戸田用水)

〔前〕 擣臼(三斗張未滿)二九台
挽臼(一尺五寸未滿)二台

明治四二年(一九〇九)二月売渡

買主 天野仙藏(南多摩郡日野町日野二七五番地)

明治四三年(一九一〇)三月頭書業種に変更

申請 頭書人牧野万次郎

〔前〕 擣臼(三斗張未滿)一八台

挽臼(一尺五寸未滿)一台

〔沿革〕 明治四三年(一九一〇)七月新設

1010 益戸菊太郎外四名共有 水車 (荏原郡)

惣代人住所 荏原郡碑衾村衾一七五七番地

水車所在地 荏原郡碑衾村衾字中一ツ木二五七三番地

〔規模〕 水輪径一丈二尺

〔業種〕 精穀業(営業用)

擣臼(一斗張)五台

〔引用〕 呑川―駒沢村駒沢出水流末―

〔沿革〕 明治一八年(一八八五)六月継年期

明治二三年(一八九〇)六月継年期

1011 増田久右衛門 水車 (北多摩郡)

所有主住所 北多摩郡久留米村落合二四九番地

水車所在地 北多摩郡久留米村落合二四九番地

〔業種〕 精穀業 製粉業

擣臼(三斗張未滿)一五台

挽臼(一尺五寸以上)二台

〔沿革〕 明治三六年(一九〇三)一二月頭書業種に変更

〔前〕 擣臼(三斗張未滿)八台

挽臼(一尺五寸以上)三台

1012 増田丈之助 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡霞村今寺七七八番地
水車所在地 西多摩郡霞村今寺字霞ヶ関七四八番地

[規模] 水輪径一丈二尺 中射
樋口 縦八寸 横二尺二寸

[業種] 精穀業 製粉業(営業用)

擣臼(三斗張未滿) 五台

挽臼(一尺五寸未滿) 一台

[引用] [霞村] 田用水路

[沿革] 天保一〇年(一八三九) 三月新設

明治一七年(一八八四) 三月相統

相統人 増田伝次郎

被相統人 増田今次郎(父)

明治二七年(一八九四) 七月頭書人相統

被相統人 増田伝次郎(父)

明治三七年(一九〇四) 九月廃業

1013 増田平五郎 水車 [豊多摩郡]

所有主住所 豊多摩郡落合村葛ヶ谷一九二番地
水車所在地 豊多摩郡落合村葛ヶ谷二八六番地

[規模] 馬力〇・二〇四九五(紡織分)

[業種] 精穀業 紡織業

擣臼(二斗張未滿) 七台
紡織器械

[沿革] 大正五年(一九一六) 九月廃業

1014 町田喜作 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡浅川村上柵田一六一四番地
水車所在地 南多摩郡浅川村上柵田字川原之宿一五九九番地イ号ノ二

[規模] 水輪径一丈二尺 幅二尺五寸 木製

樋口 縦一尺 横三尺 長三間

[業種] 製材業

金属製丸鋸

[引用] 浅川

[沿革] 明治四〇年(一九〇七) 八月新設

1015 松井与三郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡恩方村下恩方一三九四番地
水車所在地 南多摩郡恩方村下恩方字松嶽一三九〇番地卜号

地目・面積 畑 八畝歩

[規模] 水輪径一丈一尺

樋口 縦五寸 横一尺五寸

水深一寸

無堰 流込

〔業種〕
紡績業

〔引用〕 浅川〔松嶽〕分水路（浅川通り田用水）

〔沿革〕 明治二九年（一八九六）一二月新設

明治三〇年（一八九七）一月廢業

1016 松沢久吉 水車 〔荏原郡〕

所有主住所 荏原郡目黒村上目黒七四五番地

水車所在地 荏原郡世田ヶ谷村代田字砂利場六五〇番地

地目・面積 郡村宅地 四畝

〔規模〕 堰高四尺五寸

〔業種〕 精穀業 製粉業（營業用）

搗臼（四斗張）一台

搗臼（二斗張）三台

搗臼（一斗張）一台

挽臼（一尺八寸）一台

〔引用〕 荏原川上北沢分水路

〔沿革〕 明治一五年（一八八二）一月繼年期

明治三二年（一八九九）六月讓渡

讓受人 池田紋次郎（荏原郡松沢村松原二一六九番地）

讓主 吉沢綱次郎（荏原郡世田ヶ谷村代田四九六

番地）

明治三三年（一九〇〇）九月讓渡

讓受人 輕部五郎（荏原郡世田ヶ谷村世田ヶ谷三三五番地）

三五番地）

明治三六年（一九〇三）七月讓渡

讓受人 田中綱次郎（荏原郡世田ヶ谷村若林一八

六番地）

明治三六年（一九〇三）八月頭書人買受

1017 松沢孫太郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡大久野村四六〇九番地

水車所在地 西多摩郡大久野村字松尾四五六九番地

地目・面積 宅地 五歩

〔業種〕 精穀業（營業用）

搗臼（一斗五升張）五合

挽臼（一尺三寸）一台

〔沿革〕 明治三〇年（一八九七）三月頭書人相続

被相続人 松沢万吉（父）

1018 松島保吉 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡小河内村原五〇八番地

水車所在地 西多摩郡小河内村原五〇八番地

1019 松村サク 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡八王子町元子安一八八七番地
 水車所在地 南多摩郡八王子町元子安字北田一八八七番地
 地目 宅地

〔規模〕 水輪径一丈 滝落一尺五寸

樋口 縦三尺 横三尺

水深 五寸

水路 深五寸 幅四尺

検定馬力 〇・二九六

〔業種〕 紡績業

紡績器械 三組

〔引用〕 (北田堀田用水路)

〔沿革〕 明治二七年(一八九四)三月業種変更

搗臼 一四台

挽臼 一台

(前) 搗臼 一四台

挽臼 二台

明治二八年(一八九五)三月焼失
 明治三四年(一九〇二)七月頭書に再設
 明治三九年(一九〇六)一〇月頭書人買受
 売主 西村茂三郎(南多摩郡八王子町元子安六〇六番地)

1020 松本逸作 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡小宮村西中野六三八番地
 水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字根付屋敷通六三八番地
 地目 宅地

水車場 間口五間×奥行三間 木造板葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈 幅二尺 木製

樋口 縦二寸 横二尺 長九尺

無堰

検定馬力 〇・一〇五

〔業種〕 紡績業

八丁二台

糸操台 一六台

下夕卷 二挺

〔引用〕 小宮村柳橋通田用水路(南多摩郡小宮村西中野字根

付屋敷通森林ヨリ湧出スル字柳橋通田用水ヲ使用)

〔沿革〕 明治四二年(一九〇九)八月新設

1021 松本亥平 水車 [麻布区]

所有主住所 芝区新桜田町一九番地

水車所在地 麻布区麻布広尾町字八郎右衛門新田一三三番地

[規模] 有堰

[業種] 精米業(営業用)

擣臼(三斗張以上) 八〇台

[引用] 玉川上水吐捨路―古川筋―

[沿革] 明治一六年(一八八三) 六月繼年期

明治二一年(一八八八) 六月繼年期

(明治二三年(一八九〇) 一月迄許可)

(参考)

(明治二十一年六月四日)

水車営業延期願

芝区新桜田町十九番地

松本亥平

麻布区麻布広尾町百三十四番地

山川平造外八名

指令 按

書面願ノ趣聞届。明治二十三年一月迄更ニ営業差許候。尤モ他ニ妨碍ヲ生シタルトキ又ハ官ノ都合ニ依テハ年限中ト雖トモ自費ヲ以テ為取除候義モ可有之候条、此旨予テ可相心得事。

(理由) 本願水車ニケ所ハ麻布広尾町字八郎右衛門新田ニ於テ古川筋ニ設置シタルモノニシテ、右川筋ハ追テ改修ノ見込アルニ

1022 松本亥平外一名共有 水車 [麻布区]

惣代人住所 芝区新桜田町一九番地

水車所在地 麻布区麻布広尾町字八郎右衛門新田一三四番地

[規模] 水輪径一丈八尺 幅三尺

有堰

馬力二・〇

[業種] 印刷業

活版印刷器械

[引用] 玉川上水吐捨路―古川筋―

[沿革] 明治一三年(一八八〇) 三月(新設) 許可

申請人 青山八郎右衛門

明治一九年(一八八六) 八月頭書人外一名讓受

讓受共有者 山川平蔵(麻布区麻布広尾町一三四

番地寄留)

讓主 手塚義明(芝区烏森町四番地) 外一名

明治二〇年(一八八七) 一月新規共有人参加

新共有人 加島岩太郎(麻布区麻布広尾町三三四番地)

明治二一年(一八八八) 四月頭書水輪径、頭書業種
に変更

(前) 水輪径二丈二尺 幅三尺

時計製造用器械

(参考一)

水車修繕及ヒ転業願

一 水車 一ヶ所

従前水輪直径二丈二尺

麻布区麻布広尾町百三十四番地

同 幅 三尺

字八郎右衛門新田ニ取設ケ有之

但シ時計製造場

修繕并ニ転業仕法

水輪直径一丈八尺

同 幅 三尺

但シ活判印刷業

右ハ去明治十三年三月中青山八郎右衛門外一名へ御許可相成居、其
後転々自分共^江讓受ケ猶二十三年一月迄年期引継キ御許可ヲ得営業
罷在候処、該水車破損仕候ニ付今般前書ノ通り修繕相加へ、輪径ヲ
減縮シ活判印刷営業仕度、尤モ水車構造方ニ於テハ時計製造ノ器械
ト毫モ異ラス、當夕輪径ヲ減縮セシノミナリ。前頭事実ニ付御許可
被成下度、此段奉願ヒ候也。

明治二十一年四月十五日

右

芝区新桜田町十九番地

松本玄平[㊦]

麻布区麻布広尾町百三十四番地

寄留栃木県平民山川平造[㊦]

同区麻布新網町二丁目七十一番

地寄留

千葉県平民 加島岩太郎[㊦]

芝区松本町四十四番地

地主 高田小次郎[㊦]

東京府知事男爵 高崎五六殿

(参考二)

水車製系器械ヲ米舂器械ニ変更願

ハ御許可不相成候様致度願ヒ

ヒ

東京府下麻布区広尾町二番地字八郎右衛門新田地内ニ松本玄平山川
平造兩名ニテ設立相成居候水車製系所器械ヲ、此度米舂水車器械ニ
変更営繕仕度右兩名ヨリ出願致ス旨伝承仕候。然ルニ右製系所ノ儀
ハ私住居ノ家屋ニ接近シ候ニ付、若シ之ヲ米舂器械ニ変更シ数十本
ノ杵臼ヲ建並ヘ器械ヲ運転スルモノナラバ一斉ニ轟キ出シ、家屋之
力為ニ震動破損シ、將又公務ノ御用談モ不整ハ勿論家内言語モ通ス
ル能ハス、且ツ夜中安眠ヲ妨ケ連モ住居ノ安寧ヲ保チ候様不相叶必
至困難ニ陥リ可申候間、器械変更ノ願ヒハ御許可不相成候様特別ノ

御保護奉仰度、予メ此段歎願仕候也。

明治二十年十一月五日

東京府芝区三田小山町四番地

寄留北海道庁士族

警視総監子爵 三島通庸殿

調所広丈㊦

東京府知事男爵 高崎五六殿

(実地検査ニ及ヒタルニ未タ器械変更等ニ着手セシ模様アラス)

(参考三)

(明治二十一年五月二日)

水車転業願ノ義ニ付通牒按

警視庁宛

東京府

麻布区広尾町字八郎右衛門新田ニ設置有之候水車営業換目論見中ノ由伝聞候趣ニテ、芝区三田小山町調所広丈ヨリ故障申立ノ書面客年十一月七日付ヲ以御移牒有之候ニ付夫々取調候ニ、同人申立ノ如ク更ニ米搗業相開キ候テハ或ハ近傍居住者ノ安眠ヲ妨クル等ノ患モ可有之ニ付、予メ水車営業人ヘ其旨申諭置候処、今般活版印刷業ニ相改メ度旨出願有之、右ハ現ニ人家稠密ナル市街中ニ於テモ比々営業致居候次第ニシテ、且本件水車ノ如キハ人家密接ノ場所ニモ無之旁近傍ニ於テ故障アルヘキ筋無之ト認メ候ニ付、願意聞届候条為念此段及御通牒候也。

(理由) 本件水車転業願ノ義ニ付テハ曩ハ隣地調所広丈ヨリ故障ノ申立アリシ由ニテ、警視庁ヨリ書類引継アリシニ、夫々取調ノ末、別段近傍ニ障碍ナキヲ認メ願意ヲ許可シタルニ依リ、本文通牒ヲ為スモノトス。

1023 松本欽太郎 水車 [荏原郡]

所有主住所 荏原郡世田ヶ谷村世田ヶ谷一〇四一番地

水車所在地 荏原郡世田ヶ谷村世田ヶ谷字元宿一〇四一番地

(規模) 水輪径一丈七尺

堰高四尺二寸

(業種) 精穀業

搗臼(四斗張) 六台

搗臼(一斗張) 一三台

玉川上水鳥山分水路

(引用) 明治一六年(一八八三) 一二月継年期

明治一九年(一八八六) 一二月業種変更

搗臼(四斗張) 六台

搗臼(一斗張) 四台

搗臼(四斗張) 二台

(前) 搗臼(一斗張) 八台

挽臼一台

明治二七年(一八九四) 九月頭書業種に変更

1024 松本庄藏 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡西府村字本宿三四八三番地

水車所在地 北多摩郡立川村字大和田下一一九番地

地目・面積 田 三畝二步

水車場 梁間二間×桁行四間 木造草葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈二尺七寸 幅二尺 木製

樋口縦三間 横一間

平常水深二寸

無堰

〔業種〕 精穀業 製粉業（営業用）

搗臼（四斗張）二台

搗臼（二斗張）六台

挽臼二台

〔引用〕 玉川上水立川分水路（北多摩郡立川村地内玉川上水

分水ノ流末）

〔沿革〕 明治三九年（一九〇六）一〇月新設

明治四〇年（一九〇七）十一月頭書人讓受

讓主 中島市次郎（北多摩郡立川村一八二三番地）

1025 丸井清次郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡元八王子村下巻分方

水車所在地 南多摩郡元八王子村下巻分方字鶴巻一四七三番地

地目・面積 郡村宅地 一反一畝七步

〔規模〕 水輪径一丈六尺

樋口縦四尺 横四尺

平常水深二尺

〔業種〕 精穀業 製粉業（営業用）

搗臼一二台

挽臼一台

〔引用〕 元八王子村下巻分方鶴巻田用水路

〔沿革〕 明治二七年（一八九四）四月頭書業種に変更

（前） 搗臼一〇台

挽臼一台

1026 丸嘉商店 水車 〔南多摩郡〕

業務担当市川菊次郎住所 南多摩郡多摩村貝取五二三番地

水車所在地 南多摩郡多摩村貝取五二三番地口号

地目 芝地

水車場 間口三間三尺×奥行七間

〔規模〕 水輪径一丈 幅七寸

樋口横三寸 長三尺

分水土管（四寸口）長一尺

〔業種〕 生糸揚返業

生糸揚返器

〔引用〕 乞田川

〔沿革〕 明治四五年（一九一二）四月新設

大正六年（一九一七）四月継年期

み

1027 万田儀三郎 水車〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡小曾木村南小曾木一七三〇番地

水車所在地 西多摩郡小曾木村南小曾木字荒田一七三〇番地

地目・面積 郡村宅地 六畝一八歩

〔規模〕 水輪径一丈一尺

樋口 竪四間三尺 横二尺二寸五分

水深二寸五分

〔業種〕 精穀業 製粉業（営業用）

搗臼（三斗張未滿）一〇台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

〔引用〕 黒沢川

〔沿革〕 明治二九年（二八九六）五月頭書業種に変更

〔前〕 搗臼（三斗張未滿）九台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

水車所在地 南多摩郡恩方村下恩方字松ヶ久保三三〇七番地

〔業種〕 精穀業

搗臼（一斗張）二台

〔引用〕 〔浅川〕

〔沿革〕 明治二七年（二八九四）一〇月頭書人譲受

讓主 広沢蓮海（南多摩郡恩方村下恩方三三五九番地）

1029 三神徳太郎外二名共有 水車〔西多摩郡〕

惣代人住所 西多摩郡東秋留村雨間六八五番地

水車所在地 西多摩郡東秋留村雨間字北郷六九〇番地

地目・面積 山林 七畝二五歩

〔規模〕 水輪径九尺 上射

樋口 竪四寸 横八寸

平常水深二寸

〔業種〕 精穀業

搗臼（三斗張未滿）四台

〔引用〕 東秋留村雨間北郷沢一從來ノ沢水一

〔沿革〕 明治四一年（一九〇八）二月新設

1028 三浦竜之進 水車〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡恩方村下恩方三二六八番地

1030 三沢一二 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡大久野村四一二七番地
 水車所在地 西多摩郡大久野村字細尾三六七三番地二号
 地目 畑(宅地成予定)

〔規模〕 水輪径一丈五尺 幅三尺

箱樋横三尺 長四間五分

石堰高六尺 幅三尺 長四間

検定馬力〇・四三四

〔業種〕 製材業

木材挽割機

〔引用〕 大久野川

―大久野川ヲ字細尾三千六百七十三番一号地先ヨリ

幅三尺長二四尺高サ一〇尺(水底ヨリ)石垣ニテ築

立セメントヲ以テ裏詰ヲナシ、其ノ上部ニ木板ヲ以

テ二尺位ニ囲ミ水ヲ塞キ以テ用水引入口ニ接セシメ、

出水之節ハ木板ヲ取除キ水流ノ疎通ヲ便ナラシム―

〔沿革〕 明治四一年(一九〇八)三月新設

擣臼(三斗張未滿)二台以上

〔沿革〕 明治三四年(一九〇一)九月頭書業種に変更

(前)不明

1032 三沢辰五郎 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡久留米村前沢
 水車所在地 北多摩郡久留米村前沢字南浦三五〇番地
 地目・面積 宅地 一畝二二步

〔規模〕 水輪径一丈二尺

樋口竪一丈五尺 横一尺五寸

平常水深二寸五分

〔業種〕 精穀業 製粉業(自家用)

擣臼三台

挽臼一台

〔沿革〕 明治八年(一八七五)二月新設

明治二七年(一八九四)三月廢業

1031 三沢慶次郎 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡久留米村前沢二八五番地
 水車所在地 北多摩郡久留米村前沢字滝山道七三六・七三九番地

〔業種〕 精穀業

1033 水島能實 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡川口村上川口三五四一番地
 水車所在地 南多摩郡川口村上川口字戸沢三三三八番地
 地目・面積 郡村宅地 一畝一七步

〔規模〕 水輪径一丈一尺五寸

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼四台

〔沿革〕 明治二七年（一八九四）二月売買

買主 水島喜之助（南多摩郡川口村上川口三三三

八番地）

売主 水島民之助（南多摩郡川口村上川口）

明治三六年（一九〇三）九月頭書人買受

1034 水村亦右衛門

水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡成木村下成木下分三七番地

水車所在地 西多摩郡成木村下成木下分子末成三七番地

地目・面積 宅地 一反三畝二〇步

〔規模〕 水輪径一丈六尺

樋口堅六尺 横七尺

平常水深九寸

〔業種〕 精穀業 製粉業（営業用）

搗臼（三斗張未滿）一〇台

挽臼（一尺五寸以上）二台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

〔引用〕 成木川分水路

〔沿革〕 天明三年（一七八三）八月新設

明治二九年（一八九六）一月頭書業種に変更

搗臼（三斗張未滿）一二台

〔前〕 挽臼（一尺五寸以上）二台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

明治三五年（二九〇二）一月頭書人相続

被相続人 水村亦右衛門（父）

1035 三田弥兵衛 水車 〔南豊島郡〕

所有主住所 荏原郡深沢村八五九番地

水車所在地 南豊島郡下渋谷村字田子免六八一番地

〔規模〕 水輪径一丈三尺

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼（四斗張）一一八台

搗臼（二斗張）二台

〔引用〕 玉川上水三田用水鉢山分水路

〔沿革〕 明治一八年（一八八五）六月継年期

明治一九年（一八八六）九月頭書業種に変更

〔前〕 搗臼（四斗張）一二台

明治二〇年（一八八七）八月頭書人買受

売主 鶴田亦次郎（南豊島郡中渋谷村七一番地）

三井鶴吉 水車 (豊多摩郡)

所有主住所 豊多摩郡渋谷村中渋谷九〇三番地

1036 一番水車

水車所在地 豊多摩郡渋谷村中渋谷字大山七二九番地

〔規模〕 水輪径二丈一尺

〔業種〕 精穀業(営業用)

搗臼(三斗張以上) 一一台

搗臼(三斗張未満) 二台

〔引用〕 玉川上水三田用水神山分水路

〔沿革〕 明治一五年(一八八二) 二月継年期

明治二〇年(一八八七) 一二月頭書業種に変更

(前) 搗臼(三斗張以上) 一一台

明治三七年(一九〇四) 一〇月頭書人相続

被相続人 三井武右衛門(豊多摩郡渋谷村中渋谷

九〇三番地)

1037 二番水車

水車所在地 豊多摩郡渋谷村中渋谷七三五番地

〔規模〕 水輪径一丈五尺

〔業種〕 精穀業(営業用)

搗臼(三斗張以上) 九台

搗臼(三斗張未満) 三台

〔引用〕 玉川上水三田用水神山分水路

〔沿革〕

明治一五年(一八八二) 二月継年期

明治二〇年(一八八七) 一二月頭書業種に変更

(前) 搗臼(三斗張以上) 九台

明治三七年(一九〇四) 一〇月頭書人相続

被相続人 三井武右衛門(豊多摩郡渋谷村中渋谷

九〇三番地)

1038 三ツ木菊次郎

水車 (北多摩郡)

所有主住所 北多摩郡神代村佐須九七八番地

水車所在地 北多摩郡神代村金子字野川二〇九八番地

地目・面積 宅地 一反二一歩

〔規模〕

水輪径一丈八尺

水路深二尺 幅六尺

平常水深一尺

〔業種〕

精穀業(営業用)

搗臼(三斗張以上) 五台

搗臼(三斗張未満) 一一台

〔引用〕

〔野川悪水路〕

〔沿革〕

明治二七年(一八九四) 一二月売買

買主 竹内武兵衛(北多摩郡神代村佐須九七七番地)

売主 三ツ木菊次郎(北多摩郡神代村佐須九七八番地)

明治三〇年(一八九七) 一〇月頭書人買受

明治三五年(一九〇二) 四月業種変更

搗臼(三斗張以上) 五台

搗臼(三斗張未滿) 一〇台

(前) 搗臼(三斗張未滿) 一台

挽臼一台

明治三五年(一九〇二) 八月頭書業種に変更

1039 三谷又左衛門外一六名共有 水車 (荏原郡)

惣代人住所

水車所在地

(規模)

(業種)

荏原郡大崎村上大崎九二番地

荏原郡大崎村上大崎七七番地

(引用)

(沿革)

精穀業(自家用)

搗臼(四斗張) 六台

搗臼(二斗張) 三台

目黒川悪水路 三田用水路

明治一三年(一八八〇) 一二月継年期

明治一三年(一八八〇) 一二月継年期

水輪徑、業種変更

水輪徑一丈三尺 中射

搗臼(一斗張) 四台

水車所在地 荏原郡大崎村上大崎七七番地

(前) 水輪徑一丈 中射

搗臼(一斗五升張) 三台

明治一九年(一八八六) 一二月業種変更

搗臼(一斗五升張) 四台

搗臼(一斗張) 二台

明治三六年(一九〇三) 七月頭書水輪徑、頭書業種に変更

1040 見留佐久 水車 (北豊島郡)

所有主住所

水車所在地

(規模)

(業種)

北豊島郡大泉村橋戸一二三三番地

北豊島郡大泉村橋戸字富士下一二六七番地二号

水輪徑一丈八尺

樋口堅六尺 横三尺五寸

平常水深二寸五分

堰高二尺八寸

檢定馬力一・八三五

精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(三斗張以上) 五台

搗臼(三斗張未滿) 一〇台

挽臼(一尺五寸以上) 一台

挽臼(一尺五寸未滿) 一台

白子川分水路 小井戸川筋

(引用)

〔沿革〕

明治二十九年（一八九六）九月新設

明治三二年（一八九九）五月水路變更

明治三三年（一九〇〇）三月新堰設置

明治三五年（一九〇二）三月頭書水輪徑、業種變更

擣臼（三斗張未滿）八台

水輪徑一丈三尺

（前）擣臼（三斗張未滿）二台

糸撚器械三台

明治三六年（一九〇三）一〇月業種變更

擣臼（三斗張以上）二台

擣臼（三斗張未滿）九台

挽臼（一尺三寸）一台

明治四〇年（一九〇七）二月頭書人相統

被相続人 見留平次郎（父）

明治四一年（一九〇八）一月頭書業種に變更

（参考一）

甲第二三四号

本月六日付ヲ以テ当大泉村大字橋戸千二百三十三番地見留平次郎外一名ヨリ出願ニ係ル、小井戸川筋大字橋戸字中里ニ於ケル悪水路敷及土揚敷地寄付改築ニ関シ、今般琦玉県北足立郡白子村大字白子八十八番地富沢仙蔵ヨリ別冊之通り故障書提出奥印方出願ニヨリ奥印仕候。然ルニ該件ハ実地ニ就キ篤ト調査候処、平次郎所有水車ニ使用スベキ水関之義ハ目下既ニ取払ヘシモノニシテ、仙蔵所有田地ニ

付テハ毫モ有害ト認ムベキ廉無之、尚平次郎出願ノ悪水路敷及土揚敷寄付改築ハ本村民等ニ於テモ故障ケ間敷義ヲ唱フルモノ無之、且ツ本村会ニ於テモ悪水路改築ハ水利上有益ノモノト認メ異議ナク決議候モノニ有之候。此段及副申候也。

明治三十一年五月二十日

東京府北豊島郡大泉村長 榎本常三郎

東京府知事子爵 岡部長職殿

（参考二）

水車営業ニ付水路變更支障願

東京府北豊島郡大泉村大字橋戸千二百三十三番地

平民水車営業人 見留平次郎

右見留平次郎ハ明治二十九年七月十七日ヲ以テ水車営業ヲ出願シ、同年九月九日付ヲ以テ東京府知事ノ許可ヲ得タリ。然ルニ右水車設定ノ出願方法ヲ見ルニ、同人使用ノ水車ニ関シ其水引ニ就キ真正ノ地主ニ非ル者、若クハ水利ニ関係無キ者ヲ以テ詐テ水利関係者ト為シ出願書面ニ連署セシメタルノミナラス、其一タヒ水車営業ヲ許可セラル、ヤ、之レカ為メ其水上又ハ隣地ニ於ケル拙者共所有地ニ対シ非常ノ危害ヲ及ホスニ至レリ。今ヤ該水路ノ本流改築ニ付キ其工事執行中ニ候得共、拙者共ハ勿論近隣地主一同ノ困難ヲ来シ候ニ付、不得止ヲ單リ富沢仙蔵ニ於テ本年五月二十日付ヲ以テ水車営業人見留平次郎ニ対シ、水車水堰取払方及ヒ水路變更支障ノ件出願仕候処、其筋ニ於テ御臨檢ノ結果、水堰ハ既ニ撤去シ、水路變更ハ本流屈曲

二係ル一部改築ニ止マリ、反テ水利上便益ト認メラレ候旨意ヲ以テ拙者ノ願意御棄却相成候次第ナレト、該水堰ヲ撤去シタル儘再ヒ水堰ノ築設セサルニ於テハ私共ノ願意ヲ徹シ候モノナレハ、敢テ之ヲ支障スヘキノ廉ナキモ、見留平次郎ハ其屈曲ノ一部ノミナラス今回又候村会ヲ瞞竊シ、公道ヲ横断シテ以テ水路ヲ新ニ改設セントノ目的ハ自己水車用水ノ為メニ出願中ノモノナレハ、仮令ヒ御許可セラレ、モ、其工事ニ付地形上隧道ヲ鑿穿セル工事ニ非サレハ到底工事其竣功ヲ得ヘキモノニアラズシテ、其工費ノ如キ巨額ニ至テハ一時一己ノ自費トスルモ、将来一私人ノ能ク支ルモノニ無之ト認定仕候。若シ其工費不足ナレハ隧道鑿穿工業随テ不完全ヲ極ムルコト論ヲ俟サル次第ナリ。然ルトキハ隧道鑿穿中ノ土砂壞崩シ、為メニ悪水ノ渋滞ヲ来スヤ明瞭ナリ。剩サヘ公道ヲ横断スル如キハ坂路昇降ノ箇所ナレハ公道地盤ニ自然凸凹ヲ来シ、一般人民ノ通行及ヒ各自東京へ往復貨物ノ集散運搬等ニ非常ノ危害ヲ来スヘキモノナレハ、仮令ヒ村会力誤謬見解ノ決議ヲ為スト雖モ、一己人タル水車ノ利益ヲ計ル為メ公衆人民等カ将来通行ノ不便、又ハ危険ナル水路改築ヲ為ス可ラサルモノト思料仕候。仮リニ其改築工事完全ノモノトシ其隧道鑿穿ニ付道路横断ノ箇所堅牢ニ築造シ悪水疎通ノ支障無キモノトスルモ、水車ノ如キハ水堰ヲ以テ其水力ヲ計ル所以ノモノニシテ、拙者共ノ出願支障ニ対シ一時逃避ノ為メ其水堰ヲ撤去シタルト雖モ、改築工事落成ノ上ハ必ス水堰ヲ設置スヘシ。然ラサレハ水車運転スル水勢ナシ。若シ水堰ヲ果サハ僅カニ些末ノ水隘タリトモ悪水路ニ渋滞シ、且ツ田面ハ出水氾濫ノ恐レアリ。為メニ別紙^四面ノ如ク願

人中富沢仙蔵所有一部ニ係ル今回悪水路改築ニ接続ノ田地千六十二ノ如キハ、浸水未穀ノ水腐ハ勿論隣地田面へ浸水尠少ナラサルコト明カナリ。要スルニ見留平次郎カ水車出願設定シタル位置ハ則チ田面耕地ニ有害ヲ出シ甚タ不適当ナルモノト認定ス。因テ右同人水車設定ハ其出願手續ノ不正ナルト、本流改築再願ニ付テハ事実隣地ニ有害ナルトノ事状ヲ御審察セラレ、目下再願ニ係ル公道ヲ横断スル計画ニ憑リ水路改築出願ノ件ハ直チニ御棄却相成度、此段支障者一同連署ヲ以テ奉願上候也。

明治三十一年十一月二十八日

埼玉県北足立郡白子村大字白子
八十八番地平民農

東京府知事男爵 千家尊福殿

富沢仙蔵

(外三人略)

(参考三)

見留平次郎水車回シ堀變更願ニ関スル故障取調概要

見留平次郎出願ニ係ル水車回シ堀ハ千二百六十五番地先ニ始マリ、埼玉支道ヲ横断シ三千五百二十番山林ヲ隧道ニテ貫通シ、三千五百二十三番ノ三地先ニ至リテ悪水路ニ湊合ス。此ノ終止点ヨリ千六百三番マテハ客年五月中新水路敷寄付及旧水路敷下ノ許可ヲ得タル結果トシテ、寧ろ富沢仙蔵所有ノ千六百六十八番外三筆ニ対シテハ地勢上及水路分派上反テ利アルモ、毫モ被害ナキコトハ双方共ニ認めタル所ナリ。其他水路ニ沿ヒタル接続地主ハ皆回堀變更願書面ニ連署シタルモノナルヲ以テ故障ナキハ勿論、他ノ連署者中塩部仙蔵外

二名、白石長蔵外五名ハ直接利害ノ關係ヲ有スルモノニアラス。独
リ支障ヲ訴フルハ富沢仙蔵所有ノ千六十二番地ナリ。尤モ該番地ハ
回シ堀終止点ト凡ソ四十間ノ距離アリテ、要水路トハ三尺内外ノ幅
員アル土揚敷ヲ以テ之ヲ限界シ、殊ニ其田面ハ水路敷底ヨリ三尺程
ノ高サヲ有セリ（土揚敷面ト水路敷底ヨリ三尺五、六寸ノ高サヲ有ス。
現在田面ハ水路面ヨリ一尺以上ノ高サヲ有ス）

故ニ仮令増水スルモ土揚敷ヲ超溢浸水スルカ如キハ非常稀有ノ事ニ
属ス。若シ土揚敷地盤脆弱ニシテ刺水ノ虞アリト仮定スルモ、苟モ
故意ノ作為ナク、事少シク好意的ニ出ツレハ敢テ防禦シ得サルニア
ラサルヘシ。況ンヤ該回シ堀變更アルカ為メ更ニ被害ノ度ヲ嵩ムル
モノニアラサルニ於テヲヤ。故ニ此ノ故障ハ主トシテ表面上ノミニ
留マラスシテ裏面ニ伏在セル事情、即チ旧水堰設置ノ当時ニ於ケル
約定破綻ニ原因シ、遂ニ紛争今日ニ至リタルモノナルカ如シ。而シ
テ当事者間ニ於テハ該回シ堀變更ノ許可ヲ得工事竣成ヲ告クルノ曉
ニ至リ、果シテ水堰ヲ要スルヤ否ヤハ確定シ難キ所ニシテ、其必要
ノ有無如何ハ利害ノ岐ル、所タリ。而シテ此ノ場合ニ於テハ騎虎ノ
勢其紛争甚シク、調和上ノ困難ナルハ今日ノ比ニアラサルヘシ。此
ノ如クナレハ公私共ニ不利益ヲ来タス等事体容易ナラサル旨ヲ凱切
論示シタル処、幸ヒ立会人三、四名ノ熱心ナル慰諭ニ依リ千六十二
番ハ他ノ地所ト交換契約ヲ取結ヒ、立会人ノ連署ノ上茲ニ調和ノ一
段落ヲ告ク。富沢仙蔵ハ水車回シ堀變更願ニハ連署シ、水堰設置ノ
点ニ付テモ異議ナキノ承諾ヲ為シタリ。

（明治三十二年三月十八日）

（参考四）

復命書

北豊島郡大泉村大字橋戸見留平次郎出願ニ係ル水車用樋堰新設ノ箇
所調査被命候ニ付実視候処、其河川ハ白子川筋ノ上流ニシテ兩岸高
ク常ニ水源涵濁シ流水ハ河底ヲ流通スルニ過キス。水堰ヲ設クル箇
所ハ左岸ハ丘陵ノ山林、右岸ハ從來ノ川敷ヲ埋立テ護岸高クシテ堅
牢ナリ。茲ニ高二尺八寸ノ板堰ヲ設クルトキハ其湛水ハ約八十間ノ
上流ニ波及スルモ、内六十間ハ兩岸共樋堰ヲ設クル箇所ノ如ク、夫
ヨリ上流ハ兩岸水田ニシテ、右岸ハ地勢高ク被害ナシ、左岸随テ湛
水ノ為メ被害ノ虞ナシトセズ。其地所ハ願人見留平次郎所有地ナル
趣、又本川ハ夏期霖雨ノ候一朝驟雨アリタルトキハ一時ニ洪水シ、
兩岸ニ氾濫セントスル状況アリ。其際ハ直ニ堰板ヲ撤シ流通セシム
ルノ設計ニ依リ新ニ樋堰ヲ設置スルモ、願人所有地ヲ除キ他ハ水害
ヲ被ムル箇所無之ト相認メ候。
右復命候也。

明治三十三年四月四日

東京府属 高野鉄三郎

東京府知事男爵 千家尊福殿

1041 峰尾金次郎 水車〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡浅川村上長房一―五四番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上長房字摺指一―五二番地イ号

地目・面積 畑 三畝二歩

〔規模〕 水輪径九尺

樋口 縦一尺 横一尺

平常水深一寸五分

〔業種〕 紡績業

〔引用〕 小仏川 (該川ハ源ヲ浅川村ヨリ発シ本村内ニテ浅川

二入ル)

〔沿革〕 明治二七年 (一八九四) 三月新設

1042 峰尾啓蔵外一三名共有 水車 [南多摩郡]

惣代人住所 南多摩郡浅川村上長房一四一九番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上長房字小仏一四〇三番地

地目・面積 畑 一畝一二步

〔規模〕 水輪径九尺

樋口 縦五寸 横一尺二寸 長五間

平常水深三寸

無堰

〔業種〕 精穀業 製粉業 (営業用)

搗臼 (一斗張) 二台

挽臼 (一尺二寸) 一台

〔引用〕 (小仏川)

〔沿革〕 明治三五年 (一九〇二) 五月新設

1043 峰尾繁八 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡浅川村上長房一四七二番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上長房一四七二番地

地目・面積 宅地 四畝六步

〔規模〕 水輪径一丈二尺

樋口 縦五寸 横一尺二寸 長一〇間

平常水深三寸

無堰

〔業種〕 紡績擦糸業

擦糸和製器械五台

〔引用〕 (小仏川)

〔沿革〕 明治三五年 (一九〇二) 五月新設

1044 峰尾新平 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡浅川村上長房一四八三番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上長房一四八三番地

地目・面積 宅地 二畝二三步

〔規模〕 水輪径一丈二尺

樋口 縦五寸 横一尺三寸 長一五間

平常水深三寸

無堰

〔業種〕 紡績擦糸業

撚糸和製器械三台

〔引用〕 (小仏川)

〔沿革〕 明治三五年(一九〇二)五月新設

1045 峰尾泰治 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡横山村散田五二番地

水車所在地 南多摩郡横山村散田五六五番地

地目 宅地

〔規模〕 水輪径一丈二尺 幅二尺 木製

〔業種〕 紡績撚糸業

撚糸和製器械一台

〔引用〕 浅川上柵田分水路(南多摩郡浅川村上柵田字原ヨリ)

同郡横山村散田字新地ニ至ル私設共用水路)

―現在ノ水路内へ両側ニ一本ツ、ノ柱ヲ建設シ、之

レニ水車軸ヲ架シ水車輪ノ回転スルト共ニ室内装置

ノ撚糸器械ヲ運転スル―

〔沿革〕 大正三年(一九一四)三月新設

(参考)

水車設置延期願

大正三年三月十七日付寅土甲第五五号ヲ以テ許可相成候水車設置

ノ儀、且下時局ニ関シ商況不振ノ為メ、来ル大正四年六月三十日迄

延期相成度、此段相願候也。

大正三年十月十四日

南多摩郡横山村散田五十二番地

東京府知事 久保田政周殿

峰尾泰治印

1046 峰尾寅吉 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡浅川村上長房二二七番地

水車所在地 (南多摩郡浅川村上長房二二七番地)

〔業種〕 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(三斗張未滿)三台

挽臼(一尺四寸)一台

〔引用〕 (小仏川)

〔沿革〕 明治三二年(一八九九)七月頭書人(長男)讓受

讓主 峰尾源七

1047 峰尾弥次五郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡浅川村上長房一四六七番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上長房一四六七番地

地目・面積 宅地 三畝二六步

〔規模〕 水輪径一丈二尺

樋口壘五寸 横一尺二寸 長三三間

平常水深三寸

無堰

檢定馬力〇・一五九

〔業種〕 紡績撚糸業

撚糸和製器械二台

〔引用〕 〔小仏川〕

〔沿革〕 明治三五年（一九〇二）五月新設

1049 箕輪権右衛門 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡三鷹村大沢五三〇番地

水車所在地 北多摩郡三鷹村大沢字坂下五三〇番地

〔業種〕 精穀業 製粉業（營業用）

搗臼（三斗張未滿）一、二台

挽臼（一尺二寸以上）二台

〔沿革〕 明治三六年（一九〇三）一月業種變更

搗臼（三斗張未滿）一、二台

挽臼（一尺五寸以上）一台

（前）搗臼（三斗張未滿）一、四台

明治四一年（一九〇八）一〇月頭書業種に變更

1048 峰岸理助外三名共有 水車 〔南多摩郡〕

惣代人住所 南多摩郡由井村北野一〇七番地

水車所在地 南多摩郡由井村北野字七日市場一〇七番地

地 目 宅地

水車場 間口一間三尺×奥行一間 木造ブリキ葺平屋建

〔規模〕 水輪径九尺 幅六寸 木製

掛樋横六寸 長二間

〔業種〕 精穀業

搗臼（一斗五升張）一台

〔引用〕 由井村七日市場湧出水路（南多摩郡由井村北野字七

日市場ノ山林ヨリ湧出シ田用水ニ流入ル）

〔沿革〕 大正四年（一九一五）三月新設

1050 宮岡文治郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡大久野村四一七番地

水車所在地 西多摩郡大久野村字玉之内八七五三番地

地目・面積 郡村宅地 一反五歩

〔規模〕 水輪径一丈五尺

樋口堅三尺 横二尺五寸

平常水深三寸五分

堰高三尺 幅二尺五寸

〔業種〕 精穀業 製粉業（營業用）

搗臼（二斗張）六台

挽臼(一尺二寸) 一台

〔引用〕
〔玉之内川〕

〔沿革〕 元治元年(一八六四)三月新設

明治三二年(一八九八)一月焼失

明治三二年(一八九八)七月頭書に再設

水輪径一丈二尺

樋口竪三尺 横二尺五寸

〔前〕 平常水深三寸五分

擣臼(一斗二升五合張) 六台

明治三四年(一九〇二)二月売買

買主 山崎善之助(西多摩郡大久野村八六九二番地)

売主 宮岡祐久(西多摩郡大久野村八七五三番地)

明治四二年(一九〇九)三月頭書人譲受

1051 宮川半平 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡調布村千ヶ瀬九一七番地

水車所在地 西多摩郡調布村千ヶ瀬字田端九一五番地先

地 目 川敷

水車場 間口二間×奥行六間(仮小屋)

〔規模〕 水輪径一丈一尺 羽根車 下射

〔業種〕 精穀業 製粉業(営業用)

擣臼(三斗張未滿) 一一台

挽臼(一尺四寸) 一台

〔引用〕 多摩川

〔沿革〕 明治三五年(一九〇二)一〇月頭書人相続

被相続人 宮川弥右エ門(父)

明治三六年(一九〇三)一月頭書水車構造に変更

〔前〕 舟車 下射

〔参考〕

水車構造変更願

西多摩郡調布村千ヶ瀬字田端九百十五番地先

多摩川水面ニ設置アル

一 水車場 一ヶ所 営業人 宮川半平

一 水車ノ種類 下射車舟車

一 車輪ノ直径 一丈一尺

一 擣臼数 十一個 但三斗張未滿

一 挽臼数 一個 径一尺四寸

構造変更并ニ設置ノ場所

一 西多摩郡調布村千ヶ瀬字田端九百十五番地先

多摩川々敷之内

一 水車ノ種類 下射車羽根車

一 車輪ノ直径及擣臼数挽臼等ハ従前之通り

一 起工明治三十六年十一月十日 竣工同年同月二十一日迄ノ予定

右水車之儀従来舟車ニテ御許可ヲ得営業罷在候処、今回該舟朽破之

箇所相生シ使用ニ堪ヘ難キニ付、本月五日付ニ申第二一八〇号四ヲ以テ前記多摩川々敷之内へ水車設置ノ為メ占用ノ御指令相受ケ候ニ付テハ、舟車ヲ廢シ普通羽根車ニ構造變更致シ引続キ營業仕度候間、特別之御詮議ヲ以テ御許可被成下度別紙設置仕様書及図面相添へ、水上水下關係同業者以テ連署此段奉願候也。

明治三十六年十月二十日

西多摩郡調布村千ヶ瀬九百十七番地
願人 宮川半平團

(外二名略)

東京府知事男爵 千家尊福殿

1052 宮川休久 水車 (南多摩郡)

所有主住所 南多摩郡忠生村図師一六二四番地

水車所在地 南多摩郡忠生村図師字八号一六二四番地

地目・面積 宅地 三畝一步

〔規模〕 水輪径一丈七尺

樋口堅三尺五寸 横三尺

平常水深三寸

〔業種〕 精穀業

擣臼(三斗張以上) 六台

擣臼(三斗張未満) 七台

〔沿革〕 明治二七年(一八九四)三月頭書業種に変更

(前) 擣臼一四台

明治四〇年(一九〇七)三月頭書人相続
被相続人 宮川牧次郎(父)

1053 宮崎喜左衛門 水車 (南多摩郡)

所有主住所 南多摩郡八王子町横山二一番地

水車所在地 南多摩郡八王子町元子安字北田一九〇五番地口号

〔規模〕 水輪径八尺

樋口堅一尺 横一尺五寸

馬力〇・七

〔業種〕 紡績業

紡績器械一組

〔引用〕 (河原測用水路)

明治二一年(一八七八)一月新設

明治三七年(一九〇四)五月頭書人買受

売主 西村茂三郎(南多摩郡八王子町元子安六〇

六番地)

宮崎慶太郎 水車 (西多摩郡)

所有主住所 南多摩郡八王子町大横七二番地

1054 一番水車

水車所在地 西多摩郡戸倉村字久保川原二二八四番地口号

1055 二番水車

水車所在地

西多摩郡戸倉村字久保川原二一八三番地

〔規模〕

水輪径一丈五尺六寸

〔業種〕

精穀業 製粉業

搗臼八台

挽臼一台

〔沿革〕

明治二七年(一八九四)三月頭書業種に変更

(前) 搗臼一六台

挽臼一台

明治二九年(一八九六)四月讓渡

讓受人 内倉惣四郎(西多摩郡戸倉村五三三番地)

讓主 網野源次郎(西多摩郡戸倉村二九五番地)

明治二九年(一八九六)一〇月頭書人讓受

〔規模〕

馬力〇・四八

〔業種〕

紡績業

〔沿革〕

明治二九年(一八九六)一〇月頭書人讓受

讓主 大上田ツマ(西多摩郡戸倉村三六八番地)

〔業種〕

精穀業

搗臼(三斗張未滿)二台

〔沿革〕

明治四二年(一九〇九)五月頭書人讓受

讓主 峰岸門登(西多摩郡松原村三七八六番地)

宮崎莊二郎

水車 [南多摩郡]

所有主住所

南多摩郡八王子町大横七二番地

1057 一番水車

水車所在地

南多摩郡小宮村西中野字柳橋八〇八番地

地目

田

水車場

間口五間×奥行三間 木造杉皮葺平屋建

〔規模〕

水輪径一丈二尺 幅二尺 木製

樋口横三尺 長二間

水深四寸五分

分水路幅二尺五寸

検定馬力〇・二二八

〔業種〕

紡績業

八丁二台

糸操台一六台

下夕卷一挺

〔引用〕

浅川柳橋分水路(南多摩郡小宮村西中野字柳橋二流

入スル小宮村西中野字柳橋田用水路)

1056 宮崎庄左衛門

所有主住所

西多摩郡松原村三七二番地イ号

水車所在地

西多摩郡松原村八四七一番地ハ号

水車 [西多摩郡]

1058 二番水車

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字柳橋八〇九番地

地目 田

水車場 間口五間×奥行四間 木造板葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈 幅二尺 木製

樋口横三尺 長二間

水深五寸

分水路幅二尺五寸

馬力〇・二

〔業種〕 紡績業

八丁二台

糸操台一六台

下夕卷一挺

〔引用〕 小宮村金子田田用水路（南多摩郡小宮村西中野字金

子田ニ湧出スル）

〔沿革〕 明治四三年（一九一〇）七月新設

1059 三番水車

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字安戸二三〇番地

地目 田

水車場 間口五間×奥行四間 木造板葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈 幅二尺 木製

樋口横三尺 長二間

水深五寸

分水路幅二尺五寸

馬力〇・二

〔業種〕 紡績業

八丁二台

糸操台一六台

下夕卷一挺

〔引用〕 川口川安戸分水路（南多摩郡小宮村西中野字柳橋二

流入スル）

〔沿革〕 明治四三年（一九一〇）七月新設

1060 宮崎惣八 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡浅川村上柵田一五六〇番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上柵田一五六〇番地

地目 宅地

〔規模〕 水輪径八尺 幅一尺 木製

樋口横二尺 長二間

水路深三尺 幅二尺 長二間

〔業種〕 紡績擦糸業

普通木製器械

〔引用〕

浅川上柵田分水路

一 水車場ハ宅地内ヲ幅二尺長二間高三尺ニ掘崩シ両側ヲ石垣ニテ築立テ、之レニ四本ノ栗角材ヲ建テ徑八尺幅一尺ノ車輪ヲ仕懸ケ、之レニ徑一寸長六尺ノ角鉄線ヲ使用シテ、車輪ノ回転スルト共ニ室内装置ノ紡織器械ヲ運転セシム

〔沿革〕

大正六年（一九一七）九月新設

1061 宮崎豊吉 水車

〔南多摩郡〕

所有主住所

南多摩郡元八王子村元八王子一九八八番地

水車所在地

南多摩郡元八王子村元八王子南八日市一九九三番地

地目・面積

山林 一畝一三歩

水車場

間口二間三尺×奥行一間三尺 木造草葺平屋建

〔規模〕

水輪徑九尺 幅一尺二寸

樋口徑五寸 横一尺 長七間

平常水深二寸

堰高二尺

〔業種〕

精穀業（自家用）

搗臼（三斗張未滿）二台

〔引用〕

谷川一 元八王子村元八王子城山御奥谷山林ヨリ湧出スル谷川ノ下流、末流ハ大字元八王子ノ排水路堀川ヲ通過シ浅川ニ注ク

〔沿革〕

明治三五年（一九〇二）五月新設

1062 宮崎久履 水車

〔北多摩郡〕

所有主住所

北多摩郡小平村小川新田三四九番地

水車所在地

北多摩郡小平村小川新田三五一番地

〔業種〕

精穀業

搗臼（三斗張未滿）五台

〔沿革〕

明治四一年（一九〇八）八月頭書業種に変更

〔前〕

搗臼（三斗張未滿）五台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

1063 宮崎平五郎 水車

〔南多摩郡〕

所有主住所

南多摩郡恩方村上恩方三八九三番地

水車所在地

南多摩郡恩方村上恩方字上案下三八九二番地

〔業種〕

精穀業

搗臼（三斗張未滿）二台

〔引用〕

〔浅川〕

〔沿革〕

明治三三年（一九〇〇）一二月廃業

1064 宮寺幾藏 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡成木村下成木下分二二六番地

水車所在地 西多摩郡成木村下成木下分字末成二二六番地

地目 郡村宅地

[規模] 水輪径一丈六尺 木製

[業種] 精穀業 製粉業

擣臼(三斗張未滿) 一五台

挽臼(一尺五寸以上) 二台

挽臼(一尺五寸未滿) 一台

[引用] 成木川

[沿革] 明治一四年(一八八二)八月(新設)許可

明治一七年(一八八四)二月売買

買主 宮寺儀兵衛(西多摩郡成木村下成木下分二

二六番地)

売主 山田利左衛門(西多摩郡成木村下成木下

分)

明治四一年(一九〇八)六月頭書業種に変更

擣臼(三斗張未滿) 一〇台

(前) 挽臼(一尺五寸以上) 二台

挽臼(一尺五寸未滿) 一台

大正五年(一九一六)三月頭書人讓受

讓主 宮寺儀兵衛(父)

1065 宮寺市太郎 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡小平村小川二六五番地

水車所在地 北多摩郡小平村小川字中島三二一・三三二番地

水車場 間口二間三尺×奥行二間三尺 木造ブリキ葺平屋建

[規模] 水輪径一丈三尺 木製

樋口 縦一尺 横三尺二寸

平常水深三寸

馬力〇・三五

[業種] 燃糸業

[引用] 小平村小川北側飲用水路

[沿革] 大正元年(一九一三)八月新設

1066 宮寺長五郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡小曾木村富岡一一六五番地

水車所在地 西多摩郡小曾木村富岡字大所三〇二・三二二・三三〇三番地

地目・面積 郡村宅地 二畝

[規模] 水輪径一丈六尺 木製

樋口 縦四寸 横一尺五寸

平常水深二寸

[業種] 精穀業 製粉業(營業用)

擣臼(三斗張未滿) 一〇台

挽臼(一尺八寸) 一台

挽臼（一尺三寸）一台

〔引用〕 黒沢川大所分水路

〔沿革〕 明治三二年（一八九九）五月頭書水車所在地に移転、

頭書規模等に変更

水車所在地 西多摩郡小曾木村富岡字大所官有地

第三種堤塘敷

〔前〕 水輪径一丈二尺

擣臼（三斗張未満）三台

明治四三年（一九一〇）二月廃業

1068 宮本清八 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡戸倉村二二〇三番地

水車所在地 西多摩郡戸倉村字久保川原二二〇一番地

〔規模〕 水輪径一丈二尺 幅二尺 木製 上射

水路深二尺 幅三尺 長二五間

堰高二尺 長六間

〔業種〕 精穀業 撚糸業

擣臼（三斗張未満）二台

撚糸器械

〔引用〕 盆堀川

― 引入タル水ハ水路ノ終点二尺ノ落差ヲ以テ車柄杓

中ニ注下セシム

〔沿革〕 大正九年（一九二〇）三月新設

1067 宮寺藤五郎外四名共有 水車 〔西多摩郡〕

惣代人住所 西多摩郡小曾木村富岡一六五番地

水車所在地 西多摩郡小曾木村富岡字大所一二〇二番地一号・

一二〇二番地二号・一二〇三番地二号

水車場 間口二間×奥行一間三尺 木造草葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈五寸 幅一尺七寸 木製

算竪一尺 横二尺 長一間

〔業種〕 精穀業

擣臼（三斗張未満）五台

〔引用〕 黒沢川大所分水路

― 水路ハ灌漑用水ノ水路末ヲ使用シ直ニ黒沢川ニ放水ス

〔沿革〕 大正八年（一九一九）八月新設

1069 宮本知遠 水車 〔北豊島郡〕

所有主住所 北豊島郡板橋町一〇二八番地

水車所在地 北豊島郡板橋町下板橋字水道向九九七番地

〔規模〕 水輪径二丈三尺

堰高六尺八寸

検定馬力〇・七

〔業種〕 精米業（営業用）

精米業

精米業

〔業種〕

― 引入タル水ハ水路ノ終点二尺ノ落差ヲ以テ車柄杓

中ニ注下セシム

〔沿革〕 大正九年（一九二〇）三月新設

〔引用〕 擣臼（四斗張）三六台

千川上水路

〔沿革〕

明治七年（一八七四）六月新設

明治一七年（一八八四）四月譲渡

譲受人 宮本章（神田区淡路町二丁目三番地）

譲主 新倉長三郎（北豊島郡下板橋宿二六七番地）

明治一九年（一八八六）九月頭書水車所在地に移転申請

（前） 水車所在地 北豊島郡板橋町下板橋字平尾裏九五〇番地

明治二〇年（一八八七）一二月譲渡

譲受人 宮本知遠（神田区淡路町二丁目三番地）

明治二二年（一八八九）六月業種変更

擣臼（四斗張）六〇台

（前）擣臼（四斗張）三〇台

明治三〇年（一八九七）九月譲渡

譲受人 宮本頼三（北豊島郡板橋町一〇二八番地）

明治三二年（一八九八）一二月頭書水車所在地に移転実施

明治三八年（一九〇五）一二月頭書人譲受

明治三九年（一九〇六）一月頭書水輪径、頭書業種に変更

（前）水輪径二丈一尺

〔参考一〕

（明治十九年十一月十八日）

水車移転之儀ニ付通牒按

印刷局宛

東京府

千川上水路下板橋宿字平尾裏ニ有之候元新倉長三郎所有水車ノ儀ニ付テハ先年中御照会之趣モ有之、夫々改良ノ方法等取調中ニ有之候処、現今所有者宮本章ヨリ上流ノ方字水道向へ移転ノ儀願出、同所ハ土質硬固ニシテ漏溢等ノ為メニ水量ヲ耗減スルノ患モ無之ニ付願意聞届候条、為念此段及御通牒候也。

（理由）本文水車ハ其位置適當ナラス、上流百余間ハ薄弱ナル堤塘ヲ築キ水面ヲ堰上ケタルモノナルカ故ニ、滲漏漲溢等ノ患アリテ空ク水量ヲ耗減シ、殊ニ王子抄紙部ノ使用水ニ不足ヲ生スルノ由ニテ、去ル十二年中印刷局ヨリ取払ノ請求アリシニ、当時上水路ニ係ル水車廃存ノ議未タ決セサルヲ以テ、僅ニ堰度ヲ低減シ営業継続ヲ許サレタリ。示後利害論究ノ末、本年ニ至リ其構造善良ナルモノハ之ヲ許可スルコトニ裁定アリシニヨリ、改造ノ方法等取調中水車移転ノ出願ヲナシ、其位置適當ナルヲ以テ之ヲ許可セラレタリ。依テ本文通牒ヲ為スモノトス。

（参考二）

水車新設願

東京市神田区淡路町二丁目三番地東京府士族

宮本知遠

水車設置場ハ北豊島郡板橋町字平尾裏九百五十番地

水路八千川

一 水車工場 一ヶ所

但搦曰 六十個 白ハ四斗張

水輪 径二丈

水堰 高五尺

右水車ハ明治七年以來頭書ノ通板橋町字平尾裏九百五十番地ニ据付ケ、同町裏ヲ流通致居候千川筋ノ流水ヲ以テ運轉シ水車営業罷在候。然ルニ世ノ需用ハ漸ク該業ノ拡張ヲ促カシ工場ニ改良ヲ加フルノ必用有之候処、該地所ハ極メテ狹隘ニシテ到底規模ヲ拡張仕兼候ニ付、曾テ当水車ヲ右川上即チ同町水道向九百九十七番地へ移轉ノ儀御認可相成居候ニ付、近々工事ニ着手可致見込ニ有之候。然ルニ右一個所ニテハ普ク世ノ需要ヲ充タス能ハス、遺憾此事ニ御座候。就テハ尚現在工場ニ於テモ引継キ水車営業仕度候間、新設水車トシテ永久水車営業ノ儀御許容被下度此段願上候也。

明治三十年八月二日

東京市神田区淡路町二丁目三番地

東京府士族 宮本知遠[㊦]

(外七名略)

東京府知事侯爵 久我通久殿

(参考三)

請願書

板橋町大字下板橋字水道向九百九十七番地先千川水路へ宮本知遠ナ

ル者水車新設致候。元來同水車ニ付テハ自分所有宅地ニ水浸入ノ害アルヲ以テ該水車建設ニハ承諾致サズ罷在候処、突然工事ニ着手セシヲ以テ驚愕仕候。然シ乍ラ御許可セラレシ、如何ナル理由ノ存スルヤ憂慮ナス已ミニテ今日ニ及タリ。両三日前ニ水ヲ堰止メ四尺位張り上ケタルカト想ヒシニ、果シテ自分所有千五百五十六番宅地ニ水浸入シ家屋ノ土台ニ及甚タ困難仕候。目下ノ現場ニテハ到底家屋ヲ建設シ置ク不能候ニ付、相当ノ御処置相成度自分ニ於テ苦情ケ間敷コト申訳ニ無之候間、御掛リノ御出張ヲ煩ハシ御立会ノ上堰上ケ被害ノ状況御実見被成下度偏ニ奉願候也。

明治三十九年一月十日

北豊島郡板橋町大字下板橋千六百七十五番地

東京府知事男爵 千家尊福殿

山本新吉[㊦]

(参考四)

請願書

明治三十一年三月中、故宮本頼三ナル者当板橋町大字下板橋九百九十七番地字水道向テウ所ニ水車ヲ建設セントスル計畫アリシ時、該水車ヲ建設セラル、ニ於テハ其上流ニ接近シ住居スル拙者共ハ浸水ノ害ヲ被リ、衛生上及ヒ耕作上ニ非常ノ禍ヲ来スヘキハ明白ナルニ依リ、同月二十九日付ヲ以テ之レヲ許可セラレサル様請願書ヲ提出シ置タリ。尔來昨年ニ至ル迄七、八年ノ久シキ其水車建設ノ事無ク、宮本頼三モ既ニ死亡シタルヲ以テ拙者共請願ノ如ク其水車建設ヲ許可セラレサリシ事ト信シ安堵致シ居リタル処、近頃宮本知遠ナル者

宮本頼三ノ後ヲ続キ其許可ヲ受ケタル由ニテ今ヤ既ニ水車ヲ建設シタルヲ見、拙者共ハ其ニ驚嘆ニ堪ヘサル所ナリ。抑モ該水車建設ノ場所ハ拙者共ノ住宅及ヒ所有地ノ下流ニ位スルカ故ニ、右水車ニ用フル為メ水流ヲ堰留其水ヲ湛ヘ逆流漲溢百間余ノ上流ニ及フモノタリ。去レハ拙者共ノ迷惑誠ニ甚タシキ所ナリ。然レトモ一旦許可セラレタル以上ハ容易ニ取消サルヘカラサルカ故ニ、今日ニ至リテハ其浸水ヲ防禦スヘキ道ヲ講スルノ外無カル可キヲ信ス。依テ宮本知遠ニ対シ左ノ条件ヲ御命令、且ツ実行セラレンコトヲ請願ス。

一 水車建設ノ場所ヨリ上流凡ソ二百間ニ至ルマテ「コンクリックト」、又ハ桧木厚板ヲ以テ充分ナル樋ヲ造リ、且ツ蓋ヲ以テ密閉シ、兩沿通行者ノ危険ヲ防キ、流水ノ兩岸地ニ漏洩セサル様防禦工事ヲ為ス可キ事。

一 右水車ニ便利ナルカ為メ該水路ニ架シタル橋ハ安リニ高サヲ増シ荷車通行ノ不便ト危険甚タシキヲ以テ、之レヲ通行ニ差支ナキ程度ニ引下クル事。

以上速ニ宮本知遠ニ対シ御命令被成下度別紙先ニ提出シタル請願書ノ謄本相添、此段請願仕候也。

明治三十九年三月三十日

北豊島郡板橋町大字下板橋千九十四番地

岡田兼吉^④

東京府知事男爵 千家尊福殿

(参考五)

一 甲第九七六号

千川水路ニ新設セシ宮本知遠水車堰上ノ為メ上流ニ在ル宅地及耕地ニ浸水ノ害ヲ及ホシ、關係人民ヨリ屢々苦情申出、過般原技師実地御踏査相成リ、其後該水車堰取払御命シノ上夫々御調査中ノ趣ニ承リ候処、過日突然再ヒ堰取設ノ由ニテ又々苦情申出、殊ニ去二十四日ノ暴風雨ニテ水量増高ノ折柄一層浸水ノ害ヲ深カラシメ、關係人民頗ル激昂シ、一昨二十五日郡衙ニ出頭種々故障申立候。要点ハ、

一 先般技師御出張ノ節浸水ハ堰上ノ為メナリト御言渡モ有之、統テ堰取払ヲモ命セラレタルニ付先以テ相当予防工事ヲ施サシメラルヘキモノト安心セシニ、否ラスシテ突然締切ヲ再設セラレタルコト。

一 予防工事等今後該水車ニ対スル御処置方ヲ承知シタキトノコト。
一 被害關係者へ予告ナクシテ突然堰取設ケラレタルニ付害ヲ受クルコト。

一 予防工事ニ先タチ堰ヲ設クルハ独リ營業者ヲ保護スルモノナリトテ絶対ニ故障申立、直チニ堰ノ撤回ヲ命セラレタク、且ツ將來予防工事ヲ先キニ行ハシメラレタキコト。

該水車ニ関シテハ過般來御庁ニ於テ夫々御取調中ニ屬シ、堰再設等ノ關係ハ当衙ニ於テモ熟知不致義ニモ有之。且ツ多数ノ者御庁へ陳情セントスル氣勢ナルヲ以テ、輕拳ヲ戒メ諭示ヲ加ヘ兎ニ角陳情ノ旨趣ニ対シテハ其筋へ具シタル上、何分ノ義示スベキ旨ヲ諭シ退散

為致、本日不取敢電話ヲ以テ主務課へ御報、且ツ御打合致シ夫々御
 回示ノ次第モ有之候処、又々本日多数ノ者郡衙へ出頭解決ヲ迫リ状
 況不穩ノ模様モ相見候ニ付、主務課御回示ノ旨趣ニ基キ懇篤諭示ヲ
 加へ置候得共、差向直チニ仮堰ノ取払ヲ飽迄請求致候。右ハ過日ノ
 大雨ニテ千川増水堰止ノ為メ事実浸水ノ被害有之義ニ付、重テ電話
 ヲ以テ主務課へ照会致候処、堰取払方ニ付テハ板橋土木事務所へ御
 下命相成タル趣ニテ、午後四時頃営業者宮本知遠土木事務所へ出
 頭（関係人民ハ尚此時郡衙ニ集マリ居リテ堰取払ノ結果ヲ待チ退
 散セス、当事者ニ於テ着手セサレハ多数ノ力ヲ以テ取払ヲ為ス旨
 申立ツル如キ状況ナリシ）、荒川技手ヨリ仮堰取払方ニ付命示相成
 タルモ、営業者ハ準備其他ノ都合ヲ申立容易ニ応セス、結局明日
 ニ延期方申出候。然ルニ関係人民ハ亦延期ヲ諾セス益々激昂候模
 様ニテ、同技手ヨリ交渉ノ次第モ有之、仍テ重ネテ双方へ懇示ヲ
 加へ候処、営業者ハ日夕ニ迫リ人夫其他ニ付取払方ニ差支ノ旨申
 立、関係人民ハ人夫等ニ差支アレハ自分共ニテ取払フヘキヲ主張
 シ、結局営業者ハ関係人民ニ於テ取払ヲ行フコトヲ諾シ、荒川技
 手監督ノ下ニ夫々着手スルコトニ相成リ引取り候（当衙ヨリハ千
 川用水技手立会タリ）。尚所轄警察署へ通知ノ上万一ノ警戒ヲ求メ
 置候。右概況不取敢及上申候也。

尚予告ナクシテ仮堰再設ノ義ニ付テハ印刷局及千川会社ニテモ物
 議有之趣ニ候間、今後御調査上等ニ付仮堰ヲ設クヘキ場合ニハ関
 係者へ予メ其事由ヲ通示候ハンテハ、又々今回ノ如キ紛議ヲ惹起
 可致、又予防工事ニ先タチ堰ヲ設クル義ニ付関係人民故障申出候

次第モ有之、且ツ本堰ノ布設方（敷ニ於テ一尺以上高シトノコ
 ト）ニ付、曩日既ニ印刷局及千川会社ニ於テ要求有之、深ク該工
 事ニ注目ノ趣ニ付現在ノ儘々布設候様ノコト有之候テハ必ス紛議
 ヲ生スヘクト存候間、此点ニ付テモ可然御詮議相成候様致度、添
 テ上申候也。

明治三十九年八月二十七日

北豊島郡長 田中端[㊦]

東京府知事男爵 千家尊福殿

（参考六）

一 甲第三三六号

本年七月二十七日午一甲第六四二一号五ヲ以テ板橋町下板橋千川用
 水路ニ設クル水車堰（宮本知遠出願）ノ件ニ付、六月四日実地試験
 （土台上三尺ノ度ニ於ケル）施行、其際各関係者立会タル結果、印
 刷局抄紙部千川水道会社其他一般関係者ニ於テ異存ナキヤ取調方御
 照会之趣了承。依テ直ニ各関係者ニ対シ取調候処、板橋町民トシテ
 ノ沿岸関係者諏訪邑次郎外十一名ニ対シテハ町長ヲシテ調査セシメ
 タル結果ニ依レバ、未ダ全然承諾ノ場合ニ至ラサル哉ニテ、今日ノ
 場合衆人ノ希望ヲ容レ護岸工事ヲ施サハ安全且沿岸土地所有者ノ安
 堵可致旨昨日板橋町長ヨリ答申致候間、此方面ニ対シテハ右ノ如ク
 該当工事ヲ施サシムル外ナキ歎ト認メ候。又印刷局抄紙部へ照会セ
 シ結果ニ依レバ、同局ヨリ一昨年以來御庁ニ対シ往復ヲ重ネ昨年六
 月二十九日ノ照会ニ対スル最後ノ回答無之ニ付、該所へ堰ヲ設置ス

む

ルコトニ於テ同意致兼候旨ヲ以テ、別紙写(二通)ノ通り回答越候。
 右照会ニ対シテハ至急存分ノ御解決無之テハ本問題ノ解決モ困難ト
 存候間、御序ニ於テ可然御取計相成度、尚千川水道会社ヨリハ今以
 テ回答不致、夫々督促ヲ加ヘ居候ニ付、不日何分ノ御回報可致候得
 共、先以テ今日迄ノ調査ノ結果ヲ湊合シ一応御回報致置候間、右ニ
 御了知可然御詮議相成候様致度、此段申進候也。

明治四十年十月三日

内務部長

北豊島郡長 田中端[㊦]

東京府事務官 堀信次殿

武藤親三 水車 [西多摩郡]
 所有主住所 西多摩郡成木村上成木上分八八四番地
 1070 一番水車

水車所在地 西多摩郡成木村上成木上分一〇六一番地イ号
 地目 郡村宅地
 水車場 間口八間×奥行四間 木造杉皮葺洋形建

[規模] 水輪径一丈八尺 幅三尺 木製

箱樋竪八寸五分 横二尺 長七〇間

堰高二尺

檢定馬力〇・五四五

[業種] 製材業

丸鋸二台

[引用] 成木川

[沿革] 明治四一年(一九〇八)一〇月新設

1071 一番水車

水車所在地 西多摩郡成木村上成木上分字井戸沢一〇九九番地一号

地目 畑

水車場 間口八間×奥行三間三尺 木造杉皮葺洋形建

[規模] 水輪径一丈五尺 幅三尺 木製

箱樋竪八寸五分 横二尺四寸 長五〇間

有堰

[業種] 製材業

丸鋸二台

[引用] 成木川

[沿革] 大正六年(一九一七)九月新設

1072 武藤又五郎外一三名共有 水車 (西多摩郡)

惣代人住所 西多摩郡小曾木村南小曾木三一九三番地

水車所在地 西多摩郡小曾木村南小曾木字岩蔵三〇五五番地口号

地目・面積 郡村宅地 六歩

水車場 間口一間三尺×奥行一間 木造草葺平屋建

〔規模〕 水輪径八尺 幅一尺

樋口 縦二寸五分 横四寸五分

平常水深一寸

堰高五尺五寸 幅五尺五寸

〔業種〕 精穀業

搗臼 (三斗張未滿) 二台

〔引用〕 滝ノ入―西多摩郡小曾木村南小曾木字岩蔵ノ水流―

〔沿革〕 明治三四年 (一九〇一) 一〇月新設

明治三九年 (一九〇六) 九月頭書人讓受

讓主 島田善次郎 (西多摩郡小曾木村南小曾木三

〇一四番地)

1074 村越平吉 水車 (豊多摩郡)

所有主住所 豊多摩郡千駄ヶ谷町原宿三二〇番地

水車所在地 豊多摩郡千駄ヶ谷町原宿三二〇番地

水車場 建坪七四坪 木造柿葺平屋建

〔規模〕 水輪径二丈二尺

〔業種〕 精米業 (宮業用)

搗臼 (三斗張以上) 三十六台

〔引用〕 玉川上水四谷大木戸吐捨路

〔沿革〕 明治一六年 (一八八三) 三月継年期

明治二四年 (一八九一) 九月業種変更

搗臼 (四斗張) 五四台

片栗粉製造器械一台

〔前〕 搗臼 (四斗張) 五七台

明治四二年 (一九〇九) 五月頭書業種に変更

(参考)

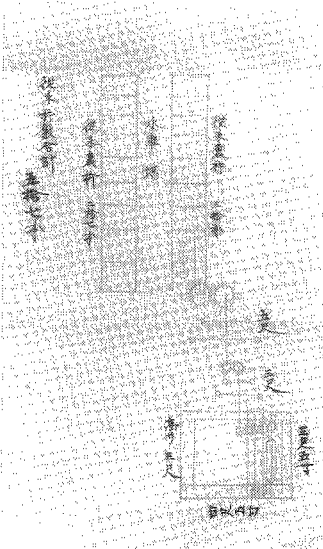
〔水車器械配置図〕

1073 村木代次郎 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡氷川村氷川六六二番地

水車所在地 西多摩郡氷川村氷川字長畑六六三番地

〔沿革〕 明治三三年 (一九〇〇) 九月廃業



1075 村田亦藏 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡恩方村上恩方六六二番地
水車所在地 南多摩郡恩方村上恩方字駒木野六六二番地
地目 宅地

[沿革] 明治四三年(一九一〇)一月廃業

1076 村野才兵衛 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡国分寺村恋ヶ窪一〇八〇番地
水車所在地 北多摩郡国分寺村恋ヶ窪一〇八〇番地
水車場 間口三間三尺×奥行三間 木造板葺平屋建

[規模] 水輪径一丈九尺 木製
[業種] 精穀業

搗臼(三斗張未滿)一〇台

[引用] 国分寺村国分寺田用水路

[沿革] 明治四二年(一九〇九)四月新設

1077 村野新右衛門 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡東秋留村二ノ宮二三三七番地
水車所在地 西多摩郡東秋留村二ノ宮字前田耕地二三三八番地

[業種] 精穀業

搗臼(三斗張未滿)五台

[沿革] 明治二九年(一八九六)一二月廃業

1078 村野八左衛門 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡小平村小川一九一五番地
水車所在地 北多摩郡小平村小川一九一五番地
[業種] 精穀業 製粉業

搗臼(三斗張未滿)三台

挽臼(一尺五寸未滿)一台

[沿革] 明治四一年(一九〇八)七月頭書業種に変更

(前)搗臼(三斗張未滿)二台

1079 村松富吉 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡小平村鈴木新田一四六番地イ号
水車所在地 北多摩郡小平村鈴木新田字北側一四六番地イ号
地目・面積 郡村宅地 二反九畝二九步

[規模] 水輪径二丈

樋口竪一尺 横四尺五寸

平常水深三寸

[業種] 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(四斗張)一台

搗臼(二斗張)七台

挽臼（一尺八寸）四台

〔引用〕 田無町外八ヶ村飲用田用水路

〔沿革〕 明治二十七年（一八九四）一〇月頭書人譲受

譲主 村松為之助（北多摩郡小平村鈴木新田一四六番地イ号）

明治二十八年（一八九五）二月頭書水輪径、頭書業種に変更

（前） 水輪径一丈七尺二寸

擣臼一八台

1080 村山水車合資会社 水車〔北多摩郡〕

会社所在地 北多摩郡東村山田野口一四一六番地

水車所在地 北多摩郡東村山村回田字東京街道南二四四九・二四

五〇番地

〔規模〕 水輪径二丈五尺 木製

〔業種〕 精穀業 製粉業（営業用） 生糸揚返業

擣臼四〇台

挽臼四台

生糸揚粹二〇台

〔引用〕 野火止用水路

〔沿革〕 明治三十六年（一九〇三）二月（新設）許可

明治三十八年（一九〇五）七月頭書業種に変更



（前） 擣臼四〇台
挽臼四台

1081 目黒幸次郎 水車〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡拝島村二〇六三番地

水車所在地 北多摩郡拝島村字多摩辺二〇六三番地

地目・面積 郡村宅地 四畝一三歩

〔規模〕 水輪径六尺 木製

以樋竪一尺 横二尺 長三間

水深六寸

検定馬力〇・一五六

〔業種〕 撚糸業

木村挽八挺器械二台

〔引用〕 玉川上水拝島分水路

〔沿革〕 明治四二年（一九〇九）九月頭書水車所在地に移転

（前） 水車所在地 北多摩郡拝島村字多摩辺二〇六三番地

も

1082 本橋正治 水車 [荏原郡]

所有主住所 荏原郡大崎村居木橋 三三九番地
水車所在地 荏原郡大崎村居木橋 三三九番地

[規模] 水輪径一丈七尺

無堰

[業種] 精穀業(営業用)

搗臼(四斗張) 二一台

搗臼(二斗張) 四台

[引用] 品川用水(居木橋)分水路

[沿革] 明治一六年(一八八三) 四月継年期

明治一九年(一八八六) 四月売買

買主 本橋佐吉(荏原郡居木橋三三九番地)

売主 松原良則(荏原郡居木橋甲一五〇番地)

明治二二年(一八八八) 九月頭書水輪径、業種変更

搗臼(四斗張) 一八台

搗臼(二斗張) 二台

1083 森鎌太郎 水車 [荏原郡]

所有主住所 荏原郡世田ヶ谷村太子堂一〇三番地
水車所在地 荏原郡世田ヶ谷村太子堂字下本村六二番地二号

地目・面積 山林(宅地成予定) 一畝二四歩

水車場 間口六間×奥行三間

[規模] 水輪径一丈八尺

堰高五尺

[業種] 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(四斗張) 七台

搗臼(二斗張) 四台

挽臼(一尺七寸) 一台

[引用] 烏山用水路

[沿革] 明治二二年(一八八八) 一二月新設

明治二三年(一八八九) 一〇月頭書水輪径、頭書業

種に変更

水輪径一丈五尺

水輪径一丈五尺
(前) 搗臼(四斗張) 一二台
搗臼(二斗張) 二台

明治二三年(一八九〇) 四月頭書業種に変更
明治二八年(一八九五) 六月頭書人相続

〔前〕 搗臼(四斗張) 四台
搗臼(二斗張) 四台

挽臼(一尺七寸) 一台

明治三十七年(一九〇四) 六月頭書人相続

被相続人 森岩次郎(荏原郡世田ヶ谷村太子堂一
〇三番地)

1084 森勤之助 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡鶴川村能ヶ谷一〇九〇番地

水車所在地 南多摩郡鶴川村能ヶ谷字一号四〇番地

地目・面積 畑(宅地成予定) 四畝二二步

水車場 間口五間×奥行五間二尺

〔規模〕 水輪径二丈

樋口堅二尺 横三尺五寸

平常水深一尺

板堰高四尺 幅六間

〔業種〕 精穀業 製粉業(営業用)

搗臼(三斗張以上) 六台

搗臼(三斗張未満) 六台

挽臼(一尺五寸以上) 二台

〔引用〕 鶴見川

〔沿革〕 明治三十三年(一九〇〇) 五月新設

明治三十六年(一九〇三) 七月頭書人譲受

讓主 森久五郎(南多摩郡鶴川村能ヶ谷一〇九〇
番地)

1085 森五郎吉 水車 [荏原郡]

所有主住所 荏原郡駒沢村野沢二〇二番地

水車所在地 荏原郡世田ヶ谷村太子堂字下本村五一番地

〔規模〕 水輪径一丈八尺 木製

堰高五尺

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼(四斗張) 六台

搗臼(二斗張) 五台

挽臼二台

〔引用〕 烏山用水路

〔沿革〕 明治三十九年(一九〇六) 三月新設

1086 森 寿仙 水車 [荏原郡]

所有主住所 荏原郡調布村下沼部一〇四八番地

水車所在地 荏原郡調布村下沼部字石蔵谷四三八番地

地目・面積 畑 四畝四步

〔規模〕 水輪径一丈二尺

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼（一斗張）六台

〔引用〕 石菖谷清水流

一 秋彼岸ヨリ春彼岸マデ養水不用中食用之物品米麦
其外搗立一

〔沿革〕 明治三二年（二八八九）六月新設

明治三七年（二八九四）五月継年期

1087 森忠左衛門 水車〔荏原郡〕

所有主住所 荏原郡世田ヶ谷村太子堂一〇三番地

水車所在地 荏原郡世田ヶ谷村太子堂字下ノ谷二八五番地二号・二号

地目 山林 田

水車場 間口八間三尺×奥行五間

〔規模〕 水輪径二丈 木製

堰高五尺

検定馬力〇・一七三〇九

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼（三斗張）三台

搗臼（二斗張）二五台

〔引用〕 烏山用水路

〔沿革〕 大正元年（一九一三）八月頭書水車所在地に移転、

頭書水輪径、頭書業種に変更

水車所在地 荏原郡世田ヶ谷村太子堂字下

本村二六番地

水輪径一丈八尺

〔前〕 搗臼（四斗張）二台

搗臼（二斗張）一五台

挽臼（一尺四寸）一台

〔参考〕

水車位置及器械変更願

荏原郡世田ヶ谷村太子堂字下本村二十六番地

一 水車 一輪

右は当明治四十五年三月十八日付ヲ以テ及出願有之候。右水車之儀
五ヶ年前ヨリ及大破、全部器械之内半分は休業致シ居リ候次第、勿
論之二修繕ヲ加フルモ工事ニ付大ニ難儀之場所柄ニ有之。為ニ建家
器械共難用相成、依テ前書之通り及御願候。尚右ハ水中之工事等モ
多ク有之候儀ニテ、夏秋之季節多少共出水之際ニは工事ニ就キ至極
困難之場所ニ有之、殊ニ又営業上ニ就キ損害尠ナカラズ、右様之次
第二付何卒特別之御詮議ヲ以テ急速御許可之御指令被成下度、此段
奉願上候也。

荏原郡世田ヶ谷村太子堂百三番地

明治四十五年五月二十一日

右出願人 森忠左衛門 ㊦

東京府知事 阿部浩殿

1088 森下九蔵 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡戸倉村一〇三九番地

水車所在地 西多摩郡戸倉村字星竹一〇六五番地

〔規模〕 水輪径七尺 幅七寸 木製 滝落二尺

〔業種〕 精穀業

搗臼(三斗張未滿) 一台

〔引用〕 戸倉村星竹沢(字星竹千六十三番地先ノ沢水ヲ引入ル)

〔沿革〕 明治四四年(一九一一)五月新設

1089 森田丑五郎 水車 (南多摩郡)

所有主住所 南多摩郡川口村檜原二〇〇番地

水車所在地 南多摩郡川口村檜原字檜原一六四番地二号

地 目 宅地

水車場 間口五間×奥行四間 木造朶板葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈二尺 幅二尺 木製

樋口竪四寸 横四尺 長二間

馬力〇・三

〔業種〕 撚糸業

生糸撚糸器械四組

〔引用〕 内川前川原分水路(南多摩郡川口村檜原字前川原ヨリ湧出スル内川田用水ヲ引用)

〔沿革〕 明治四四年(一九一一)一月新設

1090 森谷幸次郎 水車 (荏原郡)

所有主住所 荏原郡品川町北品川宿三九三番地

水車所在地 荏原郡大崎村下大崎四一五番地

地 目 郡村宅地

〔規模〕 水輪径一丈六尺

堰高三尺

〔業種〕 精穀業(営業用)

搗臼(四斗張) 九台

搗臼(二斗張) 三台

玉川上水三田用水大崎分水路

〔沿革〕 明治一七年(一八八四)五月継年期

明治二年(一八八九)九月売買

買主 竹内小太郎(荏原郡大崎村上大崎一〇五番地)

外一名

売主 清水友造(荏原郡大崎村下大崎四一五番地)

明治二七年(一八九四)七月業種変更

搗臼(四斗張) 一二台

搗臼(二斗張) 三台

〔前〕 搗臼(四斗張) 一五台

搗臼(二斗張) 三台

明治三三年（一九〇〇）七月頭書業種に変更
明治三四年（一九〇一）四月頭書人買受

1091 守屋寛一 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡忠生村根岸三二四番地

水車所在地 南多摩郡忠生村根岸二八四〜二八七番地

地目・面積 畑 七畝二一歩

[規模] 水輪径一丈八尺 木製

水路深七尺 幅四尺

丸太堰高二尺

検定馬力〇・二二八二

[業種] 精穀業 製粉業 生糸揚返業

搗臼（二斗張）七台

挽臼（一尺七寸）二台

生糸揚返器械

[引用] 境川

[沿革] 明治三五年（一九〇二）六月新設

1092 守屋又蔵 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡恩方村上恩方三五九八番地

水車所在地 南多摩郡恩方村上恩方字上案下三六一六番地

[規模] 水輪径一丈
[業種] 精穀業
搗臼二台

[引用] [浅川]

[沿革] 明治三三年（一九〇〇）三月頭書人買受

売主 渡辺徳次郎（南多摩郡恩方村上恩方三六一九番地）

森屋梅吉 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡小宮村養沢三二五番地

1093 一番水車

水車所在地 西多摩郡小宮村養沢字養沢一八六番地

地目 宅地

[規模] 水輪径九尺

[業種] 精穀業

搗臼（三斗張未滿）一台

[引用] [ウトノ沢]

[沿革] 明治三七年（一九〇四）六月廃業

1094 二番水車

水車所在地 西多摩郡小宮村養沢字養沢二二五番地

[規模] 水輪径九尺 幅五寸 木製 上射アミダ

検定馬力〇・二五七五

〔業種〕 精穀業 生糸揚返業

擣臼(三斗張未満)一台

生糸揚台一台

揚杵一二個

〔引用〕 ウトノ沢―養沢川ニ落込ム枝流―

〔沿革〕 明治三七年(一九〇四)十一月新設

(参考)

〔寛図〕

其中へ寛ヲ渡スモノナリ―

〔沿革〕 明治三四年(一九〇一)五月新設

明治四〇年(一九〇七)九月頭書人讓受

讓主 森屋重太郎(西多摩郡小宮村乙津四六六番地)

森屋理一 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡小宮村乙津四七〇番地

1095 一番水車

水車所在地 西多摩郡小宮村乙津字長嶽五四九番地イ号

地目・面積 畑 二畝八歩

〔規模〕 水輪径一丈二尺 中射

寛竪七寸 横二尺六寸

平常水深三寸

無堰 流込

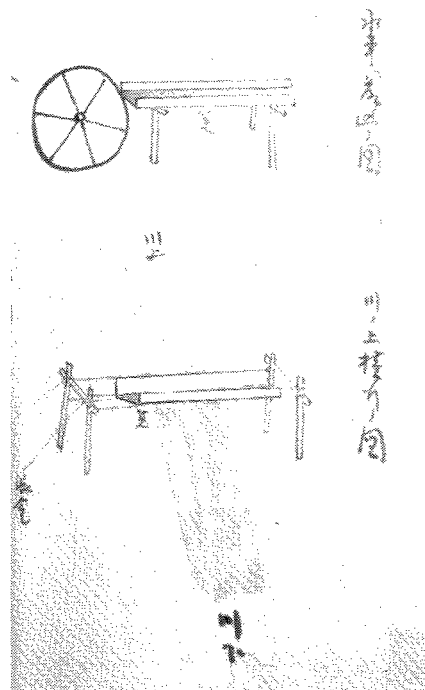
検定馬力三・九五二

〔業種〕 製材業

板小割用鋸機

〔引用〕 養沢川

一川ノ上ヲ横行之ヶ所ハ張金ヲ以テ図通りニ張り、



1096 二番水車

水車所在地

西多摩郡小宮村乙津字落合二四九番地

〔規模〕

水輪径一丈二尺 幅三尺 木製 上射アミダ

堰高二尺 幅二尺

検定馬力〇・一七八九七七

〔業種〕

製材業

材木挽割用機械

〔引用〕

養沢川

！養沢川水路引用候得共材木流通ノ際ハ堰口ヲ明ケ

樋口ヲ塞キ差支無之様可致候！

〔沿革〕

明治四四年（一九一）四月新設

1098 諸墨道之助 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所

南多摩郡鶴川村真光寺一〇二六番地

水車所在地

南多摩郡鶴川村真光寺字一四号一四五八番地

地目

宅地

水車場

間口一間×奥行一間 木造茅葺平屋建

〔規模〕

水輪径六尺九寸

樋口堅三寸 横四寸

有堰

〔業種〕

精米業

搗臼（一斗張）一台

〔引用〕

鶴川村長瀬戸谷流出水路（真光寺字長瀬戸谷ヨリ流出スル溪流）

〔沿革〕

明治三四年（一九〇）一〇月新設

〔参考〕

復命書

一 出張ノ用務 水車新設ケ所調査

一 場所 南多摩郡鶴川村真光寺

一 出 発 三十四年十月二十五日

一 帰 庁

一 出張概況

南多摩郡鶴川村大字真光寺諸墨道之助出願ニ係ル水車設置ケ所
実查ヲナシタルニ、諸墨孫七郎所有ノ山林ヲ借受ケ水路ヲ掘鑿
シ、同村字長瀬戸谷ヨリ流出スル溪流ニ堰ヲ設ケ、此流水ヲ引

1097 師岡只次郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所

西多摩郡古里村小丹波三五番地

水車所在地

西多摩郡古里村小丹波字南ノ原五一番地

地目

川敷

水車場

間口三間三尺×奥行二間三尺

〔規模〕

水輪径一丈二尺 幅一尺 木製

〔業種〕

精穀業

搗臼（三斗張未滿）五台

〔引用〕

多摩川

〔沿革〕

大正二年（一九一三）三月新設

用シ水車ヲ運転スル計画ナルモ、右側ハ総テ山地ニアリ左側モ
又堰ヨリ上流ノ地ハ数尺ノ高地ナルニヨリ、湛水ノ為害ヲ受ク
ル等ノ患ヒ無之ニ付堰ヲ設クルモ支障ナキモノト認ム。
右之通り候也。

明治三十四年十月二十九日
東京府知事男爵 千家尊福殿

属 富田佐右エ門[㊦]

や

八木勝三 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡調布村下長淵一五二番地

1099 一番水車

水車所在地 西多摩郡調布村下長淵字ヲコザ一三七番地

地 目 郡村宅地

〔規模〕 水輪径一丈四尺 木製 下射

樋口径一尺 横三寸

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼(三斗張未滿) 一一台

挽臼(二尺五寸以上) 一台

〔引用〕 多摩川

〔沿革〕 明治三三年(一九〇〇) 一二月頭書人相統

被相続人 八木勘平(父)

明治四一年(一九〇八) 三月廃業

1100 二番水車

水車所在地 西多摩郡調布村下長淵字寺改戸三三七番地先

〔規模〕 水輪径八尺 下射

〔業種〕 精穀業

搗臼五台

〔引用〕 多摩川

〔沿革〕 明治三十三年(一九〇〇) 一二月頭書人相続

被相続人 八木勘平(父)

1102 矢口清五郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡南村高ヶ坂四〇〇番地

水車所在地 南多摩郡南村高ヶ坂四〇〇番地

〔業種〕 精穀業

搗臼九台

〔沿革〕 明治二十七年(一八九四) 五月頭書業種に変更

(前) 搗臼一〇台

1103 矢崎辰五郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡東秋留村小川七七七番地

水車所在地 西多摩郡東秋留村小川字沢田一〇五五番地

地目・面積 宅地 一畝七步

水車場 間口二間×奥行一間三尺 木造杉皮葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈 中射

樋口堅一尺 横三尺

平常水深三寸

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼(三斗張未滿) 五台

挽臼(一尺五寸未滿) 一台

〔沿革〕 明治四五年(一九一二) 四月新設

大正四年(一九一五) 二月頭書業種に変更

(前) 搗臼(三斗張未滿) 四台

1101 八木下太市 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡由木村鑪水七三五番地

水車所在地 南多摩郡由木村鑪水字留鉦耕地七九二番地

地目・面積 郡村宅地 一〇步

〔規模〕 水輪径八尺二寸

樋口堅一尺五寸 横一尺八寸

平常水深一寸

〔業種〕 精穀業 製粉業(自家用)

搗臼(三斗張未滿) 二台

挽臼(一尺五寸未滿) 一台

〔沿革〕 明治四二年(一九〇九) 四月頭書人(長男) 相続

被相続人 八木下源右衛門

大正六年（一九一七）四月頭書人讓受

讓主 矢崎力蔵（西多摩郡東秋留村小川七七七番地）

1104 矢島万吉 水車〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡府中町一〇五八三番地

水車所在地 北多摩郡府中町字番場南裏五四六三番地

地目・面積 郡村宅地 七畝一步

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼（三斗張以上）一台

搗臼（三斗張未満）八台

〔沿革〕 明治三二年（一八九九）一〇月相統

相統人 矢島佐七

被相統人 矢島源十郎

明治三一年（一八九八）一月相統

相統人 矢島清吉（北多摩郡府中町一〇五八二番地）

明治三五年（一九〇二）四月頭書人讓受

〔規模〕 水輪径一丈八尺

堰高五尺 幅九尺

〔業種〕 精穀業 製粉業（営業用）

搗臼（四斗張）一八台

搗臼（二斗張）八台

挽臼（一尺七寸）一台

挽臼（一尺三寸）一台

立会川悪水路

〔沿革〕

明治一五年（一八八二）一月継年期

明治一七年（一八八四）五月売買

買主 安田富次郎（荏原郡大井村五四七二番地）

売主 永坂庄兵衛（住所不明）

（前） 搗臼（四斗張）一八台

搗臼（二斗張）六台

明治三八年（一九〇五）二月頭書人相統

1106 二番水車

水車所在地 荏原郡大井村字森前五四九二番地

〔規模〕 水輪径一丈四尺

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼（四斗張）一八台

搗臼（二斗張）四台

安田浅次郎 水車〔荏原郡〕

所有主住所 荏原郡大井村五四七二番地

1105 一番水車

水車所在地 荏原郡大井村字鑑ヶ淵三六三二番地

〔引用〕 品川用水除水吐捨路

〔沿革〕 明治一六年（一八八三）九月継年期

明治三八年（一九〇五）二月頭書人相続

被相続人 安田富次郎（荏原郡大井村五四七番地）

1108 谷田部鏢平 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡粕江村和泉二二六番地

水車所在地 北多摩郡粕江村和泉寺前二二九番地

〔業種〕 精穀業（営業用）

擣臼（三斗張未滿）三台

〔沿革〕 明治三六年（一九〇三）三月頭書人相続

被相続人 谷田部濟兵衛（父）

明治四〇年（一九〇七）二月頭書業種に変更

擣臼（三斗張未滿）四台

〔前〕 挽臼（一尺五寸未滿）一台

1107 安野 讓 水車 〔荏原郡〕

所有主住所 荏原郡入新井村新井宿一六四九番地

水車所在地 荏原郡大崎村上大崎五三〇番地

〔規模〕 水輪径二丈六尺

〔業種〕 精米業（営業用）

擣臼（四斗張）三台

擣臼（二斗張）三台

〔引用〕 玉川上水三田用水大崎分水路―三田用水路ノ内白金

台町妙円寺脇ヨリ分水―

〔沿革〕 明治三〇年（一八九七）二月新設

明治三三年（一九〇〇）四月売買

買主 秋本善次郎（荏原郡平塚村下蛇窪二二三番地）

売主 高橋林之助（荏原郡大崎村下大崎五六番地）

明治三八年（一九〇五）六月売買

買主 世古成光（芝区白金台町二丁目四二番地）

明治四一年（一九〇八）五月頭書人買受

1109 谷津茂平 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡加住村梅坪八一番地

水車所在地 南多摩郡加住村梅坪字水口八一番地

〔規模〕 水輪径一丈二尺

樋口横二尺六寸 長一間四尺

平常水深一寸二分

堰高一尺五寸 幅二尺

〔業種〕 精穀業

擣臼（二斗張）四台

〔沿革〕 明治四一年（一九〇八）一月頭書業種に変更

〔前〕 擣臼（二斗張）八台

1110 柳内歌之助 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡小曾木村黒沢八八八番地

水車所在地 西多摩郡小曾木村黒沢八七八番地

地目 藪

水車場 間口四尺×奥行一間 木造杉皮葺平屋建

〔規模〕 水輪径五尺 幅一尺五寸 木製

算横一尺五寸 長一〇間

堰高三尺 幅三尺 長四間

〔業種〕 撚糸業

木製糸撚器械一個

〔引用〕 黒沢川

〔沿革〕 大正一二年(一九二三)五月新設

1111 柳内忠次郎 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡小曾木村黒沢字峰八五五番地

水車所在地 西多摩郡小曾木村黒沢字峰向八一二番地

地目・面積 郡村宅地 三畝一〇歩

〔規模〕 水輪径一丈三尺二寸

樋口横一尺八寸 長六八間三尺

水深七分

〔業種〕 精穀業 製粉業(營業用) 製麵業

搗臼(三斗張以上)三台

搗臼(三斗張未滿)八台

挽臼(一尺五寸以上)二台

製粉ロール一台

製麦ロール一台

黒沢川

〔沿革〕 明治二九年(一八九六)五月業種変更

搗臼(三斗張未滿)一一台

挽臼(一尺五寸以上)二台

挽臼(一尺五寸未滿)一台

搗臼(三斗張未滿)一一台

〔前〕 挽臼(一尺五寸以上)一台

挽臼(一尺五寸未滿)一台

明治三三年(一九〇〇)九月業種変更

搗臼(三斗張以上)三台

搗臼(三斗張未滿)八台

挽臼(一尺五寸以上)二台

挽臼(一尺五寸未滿)一台

明治三四年(一九〇一)七月頭書人譲受

讓主 柳内平兵衛(西多摩郡小曾木村黒沢字峰八

五五番地)

大正五年(一九一六)十一月頭書業種に変更

1112 柳田佐代吉 水車 (荏原郡)

所有主住所 荏原郡玉川村瀬田五三二番地

水車所在地 荏原郡玉川村瀬田字中耕地一七〇六番地

地目 田

〔規模〕 水輪径二丈 木製

板堰高六尺 幅六尺

〔業種〕 精穀業 製粉業(營業用)

擣臼(三斗張以上) 四台

擣臼(三斗張未滿) 八台

挽臼一台

〔引用〕 六郷用水路等(六郷用水及天水等ノ田用水ノ残余ノ水)

〔沿革〕 明治三五年(一九〇二)二月新設

(参考)

復命書

荏原郡玉川村大字瀬田柳田佐代吉ヨリ同村大字瀬田字中耕地へ水車新設出願ニ依リ实地調査候処、其位置ハ矢倉沢道ヨリ北へ凡ソ五十間入り水路ニ沿ヒタル田地ニシテ、付近ハ^マ拡漠タル田野ナリ。是ニ使用スル悪水ノ水源ハ北多摩郡砧村最寄ヨリ流出シ、大字岡本、鎌田、大蔵等ヲ経テ茲ニ通シ、該水路ノ所々ヨリ六郷用水及ヒ天水等ノ田用水ノ残余ノ水落込ミ水路ヲナシ、深サ地盤ヨリ凡ソ十余尺ノ低下ヲ流レシ谷河ナリ。之レヲ使用スルモノニシテ、高六尺幅六尺ノ堅固ナル板堰ヲ設ケ、木樋ヲ以テ引入レ茲ニ設置スル経営ナリ。

流末ハ同水路ニ吐落シ、宇奈川ヲ経テ玉川ニ落水スルモノナリ。因之上流末流等ノ地主承諾証ヲ有之、且ツ精査上ニ於テモ残余ノ水ヲ使用スルモノナルヲ以テ更ニ支障無之ト相認メ候間、此段及復命ニ候也。

第一土木吏員駐在所

明治三十五年一月二十四日

技手 久岡一郎◎

東京府知事男爵 千家尊福殿

1113 柳田錠三郎 水車 (荏原郡)

所有主住所 荏原郡瀬田村三二九番地

水車所在地 (荏原郡瀬田村三二九番地)

〔業種〕 精穀業

擣臼三台

〔沿革〕 明治一六年(一八八三)六月(新設)許可

明治一九年(一八八六)九月廢業

1114 柳田村治 水車 (荏原郡)

所有主住所 荏原郡世田ヶ谷村池尻四二〇番地

水車所在地 荏原郡世田ヶ谷村池尻字北町五四八番地

水車場 木造萱葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈八尺

堰高七尺一寸

馬力一・一

〔業種〕

精穀業 製粉業（営業用） 伸銅業

擣臼（四斗張）一六台

擣臼（三斗張）一五台

割臼ローラ三台

延金ローラ三台

〔引用〕

荏原川―北沢用水路、烏山用水路―

〔沿革〕

明治一七年（一八八四）一月継年期

申請人 青木周藏（麴町区上二番町）

明治二四年（一八九一）八月売渡

買主 倉林五郎（京橋区築地一丁目二五番地寄留）

明治二七年（一八九四）一月譲渡

申請譲受人 柳田茂（荏原郡世田ヶ谷村池尻四二

○番地）

譲主 倉林延豊（荏原郡品川町北品川七五〇番地）

明治三三年（一九〇〇）五月業種変更

擣臼（三斗張以上）六台

擣臼（三斗張未満）一一台

挽臼一台

粉名臼（一尺八寸）五台

挽割ローラ（径六寸）二台

挽割ローラ（径二寸五分）二台

延金ローラ（径九寸）一台

馬力三・一〇

擣臼（三斗張以上）六台

（前）擣臼（三斗張未満）五台

粉名臼（一尺八寸）七台

明治三七年（一九〇四）六月譲渡

譲受人 柳田たつ（荏原郡世田ヶ谷村池尻四二〇

番地）

明治三七年（一九〇四）一月焼失

明治三八年（一九〇五）八月頭書人再設

明治四四年（一九一）四月頭書人買受

1115 柳瀬万吉 水車 〔荏原郡〕

所有主住所 麴町区永田町一丁目三三番地

水車所在地 荏原郡大崎村谷山字目黒川五一番地

〔規模〕 堰高六尺一寸

〔業種〕 精穀業 製粉業（営業用）

擣臼（四斗張）一三台

擣臼（一斗張）一五台

挽臼（一尺五寸以上）六台

〔引用〕 目黒川悪水路

〔沿革〕 明治一四年（一八八一）七月継年期

申請人 増山惣左衛門(荏原郡大崎村谷山五一番地)

明治二〇年(一八八七)一〇月業種変更

擣臼(四斗張) 一八台

擣臼(三斗張) 一台

擣臼(二斗張) 一台

擣臼(一斗張) 一二台

挽臼六台

擣臼(四斗張) 二五台

擣臼(三斗張) 一台

(前) 擣臼(二斗張) 一台

擣臼(一斗張) 一二台

挽臼四台

明治二〇年(一八八七)一二月業種変更

擣臼(四斗張) 一九台

擣臼(三斗張) 一台

擣臼(二斗張) 二台

擣臼(一斗張) 一台

挽臼六台

明治二三年(一八九〇)四月業種変更

擣臼(四斗張) 一三台

擣臼(一斗張) 一〇台

挽臼七台

明治三〇年(一八九七)四月頭書業種に変更

大正五年(一九一六)三月廢業

申請 頭書人柳瀬万吉

1116 矢部和助 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡古里村小丹波二〇六番地

水車所在地 西多摩郡古里村小丹波字桜久保一九九番地

[規模] 水輪径一丈四尺 上射

樋口 縦一尺 横八寸

[業種] 精穀業 製粉業(営業用)

擣臼(三斗張未滿) 一二台

挽臼(一尺五寸以上) 一台

挽臼(一尺五寸未滿) 一台

[沿革] 明治三六年(一九〇三)九月廢業

1117 山上卓樹 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡元八王子村下老分方一九一〇番地

水車所在地 南多摩郡元八王子村下老分方字鶴巻二四四〇・一四

四一番地

地目・面積 宅地 三畝九步

[規模] 水輪径一丈

樋口 縦四尺 横四尺

平常水深二尺

〔業種〕

精穀業

搗臼(三斗張未滿)五台

〔引用〕

元八王子村鶴巻福岡田用水路(元八王子村下巻分方鶴

巻一三六九番地田ノ側方ヨリ湧出)

〔沿革〕

明治二五年(一八九二)一月焼失

明治二九年(一八九六)五月頭書に再設

明治三〇年(一八九七)一〇月頭書人買受

売主 山口富五郎(南多摩郡元八王子村下巻分方

一三〇〇番地)

明治二十九年五月八日

南多摩郡長 原豊穰殿

助役 青木松兵衛團

1118 山口定吉 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡元八王子村下巻分方一三〇二番地

水車所在地 南多摩郡元八王子村下巻分方字鶴巻一三六九番地二号

地目・面積 郡村宅地 三畝

〔規模〕 水輪径一丈 幅一尺五寸 木製

樋口横二尺五寸 勾配一間二付二寸五分

水深五寸

分水口深五寸 幅二尺五寸

検定馬力〇・一〇八二一六

紡績業

八丁三台

糸操台二〇台

下夕卷二挺

〔引用〕 (元八王子村下巻分方) 鶴巻福岡田用水路

〔沿革〕 明治四一年(一九〇八)五月新設

〔参考〕

第四一号

証 明 書

本年四月二十二日付本郡収第一三九号ヲ以部内下巻分方千三百番地平民山口富五郎水車場新設願ニ付而は、堰止メヲナスニ水上水下支障之有無証明候様御達シニ付篤与実況ヲ調査シ、水上水下並ニ接近地主ニ付支障之有無照会候処、別段故障無之且ツ又水車場ニ使用スル水路は川筋ニ無之、無名ノ堀ニシテ其水源は水車場ヨリ上へ三百間ニシテ、下巻分方字福岡千二百五十番地並ニ其近傍宅地添ヨリ湧水シタルモノニシテ、水車場ヨリ下江二百五十間ヲ流水シテ浅川江落入リタル義ニ御座候。但シ添申書一通相添候也。右之通相違無之此段証明候也。

南多摩郡元八王子村長代理

1119 山口弘達 水車 [荏原郡]

所有主住所 麻布区飯倉片町一番地

水車所在地 荏原郡目黒村下目黒字下道耕地四六一番地
郡村宅地

〔規模〕

水輪径二丈六尺

堰高五尺五寸

〔業種〕

精穀業 製粉業(営業用)

擣臼(四斗張) 五四台

擣臼(二斗張) 七台

挽臼(一尺六寸未満) 一台

〔引用〕

目黒川恵水路

明治四年(一八八二) 八月継年期

明治二年(一八八八) 四月頭書人買受

売主 山口重蔵(芝区愛宕下町三丁目三番地)

明治二年(一八八八) 一月業種変更

擣臼(四斗張) 三六台

擣臼(二斗張) 七台

挽臼(二尺五寸以上) 二台

挽臼(二尺五寸未満) 一台

擣臼(四斗張) 二四台

擣臼(二斗張) 一四台

擣臼(二尺五寸以上) 二台

挽臼(二尺五寸未満) 一台

明治三年(一九〇〇) 九月業種変更

擣臼(四斗張) 四五台

1120 山口福蔵 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡横山村散田四四六番地

水車所在地 南多摩郡横山村散田四四六番地

宅地

〔規模〕

水輪径一丈二尺 幅二尺 木製

〔業種〕

紡績撚糸業

〔引用〕

撚糸和製器械一台

〔沿革〕

浅川上柗田分水路(南多摩郡浅川村上柗田字原ヨリ

同郡横山村散田字新地ニ至ル私設共用水路)

一現在ノ水路ニ二柱ヲ建設シ之ニ水車軸ヲ架シ水車

輪ノ回転スルト共ニ室内装置ノ撚糸器械ヲ運転スル一

〔沿革〕

大正三年(一九一四) 三月新設

山口平太夫 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡桑田村豊田五四二番地

1120 一番水車

水車所在地 南多摩郡桑田村豊田字道場三〇五番地

〔規模〕 水輪径一丈五尺

樋口 縦一尺 横三尺

〔業種〕 精穀業

搗臼一四台

〔沿革〕 明治九年（一八七六）八月新設

明治三二年（一八八九）二月廃業

1122 三番水車

水車所在地 南多摩郡桑田村豊田字間門五四三・五四四番地

〔規模〕 水輪径一丈三尺

樋口 縦一尺 横二尺

馬力〇・八二

〔業種〕 製麵業

ロール

〔沿革〕 明治二〇年（一八八七）九月（新設）許可

明治三二年（一八九九）二月廃業

1123 三番水車

水車所在地 南多摩郡桑田村豊田字川泉一九四八番地へ号

地目・面積 芝地 一畝

〔規模〕 水輪径一丈二尺

〔業種〕 精穀業

搗臼（三斗張未満）四台

〔引用〕 〔桑田村川泉〕湧出水路

〔沿革〕 明治二六年（一八九三）五月継年期

明治三二年（一八九九）二月廃業

1124 山口孫右衛門 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡元八王子村下壱分方

水車所在地 南多摩郡元八王子村下壱分方字鶴巻一四三二番地

地目・面積 宅地 一畝一三步

〔引用〕 〔元八王子村下壱分方溜池田用水路〕

〔沿革〕 明治二七年（一八九四）三月廃業

1125 山口水左衛門 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡稻城村百村一四四番地

水車所在地 南多摩郡稻城村百村（一四四番地）

〔業種〕 紡績業

〔沿革〕 明治二六年（一八九三）六月（新設）許可

明治二七年（一八九四）三月廃業

1126 山口安兵衛外一八名共有 水車 (南多摩郡)

惣代人住所 南多摩郡浅川村上柗田一五二八番地

水車所在地 南多摩郡浅川村上柗田字川原之宿一五二一番地

地目・面積 宅地 六畝二〇步

水車場 間口一間三尺×奥行二間

〔規模〕 水輪径一丈

樋口 竪七寸 横二尺五寸

平常水深三寸

〔業種〕 精穀業

搗臼 (一斗五升張) 三台

挽臼 (一尺三寸) 一台

〔引用〕 浅川上柗田分水路 (浅川村上柗田地先道添溝堀ノ流水)

水)

〔沿革〕 明治二八年 (一八九五) 三月新設

1127 山口弥惣次 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡三ツ里村留原八七八番地寄留

水車所在地 西多摩郡三ツ里村留原字中村八七八番地

地目・面積 宅地 一畝一六步

〔規模〕 水輪径一丈 幅六尺

検定馬力一・五六八

〔業種〕 紡績業

〔引用〕 秋川分水路 (従来ノ水車堀)

〔沿革〕 明治三五年 (一九〇二) 五月新設

大正七年 (一九一八) 二月廃業

1128 山口勇七 水車 (南多摩郡)

所有主住所 南多摩郡元八王子村下巻分方

水車所在地 南多摩郡元八王子村下巻分方字五反田一七八五番地

地目・面積 郡村宅地 一反二畝二三歩

〔規模〕 水輪径一丈五尺

樋口 竪三間 横四尺五寸

平常水深八寸

〔業種〕 精穀業 製粉業 (營業用)

搗臼一四台

挽臼二台

〔引用〕 城山川分水路 (城山川田用水末流水ヲ引用)

〔沿革〕 明治二七年 (一八九四) 三月頭書業種に変更

搗臼一〇台

〔前〕 挽臼一台

明治三五年 (一九〇二) 一〇月頭書人相統

被相続人 山口勇八 (南多摩郡元八王子村下巻分

方)

1129 山越錠次郎 水車 [北多摩郡]

所有主住所 北多摩郡神代村佐須一二五九番地

水車所在地 北多摩郡神代村佐須字原前一二五九番地口号

地目・面積 郡村宅地 六畝二九步

[規模] 水輪径二丈四尺

樋口 縦一尺一寸 横一尺七寸

平常水深一寸五分

[業種] 精穀業 製粉業(營業用)

搗臼(三斗張以上) 三台

搗臼(三斗張未滿) 七台

挽臼(一尺五寸以上) 二台

挽臼(一尺五寸未滿) 一台

精米機 一台

[引用] 玉川上水深大寺組合用水路

[沿革] 明治二八年(一八九五)五月業種変更

搗臼一四台

挽臼三台

(前) 搗臼一四台
挽臼一台

明治三四年(一九〇二)二月売買

買主 保坂歛次郎(豊多摩郡井萩村上井草一二二

番地)

売主 山越富五郎(北多摩郡神代村佐須一二四七

番地)

明治三五年(一九〇二)三月業種変更

搗臼(三斗張以上) 三台

搗臼(三斗張未滿) 七台

挽臼(一尺五寸以上) 三台

挽臼(一尺五寸未滿) 一台

明治三六年(一九〇三)九月頭書人買受

大正七年(一九一八)一〇月頭書業種に変更

1130 山崎冠太 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡大久野村五四七〇番地

水車所在地 西多摩郡大久野村字長井五五四番地

地目・面積 田 二畝六步

水車場 間口一間×奥行一間

[規模] 水輪径七尺 幅一尺五寸 中射

樋口 縦四寸 横四寸 長三尺

堰高六尺 幅六尺

[業種] 精穀業(自家用)

搗臼(三斗張未滿) 一台

[引用] 大久野川分水路(大久野川支流北大久野川田用水)

[沿革] 明治三五年(一九〇二)一月新設

山崎勘平 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡三田村沢井下分三〇九番地

1131 一番水車

水車所在地 西多摩郡三田村沢井下分二五四番地

[業種] 精穀業(営業用)

搗臼(三斗張以上) 六台

搗臼(三斗張未満) 六台

挽臼(一尺五寸以上) 二台

挽臼(一尺五寸未満) 一台

[引用] 多摩川

[沿革] 明治七年(一八七四)五月(新設)許可

明治三十七年(一九〇四)六月頭書業種に変更

搗臼(三斗張以上) 六台

(前) 搗臼(三斗張未満) 六台

挽臼(一尺五寸以上) 一台

挽臼(一尺五寸未満) 一台

(参考)

多摩川中流堰止取払願

西多摩郡三田村沢井下分三百九番地

山崎勘平

右私所有ノ山林ニシテ沢井下分字軍畑多摩川沿岸ニ有之分、其対岸吉野村柚木沿岸ニ去明治二、三年ノ頃ヨリ本流ヲ利用シ水車設置有之、該水車主ニ於テ水力ノ饒多ヲ求ムル為メ中流ヲ堰止メ引水致居

候処、近年ニ至リ堰止方倍延長シ、其堰杭打込ノ個所ハ自然砂石停

滯水底堅牢ニ相成候ヨリ、一朝満水ノ時ハ河原ニ溢出スルハ勿論私

所有ノ山林ニ水勢押来リ根付ノ土砂流出、其損害年々ニ相加ハリ甚

以迷惑仕候間、何卒実況御觀察ノ上該堰取払ノ御処置被成下候様仕

度、別紙図面相添此段奉願候也。

右

明治三十一年四月二十九日

山崎勘平^①

東京府知事子爵 岡部長職殿

1132 二番水車

水車所在地 西多摩郡三田村沢井下分二六〇番地

水車場 間口八間×奥行三間三尺 木造杉皮葺平屋建

[規模] 水輪径一丈三尺 幅三尺五寸 木製

水路深一丈三尺 幅三尺五寸 長一五間

檢定馬力一・六〇一六

[業種] 製材業

丸鋸(径三尺) 二台

[引用] 平溝川

[沿革] 明治四一年(一九〇八)一〇月新設

1133 山崎武治 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡大久野村二二三一番地

水車所在地 西多摩郡大久野村字幸神二二三一番地

地目・面積 郡村宅地 一畝二五歩

〔規模〕 水輪径一丈二尺

算竪三尺 横一尺

平常水深二寸

〔業種〕 精穀業

擣臼（一斗張）四台

〔引用〕 幸神川分水路

〔沿革〕 明治二四年（一八九二）六月（新設）許可

明治三〇年（一八九七）八月頭書人相続

被相続人 山崎友吉（父）

明治三三年（一九〇〇）九月廃業

1134 山崎藤蔵 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡戸倉村二二二〇番地

水車所在地 西多摩郡戸倉村字久保川原二二二二番地

〔規模〕 水輪径八尺 幅二尺 木製

堰高三尺 水車場マデ一五間

〔業種〕 精穀業

擣臼（三斗張未滿）二台

〔引用〕 盆堀川

〔沿革〕 明治四〇年（一九〇七）一〇月新設

1135 山崎徳太郎外三名共有 水車 〔西多摩郡〕

惣代人住所 西多摩郡小曾木村黒沢九七〇番地

水車所在地 西多摩郡小曾木村黒沢字下ヶ谷戸八六七番地二号

地目 畑

水車場 間口一間×奥行一間 木造杉皮葺平屋建

〔規模〕 水輪径六尺五寸 幅一尺五寸 木製

算竪一尺 長一〇間

無堰

〔業種〕 精穀業

擣臼（三斗張未滿）二台

〔引用〕 入谷ヶ井沢―山間ノ溪流ニシテ末ハ黒沢川―

〔沿革〕 明治四四年（一九一―）五月新設

1136 山崎豊次郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡八王子町本町二〇番地

水車所在地 南多摩郡八王子町元子安字広町一四六一番地

水車場 間口八間×奥行四間 木造板葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈

樋口竪二尺五寸 横二尺五寸 長三間

水路深五寸 幅三寸

無堰

検定馬力〇・二五〇九

〔業種〕

紡績業

八丁三台

糸操台四〇台

下夕卷二挺

〔引用〕

〔広町用水路〕

〔沿革〕

明治三五年（一九〇二）三月新設

明治四一年（一九〇八）四月譲渡

譲受人 峰尾徳次郎（南多摩郡横山村下長房一九七八番地）

讓主 山崎豊次郎（南多摩郡八王子町本町二〇番地）

明治四一年（一九〇八）九月頭書人譲受

1137 山崎茂七 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡大久野村五四七〇番地

水車所在地 西多摩郡大久野村字長井五五八〇番地

地目・面積 芝地 一畝

水車場 間口二間×奥行二間

〔規模〕

水輪径一丈二尺 幅一尺五寸 中射

樋口径五寸 横一尺五寸 長一〇間

水深四尺

堰（木材土石）高三尺 幅三尺 長三間三尺 水車

場ヨリ一〇間

〔業種〕

精穀業 製粉業

擣臼（三斗張未滿）四台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

〔引用〕

北大久野川―大久野村字長井ノ溪谷ヨリ流出

〔沿革〕

明治四一年（一九〇八）五月新設

1138 山崎勇太郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡大久野村七〇九一番地

水車所在地 西多摩郡大久野村字坂本七〇九一番地

地目・面積 宅地 一反二畝二二步

水車場 間口三間×奥行二間 木造平屋建

〔規模〕

水輪径一丈五尺

樋口横二尺 長八間

水深二尺五寸

〔業種〕

精穀業

擣臼（一斗五升張）四台

〔引用〕

水口川

〔沿革〕

明治二九年（一八九六）十一月新設

1139 山崎柳太郎 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡砧村岡本二一三六番地

水車所在地 北多摩郡砧村岡本字下山一二二五番地口号
地目・面積 宅地 一畝

水車場 間口三間三尺×奥行四間 木造草葺平屋建

〔規模〕 水輪径二丈 木製

樋口径七寸 横一尺三寸

平常水深四寸

水路長一五〇間

堰高四尺

檢定馬力一・九〇一

〔業種〕 烟草製造業

烟草器械四台（器械一側立）

〔引用〕 谷戸川悪水路

〔沿革〕 明治三五年（一九〇二）一月新設

明治三六年（一九〇三）五月頭書水輪径、頭書業種

に変更

〔前〕 水輪径一丈二尺
烟草器械三台

1140 山下平八 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡恩方村下恩方三二五二番地

水車所在地 南多摩郡恩方村下恩方三二五二番地

〔引用〕 浅川大久保分水路（南多摩郡恩方村下恩方字大久保

三一五一・三二五二番地先）

〔沿革〕 明治四四年（一九一〇）二月新設

大正二年（一九一三）一月廢業

1141 山下弁藏 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡恩方村上恩方三八五五番地

水車所在地 南多摩郡恩方村上恩方字上案下三六四一番地

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼（三斗張未滿）二台

〔引用〕 〔浅川〕

〔沿革〕 明治三六年（一九〇三）四月頭書人相統

被相統人 山下治左衛門（父）

1142 山下松五郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡三ツ里村小和田三二番地

水車所在地 西多摩郡三ツ里村小和田字御嶽山五二九番地

地目・面積 山林 六反三畝

水車場 間口二間×奥行一間三尺 木造草葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈 幅六寸

箱樋径四寸 横五寸 長八間

無堰 流込

〔業種〕 精穀業（自家用）

搗臼（三斗張未滿）二台

〔引用〕 御嶽山沢（三ツ里村小和田字御嶽山沢入ノ流水）

〔沿革〕 明治四五年（一九〇二）三月新設

1143 山下与市 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡戸倉村一〇二六番地

水車所在地 西多摩郡戸倉村字屋竹西畑荻野一・二五番地

〔規模〕 水輪径一丈 幅六寸 木製 滝落三尺

〔業種〕 精穀業

搗臼（三斗張未滿）一台

〔引用〕 荻野沢（戸倉村字屋竹西畑荻野一・二五番地先沢ノ水）

〔沿革〕 明治四〇年（一九〇七）九月新設

1144 山田磯吉 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡小平村回田一七三番地

水車所在地 北多摩郡小平村回田字上水通一七〇番地

地目・面積 畑 二畝六歩

〔規模〕 水輪径一丈五尺 中射（前掛）

樋口 縦一尺 横五尺 長九尺

平常水深三寸

堰高二尺八寸

〔業種〕 精穀業

搗臼（一斗張）五台

〔引用〕 玉川上水鈴木分水路

〔沿革〕 明治三四年（一九〇一）三月新設

明治四一年（一九〇八）三月廢業

1145 山田梅次郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡成木村上成木下分五四番地

水車所在地 西多摩郡成木村上成木下分字大蔵野五三番地先

地目・面積 山林 二畝

水車場 建坪一坪五合

〔規模〕 水輪径六尺五寸

樋口 横一尺八寸 長一尺

水深五寸

無堰

〔業種〕 精穀業

搗臼（八升張）二台

〔引用〕 成木川

一 流水入口ハ堰ヲ設ケス手ニテ僅カニ砂利ヲ撥

寄引用シ、増水ノ節ハ車輪其他悉皆丘ニ引上ケ減水

ヲ待チテ復造ス

〔沿革〕 明治三十六年（一九〇三）七月新設

大正四年（一九一五）一月廢業

山田義房 水車〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡小宮村西中野三三七番地

1146 一番水車

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字前田三五九〇番地一號

工場所在地 南多摩郡小宮村西中野字前田三五九一番地二號

水車場 間口三間三尺×奥行一〇間 木造板葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈五尺 幅二尺五寸

樋口横三尺 長二間

水深四寸

〔業種〕

製糸業 製糸二人繰二〇釜

〔引用〕 小宮村前田田用水路（南多摩郡川口村檜原鹿島神社

境内ヨリ湧出スル西中野字前田田用水）

〔沿革〕 大正五年（一九一六）一月新設

1147 二番水車

水車所在地 南多摩郡小宮村西中野字金子田一四一四・一四一五

番地

〔規模〕 水輪径一丈二尺

樋口豎七寸 横三尺

〔業種〕 精穀業

搗臼一六台

〔引用〕 （小宮村金子田用水路）

〔沿革〕 文化元年（一八〇四）八月新設

大正五年（一九一六）一〇月府庁台帳水車所在地訂正

1148 山宮縫之助 水車〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡古里村棚沢四三二番地

水車所在地 西多摩郡古里村棚沢字前夏地四三七番地二號

地目・面積 宅地 一六歩

水車場 間口二間三尺×奥行三間

〔規模〕 水輪径一丈二尺 幅一尺五寸 木製

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼（三斗張未滿）五台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

〔引用〕 西川

〔沿革〕 明治四一年（一九〇八）五月新設

1149 山本卯之助 水車〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡小宮村大和田一〇三八番地

水車所在地 南多摩郡小宮村大和田字通宅地添一〇三八番地

〔規模〕 水輪径一丈一尺五寸

〔業種〕 精穀業

搗臼一五台

〔引用〕 〔浅川大和田分水路〕

〔沿革〕 明治三七年（一九〇四）一〇月頭書人買受

売主 相川鳳太郎（南多摩郡小宮村大和田一〇三八番地）

明治四〇年（一九〇七）五月頭書業種に変更

〔前〕 搗臼（二斗張）八台

挽臼（一尺二寸）一台

1151 山本七郎兵衛 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡恩方村上恩方一四七番地

水車所在地 南多摩郡恩方村上恩方字狐塚二一九六番地

〔業種〕 精穀業

搗臼（三斗張未滿）二台

〔引用〕 〔浅川〕

〔沿革〕 明治三三年（一九〇〇）一二月廃業

1150 山本喜三郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡恩方村上恩方二一一八番地

水車所在地 南多摩郡恩方村上恩方字狐塚一八〇七・一八〇八番地

地目・面積 原野（芝地）三畝八步

〔規模〕 水輪径一丈四尺 幅二尺 木製

樋口 縦四尺 横二尺五寸 長一四間三尺

平常水深五寸

堰高二尺 幅六間三尺

〔業種〕 精穀業 製粉業（営業用）

搗臼（二斗張）一四台

挽臼（一尺二寸）一台

〔引用〕 浅川

〔沿革〕 明治三七年（一九〇四）三月新設



1152 湯浅久太郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡八王子町元子安一九七〇番地

水車所在地 南多摩郡八王子町元子安字河原洲一九七〇番地口号

〔規模〕 水輪径一丈四尺

樋口 縦二尺 横三尺

水深五寸

馬力〇・二二

紡績業

〔業種〕

〔引用〕

〔河原湍用水路〕

〔沿革〕

明治三十七年（一九〇四）一月売買

買主 岸兵三（南多摩郡八王子町八日八二番地）

売主 西村茂三郎（南多摩郡八王子町八日九二番地）

明治三十八年（一九〇五）六月売渡

買主 萩原コト（南多摩郡八王子町横山二八番地）

明治三十九年（一九〇六）一〇月頭書人買受

1153 柚木常吉 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡多摩村百草一〇八八番地

水車所在地 南多摩郡多摩村和田字一八号一五六三番地

〔業種〕

精穀業 製粉業

搗臼（三斗張未満）一三台

挽臼（一尺五寸以上）一台

〔沿革〕

明治二十八年（一八九五）六月頭書人買受

売主 増島久蔵（南多摩郡多摩村百草一〇八一番地）

よ

1154 横山ムメ 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡元八王子村横川四七一番地

水車所在地 南多摩郡元八王子村横川字二号一七一七番地

地目・面積 芝地 一反一二步

〔規模〕

水輪径九尺六寸

樋口 縦八間 横三尺

平常水深三寸

〔業種〕

精穀業

搗臼（三斗張未満）三台

〔引用〕

元八王子村横川湧出水路（横川忍所有ノ八十八番地

字一号溜池反別一反九畝五步ノ一ヶ所ヨリ湧水）

〔沿革〕

明治二十九年（一八九六）三月新設

1155 横倉作次郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡多摩村落合三二四二番地

水車所在地 南多摩郡多摩村落合二五〇八番地
地 目 田

〔規模〕 水輪径一丈二尺 幅八寸 木製

樋口径四寸 横一尺六寸 長三間

〔業種〕 生糸揚返業

揚粹六台

〔引用〕 落合川

〔沿革〕 明治四三年（一九一〇）一〇月新設

1156 横手喜代次郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡小曾木村富岡一五二番地

水車所在地 西多摩郡小曾木村富岡字長沢一六〇番地口号

地 目 郡村宅地

水車場 間口一間×奥行一間二尺 木造草葺平屋建

〔規模〕 水輪径六尺 幅一尺五寸 木製

寬堅五寸 横一尺 長一間

無堰

〔業種〕 精穀業

搗臼（三斗張未滿）一台

〔引用〕 長沢入沢（長沢入溪流ヲ引用）

〔沿革〕 明治四四年（一九一一）五月新設

1157 横手源太郎 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡三田村御嶽三〇六番地

水車所在地 西多摩郡三田村御嶽字集峽戸三〇六番地一号

〔規模〕 水輪径一丈五尺 幅二尺五寸

樋口径五寸 横一尺二寸

〔業種〕 精穀業 製粉業（營業用）

搗臼（三斗張未滿）六台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

御嶽川

〔引用〕 明治三五年（一九〇二）一二月相統

相統人 平原八太郎（西多摩郡三田村御嶽三〇七番地）

被相統人 平原八郎右衛門（父）

明治四二年（一九〇九）二月頭書人買受

明治四二年（一九〇九）一月頭書業種に変更

〔前〕 搗臼（三斗張未滿）二台

明治四三年（一九一〇）三月頭書水車所在地に移転、

頭書規模等に変更

水車所在地 西多摩郡三田村御嶽字集峽戸

三〇〇番地口号

〔前〕 水輪径一丈九尺

樋口径六寸 横七寸

1158 横溝角太郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡小宮村大和田三六〇番地

水車所在地 南多摩郡小宮村大和田字上宅地前三六〇番地

地目・面積 郡村宅地 一反一八步

[規模] 水輪径一丈

馬力〇・六二八

[業種] 紡績業

[引用] 浅川

[沿革] 明治二七年(一八九四)一月新設

明治三五年(一九〇二)三月廃業

横溝貞次郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡小宮村大和田二〇二六番地

1159 一番水車

水車所在地 南多摩郡小宮村大和田字通宅地添一〇八九番地

地目 宅地

[引用] [浅川大和田分水路]

[沿革] 明治二七年(一八九四)五月頭書人(長男)相統

被相続人 横溝福太郎

1160 二番水車

水車所在地 南多摩郡小宮村大和田字ぶたい二〇四番地

地目 田

水車場 間口四間×奥行三間 木造板葺平屋建

[規模] 水輪径一丈 幅二尺 木製

樋口横三尺 長二間

検定馬力〇・一〇八二

[業種] 紡績業

八丁二台

糸操台一六台

下夕卷一挺

[引用] 浅川大和田分水路(南多摩郡小宮村西中野字女戸地

先浅川ヨリ流入スル大和田田用水路ヲ引用)

[沿革] 明治四一年(一九〇八)五月新設

1161 横溝酒造治郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡小宮村大和田三六〇番地

水車所在地 南多摩郡小宮村大和田字ぶたい三〇七番地

地目 田

水車場 間口四間×奥行三間 木造板葺平屋建

[規模] 水輪径一丈二尺 幅一尺 木製

樋口横三尺 長二間

水深三寸

馬力〇・一五

〔業種〕 紡績業

八丁二台

糸操台一六台

下夕卷一挺

〔引用〕 浅川大和田分水路〔南多摩郡小宮村西中野字安戸地

先浅川ヨリ流入スル大和田用水路〕

〔沿革〕 明治四三年（一九一〇）七月新設

1162 吉沢為蔵外共同 水車 〔北多摩郡〕

惣代人住所 北多摩郡小平村鈴木新田一二九九番地

水車所在地 北多摩郡小平村鈴木新田字堀端一二九九番地口号

地目・面積 郡村宅地 九畝一五歩

水車場 間口八間×奥行二間三尺 木造草葺平屋建

〔規模〕 水輪径一丈六尺 木製

樋口径八寸 横三尺

平常水深三寸二分

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼（二斗張）三台

搗臼（一斗張）七台

挽臼（一尺二寸）一台

〔引用〕 小平村小川用水路―北多摩郡小平村鈴木新田字北側

新宮筋飲用水―

〔沿革〕 明治四五年（一九一二）二月新設

1163 吉田喜三郎外五名共有 水車 〔荏原郡〕

惣代人住所 荏原郡矢口村古市場二〇四番地

水車所在地 荏原郡矢口村下丸子字北古川七三二番地

〔規模〕 水輪径一丈六尺

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼（四斗張）一二台

搗臼（二斗張）一二台

〔引用〕 光明寺池悪水路―調布村鶴木矢口村下丸子地内―

〔沿革〕 明治二四年（一八九一）二月新設

明治二九年（一八八六）一月継年期

1164 吉田彦治郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡由木村松木一三六六番地

水車所在地 南多摩郡由木村松木字一一号一三五九番地

〔業種〕 精穀業 製粉業

搗臼八台

挽臼一台

〔沿革〕 明治二七年（一八九四）三月頭書業種に変更

搗臼一四台

(前)
挽臼一台

吉田弥一郎 水車 [荏原郡]

所有主住所 芝区桜田本郷町四番地

1165
一番水車

水車所在地 荏原郡目黒村三田字太丸六〇番地

[規模] 水輪径一丈二尺

無堰

馬力〇・五八二

[業種] 製糸業

生糸器械二五台

[引用] 玉川上水三田用水白金分水路

[沿革] 明治一四年(一八八二) 一二月継年期

明治一九年(一八八六) 一〇月相続

相続人 小沢音松(荏原郡目黒村三田六七番地)

被相続人 小沢兵左衛門(父)

明治二八年(一八九五) 五月頭書水輪径、業種変更

擣臼(四斗張) 九台

生糸器械二五台

(前) 水輪径一丈五尺

擣臼(四斗張) 一六台

1166
二番水車

水車所在地 荏原郡目黒村三田字太丸六〇番地

地 目 郡村宅地

[規模] 水輪径一丈八尺

[業種] 精穀業 製粉業(営業用)

擣臼(三斗張未滿) 一台

挽臼(一尺五寸未滿) 四台

玉川上水三田用水白金分水路

[引用] 明治二九年(一八九六) 六月新設

明治二九年(一八九六) 一〇月業種変更

擣臼(四斗張) 三台

擣臼(一斗張) 九台

挽臼(二尺二寸) 一台

(前) 擣臼(四斗張) 六台
擣臼(一斗張) 九台

明治三一年(一八九八) 九月頭書人買受

売主 小沢音松(荏原郡目黒村三田六七番地)

明治三九年(一九〇六) 一二月頭書業種に変更

明治二八年(一八九五) 六月頭書業種に変更
明治三一年(一八九八) 九月頭書人買受

吉留利衛 水車 [豊多摩郡 荏原郡]

所有主住所 荏原郡目黒村上目黒二九八番地

1167 一番水車

水車所在地 豊多摩郡渋谷村中渋谷字鉢山分水口四九一番地

水車場 堅五尺×横三間 高一間

[規模] 水輪径一丈四尺一寸

滝ツボ深六尺 幅五尺 長三間

検定馬力一・六九三

[業種] 製綿業

綿打器械四台

[引用] 玉川上水三田用水鉢山分水路

[沿革] 明治一七年(一八八四)九月継年期

明治二四年(一八九一)一月水車所在地移転

豊多摩郡渋谷村中渋谷字鉢山分水口五〇二番地

(西郷従道所有地内)

(前) 水車所在地 豊多摩郡渋谷村中渋谷字鉢

山分水口四九一番地

明治三四年(一九〇二)二月相続

相続人 永田進一(荏原郡目黒村上目黒二九八番地)

被相続人 永田熊吉(荏原郡目黒村上目黒二九八

番地)

明治三四年(一九〇二)二月頭書人譲受

明治三五年(一九〇二)三月頭書水車所在地に移転

頭書水輪径、頭書業種に変更

(前) 水輪径一丈五尺

擣臼(四斗張)二二台

1168 二番水車

水車所在地 荏原郡目黒村上目黒字柳町二九七番地

地目 郡村宅地

[規模] 水輪径一丈九尺

堰高六尺 幅一間五尺

[業種] 精穀業(営業用)

擣臼(四斗張)二八台

擣臼(二斗張)四台

[引用] 目黒川悪水路

[沿革] 明治二九年(一八九六)五月新設

明治三二年(一八九九)五月相続

相続人 木村源次郎(荏原郡目黒村上目黒柳田二

九七番地)

被相続人 木村藤蔵(荏原郡目黒村上目黒柳田二

九八番地)

明治三四年(一九〇二)七月頭書業種に変更

(前) 擣臼(四斗張)三八台

明治三六年(一九〇三)四月頭書人譲受

1169 吉永郡蔵 水車 (在原郡)

所有主住所 日本橋区茅場町八番地

水車所在地 在原郡目黒村上目黒字駒場九二七番地

(規模) 水輪径一丈二尺

無堰

(業種) 精米業 (営業用)

搗臼 (四斗張) 一九台

(引用) 玉川上水三田用水駒場分水路

(沿革) 明治一四年 (一八八二) 七月継年期

明治一九年 (一八八六) 四月業種変更

搗臼 (四斗張) 九台 (馬力一・五)

糸繰器械六台

燃糸器械一台 (馬力〇・六)

(前) 搗臼 (四斗張) 一六台

明治一九年 (一八八六) 七月業種変更

搗臼 (四斗張) 一五台

糸繰器械四台

燃糸器械一台

明治一三年 (一八九〇) 六月業種変更

搗臼 (四斗張) 一九台

糸繰器械四台

燃糸器械一台

明治一三年 (一八九〇) 八月頭書業種に変更

(参考一)

(明治十九年四月十四日)

水車器械転換願

在原郡上目黒村九百二十七番地

吉永群造

指令按

書面願之趣聞届候条、着手并落成之節共猶当斤土木課 江届出可受檢
査事。

(理由) 本文水車ハ三田用水分水ニシテ米搗器械御許可相成居候
数十六本ノ内、四斗張九本及糸繰器械七台ニ变换候迄ニテ、水堰之
設アルモノニ無之水路ニ差支無之、同営業者連署ヲ以テ願出不都合
之聞毛無之候。

但税金之儀ハ糸繰器械之分ハ馬力ニ依リ、米搗器械之分ハ杵

数ニ依リ徴収之積

(但総馬力二・一分
内糸繰器械ノ馬力〇・六分)

(参考二)

(水車願書取下ケ願)

昨明治二十二年八月五日及九月十八日付其他数通書面以テ水車被害
宗田亀次郎及池上米蔵ニ係ル事件ニ付懇願仕候処、今般南豊島郡渋
谷村三井八郎左衛門外二人ノ仲裁ヲ以テ双方和解仕候ニ付、昨年中
懇願仕候書類悉皆御下ニ被成下度此段奉願候也。

明治二十三年七月三十一日

荏原郡目黒村元上目黒九百二十七番地

吉永郡蔵^①

東京府知事候爵 蜂須賀茂韶殿

(参考三)

水車被害之件趣旨

荏原郡目黒村上目黒九百二十七番地

平民 吉永郡蔵

右は芝区日影町宗田亀次郎所有水車管理人当邨元戸長池上光蔵ニ対スル水車被害之件ニ付数回懇願仕候通り、同人不法之所業及願意ノ要点左ニ上申仕候。

- 一 宅地下用水支線悪水吐ヲ自儘ニ塞ギ、且用水線路ヲ改鑿セシニ付妨害不尠候条、改正図面之通り回復致候様御処置ヲ相願候事。
- 一 深夜ニ乗シ官道ヲ掘超シ水樋ヲ新設シ、旧樋ノ上端ニ込入候ニ付是又旧樋ノ位置ニ相直シ候様致度候事。

右は昨明治二十一年六月五日夜自儘ニ該官道ヲ掘超シ水樋ヲ新設シ、且本年八月一日、二日両日ヲ以テ用水ヲ改鑿シ不容易妨害ヲ相受候間、何卒実地御檢分之上□□従前之通修復シ候様御処分被成下度、此段上申仕候也。

明治二十二年十二月十六日

右

吉永郡蔵^①

荏原郡長 林交周殿

1170 吉野泰三外五名共有 水車 (北多摩郡)

惣代人住所 北多摩郡三鷹村野崎九五番地イ号

水車所在地 (北多摩郡三鷹村野崎九五番地イ号)

(業種) 精穀業 製粉業

搗臼二台

挽臼一台

(沿革) 明治二七年(一八九四)三月頭書業種に変更

(前) 搗臼一四台

(前) 挽臼一台

1171 吉野武平 水車 (西多摩郡)

所有主住所 西多摩郡霞村師岡一二二番一号

水車所在地 西多摩郡霞村師岡字馬場一〇八番地

地目・面積 宅地 八歩

水車場 間口一間三尺×奥行一間三尺

(規模) 水輪径一丈一尺 幅一尺 中射

樋口 縦六寸 横二尺 長一間三尺

平常水深八寸

堰高四尺 幅二間三尺 長三間

〔業種〕 精穀業（自家用）

搗臼（三斗張未滿）三台

〔引用〕 〔霞村師岡〕私田用水路

堰ハ自用水田ノ為メニ設ケタル在来ノモノヲ其儘
使用ス！

〔沿革〕 大正五年（一九一六）一〇月新設

1172 吉野盛賢 水車 〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡松原村三六一七番地

水車所在地 西多摩郡松原村三六一六番地

〔規模〕 水輪径七尺六寸

〔業種〕 精穀業

搗臼一台

〔沿革〕 明治一八年（一八八五）二月（新設）許可

明治三四年（一九〇二）一月頭書業種に変更

（前）搗臼二台

1173 吉野吉蔵 水車 〔北多摩郡〕

所有主住所 北多摩郡多磨村是政一三八七番地

水車所在地 北多摩郡多磨村是政字雑田一三八七番地

〔業種〕 精穀業 製粉業（営業用）

〔沿革〕

搗臼（三斗張未滿）一七台

挽臼（一尺五寸以上）三台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

明治三五年（一九〇二）四月業種変更

搗臼（三斗張以上）三台

搗臼（三斗張未滿）一四台

挽臼（一尺五寸未滿）二台

搗臼（三斗張未滿）一五台

（前）挽臼（一尺五寸以上）一台

挽臼（一尺五寸未滿）二台

明治四一年（一九〇八）四月頭書業種に変更

1174 吉場伝右衛門 水車 〔北豊島郡〕

所有主住所 北豊島郡巢鴨町巢鴨二丁目二番地

水車所在地 北豊島郡巢鴨町巢鴨一五四二番地

〔規模〕 水輪径二丈四尺

木堰高八尺五寸

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼（四斗張）一八台

搗臼（一斗張）一二台

千川上水長崎分水路

〔沿革〕 明治一四年（一八八一）七月継年期

明治二四年(一八九一) 一二月売買

買主 今井五郎右衛門(小石川区小石川原町一〇番地)

売主 吉場伝右衛門(本郷区湯島三組町八一番地)

明治二九年(一八九六) 一〇月頭書人買受

〔規模〕

水輪径一丈

樋口 縦二尺 横三尺

平常水深二寸

〔業種〕

精穀業

搗臼(三斗張未滿) 四台

〔沿革〕

明治三六年(一九〇三) 六月頭書業種に変更

搗臼(三斗張未滿) 四台

(前) 挽臼一台

大正元年(一九一三) 九月廃業

1175 吉村吉右衛門 水車 [北豊島郡]

所有主住所 麴町区飯田町六丁目二番地

水車所在地 北豊島郡王子村五八番地

〔規模〕 水輪径二丈四尺

〔業種〕 精穀業(営業用)

搗臼七四台

〔引用〕 [石神井川]

〔沿革〕 明治一七年(一八八四) 二月継年期

明治二一年(一八八八) 九月廃業

1176 米山祐太郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡川口村下川口二〇六八番地

水車所在地 南多摩郡川口村下川口字堀口二〇六八番地

地目・面積 宅地 一反六畝一四歩

り

1177 竜津寺 水車 [北多摩郡]

住職島津逆禪住所 北多摩郡拝島村

水車所在地 北多摩郡拝島村字多摩辺一七七二番地

地目・面積 宅地 一反三步

[規模] 水輪径一丈 木製

樋桶 縦一尺 横二尺 長三間

水深六寸

[業種] 撚糸業

木村挽八挺器械一台

[引用] [玉川上水拝島分水路]

[沿革] 大正元年(一九一三)一二月新設

わ

1178 若林俊之助 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡忠生村下小山田

水車所在地 南多摩郡忠生村下小山田字桜ヶ谷九〇番地

地目・面積 郡村宅地 九畝一六歩

[規模] 水輪径一丈七尺

樋口 縦六寸 横二尺

平常水深三寸

検定馬力一・四五五八一七

[業種] 精穀業 製粉業(営業用) 製材業 製糸機械製作

擣臼(三斗張以上) 五台

擣臼(三斗張未満) 六台

挽臼(一尺五寸未満) 一台

木挽機械一台

木製グライバン一台

[引用] [忠生村小山田] 私用水路

[沿革] 明治二九年(一八九六)一月頭書人譲受

1179 脇坂一徳 水車 [四谷区]

所有主住所 四谷区霞ヶ岳四五番地

水車所在地 四谷区大番町字池尻八七番地

[規模] 水輪径一丈五尺

[業種] 精米業(営業用)

搗臼(六斗張) 八九台

搗臼(四斗張) 二台

[引用] 玉川上水四谷大木戸吐捨路

[沿革] 明治一四年(一八八二) 一二月継年期

明治二九年(一八九六) 一二月継年期

譲主 若林有信(南多摩郡忠生村下小山田)

明治三七年(一九〇四) 七月業種変更

搗臼(三斗張以上) 五台

搗臼(三斗張未満) 一〇台

挽臼(一尺六寸) 一台

木挽機械一台

木製グライパン一台

搗臼(三斗張以上) 五台

(前) 搗臼(三斗張未満) 一五台

明治三八年(一九〇五) 八月頭書業種に変更

1180 渡辺一敏 水車 [南豊島郡]

所有主住所 南豊島郡角筈村三二〇番地

水車所在地 南豊島郡戸塚村一七一番地

[規模] 水輪径二丈五尺

[業種] 精米業(営業用)

搗臼(四斗張) 一〇〇台

[引用] 神田上水戸塚分水路(神田上水ヨリ同村田面へ灌漑)

致候水尻)

[沿革] 明治二一年(一八八八) 九月新設

1181 渡辺力ツ 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡八王子町元子安一五九七番地

水車所在地 南多摩郡八王子町元子安字本村六八一番地口号

[規模] 水輪径九尺

樋口竪一尺 横二尺

馬力〇・二

[業種] 紡績業

[沿革] 明治三九年(一九〇六) 一〇月亮買

買主 柴田栄吉(南多摩郡八王子町横山一五八番地)

売主 秋葉ナカ(南多摩郡八王子町八日八一六番地)

明治三九年(一九〇六) 一二月頭書人買受

1182 渡辺金次郎 水車 [南多摩郡]

所有主住所 南多摩郡浅川村上長房二番地
水車所在地 南多摩郡浅川村上長房二番地

[規模]

水輪径一丈 幅一尺五寸 木製
樋口 縦三寸 横二尺 長二間
水路 深三尺 幅三尺 長五間

検定馬力一・〇三六四

[業種]

紡績撚糸業

[引用]

小仏川小名路分水路(浅川ノ分水ニシテ上長房子小名路ヲ通過スル)

[沿革]

一 水車場ハ宅地内ヲ幅三尺長サ五間高サ三尺掘崩シ
両側ヲ石垣ニテ築立ヲ、経一丈幅一尺五寸ノ車輪ヲ
仕懸ケ之レニ六分ノ角鉄線ヲ使用シ、水車ノ回転ス
ルト共ニ室内装置ノ撚糸諸器械ヲ運転セシム
明治四〇年(一九〇七) 四月新設
明治四二年(一九〇九) 八月馬力変更
(前) 検定馬力三・一八〇五四
大正四年(一九一五) 三月廃業

水車所在地 西多摩郡大久野村字新井二五六六番地二号

地目・面積 田 一二歩

水車場 間口三間×奥行二間

[規模]

水輪径一丈 幅八寸 木製 上射
樋口 縦一尺 横一尺二寸
堰高四尺五寸 水車場ヨリ三〇間

[業種]

精穀業

[引用]

幸神川新井分水路(大久野村字幸神ヨリ流出ノ幸神川ノ水ヲ同村新井二五六九番地先ヨリ引入レニ五六五・二五六六番ノ一田地ニ過スル田用水ヲ使用)

[沿革]

大正元年(一九一三) 九月新設

1184 渡辺群平 水車 [南豊島郡]

所有主住所 南豊島郡角筈村六三〇番地
水車所在地 南豊島郡角筈村字十二双三一九〇三二番地

[規模]

水輪径二丈 幅三尺七寸
精米業(営業用)

[引用]

神田上水助水堀

[沿革]

明治一九年(一八八六) 一二月新設
明治二〇年(一八八七) 一〇月頭書水輪幅に変更

1183 渡辺熊次郎 水車 [西多摩郡]

所有主住所 西多摩郡大久野村二五六四番地

(前) 水輪幅三尺四寸

明治二十年(一八八八) 一月頭耨業種に変更

(前) 擣臼(四斗張) 七〇台

東京府知事 高崎五六殿

隣地総代

矢島金兵衛[㊦]

(参考一)

水車取設之儀ニ付款願

南豊島郡角筈村六百三十番地平民

願人 渡辺群平

(参考二)

新設水車水頭分配意見

- 一 水車 一輪
- 但輪経 二丈
- 杵数 七十本
- 舂臼数 七十柄
- 但シ四斗張

平田貞次郎渡辺群平両人ヨリ水車新設出願ノ場所ハ、曩ニ出願許可相成候木村又七郎水車ト接近致シ大ヒニ關係アルモノニ付、水頭ヲ三所ニ適當ニ分配スルノ方法ヲ案スルニ、木村又七郎ハ既ニ許可相成居、渡辺群平ハ先願人ニシテ杵数モ平田貞次郎ニ比スレハ少数ナルヲ以テ、先ツ両人ノ杵数ニ応スル水頭ヲ引去リ、残水頭ヲ平田貞次郎ニ分配スルヲ適當トス。

右奉懇願候旨趣ハ角筈村字十二双三百十九番地并三百二十番地、三百二十一番地之内ニ營業水車取設ケ之儀ニ付、明治九年以降屢々出願仕候処、其当時御詮議之次第有之認許難相成旨其都度御指令相成不得止差扣罷在候得共、尚本年六月ニ至リ更ニ出願仕候次第ニ而、数年間熱心罷在候義ニ付事情御憐察被為垂御許可之義奉仰度、尤御允許之上ハ該場建築ハ勿論其他御命令之儀ハ毫毛違背不仕候間、何卒特典ヲ以而至急營業御認可被為下度此段奉憫願候也。

右

明治十九年十二月四日

渡辺 群平[㊦]

村総代

中野嘉兵衛[㊦]

杵数ニ応スル水頭ヲ算出センガ為ニ、別表ノ如ク小石川関口水車場外四ヶ所ニ於テ實際所要ノ水力ヲ測定セリ。表中全水力ハ水車ニ用ユル所ノ全水量ノ固有ノ馬力ニシテ、使用水力ハ器械ノ摩擦、水輪ノ不完全等ニヨリテ消耗スル所ノ力ヲ引去リテ、全ク碓杵等ヲ運轉スルニ必要ナル力、有効力ハ固有水力一馬力ニ付實際使用スル力ノ比例ナリ。

右五ヶ所ニテ測定算出セシ平均数ハ、
 毎分時間二杵ノ昇降スル回数 四十八

杵ノ昇ル高 九寸

杵ノ重量 九貫三百十二目

有効力 〇・四〇〇

故ニ平均杵一本ニ付要スル所ノ馬力ヲ算スレハ〇・一〇二六馬力ナリ。
 水車新設水路ノ水量ハ毎分時二千四百二十八立方尺ナリ。然レト
 モ多少ノ減水アルヘキカ、為ニ之ヲ千三百立方尺ト見積リ、杵数
 ニ応シテ水頭ヲ算スレハ、

木村又七郎分 杵六十本 水頭六尺一寸七分
 渡辺群平分 杵七十本 水頭七尺一寸九分

之ニ水面勾配ノ為ニ各五寸ヲ加ヘ以テ適當ノ水頭トス。即チ、

又七郎分 六尺六寸七分
 群平分 七尺六寸七分

総勾配三十三尺ノ内前二ヶ所分ヲ引去リ

貞次郎分 十八尺六寸四分

此杵数百八十本七分余ニ当ル

明治十九年十一月

水車馬力比較表

名称	毎分時杵ノ昇降スル回数	杵ノ昇ル高	杵ノ重量	全水力	使用水力	有効力
小石川関口水車	四十五	九寸七分	九貫七百五十目	二十九馬力・五・一五	十一馬力・五・〇・三八七	〇・三・八七
上目黒千野利兵衛水車	四十八	九寸五分	七貫百六十目	十馬力・三・四〇	四馬力・五・〇・四三五	〇・四・三五
雪ヶ谷村飯田政五郎水車	六十三	七寸五分	八貫二百五十目	三馬力・五・二〇	二馬力・四・〇・三五二	〇・三・五二
上目黒村竹内八郎水車	三十二	八寸	千〇六百目	四馬力・一・一〇	一馬力・七・二・〇・四一六	〇・四・一六

淀橋水車	平均	四十八	九寸	九貫三百二十目	二十五馬力・三五	十馬力・三九	〇・四一〇
							〇・四〇〇

明治十九年十一月

1185 渡辺群平 水車 (北多摩郡)

所有主住所 北多摩郡三鷹村下連雀一八六番地

水車所在地 北多摩郡三鷹村下連雀字橋上北浦一八六番地

水車場 間口四一間×奥行五間三尺 木造ブリキ亜鉛葺平屋建

(規模) 水輪径二丈二尺

樋口竪一尺 横四尺 長三〇間

平常水深六寸

水路長六〇間

堰高一尺

(業種) 精穀業 製粉業 (営業用)

搗臼 (三斗張以上) 二台

搗臼 (三斗張未満) 二八台

挽臼 (一尺五寸以上) 二台

品川用水路

(沿革) 明治三一年 (一八九八) 三月焼失

明治三二年 (一八九八) 四月再設

明治三六年（一九〇三）九月頭書人相続

被相続人 渡辺佐平次（父）

明治三六年（一九〇三）一〇月業種變更

搗臼（三斗張以上）二台

搗臼（三斗張未滿）一三台

挽臼（一尺五寸以上）四台

搗臼（三斗張以上）一台

（前）搗臼（三斗張未滿）一四台

挽臼（一尺五寸以上）四台

明治四二年（一九〇九）四月頭書業種に變更

1186 渡辺寿太外一五名共有 水車〔荏原郡〕

惣代人住所 荏原郡大崎村桐ヶ谷二一七番地

水車所在地 荏原郡大崎村桐ヶ谷五六二番地

〔規模〕 水輪径一丈三尺 幅二尺 上射

掛樋長一〇〇間

堰高一尺

〔業種〕 精穀業（営業用）

搗臼（四斗張）二台

搗臼（二斗張）七台

〔引用〕 品川用水大崎分水路

〔沿革〕 明治二八年（一八九五）五月新設

明治三八年（一九〇五）五月頭書人譲受

譲主 先代渡辺寿太（荏原郡大崎村桐ヶ谷二一七番地）

〔沿革〕

明治四〇年（一九〇七）六月頭書水輪径、頭書業種

に變更

水輪径一丈四尺

（前）搗臼（二斗張）四台

1187 渡辺仙次郎 水車〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡吉野村下一五八六番地

水車所在地 西多摩郡吉野村下字山神戸一六三四番地

地目 宅地

〔沿革〕 明治四一年（一九〇八）三月廢業

1188 渡辺代次郎 水車〔西多摩郡〕

所有主住所 西多摩郡吉野村下一五五一番地

水車所在地 西多摩郡吉野村下字淵ノ上一五四〇番地一号

地目・面積 山林 六反一畝三步

〔規模〕 水輪径一丈 幅六寸

樋口竪三寸 横八寸 長二〇間

石堰高五尺 幅二間

〔業種〕 精穀業 製粉業（営業用）

擣臼（三斗張未滿）四台

挽臼（一尺五寸未滿）一台

〔引用〕 柚木境沢（吉野村大字下柚木境ノ溪水）

〔沿革〕 明治三三年（一九〇〇）四月新設

大正七年（一九一八）三月廃業

渡辺徹夫 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡八王子町元字安一五九七番地

1189 一番水車

水車所在地 南多摩郡八王子町元字安字北田一九〇二番地

〔規模〕 水輪径一丈 幅一尺八寸 木製

樋口竪五寸 横二尺五寸 長一間四尺 勾配一間二

付一寸五分

水路深五寸 幅五尺

検定馬力〇・一一七五

〔業種〕 紡績業

八丁五台

糸操台三六台

下夕卷三挺

〔引用〕 河原測用水路

〔沿革〕 明治四一年（一九〇八）四月新設

1190 二番水車

水車所在地 南多摩郡八王子町元字安字北田一九〇二番地

〔規模〕 水輪径一丈 幅一尺八寸 木製

樋口竪五寸 横二尺五寸 長一間四尺 勾配一間二

付一寸五分

水路深五寸 幅五尺

検定馬力〇・一一七六

〔業種〕 紡績業

八丁五台

糸操台三六台

下夕卷三挺

〔引用〕 河原測用水路

〔沿革〕 明治四一年（一九〇八）四月新設

1191 渡辺 伝 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡八王子町元字安一九七〇番地

水車所在地 南多摩郡八王子町元字安字河原測一九七〇番地口号

〔規模〕 水輪径一丈四尺

竪二尺 横三尺

馬力〇・二二

〔業種〕 紡績業

〔引用〕 河原測用水路

〔沿革〕 明治一四年（一八八一）七月新設

明治三六年（一九〇三）六月頭書人買受

売主 西村茂三郎（南多摩郡八王子町元子安六〇六番地）

渡辺豊造 水車 〔荏原郡〕

所有主住所 芝区白金三光町三〇六番地

1192 一番水車

水車所在地 荏原郡大崎村上大崎三七〇・三七一番地

〔規模〕 水輪径一丈六尺 上射

無堰

馬力二・一六七五

〔業種〕 製紐業

組紐器械五〇台

〔引用〕 玉川上水三田用水大崎分水路

〔沿革〕 明治二〇年（一八八七）三月新設

明治二二年（一八八九）一〇月売買

買主 渡辺啓之助（芝区白金村三四三番地）

売主 今億新造（荏原郡谷山村三三番地）

明治二八年（一八九五）七月頭書業種に変更

〔前〕 擣臼（四斗張）一二台
擣臼（一斗張）一台

明治四四年（一九一一）一二月頭書人相続
大正二年（一九一三）九月廃業

1193 二番水車

水車所在地 荏原郡大崎村下大崎字袖ヶ崎一九八番地

〔規模〕 水輪径一丈八尺

無堰

馬力〇・三七九五

〔業種〕 製紐業

組紐器械二〇台

〔引用〕 玉川上水三田用水品川分水路

〔沿革〕 明治二九年（一八九六）四月新設

明治四五年（一九一二）二月頭書人相続

被相続人 渡辺啓之助（芝区白金三光町三〇六番地）

1194 渡辺文蔵 水車 〔荏原郡〕

所有主住所 荏原郡下野毛村四五二番地

水車所在地 （荏原郡下野毛村四五二番地）

〔規模〕 水輪径一丈八尺

〔業種〕 精穀業（営業用）

〔引用〕 擣臼（一斗張）六台
六郷用水路

〔沿革〕 明治一五年（一八八二）五月繼年期

明治二〇年（一八八七）三月廢業

〔參考〕

水車場入吐埋立之儀ニ付上申

元水車宮業人

渡辺文蔵

右ハ私水車場過日御検査之末、六郷用水ニ接続之入堀及吐堀等不都合之趣御談シニ付、右両堀共速ニ埋立従前通ニ仕、且水車廢業御届濟ニ付此段併テ御届申シ候也。

右

明治二十年三月十五日

渡辺文蔵④

東京府庁土木課御中

1195 和知丑五郎 水車 〔南多摩郡〕

所有主住所 南多摩郡南村小川四八二番地

水車所在地 南多摩郡南村小川字三号一五五番地

地目・面積 宅地 四畝一五歩

〔規模〕 水輪径一丈二尺

樋口竪七尺 横二間二尺

平常水深三尺六寸

〔業種〕 精穀業

擣臼（三斗張未滿）六台

〔引用〕 中島川分水路

〔沿革〕 明治二七年（二八九四）一月新設

明治三二年（二八九九）六月頭書人買受

売主 中村藤重郎（南多摩郡南村小川）

(参考) 欄登載資料一覧

資料中の()はおもな内容の要約、例示など

● 諸河川・流路引用水車

(番号)	(年代)	(資 料 名)	(頁数)
1	明治一九年	水車営業継年期及器械増願 (玉川上水三田用水大崎分水路にかかる青木丑之助水車)	21
2	明治三四年	復命書 (西多摩郡の井戸入川にかかる池谷久造水車)	50
3	明治三八年	〔水車現況図〕 (浅川にかかる石井源一水車)	56
4	明治三四年	復命書 (南多摩郡の田用水と湧き水を動力源とする石川安太郎水車)	60
5	明治二八年	水車輪減縮理由書 (玉川上水三田用水山下分水路にかかる伊藤佐五郎水車)	72
6	明治三三年	復命書 (玉川上水北側新井筋用水路、同神代分水路にかかる水車)	99
7	明治一九年	〔水車現況図〕 (三沢川にかかる榎本豊吉の生糸揚返水車)	100
8	明治三二年	水車営業継年期願 (北豊島郡王子村堰元組合用水の野菜洗い水利用の水車)	114
9	明治三四年	復命書 (南多摩郡の霞川分水路にかかる小沢鶴吉水車)	131
10	明治二〇年	水車新設願 (善福寺池下流の井草川にかかる粕谷良助水車)	150
11	明治一九年	水車新設之儀二付願上候 (神田上水助水路にかかる水車)	188
12	明治三二年	〔寛の図〕 (西多摩郡の大沢川にかかる栗原庄作水車)	197
13	明治二九年	〔水車現況図〕 (目黒川・蛇崩川にかかる小杉由太郎の複数水車)	215
14	明治三三年	復命書 (南多摩郡の小山田川にかかる水車の堰度について)	271
15	明治三四年	復命書 (日野町用水にかかる新設の水車と関係地主について)	298
16	明治二八年	第三二二五号 (浅川の無堰で流込を利用した水車)	316
17	大正 五年	回答 (并川にかかる堰扉開閉自在の水車について)	329
18	明治二八年	水車設計仕様書 (西多摩郡の大荷田川にかかる並木長三郎水車)	371
19	明治三六年	〔水車現況図〕 (多摩川にかかる原島孫市水車)	414
20	明治三三年	復命書 (玉川上水三田用水田道甲号分水路にかかる別所の複数水車について)	416
21	明治一九年	新規水車設立願 (神田川助水路にかかる水車)	421

22	明治二年	水車營業延期願 (古川筋にかかる三連水車)	445
23	明治二四年	〔水車器械配置圖〕 (四谷大木戸吐捨路にかかる村越平吉水車)	472
24	明治三四年	復命書 (南多摩郡鶴川村の長瀬戸谷溪流にかかる水車)	481
25	明治三五年	復命書 (六郷用水などを利用した水車)	487
26	明治二九年	証明書 (南埼玉郡元八王子子の無名の堀にかかる水車)	490
● 各種な産業			
(番号)	(年代)	(資 料 名)	(頁数)
1	明治二二年	〔水車再築願添書〕 (製紙原質製造業)	25
2	大正 五年	水車設計書 (生糸揚返水車の簡略な構造)	27
3	明治二〇年	水車營業器械増加願 (ビール麦割器械設置)	33
4	明治二八年	報告書 (紡績水車設置許可理由)	35
5	明治三五年	水車設計仕様書 (糸撚器械不運転時の堰板操作)	52
6	明治三六年	挽割器械増設計書 (麦挽割用器械仕様図)	91
7	明治二〇年	水車生糸製造器械増築願 (二件) (気鐘は煮繭用)	120
8	明治三〇年	水車分車願 (電線用糸製造用水車)	121
9	明治四〇年	〔紡績用水車設計圖〕 (南多摩郡浅川村の小沢為三郎紡績水車)	130
10	明治三五年	〔配置圖〕 備考 (水車場より五〇間も離れた紡績器械の運転)	136
11	明治四一年	〔水車配置圖と仕様〕 (南多摩郡恩方村乙津万兵衛の紡績水車)	139
12	明治四一年	記 (伸銅水車設置に付関係村々と結んだ条件)	145
13	明治四五年	設計書 (西多摩郡成木村加藤辰五郎の製材用水車の仕様)	157
14	大正 二年	製板器械取付図 (西多摩郡成木村加藤辰五郎の製材水車)	157
15	大正 六年	水車器械配置圖 (西多摩郡成木村加藤辰五郎の製材水車)	158

16	明治二九年	水車場分借葉品細末所ニ使用之儀ニ付警視庁へ回答案(葉種細末の水車)	167
17	大正 五年	水車加工許可願(製材同業者との競争のためセメント製造器械を増設)	171
18	明治三八年	仕様書(付 水車器械変更図(製綿水車))	286
19	明治二九年	〔綿打器械図〕(荏原郡大井村之田中弥之助水車)	319
20	明治三五年	〔水車現況図〕(南多摩郡浅川村の田中米吉紡績水車)	320
21	明治三六年	〔水車現況図〕(南多摩郡小宮村の西川千代吉紡績水車)	374
22	明治二七年	電気営業願(八王子電灯株式会社)	396
23	明治二八年	陳情請願書(八王子電灯株式会社の発電所増設につき)	396
24	明治二八年	〔発電所設置ニ対スル故障書〕	397
25	明治二八年	発電所増設之義ニ付回答案	399
26	明治二八年	三第二一〇号(発電所設置位置変更届につき照会)	399
27	明治二八年	三第二九号ノ三(西多摩郡西秋留村発電所設置願書下渡通知)	400
28	明治二九年	〔水車器械配置図〕(品川用水にかかる林治郎吉鉛丹製造用水車)	408
29	大正 三年	〔擦糸水車現況図〕(南多摩郡横山村の福島保水車)	432
30	明治二二年	水車修繕及ヒ転業願(活版印刷用の水車)	446

● 各種な事例		
(番号)	(年代)	(頁数)
1	明治四四年	23
	水車設計仕様書(仕様書の事例)	
2	明治三八年	55
	設計書(水車、伝動機、水路の設計仕様事例)	
3	明治三六年	62
	〔南多摩郡役所水車台帳様式〕	
4	明治二〇年	80
	北豊島郡長崎村水車堰修繕仕様(堰板の仕様事例)	
5	大正 四年	112
	〔上射図〕(西多摩郡調布村の大野金三郎外一名共有の水車)	

6	明治三〇年	水車分車願(分車の事例)……………	121
7	大正 六年	〔中射図〕(南多摩郡川口村の奥住相次郎水車)……………	125
8	明治三四年	〔四ツ柄杓図〕(西多摩郡の大沢川にかかる自家用四ツ柄杓水車)……………	140
9	明治四三年	一丙第四四一七号(許可済数年後に再び水車業開始の事例)……………	173
10	明治四五年	水車設置設計並ニ仕様書(水輪、穀搗場、紡績場の詳細な仕様書事例)……………	182
11	明治四一年	公有水路使用願(官有地借用事例)……………	184
12	明治三八年	水車設計書(詳細な仕様書事例)……………	200
13	明治一九年	理由書(季節により使用擣臼数の異なる場合)……………	203
14	明治二八年	〔トロバイン式水車図〕(立会川悪水路にかかる後藤恕作水車)……………	216
15	明治三四年	〔ノZZル・ホキール式水車配置図〕(西多摩郡の神戸川にかかる小峰半兵衛水車)……………	226
16	明治三五年	上申書(舟車廃止後の東京府庁水車台帳記載事項訂正方について)……………	251
17	明治三七年	六工収第一三一号(北多摩郡拝島村の廃止製糸水車の沿革について復命事例)……………	267
18	明治三九年	水面使用願(官有水面に堰設置の際の使用事例)……………	291
19	明治四一年	水車設置願(明治四〇年八月中の洪水で流出後の再設水車)……………	309
20	明治三四年	復命書(二ヶ所に設置の水車について)……………	375
21	明治四一年	理由(明治四〇年洪水のため破損した水車)……………	380
22	明治四〇年	水車場構造仕様書(水車輪と水車器械がかけ離れている水車)……………	418
23	大正 二年	〔下射図〕(南多摩郡小宮村の福島邦家水車)……………	431
24	明治三六年	水車構造変更願(舟車を廃止し普通羽根車に変更事例)……………	460
25	明治四五年	水車位置及器械変更願(長い間の休業から再開する水車)……………	477
26	明治三四年	〔寛図〕(西多摩郡小宮村の養沢川にかかる森屋理一水車)……………	480

● 水車行政

(番号)	(年代)	(資 料 名)	(頁数)
1	明治 八年	〔以書付奉願上候と指令〕 (内務省指令まで水車冥加金上納に及ばず)	32
2	明治三五年	〔指令案〕 (水車業規則違反による継続願取消)	48
3	明治三六年	一甲第九七五号ノ三 (水車名義人誤認に付訂正)	62
4	明治四〇年	調発第一〇〇号 (出願書紛失のため許可年月日不詳)	92
5	明治一九年	大野源兵衛水車堰度之儀ニ付敷願指令按 (堰度指令)	113
6	明治二八年	御請書 (行政府による許可時の厳守事項)	117
7	明治三一年	庶発第一九七五号 (共同水車免許権の売買譲与について伺い)	238
8	明治三七年	始末書 (水車業規則違反につき)	300
9	明治三八年	会往第十三号 (千川用水にかかる水車堰度調)	321
10	明治四三年	古川改修ニ関スル建議	328
11	明治四五年	古川上流ノ改修ヲ請求スル建議案	329
12	明治三八年	水車設置願提出ニ付申立書 (無免許水車について)	355
13	明治一八年	荏原北豊島両郡各村水車堰度御違方同之件 (荏原郡・北豊島郡の各村営業人水車堰度と無堰水車調)	361
14	明治四二年	命令書 (官有川敷使用の際の諸制限)	372
15	明治二〇年	水車堰取設ニ対シ故障出願下戻方御照会按 (新宿十二双に設ける水車堰について)	422
16	明治三一年	多摩川中流堰止取払願 (対岸の水車堰のため水勢による被害をうける水車)	495
17	明治一九年	水車器械転換願 (水車税の課税対象は製糸水車は馬力、精米水車は杵数)	508

● 廃業理由

(番号)	(年代)	(資 料 名)	(頁数)
1	明治三五年	水車業廃止御届 (明治三五年洪水を廃止理由とする水車)	34

2	大正 七年	水車廃止届 (大正三年洪水を理由とする水車廃止)	108
3	大正 六年	三田用水内堀使用廃止届 (動力変更を理由とする水車廃止)	152
4	大正 六年	水車廃止届 (電気動力導入を理由とする水車廃止)	190
5	明治四三年	水車流失届 (明治四三年洪水のため水車器械全部流失)	232
6	明治四一年	機械水車廃車届 (明治四〇年水害のため大部分流失)	237
7	明治四五年	水車業廃止届 (明治四三年洪水のため全部流出)	260
8	明治三九年	復文 (廃業出願水車は去る明治三十七年洪水の際破壊)	289
9	明治四三年	水車廃止届 (用水廃止のため)	297
10	明治三七年	水車業廃止届 (引用する水流欠乏につき)	306
11	明治四一年	水車廃業届 (客年の大洪水で水車流出のため)	306
12	明治四四年	府二発第一一六号 (客年八月洪水のため流亡の水車)	385
13	明治二〇年	水車場入吐埋立之儀ニ付上申 (六郷用水沿いの水路埋立のため水車廃業)	520

● 利水上の関連機関

(番号)	(年代)	(資 料 名)	(頁数)
1	明治二九年	庶甲第一〇号 (千川上水筋の陸軍火薬製造所との関係)	26
2	明治二〇年	火薬第六三〇号ノ二 (目黒の海軍火薬製造所との関係)	30
3	明治二〇年	水車新設之義ニ付照会按 (石神井川筋の陸軍火薬製造所との関係)	107
4	明治一九年	水車日数増掛願指令按 (海軍火薬製造所との関係)	199
5	明治三四年	〔復命書〕 (目黒火薬製造所近くの水車馬力検定報告)	254
6	明治一九年	水車営業継年願 (新宿御料地との関係)	262
7	明治三八年	〔新設水車堰ノ件ニ付回答〕 (千川水道株式会社との関係)	322
8	明治三九年	水車場用水路付換御願 (東京電気鉄道株式会社線路との関係)	328

9	明治一九年	水車移転之儀ニ付通牒按(印刷局との関係)	467
---	-------	----------------------	-----

● 水車争論

(番号)	(年代)	(資料)	(頁数)
------	------	------	------

1	大正 四年	水車創設ニ付隣地故障ノ申立(南多摩郡日野町日野における水車争論)	43
2	明治一九年	水車取除之儀ニ付上申書(六郷用水組合との水車争論)	137
3	明治一九年	水車取除之儀ニ付上申書下房之件(六郷用水組合との水車争論解決案)	137
4	明治三二年	甲第二三四号(白子川分水路の水車争論)	454
5	明治三二年	水車営業ニ付水路変更支障願(白子川分水路の水車争論)	454
6	明治三二年	見留平次郎水車回シ堀変更願ニ関スル故障取調概要(白子川分水路の水車争論)	455
7	明治三三年	復命書(白子川分水路の水車争論)	456
8	明治三九年	請願書(千川上水の水車争論)	468
9	明治三九年	請願書(千川上水の水車争論)	468
10	明治三九年	一甲第九七六号(千川上水の水車争論)	469
11	明治四〇年	一甲第三三六号(千川上水の水車争論)	470

● 水車議定

(番号)	(年代)	(資料)	(頁数)
------	------	------	------

1	明治 六年	差入申添書之事(三田用水一四ヶ村組合との水車議定添書)	31
2	明治一八年	水車取設ニ付契約書(荏原郡北品川宿外一〇ヶ町村用水組合との水車議定)	64
3	明治二七年	契約書(三田用水普通水利組合との水車議定)	154
4	明治一九年	約定書(渋谷川等における最寄地主との水車議定)	162
5	明治二二年	水車営業定約書(荏原郡北品川宿外一〇ヶ村用水組合との水車議定)	164

6	明治四三年	承認書（北多摩郡西府村中河原の水車議定）	290
7	明治三〇年	契約証（南多摩郡鶴川村小野路の水車議定）	292
8	明治三六年	契約書（南多摩郡小宮村の簡略な水車議定）	347
9	明治三五年	水車場設置ニ付具申書（浅川大和田分水路の簡略な水車議定）	350

● 水車政策

(番号)	(年代)	(資 料 名)	(頁数)
1	明治 八年	神田上水筋水車之義ニ付伺（上水筋を清潔にするため水車は悉皆取払いの見込み）	108
2	明治一九年	水車営業継続願（玉川上水本流を除く外は構造善良で水質汚濁の恐れのない水車の新設を認める裁定）	109
3	明治 八年	「水路御免許願」（民部省通商司払下げ英国製水車）	146
4	明治 八年	「水路御免許願ニ付始末書」（民部省通商司払下げ英国製水車の当初の沿革）	147
5	明治三〇年	歎願書（四谷大木戸吐捨路にかかる多くの精米水車について）	333
6	明治一九年	水車取設之儀ニ付歎願（東京府の水車政策の変換について）	515

● 経済背景

(番号)	(年代)	(資 料 名)	(頁数)
1	明治四二年	水車器械変更願（輸入の外国製粉名類に圧倒される国内産在来粉名類）	65
2	大正 七年	意見書（水車の新設は農村労働力不足を補う）	96
3	明治一九年	水車堰度之義ニ付歎願（東京市中本郷神田下谷小石川区など白米商からの飯米搗立委託を受ける）	113
4	明治三三年	水車器械交換願（玄米搗立は現在不景気に付粉名確に変更）	155
5	明治三六年	意見書（水車事業は民力休養的機械なれば一般的歓迎を表す）	280
6	明治三二年	水車日増設着手願（近來大麦の搗立を依頼される向き多いなどのため）	301
7	明治三九年	水車器械変更願（近來小麦粉名製造ニ付外国品輸入のため普通在来製造品粉名類売買安価に陥る）	324

8	明治三年	共有水車營業継年季明ニ付稼続願（食料の米麦舂搗のため）	370
9	大正三年	水車設置延期願（商況不況のため）	458
10	明治三〇年	水車新設願（世の需用は漸く水車業の拡張を促すにつき）	467

● 都市水車

(番号)	(年代)	(資料名)	(頁数)
1	明治三年	水車營業継続願（都市における水車）	175
2	明治三四年	水車新設仕様書（都市における水車新設の際の詳細な設計仕様）	327
3	大正六年	御願（都市における水車について）	330
4	明治二〇年	水車製糸器械ヲ米舂器械ニ変更願ヒハ御許可不相成候様致度願ヒ（市街地に設ける水車の周辺にあたる影響）	446
5	明治二年	水車転業願ノ義ニ付通牒按（市街地の水車争いについて）	447
6	明治三年	「水車願書取下ケ願」（市街地における水車争いについて）	508
7	明治三年	水車被害之件趣旨（市街地における水車争いについて）	509

● 移 転

(番号)	(年代)	(資料名)	(頁数)
1	明治三年	「水車移転図」（熊川分水にかかる石川弥八郎の水車）	61
2	明治四年	従前免許ヲ得タル水車移転願（玉川上水拝島分水路付け替えによる埼玉往環沿い水車の一斉移転）	87
3	明治四年	従前免許ヲ得タル水車移転及ヒ変更願（玉川上水拝島分水路付け替えによる埼玉往環沿い水車の一斉移転）	139
4	明治四五年	水車場位置変更許可願（水車回「転数」を上げるための移転）	314

● 馬力検定

(番号)	(年代)	(資 料 名)	(頁数)
1	明治四五年	府土発第二九号(生糸揚返用水車の馬力検定照会にたいする回答)	105
2	明治三七年	大発第二六四号(馬力検定計算例)	127
3	明治三五年	水車馬力検定復命書(馬力検定には安定した水位を要する)	226
4	明治三一年	水車馬力ノ儀ニ付上申書(馬力は常に一定でない)	311
5	明治四四年	馬力検定書付箋(水車輪二ヶ所の水車馬力検定について)	361
6	明治一九年	新設水車水頭分配意見(小石川関口水車場外四ヶ所の馬力比較)	515

● その他

(番号)	(年代)	(資 料 名)	(頁数)
1	明治二〇年	水車増杆願(旧幕以来の水車)	83
2	明治二八年	水車新設願(由利公正所有地を借用する水車)	85
3	明治三三年	復命書(浅川にかかる製糸会社資本の水車)	143
4	明治三二年	水車新築願(水車新設営業利益を渋谷小学校補助金とする)	153
5	明治二年	水車新設仕様概略(水車場の環境整備について)	177
6	明治九年	証(元禄年中よりの水車について)	326
7	明治二七年	水車新設営業願(甲州街道沿いの水車)	366

水車所在地索引

(水車番号別)

[区部] [荏原郡] [豊多摩郡]

[荏原郡]													[区部] (含伊豆国)						
池上村	玉川村	碑衾村	平塚村	品川町	大井村	世田ヶ谷村			大崎町(村)			目黒村	伊豆国	牛込区	麻布区	四谷区	芝区	小石川区	
72	302	233	86	129	23	1023	112	1193	781	6	1119	557	30	210	19	353	159	202	71
291	586	332	329	130	454	1083	128		989	124	1165	593	240			1021	456	203	181
609	596	414	393	438	721	1087	234		990	274	1166	600	257			1022	508	735	219
	934	415	500	730	818	1114	301		1039	300	1168	624	273				1179	977	515
	1112	601	628	731	845		439		1082	307	1169	638	313						536
		1010	666	766	1105		694		1085	434		746	385						738
			925	855	1106		711		1090	625		755	413						739
							753		1107	644		821	451						804
							815		1115	680		947	452						924
							973		1186	697		957	534						
							1016		1192	772		966	547						

[豊多摩郡] (含南豊島郡・東多摩郡)													[区部] (含伊豆国)								
角筈村	千駄ヶ谷町		渋谷町(村)		古川村			矢口村	馬込村	等々力村	雑色村	瀬田村	白金村	上沼部村	蒲田村	大森村	下野毛村	調布村	上目黒村	松沢村	駒沢村
357	745	81	1167	736	230		208	1163	314	787	431	1113	606	280	998	704	933	795	22	84	108
386	1074	106		737	256												1194	1086	384	190	461
959		109		756	308														572	206	729
1184		114		773	311																
		115		793	324																
		116		810	333																
		117		967	527																
		242		978	542																
		243		993	629																
		244		1036	665																
		403		1037	734																

[北豊島郡][北多摩郡]

〔北豊島郡〕																				
上練馬村	岩淵町	石神井村	板橋町	和田村	堀ノ内村	中野町	中渋谷村	戸塚村	高井戸村	杉並村	下落合	葛ヶ谷村	上落合	柏木村	落合村	永福寺村	江古田村	下渋谷村	代々幡村	内藤新宿
160	155	320	16	33	544	303	31	1180	1001	678	747	832	824	32	1013	696	151	397	574	334
319	275	335	17														158	1035	825	580
511	621	336	73																826	809
512	834	337	164																836	
632	892	404	227																	
		726	436																	
		930	634																	
			676																	
			679																	
			754																	
			1069																	

				〔北多摩郡〕																	
小金井村	砧村	神代村	小平村	拝島村	谷原村	長崎村	中新井村	地方今戸町	高田村	巢鴨町(村)	下練馬村	下板橋宿	志村	赤塚村	滝野川村	大泉村	王子村				
296	65	1038	42	958	7	550	9		214	152	975	340	218	896	50	453	175	622	193	195	154
297	66	1129	91	976	36	554	10				1174		656	228	712	299	209	229			
553	67		143	1062	62	569	25											317	637	639	
605	87		170	1065	350	595	27											944	1040	1002	
611	700		178	1078	502	663	28														1175
630	851		211	1079	568	871	29														
631	852		462	1144	615	872	166														
722	888		538	1162	648	873	167														
955	914		598		768	1081	284														
996	945		681		769	1177	464														
997	1139		778		877		496														

[南多摩郡]

	八王子町 (含八王子市)	〔南多摩郡〕																		
		武蔵野村	宮沢村	福島村	西府村	調布町	田中村	東村山	大神村	多摩村	千歳村	狛江村	谷保町	府中町	田無町	国分寺村	久留米村	立川村	砂川村	三鷹村
58		77	421	416	652	817	428	435	92	186	78	61	505	269	49	189	191	75	11	113
68								767	691	200	148	103	507	420	194	326	198	94	239	139
69								1080	816	213	849	646	597	587	497	327	499	246	260	197
74	18								349	850	780	619	727	577	351	594	250	626	519	
97	24								1173	987	833	763	926	578	636	880	251	627	591	
98	37									1108	865	928	610	771	999	718	672	592		
99	52										1104	830	1076	1011	791	764	664			
127	53															1031	802	785	710	
144	54															1032	1024	938	1049	
161	55																	970	1170	
176	56																			1185

	忠生村	由井村	恩方村	浅川村	小宮村																	
47	1048	703	187	1092	494	38	1182	904	518	309	8	1058	876	613	427	276	1	1136	846	759	483	199
168		744	212	1140	643	39		939	558	330	14	1059	897	635	444	277	2	1152	848	760	490	248
169		749	220	1141	713	88		1014	612	377	146	1146	908	695	448	304	3	1181	863	761	491	271
204		750	252	1150	748	111		1041	614	389	153	1147	937	783	449	305	4	1189	864	762	531	272
221		751	345	1151	889	258		1042	623	390	177	1149	948	784	475	306	57	1190	867	782	539	278
249		752	347		891	259		1043	660	391	224	1158	980	790	484	380	89	1191	921	786	540	288
261		794	348		932	283		1044	689	417	265	1159	981	792	487	422	90		922	789	541	289
262		856	401		1015	292		1046	690	441	267	1160	1008	842	488	423	140		923	805	559	381
338		952	455		1028	298		1047	724	442	279	1161	1009	853	501	424	142		946	807	589	468
339		953	661		1063	388		1060	835	443	281		1020	874	522	425	150		1019	808	645	469
474		1003	662		1075	440		1126	899	445	290		1057	875	562	426	171		1053	829	688	470

〔西多摩郡〕

堺村	桑田村	町田村	加住村	日野町	川口村	多摩村	南村	稲城村	横山村	元八王子村	鶴川村	七生村	由木村								
379	201	39	174	45	26	247	1195	5	1125	95	984	147	1117	70	840	100	659	20	429	64	566
432	854	41	472	63	255	368	120	110	1045	192	1118	328	882	101	675	21	466	105	607		
859	1121	76	529	138	489	433	374	172	1120	471	1124	358	883	104	732	215	524	134	608		
905	1122	245	881	205	723	467	446	196	770	1128	447	885	312	814	331	677	135	647			
	1123	526	956	323	886	504	503	322	799	1154	576	971	375	901	457	708	136	650			
		668	963	346	887	579	525	378	800	693	1084	450	902	482	728	137	707				
		803	962	620	915	777	616	651	903	788	1098	459	906	485	929	162	974				
			1006	641	1033	909	669	667	918	898	556	951	486	968	222	1007					
			1109	673	1089	1026	797	699	927	954	658	567	1004	223	1052						
				674	1176	1153	798	831	935	1025	765	640	1101	398	1091						
					1155	1102	985	963	1061	813	642	1164	399	1178							

古里村	小曾木村	桧原村	三田村	調布村	大久野村	小宮村	成木村														
217	1027	15	1172	588	216	1132	437	13	1051	354	59	1133	603	141	418	282	46	869	520	343	35
232	1066	34	649	231	1157	532	44	1099	528	126	1137	687	263	686	285	79	870	537	362	43	
310	1067	465	758	238	590	51	1100	549	156	1138	860	294	702	286	80	910	585	363	121		
342	1072	548	858	412	682	82	604	157	1183	895	341	715	287	118	911	654	364	131			
463	1110	551	861	430	720	83	633	163	931	396	841	394	179	983	671	365	145				
514	1111	581	878	458	965	119	657	180	941	492	1000	402	182	991	709	366	149				
563	1135	582	912	473	979	188	698	226	995	495	1093	407	183	1034	801	367	225				
602	1156	583	913	479	986	264	716	270	1017	513	1094	408	185	1064	838	387	315				
919	584	916	481	988	266	822	325	1030	545	1095	409	236	1070	839	400	316					
920	900	960	509	994	376	837	344	1050	564	1096	410	253	1071	843	476	318					
940	936	1056	510	1131	382	942	352	1130	570	411	254	1145	844	478	321						

〔西多摩郡〕

〔西多摩郡〕

瀬戸岡村	菅生村	熊川村	小河内村	平井村	霞村	福生村	西多摩村	五日市町	増戸村	氷川村	草花村	西秋留村	三ツ里村	明治村	青梅町	吉野村	東秋留村	戸倉村				
370	237	102	241	371	653	173	107	123	85	383	60	93	477	405	48	950	12	1005	373	1088	359	943
	725	506	356	565	894	740	460	372	533	480	184	295	521	406	132	1187	96	1029	395	1134	360	964
		862	1018	714	1012	741	552	523	561	546	235	618	670	530	133	1188	122	1077	516	1143	361	982
				969	1171	742	555	757	573	599	369	811	774	543	165		125	1103	517		419	1097
						743	812	857	733	683	493	823	775	575	268		207		560		571	1116
									779	706	498	827	776	655	293		355		684		705	1148
									992	1073	535	828	893	717	701		392		685		719	
												907	1127	847	806		617		692		884	
													1142	866	868		879		796		1054	
														890	972		917		819		1055	
																949		820		1068		